令和７年９月定例会

総務政策分科会会議録

令和７年９月29日～10月１日

場　所　第２委員会室

令和７年９月29日（月曜日）

午後０時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第25号　令和６年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

○報告事項

・令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

出席委員（５人）

主査	佐藤雅洋
副主査	齊藤了介
委員	山内いっとく
委員	今村光雄
委員	松本哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
総務部次長（総務･市町村担当）	那須隆輝
総務部次長（財務担当）	児玉洋一
危機管理局長兼危機管理課長	中尾慶一郎
総務課長	福島久大
部参事兼人事課長	伊東浩
行政改革推進室長	宮崎智美
財政課長	池田幸優
財産総合管理課長	廣池修次
営繕課長	下温湯盛久
設備室長	原田徹
税務課長	鎌田正
市町村課長	池北斉
総務事務センター課長	後藤道洋
消防保安課長	羽田貴一

総合政策部

総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
県参事兼総合政策部次長（政策推進担当）	佐野晃浩
総合政策部次長（県民生活担当）	長友修一
部参事兼総合政策課長	中村智洋
広域連携課長	酒匂晋也
秘書広報課長	佐藤純一郎
広報戦略室長	小山圭一
統計調査課長	芝吹政明
総合交通課長	松田隆
中山間･地域政策課長	濵川哲一
産業政策課長	川﨑智子
デジタル推進課長	福崎寿
生活・協働・男女参画課長	森山紀子
交通・地域安全対策監	坂元敏彦
女性活躍推進室長	前田直彦
みやざき文化振興課長	松元弘樹
人権同和対策課長	大迫義彦

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
政策調査課主査	藤原諒也

○佐藤主査　ただいまから、決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、御覧のとおりでありますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査における執行部の説明についてであります。分科会審査説明要領を御覧ください。

決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

最後に審査の進め方についてですが、総合政策部のみ２班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時０分休憩

午後１時２分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○田中総務部長　今回、御審議いただきます令和６年度決算につきまして、令和６年度決算特別委員会資料により御説明申し上げます。

資料３ページを御覧ください。

まず、令和６年度一般会計決算の概要についてであります。こちらは、令和６年度主要施策の成果に関する報告書から抜粋したものを掲載しております。

初めに、１の決算総括です。

令和６年度の決算額は、表の左から２列目ですが、歳入が7,078億6,318万7,000円、歳出が6,890億4,951万8,000円となっており、前年度と比較して歳入、歳出ともに増加しております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は188億1,366万9,000円となっております。

また、この形式収支から令和７年度へ繰り越すべき財源100億5,287万7,000円を差し引いた実質収支は87億6,079万2,000円となっております。

なお、前年度の実質収支との差である、単年度収支については47億2,510万7,000円の赤字となっております。

４ページを御覧ください。

次に、２の歳入決算の概要についてであります。

まず、表の左から２列目、令和６年度の一番下の合計欄、歳入決算額は7,078億6,318万7,000円で、対前年度比は、右端にありますとおり１％の増となっております。

歳入決算の特徴についてですが、表の一番上、自主財源は、対前年度約13億円、0.4％の減となっております。これは、自主財源の中の３番目、諸収入が貸付金元利収入の減少等により、減となったことなどによるものであります。

次に、表の上から６行目、依存財源でありますが、対前年度約84億円、2.1％の増となっております。これは、依存財源の中の４番目、県債が、県有スポーツ施設の整備等に伴う発行額の増加等により増となったことなどによるもので

あります。

５ページをお願いいたします。

次に、３の歳出決算の概要についてであります。

まず、（１）款別の表になりますが、左から２列目、令和６年度、一番下の合計欄、歳出決算額は6,890億4,951万8,000円で、対前年度比は、右端にあるとおり1.8％の増となっております。

特徴について御説明いたしますと、表の上から２行目の総務費は、県有スポーツ施設の整備などの投資的経費が増加したこと等により、対前年度約127億円、17.9％の増となっております。

次に、その２つ下の衛生費は、新型コロナ対策に伴う感染症予防事業費負担金返還金などの補助費等が減少したこと等により、対前年度約44億円、13.8％の減となっております。

次に、３つ下の商工費ですが、新型コロナ対策に伴う中小企業融資制度貸付金が減少したこと等により、対前年度約143億円、25.1％の減となっております。

さらに、次の３つ下の教育費は、地方公務員の定年引上げに伴う退職手当が増加したこと等により、対前年度約85億円、7.6％の増となっております。

６ページを御覧ください。

歳出決算の（２）性質別の状況であります。表の一番上の義務的経費は、人件費が増加したこと等により、全体で対前年度約72億円、3.1％の増となっております。

次に、表の上から５行目、太字になっております、投資的経費は、普通建設事業費の単独事業費が増加したこと等により、全体で対前年度約182億円、12.9％の増となっております。

最後に、同じく太字となっております、その他の経費ですが、補助費等や貸付金が減少したため、全体で対前年度約135億円、4.4％の減となっております。

歳出決算の概要については、以上でございます。

次のページ以降、Ⅱの令和６年度一般会計歳入決算の状況、Ⅲの地方公共団体財政健全化法に基づく報告につきましては、税務課長及び財政課長から御説明いたします。

また、Ⅳ～Ⅵの総務部における総合計画に基づく施策の体系表、令和６年度決算事項別明細総括表及び監査結果報告書指摘事項等総括表につきましては、総務課長から御説明いたします。

各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鎌田税務課長　決算特別委員会資料７ページを御覧ください。

Ⅱ、令和６年度一般会計歳入決算の状況のうち、県税収入決算等について、税務課より御説明いたします。

（１）歳入増減の主な内容についてであります。

表の左側の科目、県税の令和６年度の収入額は1,120億2,348万5,000円で、表の中ほどの増減欄にありますように、令和５年度に比べて17億6,228万3,000円の増、増減率は1.6％となっております。

表の右側に増減の主なものを記載しております。１億円以上の増減があったものについて説明いたします。

まず一番上、県民税のうち個人県民税は、定額減税の実施により10億1,467万9,000円の減となっております。

次に、その下、事業税のうち法人事業税は７億3,019万2,000円の増となっております。これは、金融・保険業、卸売・小売業等の所得の増加によるものであります。

次に、下から２行目の地方消費税は、物価上昇により17億887万円の増となっております。

一番下の不動産取得税は、既存の大規模家屋の取得の増加に伴い３億1,395万3,000円の増となっております。

資料の８ページを御覧ください。

表の上から２行目の自動車税は、環境性能割の１台当たり課税標準額の増加等により、１億4,236万5,000円の増となっております。

次に、その下の軽油引取税は、貨物輸送量の減少等により、２億5,110万6,000円の減となっております。

続きまして、表の左側、２つ目の科目、地方消費税清算金についてであります。これは、法人等の所在地で納付された地方消費税を、商品・サービス等の最終消費地に帰属させるために、都道府県間で清算を行うものであります。

令和６年度の清算金収入は、対象となる地方消費税収が増加したことにより558億5,679万2,000円で、令和５年度に比べ15億3,571万5,000円、2.8％の増となっております。

資料の９ページを御覧ください。

こちらの表は、ただいま御説明いたしました県税収入額と最終予算額、調定額、不納欠損額等を比較し、表の右側２列の収入未済額、徴収率を示した県税歳入決算の内訳となります。

表の一番上、県税計の欄ですが、令和６年度の県税歳入決算は、左側からＡの最終予算額1,117億6,000万円に対しまして、Ｂの調定額1,131億4,770万7,000円、Ｃの収入済額が1,120億2,348万5,000円となっております。この結果、Ｄの予算に対する増減額は２億6,348万5,000円の増となっております。また、Ｅの不納欠損額は6,271万2,000円で、この結果、Ｇの収入未済額は10億6,151万円となっております。

最後に、一番右端のＨの徴収率は、前年度と同率の99％となりました。

○池田財政課長　県税等以外の令和６年度一般会計歳入決算の状況について御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

まず左上、科目下でございますが、地方譲与税について255億6,586万4,000円で、対前年度28億8,500万円余、12.7％の増でございます。こちらは、区分の５つ目の特別法人事業譲与税の増等によるものでございます。

次の地方特例交付金は34億7,791万6,000円で、対前年度28億600万円余、417.9％の増でございます。こちらは、定額減税減収補填特例交付金の新設に伴う増によるものです。

次の地方交付税は2,022億5,449万5,000円で、対前年度53億7,300万円余、2.7％の増であります。これは、給与費の増等に伴う普通交付税の増などによるものです。

11ページを御覧ください。

上から２つ目、使用料及び手数料は91億6,408万8,000円で、対前年度１億2,800万円余、1.4％の増であります。これは、農林水産業手数料の動物用生物学的製剤（豚熱ワクチン）の交付手数料の増等によるものです。

次の国庫支出金は1,070億2,950万6,000円で、対前年度132億7,800万円余、11％の減でございます。こちら、一番下の総務費国庫補助金及び12ページの一番上の衛生費国庫補助金が、新型コロナ対策に伴う補助金の減等により、減額したことなどによるものです。

12ページを御覧ください。

下から２番目の財産収入は10億755万6,000円で、対前年度１億6,600万円余、14.2％の減であります。これは、財産売払い収入の減等によるものです。

次の寄附金は５億5,736万6,000円で、対前年度２億1,300万円余、62.2％の増であります。これは、総務費寄附金の企業版ふるさと納税寄附金の増等によるものです。

13ページを御覧ください。

一番上の繰入金は400億9,314万4,000円で、対前年度91億8,700万円余、29.7％の増であります。これは、基金等からの繰入金の増によるものです。

１つ飛びまして、諸収入は479億6,127万8,000円で、対前年度108億5,100万円余、18.5％の減であります。これは、中小企業融資制度の貸付金元利収入の減等によるものです。

最後に、県債は761億8,110万2,000円で、対前年度106億300万円余、16.2％の増であります。これは、区分欄の１つ目、総務債の県有スポーツ施設整備事業費の増等によるものです。

14ページを御覧ください。

（２）収入未済額の状況でございます。表の一番下の合計欄を御覧いただきますと、令和６年度の一般会計の収入未済額は14億7,609万3,000円であり、対前年度１億7,100万円余、13.1％の増であります。これは、県税で増加したことに加えまして、国庫支出金において、収入未済額が生じたことによるものなどでございます。

歳入決算は以上であります。

続きまして、15ページを御覧ください。

県債発行額及び県債残高の推移のグラフでございます。

上の折れ線グラフが県債残高の全体で、下の折れ線グラフが臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高になります。いずれも減少傾向で推移していましたが、令和元年度から下の実質的な県債残高が増加に転じております。これは、防災・減災、国土強靭化に係る公共事業や国スポ・障スポ大会開催に伴う県有スポーツ施設整備等によるものでございます。

16ページを御覧ください。

財政関係２基金の残高のグラフでございます。折れ線グラフを御覧ください。

令和２年度までは450億円程度で推移しておりました。令和３年度以降、地方交付税の再算定等に伴う増加が見られておりまして、令和６年度末の残高は564億円となっています。

17ページを御覧ください。

経常収支比率の推移のグラフでございます。経常収支比率は、経常的に支出される経費に充当した経常的収入が、経常的収入の総額に占める割合を示した指標であり、高いほど財政が硬直化していることを示すものでございます。令和６年度は、退職手当などの人件費の増加により、対前年度1.9ポイント悪化し、91.5％となっております。

次のページ以降で、地方公共団体財政健全化法に基づく報告について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

２の審査の結果、表の健全化判断比率の４つの指標を御覧ください。

①実質赤字比率は、一般会計と特別会計に赤字額がある場合、また、②連結実質赤字比率は、さらに公営企業会計までを含めまして、赤字がある場合に比率を算出するもので、いずれも実質収支が黒字のため、比率は算定されておりま

せん。

③実質公債費比率は、一般会計等の公債費と公営企業債の償還に対する繰出金を加えた実質的な公債費を、県の経常的な収入である県税、地方交付税、臨時財政対策債などの標準財政規模等で割った数字でありまして、前年度より0.1ポイント上昇し、11.6%となっております。

④将来負担比率は、将来、県の負担となる可能性がある一般会計・特別会計、公営企業会計、さらに出資法人の負債等の総額について、県の経常的な収入である標準財政規模等で割った数字であり、前年度より9.9ポイント上昇し、107.6%となっております。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに増加しておりますが、いずれも一番右側の欄にあります早期健全化基準を大きく下回っております。

監査委員の審査意見は、指摘はございませんが、３の審査意見に記載のとおり、今後とも多額の財政負担が見込まれることから、引き続き適正な財政運営に努めていただきたいとの意見をいただいております。

21ページを御覧ください。

資金不足比率審査意見書についての内容でございます。

まず、２の審査の結果でございます。いずれの公営企業会計も資金不足は発生しておりません。監査委員の審査意見は、指摘はございませんが、３の審査意見に記載のとおり、今後とも適正かつ効率的な事業運営を行うとともに、経営基盤の強化に努めていただきたいとの意見をいただいております。

なお、次のページには、参考といたしまして、先ほど説明いたしました４指標の推移と、各比率の詳細な説明について記載しておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、資料にはございませんけれども、今後の財政運営について一言述べさせていただきます。

本県財政は自主財源に乏しく、地方交付税等に大きく依存する脆弱な財政構造であります。今後、社会保障関係費に加えまして、施設の老朽化、国土強靱化対策、国スポ・障スポ大会開催に係る経費、物価高への対応など、多額の財政負担も見込まれております。このような中にあっても、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進、若者・女性を重視した人口減少対策の強化等を通じまして、本県を本格的な成長軌道に乗せ、持続可能で希望あふれる宮崎を築いていく必要がありますことから、今後とも、健全な財政運営に努めながら、本県を取り巻く諸課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○福島総務課長　資料23ページを御覧ください。

総合計画に基づく総務部の施策の体系表につきまして、概要を御説明いたします。

まず、右側の施策の柱、持続可能な中山間地域づくりについてであります。

改善事業「県・市町村連携推進ステップアップ」におきましては、行政サービスの充実に向けた広域的な取組に対し支援を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を推進したところであります。

続きまして、多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

上から１つ目の新規事業「環境配慮型県庁立体駐車場整備」では、太陽光パネルや電動車充電設備を備え、浸水時に一時避難施設ともなる立体駐車場を整備するため、実施設計を行い、今年３月に着工したところであります。

次に、その４つ下の新規事業「南海トラフ地

震等に備えた避難所環境改善」では、市町村が指定する指定避難所のうち、マンホールトイレの整備が困難な県有17施設に対して備蓄トイレセットの整備を行ったところであります。

最後に、老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効活用についてであります。

「宮崎県東京ビル再整備」では、選定事業者と締結する各種契約や設計業務において、専門的視点から助言を受け、計画どおり旧ビルの解体が完了し、新ビルの建設に着手したところでございます。

24ページを御覧ください。

令和６年度決算事項別明細総括表についてであります。

一番上の段は総務部の合計欄となりますけれども、一般会計と特別会計を合わせまして、予算額2,600億2,245万3,173円に対し、支出済額は2,575億1,948万7,147円、翌年度への繰越額は８億1,599万7,000円、不用額は16億8,696万9,026円となります。

なお、執行率は99％、翌年度への繰越額を含めた執行率は、括弧書きの99.4％であります。

次に、25ページを御覧ください。

令和６年度監査結果報告書指摘事項等総括表についてであります。

総務部に係る監査結果報告書指摘事項等におきまして、３件の注意事項を受けております。

なお、資料に記載はございませんけれども、令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、県税収入の確保について、意見・要望事項がございましたが、詳細につきましては、後ほど税務課長から御説明させていただきます。

続きまして、総務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

令和６年度決算事項別明細説明資料でございます。

この資料では、各課の歳出決算における目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明させていただきます。

総務課の決算額は、一番上、総務課計の欄になります。

予算額４億2,150万円に対し、支出済額は４億984万861円、不用額は1,165万9,139円、執行率は97.2％となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

上から４段目の（目）一般管理費の不用額292万822円であります。主なものといたしましては、一番下の委託料105万4,000円でありますけれども、これは、政策調整研究費に執行残が生じたものでございます。

27ページを御覧ください。

（目）文書費の不用額873万8,317円であります。主なものとしましては、中ほどの需用費653万6,199円でありますが、これは、条例等を公布するために発行いたします県公報印刷費の執行残でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○伊東人事課長　人事課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の28ページを御覧ください。

人事課の決算額は、表の一番上、人事課計の欄になります。予算額64億186万1,000円に対しまして、支出済額は59億8,635万216円、不用額は４億1,551万784円であり、執行率は93.5％でございます。

次に、主な不用額について御説明いたします。

まず、表の上から４段目、（目）一般管理費の不用額２億3,712万7,317円であります。主なものといたしましては、中ほどの職員手当等１億8,815万2,651円でありますが、これは、時間外勤務手当の執行残などによるものでございます。人事課では、知事部局職員全体の時間外勤務手当の調整経費などを一括して計上しておりますが、執行額が見込額より少なかったことによるものでございます。

29ページを御覧ください。

表の上から３段目、（目）人事管理費の不用額１億7,838万3,467円であります。主なものといたしましては、表の上から５段目、職員手当等１億6,860万2,292円でありますが、これは退職手当の執行残などによるものでございます。

人事課では、知事部局職員全体の退職手当を一括して計上しておりますが、支給額が見込額より少なかったことによるものでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○池田財政課長　財政課の決算の状況につきまして御説明いたします。

30ページを御覧ください。

当課には、一般会計と公債管理特別会計の２つの会計がございます。表の１段目、財政課計がこの２つの会計を合わせた当課の決算額になります。予算額1,824億6,327万8,792円に対しまして、支出済額は1,821億8,049万8,202円であり、不用額は２億8,278万590円、執行率は99.8％となっております。

２段目が、一般会計の計でございます。予算額1,090億8,275万3,792円に対しまして、支出済額は1,087億9,997万3,510円であり、不用額は２億8,278万282円、執行率は99.7％でございます。

以下、主な不用額について御説明いたします。

５段目の（目）一般管理費の不用額が２億4,616万9,092円で、執行率が89.5％です。主な理由としまして、財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに、各部局で突発的に必要となった経費などを賄う共通経費を計上しております。この経費は、例えば、国庫補助金の返還が生じた場合などに、財政課から予算を分任し対応するものです。所要額の正確な見込みが困難なものや、その他不測の事態に備えるものであり、財政課においては、年度末までこの予算を確保しておく必要がありますので、不用額のほとんどは、この共通経費の執行残によって生じるものでございます。

31ページを御覧ください。

下から２段目の（目）財産管理費の不用額が2,937万417円です。主な理由としまして、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金への積立てを予定しておりました「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ募金及び企業協賛」の令和６年度の収入金額が、見込みを下回ったことによりまして、積立金が執行残となったものでございます。

34ページを御覧ください。

下から２段目の（目）予備費でございます。予備費は、例えば訴えの提起など、年度途中の不測の事態により、予定外の支出が必要となった場合などに対応する経費でございます。

予備費は、当初予算額に毎年度１億円を計上しておりますが、このうち令和６年度中に9,364万2,208円を充用いたしました。この結果、残額の635万7,792円が不用額となっております。

なお、予備費の充用先の内訳につきましては、右の説明欄に記載のとおり、①にある訴訟等に伴う弁護士への着手金及び謝金、②にある管理

運営瑕疵事故等の損害賠償金、③第50回衆議院議員総選挙費用など、合わせて31件となってございます。

35ページを御覧ください。

公債管理特別会計についてでございます。この会計は、公債費の経理を明確にするために設置したものであり、一般会計からの繰入金などにより、県債の元利等の償還を行っております。

表の１段目、公債管理特別会計の計について、予算額733億8,052万5,000円に対しまして、支出済額は733億8,052万4,692円であり、不用額は308円、執行率は99.9％でございます。いずれの目も不用額が100万円以上のもの、執行率90％未満のものはございません。

36ページを御覧ください。

公債管理特別会計の歳入決算について御説明いたします。

上の表の一番下の段、歳入合計が歳入の決算額になります。予算現額733億8,052万5,000円に対し、調定額及び収入済額は733億8,052万4,692円であり、不納欠損額及び収入未済額はありません。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○廣池財産総合管理課長　財産総合管理課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料37ページを御覧ください。

財産総合管理課の決算額としましては、一番上の財産総合管理課計の欄になります。予算額39億9,978万6,000円に対し、支出済額は32億9,783万4,684円、翌年度繰越額は４億5,903万7,000円、不用額は２億4,291万4,316円となっております。執行率は82.5％でありますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にあります93.9％となります。

不用額の主なものを御説明します。

ページの中ほど、（目）財産管理費の不用額は１億4,790万3,894円でございます。主なものとしまして、まず、下から２段目の需用費3,919万9,990円は、本庁舎・各総合庁舎の非常時に使用する発電機等の電気設備燃料費及び電気代等の執行残であります。

38ページを御覧ください。

一番上の委託料1,561万8,808円は、庁舎の清掃警備や機械設備修繕委託等の執行残であります。

続きまして、その２段下の工事請負費8,205万645円は、庁舎の修繕工事等に伴う執行残であります。

続きまして、ページ中央から３段下、（目）県有施設災害復旧費の不用額9,419万1,239円は、災害等により被災した県有施設の補修・復旧経費の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

39ページを御覧ください。

「２　安全な暮らしが確保される社会づくり」の「（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。これは、県公用車への電動車拡大に伴う充電設備などの環境を整備するとともに、浸水時に一時避難施設ともなる立体駐車場を整備する事業であり、主な実績内容は、今年度末の工事完了に向けて実施設計を行ったものであります。

なお、工事につきましては、今年３月に着工したところでございます。

41ページを御覧ください。

「１　その他（県政一般）」の「（１）老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効活用」についてであります。これは、宮崎県東京ビルに

ついて、民間活用による再整備を行い、財政負担を抑えながら、将来にわたって県政発展を支える機能を維持することを目指す事業であり、主な実績内容は、選定事業者との各種契約の締結や設計業務において専門的な視点から助言を受けながら、計画どおり旧ビルの解体を完了させるとともに、新ビルの建設に着手したものでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○下温湯営繕課長　当課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の43ページを御覧ください。

営繕課の決算額は、一番上の営繕課計の欄になります。予算額は３億2,040万4,000円に対して、支出済額は３億1,979万3,029円、不用額は61万971円、執行率は99.8％となっております。目の不用額が100万円以上及び執行率が90％未満のものはございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○鎌田税務課長　税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料45ページを御覧ください。

税務課の決算額は、表の一番上の税務課計の欄となります。予算額607億2,677万5,000円に対し、支出済額は605億270万7,297円、不用額２億2,406万7,703円であり、執行率は99.6％となっております。

次に、主な不用額について御説明します。

上から４行目の（目）税務総務費の不用額は１億8,043万3,461円であります。その主なものとしましては、表の中ほどの共済費816万8,281円、これは※令和７年１月31日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

その２つ下、償還金、利子及び割引料の不用額１億7,021万8,321円は、過年度分の県税の還付額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、表の下から５行目の（目）賦課徴収費の不用額は2,164万7,649円であります。

その主なものは、46ページを御覧ください。

２行目の需用費478万8,678円、その下の役務費623万5,768円は、県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷や郵送料などの事務費の執行残であります。

次に、下から２行目、負担金、補助及び交付金の不用額471万2,709円は、市町村が行う個人県民税の賦課徴収に係る事務の経費を市町村に交付いたします個人県民税徴収取扱費交付金が見込みを下回ったことによる執行残となっております。

48ページを御覧ください。

表の上から５行目の（目）ゴルフ場利用税交付金の不用額644万4,634円と、次の49ページ、上から２行目の（目）法人事業税交付金の不用額1,529万8,000円につきましては、税収の一定割合を市町村に交付する、これらの交付金のいずれも交付額が見込みを下回ったために、執行残が生じたものでございます。

続きまして、歳入歳出決算審査意見書において、監査委員より意見がありましたので御説明いたします。

資料の50ページを御覧ください。

４の（１）県税収入の確保についてでありま

※15ページに訂正発言あり

す。上から４行目の終わりから読み上げます。

４の（１）県税収入の確保についてであります。上から４行目の終わりから読み上げます。県税の収入未済額10億6,151万円のうち、個人県民税は６億7,222万円となっており、今後とも、個々の納税者の状況に配慮しつつ、賦課徴収を行う市町村との連携を密にして、効果的な徴収対策に努めていただきたいとの御意見でありました。

個人県民税は、県税収入額の約28％でありますが、収入未済額は県税全体の約63％を占めており、徴収対策の最重要課題となっております。このことから、賦課徴収を行う市町村の徴収業務を促進するため、各県税・総務事務所におきまして、徴収担当職員の併任人事交流、市町村からの徴収引継、管内市町村との合同徴収対策会議等を実施するとともに、特別徴収制度の適正化の推進など、収入未済額圧縮に取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村とさらなる連携強化を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

○池北市町村課長　市町村課の歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の52ページを御覧ください。

市町村課の決算額は、一番上の市町村課計の欄になります。予算額20億9,724万8,381円に対しまして、支出済額は20億10万4,416円、不用額は9,714万3,965円であり、執行率は95.4％であります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

54ページを御覧ください。

上から２段目の（目）市町村連絡調整費の不用額383万8,943円であります。主なものは、（節）の欄の上から４段目の共済費でございますが、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

59ページを御覧ください。

一番上の段の（目）衆議院議員選挙費の不用額9,150万9,795円であります。主なものは、一番下の負担金、補助及び交付金の9,030万9,462円で、これは、投票所設置などに係る経費として、各市町村に交付する市町村交付金や選挙運動・政見放送などの選挙公営負担金が見込みを下回ったことによるものであります。

なお、衆議院議員選挙費は全額国費により措置されております。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の60ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　安心で快適に暮らせる社会づくり」の「（１）持続可能な中山間地域づくり」についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績について御説明いたします。

改善事業「県・市町村連携推進ステップアップ」では、水道事業の広域化に取り組む団体への補助支援を行ったほか、知事と市町村長が、県の重要課題や地域課題について率直な意見交換を行う宮崎県・市町村連携推進会議の開催や、市町村職員同士が意見交換を行う広域連携促進ワークショップ等の実施により、県と市町村及び市町村間の連携強化に努めたところであります。

資料の61ページを御覧ください。

施策の成果としましては、②にありますとおり、施策指標、広域連携につながる取組創出では３件、もう一つの指標、連携推進に係る県の

支援の満足度向上――これは、市町村へのアンケートでありまして、令和５年度の65％から令和８年度には２割アップの85％を目指しておりますが、令和６年度は前年を下回り54％となりました。

今後、市町村ともしっかり意見交換を重ね、事業内容を精査・工夫しながら、目標達成に鋭意取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○後藤総務事務センター課長　総務事務センターの歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料62ページを御覧ください。

総務事務センターの決算額は、一番上の総務事務センター計の欄にありますように、予算額７億1,545万5,000円に対しまして、支出済額７億190万2,432円、不用額1,355万2,568円、執行率98.1％となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

上から４段目、（目）一般管理費の不用額426万5,114円であります。主なものとしまして、中ほどの共済費321万6,943円でありますが、これは令和７年１月30日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことによる執行残であります。

63ページを御覧ください。

一番上の段、（目）人事管理費の不用額704万6,254円であります。主なものとしまして、下から４段目の委託料95万7,225円は、健康管理事業に係る業務委託費等の執行残であります。

下から２段目の工事請負費353万9,780円は、職員健康プラザにおける消火・換気設備改修工事費の執行残であります。

64ページを御覧ください。

一番上の段、（目）恩給及び退職年金費でありますが、右から２列目の執行率が84.9％となっております。これは、昭和37年12月以前に退職された県職員に係る恩給等の執行残によるものであります。

下から２段目、警察費に係る（目）恩給及び退職年金費でありますが、右から３列目の不用額が194万8,500円となっております。これは、元警察職員に係る恩給の執行残であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○中尾危機管理局長　危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

資料65ページを御覧ください。

危機管理課の決算額は、一番上の危機管理課計の欄にあります。予算額19億3,603万2,000円に対して、支出済額は12億5,749万9,263円、翌年度繰越額３億4,296万円、不用額は３億3,557万2,737円、執行率は65％でありますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にあります、82.7％となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

中ほど、（目）防災総務費の不用額8,740万5,331円であります。

主なものとしましては、66ページを御覧ください。

一番上の段の需用費2,631万5,098円は、災害対策や災害支援物資拠点施設、県有施設の指定避難所に係る消耗品や資機材購入等の入札残などであります。２つ下の委託料3,321万2,290円は、マンホールトイレ設計委託の入札残や、えびの高原周辺の火山ガス測定におきまして、噴火が起きた場合に備えて計上している測定費用が、昨年度、硫黄山では大きな噴火等が発生しなかったため、不用となったもの等であります。

３つ下の備品購入費1,419万2,420円は、指定避難所のうち、県有施設に係る資機材購入の入札残等であります。

次に、下から３段目の（目）救助費の不用額は２億4,816万7,406円、執行率は43.3％となっております。救助費につきましては、例年、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合の備えとして予算計上しており、この経費の負担の性格上、年度末まで確保しておく必要がありますが、不用となったものであります。

主なものとしましては、67ページを御覧ください。

下から２段目の負担金、補助及び交付金は、市町村の避難所運営や被災住宅の応急修理費等の救助経費として２億6,000万円を予算計上しておりましたが、実際の支出済額が当初の見込みを下回ったため、１億6,203万1,041円が不用となったものであります。

また、一番下の積立金は、災害救助基金を一定額取り崩した場合を想定し、積立金8,594万6,000円を計上しておりましたが、取崩しはあったものの、当初想定額を下回ったため、316万151円が不用となったものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

68ページを御覧ください。

「２　安全な暮らしが確保される社会づくり」の「（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績で説明いたします。

「総合防災訓練強化」は、図上訓練や南海トラフ巨大地震を想定した実践的な訓練を実施したところであります。

次に、69ページを御覧ください。

改善事業「大規模災害に備えた減災・受援体制強化支援」は、市町村が行う指定緊急避難場所の整備や避難訓練等に対する補助を行ったところであります。

次に、下段に記載しております「災害支援物資拠点施設整備」は、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、県立農業大学校敷地内に整備を行っている災害支援物資拠点施設について、建物本体の施工及び外構舗装の詳細設計を行ったところであります。

70ページを御覧ください。

新規事業「南海トラフ地震等に備えた避難所環境改善」は、南海トラフ地震臨時情報等の県民への理解促進を図るための啓発及び指定避難所となっている県有施設のうち、下水道が未整備などの理由で、マンホールトイレの整備が困難な17施設に対して、備蓄トイレセットの配備を行ったところであります。

次に、下段に記載している新規事業「津波浸水想定更新調査」は、地震専門部会の開催、津波避難等に関する県民意識調査を実施いたしました。

71ページを御覧ください。

改善事業「自分を守る・地域を守る！地域防災力強靭化」は、「宮崎県防災の日」の啓発イベントや、県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」などを実施しました。

また、災害を自分事として捉えてもらうために、県内在住者を対象に、防災小説コンテストを実施したところであります。さらに、防災士養成研修や自治会・学校等に防災士を派遣する出前講座等を県内各地域で開催しました。

次に、下段に記載している新規事業「指定避難所（県有施設）環境改善」は、指定避難所と

なっております県有施設のうち、和式トイレが残っている９施設の洋式化を行い、高齢者等に配慮した避難所環境の改善を図りました。

72ページを御覧ください。

新規事業「指定避難所（県有施設）環境改善緊急対策」は、能登半島地震の発生を受け、緊急対策として指定避難所となっている42の県有施設の避難所環境を整備しました。

73ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等につきましては、年間を通した啓発や地域防災力の向上の取組、市町村が実施する避難所整備の支援を行うなど、災害から人命を守るための取組を進めたところであります。

Ⅱ、今後の方向性につきましては、啓発効果を高めるため、年齢層に合わせた広報媒体の活用や、学校での防災教育・訓練の支援や中高生の防災士育成、整備した避難施設の実効性を高めるための取組を支援する等、市町村と連携して防災活動支援を行うとともに、引き続き、防災・減災対策に取り組んでまいります。

74ページを御覧ください。

各種数値でありますが、災害に対する備えをしている人の割合は58.1%、県内防災士の数は7,879人となっており、着実に取組の成果が表れております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○羽田消防保安課長　消防保安課の歳出決算状況について御説明いたします。

75ページを御覧ください。

消防保安課の決算額は、消防保安課計の欄になります。予算額９億4,011万3,000円に対して、支出済額は８億6,295万6,747円、翌年度繰越額1,400万円、不用額は6,315万6,253円、執行率は91.8%でありますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にあります93.3%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

上から４段目の（目）防災総務費の不用額5,144万8,628円であります。主なものとしましては、中ほどの需用費1,202万9,743円は、防災ヘリコプターの修繕、資機材購入等の執行残であります。

次に、下から４段目の委託料841万4,926円は、防災行政無線の保守委託等の執行残及び防災ヘリコプター運航委託の入札残等であります。

次に、２段下の工事請負費1,760万6,188円は、防災行政無線管理業務の執行残であります。

76ページを御覧ください。

一番上の負担金、補助及び交付金498万2,671円は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航調整交付金の確定などによるものであります。

上から３段目の（目）消防連絡調整費の不用額1,113万7,363円であります。主なものとしましては、下から４段目の委託料165万887円は、消防学校の視聴覚室等デジタル化による入札残等であります。

また、下から２段目の工事請負費688万8,914円は、消防学校改修工事の入札残であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

78ページを御覧ください。

「２　安全な暮らしが確保される社会づくり」の「（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

１つ目の改善事業「消防団を支える総合対策」は、消防力の強化を図るため、消防団の消防資機材の整備等に対して補助を行ったところであります。

また、消防団活用の支援や理解促進を図るため、県消防大会や女性消防団員による活性化大会の実施、消防団加入促進チラシの配布や企業訪問を行いました。

79ページを御覧ください。

改善事業「みやざき消防力強化」は、消防力の強化を図るため、市町村等の消防資機材の整備等に対して補助を行ったところであります。

次に、２段目の「航空消防防災推進」につきましては、防災救急ヘリコプターによる山岳・水難事故の捜索や救助、林野火災の消火等を行い、合計で115回運航しております。

３段目の「防災行政無線管理」につきましては、防災行政無線設備の維持管理や保守を行ったところであります。

80ページを御覧ください。

「消防学校」につきましては、消防職員訓練研修を18回、消防団員等に対する研修を26回実施したところであります。

次に、２段目の新規事業「消防学校訓練機能強化」では、新たに整備する女子寮に係る設計や実火災訓練施設の整備について調査・検討を行ったところであります。

81ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等につきましては、まず、防災行政無線設備の保守点検や更新、予防保全を行うことにより、安定した通信運用の向上を図ったところであります。また、消防団の活性化や消防団員の確保、消防力の強化を図るため、消防団員等の整備や大規模災害時の活動に必要な消防資機材の整備等に対して補助を行ったところであります。

Ⅱ、今後の方向性につきましては、消防団員の加入促進や定着を図るための広報や企業等に対する理解促進、省力化・軽量化につながる消防資機材の充実、通信機能の強化等に、今後も引き続き取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○鎌田税務課長　先ほど、税務課の歳出決算の状況の説明の中で、資料45ページの（目）税務総務費の（節）共済費の不用額の説明において、「令和７年１月31日付で負担金率が引き下げられた」と申し上げましたが、正しくは、「令和７年１月30日付で、負担金率が令和６年４月１日に遡及して引き下げられた」ものであります。訂正いたします。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。

委員の皆様からの質疑はございませんか。

○山内委員　資料15ページについて教えていただきたいんですけれども、監査委員からは健全な財政運営がされているということでしたが、実際、県債残高が上がってきている状況がある一方、今後も日本一プロジェクトの推進に向けて、いろいろな施策を積極的にやっていくということでしたけれども、この県債残高は、今後も積極的財政により、少しずつ上がっていく形で財政運営していくということでよろしいでしょうか。

○池田財政課長　県債残高については、まず、健全化の状況について、おおむね各数値の健全な数字が出ておりますので、そこは安心していただきたいと思っておりますけれども、御指摘がありました、資料15ページに記載のある県債残高のストックとフローが増えつつあるというものについては、財政当局としても注視しております。

ただ、当然のことながら、この上がり幅とか、今後の将来の状況・推移というのは、それこそ10年先を見据えながら、財政当局としてやって

みておりますので、予算編成の中にも、そういった視点も当然盛り込みながら、また全庁への周知徹底も含めながら、今後の積極的な予算措置を含めて対応可能なものだと考えているところでございます。

○松本委員　資料９ページの県税の資料でございます。不納欠損のところでお尋ねいたします。個人県民税の不納欠損額が、昨年と比較して、かなり増えていると見たところでございますが、少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○鎌田税務課長　個人県民税の不納欠損につきましては、賦課徴収権のある市町村が実施しているということで、県内各市町村の判断によって欠損された税のうち、県民税の額が県での不納欠損額となっています。

県と市町村で連携して滞納整理に当たっておりますが、執行停止であったり、不納欠損の基準につきましても、いろいろと情報共有しながら、適正なやり方で、県内統一して進めようとしているところでありますが、基本的に、調査が全て適正にされて欠損されたものと考えております。

○松本委員　何か特徴的な理由として、各市町村から県に対して説明があったものがあれば、いくつか教えてください。

○鎌田税務課長　市町村からの不納欠損の報告につきましては総額のみであって、理由別などについては報告を受けていないところなんですが、徴収不能な案件、整理した結果に伴う増加であるというのは、日頃の情報交換の中で伺っているところであります。

○松本委員　資料14ページの国庫支出金で、１億2,500万円余の皆増とありますが、これは精算などに伴い、今回、未収であったのか、少しそのあたりを教えていただけないでしょうか。

○池田財政課長　こちらは通常国庫支出金で、ここに数字が上がることは、なかなかないんですけれども、今回数字が上がっているのが、原爆被爆者医療事業費全額になっておりまして、本来、国庫委託金として、国から県に令和６年度末に支払われるべきお金になります。こちらが国の事務処理ミスによりまして、年度を超えて、令和７年10月に支払われる予定になりましたので、これが本来であればゼロ――しっかりと収入し切った状態になりますので、未済額の計上はありませんけれども、その収入が国から来ておりませんので、年度を超えて、この額が計上されているものでございます。

○松本委員　今の課長の説明だと、国の手続が遅れて発生したものということですが、県としては、適切に事務処理されており、既に全額が歳入として上がってきたということで理解してよろしいでしょうか。

○池田財政課長　この額について、県の落ち度は全くなく、10月に国からしっかり支払われる予定と聞いております。

○松本委員　分かりました。項目的にも、これまでにあまりないことだと思ったので、お尋ねいたしました。県の事務には落ち度がないということでしたので、その点については了承しましたが、県からも国に対して、今後、このようなことがないよう、しっかりと対応していただきたいとお願いしたいところであります。

最後にもう一点、その下の諸収入の雑入の額ですけれども、この額の積算を含めて御説明をお願いいたします。

○池田財政課長　こちらで大きなものが、行政代執行費用になっております。令和６年には、福島港岸壁の壁を民間企業が破損したものがございまして、その訴訟に関する費用が、昨年度

は計上されておりました。それが2,371万4,000円あるんですけれども、その分がなくなりましたので、雑入として、黒塗り三角の2,000万円余の減が立っているものでございます。

○今村委員　資料12ページの国庫補助金の上から２番目の商工費国庫補助金の増減率が92％も下がっているんですけれども、これはどういったものだったんですか。

○池田財政課長　これは、令和５年度まで対応しておりましたコロナ対策としての観光支援のクーポンが全てなくなりましたので、大幅な減が立ったものでございます。

○今村委員　資料28ページの職員手当について、残業が見込みより少なかったということであったんですが、これは働き方改革が進んで、残業が減ってきたと見ていいのか、それともそもそもの予算を多く組み過ぎたのか、そこら辺について教えてください。

○伊東人事課長　働き方改革かどうか、そこまでの細かい分析はしておりませんけれども、例年この程度の不用額が出ているところでございますので、例年並みと考えております。

○今村委員　資料71ページの指定避難所の県有施設環境改善分に関して、トイレの洋式化ということで、25基設置されているんですが、これでもう全て完了したと見てよろしかったんでしょうか。

○中尾危機管理局長　県有施設の指定避難所につきましては、これで全て洋式化が済んでいるところでございます。

○齊藤副主査　今の質問と関連で、資料70ページの備蓄トイレセットの整備17施設については、先ほど、マンホールトイレの整備ができないところに、このトイレセットを整備したという説明だったと思うんですけれども、具体的に、その備蓄トイレセットはどういうものなのか、まず教えてください。

○中尾危機管理局長　セットの内容としましては、簡易の便器型にビニールをセットして、用を足した後に固める材料等をそこに入れるものです。あと周りに簡易テントを設置して、プライバシー空間を保つようなセットになっておりまして、各避難所につきまして、900回分、用を足すことができるようなセットの内容になっております。

○齊藤副主査　それは、１施設に対して１つ整備されるものなんですか。

○中尾危機管理局長　そうです。それぞれの施設につきまして900回分ということで、備蓄トイレ用の凝固剤を900回分配備していることになります。

○齊藤副主査　その下に、令和７年度の繰越額というところで、マンホールトイレ整備25施設80基とありますが、これで、県有施設のマンホールトイレは、整備が終わるという理解でいいんですかね。

○中尾危機管理局長　マンホールトイレを整備できる施設につきましては、これで全て完了となります。

○齊藤副主査　あとトイレカーの導入について、個室、大便器、２室掛ける３台とあるんですけれども、これは令和７年度に実施するということでいいんですね。

○中尾危機管理局長　こちらにつきましては、繰り越して、現在導入について準備を進めているところでございます。

○齊藤副主査　資料74ページの災害に対する備えをしている人の割合が、令和２年から記載されておりまして、令和６年の実績でいくと、本年、そして目標の令和８年を想定したときに、

かなり開きがありますが、目標達成に向けて、現時点でどのようなことをしたら、県民の備えをしている割合が85％に到達されると考えているのか教えてください。

○中尾危機管理局長　確かに、この数字を見ると、目標までにかなり開きがあって、難しいところではありますけれども、現在啓発ということで、出前講座でありますとか、ＣＭを使ったり、若者向けにはＳＮＳといった形で啓発しておりますので、引き続き、そういうやり方であったり、対象年齢に合わせた広報媒体といったところで、力を入れていきたいと考えております。

○齊藤副主査　私が住んでいる自治会でも、それぞれ地区のリーダーを何人かつくって、その人たちが一軒一軒訪問するという想定で、被害はなかったのか、御家族にけがはなかったのか、建物に問題はなかったのかなどを確認し、最後に、県が作っている備蓄品リストをお渡しして、これをきちんと準備しておいてくださいとお願いして回る災害訓練を、今度するんです。

私も、毎年地域の方々に、備蓄品のローリングストックの話はかなりしているんですけれども、しばらくたってから確認してみると、やはりしていない人がほとんどなんです。だから恐らく、県民の意識の中では、何とかなるという意識が強いんだろうというのがあります。だけれども、私はこの85％を100％に持っていくことが、いざ南海トラフが起きたときに、一人一人が、家族の安全を数日間確保するための重要なところだと思いますので、引き続き、85％と言わずに100％を目指して頑張っていただきたいと思います。

あとその下の防災士の数について、令和６年度の実績で7,879名ということなんですが、確認したいのが、県内の市町村のバランスは取れているものなんですか。特定の地域が高いということはないのか教えてください。

○中尾危機管理局長　やはり一番多いのは、宮崎市でございまして、続いて、都城市、延岡市と、確かに市が多くなっております。一番少ないのが西米良村で９名となりますが、引き続き、防災士養成講座等、力を入れてバランスが取れるように取り組んでいきたいと考えております。

○齊藤副主査　資料81ページの女性消防職員、それから女性消防団員もやはり先ほどの意識のところと一緒で、目標に対してかなり開きがあります。私も市議時代に、女性消防職員の育成について一般質問したことがあって、あれから大分たつんですけれども、かなり難しいんだろうと思います。

お伺いしたいのが、女性消防職員並びに女性消防団員の数がなかなか上がらない理由について、どう捉えているのか教えてください。

○羽田消防保安課長　難しい問題で、これといった要因を特定するのはなかなか難しいところではございます。

ただ、県としましては、やはり女性の消防職員、消防団員を増やそうということで、今年度、消防学校に女性寮等も造りますし、ＳＮＳ等を通じた広報などに力を入れながら、少しでも女性が活躍できる消防組織等をつくっていこうと思っているところなんですけれども、特別な理由を断定するのはなかなか難しいと思っております。

○齊藤副主査　私は男性なので、女性の気持ちが分からないんですけれども、想像するに、消防という世界を考えたときに、男性社会というイメージが強いのかなと思います。よって、女性消防員のためのいろいろな整備をしていくこ

とは、いいことだと思うんですけれども、あわせて、消防というのは、決してもう男性だけの世界ではないというイメージづくり――もう本当に男女一緒になってやっていかなくてはいけないというイメージアップなどについても、ぜひお願いしたいと思います。

○佐藤主査　関連してございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもって、総務部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後２時28分休憩

――――――――――――――――――――――――――――――

午後２時38分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について、総合政策部長の概要説明を求めます。

○川北総合政策部長　まず初めに、このたび、アシアナ航空「宮崎―ソウル線」につきまして、来年１月１日から３月28日まで、デイリー運航が決定いたしましたことを御報告させていただきます。

先月25日の韓国訪問団には、外山議長、そして佐藤委員長に、お忙しい中、御参加いただきまして、アシアナ航空に対し、安定運航や冬季増便に向けた力強い御要望を行っていただきました。そうした取組が、今回のデイリー運航決定につながったものと考えております。改めて心より御礼を申し上げます。

今後とも、皆様の御理解、御協力をいただきながら、ソウル線をはじめとする国際線の利用促進に積極的に取り組み、維持・充実に努めてまいりますので、引き続き、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和６年度の決算につきまして、決算特別委員会資料に基づきまして、御説明させていただきます。

資料３ページを御覧ください。

これは、宮崎県総合計画2023のうち、総合政策部に関連します主要施策について体系表にしたものでございます。体系表に基づきまして、右側の施策の柱ごとに概要を御説明いたします。

初めに、「人づくり」の分野でございます。

まず、未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進といたしまして、県内の産学金労官が連携して、産業人財の育成・確保に取り組んだほか、私立高校生等を持つ世帯の教育費の負担を軽減するための支援や、私立学校の経営安定化を図るための経常的な経費への補助を行うことで、教育の機会均等や私立学校の魅力ある教育の振興に取り組んだところであります。

次に、文化の振興では、令和５年６月に策定したみやざき文化振興計画に基づき、県民誰もが文化に触れ親しむ地域社会づくりを目指して、文化活動の推進や鑑賞機会の充実等に取り組んだところであります。

次に、男女共同参画社会の実現では、男女共同参画センターにおける各種講座の開催や、みやざき女性の活躍推進会議による講演会等を実施するとともに、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」において、相談、カウンセリング等の支援を行ったところであります。

また、企業が抱える女性活躍推進に関する個別の課題を解決するため、企業を訪問し、課題解決に向けたアドバイスなどに取り組んだところであります。

次のＮＰＯや企業、ボランティア等多様な主

体による社会貢献活動の促進では、ＮＰＯや企業などの多様な主体が協働して行う提案公募型事業の実施や、みやざきＮＰＯ・協働支援センターにおける研修等の実施を通じて、ＮＰＯ活動や協働の取組の促進を図ったところであります。

また、ボランティアの育成及び活動促進のため、県社会福祉協議会と連携して、県民やＮＰＯ等に対し、環境整備や機運の醸成を図ったところであります。

次の人権意識の高揚と差別意識の解消では、民間団体等と連携し、様々な人権啓発活動を行ったほか、企業や団体等の人権担当者への研修に取り組むなど、さらなる人権意識の高揚を図ったところであります。

４ページを御覧ください。

次に、「くらしづくり」の分野についてであります。

まず安心で快適な生活環境の確保ですが、消費生活センターにおいて、消費生活相談員による助言や無料弁護士相談会の開催、出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止や問題解決の支援に努めたところであります。

次の持続可能な地域交通網の構築では、県民の日常生活に不可欠なバス路線を維持するため、バス事業者に対して、広域的なバスの運行費補助や、高齢者向けのみやざきシニアパスの取組に対する支援などを行いました。

次のデジタル技術の利活用の促進では、市町村に対して、高度な専門性を有する外部人材を活用し、それぞれの課題の整理やニーズに応じた支援を行ったところであります。また、デジタルツールの活用により庁内の働き方改革や県民の利便性向上の一層の推進を図ったところであります。

次の持続可能な中山間地域づくりでは、特定地域づくり事業協同組合の設立を検討する市町村に対する支援のほか、地域課題等について住民同士で話し合うワークショップの開催や、住民や自治会など、多様な主体が連携・協働して集落機能の維持に取り組む地域運営組織の形成支援などに取り組みました。

さらに、本県への移住をさらに促進するため、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターにおいて、移住・就職相談員を配置し、相談対応等を行うとともに、移住支援金の支給や移住者の受入環境整備のための空き家改修など、市町村の取組を支援したところであります。

５ページを御覧ください。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」では、学校や保育所等へのアドバイザーの派遣により意識啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めました。

次の交通事故のない社会づくりでは、マスメディアを活用した効果的な広報・啓発を行い、交通安全意識の向上に取り組むとともに、高齢運転者の制限運転の取組を行う市町村に対し、支援を行ったところであります。

次に、「産業づくり」の分野についてであります。

まず、「みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」では、県内企業と連携した奨学金の返還支援により、若者の県内定着を促進し、産業人財の確保に努めたほか、ＤＸに関する事業者の啓発・理解促進に向けたセミナーを開催するとともに、社会人や高校生、大学生を対象に、デジタルの基礎から導入までを学べる講座を実施するなど、デジタル人材の育成を図ったところであります。

次に、「広域交通・物流ネットワークの整

備・充実」では、物流の2024年問題対策として、モーダルシフトの促進や持続可能な物流構築のための啓発を展開したほか、燃料高騰等によって厳しい経営環境におかれた交通・物流事業者に対する支援などを行いました。

また、県内鉄道の維持を図るため、市町村等が実施する利用促進の取組を支援するとともに、鉄道事業者に対する要望活動を行いました。

さらに、航空ネットワークの維持・活性化を図るため、国内外の航空会社と連携した利用促進に取り組むとともに、国際線の運航支援や空港ビルの利便性向上の支援などを行ったところであります。

次に、「経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」では、地域経済を牽引する産業人財を育成する「ひなたＭＢＡ」を実施したほか、産業ＤＸサポートセンターにおいて、県内企業のデジタル化に関する相談に対応するとともに、システム導入に対する支援などを行いました。

次に、「交流拡大・活性化に向けた魅力・情報の効果的発信」では、大分県等と連携し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや日本農業遺産等の情報発信や普及啓発を行うなど、認知度向上を図ったところであります。

６ページを御覧ください。

最後に、「その他」の分野であります。

まず、重要施策の総合企画と総合調整では、県総合計画審議会を開催し、県総合計画アクションプランに基づく、令和５年度の取組に対する政策評価を実施したところであります。

また、日本一挑戦プロジェクト推進基金を新たに設置し、本県の強みを生かした、子ども・若者、グリーン成長、スポーツ観光の３つのプロジェクトを本格的に展開し、関連施策を重点的・集中的に進めたところであります。

次の「県境を超えた交流・連携の推進」では、全国・九州地方知事会等を通じて、各県と広域連携の強化を図り、県境を越えた広域的な地域課題について、具体的施策の検討を行ったほか、全国知事会地方税財政常任委員会の委員長として、国に対して要請活動等を行いました。

次の「県民目線による行政サービスの向上」では、県政への理解促進のため積極的に情報発信を行うとともに、知事との本音トーク等を通じて、県民の皆様の様々な意見を幅広く伺うなど、対話と協働による県政の推進を図ったところであります。

最後に、「各種統計調査の実施」でありますが、農林業センサスなど各種統計調査を実施し、行政施策の立案等に必要な基礎資料の収集を行ったほか、統計グラフコンクールや統計出前授業の開催などにより、統計の普及啓発等を図ったところであります。

各施策の取組状況については、以上であります。

７ページを御覧ください。

令和６年度の決算の状況についてであります。

総合政策部全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせて、この表の一番下の合計欄、予算額220億5,699万6,062円、支出済額208億4,880万4,700円、翌年度繰越額４億7,913万8,000円、不用額が７億2,905万3,362円となりまして、執行率は94.5％で、翌年度への繰越額を含めますと96.7％であります。

８ページを御覧ください。

監査における指摘事項につきましては、総合政策部関係はございません。

○佐藤主査　部長の概要説明が終了いたしました。

これより、総合政策課、広域連携課、秘書広

報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○中村総合政策課長　総合政策課の令和６年度予算に係る決算状況について御説明いたします。

令和６年度決算特別委員会資料の９ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、９～11ページにかけて掲載しております。

総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の２つの会計がございまして、表の一番上の行、総合政策課計の欄でございますが、予算額32億5,513万9,000円に対しまして、支出済額32億3,973万9,915円、不用額は1,539万9,085円、執行率は99.5％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率90％未満のものについて御説明いたします。

初めに、上から５行目の（目）企画総務費の不用額1,090万985円であります。不用額の主なものといたしまして、節の欄の上から４行目、共済費でありますが、これは、令和７年１月30日付で、職員の給与に係る地方公務員等共済組合基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

このほか、旅費や需用費、役務費、使用料及び賃借料などの不用額につきましては、当課及び県外３事務所の活動経費や事務費の執行残であります。

また、委託料の不用額の主なものは、政策調整研究費の委託事業において、予定していた業務の一部が既存の事業内で行えたことなどにより、経費削減ができたものであります。

10ページを御覧ください。

１行目の（目）計画調査費の不用額387万6,719円であります。この不用額の主なものは、（節）の欄の下から４行目の委託料であります。これは、重点施策等推進費において、予定していた事業が年度内に、相手方との調整が整わず、執行に至らなかったことなどによるものであります。

続きまして、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

これは、歳入歳出決算書より抜粋したものであります。

開発事業特別資金特別会計について、歳入の表の一番下、歳入合計でございますが、調定額3,536万6,843円に対しまして、収入済額は同額であり、収入未済額はゼロ円となっております。

特別会計の歳入決算は、以上であります。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

「その他」といたしまして、（１）重要施策の総合企画と総合調整であります。

まず、「総合計画等推進」といたしまして、総合計画審議会を開催いたしまして、アクションプランに基づく取組の政策評価や県民意識調査、連携協定を締結している神戸市など、都市との交流事業等を実施したところであります。

次に、「地産地消県民運動促進」では、ショッピングセンター等、４か所でのパネル企画展やホームページ等での情報発信を行ったところであります。

14ページを御覧ください。

新規事業「日本一挑戦プロジェクト推進基金積立金」では、プロジェクトを本格的に展開するための基金を設置し、本県の強みを生かした、子ども・若者、グリーン成長、スポーツ観光の３つのプロジェクトにおいて、重点的・集中的に取組を進めたところであります。

今後とも、子ども・若者プロジェクトでは、自然減対策と、若者・女性を重視した社会減対策のさらなる充実を図るとともに、グリーン成長、スポーツ観光では、引き続き、指標の達成に向けた取組を進めてまいります。

主要政策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○酒匂広域連携課長　広域連携課の令和６年度予算に係る決算状況について御説明いたします。

資料の16ページを御覧ください。

表の一番上の行、広域連携課計でありますが、予算額7,934万6,000円に対しまして、支出済額7,818万9,721円、不用額は115万6,279円、執行率は98.5％となっております。

不用額について御説明いたします。

上から４行目の（目）企画総務費の不用額115万6,279円であります。不用額の主なものとして、節の上から３行目の共済費につきましては、今、総合政策課長からの説明と同様に、基礎年金拠出金の負担金率が引き下げられたことにより、執行残が生じたものでございます。

その下の旅費、需用費などの不用額につきましては、事務費等におきまして、経費節減を行ったことなどによるものでございます。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

「その他」の「（２）県境を越えた交流・連携の推進」であります。

まず、「全国、九州地方知事会」につきましては、全国知事会等を通じた活動として、地方税財源の確保・充実など、本県及び全国の実情を踏まえた提言書の取りまとめや、政府・与党に対する要望活動等を行ったところであります。

また、九州地方知事会や九州地域戦略会議を通じた活動として、「九州はひとつ」の理念の下、各県に共通する課題についての議論や国への要望活動、官民一体となった九州独自の発展に向けた具体的な施策の検討・推進を行ったところでございます。

18ページを御覧ください。

「地方分権促進」では、県境を越えた課題に対応するため、現在26県の知事で構成されております、日本創生のための将来世代応援知事同盟のサミットを本県で開催するとともに、東九州４県の官民で組織する東九州軸推進機構など、広域連携を推進するための各種協議会等におきまして、講演会の開催や国への提言・要望活動等を行ったところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○佐藤秘書広報課長　秘書広報課の令和６年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料20ページを御覧ください。

１行目になりますが、予算額５億6,172万3,000円に対しまして、支出済額が５億5,597万3,761円、不用額が574万9,239円であり、執行率は99％となっております。

当課の決算事項別の明細は、20～21ページに

掲載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

20ページの上から４行目、（目）一般管理費の不用額360万4,216円でございます。この不用額の主なものは、共済費、旅費などでありまして、先ほど説明のありましたように、基礎年金拠出金の負担金率が引き下げられたことや、知事、副知事の県外出張の実績が見込みよりも少なかったことなどによる執行残でございます。

21ページを御覧ください。

（目）広報費の不用額214万5,023円でございます。この不用額の主なものは、共済費、需用費、委託料などでありまして、これは主に、定例記者会見に関する手話通訳業務委託契約の執行額が見込みより少なくなったことや、事務費節減による執行残でございます。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

「その他（県政一般）」の「（３）県民目線による行政サービスの向上」であります。

まず、広報活動につきましては、広報紙「県広報みやざき」を年６回発行、新聞広報「県政けいじばん」を年24回掲載、テレビ・ラジオ放送として、「おしえて！みやざき」などの県政番組を放送したほか、県ホームページやＳＮＳ、パブリシティ活動等を通し、様々な情報発信を行ったところであります。

今後は、各種広報媒体の一層の充実や、ＳＮＳを活用した県ホームページ等の既存広報媒体への誘導などを通し、県政情報を幅広い方々に向け、そして的確・タイムリーに提供する効果的な広報を図るとともに、研修等を通し、県職員の広報力強化に努め、伝わる広報の実現を目指してまいります。

23ページを御覧ください。

「広聴活動」であります。

まず、知事との本音トークを10回開催し、知事が県民の皆様との意見交換を行うとともに、県職員による出前講座を96回開催し、地域の方々からの希望に応じて、職員が各地に出向き、県が取り組む事業等の説明を行いました。

さらに、県民の声として、専用のはがきや電話、メールなどで129件の御意見をいただいたところであります。これらの取組によりまして、県民の皆様からの様々な御意見を幅広く伺うよう努めたところであります。今後も引き続き、対話と協働による県政の推進を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○芝吹統計調査課長　統計調査課の決算状況につきまして御説明申し上げます。

令和６年度決算特別委員会資料の25ページを御覧ください。

１行目になりますけれども、予算額３億4,745万7,000円に対しまして、支出済額３億3,214万2,740円、不用額1,531万4,260円、執行率95.6％となっております。

当課の決算事項別の明細は、このページから27ページに掲載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

４行目の（目）統計調査総務費の不用額211万1,478円でございます。不用額の主な理由といた

しましては、節の共済費――地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことによる執行残、それから給与に関してですけれども、職員の部分休業の活用等により、執行見込みを下回ったことによる執行残でございます。

26ページを御覧ください。

１行目の（目）委託統計費の不用額1,282万5,783円でございます。不用額の主なものといたしましては、一番下の負担金、補助及び交付金777万1,871円でございますが、これは、各統計調査における市町村交付金の額が確定したことに伴う執行残でございます。

27ページを御覧ください。

１行目の（目）県統計費でございます。執行率が88.3％となっております。不用額の主な理由といたしましては、県単独で実施している統計普及啓発事業等における事務費の執行残や、現住人口統計調査における市町村交付金の額が確定したことに伴う執行残でございます。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

「その他（県政一般）」の「（４）各種統計調査の実施」についてでございます。

まず、「農林業センサス」につきましては、農林業の生産構造や就業構造等を明らかにするために、約６万2,000の団体や世帯を対象に調査を実施したところであります。調査結果につきましては、国の集計結果の公表に合わせて、順次、本県関係分の統計情報を分析し、農林行政諸施策の基礎資料として活用を図ってまいりたいと考えております。

29ページを御覧ください。

次に、「全国家計構造調査」につきましては、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにするために、1,355世帯を対象に調査を実施したところであります。調査結果につきましては、国の集計結果の公表に合わせて、本県の家計の収支状況等を分析し、介護や生活扶助など、社会保障関連諸施策の基礎資料として活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「県民共有・確かな統計基盤づくり推進」につきましては、統計グラフコンクールや親子を対象とした統計グラフ教室、統計出前授業等を実施することにより、統計の普及啓発や統計教育の推進を図ったところでございます。今後とも、各種統計調査を適切に実施し、基礎資料の収集を行うほか、県民の統計に対する理解・認識を広げてまいります。

主要施策の成果については、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○松田総合交通課長　総合交通課の令和６年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

令和６年度決算特別委員会資料31ページ、一番上の行を御覧ください。

予算額23億9,683万1,000円に対しまして、支出済額が18億5,854万6,570円、翌年度繰越明許が３億4,165万3,000円、不用額が１億9,663万1,430円であり、令和６年度中の執行率は77.5％であります。なお、すぐ上の括弧内は、翌年度繰越額を含めた執行率で91.8％となっております。当課の決算事項別明細は、31～32ページとなっております。

このうち、目の執行残が100万円以上または執行率が90％未満のものについて御説明をいたし

ます。

32ページを御覧ください。

（目）計画調査費につきまして、不用額が１億9,595万8,839円であります。この不用額の主な内容は、節の欄の下から２行目、負担金、補助及び交付金の１億9,455万9,259円であります。この不用額の理由ですが、主に「交通・物流事業者燃料高騰等対策」において、県内のバスやタクシー、トラック等の登録台数などを基に、不足が生じることがないよう予算計上し、県のホームページや各協会などを通じて周知に取り組んできましたが、結果として実績が見込みを下回ったことによるものであります。

また、改善事業「「みやざきの空」航空ネットワーク再生」においても、台北線の再開を４月から週２便で就航できるよう、現地航空会社等と交渉を続けておりましたが、11月から週１便での運航となったことなどに伴い、運航支援や県民へのパスポート取得支援などの事業実績が想定を下回ったことなどによるものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

33ページを御覧ください。

「くらしづくり」の１の「（２）持続可能な地域交通網の構築」についてであります。「地方バス路線等運行維持対策」につきましては、バス事業者に対し、国と協調して地域間幹線系統に係る運行費等を補助するとともに、市町村に対し、幹線廃止後の代替バスである広域的コミュニティバス路線の運行費を補助するなど、地域の交通手段確保に取り組みました。

また、あわせて、地域間幹線系統等を利用実態に即した運行形態に転換するため、運行を引き継ぐバス事業者などに対し、小型車両の購入費等を補助したところであります。

34ページを御覧ください。

次に、新規事業「九州ＭａａＳ推進」につきましては、公共交通のさらなる利用促進や周遊型の観光客の増加など、地域経済の活性化を図るため、官民により構成する協議会に参加し、九州ＭａａＳの推進に取り組んだところであります。

次に、「地域交通再生・活性化」につきましては、高齢者の公共交通機関の利用を促進するため、バスの高齢者向け企画乗車券「みやざきシニアパス」の運用や、免許返納者等を対象としたプレミアム付きタクシー回数券の発行を支援するとともに、事業者の乗合バス・タクシーの運転士確保を支援するため、新規採用者の免許取得に係る教習費用の補助を行いました。

次に、「地域交通ＤＸ推進」につきましては、路線バスのＡＩデマンド化として、「宮交のるーと」の導入に係る実証を支援したところであります。

35ページを御覧ください。

次に、新規事業「バス利用促進強化」につきましては、県民のバス利用を促進するため、県、市町村、バス事業者による協議会を設立し、利用の実態を把握するための県民アンケートを実施するとともに、市町村担当者向けの研修会やバスイベントを開催したところであります。

新型コロナで大きく減少した利用者数はおおむね回復傾向にあるものの、深刻化する運転士不足などにより、バスをはじめとする地域交通を取り巻く環境は依然として厳しいことから、引き続き、市町村や事業者と連携し、利用促進や運転士確保に向けた取組を継続してまいります。

37ページを御覧ください。

「産業づくり」の１の「（２）広域交通・物流ネットワークの整備・充実」についてであります。

表の「交通・物流事業者燃料高騰等対策」につきましては、県内の交通・物流事業者の経営安定化を図るため、燃料費の高騰に対する支援を行ったところであります。

38ページを御覧ください。

次に、新規事業「長距離フェリー魅力向上支援」につきましては、ファミリー層の利用促進や航海中の船内におけるインターネット通信環境の改善に向けた実証事業への支援を行ったところであります。

次に、改善事業「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化」につきましては、ドライバーの時間外労働の上限規制などによるトラックの輸送力低下に対応するため、モーダルシフトや荷役作業等の自動化など、物流の効率化に対する支援を行ったところであります。

今後も引き続き、トラック運送事業者だけでなく、荷主企業や消費者などを含む社会全体での物流効率化に取り組み、本県物流網の維持・充実を図ってまいります。

39ページを御覧ください。

次に、新規事業「東九州新幹線等調査」につきましては、新幹線整備の実現に向けた議論の活性化や機運醸成を図るため、３つのルート調査によって時間短縮効果や整備費用などを算定したほか、その結果について県民への周知を図るためのシンポジウムを開催したところであります。

次に、「みやざきの地域鉄道利用促進強化」につきましては、ＪＲ日南線及び吉都線の各利用促進団体等が実施する運賃助成などの取組や、日南線の観光列車「海幸山幸」の平日の臨時運行を利用する団体等に対し、支援を行ったところであります。

次に、「官民連携鉄道利用支援」につきましては、同じく各利用促進団体に対し、イベントと連携した路線ＰＲ等の取組や、通勤利用者の増に向けた取組に要する費用を補助いたしました。

40ページを御覧ください。

次に、改善事業「「みやざきの空」航空ネットワーク再生」につきましては、航空会社等と連携して既存路線の利用促進等に取り組むとともに、国際線の再開等に向けた働きかけ等を行ったところであり、令和２年２月から運休しておりました台北線が昨年11月に再開され、ソウル線の冬季ダイヤでは、就航以来初のデイリー運航となったところであります。

宮崎空港発着の航空路線につきましては、航空会社等と連携して利用促進に取り組んだほか、台北線の再開等により、利用者は前年度比で105％の約318万人となり、コロナ禍前の令和元年度の99.7％まで回復したところであります。

今後も引き続き、関係機関と連携しながら利用促進等に取り組み、航空ネットワークの維持・充実を図ってまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○濵川中山間・地域政策課長　中山間・地域政策課の令和６年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の42ページを御覧ください。

１行目になりますが、予算額９億9,169万9,000円に対しまして、支出済額が７億8,616万

1,776円、翌年度繰越額明許が7,192万4,000円、不用額が１億3,361万3,224円となりまして、執行率は79.3％となっております。上の括弧内は、翌年度繰越額を含めた執行率であり、86.5％となっております。

当課の決算事項別の明細は、42～43ページに記載しておりますが、このうち、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

43ページを御覧ください。

（目）計画調査費の不用額１億3,294万5,446円であります。この不用額の主なものは、表の下から３行目の欄、負担金、補助及び交付金の不用額１億1,987万2,135円であります。これは、主に移住支援金を支給する「わくわくひなた暮らし実現応援事業」について、補助事業主体である市町村の事業費確定等に伴う執行残であります。

次に、その２つ上、委託料の不用額983万9,220円であります。これは、令和６年度２月補正で、国の新しい地方経済生活環境創生交付金への申請額を予算計上させていただいたところですが、国からの内示が予算を下回ったことから、執行残となったものであります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

44ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　安心で快適に暮らせる社会づくり」の「（４）持続可能な中山間地域づくり」についてであります。

まず、「特定地域づくり事業協同組合設立準備支援」では、特定地域づくり事業協同組合設立を検討する高原町と五ヶ瀬町に対し、県外視察などに係る経費について補助を行ったところであります。

次に、45ページを御覧ください。

新規事業「中山間地域のくらしを支える先進技術研修・体験」では、市町村や地域住民を対象に、遠隔地診療や自動運転等の先進技術に関する研修会や体験会を開催し、先進技術の理解促進や同技術を活用した課題解決への検討を働きかけたところであります。

次の「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進」では、地域の将来人口等を推計した、「ひなたまちづくり応援シート」を活用し、高原町と高千穂町で、今後の課題を話し合うワークショップを開催したほか、西米良村と高千穂町の団体に対して、地域住民の活動拠点となる施設の整備について支援したところであります。

次の「集落活動支援・交流促進」は、中山間地域の集落にボランティア、中山間盛り上げ隊を派遣する取組で、合計17回、延べ69人の隊員を集落に派遣したところであります。

次に、46ページを御覧ください。

「「地域運営組織」形成促進」では、小林市、串間市、椎葉村の３つのモデル地域において、外部専門家による地域運営組織の形成支援を行ったほか、小林市に対して、地域運営組織の活動に必要な施設の整備に要する経費などを補助したところであります。

次に、「未来へつながる地域づくり協創支援」では、都城市など10市町村に対し、地域活性化や地域課題の解決を図る市町村の地域づくりの取組を支援したところであります。

次に、「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進」では、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターを県内外の４か所に設置し、移住相談員による対応や情報発信を行うとともに、市町村が行う

受入体制充実の取組に対して支援を行い、昨年度は1,460世帯の移住につながったところであります。

次に、47ページを御覧ください。

「地域おこし協力隊定着促進」では、地域おこし協力隊員及び市町村担当者を対象に、コミュニケーションスキルに関する研修会を開催し、活動の充実を図ったほか、地域に定着している協力隊のＯＢやＯＧとの意見交換を通して、任期終了後のビジョンづくりを支援したところであります。

次に、「ひなた暮らし体験促進」では、本県での仕事と暮らしの体験を促進するため、担い手不足に悩む県内事業者と地方に興味のある都市部の方々をマッチングし、県内12事業者で33名を受け入れるとともに、事業者が負担する宿泊費等について支援したところであります。

次に、新規事業「みやざきとのつながり創出プロモーション」では、宮崎の人や暮らしを身近に感じられる動画を作成し、ＳＮＳ等を活用したプロモーションを行うとともに、市町村と連携し、本県に関心のある都市部住民との交流会を３回開催し、140名が参加したところであります。

48ページを御覧ください。

「わくわくひなた暮らし実現応援」では、三大都市圏等からの移住者を対象に、市町村を通じて移住支援金を支給するもので、宮崎市ほか17市町村で255件を交付したところであります。

次の新規事業「移住者の受入環境づくりサポート」では、空き家を活用して移住者の住まいを確保するため、空き家の利活用を啓発する講演会を県内３か所で開催するとともに、空き家バンクを運営する市町村にアドバイザーを派遣し、運営上の課題整理及びその解決を支援したところであります。

今後とも、市町村や地域の主体的な取組を支援し、中山間地域における日常生活に必要な機能の維持・確保に取り組むとともに、市町村における移住者受入環境整備の支援や、都市部等との関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

50ページを御覧ください。

「産業づくり」の「３　活発な観光・交流による活力の維持・創出」の「（１）交流拡大・活性化に向けた魅力・情報の効果的発信」についてであります。

「次世代へつなぐ祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発」では、当該地域の保全や利活用を図るため、エリア内での環境学習を開催し、県内小中学校６校を受け入れたほか、周遊を促進するデジタルスタンプラリーを実施いたしました。

51ページを御覧ください。

「地域資源ブランド協働推進」では、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや日本農業遺産といった地域資源ブランドの価値や魅力を伝えるため、児童・生徒を対象とした現地学習会などを実施したところであります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査委員の決算監査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○山内委員　日本一プロジェクトについて、先日、アクションプランの政策評価というので、いろいろな指標が出たところでしたが、子ども・若者は４つ、グリーン成長は２つ、スポーツ観光は２つという形で指標を出されていました。アクションプランの指標にはないけれども、

日本一プロジェクトには指標があるといった説明だったと思うのですが、そこをもう一回教えてください。出生率のほうはよく聞かれているので、現状分かっているんですけれども、子ども・若者プロジェクトや婚姻数についてはアクションプランに載っていましたね。あと女性管理職の割合、グリーン成長の粗飼料率、スポーツキャンプのキャンプ数と合宿経済効果などの令和６年度の現状を教えてください。

○中村総合政策課長　まず、子ども・若者に関しては、合計特殊出生率のほか、出会いや結婚を支援するサポートセンターの会員数であるとか、子育てを応援する企業などの団体数の政策目標、県内高校生の留学生、労働者数などを掲げております。

まず、子ども・若者のサポートセンターに関しましては、今年の５月の実績として839名という会員数が出ておりまして、会員数の伸び悩みが現状の課題になっているところでございます。それから、ひなたの出逢い・子育て応援運動を展開する上で、協賛してくれる団体の数ということで、直近では481団体となっており、こちらのほうは着実に伸びてきていると考えております。

婚姻数等については、令和６年の成果が3,443組ということで、こちらもなかなか目標値には届いておりませんけれども、さらに、出生率を伸ばすために、婚姻数の増加に向けて取組を進めているところでございます。子ども・若者に関してはこういったものがございます。

それから、グリーン成長に関しては、再造林率とか、再造林のネットワーク加入事業体数以外に、粗飼料自給率等もありますけれども、それ以外の目標では、杉の苗木の生産本数というものがございまして、令和５年度の実績で612万本になっています。あとは藻場の造成もやっておりまして、令和６年度の実績で1,396平方メートルの造成になっているという指標もございます。

それから、スポーツ観光に関して申し上げますと、プロチームのキャンプ数については、令和６年が34チームで、全国２位ということになっておりますけれども、それ以外には、春季キャンプの延べ観客数や経済効果、観光入込客数などがございますが、こちらは、先日お話した数字と考えております。

○山内委員　今、令和６年度の決算ということで、最初、日本一プロジェクトが出たときの指標というのが、説明した４つだったわけですけれども、そこがどうなっているのかと思っています。今、言われなかった部分で、女性管理職の割合を、当初の23.2％から、令和８年に30％までに持っていくことや、粗飼料の自給率を現状88％から令和８年度100％を目標とする指標、あと合宿経済効果の指標で118億円から150億円を目標とするところで、令和６年度の実績が分かればと思ったところです。

○中村総合政策課長　失礼いたしました。項目数が多数にわたるものですから、回答が抜けてしまいました。若者・女性の指標として、県内企業の管理職における女性の割合という点では、令和８年度30％という目標に対して、令和６年度の実績が28.7％です。令和５年度が24.3％ですので、当初の令和５年度の数字に対して４％ほど伸びているということで、ここは着実に女性管理職が増えていると考えています。

それから、グリーン成長の粗飼料自給率は、令和３年度の当初の指標が87.6％で、目標が100％だったんですけれども、これは令和５年度の実績が85.6％ということで、若干こちらは数

字が下がってございます。これは、いろいろな要因があろうかと思いますけれども、国際情勢等の影響も受けたりとか、稲を作ってくださる生産者の方との調整がうまくいかなかったりとか、そういったところがあると考えています。

それから、キャンプ合宿の経済効果という点では、目標が150億円でございますけれども、令和６年の数値は107.1億円ということで、まだまだもう少しこの数字を伸ばしていく必要があるとは思っています。これも、例えば、ＷＢＣのキャンプが宮崎で開催されるかどうかでも、観客数や経済効果が結構左右されますので、今後も、そういった取組に期待していきたいと考えております。

○山内委員　あと一点確認で、まず、再造林率は、初め90％以上と出ていた気がしたんですけれども、アクションプランは80％以上となっていました。これは目標数値が途中で変わったんですかね。

○中村総合政策課長　こちらの再造林率については、特に日本一を目指す上で、やはり90％以上を掲げないと、日本一にはなれないということで、この日本一プロジェクトの指標としては、90％を掲げたということでございます。現状は、直近である令和５年度の実績が77.6％ということで、さらに取組を強化していかないといけないと考えているところでございます。

○山内委員　アクションプランの指標について、勘違いしていました。

目標達成が未達状態であったり、下がっている数値も幾つかあったわけですけれども、もう１年半過ぎていますので、残り半分の中で、この結果を令和８年度に生かしていかないといけないと思います。令和６年度の決算を踏まえて、今後の方向性として何か考えているものがあれば教えてください。

○中村総合政策課長　グリーン成長に関しましては、着実に予算を消化しながら、再造林率も、今後も引き続き着実に伸びていくものと思っております。

スポーツ観光に関しましても、令和９年の国スポ・障スポ大会に向けて、施設整備もある程度整ってまいりましたし、これからますます合宿キャンプ、大会を通じて観光客等も含めて伸びていくと期待しているところです。御指摘があったのは、特に子ども・若者の部分と思うんですが、策定当初の合計特殊出生率が1.63だったのに対して、令和６年は1.49、令和７年が1.43ということで、年々数値が落ちてきている状況がございます。

この原因としましては様々な要因があって、やはりコロナ禍で出会い等が失われたことによって婚姻数が大幅に減った結果、出生数もかなり落ち込んでしまったところがあります。あとは様々な、若者の価値観の変化やコロナ禍後の女性・若者の県外流出などがあろうかと思います。

ただ、この人口減少に関しては、これは本県だけではなく、全国的な傾向でございまして、日本全体が人口の減少局面――この傾向というのが変わらないし、出生数も年々減少しているということで、今後、人口が減少・縮小していくことは、ある程度受け入れざるを得ない局面を迎えていると考えているところでございます。

とはいえ、今後は、人口減少のスピードをできるだけ緩やかにしていく取組が必要なので、そういう意味では、今やっております自然減対策や社会減対策などの取組は引き続きやっていく必要があると思っております。

それと併せて、縮小する人口規模に合わせた

社会の適応も、今後は検討していかないといけないと考えております。

○松本委員　資料32ページの「交通・物流事業者燃料高騰等対策」にかかる不用額の説明については、十分準備していたけれども利用がなかったと受け止めたんですが、その認識でよかったでしょうか。

○松田総合交通課長　御指摘のとおりです。

○松本委員　そうだった場合、物価高騰で非常に事業者も困っていらっしゃると思うので、予算なども必要だと思いましたが、事業担当課が考えたものと事業者との考えには違いがあったのでしょうか。思ったように利用がなかった点について、どのように捉えていらっしゃるのか教えてください。

○松田総合交通課長　当初の積算との乖離という点でございますが、まず、当初の積算におきまして、特に今回、大きな乖離が出ているのがトラックとタクシーということになっております。

この積算に当たりましては、当時登録されていたトラック・タクシーの保有台数をベースに、請求があったときにきちんと払えるように準備させていただいたところでした。

ただ、実際にお支払いする際には、実際に運行した台数がベースになってまいりますので、実際の稼働台数との差が出てきたというところで、不用額が発生したところでございます。

○松本委員　積算の理由は分かったんですけれども、国の事業なんかの活用で期間が短かったのかもしれませんが、事業者の考えも整理して、そのあたりの積算については、もう少し精査すべきではないかと感じます。その点はいかがでしょうか。

○松田総合交通課長　貴重な財源を活用しての事業ということでございますので、積算に当たりましては、より精度の高いものというところは、御指摘のとおりと考えております。

先ほどおっしゃっていただいたように、補正予算での対応、あるいは要望があったときにきちんと応えられるだけのものを準備するという観点で、結果的に少し積算のほうが大きくなっております。今後、こういった事業に取り組む際には、十分に需要を踏まえた形で対応できるようにしたいと考えております。

○松本委員　ぜひ、こういう御時世の事業でありますので、申請しやすい方法であるとか、いろいろなことをまた検討していただいて、事業が多く利用されるように、取り組んでいただけるとありがたいと思います。

もう一点、中山間・地域政策課の「特定地域づくり事業協同組合設立準備支援」なんですけれども、今回、高原町と五ヶ瀬町の２町への支援でしたが、この２町は、令和６年度単独で行っている事業なのか、以前から継続して、３年ぐらい継続するような事業になっているのかを教えていただけないでしょうか。

○濵川中山間・地域政策課長　この事業は単年度でございます。

○松本委員　それであれば、１年でこういった事業の設立を目指す検討とのことですが、この事業の成果として、どのような形が１年間で見られたのか、成果について教えていただけませんか。

○濵川中山間・地域政策課長　成果としましては、昨年度補助した２つの団体のうち、五ヶ瀬町につきましては、特定地域づくり事業協同組合が令和７年６月に設立が完了いたしまして、今、労働者の派遣を行っているところでございます。

もう一つの高原町におきましては、まだ設立には至っておりませんが、設立に向けた検討が、昨年度の先進地視察の結果も踏まえながら進んでいると聞いております。

○松本委員　ぜひ積極的に御支援いただきたいと思いますが、今後のことをお尋ねしますと、県内で、他の自治体での取組とか、最近の動きとして何かございましたら教えていただけないでしょうか。

○濵川中山間・地域政策課長　現在、先ほどの五ヶ瀬町も含めて、５つ設立できているんですけれども、先ほどの高原町以外にも、串間市や延岡市等で、設立に向けた検討が進められているところであります。今年度中にできるとか来年度になるとか、そういった時期的なものは言えないんですけれども、そのような状況です。

○松本委員　資料46ページで「「地域運営組織」形成促進」というところで、ここでは小林市、串間市、椎葉村のモデル事業ということでした。実績内容を見ますと、小林市のほうでは、また次の組織立ち上げの経費の補助があるように見られますので、いろいろなことが進んでいると考えたときに、モデル事業である串間市と椎葉村では、どれくらい取り組まれて、今どのように進んでいるのか教えていただけないでしょうか。

○濵川中山間・地域政策課長　串間市につきましては大束地区になります。串間市は、幾つかの地域に分かれておりますが、大束以外の地域では、既に地域運営組織ができておりまして、大束地区が最後という位置づけになるんですが、その設立に向けた準備を、この事業で、令和５～７年度の３年間にわたって支援しているところであります。今、設立準備委員会といった組織が、地元でできてというような段階で、検討が進められている状況です。

椎葉村につきましては、人口は少ないんですけれども、面積は広いので、椎葉村全体で一つの地域運営組織をつくるという、エリアの広い形での地域運営組織の形成を目指しておられまして、役場の指導の下、各地域と連携を取りながら、その検討を進めていただいているところでございます。

○松本委員　このような事業を継続されていく中で、中山間地域における、こういう事業は大事だと思っております。そういった支援なども含めながら、今後、この事業などでしっかり支えていただきたいと思いますが、そのあたりについて、今後、どのように支援が拡充されて、設立に向けていくのか、最後にまとめてお答えいただけないでしょうか。

○濵川中山間・地域政策課長　まず、この３つのモデル地域を何とか成功につなげていって、地域的に実情がいろいろ違いますので、それを、そのまま横展開というのは難しいんですけれども、まだ形成していない地域がこれだったらできるのではないかというヒントを得て、つくる動きに進んでいただくとか、あるいは別途、この３つのモデル地区以外に、地域運営組織形成に向けた研修会なども行っておりますので、そのあたりでいろいろ地域運営組織のメリットや、つくる過程、手順などを学んでいただいて、特に中山間地域の人口が少なくなって、生活機能とかに支障が出るような地域において、地域運営組織の設立によって、少しでも多く地域課題を克服できるような体制につなげていきたいと思っております。

○今村委員　資料35ページのバスに関してなんですが、アンケート調査をされたということでした。その内容は分からないんですけれども、

アンケート結果の反映は、令和７年度からスタートしているんでしょうか。

○松田総合交通課長　県民アンケートにつきましては、昨年度実施いたしまして、その内容を具体的に申し上げますと、県民の約３割の方が全く県内の路線バスを利用したことがないという結果が出ております。こういった結果を踏まえまして、本年度はバス無料デーに取り組もうということで、今、準備をしております。実際に県民の方に無料で乗っていただく機会を通じて、とにかくバスを利用してもらうという機会を創出したいと思っております。今回のアンケートを踏まえまして、こういった取組を進めているところでございます。

○今村委員　資料38ページの県内トラック事業者に対する補助で、自動化と効率化ということで13件出ております。トラック事業者は大分多いんですけれども、数として目標は達成されているのでしょうか。また全然達成されていないということであれば、これからどうしていくのかを教えていただければと思います。

○松田総合交通課長　この13件の評価という点につきましては、県内の事業者の数からすると、まだまだというところではございます。しかしながら、一方で、支援させていただいた内容で、当該事業者の方におかれましては、例えば、フォークリフトの導入や運行システムの導入などによって、いろいろな自動化・効率化につながったものと考えておりまして、こういった後押しが物流の環境整備や働く方々の負担軽減につながっていっているものと受け止めております。

○今村委員　今後、さらに自動化・効率化につながる取組を後押しすることについては考えていらっしゃらないのでしょうか。

○松田総合交通課長　このモーダルシフトの事業につきましては、令和７年度も実施しております。さらに、今年度の補正予算で先般お願いしました、トラックドライバー確保事業の２つ目といたしまして、今度は軽貨物の事業者の方に対しましても、この取組を広げていくということで、少しでもいろいろな取組を後押しできるように、今年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○齊藤副主査　資料22ページの「広報活動」のところで、２億4,100万円余の予算がついていて、下にその内容として、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ＳＮＳの回数は書かれているんですけれども、それぞれの予算の内訳を教えてください。

○小山広報戦略室長　少々お時間をいただいてよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○齊藤副主査　それでは別のところで、資料33ページの「地方バス路線等運行維持対策」に、地域間幹線系統転換支援１系統と書いてあるのですが、この１系統の場所を教えてください。

○松田総合交通課長　こちらにつきましては、「高鍋バスセンター～都農」間の１系統になっております。

○齊藤副主査　資料34ページの一番下にある、路線バスのＡＩデマンド化３路線を教えてください。

○松田総合交通課長　こちらにつきましては、２か年の実績ということになりますが、令和５年度が、恒久・田吉エリアの１路線でございます。そして、令和６年度が源藤・月見ケ丘エリアの２路線が含まれておりまして、合計３路線という形になっております。

○齊藤副主査　実は先日、担当課の方から、私が住んでいる月見ケ丘でこの減便があるということで説明を受けまして、実際は、先ほど説明

があった「宮交のるーと」との併用になるので、私もどういう状況になるのか、様子を見ているところです。早速、地域にお住まいの女性の方から、「私は日中、いろいろな活動でバスを利用していて、それが「宮交のるーと」に変わったということで、予約の電話をするんだけれども、もう既にいっぱいになっていたりして、結局、従来の宮交バスが日中利用できないことによって、移動に正直困り出している」というのを聞いたので、私は「これは、恐らく宮崎交通も県も、今、宮崎県内の公共交通の在り方の実証実験をいろいろやっていて、民間事業者である宮崎交通にとっても、これだったら赤字を生まずに、県民の足を支えられるということをやっている途中なので、どうかそこ辺は御理解してください」という話をしました。その下にある新規事業「バス利用促進強化」においては、恐らく、普段バスに乗っていない我々が、若干でもバスに乗ることによって、バス事業会社も、これだったら乗車数が少ないところでも走らせることができるという方法しかないのではないかという話もしたところです。ぜひ、この声を紹介したくて、今、お伝えさせていただきました。

先ほどの秘書広報課の関連で、下の広聴活動の金額と広報活動の金額が２億4,000万円余とあって、物すごい差になっているのを改めて見たときに、確かに、県がやっている取組を県民に発信していくことも重要ですけれども、一方では、恐らく知事や県の職員の方たちがお気づきでないところを、施策に反映させるようないろいろな声を県民から聞くというところで重要だと思います。改めてこの下の予算額の差だとか、それからやっていることが、知事との本音トークなどになっていますが、これだったら恐らく対象となる人は限られてくると思うんですよね。

それと、出前講座もそうです。

県民の声受付に関しても、私もたまに苦情を入れたということを聞くので、そうではなく県政に対する建設的な声を聞くという部分を、ぜひ強化すべきではないかと感じたんですけれども、そこら辺はどうですか。

○小山広報戦略室長　確かに、委員のおっしゃるとおり、「広聴活動」につきましては、予算が「広報活動」に比べて少ない状況にございます。これは、知事の本音トークとか出前講座など、そういった県民の声とかの事業が主になっていることが原因だと考えております。基本的には、出前講座ですと、市民の皆様の旅費とか、そういったものだけになっており、予算的にはそこまでかからない状況の事業の要素となっているところがございます。

それと、出前講座につきましては、県職員が自ら出向いて業務の範囲内で無料で行いますので、こちらも基本的には、多少旅費はかかるにしても、ほとんど予算はかからない状況でございますが、96回ということで、県内各地の公民館活動など、そういったところで呼ばれればすぐに行くということで、休日等も対応している状況でございます。

もう一つ、県民の声でございますが、こちらにつきましても、建設的な御意見をいただくこともございますけれども、委員のおっしゃったとおり、単なるお問合せであったり、苦情といったところがあります。

もう一つ、県ではなく、国や市町村、民間に対することについても御意見をいただくことがございまして、そういった声もいただきながら、関連の機関につなぐという事業をやっております。事業としてそこまで予算がかかっていない

ので決算としては少ない状況でございます。

○齊藤副主査　今、課長の御説明を聞いて、そのとおりだと思いました。決して、予算をかけるから、それがいいということではないと思うんですけれども、ここに記載されている以外の幅広い県民の声が県に届くようなアイデアをぜひ出していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

○小山広報戦略室長　いただいた御意見につきましては、おっしゃるとおりでございます。例えば、本音トークとかございますけれども、すぐにインターネット、ＳＮＳで出したり、動画を職員が撮っておりますので、Ｘとかユーチューブとかでも配信したりしておりますが、まだそこの周知が足りておりませんので、届いていない部分はあるかもしれません。様々な媒体を通じて、広聴した事業についても広報していきたいと考えております。

○濵川中山間・地域政策課長　先ほど松本委員からいただいた質問について補足させていただきます。

決算資料44ページの「特定地域づくり事業協同組合設立準備支援」につきまして、この補助事業は単年度なのかという御質問に対して、単年度ですと回答をしたのですが、この事業自体は、今年度までの３か年の事業でした。市町村から申請が上がってきて、事業をやっていただいて補助するというのは単年度で完結するという意味で、単年度事業とお答えしたんですが、市町村の補助額に余裕がある場合は、補助をした翌年度で、改めて申請して補助を受けることができるということで、実際に、五ヶ瀬町も令和５年度と令和６年度に補助している状況でございます。

○小山広報戦略室長　先ほど副主査から御要望のありました、広報等のそれぞれの予算についてでございますけれども、現在、手元にある資料が、旅費や需用費、役務費、委託料等に細分化されているものでございますので、取りまとめさせていただきまして、明日御回答ということでもよろしいでしょうか。大変申し訳ございません。

○齊藤副主査　その内訳についても、明日で結構です。そこで回答を聞いてお尋ねしたかったのが、施策目標のところに、効果的・効率的な情報発信ということが記載されているのですが、果たして広報紙やテレビ番組において、何をもってその成果を検証されているのか教えてください。

○小山広報戦略室長　副主査の御要望に対応できますように、明日資料を準備しまして、そちらの効果的・効率的な広報についても御説明させていただきたいと思います。

○佐藤主査　関連でほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　その他でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもって、総合政策部第１班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後４時９分休憩

午後４時11分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、明日の分科会は午前10時に再開し、総合政策部２班の審査から行うことといたします。

その他で、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　何もないようですので、以上をも

って本日の分科会を終了いたします。

午後４時11分散会

令和７年９月30日（火曜日）

午前９時58分再開

出席委員（５人）

主　　査	佐藤雅洋
副 主 査	齊藤了介
委　　員	山内いっとく
委　　員	今村光雄
委　　員	松本哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東　収
県参事兼総合政策部次長（政策推進担当）	佐野晃浩
総合政策部次長（県民生活担当）	長友修一
部参事兼総合政策課長	中村智洋
広域連携課長	酒匂晋也
秘書広報課長	佐藤純一郎
広報戦略室長	小山圭一
統計調査課長	芝吹政明
総合交通課長	松田　隆
中山間･地域政策課長	濵川哲一
産業政策課長	川﨑智子
デジタル推進課長	福崎　寿
生活・協働・男女参画課長	森山紀子
交通・地域安全対策監	坂元敏彦
女性活躍推進室長	前田直彦
みやざき文化振興課長	松元弘樹
人権同和対策課長	大迫義彦

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
宮崎国スポ・障スポ局次長（総括）兼総務企画課長	長倉正朋
宮崎国スポ・障スポ局次長（競技担当）	若林繁幸
競技・式典課長	橋倉篤寿
施設調整課長	財部孝志
障スポ大会課長	駒路美保
競技力向上推進課長	横山美和

会計管理局

会計管理者兼会計管理局長	平山文春
会計管理局次長	坂下利雄
会計課長	中原洋一
物品管理調達課長	山台直子

人事委員会事務局

事務局長	日髙正勝
総務課長	寺原佳史
職員課長	児玉憲彦

監査事務局

事務局長	坂元修一
監査第一課長	林　玲子
監査第二課長	下村昌彦

議会事務局

事務局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
総務課長	徳松一豊
議事課長	菊池　博
政策調査課長	西久保耕史

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
政策調査課主査	藤原諒也

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

まず、昨日の続きで報告事項をお願いします。

○小山広報戦略室長　昨日、齊藤副主査から御質問いただいた件につきまして、お時間をいただきましてありがとうございました。

それでは回答させていただきます。

まず、決算分科会資料24ページで御質問をいただいたところでございます。上のほうの①のところで、広報紙や新聞広告、県政番組、県ホームページ、ＳＮＳについての金額の御質問でございました。

令和６年度の決算額で御回答させていただきます。まず広報紙が6,108万9,000円、新聞広告6,689万5,000円、県政番組が7,337万9,000円でございます。県ホームページが1,635万2,000円でございます。ＳＮＳが2,416万円でございます。１点目につきましては以上でございます。

続きまして、それぞれの成果の検証をどのように行うのかということをお尋ねいただきましたので、御回答させていただきます。まず、広報紙の部分でございますが、広報紙の実績につきましては、県内の世帯の配付率が64.6％ということになっております。県政番組の年間平均視聴率でございますが、ＵＭＫの「みやざきゲンキＴＶ」につきましては8.6％、ＭＲＴの「おしえて！みやざき」につきましては6.3％となっており、こちらで検証しているところでございます。

３つ目、ＳＮＳでございますが、登録者数をカウントしておりまして、本日時点で、Ｘ――旧ツイッターでございますが、２万8,291人でございます。ＬＩＮＥが２万3,329人でございます。こういった数字を基に成果を検証している状況でございます。

○齊藤副主査　もう１回、聞き取れなかったので確認させてください。広報紙――県広報みやざきのほうが6,108万9,000円、新聞のほうが6,689万5,000円、テレビ・ラジオ合計で7,337万9,000円、県ホームページが1,635万2,000円、それからＳＮＳが2,416万円、県広報みやざきが県内の世帯の64.6％に配付をしていると。視聴率がＭＲＴで年間平均6.3％、ＵＭＫが8.6％。そして、ＳＮＳの登録者数とＬＩＮＥが、最後聞き取れなかったので、もう一度教えてください。

○小山広報戦略室長　ＬＩＮＥでございますが、２万3,329人でございます。

○齊藤副主査　ＳＮＳはどうですか。

○小山広報戦略室長　Ｘで、２万8,291人でございます。

○齊藤副主査　分かりました。テレビが幾ら、ラジオが幾らという内訳は分からないですね。

○小山広報戦略室長　決算額で申し上げます。まず、ＭＲＴのテレビ2,784万4,000円、ＵＭＫのテレビ3,212万9,000円でございます。

続きまして、ＭＲＴのラジオ607万2,000円、ＦＭ宮崎655万9,000円でございます。

○佐藤主査　これより、産業政策課、デジタル推進課、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和対策課の審査を行います。

令和６年度決算について各課の説明を求めます。

○川﨑産業政策課長　当課の令和６年度決算について御説明いたします。

お手元の委員会資料53ページを御覧ください。

１行目になりますが、予算額５億7,134万

5,000円に対して、支出済額５億6,280万7,850円、不用額は853万7,150円、執行率は98.5％となっております。

当課の決算事項別の明細は、53～54ページに掲載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

54ページを御覧ください。

１行目の（目）計画調査費の不用額が783万2,925円であります。主なものを御説明いたします。

まず、下から４行目の委託料の不用額399万2,286円につきましては、「産業ＤＸサポートセンター設置事業」において、企業訪問の実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、その２つ下の負担金、補助及び交付金の不用額252万4,792円につきましては、主に、「みやざき産業人財育成プラットフォーム連携強化事業」において、補助事業者が効率的に事業に取り組んだことによる補助金の執行残や、「産業デジタル実装支援事業」において、民間事業者への補助金の確定額が交付決定した額を下回ったことなどにより不用額が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

委員会資料の55ページを御覧ください。

「人づくり」の「１　子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の「（１）未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」であります。

「みやざき産業人財育成プラットフォーム連携強化」について、産学金労官で連携し、インターンシップ参加企業への支援や、学生と企業の交流機会の創出などにより、若者の県内企業への就職・定着促進に取り組んだところです。

今後とも産業人財育成プラットフォームを基盤として、県内企業に対する質の高いインターンシップ実施のための伴走支援や県内高等教育機関と連携した学生と企業の交流機会の創出などに取り組むことで、若者の県内就職・定着促進をより効果的に図ってまいります。

次に、57ページを御覧ください。

「産業づくり」の「１　経済・交流を支える基盤の整備」の「（１）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」であります。

「みやざき産業人財確保支援基金」につきましては、宮崎県の将来を担う産業人財を確保するため、県内企業と連携し、当該企業に就職した若者に対する奨学金の返還支援を行っており、昨年度は96人に対して返還支援金を給付したところであります。

次に、58ページを御覧ください。

「みやざきＤＸさきがけプロジェクト推進」については、セミナーにより県内事業者の意識啓発を図るとともに、実践的な講座であるＤＸ塾や、高校生、大学生を対象としたＩＴスキル講座等の開催などにより、デジタル人材の育成・確保に取り組んだところであります。

次の「産業デジタルリスキリング推進」については、経営層、リーダー層、一般従業員層と各階層に合わせたデジタルリスキリング講座を実施し、昨年度は308人が受講いたしました。

60ページを御覧ください。

「産業づくり」の「２　地域に根ざした企業・産業の振興」の「（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」であります。

「デジタル時代における産業人財育成」については、地域経済を牽引する産業人材を育成する、ひなたＭＢＡを開講し、昨年度は18プログラムを実施し、583人を修了者として認定しまし

た。

61ページを御覧ください。

「産業ＤＸサポートセンター設置」については、県内事業者からのデジタルに関する相談から、課題の洗い出し、具体的なシステム導入までをサポートすることを目的に、産業ＤＸサポートセンターを設置し、昨年度は228企業から延べ596件の相談に対応したところであります。

次の「産業デジタル実装支援」については、一般的なデジタル技術等を対象とするＴＹＰＥ１、より高度な技術等を対象とするＴＹＰＥ２及び３を合わせた計57企業のデジタル技術の導入をしたところであります。

62ページを御覧ください。

「地域密着型ＩＴ人材育成」については、県内企業への就職を目指す離職者・求職者83人を対象に、ＩＴパスポート取得やプログラミング能力の習得などを目的としたＩＴスキル講座を実施するとともに、会社説明会や企業訪問などの就職支援により、47人の就職につながりました。

今後とも、デジタル技術等の普及啓発、人材育成、実装支援を通して、県内産業のさらなる発展につなげてまいります。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に御報告すべきことはございません。

○福崎デジタル推進課長　デジタル推進課の令和６年度決算について御説明いたします。

お手元の令和６年度決算特別委員会資料64ページを御覧ください。

１行目にありますとおり、当課予算額14億1,569万6,000円に対しまして、支出済額14億824万7,130円、不用額744万8,870円となっております。なお、執行率は99.5％であります。

当課の決算事項別の明細は、64～65ページになりますが、このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

64ページの（目）一般管理費の不用額137万4,615円であります。不用額の主なものは、下段の委託料や使用料及び賃借料でありまして、これは主にシステムの不具合等にかかる改修費用やＡＩ－ＯＣＲの利用料が見込みを下回ったものであります。

65ページを御覧ください。

（目）企画総務費の不用額607万4,255円であります。不用額の主なものにつきましては、中ほどの共済費や旅費、委託料などでありまして、主に、昨日、総合政策課長から御説明がありました基礎年金拠出金の負担金率が引き下げられたことや、オンラインを活用しました会議の増加、関連事業の節約によるものであります。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

66ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　安心で快適に暮らせる社会づくり」の「（３）デジタル技術の利活用の促進」についてであります。

まず、「自治体ＤＸサポート強化」では、国主導で現在進められております地方自治体の基幹業務システムの標準化や、市町村のＤＸを推進するため、高度な専門性を有する事業者に委託しまして、相談窓口の設置や各市町村への直接訪問を行い、個別の課題整理や窓口ＤＸなどの構築に向けた支援を行ったところであります。引き続き、市町村の実情に応じた決め細かな支援を行ってまいります。

67ページを御覧ください。

改善事業「自治体ＤＸを担う人材育成」では、デジタル技術を活用しました業務の効率化や県

民サービスの向上に取り組むことができる庁内のデジタル人材の育成を図るため、本庁のＤＸ推進リーダーを対象にしまして、業務の見直しやデジタルツールの適用など、庁内ＤＸに必要な専門知識を習得するための研修を行ったところであります。また、情報処理関連の国家試験合格を目指す職員に対しまして、ｅラーニング等の受講支援や受験料補助を実施しまして、ＩＴパスポートなど情報処理関連の国家試験に25名、延べ26名が合格したところであります。

次に、新規事業「生成ＡＩシステム導入」では、セキュリティー対策が施された生成ＡＩシステムを試行的に導入いたしまして、業務用パソコンから利用できるよう環境整備したものでありまして、令和６年９月～令和７年３月の７か月間で189名の方に利用していただきまして、約3,500時間の業務削減効果があったところであります。

次に、「庁内システムのスマート化」では、庁内で運用しております財務会計システムや人事給与システム等の県庁内の基幹システムにつきまして、省力化・生産性の向上の観点から、データの共有化等ができないか、データ連携の自動化に向けた調査・研究を行ったところであります。

68ページを御覧ください。

「ＩＣＴ活用による業務効率化推進」につきましては、定型的な作業を自動化できるＲＰＡや、文字情報の自動読み取り機能であるＡＩ－ＯＣＲなど、デジタル技術を活用しまして業務の効率化や働き方の推進を図るものであります。このようなツールの活用により、令和６年度は新たに合計で約１万4,100時間の削減効果があったものと考えております。

今後も、先ほど説明しました生成ＡＩをはじめ、様々なデジタル技術を活用しながら、業務の省力化や県民サービスの向上に取り組んでまいります。

以上が主要施策の成果についてであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告するべき事項はありません。

○森山生活・協働・男女参画課長　生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料70ページを御覧ください。

１段目になりますが、予算額５億4,699万232円に対しまして、支出済額５億3,211万6,702円、不用額が1,487万3,530円、執行率は97.3％であります。

70～74ページが当課の決算事項別明細となっております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

73ページを御覧ください。

（目）県民生活費につきまして、不用額が1,015万2,394円であります。この主なものは、上から７段目の需用費177万3,390円で、庁舎管理に要する費用が見込みを下回ったことによる執行残であります。

下から６段目の委託料164万3,924円は、施設の維持管理に伴う費用が見込額を下回ったことによる執行残でございます。

下から３段目の負担金、補助及び交付金438万1,954円は、市町村消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、市町村に対し補助を行うものですが、事業費の確定に伴い、減額が生じたことによる執行残でございます。

74ページを御覧ください。

（目）児童福祉総務費につきまして、不用額が316万147円であります。この主なものは、下から３段目の委託料239万9,728円で、性暴力被

害者支援センター運営におきまして、運営費等に係る経費が見込額を下回ったことによる執行残であります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

75ページを御覧ください。

「人づくり」の３の「（１）男女共同参画社会の実現」であります。

主な事業の１つ目、「男女共同参画センター管理運営委託」としまして、推進拠点であります当センターの運営を指定管理者に委託し、県民への啓発や相談事業等に取り組みました。

76ページを御覧ください。

「みやざき女性の活躍強化」としまして、企業や関係団体、行政が一体となって設立されました、みやざき女性の活躍推進会議が行います、企業における女性活躍を推進する講演会や研修会の開催支援などに取り組みました。

次に、改善事業「性暴力被害者支援センター運営委託」としまして、被害者やその家族の心身の負担軽減を図るため、その支援センターでございます、さぽーとねっと宮崎の運営を委託し、電話やメール、面接による相談のほか、医療、カウンセリング等の総合支援を行いました。

次の新規事業「女性活躍推進アウトリーチ型総合支援」といたしまして、企業が抱える女性活躍推進に関する個別の課題を解決するため、アドバイザーによる社内研修やアドバイスを実施したほか、県内の様々な分野で経験を持つ女性をメンターとして派遣しました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現や女性の活躍に向けた取組を推進してまいります。

79ページを御覧ください。

「人づくり」の３の「（２）ＮＰＯや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」についてであります。

１つ目の「協働による地域課題解決支援」としまして、県との協働事業の提案を公募し、ＮＰＯ等、多様な主体との協働を推進いたしました。昨年度は３件の応募の中から２件を採択し、例えば、地域づくりをテーマとした大学生と地域づくり団体による地域ＰＲ動画作成等、若年層の地域づくり活動への参加による地域活性化に向けた取組を支援したところでございます。

80ページを御覧ください。

「みやざきＮＰＯ・協働支援センター」としまして、協働の推進やＮＰＯ運営等の支援拠点であります当センターにおいて、活動支援スペースの提供や研修の開催、ＮＰＯ設立や運営等の相談対応などを行いました。

次の改善事業「みんなで支える社会貢献活動活性化」としまして、多様な主体による社会貢献活動に対する意識を高めるために、福祉教育推進研修会を２回開催したほか、企業・団体、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人など、多様な主体が参加・交流し、連携・協働をつくり出すことを目的としたオンラインによる研修会を開催いたしました。

今後とも、多様な主体による社会貢献活動を促進するため、相談や研修、情報提供等の充実を図ってまいりたいと考えております。

82ページを御覧ください。

「くらしづくり」の１の「（１）安心で快適な生活環境の確保」のうち、消費者行政についてであります。

１つ目の「消費者行政活性化」としまして、国の交付金を活用し、無料弁護士相談会や出前講座を実施したほか、市町村が行う相談・啓発

事業に対し、補助金の交付により支援を行いました。

83ページを御覧ください。

「消費生活相談員等設置」といたしまして、消費生活に関する相談員を設置し、県民からの多様な相談に対して適切な助言等を行ったところです。

次の「消費者行政強化」としましては、消費者被害未然防止のため、セミナーの開催やメディア等による広報・啓発を行ったところであります。

今後とも、県民が安心して消費生活を営むことができるよう、市町村と連携して相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいります。

85ページを御覧ください。

「くらしづくり」の２の「（１）犯罪のない安全で安心なまちづくり」であります。

「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進」としまして、学校等へのアドバイザー派遣や県民のつどいの開催などにより、県民の防犯に対する意識啓発に取り組みました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいります。

87ページを御覧ください。

（２）交通事故のない社会づくりであります。

「みんなで交通安全！啓発推進」としまして、各季節の交通安全運動期間を重点に、マスメディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

今後とも脇見等による交通事故の防止や、高齢者の交通事故防止対策を基本に、市町村や関係機関等との連携を図りながら、県民への啓発等に取り組んでまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○松元みやざき文化振興課長　みやざき文化振興課の令和６年度歳出決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の89ページを御覧ください。

当課の決算額につきましては、一番上の合計の欄にありますとおり、予算額117億7,535万4,830円に対しまして、支出済額は113億8,201万2,946円で、翌年度繰越額明許が6,556万1,000円であり、この結果、不用額は３億2,778万884円、執行率は96.7％となっております。また、すぐ上の括弧内は翌年度繰越額を含めた執行率は97.2％となっております。

当課の決算事項別明細は89～93ページとなっておりますが、このうち目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

91ページを御覧ください。

（目）企画総務費につきましては、不用額が２億8,931万7,478円となっております。このうち主なものといたしましては、下から４行目の委託料の不用額1,116万4,216円及びその２つ下の行の工事請負費の不用額２億7,714万6,977円であります。これは主に令和５年８月から令和７年３月の間、県立芸術劇場を休館して実施した県立芸術劇場大規模改修事業における工事等の入札残によるものであります。

続きまして、92ページを御覧ください。

（目）計画調査費につきましては、執行率が80.5％となっております。主な理由といたしましては、令和６年度２月補正をお願いした第２世代交付金事業について、全額本年度へ繰

り越して実施したため、執行率が90％未満となっておりますが、その上の繰越額を含めた括弧書きの執行率は99.3％となっており、繰越分につきましても本年度にほぼ全額執行する予定であります。

93ページを御覧ください。

（目）事務局費につきましては、不用額は3,718万7,402円となっておりますが、このうち主なものといたしましては、下から２行目の負担金、補助及び交付金の不用額1,402万7,192円及びその下の行の扶助費の不用額2,257万4,977円であります。これは主に、私立学校における保護者の経済的負担の軽減を図るための私立高等学校就学支援金に係る補助金や、奨学のための給付金に係る扶助費について申請額が見込みを下回ったことによるものであります。

決算事項の説明については以上であります。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

94ページを御覧ください。

まず、「人づくり」の「１　子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の「（１）未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」であります。

下の表の主な事業及び実績でありますが、まず、「私立学校振興費補助金」は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校、私立中学校、私立小学校の計24校に対して人件費等の経常的経費を補助したものであります。

95ページを御覧ください。

「私立高等学校等就学支援金」は、保護者の授業料負担の軽減を図るため、世帯の収入状況に応じて支援金を交付したものであります。

その下の「私立専門学校授業料等減免」は、低所得者世帯に対する高等教育の負担軽減を図る国の施策に基づき、住民税所得割非課税世帯等における専門学校の授業料等の減免に対する補助を行ったものであります。

96ページを御覧ください。

「奨学のための給付金」は、生活保護及び住民税所得割非課税世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるため給付を行ったものです。

今後とも、私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の振興を支援してまいります。

98ページを御覧ください。

「人づくり」の「２　文化・スポーツに親しむ社会づくり」の「（１）文化の振興」であります。

下の表の主な事業及び実績でありますが、まず、「宮崎国際音楽祭開催」では、第29回音楽祭を開催し、併せて第30回音楽祭の準備を行ったところであります。

99ページを御覧ください。

「県立芸術劇場管理運営委託」は、劇場の維持・管理や２月のプレオープン後に練習室の貸館事業を行い、年間利用者数は4,155人でありました。

２つ下の「県立芸術劇場大規模改修」につきましては、令和５年８月より休館している当該施設について、老朽化に伴う舞台設備や施設の外壁改修、特定天井の耐震化に伴う改修を実施しまして、本年４月にリニューアルオープンを迎えたところであります。

101ページを御覧ください。

一番上の「みやざきの文化資源活用推進」につきましては、県外での神楽公演や県民の皆様を対象とした神話のふるさと県民大学、小中学校への出前講座などを開催したところであります。

また、その下の改善事業「文化で築くみやざきの活力創出」につきましては、文化芸術の専門人材を配置し、文化芸術活動に対するアドバイスなどの相談対応や、人材育成研修としてアートマネジメント講座を実施するとともに、文化の専門家を地域へ派遣し、地域独自の魅力の掘り起こしや、それを活用したワークショップ、多様な主体との連携による地域課題の解決に向けた文化プロジェクトの企画を行いました。

102ページを御覧ください。

新規事業「「デジタル×伝統」神楽でつなぐ地域活性化」につきましては、神楽等の本県の文化資源の魅力を発信するため、アニメーションやＶＲ技術を取り入れた映像の制作を行ったところであります。

今後とも、県立芸術劇場について、宮崎国際音楽祭の広域開催の成果を生かし、他の文化施設等と連携した公演を通して、宮崎における文化の裾野の拡大に取り組むとともに、引き続き、顕彰事業やアーツカウンシルみやざきと連携した取組を通じて、本県文化の発信や県民の文化活動の維持・発展を図ってまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○大迫人権同和対策課長　人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

令和６年度決算特別委員会資料の104ページを御覧ください。

１行目になりますが、予算額１億1,541万5,000円に対しまして、支出済額１億1,286万5,589円で、不用額は254万9,411円、執行率は97.8％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

（目）社会福祉総務費の不用額が254万9,411円となっております。この不用額の主なものは、まず上から８行目の（節）共済費でありますが、昨日の総合政策課長からの説明と同様に、基礎年金拠出金の負担率が引き下げられたことによる執行残でございます。

その２行下の（節）旅費56万3,260円でございますが、これは会議や研修会等のオンライン実施などに伴う執行残であります。

決算事項の説明については以上であります。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

105ページを御覧ください。

「人づくり」の３の「（３）人権意識の高揚と差別意識の解消」についてであります。

「人権啓発推進強化」については、県内の民間団体やスポーツ組織等と連携し、おのおのの知見やネットワークなどを生かした啓発活動を行ったほか、８月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間においては、ふれあい映画祭の開催、テレビＣＭの放送など、様々な啓発活動を集中的に行いました。

106ページを御覧ください。

「宮崎県人権啓発センター」については、企業や団体などで人権研修を担う方を対象とした人権担当者養成講座や、広く県民の方を対象とした県民人権講座などの各種講座を開催し、企業や地域等で人権教育・啓発のリーダーとなる人材の育成を図りました。

また、啓発研修講師の派遣や、研修用ＤＶＤ等の教材の貸出しにより、民間企業等が自主的に行う啓発・研修等の支援に努めたところであります。

これらの事業により、職場や地域など、あらゆる場において人権教育・啓発の取組が推進さ

れるよう努めたところであります。

今後とも、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指して、県民の人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はありません。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○山内委員　資料67ページの「自治体ＤＸを担う人材育成」について、主な実績内容等でＤＸ推進リーダーの研修開催とＩＴパスポートなど資格取得にかかる補助がありますけれども、582万円の内訳はどのようになっているのでしょうか。また、どのような人が資格取得対象者となっていて受講したのか教えてください。

○福崎デジタル推進課長　順番が逆になりますけれども、まず対象者でございますが、国家試験に関しましては、庁内で公募を行いまして、こういう国家試験を目指している人について、手挙げ方式でさせていただいております。昨年度につきましては52名の方が応募され、最終的に合格したのが25名、延べで26名になっております。

予算の内訳につきましては、先ほど言いましたＤＸ推進リーダーに関する研修費用が委託料で460万円、国家試験の受験料補助が37万5,000円、これに係るｅラーニングの経費については67万7,000円になっております。

○山内委員　国家資格の受験料は、確か7,500円だった気がするので、予算が37万5,000円ということは少し多めではないかと思います。あとｅラーニングを行ったということは、希望者は、基本情報処理技術者など、何か免除になる別の資格を受けられたということですか。

○福崎デジタル推進課長　申し訳ございません、先ほど説明しました国家受験料補助につきましては、委員御指摘のとおり7,500円でございますので、7,500円掛ける26名ということですので、予算額が37万5,000円に対して、執行額が7,500円掛ける26名ということになります。重複して受けている受講者に関しましては、その基礎であったり、応用技術であったりというところを、重複して受けられております。

○山内委員　ＩＴパスポートとか、一般的に取っていていいと思うんですけれども、基本情報処理技術者についても、ＳＥとか設計開発が行うような人が取られる資格です。今、応用技術者と聞くと、さらに相当専門的な資格ということですが、この県庁内でそこら辺まで必要な部署や係があるのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長　これにつきましては、最近、様々なＤＸに係る情報ツールが開発されておりまして、必要な知識が深く、もちろん必要なところがございますので、それに対して、そういった学びの意欲の高い方に対して支援を行っているということでございます。

○山内委員　少し隣に行きますけど、新規事業「生成ＡＩシステム導入」で、実時間で約3,500時間削減されたということですけれども、部局によって削減時間の差はあるんでしょうか。ほかの自治体へ視察に行った時、教育委員会とかは進んでいないような話もありました。

○福崎デジタル推進課長　昨年度につきましては、生成ＡＩについては、これも手挙げ方式で、全庁から応募を出していただいたんですけれども、全員で189名ということで、部局ごとでの集計はしておりません。今年度、新たに全ての職

員が使えるようになっておりますので、そういった分析も今後はしていく必要があると考えております。

○齊藤副主査　関連で、自治体ＤＸのところで知りたいのが、県内の小規模な自治体においては、まだまだ人材の格差があるということなんですけれども、システムに関しては、小規模な自治体であっても導入はされていると思います。今の県内の26市町村の格差の状況について教えてください。

○福崎デジタル推進課長　人的資源に関していいますと、やはり大規模な市町村に関しては、課が１つあるところもありますが、小規模な自治体に関しては、全体の情報主管課職員が兼務で、ありとあらゆる業務を持たされています。当然、その情報システムは、それぞれの課が導入してやっているんですけれども、それ以外にも庁内のシステム管理であったり、セキュリティーであったり、そういったものを兼務で持っておられるところがございますので、県のほうで人的リソース面のサポートを行っております。

○松本委員　資料82ページのところなんですけれども、「消費者行政活性化」で、無料弁護士相談会とか、各種事業が行われておりますが、この相談会は定例的にされているものでしょうか。また、相談があった件数や多かった相談項目などについて、いくつか御報告いただけないでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長　無料弁護士相談会につきましては、宮崎センターと各支所で行っていまして、宮崎のセンターで12回、支所におきましては各７回、１年間に全体で26回実施しております。隣の専門相談対応力強化事業につきましては、弁護士等による講義、事例研修会ということで、月１回の開催をしております。

県でトラブルに対応した相談件数ですけれども、令和６年度末で新規の相談件数が5,179件です。市町村の窓口もありますので、合わせると近年ではおおよそ１万件程度で推移しております。

多い相談項目ですけれども、一番多いところで、商品一般というくくりなんですけれども、それは大手業者を名乗る不審なメールが届いたり、いろいろな請求書が届いたなどが、近年では一番多くなっております。それに加えまして、定期購入に係る解約のトラブル、化粧品、健康食品に対する解約トラブルが２番目に多くなっているところであります。

○松本委員　１万件ぐらいの相談があるというのは、非常に多いと感じたところです。それだけの相談があって、未然防止ということもありましたけれども、既に相談をされた方への次のサポートについて、何か取り組んでいる点がありましたら教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長　消費生活センターの相談窓口では、トラブルになる前の方の相談事例と、トラブルに遭ってしまった方の相談事例等がございます。トラブルに遭ってしまった方につきましては、自己解決に向けてのアドバイス等をするんですけれども、そこが難しい場合は、センターの相談員が業者との間に入って、あっせんの手続をする。解決が難しい場合には、先ほど申しました弁護士相談や関連機関へ紹介するなどして、消費者トラブルの解決に向けた取組を行っております。

○松本委員　いろいろトラブルが起こってきますと、警察との連携も非常に大事だと思いますが、その辺りの連携がしっかり図れているとは思いますけれども、改めてそういった連携の取

組について教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長　近年では、悪質商法が詐欺につながっていく事例も多くなっておりますので、日頃から警察の窓口とは密な連携を取っておりまして、相談件数とかトラブルに近いような事案があった場合には、警察に報告する形も取っております。

あと年に１回、県警や教育委員会など、様々な関係者が集まる連絡会議においても、警察の方に入っていただいて実施しているところでございます。

○松本委員　今、教育ということも出ました。今は、いろいろとスマホの関係などもあり、若い人たちも非常にトラブルに巻き込まれやすいと感じているところでございますので、力を入れていただきたいと思います。また、新たな取組がなされるともお聞きしておりますが、学生も含めた消費者教育の部分などがありましたら、最後に今後の取組も含めて教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長　教育に関しましては、センターのほうで消費者教育コーディネーターという相談員を会計年度職員で配置しておりまして、学校現場での社会科や家庭科などで消費者教育を推進していただけるような取組を行っております。教育現場の支援といたしまして、学校で使うテキストの提供や情報提供、あるいは自らコーディネーターが出向いて、生徒に対して出前講座をする等の教育現場のフォローもさせていただいておりますので、引き続きこういった取組を進めてまいりたいと考えております。

○今村委員　資料55ページの学生と企業の交流機会創出事業の参加学生数が346名とあるんですが、こちらに関しては、県内の学生に向けて周知して、集まった数がこの人数だったということでよろしかったでしょうか。

○川﨑産業政策課長　こちらについては、対象者が、高校生や大学生となっております。大体、連続で10回行っていますが、１回は中止になったので９回やっております。その中でのやり方はそれぞれという形でございまして、例えば、大学の中の授業を活用して実施したり、一般的なイベントを通じてであったり、ほかの自治体のイベントと連携したり、様々な形でやりまして、周知についてもそういった形でやっていったという内容でございます。

○今村委員　参加学生数が少ない感じがするので、また周知等に力を入れていっていただければと思ったところでした。

資料62ページの「地域密着型ＩＴ人材育成」で、こちら受講者が83名のうち47名が就職とあるんですが、就職できなかった方に関しては、例えば県外に行かれたのか、それとも、ただ県内で就職ができなかったのか、どのような感じなんでしょうか。

○川﨑産業政策課長　まず、こちらについての流れとしましては、応募者が141名ございました。その中で、まず県内での就職意思がありますかということで面談をしております。面談で絞り込んだ受講者が83名というところで、それぞれ勉強を行いながら、就職活動もしていただいた結果、就職した方が47名という流れになっております。

その中で就職できなかった方につきましては、基本的には、県内での就職を希望された方ということになりますけれども、企業とのマッチングがうまくいかなかったという結果と捉えているところでございます。

○今村委員　県内の就職案内というのも、こちらからはしているんでしょうか。

○川﨑産業政策課長　就職につきましては、具体的に言いますと、職業人講話であるとか、会社説明会、企業訪問、インターンシップという４種類の形で、企業との接点を持つような形で紹介させていただきまして、参加者はそれぞれ個別に参加していただくということで対応をしたところでございます。

○今村委員　資料107ページの今後の方向性のところで、人権担当者養成講座の一部を録画配信するとあるんですけれども、前の106ページに視聴覚教材等貸出しというのがあります。こういったものも、もちろんいいと思うのですが、オンラインとか、ｅラーニングとか、そういったものでのインターネットを使った展開はされているのでしょうか。

○大迫人権同和対策課長　令和６年度まではしていなかったんですけれども、今年度から資料106ページの人権担当者養成講座におきまして、一部、希望される方についてはオンラインでの配信を行っております。今後も、やはりデジタル化という流れもありますので、オンラインでの受講を希望される方には、そういった方向で進めてまいりたいと考えております。

○今村委員　ぜひ発展的に広げていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○山内委員　資料77ページ、性暴力被害者支援センターの成果指標について教えてください。令和８年度の目標が500件、実績として令和６年度が472件ということですが、これをどう捉えればいいのでしょうか。性暴力がなくなるのが一番なので、相談件数としては、ゼロであれば本来では相談もゼロになってくるのかなと思いました。令和８年度の500件という数値は、どのように設定したのでしょうか。今後、性暴力が増えていく中で実数をきちんと把握しようとしているのか、意味が分かりませんでした。もしくは、１人当たりの回数を密に相談するということで、回数を増やしていこうとしているのか。この成果指標について、もう少し説明をいただけたらありがたいです。

○前田女性活躍推進室長　こちらの相談件数の目標設定の考え方ですけれども、当然、今、委員がおっしゃったように、被害件数そのものは減少していくことが望ましいことは言うまでもありません。ただ、ここで設定しているのは、どちらかというと、やはりこういった問題は、なかなか人に相談しづらい――御自身がそういった被害に遭ったことを、公的機関とはいえ、なかなか相談しづらい中にあって、やはりそういった方をいかにケアしていくかというところで、相談しやすい体制をつくっていく。相談しやすくなることによって、１人でも多くの方をケアしていくような体制をつくっていきたいということで、この500件が適当かどうかはともかくとして、増やしていく方向で設定しているところでございます。

○山内委員　１人でも多くの人に相談してもらいやすいようにということでしたが、ここで、令和６年度の相談件数が増えているわけですけれども、相談しやすくなったということを考慮すると、延べ人数ではなくて相談人数が増えたと思っていいということですか。

○前田女性活躍推進室長　こちらの件数について、例えば、令和６年度の実績472件とありますが、実際に御相談された方は138人になります。ですから、お一人の方で複数回御相談されている方もいらっしゃって、特に一度で済むわけではなく、何度も御相談されている方がいらっしゃいますので、そういった方についても開かれた相談窓口として対応しているところでござい

ます。

○山内委員　138人ということでしたが、もともとの令和４年度の296件のときには何人で、どれぐらい多くの人を救えるようになったのか、分かれば教えてください。

○前田女性活躍推進室長　数字を確認しますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○佐藤主査　先に関連でどうぞ。

○齊藤副主査　関連なんですけれども、私も実は山内委員と全く同様の考えを持っていて、確かに室長の御説明のとおり、被害に遭われた方たちの相談体制を強化していくというのは、全然間違っていないと思います。ただ、残念なのが、今後の方向性のところで、性暴力被害者等の支援に加え、犯罪の潜在化を防止するためとうたわれているんですけれども、私はやはりこれは撲滅、性犯罪をなくすという強い意思を持って、さぽーとねっと宮崎並びに県警あたりと連携することが担当課としての使命なのかなと思ったので、今の山内委員に賛同する側として、それも申し上げました。

○前田女性活躍推進室長　おっしゃるとおり、何よりも大事なのは犯罪そのものをなくすことであることは、私どもも重々承知しております。例えば、被害に遭われた方が、カウンセラーや警察にいらっしゃった時、複数回同じような体験を説明しなければいけない。それは、被害に遭われた方の心理的な負担をさらに深めることになりますので、あくまでも私たちは総合的な窓口として、まず一元化するところに重きを置いております。ただ、おっしゃったように、撲滅に関しては、県警ともしっかり連携しながら、そちらのほうに対応をお願いしているところでございます。

　加えまして、先ほどのお尋ねですけれども、令和４年度の296件に対する実人数は117人でございました。

○松本委員　資料101ページ、みやざき文化振興課の事業で、改善事業「文化で築くみやざきの活力創出」の中にあるプログラムディレクターとかプログラムオフィサーの方は、県が直接契約しているのか、それとも、アーツカウンシルみやざきの中で雇われているのか。その辺りを教えていただけないでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長　こちらのアーツカウンシルみやざきには、プログラムディレクターとプログラムオフィサーを１名ずつ配置しておりまして、こちらのほうは、県の芸術文化協会の１部門として、県が芸術文化協会に対して委託して設置している形になっております。

○松本委員　分かりました。では、このプログラムディレクターとプログラムオフィサーの活動については、アーツカウンシルみやざきの中に含まれて、県に活動内容が報告されるという理解でよろしいでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長　はい、そのとおりでございます。

○松本委員　それでは、このアーツカウンシルみやざきのほうが、この項目の一番下にある地域課題の解決に向けた文化プロジェクトの企画などに対して支援していることになるのでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長　プロジェクトの企画のほうに記載しております、えびの市、椎葉村といった自治体のほうに入りまして、地元の文化団体でありますとか、外部のいわゆる芸術家を呼んで、この市村のほうで展開します。具体的には、えびの市ではサイクリングツアー、そして椎葉村では日本画家を招いて地域を上げた芸術祭を展開していきますけれども、そうい

ったコーディネートを行っている状況でございます。

○松本委員　最後に、成果のところには寄り添い型の支援というような言葉がございました。まさに今のがそういうことなのかと感じましたが、今後の方向性に、効果的な支援という記述がございます。今後、どのような支援を考えていらっしゃるのか、分かる範囲でお教えいただきたいと思います。

○松元みやざき文化振興課長　県内の文化組織におきましては、やはりマネジメントできる人材が、正直不足しております。これまで専門的な知見から、支援が困難である状況が続いていたんですけれども、このアーツカウンシルみやざきを設置することによって、文化・芸術に関する幅広い知識・経験を生かす、また一方で、全国的なネットワークを有しておりますので、そういった人材の登用などが可能になっております。こういった取組も引き続き続けていきたいと考えております。

○松本委員　ぜひこういった文化というところが各地域で非常に大事で、これから本当にこういう取組が生きてくると思いますので、ぜひいろいろなところで、また自治体と連携していただいて、効果的な支援を県のほうからよろしくお願いします。

○山内委員　先ほどの性暴力被害者支援センターの件で１点教えてください。令和６年の相談人数が138人ということでした。警察に行ったけれどもセンターに来ていない人とか、その逆もあったり、もしくは全然表に出ていないケースもあると思いますが、実際に県内で性被害に遭われている方というのは、どれくらいいるのか推定で分かるのでしょうか。

○前田女性活躍推進室長　確認ですけれども、それは表に出ていないものも含めてどのぐらいの被害に遭われた方がいらっしゃるかという意味でしょうか。

○山内委員　全体像を把握した上で件数などを設定されていると思うので、もしくは実際の被害に遭われた方の実人数のうちのなるべく多くとやろうとしているのかを知りたいなと思っています。それとも、そこは推定でこれぐらいいるということで件数を出しているのでしょうか。

○前田女性活躍推進室長　全体の数については、やはり私どもとしても明確に把握できているものはありません。ですから、先ほど少し申し上げましたけれども、500件という数字が、そもそも適当であるか、そこについてもなかなか難しいところではあります。ただ、あくまでもここは相談しやすい窓口という意味で、少しでも多くの方に相談していただこうという目標設定をしていると御理解いただければと思います。

○齊藤副主査　決算資料57ページ、「みやざき産業人財確保支援基金」のところで、これは県内に就職した若者に対する奨学金返還支援の実施ということですけれども、県外の方が県内に就職するのは対象となるんですか。

○川﨑産業政策課長　対象者については、県内で認定されている支援企業のほうに正職員として就職した方ということですので、それが例えば県内の学生であったり、県外の学生であった方、いずれについても対象となります。

○齊藤副主査　これは当初6,459万円の予算ですけれども、人数は大体どれぐらいを想定した予算だったんですか。

○川﨑産業政策課長　こちらについては、令和６年度についての認定というのが、令和元年、令和３年、令和５年に就職した方が対象になり、96名というのが最終的な人数になります。その

中で離職した方なども出てくるとは思うんですけれども、基本的には、この３か年で就職された方が対象となっている数字となっております。

○齊藤副主査　この奨学金返還支援というのは、すごく求められていることだと思いまして、この事業というのは、担当課としては、また次年度以降もしばらく継続していく考えなのでしょうか。

○川﨑産業政策課長　まず、この基金についてなんですけれども、こちらについては、昨年度に、まずは終期を設定しております。こちらについては、全庁的に終期を定めている基金につきましては、終期は設定すべきであろうという流れの中で、これが令和16年度までというところになっております。そこで逆算したときには、令和９年度までの認定ということにはなっているんですけれども、そのときの状況に応じて、例えば、まだ支援が必要であるのではないかとか、支援をした学生であるとか、企業であるとか、そういった方面からの意見を聞きながら、どのような形でやっていったらいいのか、継続すべきなのかは検討していこうという考えであります。

○齊藤副主査　資料76ページの一番上に記載されている「みやざき女性の活躍強化」のところでお尋ねします。昨日の総務部の消防保安課の説明の中で、女性消防団員や女性消防職員が目標に対して全然追いついていないという話をいろいろと聞いて、この事業を見たときに、こういった場所なんかでも女性消防団員、女性消防職員の話とつながると感じたんですけれども、いかがですか。

○前田女性活躍推進室長　こちらの事業は、その下にありますけれども、みやざき女性の活躍推進会議という会議の取組を支援しているものです。こちらの会議は、主に企業、一般の民間企業の中での女性の活躍を後押しするというような活動をしておりまして、ここにあります、講演会や研修会等を行っているところです。

○齊藤副主査　今、室長がおっしゃったとおりだと思うんですけれども、せっかく女性の活躍ということで企業を相手にやっているんだったら、その企業の中にも、例えばチラシを１枚配るだけでも女性消防団員をＰＲすれば、効果が少しでもあるのではないかと思って述べさせていただきました。

資料79ページの「協働による地域課題解決支援」ということで、公募型事業の実績が２事業と記載されているんですけれども、具体的にどんな事業が採択されたのか教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長　こちらの採択した２事業ですけれども、まず、地域づくりを目指す団体と大学生、県庁の主管課が協働ということで、地域づくりの交流会の中で、各地方のＰＲ動画を作って、それを広く周知していくという取組の中で、若い世代や大学生を巻き込んだ協働という形づくりの活動を１つ採択いたしました。

もう一つ採択したのが、実施団体は企業と地元のサイクリング関係の団体だったんですけれども、それと関係課、担当課で協働いたしまして、今、当課でも推進しております自転車のヘルメット着用を募集いただいた方の地域限定にはなるんですが、そこで自転車ヘルメットの着用アンケートをしたり、モニタリング調査をしたり、実際にヘルメットをかぶっての実証実験をしていただく団体について、昨年は採択しております。

○齊藤副主査　協働という言葉が聞かれるようになって、結構たっていて、官民連携という言

葉もあるんですけれども、非常にいい事業だと思います。ここもいろいろなアイデアが得られるような事業だと思いますので、ぜひ力を入れて、またいい事業を見つけてください。

○今村委員　資料68ページの「ＩＣＴ活用による業務効率化推進」というところで、その前のページの「庁内システムのスマート化」も係ってくるんですけれども、先々はどこまで取り組んでいくのか。ずっとこういった予算がランニングコストとしてかかってくるのかとか、そこら辺の先の部分というところでどう考えてらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○福崎デジタル推進課長　御質問の件でございますけれども、人口減少社会の中で職員数も減ってくる中で、業務効率化については喫緊の課題であると思っております。例えば、デジタル技術に関しましていいますと、先ほど言いました生成ＡＩが非常に飛躍的に技術の進歩を遂げているということで、様々な業務に適応できると考えております。

どこが終わりかというところまでは明確ではないんですけれども、その時々の技術の進展に応じて、しっかり業務省力化につなげていって、業務省力化ができた分を県民サービスの向上や行政サービスの高度化につなげていきたいと思っていますので、いましばらくはそういったことでの対応になってくると考えております。

○今村委員　あくまで今年度、前年度に関しては、システム導入にかかってくる部分という見方でいいんですか。ランニングコストだけの費用というわけではないということでよかったでしょうか。

○福崎デジタル推進課長　御指摘のとおり、導入費用に加えてランニングコストも当然かかってきますので、それに加えてのコストということでございます。

○今村委員　そうであれば、先々はシステム導入の分は削られてきて、ランニングコストだけになるという考えでよろしいんでしょうか。

○福崎デジタル推進課長　そういった御認識でいいと考えております。

○佐藤主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもって、総合政策部第２班の審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、総合政策部の決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時31分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長　説明に入ります前に一言おわびを申し上げます。

令和６年度決算特別委員会資料におきまして、内容に誤りがございました。

別紙で、机上のほうにＡ４版１枚の正誤表を

配付させていただいております。修正箇所でございますが、令和６年度決算特別委員会資料の10ページになります。

訂正前の上の表を御覧ください。

表の一番下の段ですが、（目）計画調査費の節に「公課費」とございますが、正しくは訂正後の下の段の表のとおり「負担金、補助及び交付金」でございます。

なお、タブレットのデータ及びお手元にお配りしております決算特別委員会資料につきましては、修正前の表記となっているところでございますが、デジタル資料につきましては、分科会の終了後に修正版を掲載させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

令和６年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして、御説明させていただきます。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

これは、宮崎県総合計画2023のうち、宮崎国スポ・障スポ局に関連します主要施策につきまして、体系表にしたものでございます。

この体系表に基づきまして、右側の施策の柱を基に概要を御説明いたします。

分野につきましては、「人づくり」ということになっております。

施策の柱のほうは、スポーツの推進といたしまして、2027年に本県で開催されます国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に向けまして、開催準備を進めるとともに、県・市町村の主要スポーツ施設の整備を進めたところでございます。

また、天皇杯獲得に向けまして、少年種別の主力でありますターゲットエイジや社会人アスリートなど、少年・青年それぞれに様々な支援を行いまして、本県の競技力向上に努めたところでございます。

４ページを御覧ください。

令和６年度の決算の状況についてであります。

宮崎国スポ・障スポ局全体としましては、この表の一番下の段ですが、予算額の欄、202億5,268万339円、支出済額187億9,631万3,585円、翌年度繰越額13億5,898万7,000円、不用額が9,737万9,754円となりまして、執行率は92.8％、翌年度への繰越額を含めますと99.5％となっております。

そのほか、監査における指摘事項等につきまして、資料５ページに記載させていただいております。

こちらにつきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

また、お手元の令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長　資料６ページを御覧ください。

総務企画課の決算額は上から２段目にありますとおり、予算額２億6,336万7,000円に対しまして、支出済額２億6,228万1,836円、不用額は108万5,164円、執行率は99.6％となっております。このうち、目の不用額は100万円以上のものについて御説明いたします。

上から５段目にありますとおり、（目）企画総務費の不用額が108万5,164円となっております。

主なものは、上から３つ目の（節）共済費でありますが、これは、令和７年１月30日付、職員の給与に関わる地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡って引き下げられたことにより、執行残が生じた

ものであります。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

７ページを御覧ください。

「人づくり」の「１　文化・スポーツに親しむ社会づくり」の「（１）スポーツの推進」についてです。

表の「国民スポーツ大会県準備委員会負担金」でありますが、昨年７月に行われた日本スポーツ協会の第３回理事会において、第81回国民スポーツ大会の本県開催が正式に決定し、これに伴い、第26回全国障害者スポーツ大会の本県開催も決定したところであります。

８ページを御覧ください。

県実行委員会においては、総会・常任委員会等の会議や、市町村・競技団体への説明会等を開催いたしまして、大会開催に必要な準備活動を推進したところです。

次に、会場地選定等につきましては、障スポオープン競技で４競技の実施及び競技会場地を決定し、これにより、国スポ・障スポの全競技について実施及び競技会場地が決定したところであります。

次に、広報・県民活動につきましては、公募による大会公式ポスターの制作、イメージソング及びダンス・体操のお披露目、ミニ番組の放送、大会広報誌の発行、開催決定イベント等の開催等により、大会の周知、機運醸成のための広報・県民運動活動を実施したところです。

次に、競技役員等の養成につきましては、競技団体が行います中央講習会等派遣事業や県内講習会等開催事業等に対して、補助事業により支援を行ったところであります。

○橋倉競技・式典課長　資料の10ページを御覧ください。

表の上から２段目にありますとおり、競技・式典課の決算額は、予算額１億1,608万7,000円に対しまして、支出済額１億1,501万4,711円、不用額は107万2,289円、執行率は99.1％となっております。

当課におきましては、目の不用額が100万円以上のものまたは執行率90％未満のものはございません。

○財部施設調整課長　資料の11ページを御覧ください。

施設調整課の決算額は、上から２段目にありますとおり、予算額189億7,721万8,979円に対しまして、支出済額175億8,289万4,601円、翌年度繰越額13億5,362万円、不用額は4,070万4,378円であります。執行率は92.7％となっておりますが、翌年度への繰越額を含めますと99.8％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の中ほどの（目）計画調査費の不用額が3,986万5,314円となっております。

主なものは、まず、下から４段目の（節）工事請負費1,018万8,107円でありますが、これは主に、パーソルアクアパーク宮崎整備における標識設置工事における執行残となります。また、一番下の（節）負担金、補助及び交付金2,072万9,507円でありますが、これは、陸上競技場整備における都城市への負担金の減などによるものであります。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

「人づくり」の「１　文化・スポーツに親しむ社会づくり」の「（１）スポーツの推進」についてであります。

まず、「国民スポーツ大会市町村施設整備補助」でありますが、各市町村で行う競技施設整備事業に対して支援を行ったところであります。

令和６年度は、新富町のサッカー場改修整備や都農町の第１ホッケー会場改修整備等に対して補助金を交付したところであります。

次に、13ページを御覧ください。

「県有スポーツ施設整備」でありますが、アスリートタウン延岡アリーナ及びひなたＴＥＮＮＩＳ　ＰＡＲＫ　ＭＩＹＡＺＡＫＩについては、令和７年度の完成に向けて整備を進めたところであります。

また、ＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭ及びパーソルアクアパーク宮崎につきましては、それぞれ施設整備を進め、完成したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査における指摘事項がありましたので御説明いたします。

15ページを御覧ください。

令和６年度第81回国民スポーツ大会市町村競技施設整備費補助金について、補助先である市の交付申請が遅れたことなどによりまして、交付決定事務が大幅に遅れていたものであります。

この件につきましては、補助先である市に対して厳重な注意を行い、事務のチェック体制の見直しを行ってもらいました。

その上でスケジュール表を互いに確認しながら進めるとともに、密に情報共有を図り、早めに補助申請内容等について協議を実施することで、これまで以上に管理指導を徹底したところであります。

○横山競技力向上推進課長　資料の16ページを御覧ください。

競技力向上推進課の決算額は、上から２段目にありますとおり、予算額８億9,600万7,360円に対しまして、支出済額８億3,612万2,437円、翌年度繰越額536万7,000円、不用額は5,451万7,923円、執行率は93.3％となっておりますが、翌年度への繰越額を含めますと93.9％となっております。

次に、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

上から４段目にありますとおり、（目）企画総務費の不用額が157万3,536円となっております。

主なものは、上から３つ目の（節）共済費でありますが、これは、総務企画課からの説明と同様に基礎年金拠出金の負担金率が引き下げられたことによる執行残であります。

17ページを御覧ください。

上から３段目にありますとおり、（目）体育振興費の不用額が5,294万4,387円となっております。

主なものは、一番下の（節）負担金、補助及び交付金4,873万2,990円でありますが、これは、国民スポーツ大会経費において、国民スポーツ大会の出場者数が見込みより下回ったことによる執行残のほか、「競技力向上推進員確保」において、競技力向上推進員への強化に対する補助に係る所要額が見込額を下回ったこと等によるものであります。

決算事項の説明については以上であります。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

「人づくり」の「１　文化・スポーツに親しむ社会づくり」の「（１）スポーツの推進」についてであります。

主なものにつきまして、御説明いたします。

改善事業「みやざきの次代を担う少年競技力育成」では、県内高等学校の中から、国民スポーツ大会等での入賞実績があり、本県の競技力向上を牽引する運動部がある学校を高等学校競技力強化指定校として指定するとともに、同じく県内中学校の中から、一定の実績を持つ運動部がある学校を中学校競技力向上拠点校として指定し、遠征や合宿費用等の一部補助を行うなど、少年競技力の向上に努めたところであります。

次に、20ページを御覧ください。

「ターゲットエイジ強化プロジェクト」では、宮崎国スポ時に少年種別の主力となるターゲットエイジ（令和６年度の中学校３年生から小学校６年生）の有望選手を指定し、遠征や合宿費用等の一部補助を行うなど、少年競技力の向上に努めたところであります。

次に、22ページを御覧ください。

新規事業「競技力向上推進員確保」では、競技力の高い成年有望選手を県スポーツ協会で競技力向上推進員として雇用した際の費用を補助するとともに、競技力向上推進員が自身の競技力向上及び維持に必要な経費を支援するなど、本県競技力の向上に努めたところであります。

次に、24ページを御覧ください。

「チームみやざき強化アドバイザー招へい」では、県外の優秀な指導者を各競技団体が強化アドバイザーとして招聘する際の旅費等の支援や強化練習会等を開催する際の経費の支援を行うなど、指導者の養成や本県選手の競技力の向上に努めたところであります。

今後とも、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向け、各競技団体や各学校と連携し、本県競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

○山内委員　ワールドアスリート発掘・育成という点について、詳細を聞きたいと思ったんですけれども、この事業は始まって10年ぐらいたっていると思いますが、令和６年度は、どれぐらいの募集があって、何人選定されたのでしょうか。実績はここに載っていますけれども、これまで実績があったものは、もともとやっていた競技を結局やっているような話も聞きますが、発掘ということで、競技が変わって、新たに参加した方はどれぐらいいるのか中身を教えてください。

○横山競技力向上推進課長　ワールドアスリート育成プロジェクトですけれども、現在10年目を迎えております。

昨年度の佐賀国スポでは、修了生を含めて12名の入賞者を輩出し、各世代での代表選手も輩出しております。

現在、80数名――小学５・６年生をキッズ、中学１・２年生をジュニア、中学３年生をシニアという形でプロジェクトを推進しております。

委員がおっしゃったとおり、より専門性の高い、あるいは個人に合った種目をどういった形で選んでいくかという事業を提供しながら、個人の能力、資質にあった種目がどういったものかということを５年間かけて選定するようにしております。

特にカヌー競技やウエイトリフティングですとか、いわゆる種目間トランスファーと言いますけれども、競技団体の各担当者がそういった視点で見ることによって、専門的な指導を受ければ、種目を変えることで、また大きく伸びるのではないかということで、そういった実績を上げている選手も多数出ております。

○山内委員　全体で80余名ですね。実際に選定されたときから種目が変わった子はどれぐらいいるんですか。

○横山競技力向上推進課長　すみません、競技転向したパーセントは把握しておりませんので、また詳細を調べて御報告いたします。

○山内委員　現在把握されていないということですが、目的が発掘ということなので、例えばサッカーをやっていた子が選定された後に、適性に合わせてカヌーにいったとか、そういったことを目指している事業だと思います。そこはやはりきちんと把握しておかないと、この事業のよしあしは分からないので、また教えてください。

○齊藤副主査　先ほどの監査の指摘事項のところを、もう一回説明していただいていいですか。

○財部施設調整課長　令和６年度の予算にかかる第81回国民スポーツ大会市町村施設整備費補助金という補助金がございます。競技会場の施設整備に対して補助するものなんですけれども、これについて交付決定事務が大幅に遅れてしまったというものでございます。

具体的には、年度当初５月頃に交付申請に当たる前の協議を受け付けまして、当該市と事業の打合せをするんですけれども、その交付決定の内容について、中身を固めていくための協議に２か月半ぐらいかかったというのが、まず一つあります。その後、協議が整って、すぐに交付申請するようお願いしたんですが、当該市からなかなか出てこなかったこともあります。５回ぐらいやり取りがあったんですけれども出てこなくて、結果的に半年以上遅れてしまったということで、当該市の上司も呼びまして、苦言を呈しました。今後はそういうことがないようにということで、市の中でのチェック体制も取ってもらうことにいたしまして、こちらとしてももう少し密に協議体制を整えて、今後こういうことが起こらないようにしていきましょうということで、お話したところでございました。

○齊藤副主査　想像するに、各市町村並びに県も、結局、国スポの施設整備がされているので、多分人数的に足りていなかったのではないかと想像しながら聞いていたんですけれども、そうではないんですか。

○財部施設調整課長　今回の事案につきましては、この補助金の交付要綱の中で定めている内容で、起債に係る交付税措置を、その施設整備等で使っていた場合は控除する額というのを定めておりまして、この事例が当てはまった初めての事例だったんですね。なので、最初２か月半かかったというのはお互いの財政課との打合せなどでの行ったり来たりがあってのことでした。そこはそういう事情があるんですけれども、その後の交付申請が出てこなかったことで、さらに３か月遅れたことに関しまして、忙しかったというのは理由にならないということで、お互いにそこは話し合って、認識も統一しまして、今後はこういうことがないようにしたところでございます。

○今村委員　資料７ページの「国民スポーツ大会県準備委員会負担金」に関して教えてください。

主な実績内容等を見させていただいて、進んできているものだと思うんですが、令和７年度の予算がさらに倍以上組まれています。これは新たに何かしていかないといけないものであったりとか、そういうものがあるからだと思うんですが、これ以外にも足りていない部分がたくさんあったということでよろしいでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長　この表にご

ざいますとおり、１億500万円から３億8,000万円と、今年度かなり大幅に増えています。

これにつきましては、今まで基本計画をつくっていましたが、開催が迫るにつれて、より詳細な実施計画をつくることなどがございます。

例えば、式典の実施計画とか、輸送や宿泊などの精度を上げて調査していくということもございますし、当然、広報活動も充実させていくという予算も入っています。あと競技用具を県として買わないといけないというものもございまして、これぐらい増えているところでございます。

○今村委員　資料17ページの一番下の負担金、補助及び交付金のところで、出場者が少ないような話だったと思うんですけれども、対象になる方の発掘が難しかったという認識でよかったでしょうか。

○横山競技力向上推進課長　派遣費につきましては、九州ブロックを突破する選手について、最大限の数で積算しておりました。選手の発掘、競技団体の力というのは徐々についてきているんですけれども、今のところ、我々が想定した人数より下回っている状況だということでございます。

○松本委員　選手の強化について教えてください。

国スポ強化選手の事業があって、ひむかサンライズ競技選手育成があって、新しく競技力向上推進員確保とあるのですが、これは前大会とかで成績が優秀だった人が推進員になったら、次は強化選手になっていくとか、そういったところにつながっていくのでしょうか。今回頑張ったので、それに対してたたえるものなのか、分かりやすくそのあたりを教えていただけないでしょうか。

○横山競技力向上推進課長　順序が入れ違いに説明しますけれども、競技力向上推進員というのは、委員言われるとおり、過去の国スポで顕著な競技力を上げている選手あるいは日本代表レベルの選手、もちろん本県出身の選手もおりますが、他県から入ってくる選手もおります。これはいわゆる成年種別のカテゴリーの選手になります。この選手につきましては、日本代表レベルの選手がほとんど、あるいは大学のインターカレッジ等で最上位に入ったような選手等になりますので、この選手を競技団体によっては中心に強化を進めていくという形になります。ですので、いわゆるこの選手が御褒美等で強化選手になるということではございません。この選手を中心に成年選手を強化していくという形です。

ひむかサンライズ競技というのは、これはジュニアの選手、いわゆる中学校・高校、ジュニア世代の強化の選手のためのものです。立てつけとしましては、国スポ正式競技の中で、本県の中学校に部活動がない、あるいは競技人口の少ない選手を昔は未普及競技等と呼んでいたんですけれども、名前がマイナスだということで、日の当たる競技に育てようという形でこういうネーミングにしております。

本県16競技で、指導者の資質を上げたり、選手の力を上げたり、そういった形の事業として、ジュニアの選手を強化していこうという事業になります。

○佐藤主査　ほかにございませんか。

○横山競技力向上推進課長　先ほど、山内委員から御質問がありました、ワールドアスリートプロジェクトのことですけれども、種目転向者につきましては、令和４年が25人中８名で32％、令和５年が27人中９名で33％、令和６年は未確

認ですけれども、令和４年と令和５年は、おおむね30％の種目転向という形で選んでおります。

○佐藤主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもって、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後０時56分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、会計管理者に、令和６年度決算についての説明を求めます。

○平山会計管理者　令和６年度の決算につきまして、決算特別委員会資料に基づきまして、概要を御説明いたします。

資料の３ページを御覧ください。

まず、課別の決算状況でありますが、会計課は、予算額４億8,768万9,000円に対しまして、支出済額４億6,027万6,346円で、不用額2,741万2,654円、執行率は94.4％となっております。

次に、会計課の下の物品管理調達課ですが、予算額１億1,313万5,000円に対しまして、支出済額１億1,156万8,400円で、不用額156万6,600円、執行率は98.6％となっております。

この表の一番下の会計管理局合計ですが、予算額６億82万4,000円に対しまして、支出済額５億7,184万4,746円となり、不用額2,897万9,254円、執行率は95.2％となっております。

４ページを御覧ください。

令和６年度決算事項別明細説明資料でありますが、ここでは、歳出予算における目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて、御説明させていただきます。

まず、会計課についてですが、表の上から４段目、（目）一般管理費の不用額207万8,864円につきまして、主なものは、一番下の段、共済費の182万8,716円であります。

これは、令和７年１月30日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

次に、５ページを御覧ください。

表の一番上、（目）会計管理費の不用額2,533万3,790円につきまして、主なものは、下から５段目、役務費の2,336万2,130円であります。

これは主に、収入証紙の売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料の執行残、また、県が支払先に対して口座振込を行う際に発生する支払事務手数料の執行残であります。

６ページを御覧ください。

物品管理調達課でありますが、表の上から４段目、（目）一般管理費の不用額125万8,584円につきまして、主なものは、一番下の段、共済費の75万8,560円でありますが、これは、会計課と同じく、職員給与に係る基礎年金拠出金の負担金率が遡及して引き下げられたことによる執行残であります。

最後に、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項につきましては、いずれも報告すべき事項はありません。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、次に、人事委員会事務局長に、令和６年度の決算について説明を求めます。

○日髙人事委員会事務局長　令和６年度決算の

概要につきまして、説明させていただきます。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

表の上から２段目、（款）総務費でございますが、予算額１億4,770万2,000円に対しまして、支出済額は１億4,405万8,162円であります。

この結果、不用額が364万3,838円、執行率が97.5％となっております。

次に、歳出予算における目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

資料の４ページをお願いいたします。

表の一番上、（目）事務局費の不用額は327万6,878円となっております。

その主なものは、まず表の上から４段目、職員手当等の79万4,250円であります。

これは、職員の時間外手当の執行額が当初の見込みを下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

このほか、表の下から５段目、需用費の76万7,277円であります。

これは、消耗品の購入費や職員採用試験実施等に係る経費が当初の見込みを下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、また、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○山内委員　時間外手当の見込みが下回ったことによる執行残ということですが、例えば職場での働き方改革なり、そういったあまり時間外にならないように工夫したとかあったんですか。

○寺原総務課長　不用額が生じた主な理由といたしましては、時間外を見積もっていたところ、年度末に向けて事務が順調に進みましたこと、それと、突発的な事案が発生しなかったことによりまして、不用となったところでございます。

○佐藤主査　その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもって、会計管理局及び人事委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時５分休憩

午後１時７分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、監査事務局長と監査第一課長に、令和６年度決算についての説明を求めます。

○坂元監査事務局長　監査事務局の令和６年度の決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

監査事務局の予算執行状況につきましては、一番上の監査事務局計の欄のとおり、左から、予算額１億8,546万2,000円、支出済額１億8,329万7,374円、不用額216万4,626円、執行率98.8％となっております。

次に、執行率が90％未満の目はございませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

一番上の段、（目）事務局費の不用額が155万8,699円となっております。

主なものは、共済費などの執行残によるものであり、共済費につきましては、令和７年１月30日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、５ページの令和６年度の財務事務執行等に係る定期監査結果につきましては、監査第一課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○林監査第一課長　それでは続きまして、令和６年度の財務事務執行等に係る定期監査結果について御説明いたします。

５ページを御覧ください。

決算特別委員会の各分科会におきまして、各部局が決算状況を報告する中で、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書における指摘事項等について、該当する所属から内容や対応状況を御説明しているところですが、ここでは、各部局に対する定期監査の結果について総括する形で御報告するものであります。

まず、１、監査実施数でありますが、全ての監査対象機関256機関に対し定期監査を実施しており、令和６年度後期に現年監査として172機関、令和７年度前期に前年の決算監査として84機関を実施しております。

次に、２、定期監査における指摘事項等の件数についてであります。

１、年度毎推移でありますが、一番右の令和６年度の欄を御覧いただきますと、指摘事項が15件、注意事項が36件、計51件が是正または改善を必要とする事項となっております。なお、参考として、合計欄の下に知事部局の件数を内数として両括弧で記載しております。

次に、６ページを御覧ください。

（２）指摘事項等の項目別の件数につきましては、契約事務や収入・支出事務における誤りや遅れが多くなっており、その原因としましては、表の下の米印に記載のとおり、担当者の知識不足や失念、また、組織よるチェック体制の不十分さなどが主なものとなっております。

また、その右側の表、（３）部局別の件数につきましては、監査対象機関数の多い部や、県立学校を所管する教育委員会が多い状況となっております。

最後に、３、監査結果を踏まえた監査事務局の取組についてでありますが、（１）～（４）に記載のとおり、指摘事項等の公表及び庁内周知を行うほか、各所属が講じた改善措置状況の取りまとめやその公表を行っております。

また、適正な事務処理を行うために必要な対策や取組についての意見を提出するとともに、関係各課との連携による事務処理の改善等を図っております。

さらに、定期監査や監査委員による部局長等意見聴取におきまして、前年度の監査結果を踏まえた取組状況について確認を行っております。

定期監査においては、依然として、初歩的な事務処理の誤り等が多く見つかっていることから、監査の結果が各部局の適正かつ効率的な事務の執行に十分活用されるよう、今後とも、関係各課と連携しながら取り組んでまいります。

○佐藤主査　執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○今村委員　例年、監査の指摘事項の合計数が40ぐらいで推移しています。例年いろいろ改善の取組をしていると思うんですけれども、なかなか件数が減っていかないのが懸念されると思います。これは小さなミス等もあると思うんですけれども、積み重なっていくとやはり大きな事故につながっていくと思うので、できるだけ減らしていく方向での取組というのがもっと大事になってくるのではないかと思うのですが、

そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○林監査第一課長　誤りの多い事務については、随時、会計課のほうへ注意を促すよう依頼しておりまして、会計課のほうはそれに合わせて、全庁掲示板で全職員に周知を図ってくれております。

また、内部統制が令和２年度から始まっておりますので、行政改革推進室とも協議の場を設け、内部統制のチェック項目等について意見を述べさせてもらっております。

○今村委員　いろいろ新たな取組という部分でも、また御検討いただければと思っているところです。

○山内委員　教育委員会が多いということですけれども、どういった事例が多いのかと、あと傾向として、毎年教育委員会が多いのか、それとも、このときだけたまたま教育委員会が多かったのか教えてください。

○林監査第一課長　教育委員会の例としましては、やはりどこも同じなんですけれども、業務委託について契約手続が遅れていたなど、そういうところが多くなっています。

教育委員会が多くなっている理由としましては、やはり知事部局のように会計課のような審査機関がないために、教育委員会単独でチェック等をすることになるため、チェック漏れに気づきにくいところが出てきていると思います。

○坂元監査事務局長　ちょっと補足して、説明を申し上げますけれども、県立学校になると事務の体制がどうしても若干組織的に弱いところもございまして、知事部局から近年はよく経験があまりないような方も人事異動で学校事務に行かれたりします。どうしてもそういった部分でミスが生じやすいという環境にあるのが一つあると思っています。

先ほど、今村委員のところで御説明いたしましたけれども、令和２年度から知事部局においては内部統制制度を導入いたしました。令和元年度より以前は、知事部局は約70件ぐらいの件数があったものが、内部統制が導入されて20～30件という状況に減っております。ところが、教育委員会のほうは内部統制がまだ導入されておりませんので、やはりこういったところで、毎年多いという状況が生じているのではないかと思っております。

○佐藤主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　次に、議会事務局長に、令和６年度決算について説明を求めます。

○川畑事務局長　県議会事務局の令和６年度決算の概要につきまして、御説明いたします。

お手元の県議会事務局の決算特別委員会資料３ページを御覧ください。

表の一番上の段、（款）議会費でございます。予算額11億4,032万3,000円に対しまして、支出済額は11億2,766万827円、不用額は1,266万2,173円であり、執行率は98.9％となっております。

次に、不用額ですが、議会費と事務局費の２つの目がございまして、いずれも100万円以上でありますので、それぞれ御説明いたします。

３ページの表の上から３段目の（目）議会費の不用額449万5,166円であります。

主なものといたしましては、上から６段目の旅費の381万649円であります。これは、応招旅費等の執行残であります。

４ページを御覧ください。

表の一番上の段の（目）事務局費の不用額816万7,007円であります。

主なものといたしましては、まず、上から

５段目の共済費の117万3,917円であります。これは、基礎年金拠出金の負担金率が引き下げられたことによる執行残であります。

次に、その２段下の旅費の188万2,477円であります。これは、議員随行旅費等の執行残であります。

最後に、その２段下の需用費の120万2,067円であります。これは、修繕経費等の執行残であります。

主な不用額の説明は以上であります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項等については、該当ございません。

○佐藤主査　事務局の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時21分休憩

午後１時24分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

まず採決についてでありますが、明日10月１日午後１時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後１時24分散会

令和７年10月１日（水曜日）

―――――――――――――――――――――――――――

午後１時５分再開

―――――――――――――――――――――――――――

出席委員（５人）

主　　査		佐　藤　雅　洋
副　主　査		齊　藤　了　介
委　　員		山　内　いっとく
委　　員		今　村　光　雄
委　　員		松　本　哲　也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

―――――――――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議事課主査	岩　下　恵　美
政策調査課主査	藤　原　諒　也

―――――――――――――――――――――――――――

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

まず議案の採決を行いますが、採決の前に賛否も含め、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩をします。

午後１時５分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後１時５分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、これより採決に入りますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　ありがとうございます。

それでは、議案第25号についてお諮りをいたします。原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）ついてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後１時６分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後１時15分再開

○佐藤主査　分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　それでは、そのようにいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤主査　ありがとうございます。

以上で、分科会を閉会いたします。

午後１時15分閉会

署　名

総 務 政 策 分 科 会 主 査　　佐　藤　雅　洋

令和７年９月定例会

厚生分科会会議録

令和７年９月29日～10日１日

場　所　第１委員会室

令和７年９月29日（月曜日）

午後１時１分開会

会議に付託された議案等

○議案第25号　令和６年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

○議案第29号　令和６年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

出席委員（７人）

主査	重松幸次郎
副主査	黒岩保雄
委員	濵砂守
委員	日髙陽一
委員	山下寿
委員	渡辺正剛
委員	図師博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病院局長	吉村久人
病院局医監兼県立宮崎病院長	嶋本富博
病院局次長兼経営管理課長	高妻克明
県立宮崎病院事務局長	佐々木史郎
県立日南病院長	原誠一郎
県立日南病院事務局長	湯地正仁
県立延岡病院長	山口哲朗
県立延岡病院事務局長	牛ノ濱和秀

福祉保健部

福祉保健部長	小牧直裕
福祉保健部次長（福祉担当）	市成典文
福祉保健部次長（保健･医療担当）	吉田秀樹
こども政策局長	壱岐さおり
衛生技監	椎葉茂樹
福祉保健課長	北薗武彦
指導監査・援護課長	佐多能成
長寿介護課長	井上裕二
医療・介護連携推進室長	藤元信孝
障がい福祉課長	隈元淳二

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村竜史
議事課課長補佐	古谷信人

○重松主査　ただいまから決算特別委員会厚生分科会を開会いたします。

まず分科会の日程についてでありますが、日程案につきましては御覧のとおりでありますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、

主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方ですが、福祉保健部のみ３班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に、部全体の総括質疑を行いたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午後１時２分休憩

―――――――――――――――――――――――――

午後１時４分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について病院局の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉村病院局長　議案等の説明に入ります前に、おわびを申し上げます。

本日の本会議で知事からも発言がありましたが、先週の26日付で、酒気帯び運転及び過失運転致傷で刑事処分を受けました延岡病院の職員を懲戒免職処分といたしました。

交通法令はじめ法令遵守はもとより、服務規律や綱紀の保持について、機会あるたびに職員に対して周知し指導してきたにもかかわらず、今回、このような事案が発生し、処分者が出ましたことは、極めて遺憾でありまして、県民の皆様の信頼を損ねることとなったことに対しまして、心から深くおわびを申し上げます。

病院局職員は、県民の貴い命を守る医療従事者であると同時に県職員であり、全体の奉仕者として、県民の模範となるべきものであります。引き続き職員一人一人に対して、これまで以上に服務規律及び綱紀の保持について指導や教育を徹底し、再発防止に万全を期すとともに、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

それでは、当分科会に御審議をお願いしております議案について、概要を説明いたします。

お手元の令和７年９月県議会定例会提出議案の冊子の１ページを御覧ください。

病院局関係は、議案第29号「令和６年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」、この１議案であります。

同じく９ページを御覧ください。

令和６年度宮崎県立病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、議会の認定に付するものであります。

令和６年度の決算ですが、純損益は19億6,153万円余の赤字となりました。

詳細につきましては、この後、次長から説明いたしますが、令和６年度は、近年の物価高騰や賃金の急激な上昇など大変厳しい事業環境の中、宮崎病院の再整備や電子カルテシステム更新など大型投資に係る企業債の償還に伴い、運転資金の不足が見込まれましたことから、当面の財務強化として、一般会計から50億円の貸付けを受けたところであります。

経営改善に向けましては、宮崎県病院事業経営計画2021に基づき、収益確保と費用節減の取組を進めながら、早期の黒字化を図り、借入金の着実な返済に向けて努力してまいります。

物価高騰や賃金の上昇は継続しておりまして、引き続き病院事業を取り巻く環境は大変厳しいものでありますが、今後とも医師確保など必要な体制を充実させながら、医療の質の向上を図り、本県の中核病院としての役割と機能を果たしてまいりますので委員の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

○高妻病院局次長　それでは、決算特別委員会

資料に沿って説明申し上げます。

まず、私から病院事業全体について説明させていただきまして、その後、各病院の決算について、各事務局長から説明いたします。

資料の３ページでございます。

決算の概要で５点ございます。

まず、１点目と２点目です。

純損益及び経常損益は19億6,000万円余の赤字でございます。対前年度では、純損益が23億2,000万円余、経常損益が５億6,000万円余改善しています。

３点目、償却前損益は２億3,000万円余の黒字で、昨年度の赤字から転換をしています。対前年度では４億8,000万円余改善したところです。

４点目、現金預金残高は、支払いが４月になった未払金を除きまして45億6,000万円余、対前年度では21億円余改善しています。

５点目、対収支計画ですけれども、純損益は２億2,000万円余増加しています。

償却前損益は１億7,000万円余増加しています。

この収支計画といいますのは、一般会計からの50億円の借入れを予算化する際に作成したものでありまして、今年の３月に昨年度の予算決算などの状況を踏まえて改正しております。

収支計画の目標は、先ほど局長からもございましたとおり、令和12年度の純損益の黒字化と借入金の返済開始ということであります。

以下、詳細について説明を申し上げます。

４ページを御覧ください。

まず、収益的収支の状況でございます。

特徴は５点ほどございまして、１点目は、旧宮崎病院の解体に伴う特別損失等がなくなったということ、この影響が17億5,000万円余ございまして、これが純損益と経常損益の差になっております。

２点目、入院・外来収益は11億8,000万円余増加しています。

３点目、その一方で費用について、給与費、材料費、経費でございますけれども、これが22億1,000万円余増加しています。つまり差し引きしますと10億円余の支出超過が生じているということであります。

４点目、その支出超過分を補ったものが一般会計繰入金でありまして、これを15億8,000万円余増加していただいております。

５点目、償却前損益につきましては２億3,000万円余の黒字で、これは４億8,000万円余増加しているということです。

表を御覧いただきたいと思います。

水色の帯の部分の一番上、病院事業収益は406億4,000万円余で、その２つ右に増減という列があり、こちらに24億8,000万円余の増とございます。

その内訳については、入院収益が５億円余の増でありまして、その理由は一番右の説明欄にありますように、患者数の増加によるもの。

その下の区分、外来収益ですが、こちらが６億7,000万円余の増で、これは外来単価の増加によるものです。

中ほどの水色の帯の病院事業費用は426億円余でありまして、１億6,000万円余の増加。

その内訳は、給与費が11億8,000万円余の増加で、これは給与改定等によるものです。

それから材料費が７億9,000万円余の増加で、これは高額医薬品の抗がん剤などの使用や手術件数の増によるものであります。

その下の経費につきましては２億2,000万円余の増で、これはシステムや医療機器に係る保守委託費等ございますけれども、こちらのほうが上がっているということであります。

５ページでございます。

患者数であります。延べ入院患者数は30万6,000人余で、8,422人増加しています。

これは、宮崎病院、延岡病院で増加しましたが、日南病院では減となっています。

次に、延べ外来患者数ですが、33万8,000人余で、1,906人の減です。

延岡病院で増加しましたが、宮崎病院、日南病院では減となりました。

６ページでございます。

病院ごとの状況です。３病院とも赤字でございまして、宮崎病院が８億1,000万円余で４年連続、延岡病院が1,000万円余で２年連続、日南病院が11億3,000万円余で３年連続であります。

７ページにお進みください。

２の資本的収支です。収支差は28億6,000万円余の収入超過であります。一般会計からの50億円の借入金が主な要因です。

このほか、電子カルテの更新によって、収入の面では企業債の借入れが増え、支出の面では資産購入費が大きく増加しているということです。

８ページにお進みください。

３の企業債の状況です。企業債の発行額は80億円余であります。

その内訳でございますが、宮崎病院の再整備や各病院の施設改修等の建設改良工事に25億円余、そして各病院の医療器械や施設備品購入に20億5,000万円余、さらに電子カルテシステムのソフトの更新等に34億4,000万円余を充てております。

当該年度償還額は44億1,000万円余で、令和６年度末の未償還残高――起債の残高ですが、486億7,000万円余となっております。

一番左の前年度末残高と比較して35億9,000万円余増加したところであります。

９ページを御覧ください。

４の比較貸借対照表です。表の左側、資産の部の一番下、資産合計は800億円余で、前年度より62億4,000万円余増加しています。

これは、電子カルテの更新に伴う無形固定資産の増加などが影響しています。

表の右側の負債の部です。

下から９行目、灰色の帯をつけているところに負債合計とあります。こちらが798億2,000万円余で、前年度より82億円余増加しています。一般会計からの借入金などが影響しています。

10ページでございます。

５の一般会計繰入金の推移であります。一般会計繰入金は、令和６年度は81億6,000万円余でありまして、前年度より12億8,000万円余の増となっています。

グラフ３色に分けておりますが、濃い青が補助金を除いたいわゆる一般財源としての繰入金、薄い青が補助金、それからオレンジは、令和６年度はございませんけれども、病床確保料でございます。

令和６年度当初予算編成時では、病床確保料を含む額と同額になるように、その前の年よりも10億円余プラスして繰入金が措置されました。

しかし、令和６年度に診療報酬改定がございましたが、給与改定や物価高騰に伴う負担増を賄うことができませんでした。

このため、補正予算で繰入金をさらに12億円余追加して対応せざるを得なかったというのが昨年の状況でございます。

この結果、補助金を除いた一般財源としての繰入金は対前年度21億9,000万円余増の79億2,000万円余となっています。

11ページでございます。

６のキャッシュ・フロー計算書です。キャッシュフロー計算書は、未収金や未払金の影響で、損益計算書上の収支と実際の現金の収支が一致しないということがありますので、事業活動と現金預金、いわゆる運転資金ですが、この関係を明確にするために作成をしているものです。

表を御覧ください。

左側の業務活動によるキャッシュ・フローについてです。これは本業を通じて得た現金の増減を表しています。

一番上の当該年度純利益は19億6,000万円余の赤字となっています。その下の減価償却費などの現金を伴わない項目や未収金、未払金の影響を除きますと、一番下の計のとおり37億8,000万円余の現金が残ります。

次に右側の投資活動によるキャッシュ・フローですが、設備投資などによる現金の増減を表しています。

これは何回も申し上げていますが、電子カルテの更新によりまして、固定資産の取得による支出が多く、57億2,000万円余の支出超過となっています。

最後にその下、財務活動によるキャッシュ・フローです。これは、借入れによる現金の増減を示しています。

この計の２つ上ですけれども、その他の他会計として――これは一般会計のことですが、こちらからの借入金50億円などによりまして、85億9,000万円余の現金が残っている状況です。

結果として、表の右下の３行でありますけれども、現金預金は、全体では66億5,000万円余増加しておりまして、その期末残高は、91億2,000万円余となっています。

12ページです。

７の現金預金残高の推移でございますが、これが実質的な運転資金と思っていただければと思います。

先ほども申し上げましたが、50億円の貸付金を受けて増加しました。

それから、先ほどの３月末時点での現金預金の期末残高が91億2,000万円余でしたが、ここから電子カルテの更新費用などは４月に払っておりまして、そういった前年度分の未払金が45億5,000万円ほどございましたので、これを除いた実質的な運転資金は45億6,000万円余であるということでございます。

前年度より21億円余の増となっています。

13ページでございます。

これは経営計画2021におきまして、事業全体の臨床・経営指標の目標及び実績値を定めております。

ここに掲げておるのが代表的なものでありまして、いずれも病院の収益性を見るものでございます。

まず、経常収支比率は、経常費用に対する経常収益の割合です。次の医業収支比率は、医業費用に対する医業収益の割合でありますけれども、これは経常費用、経常収益からそれぞれ医業外費用、医業外収益を除いたもので計算しています。

さらに、修正医業収支比率というのは、今申し上げた医業費用の中には一般会計繰入金が入っていますので、これを除いた医業収益の割合ということになります。

令和６年度の目標値と比較しますと、それぞれ0.4～0.5ポイント上回っている状況にはあります。

14ページでございます。

経営改善の取組についてですが、これは６月定例県議会でも御報告申し上げておりますので、

そのポイントのみ説明申し上げます。

１の収益の確保については、専門の事業者によるコンサルティングを計35回実施し、また、診療報酬のＤＰＣ係数のうち、「機能評価係数Ⅱ」において延岡病院が標準病院群の中で２年連続日本一となっています。

また、宮崎病院、日南病院も前年度より着実に順位を上げました。

さらに、入院患者数も増加しましたので、入院・外来収益は、前年度より11億8,000万円余、3.8％の増となりました。

次に、２の費用の節減・見直しでは２億4,000万円余節減しております。

15ページでございます。

各病院の主な取組状況です。

宮崎病院では、ＩＭＲＴの導入など、本年度から新たな放射線治療をスタートさせています。

延岡病院では、ハイブリッド手術室が昨年度から本格稼働しておりまして、145件のカテーテルを使用した検査や手術を行っています。

日南病院では、昨年12月、52床の病床を削減いたしております。

ページ飛びまして、最後の28ページでございます。

監査結果報告書指摘事項等総括表でございます。

このたびの監査におきまして、１件の指摘事項がありました。

この詳細については、事務局長から説明いたしますが、この結果を真摯に受け止めまして、適正な事務の執行に努めてまいります。

令和６年度決算に関する説明は以上でございますが、冒頭、局長の説明にもありましたとおり、今後とも厳しい経営環境が続くと見込まれます。診療報酬等につきましては、引き続き国に対して団体等を通じて強く働きかけてまいりますが、県立病院自らできることが何か残されていないか、短期的・中期的な視点から徹底的に検討し、着実に実行してまいります。

○佐々木県立宮崎病院事務局長　それでは引き続き、県立宮崎病院の決算状況について御説明をしてまいります。

同じく決算特別委員会資料の16ページを御覧ください。

まず、上の四角囲みの部分ですが、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和６年度の純損益は８億1,609万円の赤字となっております。

旧宮崎病院の解体に伴う特別損失等がなくなりまして、約22億円の改善は図られております。償却前損益で申し上げますと７億8,021万円の黒字となっております。

収益・費用の増減につきまして、詳しくは下の表を御覧ください。

病院事業収益は、最初の行にありますとおり199億9,341万円余で、患者数や単価の増等による入院・外来収益の増等によりまして、前年度比12億1,998万円余、6.5％の増となっております。

このうち、入院収益は107億5,827万円余で、患者数、単価ともに増加したことによりまして、前年度比１億6,822万円余、1.6％の増、外来収益は50億472万円余で、患者数は若干減少したものの、単価が増えたことによりまして、前年度比３億8,201万円余、8.3％の増となっております。

病院事業費用は、表の中ほどになりますけれども、208億950万円余で、前年度比９億9,369万円余、4.6％の減となっております。

減額となった費用の主な内訳は、旧病院の解

体に伴う特別損失がなくなったことによるものですが、そのほかにおきましては、給与費が給与改定等によりまして５億9,188万円余の増、材料費が高額医薬品の新規採用や使用量の増などによりまして３億1,735万円余の増、経費が新たに取得した医療機器の保守委託費の増などによりまして、１億2,893万円余の増となっております。

次に、17ページの表を御覧ください。

令和６年度の患者の状況ですが、入院の延べ患者数は、最初の行にありますとおり13万8,461人で、内科や外科のがん患者、救命救急科や総合診療科の敗血症患者等の増などによりまして、前年度に比べ2,051人の増となりました。

患者１人１日当たりの入院収益は７万7,699円で、高度な手術の割合の増などによりまして、前年度に比べて65円の増となっております。

外来の延べ患者数は15万4,170人で、産婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科等で新規患者が減少したこと、または、地域連携によりまして再来患者が減少したことによりまして、前年度比1,734人の減となりました。

患者１人１日当たりの外来収益は３万2,462円で、外来化学療法の実施件数の増などによりまして、前年度に比べ2,811円の増となっております。

次に、宮崎県病院事業経営計画2021における経営指標等につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、目標設定指標につきまして18ページを御覧ください。

１の手術件数が目標値9,800件に対しまして9,718件、また、８の稼働病床率が目標値78.5%に対しまして76.9%となるなど、ここ数年で数字は伸びてきておりますが、目標には若干達していない指標でございます。これらの指標につきましては、目標に達するよう引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、実績管理指標につきまして、19ページを御覧ください。

６の高度な手術件数の割合でございますが、42.2%と昨年度比0.9ポイント改善しております。

先ほどの目標設定指標におきまして、全体の手術件数は目標値に達しておりませんでしたが、高度な手術件数が増えることで、入院収益の増収要因にもなっているところでございます。

また、10の後発医薬品の使用割合につきましても93.8%と昨年度比2.1ポイント改善しておりまして、高い水準を維持しているところでございます。

決算についての御説明は以上でございます。

最後に、先ほど病院局次長のほうからお話がありましたが、宮崎病院におきまして、監査での指摘事項等がございましたので、御説明したいと思います。

再度、決算特別委員会資料の最後の28ページを御覧ください。

契約事務における指摘でございます。

内容は、記載のとおり、契約事務の中で、「ナースコールシステム保守点検業務委託について、履行確認の行われていないものがあった」との指摘でございます。

具体的に御説明しますと、院内で使用しておりますナースコールシステムについて、不具合が生じた際の保守点検につきましては、業務に支障が生じないように即座にオンラインでの修復、いわゆるリモート保守を行っております。

このリモート保守を行った場合につきましては、実施した都度、作業完了の確認を行うほか、半年ごとに委託業者からの報告書の提出を求め

ることになっておりましたが、今回、下半期分の報告書が提出されていなかったというものでございます。

今後は、このような契約上の処理が漏れることのないように、進行管理を徹底するとともに、新たに履行確認の書面上で複数の職員がチェックする形に事務手続を整理し、漏れが発生しないような仕組みに改善し、再発防止に努めてまいります。

○牛ノ濱県立延岡病院事務局長　県立延岡病院の決算状況について御説明いたします。

委員会資料の20ページを御覧ください。

まず、１番上の四角囲みですが、病院事業収益から病院事業費用を差し引きました令和６年度の純損益は1,499万円の赤字となっております。

病院事業収益は、下の表の一番上の行にありますとおり、145億740万円余であります。

その内訳ですが、２行目の入院収益は90億2,149万円余で、患者数の増加による入院料の増等によりまして、前年度と比べ４億6,514万円余の増となっております。

また、３行目の外来収益は29億4,897万円余で、高額な投薬を行います化学療法に伴う診療収入の増等によりまして、前年度と比べ２億9,773万円余の増となっております。

次に、４行目の一般会計繰入金ですが、17億7,624万円余となり、前年度と比べ、４億8,379万円余の増となっております。

これは、エネルギー価格高騰に係る経費などの交付税の受入れが前年度と比較して増加となったことが主な要因であります。

このことから、病院事業収益は、一番上の行になりますが、前年度と比べまして、額にして13億1,200万円余、率にして9.9％の増となっております。

次に、病院事業費用は、表の中ほどになりますが、145億2,239万円余であります。

その内訳ですが、次の行の給与費は64億1,082万円余で、給与改定等によりまして、前年度と比べ４億2,967万円の増となっております。

また、その次の行の材料費は42億4,117万円余で、高額な治療薬の使用数の増加等によりまして４億6,518万円余の増となっております。

このことから、病院事業費用は前年度に比べまして、額にして10億815万円余、率にして7.5％の増となっております。

21ページを御覧ください。

令和６年度の患者数の状況でございます。

表の一番上の行ですが、入院の延べ患者数は10万5,102人で、外科、救急科の患者数が増加したことなどによりまして、前年度に比べ１万565人の増となっております。

また、その３つ下の行、患者１人１日当たりの入院収益は８万5,836円で、前年度に比べまして4,672円の減となっております。

次に、外来の延べ患者数は10万7,605人で、内科や循環器内科の患者数が増加したことなどによりまして、前年度に比べ、6,308人の増となっております。

また、患者１人１日当たりの外来収益は２万7,406円で、前年度に比べまして1,233円の増となっております。

次のページをお願いします。

宮崎県病院事業経営計画2021における経営指標等について、主なものを御説明します。

目標設定指標の表でありますが、主な指標としましては、５番の経常収支比率は目標値99.1％に対して99.9％、次の６番の医業収支比率は目標値89.0％に対して89.9％となっております。

また、８番の稼働病床利用率は目標値73.0％に対して74.2％、９番の１日当たり入院患者数は目標値283人に対して288人、10番の１日当たり外来患者数は目標値442人に対して443人となっております。

次に23ページを御覧ください。

実績管理指標の表でございます。

中でも、８番の平均在院日数につきましては、11.9日と前年度から0.8日増えておりまして、これが患者１人１日当たりの入院収益の減額の要因となっております。

また、10番の後発医薬品の使用割合については、93.8％と高水準を維持しております。

このほか、13番の医師数は前年度から１人増、15番の総看護師配置数は７人増となっております。

○湯地県立日南病院事務局長　それでは次に、日南病院の決算状況について御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

四角囲みの部分ですが、患者数の減少に加え、昨今の人件費や物価の高騰等の影響により病院を取り巻く環境は依然として厳しく、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和６年度の純損益は11億3,046万円の赤字で、前年度に比べ、１億9,522万円の収支悪化となったところであります。

収益・費用の増減につきましては、下の表を御覧ください。

病院事業収益は、赤で囲んだ部分の一番上の欄にありますとおり61億4,118万円余で、前年度に比べ4,935万円余、率にして0.8％の減となっております。

このうち入院収益は36億2,414万円余で、単価は増加したものの、患者数が減少したことにより、前年度比で１億2,740万円余の減となりました。

また、外来収益は12億361万円余で、単価は増加したものの、患者数が減少したことにより、前年度比で405万円余の減となりました。

次に、一般会計繰入金ですが８億6,500万円余となり、前年度比で１億259万円余の増となりました。

続いて、病院事業費用は、表の中ほどになりますが、72億7,164万円で、前年度に比べ１億4,586万円余、率にして２％の増となっております。

主な要因としましては、給与改定等により給与費が１億6,488万円余の増となったことや、電子カルテ更新に伴う委託費の増等により、経費が2,194万円余の増となったことなどによるものです。

次に、25ページの表を御覧ください。

令和６年度の患者数の状況ですが、赤で囲んだ部分、入院の延べ患者数は６万2,511人で、外科の胃がん患者、整形外科の骨折患者の減等により、前年度比で4,194人の減となっております。

また、上から４番目、患者１人１日当たりの入院収益は５万7,976円で、前年度比で1,735円の増となりました。

次に、外来の延べ患者数は７万7,026人で、歯科口腔外科・眼科等の再来患者数の減等により、前年度比で6,480人の減となりました。

また、一番下の欄、患者１人１日当たりの外来収益は１万5,626円で、前年度比で1,164円の増となりました。

次に、26ページを御覧ください。

宮崎県病院事業経営計画2021における臨床指標・経営指標について、主なものを御説明します。

まず、目標設定指標についてですが、区分の

上から11番目、１日平均入院単価は、目標値５万7,690円に対し、令和６年度の実績値は５万7,976円と目標を286円上回り、12番目の１日平均外来単価は、目標値１万5,339円に対し、実績値は１万5,626円と、目標を287円上回っております。

また、８番目の稼働病床利用率は、令和６年度に入り厳しい数値で推移していましたが、12月に52床の病床削減を行ったこともあり、目標を0.5ポイント上回りました。

一方で、１番目の手術件数は、目標値4,000件に対し、実績値は3,682件と目標を318件下回りました。これは患者数の減に加え、12月の病棟再編に伴い、直前１か月の患者の受入れを抑制したことも影響しております。

続いて、27ページを御覧ください。

実績管理指標についてですが、区分の８番目、平均在院日数につきましては、13.9日と、昨年度より0.9日短縮しております。

また、10番目の後発医薬品の使用割合につきましては、97.7％と高い水準を維持しております。

○重松主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○図師委員　資料８ページの無形固定資産について、電子カルテ等の更新の費用が多額になっているということなんですが、これは毎年このくらいの予算計上がされているのか。端末購入費などは、ほぼ入っていないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○高妻病院局次長　御指摘のとおりで、無形固定資産は令和６年度に顕著に増えております。それは先ほど申し上げたとおり、電子カルテシステムのソフト部分でございまして、加えてハード部分も更新しておりますので、それは固定資産のほうに上がっているという状況であります。

電子カルテシステム自体は45億円強で調達しております。そのうちの34億円ほどが無形固定資産、残りの10億円ほどが有形固定資産ということになります。

○図師委員　毎年、ソフトの更新でこれだけかかるんですか。一度ソフトを更新してしまえば、３年や５年スパンで、バージョンアップしない限り使えるものじゃないんですか。

○高妻病院局次長　すみません。少し説明が悪うございました。

顕著に増えているというのは、この年に限ったことだということでありまして、御指摘のとおり、前のシステムも10年を超えて運用しておりまして、今度のシステムも10年以上何とか使いたいと思っています。

○図師委員　それでは、来年度以降は、この無形固定資産の額は大きく下がってくるという理解でよろしいですか。

○高妻病院局次長　はい。そのとおりです。

○図師委員　続けて、資料17ページについて、宮崎病院は延べ入院患者数が増えているんですが、患者１人１日当たり入院収益が65円ほどしか上がっていないと。これは、その後の延岡病院の説明で少しつながったんですが、延岡病院の説明では、平均の在院日数が長くなっている分、単価が低くなるという説明でした。

しかしながら、宮崎病院の場合は逆に、資料19ページにあるように平均在院日数が11.7から11.2に短くなっています。これはなぜですか。

○佐々木県立宮崎病院事務局長　平均在院日数につきましては、基本的には、ＤＰＣという診療報酬制度の中で、一定程度決まった入院日数

に抑えたほうが我々の診療報酬としてはより高い金額が得られるということでございまして、その規定の日数を超えてしまうと、単価が落ちていくというような状況がございます。

○図師委員　入院患者数が増えている、平均在院日数も短くなっている、だから単価設定は高くなるんですが、１日当たり65円の増加では、もしかしたら、いわば重症者の割合が減っているとか、手術件数が減っているとか、投薬を高額なものではなく、ジェネリックが増えたからこうなっているとか、そういう理由があったら教えてほしいです。

○嶋本県立宮崎病院長　一日入院単価といった場合に、一つの大きな因子としては平均在院日数、ＤＰＣとの兼ね合いはあるんですけれども、もう１点はやはり手術の単価が高いもので、ドクターが異動したりするとどうしても高額な手術が少なくなり、収益が減ってくる。

実際に一つの要因として上げられるのは、昨年ぐらいから頭頸部の手術――悪性の場合に40万円ぐらいするんですけれども、それが医師の異動等で減ってきているのが関連していると思いますので、在院日数プラスいかに高い手術をするかということの組み合わせで、この入院収益は変わってくると理解しています。

○図師委員　先生方の異動で、このあたりの数字が変わってくるというのはやむを得ないとは思いますが、次に来られた先生もまた新たな得意分野があるでしょうから、そこで単価が上がっていくような取組ができればいいのかなと思います。

もう一つ、日南病院にもお聞きしたいんですが、この入院も外来も患者が減っているのは県立病院だけの問題なのか、ほかの民間病院も軒並みそうなのか、その原因がどこにあるのか。

例えば少子高齢化はやむを得ないとしても、高速道路の整備が完了した途端、流出のほうが激しくなっているとか、そういうあたりはどう分析されていますか。

○湯地県立日南病院事務局長　一番大きい原因としては、人口減少の影響が大きいのではないかと思っています。

その中でもっと細かく見ていくと、例えば、今おっしゃったような高速道路の影響も幾分かはあると思います。また、コロナのときの影響で、例えば、今まで月に３回診察を受けていたのを２回に減らすとか、そういうケースも当然出てきますし、患者数の減少に関しては日南市に聞いたりもしているんですけれども、やはり国民健康保険とかのデータを見ても、令和元年と比較すると、令和５年はやはり減少している実態がありますので、今後も継続して減っていくのかなと。

周囲の医療機関の状況までは確認してないんですけれども、やはり同じような状況ではないかと思っています。

○図師委員　どの病院もそうでしょうけれども、やはり医師確保、また、先生方のスキルなりで患者の増減が変わるとは思いますので、病院局挙げての医師確保の努力を今後も続けていただければと思います。

○黒岩副主査　給与費について、毎年、人事委員会の勧告によって上がっていくわけなんですけれども、今回は金額が大分上がったというところです。給与改定というのは、毎年ある程度の想定はされていると思うんですが、この令和６年度の当初の改定率と実際行われた改定率が幾らなのかというのを教えていただきたいと思います。

○高妻病院局次長　当初の改定率というのはあ

くまで見込みでしかなくて、そのときには前年度、要するに令和５年度の改定率と同様の改定率を見込んでおりました。つまり１％程度という見込みで予算は考えておりましたけれども、現実的には、行政職ベースで民間給与との2.81％の較差を解消するための給与改定が行われたということ、このギャップはあったかと考えております。

これは収支計画上そういう見込み方をするので、そのギャップの部分も、一部補正予算等で交付税をもらったものがありましたから、そういったものを繰り出していただいたというような経緯はございます。

○黒岩副主査　毎年の改定率の想定について、前年度の改定率を参考にするのか、過去何年か分の平均とするのか、どういった設定をされるんでしょうか。

○高妻病院局次長　その時々の景気の状況、賃上げの状況がありますので、過去何年分を見たら正しいかというのはなかなか言えないところはあります。

副主査からお話があったとおり、実際に過去３年分や５年分の平均改定率を見ていた年もありました。ただ、ここ数年はそのような見込みではもう合わなくなってきていまして、どの程度を見込むかというところを非常に悩みながらやっています。

我々として確固たる資料となり得るものというのは、やはり前年度の改定率でありまして、それが続いても耐え得るような経営をまずしっかりつくるということを考えて、令和６年度予算の場合には、令和５年度の改定率を使ったということであります。

○黒岩副主査　次に在院日数について、こちらを見ますと、宮崎病院と日南病院は在院日数が短縮され、延岡病院については、大幅にとは言いませんが、0.8日ぐらい延びているという状況なんですけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○牛ノ濱県立延岡病院事務局長　幾つかあったようですが、一つは受入病院――私どもが高度急性期対応をして、その次の受入病院のほうで例えば感染症が発生したりとか、なかなか一時期、退院調整がうまくいかなかったときがあったということも大きな要因と聞いております。

○黒岩副主査　了解しました。

決算に関係するのかどうかというのもあるんですが、今度、福祉保健部のほうで、病院経営改善のための補助金――病床削減１床当たり400万円の補助金がありまして、聞きましたら県立病院も対象になるということでございました。

日南病院は、昨年52床を削減しましたが、この１床当たり400万円の部分については対象になるんでしょうか。

○高妻病院局次長　御指摘のとおり対象になっております。日南病院で10床分ということで4,100万円余、それから延岡病院も10床分、合わせまして8,200万円余の補助金の収入が補正予算を通じて計上されるのではないかと考えております。

○黒岩副主査　日南病院は52床を減らしたわけなんですけれども、対象が10床というところの根拠を教えてください。

○高妻病院局次長　これはもう厚生労働省の予算の関係としか言いようがありません。

昨年の国の補正予算で、たしか国家ベースで420数億円の予算が計上されておりまして、その予定していた病床数よりもはるかに多い削減の申入れが各病院からあったと。これは民間、公設問わずですが、そこに対して予算が及ばず、

このようなことになったと説明を受けております。

○濵砂委員　病院事業費用のうちの給与費について、日南病院は給与費の割合が51.3％、それから延岡病院が44.1％、宮崎病院が44.0％ぐらいの比率になっているんですけれども、理想的というか、標準的な給与費というのはどのくらいのものなんですか。

○高妻病院局次長　病院の規模とか、その性質によっても変わってきます。ただ、本当に一般的な話ですけれども、50％程度というのが一つの目安としてはあると伺っております。

○濵砂委員　標準的な範囲で病院経営がなされているということですね。あとは患者の問題と、地域的な利用度の問題ということなんでしょうか。材料費についても、そう格差はないですし、ほかの経費を見てもそんなにないんですけれども、何が原因なのかと。全体で、なぜ利益が出ないのかということなんですが、どう思われますか。

○高妻病院局次長　まず公立病院が担っている役割ということを考えたときに、やはり高度医療、不採算医療、政策医療というところが中心になっています。不採算医療、政策医療はなかなか収支を取れるような診療報酬体系でないというところが一つ。もう一つは、昨今の診療報酬と物価、給与費の上昇がアンバランスであるというところに帰結していくと思っています。

もともと不採算医療、政策医療を担う部分で、どうしても赤字になるという宿命を負っておりましたが、その部分がさらに、物価高、人件費高などによりまして加速しているというのが現状だと思っています。

○濵砂委員　内容については、新聞等でよく報道されていますので分かります。ただ、全体の50％程度の病院は赤字だと。これから先の経営的な問題も、特に離島あたりは、いろんな条件次第では、もう将来やっていけないと。

県内市町の病院はもうほとんど赤字というような状況で、県立病院も同じような状況であり、これはもう全体的な問題です。

この先の方針として、いろんな計画が出ていますけれども、地域的な問題も当然にありますが、人口もどんどん減少していく中で、この規模で、これからも県立病院そのものが健全に運営できていくのか、将来の見通しについてはどう考えておられますか。

○高妻病院局次長　団体等が出している数字で見ますと、全国的に８～９割の病院、特に公立病院では９割が赤字という状況でございます。

委員の御指摘のとおり、これからどうしていくかというところですが、少子高齢化によって医療ニーズも変化をしてきております。人口減少、それから患者も高齢化していく、これにどう対応していくかというのが、今後、病院経営を考える上で必要な考慮事項となっています。

その規模や機能については、常に適正な水準になるように我々も検討を続けてまいりたいと考えております。

○濵砂委員　言われるとおり、将来を予測しながら、健全な病院運営を目指してしっかり頑張っていただきたいと思います。

○渡辺委員　今の話に関連してなんですけれども、民間の病院含めて非常に経営が厳しい。地域単位で考えたときに、どうしても病床の余剰が出ているんではないかということで、地域全体での病床の統合、こういった議論も始まっていると思います。

特に日南地区については、経営的にもこれから非常に心配なんですが、日南地区におけるそ

ういう地域としての病床の統合計画、あるいは今後の考え方についての御意見を伺いたいと思います。

○高妻病院局次長　御指摘のとおりでございまして、公立病院は日南病院と、日南市立中部病院、そして串間市民病院でございます。こういった３つの公立病院がどのように連携しながら効率的な運用を図っていくかということは常に議論していきたいと考えております。

調整すべき点は様々あると思いますけれども、いかに効率性を高めていけるか、それが恐らく病床の話につながっていくと思います。そういった議論を次の地域医療構想の策定の段階で、公の場で議論することになりますので、そういったところでしっかりと調整ができればと考えております。

○渡辺委員　そういう議論を進める上では、県の病院局がリーダーシップを取りながら進めていくということになるんでしょうか。

○高妻病院局次長　まず、医療構想上どう位置づけるか、これは宮崎県として取り組むような話でございます。そこには当然、民間の医療機関も入ってきますので、そういう全体の枠組みをまずしっかり議論するということが先でございます。

公立病院間の調整につきましては、その病院間での調整になりますので、ここに県立病院があるということであれば、我々としても２つの公立病院としっかり意見交換をしていかなければならないと思っています。

主導権がどちらにあるかとか、そういうことではないかとは思いますけれども、規模的に一番大きいのはやはり日南病院ですので、ほかの病院といかに連携していくのか、日南病院の役割を踏まえながらしっかりと検討していくべきだと考えております。

○黒岩副主査　公立病院の宿命として、高度医療でありますとか、救急の受入れというところがあるんですが、この救急受入れの件数を見ますと大体横ばいもしくは若干減っているかと思います。

社会一般的には、救急患者が今増えつつあるのかなと思いますが、この件数に加えて受入率と言いますか、要請があったうちのどれぐらいが実際受入れできているのかといったようなデータは取っていらっしゃらないんでしょうか。

○高妻病院局次長　あくまで県立病院の話ですけれども、病院ごとに受け入れることができなかった割合というのは統計上整理していまして、令和６年度は宮崎病院が25.9％、延岡病院は1.8％、日南病院が19.6％となっております。

○黒岩副主査　もう一度、数字の出し方の説明をお願いします。

○高妻病院局次長　まず、救急搬送の受入件数が分母になりまして、分子といたしましては、受入れできなかった件数ということになります。

○黒岩副主査　受入件数というのは、県立病院のということですか。

○高妻病院局次長　はい、そのとおりでございます。

○黒岩副主査　となりますと、先ほどの1.8％というのはどこの病院でしたか。

○高妻病院局次長　延岡病院です。ここが一番受け入れられなかった割合が低いということです。

○黒岩副主査　では、お断りした率が、この1.8％とか、25.9％とかということですね。了解しました。

25.9％が宮崎病院だと思いますけれども、こういった率を改善していく、受入れを断らない

割合を高くするということを目指していかないと、なかなか一般県民の方の理解というか、公立病院としての役割が果たされているのかといったところがありますから、ぜひ、こういった数字も目標値として設定していただいて、改善していくんだと思って取り組んでいただきたいと思います。これは要望でございます。

あと、研修医の受入れについて、宮崎病院、延岡病院ともに大体横ばいなんですが、日南病院が11人から３人に極端に減っています。この理由について教えていただきたいと思います。

○原県立日南病院長　臨床研修制度が始まり、本院で研修医の受入れを始めてから10年と少したっています。

本院は、最初３名の受入れと自治医大の１名を合わせて４名でスタートしました。それから徐々に数が増え、最も多いときで７名の研修医を受け入れていたこともあり、10年で45名の研修医を受け入れ、輩出することができました。

御指摘のように、最近は３年連続で減少しており 、２名、１名、１名となっておりますが、これは指導の責任を担っていてくれた総合診療医――自治医大出身のドクターを含め、大学病院の地域医療講座から来てくれていた指導医の人たちが転勤で不在になったために、総合的な指導ができなくなった――オールマイティーな指導が受けられないというのを、やはり学生たちはすぐに分かりますので、その代わりに産婦人科や内科、循環器内科など、もう進路を決めているような研修医の人たちは来てくれているという現状であります。

○黒岩副主査　ということは、指導される総合医の方がいらっしゃらない限りは、研修医は少ないという理解でよろしいでしょうか。

○原県立日南病院長　御指摘のとおりでございます。

○重松主査　ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは以上をもって病院局を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後２時７分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後２時16分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について福祉保健部長から総括説明をお願いいたします。

○小牧福祉保健部長　令和６年度の決算等の概要について御説明いたします。

まず、主要施策の成果について、概要を説明させていただきます。

お手元の令和６年度決算特別委員会資料、右下のページで３ページを御覧ください。

これは、宮崎県総合計画2023に基づく分野別施策のうち、福祉保健部に関連するものを体系表にしたものでございます。

福祉保健部では、「人づくり」、「くらしづくり」の分野において、各種施策に取り組んでいるところでございます。

まず、「人づくり」の分野につきましては、１つ目の施策、「子どもを産み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」で、「（１）「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進」として、社会全体で子育て応援に取り組む機運の醸成や子育て家庭の負担軽減など子育て支援を充実させる各種施策に取り組んでまいりました。

４ページを御覧ください。

下から２行目からになりますけれど、「（２）未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」として、青少年自然の家管理運営委託に取り組んでまいりました。

５ページを御覧ください。

２つ目の施策、「文化・スポーツに親しむ社会づくり」では、「（１）スポーツの推進」としまして、障がい者アスリートの育成・強化等を通じて、令和９年に本県で開催されます全国障害者スポーツ大会をはじめ各種スポーツ大会に向けた競技力向上や普及拡大に取り組んでまいりました。

３つ目の施策でございます。「一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」では、「（１）男女共同参画社会の実現」、「（２）高齢者が活躍する社会の推進」、次の６ページになりますけれども、「（３）人権意識の高揚と差別意識の解消」として、御覧の各種事業に取り組んでまいりました。

次に、「くらしづくり」の分野につきましては、「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」では、「（１）の健康づくりの推進」として、介護予防や生活習慣病対策の推進、感染症対策、薬物乱用防止の推進など各種施策に取り組んでまいりました。

７ページを御覧ください。

「（２）地域共生社会づくりの推進」として、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域や家族の支え合いの中で安心して暮らせる社会を目指し、福祉・介護サービスの充実をはじめとした各種事業に取り組んでまいりました。

次に、９ページを御覧ください。

下のほうにございます「（３）医療提供体制の構築・充実」として、地域医療介護総合確保基金等を活用しました医療従事者の養成・確保や、救急医療体制の強化など各種事業に取り組んでまいりました。

次に、11ページを御覧ください。

「安心で快適に暮らせる社会づくり」では、「（１）安心で快適な生活環境の確保」として、食の安全・安心の確保や衛生水準の改善向上等に取り組んでまいりました。

「（２）快適で人にやさしい生活・空間づくり」として、狂犬病予防対策や適正飼養管理指導、動物愛護の普及啓発などに取り組んでまいりました。

次に、「安全な暮らしが確保される社会づくり」では、「（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」として、災害発生時に備えた人材育成や令和６年能登半島地震の際の介護職員等の派遣支援に取り組んでまいりました。

以上、詳細につきましては、後ほど主要施策の成果に関する報告書に基づきまして、担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料12ページのほうを御覧いただきまして、福祉保健部の令和６年度決算状況について、御説明いたします。

一般会計につきましては、次の13ページの上から３段目、計の欄を御覧いただきまして、左から申し上げますと、予算額1,248億1,683万9,000円、支出済額1,183億6,989万4,514円、翌年度繰越額のうち、上段の明許繰越につきましては32億5,001万9,000円、事故繰越につきましては329万5,880円、不用額は31億9,362万9,606円となっております。執行率は94.8％で、翌年度への繰越額を含めますと、括弧書きの97.4％となっております。

次に、特別会計でございます。

表の下のほうになりますけれども、国民健康保険課所管の国民健康保険特別会計でございますが、左から、予算額1,171億6,334万2,000円、支出済額1,129億4,163万5,775円、不用額42億2,170万6,225円で、執行率は96.4％となっております。

その下、こども家庭課所管の母子父子寡婦福祉資金特別会計でありますが、左から、予算額２億9,510万5,000円、支出済額１億5,872万5,309円、不用額１億3,637万9,691円で、執行率は53.8％となっております。

決算の詳細につきましては、それぞれ関係課長から後ほど御説明いたします。よろしくお願いいたします。

次に、14ページを御覧ください。

監査結果報告書について御説明いたします。

まず、注意事項につきましては、収入事務及び契約事務において、調定が行われていなかったものなど４件、指摘事項につきましては、支出事務におきまして、交付決定手続が適当でなかったものなど２件を受けたところでございます。

また、別冊になりますけれども、令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、母子父子寡婦福祉資金特別会計について、意見・留意事項等を受けております。

これらにつきましては、後ほど関係課長から御説明をいたします。

御指摘等をいただきました点につきましては、真摯に受け止め、適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上が福祉保健部の令和６年度の決算等の概要であります。御審議よろしくお願いいたします。

○重松主査　部長の総括説明が終了いたしました。

これより、福祉保健課、指導監査・援護課、長寿介護課、障がい福祉課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

○北薗福祉保健課長　当課の令和６年度決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の右下に書かれている決算15ページを御覧ください。

今後、この決算と書かれたページで説明を進めてまいります。

福祉保健課の決算状況は、一番上の段になります。

左から、予算額153億4,638万4,000円、支出済額147億8,307万1,041円、翌年度繰越額１億7,353万5,000円、不用額３億8,977万7,959円となっております。執行率は96.3％、翌年度繰越額を含めますと、97.5％であります。

以下、内容の説明に入りますが、各課とも、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて御説明させていただきます。

まず初めに、上から４段目の（目）社会福祉総務費の不用額1,226万7,139円であります。

主なものといたしましては、中ほどの共済費205万4,575円でありますが、これは令和７年１月30日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出額の地方公共団体負担率が令和６年４月に遡り引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

なお、この共済費の負担率は、各課の人件費におきましても遡及して引下げがなされております。この後の各課からの説明におきまして、執行残の主なものが共済費である場合は、今、御説明しました内容と同様となりますので、各課から共済費における説明は割愛させていただ

きます。

次に、下から２つ目の負担金、補助及び交付金557万2,200円でありますが、これは、市町村が実施する民生委員に係る業務負担軽減等の事業に対して補助を行う「民生委員担い手確保対策事業」におきまして、市町村からの申請額が見込みを下回ったことによる執行残などであります。

次に、決算16ページを御覧ください。

一番上の（目）社会福祉施設費の不用額4,611万204円であります。

主なものとしましては、福祉こどもセンターに係る会計年度任用職員の報酬や期末手当などの費用が見込みを下回ったことによる執行残などであります。

また、表の中段下にあります工事請負費2,742万3,277円でありますが、これは、所管する県有施設の改修工事等に係る執行残などであります。

次に、表の下から５つ目の（目）精神保健福祉費の不用額335万8,401円であります。

主なものとしましては、次の決算17ページを御覧ください。上から４つ目の委託料162万9,011円でありますが、これは、自殺対策事業に係る業務委託におきまして、入札等により生じた執行残であります。

次に、表の中ほどにあります（目）生活保護総務費の不用額803万5,412円であります。

主なものとしましては、表の下から４つ目の旅費232万4,366円でありますが、これは、生活保護を実施する福祉事務所の活動費における執行残などであります。

次に、決算18ページを御覧ください。

表の中ほどにある（目）扶助費の不用額２億6,884万3,655円でありますが、これは、生活保護法に基づく保護費の実績が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、表の下から３つ目の（目）救助費の不用額446万1,927円であります。

主なものとしましては、その下の負担金、補助及び交付金275万9,927円でありますが、これは、令和６年能登半島地震の発生に伴い、石川県からの要請に応じて派遣した介護職員等の支援活動に要した費用の執行残であります。

次に、決算19ページを御覧ください。

表の上から３つ目の（目）公衆衛生総務費の不用額269万4,727円であります。

主なものとしましては、衛生環境研究所に係る職員の給料や共済費などが見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、表の下から６つ目の（目）衛生研究所費の不用額679万9,420円であります。

主なものとしましては、次の決算20ページを御覧ください。一番上の需用費499万5,088円でありますが、これは、光熱費などの運営に要する費用の執行残であります。

次に、表の中ほどにあります（目）保健所費の不用額3,285万4,868円であります。

主なものとしましては、会計年度任用職員の報酬や保健所に係る職員の給料、共済費といった職員費などの費用が見込みを下回ったことによる執行残であります。

また、下から２つ目の需用費799万8,816円でありますが、これは、保健所における光熱費などの運営に要する費用の執行残であります。

決算21ページを御覧ください。

中ほどより少し下の（目）医務費の不用額386万8,978円であります。

主なものとしましては、下から２つ目の需用費109万867円、その下の役務費105万8,480円でありますが、これは、当課の事務費が見込みを

下回ったこと等による執行残であります。

福祉保健課の決算に関する説明は、以上であります。

次に、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

決算23ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の「（２）地域共生社会づくりの推進」についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表のまず、「地域生活定着・再犯防止推進」でございます。

この事業では、高齢者や障がい者など、福祉的な支援を必要とする刑務所からの出所者等を支援するため、地域生活定着支援センターを通して、住居や就業先の調整など、社会復帰に向けた支援を行ったところであります。

決算24ページを御覧ください。

一番上の「地域福祉活動推進」では、多様な支援主体へのつなぎ役となります地域福祉コーディネーターのスキルアップ研修を行ったほか、地域共生社会の推進に係る研修を実施したところであります。

なお、市町村において様々な福祉の課題に対する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備」の実施自治体は、令和６年度末時点で移行準備を含め６市６町１村となっております。

決算25ページを御覧ください。

一番上の「生活困窮者自立相談支援」では、各郡部福祉事務所を生活困窮者の自立相談支援機関として位置づけ、相談支援を行う支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた支援プランの作成など、自立に向けた支援を行ったところであります。

また、次の改善事業「生活困窮者等就労準備支援等」では、生活困窮者等のうち、就労に必要な知識が不足しているとか、ひきこもり状態にあるなど、就労に向けた手厚い支援が必要な方に対する「就労準備支援」と、家計の見直しや債務整理などが必要な方に対する「家計改善支援」を実施したところであります。

決算26ページを御覧ください。

２つ目の改善事業「みやざきの福祉を支える、ひなたの人材確保」では、若い世代を対象とした福祉の仕事を紹介するホームページ等を作成するとともに、中・高生を対象とした、福祉に係る仕事のやりがいや魅力等について説明を行う「福祉の仕事」出前講座を実施したところであります。

また、その下の改善事業「「いのち支える」自殺対策」では、地域自殺対策強化交付金を通じて市町村の取組の支援を行ったほか、医師・看護師等専門職に対する研修やワンストップ相談会などを開催するとともに、普及啓発活動や24時間365日対応の電話相談事業を行ったところであります。

決算27ページを御覧ください。

「生活保護扶助」では、生活保護を必要とする方々に対して、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの支給を行ったところであります。

決算28ページを御覧ください。

施策の成果等につきましては、まず、①にありますように、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の分野を問わない相談支援や、参加支援、地域づくり支援等を一体的に行います「重層的支援体制整備」に取り組む市町村を支援しますとともに、中核的役割を果たす人材の研修等を実施したところでありま

す。

また、②にありますように、生活困窮世帯からの自立や貧困の連鎖の防止を図るため、自立相談支援員による相談対応、就労や家計改善に関する支援などを行ったほか、生活保護扶助につきましては、生活実態の把握や就労支援等により自立を促しながら保護費を支給し、被保護者の生活維持を図ったところであります。

最後に、③にありますように、自殺対策につきまして、宮崎県自殺対策推進協議会を構成する各団体等をはじめ、官民一体となって連携しながら普及啓発や相談窓口の設置等、様々な施策に取り組んだところであります。

また、厚生労働省が発表した令和６年の人口動態調査によりますと、本県の自殺者数は前年と比較すると減少したところではありますが、自殺死亡率は全国平均より高く、まだワースト11位と依然として厳しい状況となっております。

次に、今後の方向性としましては、①にありますように、県民の誰もが地域社会の中で自分らしく安心して生きていくことのできる地域共生社会の実現を目指し、引き続き、県社会福祉協議会や市町村等と連携しながら福祉サービスの提供体制の整備等に取り組んでまいります。

また、②にありますように、生活困窮者や被保護者の生活の安定・維持を図るため、引き続き市町村や関係機関、民間団体と連携して各種支援に取り組んでまいります。

最後に、③にありますように、令和６年３月に策定しました第５期自殺対策行動計画を踏まえて、今後も１次予防、２次予防、３次予防といった段階的な自殺対策を実施してまいります。

次に、決算29ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「４　安全な暮らしが確保される社会づくり」、「（１）多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

「災害時健康危機管理・福祉支援体制整備」では、発災時における保健・医療・福祉活動を円滑に行うため、情報収集・調整機能を担う災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の体制整備を行いますとともに、避難所におきまして高齢者・障がい者などの要配慮者に対する支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の運営・強化を行ったところであります。

次に、決算30ページを御覧ください。

新規事業「令和６年能登半島地震被災地派遣費用負担金」では、地震発生に伴い、石川県からの要請に応じて福祉避難所等へ職員を派遣した福祉関係施設に対し、支援活動に要した費用を県が負担金として支出したところであります。

決算31ページを御覧ください。

施策の成果等につきましては、①にありますように、災害時の保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うため、関係団体との連携強化に取り組み、保健医療福祉調整本部の訓練を実施したところであります。

また、②にありますように、災害時における保健医療福祉部門の指揮調整機能をサポートする体制を強化するため、国が実施する災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の研修受講支援や資機材整備を行いますとともに、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の体制強化のため、新規登録者研修や既に登録されている方へのフォローアップ研修を行ったところであります。

今後の方向性といたしましては、①にありますように、災害時の保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行えるよう、引き続き関係団体も交えた訓練を実施しますとともに、活動に当たって必要となる資機材等の整備を行うこととして

おります。

また、②にありますように、ＤＷＡＴにつきまして、災害時に保健医療福祉調整本部や避難所に派遣される各種支援チームと連携し、より機動的な活動ができるよう、引き続き研修や訓練等を実施しますとともに、③のＤＨＥＡＴにつきましても、災害時に保健医療福祉調整本部や保健所等の支援ができるよう、引き続き研修の受講支援や訓練等を実施してまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○佐多指導監査・援護課長　当課の令和６年度決算状況につきまして説明をさせていただきます。

お手元の令和６年度決算特別委員会資料の32ページを御覧ください。

一番上の行、指導監査・援護課計の欄にありますとおり、左から、予算額１億4,507万5,000円、支出済額１億4,234万8,656円、１つ飛びまして、不用額272万6,344円となっており、執行率は、98.1％であります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

上から４つ目の欄、（目）社会福祉総務費でありますが、不用額は181万7,010円となっております。

主なものは、中ほどの共済費81万3,910円でありますが、これは先ほど福祉保健課の説明と同様であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

34ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、「（２）地域共生社会づくりの推進」についてであります。

まず、「社会福祉法人運営体制強化」です。主な実績内容等の欄を御覧ください。

「社会福祉法人指導強化事業」については、社会福祉法人への指導に際し、専門的な知識を有する税理士等の助言を得ることにより、的確な運営指導を行うもので、令和６年度は１法人に対しまして、実施しております。

また、福祉サービスの質を評価する第三者評価制度を適切に実施するため、推進委員会を開催したほか、評価調査者に対する養成研修・継続研修を実施しております。

次の35ページを御覧ください。

一番上の欄「福祉サービス運営適正化推進」です。

この事業では県社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会に対し補助を行い、福祉サービス利用者からの苦情相談等への対応を行っております。

次の欄の「戦没者遺族援護」では、全国戦没者追悼式、沖縄県のひむかいの塔追悼式への遺族の参列に対する支援を行いました。

また、平和祈念資料展示室での遺品等の展示を行うとともに、小中学校等において、戦争に関する、語り部講話や、朗読劇の上演を合計68校で実施いたしました。

次の36ページを御覧ください。

これらの事業の施策の成果等といたしましては、①にありますように、社会福祉法人に対して税理士を活用した専門的な指導を行い、法人運営の適正化を図りました。

また、第三者評価制度を担う評価調査者向けの研修会を開催し、評価制度の質の向上に努めたところであります。

次に、②になりますが、福祉サービス運営適正化委員会の運営を支援することにより、事業者と利用者の話合いでは解決困難な苦情につきまして、中立公正な立場から相談助言等を行いました。

戦没者遺族の援護につきましては、③にありますように、戦没者遺族等への支援とともに、平和祈念資料展示室の運営や、語り部や朗読劇を通しまして、戦争の悲惨さや平和の尊さを県民の皆様にお考えいただく機会を提供したところであります。

これらの事業の今後の方向性といたしましては、①にありますように、税理士等の専門家を活用した社会福祉法人への指導及び第三者評価制度を推進することにより、今後も、県民福祉の向上を図っていくこととしております。

次に、②になりますが、県民の皆様が安心して福祉サービスを利用できるよう引き続き福祉サービス運営適正化委員会の運営について支援していくこととしております。

最後に、③の戦没者遺族の援護になりますが、戦没者遺族等への支援とともに、戦争の記憶・記録を風化させないよう戦争を知らない世代へ戦争体験の継承を図っていくこととしております。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○井上長寿介護課長　長寿介護課の令和６年度決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の60ページを御覧ください。

一番上の長寿介護課の計の欄です。予算額229億8,561万4,000円に対しまして、支出済額206億8,590万4,943円、翌年度への繰越額は14億4,309万円、不用額は８億5,661万9,057円で、執行率は90.0％、翌年度への繰越額を含めますと96.3％となっております。

主な不用額について御説明いたします。

上から４つ目の（目）社会福祉総務費の不用額115万4,443円であります。

その主なものとしましては、その３つ下の共済費の115万2,796円であります。

次に、その１つ下の（目）老人福祉費の不用額１億4,960万9,004円であります。

その主なものとしましては、下から２つ目の委託料の1,203万2,855円であります。

これは、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療の相談支援等に対応する「認知症疾患医療センター体制整備事業」において、認知症疾患医療センターの新規指定が当初の予定よりも遅れたことなどに伴い執行残が生じたことや、介護職員等処遇改善加算の新規取得等を支援する「介護職員処遇改善特別支援事業」において、専門相談員の個別派遣を希望する事業所数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

資料の61ページを御覧ください。

一番上の負担金、補助及び交付金の１億1,157万8,363円であります。

これは、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、事務費の一部を補助する事業において、所用見込額の減額によるものや令和５年度から繰り越した「介護職員等処遇改善事業」において、介護報酬にサービスごとに定められた交付率を乗じた額を補助しましたが、申請数が想定より少なかったことなどにより、執行残が生じたものであります。

次に、その１つ下の貸付金2,000万円であります。

これは、市町村の介護保険財政に不足が生じ

た場合に、市町村に対して貸付け等を行うものですが、その実績がなかったものであります。

次に、４つ下の（目）医務費の不用額７億585万5,610円であります。

その主なものとしましては、その５つ下の委託料の1,828万9,690円であります。

これは、介護事業者の相談窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置・運営に係る事業で、当初予定していた事業内容の一部が実施できなかったことなどにより、執行残が生じたものであります。

次に、２つ下の負担金、補助及び交付金の６億8,217万190円であります。

これは、介護施設等の施設開設準備経費の助成を行う「介護施設等開設支援事業」において、補助予定額が減少したことや、令和５年度から繰り越した「介護サービス継続支援」において、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている介護事業所等に対し、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等の支援を行いましたが、実際の交付申請額が想定を下回ったことなどにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

資料の62ページを御覧ください。

まず、「人づくり」の「３　一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」の「（２）高齢者が活躍する社会の推進」についてであります。

「老人クラブ支援」では、高齢者の生きがいづくりや健康づくり活動を支援するために老人クラブに対する支援を行いました。

資料の63ページを御覧ください。

一番上の「元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援」では、高齢者の多様な社会参加や健康・生きがいづくりに取り組んでいる宮崎県社会福祉協議会が実施する宮崎ねんりんピックや「心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」などに対して支援を行いました。

資料の64ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等でございますが、①の老人クラブへの支援や、②のシニアパワー顕彰などを通じて、高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進や県民の理解促進に努めたところであります。

Ⅱの今後の方向性としましては、①のとおり、老人クラブや県社会福祉協議会へ引き続き支援を行うほか、③のシニアパワー顕彰などシニアパワーを生かした活動の周知を通じて、高齢者の社会参加の促進及び県民の理解促進に努めます。

資料の65ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の「（１）健康づくりの推進」についてであります。

「介護予防・生活支援体制整備市町村支援」では、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした自立支援型ケアマネジメント習得のための研修や、リハビリテーション専門職の通所介護事業所等への派遣を行いました。

資料の66ページを御覧ください。

改善事業「リハビリテーション専門職等機能強化」では、リハビリテーション専門職等に対して、災害時の対応手法や、在宅で生活する高齢者の自立支援・重度化防止に関する研修を行いました。

資料の67ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等でございますが、①の市町村や地域包括支援センター職員を対象とした研

修や、②のリハビリ専門職の市町村への派遣等を通じて、高齢者の介護予防や自立支援、生活支援の取組を行う市町村への支援を行いました。

Ⅱの今後の方向性としましては、①のとおり、引き続き、研修等を通じて市町村に対する支援を行うとともに、②の地域におけるリハビリテーション専門職のネットワークづくりの推進に努めます。

資料の68ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の「（２）地域共生社会づくりの推進」についてであります。

「介護保険財政支援」では、介護給付費等に対し、法定負担を行うことで、市町村の介護保険財政の安定化を図りました。

資料の69ページを御覧ください。

一番下の「地域医療介護総合確保基金積立金」では、医療及び介護の総合的な確保を推進する事業を実施するため、基金の積立てを行いました。

資料の70ページを御覧ください。

一番上の「介護施設等整備」では、地域密着型特別養護老人ホームの整備や、施設におけるみとり環境の整備、介護職員の宿舎整備に対する支援などに取り組みました。

その下の改善事業「訪問看護体制機能強化」では、訪問看護事業所の新規開設や既存事業所での新規雇用など規模拡大の取組を支援いたしました。

資料の71ページを御覧ください。

一番上の改善事業「介護現場におけるＩＣＴ導入支援」及びその下の「労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援」では、介護事業所がＩＣＴ機器や介護ロボット等を導入する際に必要な経費の支援などに取り組みました。

資料の72ページを御覧ください。

一番下の新規事業「外国人介護人材マッチング支援」では、海外現地で送り出し機関等を訪問し、宮崎県での介護の仕事をＰＲするとともに、外国人材の受入制度の説明会から面接、雇用契約や入国支援まで一貫した介護事業所と外国人材のマッチングを支援いたしました。

資料の73ページを御覧ください。

一番上の新規事業「介護支援専門員法定研修ｅ－ラーニング支援」では、オンデマンドによるｅ－ラーニングで、法定研修を受講できる環境を整備するための費用を宮崎県介護支援専門員協会へ助成することで、受講生への負担軽減を図りました。

資料の74ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等でございますが、②の介護従事者の育成・確保のため、資質向上や、参入・定着の促進、処遇改善などを図る取組を行うとともに、③の介護サービス提供体制の整備のため、各市町村の介護施設等の整備促進を行いました。

資料の75ページを御覧ください。

Ⅱの今後の方向性としましては、②のとおり、介護人材の確保・定着に向け、総合的な対策を講じるとともに、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進するほか、③の市町村等と連携しながら、介護サービスの提供体制確立に向け、基盤整備に取り組んでまいります。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○隈元障がい福祉課長　障がい福祉課分の決算状況について説明いたします。

決算76ページを御覧ください。

一番上の障がい福祉課計の欄でございますが、予算額194億3,900万6,000円、支出済額は184億5,441万4,652円、翌年度繰越額は４億6,500万5,000円、不用額が５億1,958万6,348円で、執行率は94.9％、翌年度への繰越額を含む執行率は97.3％でございます。

それでは、主な不用額について説明いたします。

１番目の（目）社会福祉総務費の不用額811万9,218円であります。

主なものとしましては、職員に係る給料や共済費などの職員費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

表の中ほどにあります（目）障害者福祉費の不用額332万5,902円でございます。

主なものとしましては、決算77ページを御覧いただきまして、上から３段目にございます扶助費106万5,360円でありますが、これは、特別障害者手当の申請が見込みを下回ったことによるものでございます。

そして、１つ下の（目）社会福祉施設費の不用額308万3,892円であります。

主なものは、身体障害者相談センター管理運営に係る旅費等の執行残でございます。

そして、下から２番目の（目）精神保健福祉費でございます。不用額が4,207万7,910円、執行率は78.2％となっております。

主なものとしましては、決算78ページを御覧いただきまして、上から７番目の委託料244万2,654円でありますが、これは、公費負担医療に係る審査支払事務の委託料の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

そして、その３段下、中ほどにございます扶助費2,956万6,776円でありますが、これは、措置入院に係る公費負担事業における実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

そして、その１つ下の（目）障害者自立支援費の不用額２億5,666万3,639円でございます。

主なものといたしましては、決算の79ページを御覧ください。

まず、上から４番目の負担金、補助及び交付金１億2,524万5,157円でございますが、これは、令和５年度からの繰越予算でございます障がい福祉分野の福祉・介護職員等の賃上げ補助を行う「介護職員等処遇改善事業」、それと就労継続支援Ｂ型事業所が生産活動に使用する設備等に対しまして補助を行う「障がい者就労施設工賃向上実現」において、申請額が見込みを下回ったことによるものでございます。

そして、その１つ下の扶助費１億1,473万2,291円でございますが、これは精神通院医療費が見込みを下回ったことによるものでございます。

２つ下の（目）児童措置費であります。不用額が１億8,350万1,176円であります。

主なものといたしましては、この一番下の負担金、補助及び交付金１億5,220万3,710円でございますが、これは医療的ケア児の短期入所補助を行った市町村に対して県が補助を行います新規事業「医療的ケア児等短期入所拡大促進」や、「重度障がい者（児）医療費公費負担」において、実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

決算80ページを御覧ください。

上から２番目の補償、補塡及び賠償金1,820万9,678円でございますが、これは、「発達障がい者支援事業」におきまして、相談支援に係る委託契約を消費税の非課税対象として契約を締結しておりましたが、令和５年10月の国からの通

知により、課税対象であるということが示されまして、委託事業者の過去５年分の修正申告に係る消費税・延滞税相当額を補償金として令和６年２月補正で予算化させていただいたものになります。

税務署との手続が令和６年度にずれ込んだことから一部を繰り越しさせていただいておりましたが、修正申告額、延滞税額が想定より低かったことにより執行残となったものでございます。

その下ですが、最後に、（目）児童福祉施設費であります。不用額が2,281万4,611円でありまして、この目は、こども療育センターの運営に係る経費でございます。

主なものは、表の中ほどにあります需用費592万1,600円でありますが、これは主に、センターにおける医薬品や光熱費等の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

その２つ下の委託料274万2,783円でありますが、これは主に、センターで提供する食事の給食業務委託について、実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

その２つ下の工事請負費622万4,682円でありますが、これはセンター内の空調設備改修と屋根の防水工事に係る執行残でございます。

決算に関する説明は、以上です。

続きまして、令和６年度の主要施策の成果について、説明いたします。

決算81ページを御覧ください。

初めに、「人づくり」の「２　文化・スポーツに親しむ社会づくり」、「（１）スポーツの推進」についてであります。

２年後に本県で開催されます第26回全国障害者スポーツ大会を見据えまして、宮崎国スポ・障スポ局等と連携しながら、様々な取組を進めております。

決算82ページを御覧ください。

表の１番目の改善事業「障がい者アスリート育成強化」でありますが、これは個人競技のさらなる競技力向上等を図るため、年３回、陸上競技、水泳など７競技について競技会を実施し、合わせて423名の参加がありました。

一番下の「全国障害者スポーツ大会団体競技チーム力強化」でございますが、団体競技のチーム力向上を図るため、バレーボール（身体）などの５競技につきまして、各６回練習会等を開催いたしました。

決算83ページを御覧ください。

施策の成果等でございますが、令和６年度の県障がい者スポーツ大会において、総勢756名の選手が出場しまして、16個の大会記録が更新されたところです。

その下、今後の方向性でありますが、各競技団体等と連携し、各地区での障がい者スポーツ教室や指導者養成講習会等を実施することにより、障がい者スポーツのさらなる普及促進を図ってまいります。

次に、決算84ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、「（２）地域共生社会づくりの推進」についてであります。

まず、１番目の事業「介護給付・訓練等給付」、そして決算85ページを御覧いただきまして、１番目と２番目の「障がい児施設給付」、そして「自立支援医療」でございますが、これは障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等の給付に係る義務的経費でございます。

決算86ページを御覧ください。

表の２番目の事業「障害者就業・生活支援セ

ンター」であります。これは、障害者雇用促進法に基づき県が指定しました県内７か所のセンターにおきまして、障がい者の就労や生活に関する相談・支援を行い、一般就労等を促進するもので、令和６年度中に支援を通じて就職決定した方は、253人となっております。

その下の事業「発達障害者支援センター運営」であります。これは県内３か所のセンターで、発達障がいに関する相談支援等を行っているもので、令和６年度の延べ相談支援件数は3,039件でございました。

決算87ページを御覧ください。

表の２番目の事業「高次脳機能障がい通所センター運営」であります。これは、宮崎大学医学部や、民間医療機関等の協力の下、集団でのリハビリ訓練を実施しまして、２期で合わせて10名が修了いたしました。

その下の事業「精神科救急医療システム整備」であります。これは、緊急な医療を必要とする精神障がい者に適切な医療を提供するため、精神科病院が輪番制により休日等に電話相談や診療を行う体制を整備するもので、令和６年度の相談件数は382件、外来受診者は153人でございました。

決算88ページを御覧ください。

１番上の「ひきこもり対策推進」であります。これは、県が設置しました、ひきこもり地域支援センターにおきまして、御本人やその御家族に対する支援などを行っているもので、令和６年度の相談件数は1,611件であります。

３番目の事業「ひきこもり支援・相談体制強化」であります。これは、ひきこもり当事者やその家族が身近な市町村で相談支援が受けられるよう市町村の相談体制を整備するもので、令和６年度は、市町村のひきこもり支援に活用するためのひきこもりサポーター養成研修を119人が修了、市町村へのアドバイザー派遣を26回行ったところです。

決算89ページを御覧ください。

１番下の新規事業「障がい者雇用機会拡大推進」であります。これは、障がい者雇用を希望する企業に対しまして、雇用に向けた取組を支援することにより、障がい者の雇用機会の拡大を図るものであります。令和６年度は、障がい者雇用に取り組もうとする企業の採用担当者等を対象としまして、障がい者雇用を積極的に実践している優良企業や、障害福祉サービス事業所の見学バスツアーを実施しましたほか、障がい者雇用に取り組む企業や実際に雇用されている障がい者のインタビュー動画の作成を行ったところです。

決算90ページを御覧ください。

２番目の新規事業「医療的ケア児等短期入所拡大促進」であります。

これは、医療的ケア児等家族の負担軽減のための短期入所の充実や、緊急時の受入体制の確保を図るため、医療的ケア児等の短期入所に係る補助を行っている市町村に対しまして、補助を行うものでございます。

令和６年度は補助事業実施市町村５市、市町村を通じて助成した事業所は12事業所となっております。

決算91ページを御覧ください。

施策の成果等でありますが、障がい者支援につきましては、①にあります市町村が支弁する介護給付、訓練等給付費などに対する支援、そして②にあります「重度障がい者（児）医療費公費負担事業」への支援、そして④にあります福祉的就労に係る工賃のさらなる向上を図るための取組などを行いました。

また、障がい児支援につきましては、⑤にありますとおり、障がい児入所・通所に対する給付を行ったほか、発達障がいに関する相談支援や、医療的ケア児の支援に携わる人材の育成などを行ったところです。

決算92ページを御覧ください。

今後の方向性でありますが、障がい者支援につきましては、①、②にありますとおり、介護給付・訓練等給付費、重度障がい者の医療費等に係る財政支援を継続して行いまして、障がいのある方が地域で安心して暮らせる支援の充実を図ってまいります。

また、④にありますとおり、今後も関係機関と連携しまして、さらなる工賃向上を図り、障がいのある方の自立した生活を地域で支えることができるよう、取り組んでまいります。

また、障がい児支援につきましては、⑤にありますとおり、今後も医療的ケア児等を受け入れる短期入所施設の拡大促進など、地域における支援体制の強化を図ってまいります。

主要施策の成果は、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○重松主査　執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

○図師委員　まず、資料18ページの扶助費についてお伺いします。

生活保護に関する扶助の内容について、27ページに金額等の詳しい説明もありましたが、不用額は、これが見込みを下回ったためということでした。

報道等で過去最高に受給者が増えているという内容も聞いたりしますが、本県に関しては、生活保護の受給者は減っているという理解でよろしいんでしょうか。

○北薗福祉保健課長　生活保護の扶助に関しましては、本県では、平成28年11月をピークに緩やかな減少傾向にあります。

生活保護扶助費の予算につきましては、これまでの支出額や扶助費の伸び率などを勘案し、コロナ禍後の影響や物価高騰等も考慮しまして、予算の積算上はリーマンショック後の最高額を見込んで――突発的な事案があっても対応できるようにということで見込んでおります。

今回の不用額については、その見込みを実績が下回ったことによる執行残であります。

○図師委員　今、減少傾向にあるということなので、いつまでも高止まりというか、リーマンショック後の数値で予算計上するのではなく、今後見直していくべきだろうと思っております。

続けて、資料60ページの長寿介護課の（目）老人福祉費について、これも不用額が大きく、内容は介護職員への報酬加算の申請等が見込みを下回ったというような御説明だったと思うんですが、その原因は何なのか。報酬の加算はどんどん上がってくるべきだと思うんですけれども、何か上げづらい状況があるのか、そのあたりどう分析されていますでしょうか。

○井上長寿介護課長　資料61ページの負担金、補助及び交付金の不用額について、介護職員等の処遇改善事業において、一応、県としては、満額の申請が来ても大丈夫な形で予算を組まさせていただき、いろいろ周知とかを図ったところですけれども、結果的には事業者から申請がなかったということで、特に分析とかは行っておりません。

○図師委員　介護報酬を上げてもらう手続をしてない事業所があるということで、同じ介護職でも施設によっては賃金の格差が今度は出てく

るわけです。分析はしてないということなんですが、そういうあたりを解消していくために、申請できる施設、申請できない施設があるのか、現場の声も聞くべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○井上長寿介護課長　委員おっしゃられるとおりで、これとはまた別の事業なんですけれども、介護職員等の処遇改善の特別事業では、小規模事業者はなかなか人的な体制が整わずに、処遇改善加算を取れないとか、また、取っても加算率が高いやつが取れないという事業者がいらっしゃいます。

県としては、社会保険労務士を個別の事業者に派遣して、賃金体系の規定とか、なかなか中小企業者では難しいようなところのアドバイスをして、あとは、個別派遣だけでなく、各地区で社会保険労務士によるセミナーや相談会を去年、今年と実施し、少しでもそういった加算を取得してもらったり、さらに上位加算を取ってもらうような支援は行っているところです。

○図師委員　細かな事務作業のことまでは見通せないんですけれども、今言われたとおり、小規模な施設ほど事務員がもうほかの業務に手を取られて、この加算手続まで手が回らないというところです。今言われた社会保険労務士を派遣しているということなんですが、逆に派遣ではなくて、その社会保険労務士にある程度補助金も出して、小規模の事業所の手続を一手に引き受けて事業所の代行をさせるとかそういう形で、少しでも多くの事業所がこういう加算をしっかり取って、介護人材の確保につながるような取組のほうがよろしいかと思いますので、また今後検討をお願いいたします。

続けて、資料78ページの扶助費の不用額について、措置入院が予定よりも下回ったということで、それはいいことなんですけれども、措置入院が減ってきている要因をどう捉えていらっしゃるか教えてください。

○隈元障がい福祉課長　今回、「措置入院費公費負担事業」につきまして、3,000万円近くの不用額が発生しているところです。

措置入院者につきましては前年度が87名でございまして、そして令和６年度につきましては70名に減少したということで、それによる不用額が発生したところでございます。

また、入院日数につきましても、前年度が4,000日近くあったんですが、それが3,000日程度になったということで、そこも減っております。

ただ、前年度と比較するとそういった形で減少しているんですが、その前の令和４年度と比較すると、さほど数字は変わってないというところでございますので、何かしら大きな要因があったというようには捉えておりません。

○図師委員　措置入院というのはやはり強制入院なので、この件数が減ってくるというのはもちろんいいことだと捉えたいですし、なおかつ、精神障がい者の方々が措置入院から医療保護入院、任意入院に変わっていく中で、そちらが増えていくということは、精神障がい者の方々の地域での暮らしやその受皿が充実してきているとも捉えられますので、ぜひ、この数字がさらに減っていくように施策を充実させてほしいのが一つです。

併せて、医療の現場――特に精神医療の現場は、保護者の方々の高齢化が進んでいて、家族が精神障がい者を自宅なり地域に引き受けるということが非常に困難な事例が多数見受けられるので、保護者や家族だけでなく、精神障がい者の居場所づくりというのも、簡単なことでは

ないとは思いますが、今後さらに積極的に行っていただきたいと思います。

最後に、私は一般質問でも取り上げたのでやはり言わざるを得ないんですが、資料87ページの高次脳機能障害の方々の取組について、こちらの通所の訓練は非常に有効だと思うんですが、受講者が10名というところ、また、その実施が宮崎市限定というのが非常に限定的過ぎやしないかと。モデルケースとしてはすごくいいんですけれども、こういう取組をできれば各地域の、特に各保健所に落とし込んでもらって、住んでいる地域で障がい者の方々もより選択肢が増える、充実したサービスが受けられるという体制整備をしてはもらえないかという切実な声が届いているんですが、今後の見通しも含めていかがでしょう。

○隈元障がい福祉課長　高次脳機能障害につきましては、家族会含め当事者の皆様からいろいろな声を頂戴しているところです。

３か年事業ということで、高次脳機能障害通所教室を行ってきました。この通所教室は、モデルというような形で、ぜひ同様の取組を民間の医療機関等で実施してもらうことを目的として進めているところです。

今回３か年事業が終わりまして、昨年度までは、決算87ページ、真ん中の表に記載のとおり、２つの教室に分けて、週に１回、全24回という形で実施しておりました。

ただ、ちょっと24回は多いんじゃないかというような声もあったりしまして、今年度は、今までの24回のコースに加えまして、コンパクト化した通所教室もやる予定にしているところです。

こういった形で、いろいろ取組を続けさせていただきまして、高次脳機能障害について、今後しっかり支援してまいりたいと考えているところです。

この通所教室なんですが、修了者から「言葉がスムーズに出るようになった」とか「就労を目標にしっかり頑張りたい」、そういった声もいただいておりますし、ここに記載の修了生10名のうち５名につきましては、復職ですとか、就労等のステップに進んだという方も実際いらっしゃいます。

ただ、一方で「修了後にどうすればいいのか分からない」、そういった声もありますので、これにつきましては、しっかり県と家族会、関係機関等と連絡会議等をやっておりますので、その中でも、どういう形がいいのか、今後に向けてしっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

○黒岩副主査　資料24ページの民生委員のところについて、主な実績内容等で民生委員児童委員数が1,792人とあります。県が取り組む事業として、決算で１億3,400万円ほどありますが、この事業の内容と、民生委員児童委員の定数に対する不足数を教えていただきたいと思います。

○北薗福祉保健課長　民生委員につきまして、県としての取組は、民生委員の確保と資質向上ということで、県民の民生委員活動への認知度向上を図るための広報啓発――メディアや市町村広報誌を活用した周知を行ったりとか、あと民生委員の負担軽減に取り組む市町村へ「民生委員担い手確保対策事業」にて支援しております。

それから、民生委員の功績をたたえるための福祉大会での表彰や、新任の民生委員、児童委員に対する研修、そういったことを県の取組として行っているところであります。

我々としても、民生委員は、地域住民を支え

て、つなぎ合わせていく、まさに地域の要ということで、なくてはならない存在であると認識しております。今後とも引き続き市町村や関係団体と連携しながら、今、一斉改選の時期ですけれども、成り手の確保や活動しやすい環境に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところです。

定数と不足数については、県全体で、定数が2,613人に対して、現在169人の欠員ということで、充足率は93.5％となります。

○黒岩副主査　民生委員、児童委員の活動は非常に重要な活動だと思っています。ひきこもりがあったり、子供の貧困があったり、範囲は広いんですが、全国的に民生委員が不足しているということですので、限りなく100％に近づくように、さらなる努力をよろしくお願いしたいと思います。

あと、今度は資料27ページの生活保護扶助について、これは決算に関してだけではないんですが、デフレ調整で2013年から３年間減額をしてきたということについては、最高裁判所で、これは違法だというところの見解が示されたところです。これをどう改善していくか、どう訴求していくかということについては、国のほうで議論されていると思うんですが、現状のそこらあたりの議論というのはどうなっているんでしょうか。

○北薗福祉保健課長　先日、最高裁判所の判決が出たところなんですけれども、今、国のほうで専門家を交えた協議会を立ち上げまして、そこで一旦協議した上で、国が方向性を出すということになっていますので、その国の動きを今注視しているところです。

○黒岩副主査　あくまでもこれは国の動きを待つということになるかと思います。了解しました。

あと資料62ページのところで、少し気になる部分なんですが、今「老人」という言葉を使わずに「高齢者」という言葉をいろいろ使っていると思います。この老人クラブ支援のように県の事業では「老人」という言葉が出てくるんですが、これは何か検討されるとか、そういうことはなかったんでしょうか。

○井上長寿介護課長　県の老人クラブ連合会としても、名称を変えようかということで、平成18年ぐらいに一般県民に公募した上で、「さんさんクラブ」という名前を県の老人連合会は使っております。

ただ、それ以外の市町村は、各々でまた独自の、高齢者という名前を使わない組織名で同様の活動をしている例が見られております。

○黒岩副主査　かつては障がい者の「害」をひらがなに変えるとかいろいろあって、「老人」という言葉も全国的にはあまり使わないようになったのかなというところもありますから、その名称の在り方については引き続き精査、検討をよろしくお願います。

○渡辺委員　２点ほど伺いたいと思います。

まず、資料63ページの百歳長寿者等へのお祝いの対象者数が580人とあるんですけれども、宮崎県の100歳オーバーの方は、今1,500人とかいらっしゃると思うんですが、この580人というのは、新たに100歳になられた方でしょうか。

○井上長寿介護課長　これは昨年度、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間でちょうど100歳を迎える人をカウントして、大体９月15日前後に、その時点でお元気な方へお祝い状とかをお渡ししているという状況になります。

○渡辺委員　この間調べたんですけれども、30年ぐらい前だと100歳オーバーの方は50人ぐらい

しかいらっしゃらなかったんですが、これから先、毎年500～600人ぐらい増えていくということになって、お祝い金が80万円とかになると、１人当たり1,500円ぐらいのお祝いということになるんでしょうか。

○井上長寿介護課長　現在、100歳の方に対してのお祝いというのは、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品として銀杯が国のほうから贈呈されています。県のほうからは、県知事名でのお祝い状をお渡ししており、金銭は出していない状況になります。

○渡辺委員　分かりました。次に、資料72ページの「外国人介護人材マッチング支援」についてです。

令和６年度はベトナム、令和７年度はインドネシアに行かれていると思うんですけれども、このベトナムからインドネシアに変えられた理由と、これから先、介護人材の候補先としては、フィリピンやミャンマーもあるとは思いますが、どの地域に絞ろうとしているのか、また、今後地域を変えられていくのか、そのあたりはどうでしょうか。

○井上長寿介護課長　今年度もまだマッチング事業が続いている状況なので、今後、その成果を検証して、来年度以降に決めることになると思います。

昨年12月時点での県内の外国人の介護人材は718名で、社会福祉法人や特別養護老人ホームとかの大きいところは、独自に外国人を入れていらっしゃる状況にあります。その中で多い順でいくと、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ネパールの５か国で大体700名弱ということで、全体の90％以上がこの５か国に固まっています。

昨年度はベトナムを訪問して、宮崎県のＰＲをしまして、今年度は、今来ている中で２番目に多い国としてインドネシアを訪問させていただきました。

委員がおっしゃったフィリピンも99名で、以前から宮崎の介護施設で働いていらっしゃるということで、県内でも、施設によっては一定のニーズがありますので、来年度以降の候補の一つにはなるかと思っておりますが、特に来年度どこに行くかというのは、まだ決めていません。

○渡辺委員　一般質問でも取り上げましたので、ぜひ推進していただきたいんですけれども、先々考えたときに他県との取り合いが間違いなく起きると思うんです。そんな中で、ＰＲもさることながら、どの国の母数が多いのかといったところもきちんと調査していただいて、先ほど５か国と言われましたが、安定的、継続的に送り出せる国というのは、この中で恐らく２か国ぐらいしかない――インドネシアとフィリピンだと思います。

これまでも外国人を入れていらっしゃる介護事業者の方については、ルートが分かっておられるので心配は要らないんですけれども、小さいところは本当に手探りでやっていかなければなりません。そういうときに、県の主導やアシストはすごく助けになるはずですので、ぜひ、そのあたり広く調べていただいて、継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○黒岩副主査　資料63ページに、「心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」というのがあるんですが、これを長寿介護課が行う理由を、内容含めて教えてください。

○井上長寿介護課長　これはもともと、ある宮崎市内の介護老人保健施設の短歌の先生と始めた事業で、その中で介護されている方、介護する方という２部構成で始まったのが契機です。

それから※県の事業になって、現在は全国から募集しており、また、海外からもブラジルとかそういったところからも応募があるということで、長寿介護課のほうで引き続き所管しているところであります。

○黒岩副主査　介護する方、される方、そういう方を対象にした短歌大会という理解でよろしいでしょうか。

○井上長寿介護課長　応募資格としては、要介護、要支援の高齢者の部として、60歳以上で施設に入ってらっしゃる方とか、訪問介護や通所介護といったいわゆる介護サービスを利用されている方の部と、あともう一つは介護者の部として、高齢者を現に介護している家族の方とか、施設の職員の方が対象となります。

○黒岩副主査　応募者数が1,900人ほどということなんですが、これはなかなかユニークな全国大会だと思います。この数が多いか少ないかというのは、ちょっと私は分からないんですが、もっと広く周知して、全国からもっと応募があるような取組をよろしくお願いしたいと思います。非常にいい取組だなと思っています。

併せて、例えば、そういったものを集約した本を出されるとか、全国の高齢者福祉施設の談話室あたりに置いていただくとか、そのような取組は何かされていらっしゃるんでしょうか。

○井上長寿介護課長　毎年、応募者全員の歌を一人一首、掲載した短歌集の本を宮崎にある出版社で刊行され、有料ですけれども販売されております。

どこに配布しているかというのは把握していないんですけれども、県民の目に触れるようなところに置いていただくとか、そういったことは検討していきたいと思います。

○黒岩副主査　よろしくお願いします。

あともう１点、資料88ページにひきこもりに関する事業がありますが、現状、宮崎県内でどれぐらいのひきこもりの方が――正確な把握はなかなか難しいと思うんですが、推定としてどれぐらいの数がいらっしゃるんでしょうか。

○隈元障がい福祉課長　推計の人数になりますが、市町村の民生委員、児童委員が把握できた人数としましては600人程度ということです。ただ、内閣府が調査しました全国調査によると、全国で146万人ということで、これを県の数に直しますと１万2,000人程度ということになります。

○黒岩副主査　おっしゃるとおりで、民生委員、児童委員が把握されている数と、国が把握していて宮崎県の人口割合で算定した数と、あまりにも開きがあるものですから、ひきこもりの関係者から、あまりにも差があり過ぎるんじゃないかという話も聞いております。

まず、何人いらっしゃるかというところの実態をもう少し詳しく把握しないと、なかなか対策の取りようもないという気がしております。そこらあたりの実態の把握について、今、民生委員、児童委員の報告というところでありますが、もうワンランク上の調査をかけるとか、そういったことで実態の把握に努めていただきたいと思うのですが、そこらあたりいかがなものでしょうか。

○隈元障がい福祉課長　ひきこもり対策につきましては、平成26年に県のひきこもり地域支援センターを県の精神保健センター内に設置しまして、相談対応等を行ってきたところでございます。

ただ、近年、国のほうがかじを切り直しまして、都道府県ではなくて、より当事者の方に近い市町村で、ひきこもりの方の支援がしっかり

※63ページに訂正発言あり

できる体制を整えていくということになっております。

市町村は今、窓口をつくって一生懸命取り組んでいただいているところです。当然、支援するに当たって、まずは市町村が自身の市町村に何人ひきこもりの方がいらっしゃるのか、そういったことを把握していくことが重要かと思いますので、県も支援しながら、どういった形ができるのか、検討してまいりたいと思っております。

○黒岩副主査　実態把握についてよろしくお願いしたいと思います。

○濵砂委員　資料26ページの「「いのち支える」自殺対策」について、電話相談が24時間365日対応とのことですが、年間で大体どのくらいの相談が来るものですか。

○北薗福祉保健課長　自殺対策についてですけれども、電話相談については、8,386件相談が来ております。１人当たりの対応時間等によって左右されるので、単純に何件あったから増えていくというような感じではないんですけれども、実績としましては、令和６年度は8,386件相談がありました。

○濵砂委員　人数としては何人ぐらいですか。

○北薗福祉保健課長　すみません、この人数になると、同じ人が違うところの電話にかけたりするので、必ずしも同じ人の相談ということが把握できているものではないので、この8,386件を人数に直すと何人というところまではデータとして出ておりません。

○濵砂委員　聞きたかったのは、何人が相談されて、そして、そのうち亡くなってしまった方がどのくらいいらっしゃるのかと。

私も経験があるんですが、相談があって、一緒に飲んだり相談したりも何回もやったんですが、やはり知らないところで亡くなってしまったというケースもあるもんですから、一度、そういう気持ちになった人がどのくらい、この電話相談で回復できるものなのかなと思い、お聞きしました。

○北薗福祉保健課長　自殺対策の部分で一番難しいのがデータ分析――全てのデータを集める、把握するという根本になるところが、プライバシーの関係で――警察との連携で未遂者とかのデータは取れるんですけれども、実際亡くなった人たちが、以前相談したことがあるかとか、そういうことは家族の了解など、警察もなかなか聞き取れない部分があるということなので、我々としても対策を打つ前に、そのデータの部分を一番把握しないといけないと考えております。

あと、自殺死亡率が高い県と比較的低い県の違いとか、どういった傾向があるところが自殺死亡率が高くなるのかとか、そういったデータを出していただくよう、毎年度国に要望しているところであります。

○濵砂委員　では、結局、何人の方が相談されて、何人の方が命を落とされたかというのは把握できてないということですね。

○北薗福祉保健課長　現時点では、詳しいデータは把握しておりません。

○濵砂委員　できるものなら止めてやりたいんだけれども、一度そういう気になったらなかなか止められないらしいんです。だから、止められるものなら止められるように努力をお願いしたいと思います。

○山下委員　確認ですが、その電話相談をされる方は、本人がされるんですか。それとも周りの方がされるんですか。

○北薗福祉保健課長　この8,386件については、

本人の相談となります。

○山下委員　自殺する人は、なかなか人には話さず、そうして命を落としていく方向に行くんですよね。周りから相談があって、そういう人に会おうとするんだけれども、なかなか会ってくれない、話してくれない。そういう傾向があるものですから、8,000件も本人がそれだけ相談されるのかなと思いまして。

○北薗福祉保健課長　その悩みとか課題を抱えている方が追い込まれる前に寄り添って、その要因を取り除いていくことが重要であると考えています。

今、県のほうで取り組んでいるのが、ＳＮＳとかでも、亡くなりたいとか、そういったキーワードを出すと相談先が一番トップに上がってくるようにして、そういった悩みがある人をなるべく孤立させずに、相談できる窓口に誘導するような形でやっていることも、相談件数が増加している要因の一つではあります。

○山下委員　本人が本当に電話するぐらいの気力がある人なら、更生できるんじゃないかなという思いがしたものですから。

○北薗福祉保健課長　委員おっしゃるとおり、相談していただける方は、まだ、そこでつながりができるので大丈夫なんですけれども、もうそこにすら行かない、孤立、孤独の方たちに、どのようにして、このような窓口がありますよと伝えるか、寄り添っていけるかというのが一番の課題だと思います。

自殺の原因は健康問題、経済問題、家庭問題と様々ですが、そういった中でも、自殺したいと思って相談窓口に電話するわけではなくて、例えば、多重債務があるからそういったところの相談窓口にかけるとか、ギャンブル、アルコール依存症でそういった相談窓口にかける場合には、まだ自殺まではいってない。ただ、そういった窓口に電話をかけるときに、多重債務、ギャンブル依存症になっていて、自殺を考えるような流れになってきたりもします。

県にはいろんな相談窓口がありますので、その窓口の方たちを研修で――自殺願望というか自殺対策の研修制度とかで、自殺を考えている人の周りの職員や、接する職員を何とか引き上げる、そういった形での対策も考えております。

○重松主査　ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは以上をもって第１班の審査を終了いたします。

委員にお諮りいたします。福祉保健部は、第２班については、明日午前10時から行いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　御異議ございませんので、明日午前10時の再開といたしまして、本日の分科会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

午後３時59分散会

令和７年９月30日（火曜日）

午前９時57分再開

出席委員（７人）

主	査	重松　幸次郎
副主	査	黒岩　保雄
委	員	濵砂　守
委	員	日髙　陽一
委	員	山下　寿
委	員	渡辺　正剛
委	員	図師　博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	小牧　直裕
福祉保健部次長（福祉担当）	市成　典文
福祉保健部次長（保健･医療担当）	吉田　秀樹
こども政策局長	壱岐　さおり
衛生技監	椎葉　茂樹
福祉保健課長	北薗　武彦
指導監査・援護課長	佐多　能成
医療政策課長	早川　俊一
国民健康保険課長	上田　浩司
長寿介護課長	井上　裕二
医療・介護連携推進室長	藤元　信孝
障がい福祉課長	隈元　淳二
衛生管理課長	下村　高司
健康増進課長	徳山　美和
薬務感染症対策課長	蛯原　夕起子
薬務対策室長	安藤　ゆかり
こども政策課長	増田　光宏
こども家庭課長	渡辺　智裕

事務局職員出席者

議事課主任主事	増村　竜史
政策調査課主査	吉浦　亜季子
政策調査課主任主事	原田　智史

○重松主査　それでは、分科会を再開いたします。

これより、国民健康保険課、健康増進課、こども政策課、こども家庭課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

○上田国民健康保険課長　国民健康保険課の令和６年度決算状況について、御説明申し上げます。

令和６年度決算特別委員会資料、右下の決算50ページと書いてあるところを御覧ください。

国民健康保険課の会計につきましては、一般会計と特別会計がございまして、一番上の国民健康保険課計の欄、これは一般会計と特別会計の合計額ということになりますけれども、予算額1,468億6,057万6,000円に対しまして、支出済額1,426億3,609万43円、不用額は42億2,448万5,957円となっておりまして、執行率は97.1％であります。

そのうち、まず一般会計につきましては、そのすぐ下の一般会計の欄になりますけれども、予算額296億9,723万4,000円に対しまして、支出済額296億9,445万4,268円、不用額は277万9,732円となっておりまして、執行率は99.9％でございます。

次に、一般会計の主な不用額について、御説明申し上げます。

51ページを御覧ください。

一番上の行、（目）国民健康保険指導費におきまして、不用額は145万1,605円となっております。主なものとしましては、その下の節の１行目、報酬でありますとか、５行目の旅費、こちらが見込みを下回ったことによる執行残でございます。

52ページを御覧ください。

続きまして、特別会計について御説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計でございますけれども、一番上の特別会計計の欄、予算額1,171億6,334万2,000円に対しまして、支出済額1,129億4,163万5,775円、不用額は42億2,170万6,225円となっておりまして、執行率は96.4％でございます。

次に、主な不用額について御説明申し上げます。

上から４行目、（目）国民健康保険運営費におきまして、不用額は42億2,170万6,225円となっております。主なものとしましては、表の下から３行目、負担金、補助及び交付金の42億772万4,917円でございます。これは、医療機関等に支払う保険給付費として、県が市町村に交付する普通交付金などが見込み額を下回ったことなどによる執行残でございます。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明申し上げます。

53ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、「（３）医療提供体制の構築・充実」ということでございまして、54ページのほうを御覧いただいてよろしいでしょうか。

主な事業及び実績でございますけれども、まず、「国民健康保険特別会計」についてでございます。平成30年度に国民健康保険の都道府県単位化が図られたことに伴いまして、県に国民健康保険特別会計を設置いたしまして、運営を行っているところでございます。

主な実績といたしましては、まず、保険給付費等交付金でありますけれども、市町村が保険給付に要した費用の全額を普通交付金として、また保険者努力支援交付金や特定健康診査等負担金など、国民健康保険の事業等に要する費用を特別交付金として市町村に交付をしたところでございます。

それから、右のほうの保健事業というところでございますけれども、特定健診実施率向上に向けた被保険者への勧奨、糖尿病重症化予防に係る医師向け研修、適正服薬のための薬剤情報通知や市町村向け研修などの市町村を支援するための様々な保健事業に取り組みますとともに、県保険者協議会の啓発事業などへの支援を行ったところでございます。

次に、一般会計の事業となりますけれども、そのすぐ下の段でございますが、「保険料負担軽減」ということでございます。これは、低所得者への保険税軽減相当額などを市町村に助成するものでございまして、市町村の国保財政の安定化と被保険者の負担軽減を図ったものでございます。

続きまして、55ページを御覧ください。

まず、「特別会計繰出金」につきましては、法令で定められました県の負担金等を、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出すことによりまして、国保事業運営の安定化を図ったものでございます。

次に、その下の「高齢者医療対策」につきましては、後期高齢者医療制度を運営する宮崎県後期高齢者医療広域連合や市町村に対しまして、

法令で定められた各種の負担金を交付することなどによりまして、制度の安定的な運営を図ったところでございます。

続きまして、次の56ページを御覧いただけますでしょうか。

施策の成果及び今後の方向性について、まず、Ⅰの施策の成果等でございますが、①国民健康保険につきましては、宮崎県国民健康保険運営方針に基づき、市町村とともに安定的な財政運営や効率的な事業運営に向けた取組を推進したところでございます。また、特定健診の実施率向上への取組をはじめとする、様々な医療費適正化に資する事業を展開したところでございます。

②の後期高齢者医療につきましては、県後期高齢者医療広域連合に対しまして、県費負担金を交付することなどにより、制度の安定的な運営を図ったところでございます。

次に、Ⅱの今後の方向性についてでございますが、①国民健康保険につきまして、引き続き県と市町村が一体となって、予防・健康づくりに重点的に取り組みながら、医療費の適正化を推進するなど、事業の健全な運営を図ってまいりたいと考えております。

②は、後期高齢者医療につきまして、引き続き制度の運営が安定的に行われるよう、広域連合や市町村に対し、適切な支援や助言などを行っていきたいと考えているところでございます。

一番下にございます、特定健康診査の実施率という表でございますけれども、こちらは国民健康保険だけではなく、被用者保険も含めた本県における実施率を記載しているところでございます。

この表の右のほう、令和６年度の欄でございますが、一番下に括弧書きでＲ４という記載があるかと思いますけれども、これは、令和６年度中に確定した令和４年度の実績値を記載しているということでございます。実施率は、前年度を0.6ポイント上回る52.1％となっております。

特定健康診査の実施率向上への取組といたしましては、市町村における文書、電話、訪問による受診勧奨のほか、休日や夕方における健診の実施でありますとか、がん検診との同時実施による受診機会の拡大などを行っているところでございます。

また、県におきましては、市町村への財政支援や、医療機関に対する受診勧奨や情報提供事業への協力依頼、また、保険者協議会等と連携しながら、特定健康診査広報月間というものを中心に広報・啓発などを行ったところでございます。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

次に、特別会計の歳入歳出決算について、御説明を申し上げます。

57ページの令和６年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を御覧ください。

歳入の表の一番下、歳入合計の欄を御覧ください。

予算現額1,171億6,334万2,000円に対しまして、調定額及び収入済額いずれもですが、1,168億3,525万9,103円でございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳出の表の一番下、歳出合計のところの支出済額でございますが、こちらが1,129億4,163万5,775円となっておりまして、先ほどの歳入合計の収入済額から、こちらの歳出合計の支出済額を差し引いた金額が、一番下の欄外のところに記載をしておりますけれども、歳入歳出差引残額38億9,362万3,328円となりまして、こちらに

つきましては、特別会計の今後の運営経費等に充てられるものとなります。

最後に、監査委員からの令和６年度歳入歳出決算審査意見書及び監査報告書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○徳山健康増進課長　健康増進課の令和６年度決算状況について御説明します。

同じく、令和６年度決算特別委員会資料103ページを御覧ください。

一番上の行、健康増進課計です。予算額34億3,034万4,000円に対しまして、支出済額は31億7,503万1,624円、翌年度繰越額は2,522万円、不用額は２億3,009万2,376円となっており、執行率は92.6%、翌年度繰越しを含めますと93.3%となっております。

主な不用額について御説明します。

まず、３つ下の行、（目）公衆衛生総務費です。不用額は１億3,373万2,919円となっております。主なものとしましては、下から３行目、負担金、補助及び交付金の6,513万1,525円であります。これは、「出産・子育て応援事業」や「不妊治療費支援事業」について、補助事業主体である市町村の事業費確定等に伴い、執行残が生じたものです。

次に、その下の扶助費5,912万6,031円です。これは、小児慢性特定疾病医療費や「不妊治療費支援事業」など、医療費公費負担の実績額が見込み額を下回ったことによる執行残です。

104ページを御覧ください。

一番上の（目）の予防費です。不用額は9,635万9,457円となっております。主なものは、一番下の行、扶助費の7,239万6,410円でありますが、これは、原爆被爆者医療事業費の各種手当支給対象者の減少や、医療費請求額が想定を下回ったことなどによる執行残となります。

健康増進課の決算に関する説明は以上です。

続きまして、令和６年度主要施策の成果に関する報告書の主なものを御説明します。

105ページを御覧ください。

初めに、「人づくり」の「１　子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の「（１）「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進」です。

下の表を御覧ください。事業名「母子保健対策」です。主な実績内容等の一番上の「不妊治療費支援事業」としまして、不妊治療を行った方に対し2,582件の治療費助成や、不育症治療を行った方に対し、４件の治療費助成を行ったところです。

次に、106ページを御覧ください。

一番上、「安心してお産のできる体制推進事業」としまして、周産期母子医療センターへの運営費補助を行っているところです。また、その３つ下の「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、女性の健康全般に関する相談への対応を行いますとともに、健やかな妊娠を推進するため、ピアカウンセリング講座としまして、中学生や高校生を対象に、大学生を講師として派遣、実施する講座や、助産師による健康教育を行ったところです。

次に、107ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

まず、①不妊や不育に悩む夫婦に対して、治療費助成を行うことにより、安心して産み育てることができる環境づくりを推進したところです。

次に、②安心してお産のできる体制を推進するため、県内の各周産期医療圏において、地域周産期保健医療体制づくり連絡会を開催すると

ともに、周産期母子医療センターの運営費補助や、周産期医療ネットワークシステムの活用を通じた体制強化により、周産期医療体制の充実を図ったところです。

次に、③の「思春期健康教育事業」では、中学生、高校生等を対象にピアカウンセリングや健康教育を行うことにより、思春期からの妊娠・出産や家族計画に関する普及啓発等を推進したところです。

次に、Ⅱの今後の方向性です。

まず、①ですが、不妊の検査・不妊治療の経験をお持ちの夫婦や、全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合は年々増加傾向にあります。このため、引き続き、妊娠や出産を希望する方へ支援を行い、安心して産み育てることができる環境づくりを推進してまいります。

次に、②ですが、周産期医療に関わる関係機関の総合ネットワークを引き続き強化し、安心してお産のできる体制の一層の推進を図ってまいります。

次に、③ですが、「思春期健康教育事業」においては、教育委員会や関係機関と連携し、中学生や高校生といった各対象に応じたリーフレットを活用するなど、よりきめ細やかな教育内容の充実を目指した取組を進めてまいります。

次に、108ページを御覧ください。

「人づくり」の「３　一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」の「（３）人権意識の高揚と差別意識の解消」です。

下の表を御覧ください。

「ハンセン病啓発・ふるさと交流促進」としましては、主な実績内容の一番上になりますが、国立ハンセン病療養所を訪問し、本県出身の入所者の方々と交流を深める「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」を実施しましたほか、その下、市町村担当職員による療養所訪問研修を実施しております。また、入所者をふるさとである宮崎にお招きする里帰り事業や見舞金、郷土品の贈呈を行ったほか、新聞への広告掲載やパネル展を実施いたしました。

109ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

見舞金の贈呈等により、本県出身の療養所入所者の方の精神的負担の軽減を図るとともに、県民や市町村職員が療養所を訪問し、入所者の方々からハンセン病について学ぶ機会を設けたり、パネル展を開催するなど、県民へハンセン病に対する正しい知識の普及を図ったところです。

Ⅱの今後の方向性です。

ただいま御説明した各施策を今後も引き続き実施しまして、不当な差別や偏見のない社会づくりに努めてまいります。

次に、110ページを御覧ください。

「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の「（１）健康づくりの推進」であります。

下の表を御覧ください。

まず、「健康増進対策」ですが、主な実績内容等については、111ページを御覧ください。

１番上の健康づくり推進センター管理運営におきましては、保健指導従事者初任者・経験者研修会や健康増進計画評価支援研修会等、健康の増進に資する人材育成等を公益財団法人宮崎県健康づくり協会への委託により実施したところであります。

次に、112ページを御覧ください。

事業名の上から２つ目、「がん対策総合推進」です。

主な実績内容等の一番上、がん診療連携拠点

病院等機能強化では、県立３病院の機能強化を図るなど、総合的ながん対策を推進したところです。

次に、113ページを御覧ください。

「健康長寿社会づくり推進」についてです。

野菜摂取量の増加を目指す「みんなの「ベジ活」「健康な食事」応援事業」や、塩分摂取量の適正化を目指す「みんなの「適塩」応援事業」、それから、運動促進を目指す「運動推進支援事業」では、食生活の改善や運動習慣の定着に向けて、関係企業と連携した情報発信やインスタグラムを活用した普及啓発に努めました。

また、一番下の「食と運動による健康生活推進事業」においては、職場の「健康経営」応援としまして、実態調査により企業の健康課題を抽出する取組を、また、「健康改善」実証モデルとしまして、住民に対する健康教育の効果検証に取り組んだところです。

次に、115ページを御覧ください。

「歯科保健対策」です。主な実績内容等の一番上、フッ化物応用普及啓発において、虫歯予防効果の高いフッ化物応用を推進するため、クリアファイルを作成し、学校へ配布したところです。

また、上から４番目の在宅歯科医療推進設備整備としまして、14歯科医療機関への補助を行いました。

次に、116ページを御覧ください。

「肝炎総合対策」です。主な実績内容等の一番上、「肝炎治療費助成事業」としまして、Ｂ型、Ｃ型ウイルス性肝炎患者1,209人に対し、医療費を助成するとともに、肝炎ウイルス検査を保健所等で無料で実施いたしました。また、その下の「ウイルス性肝炎対策特別推進事業」としましては、肝炎対策講話会や医療従事者研修会を開催し、肝炎診療体制の強化を図ったところです。

次に、117ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等です。

①ですが、がん診療連携拠点病院等の機能強化やがん登録、「緩和ケア推進事業」を実施しますとともに、「がん検診受診率の向上啓発事業」としまして、動画作成やＳＮＳ掲載を行ったところです。

次に、②ですが、健康長寿社会づくりを推進するため、食事や運動などの生活習慣改善に向けた普及啓発や健康経営の促進などを行ったところです。

③ですが、生涯を通じて歯と口の健康を保つため、定期歯科健診やフッ化物応用の推進を図るとともに、在宅歯科医療体制の整備を行ったところです。

Ⅱの今後の方向性です。

①ですが、第４期宮崎県がん対策推進計画のスローガンであります「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す」ため、がん検診の受診勧奨や医療提供体制の整備促進等により、さらなるがん対策の推進を図ってまいります。

②ですが、個人における予防行動を推進するとともに、個人の健康に対する関心の有無にかかわらず、日常生活の中で、自然と生活習慣の改善につながるように、関係団体等と連携しました環境づくりの強化に取り組んでまいります。

③ですが、歯と口の健康は全身の健康にも深く関わっております。このため、ライフステージに応じた歯科保健対策をさらに推進しますとともに、支援が必要な方への歯科保健医療、災害時における歯科保健医療体制の整備等の推進を図ってまいります。

主要施策の成果については以上です。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

○増田こども政策課長　こども政策課の令和６年度の決算状況につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の130ページを御覧ください。

１番上の段になりますが、こども政策課計の行になります。予算額194億3,691万7,000円に対しまして、支出済額は187億6,027万282円、翌年度への繰越額は１億4,682万6,000円、不用額は５億2,982万718円であり、執行率は96.5％、翌年度繰越額を含む執行率は97.3％となっております。

それでは、主な不用額について御説明いたします。

上から４段目、（目）児童福祉総務費であります。不用額は１億3,704万7,857円となっております。

主なものといたしましては、下から４段目の負担金、補助及び交付金の１億2,744万1,713円であります。これは、小学校入学前の乳幼児への医療費の助成を行う「子育て支援乳幼児医療費助成」において、医療機関の受診実績が各市町村の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、下から３段目の（目）児童措置費であります。不用額は３億1,754万6,492円となっております。

資料の131ページを御覧ください。

主なものといたしましては、表の中ほどの負担金、補助及び交付金の３億1,699万8,305円であります。これは、認定こども園等に運営費等の支援を行う子どものための教育・保育給付費や「放課後児童クラブ」など、子ども・子育て支援制度に係る事業につきまして、各市町村の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、下から４段目の（目）母子福祉費であります。不用額は4,008万9,851円でありますが、これは、「児童手当支給」におきまして、支給対象児童数が市町村の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、下から２段目の（目）児童福祉施設費であります。執行率が0.1％となっておりますが、これは、児童福祉施設等に係る災害復旧事業の翌年度への繰越しによるものであります。

資料132ページを御覧ください。

上から３段目の（目）事務局費であります。不用額は3,306万6,128円であります。これは、幼稚園等が遊具などを整備する際の経費の一部を補助する「幼児教育の質の向上のための環境整備事業」において、補助金の申請額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、上から５段目の（目）教育指導費であります。不用額134万390円の主なものといたしましては、下から５段目の需用費であります。これは、「幼児教育センター設置運営」で研修教材費の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

決算状況の説明につきましては以上になります。

次に、令和６年度の主要施策の成果について、御説明いたします。

資料の133ページを御覧ください。

「１　子どもを産み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の「（１）「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子ども

の最善の利益」が実現できる社会づくりの推進」であります。

主な事業について御説明いたします。

資料の134ページを御覧ください。

１番上の「保育士修学資金貸付等」では、保育士養成施設に在籍する105名の学生に対し、修学資金の貸付等を行うことにより、保育人材の確保を図ったところであります。

１番下の新規事業「結婚応援メディア戦略強化」では、本県出身の著名人を、ひなたの恋応援アンバサダーに起用いたしまして、出会い、結婚のポジティブなイメージを発信するとともに、大規模な婚活イベントを３回開催して、出会いや結婚を希望する若い世代を社会全体で応援する機運の醸成などを図ったところであります。

資料135ページを御覧ください。

１番上の新規事業「男性育児休業取得奨励金」では、男性従業員が４週間以上の育児休業を取得した企業等に対しまして、43件の奨励金の支給を行いまして、男性の育児休業取得の促進を図ったところであります。

その下の新規事業「こどもわけもん政策モニター」では、県内在住の未就学児、小学生、中学生及び高校生の663名をモニターとして登録を行い、アンケート調査を２回実施し、昨年度策定いたしました宮崎県こども未来応援プランの策定の際に意見の反映を行ったところであります。

資料の136ページを御覧ください。

中ほどの改善事業「みやざき結婚サポート強化」では、みやざき結婚サポートセンターを通じて、１対１の出会いをサポートしたところであります。

資料の137ページを御覧ください。

中ほどの「子どものための教育・保育給付」では、私立の認定こども園、幼稚園及び保育所447園に対し、運営費等の支援を行ったところであります。

資料138ページを御覧ください。

一番上の「放課後児童クラブ」では、県内の301クラブに対しまして、運営費や施設整備に係る支援を行ったところであります。

資料の139ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等についてであります。

第２期みやざき子ども・子育て応援プラン等に基づきまして、各種施策に取り組んだところであります。

Ⅱの今後の方向性でありますが、引き続き、日本一挑戦プロジェクト、子ども・若者プロジェクトの推進を通じまして、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図るなど、日本一産み育てやすい宮崎の実現を目指してまいります。

また、コロナ禍以降、減少が続いております婚姻数の回復に向けまして、ひなたの出逢い・子育て応援運動の展開を通じました機運醸成を図るとともに、市町村と連携して、保育料の支援や放課後における居場所の確保等を進めることで、子育てに関する不安感や負担感のさらなる軽減を図ってまいります。

資料の140ページを御覧ください。

１つ目の合計特殊出生率ですが、令和６年度の数値は1.43となっております。２つ目のみやざき結婚サポートセンターを通じた成婚数は累計で163件、３つ目の病児保育事業実施施設数は、令和６年度は34か所となっております。

１番下になりますが、認定子ども園数につきましては、令和６年度中に新たに７園が認定子ども園の認可認定を受けまして、累計では232園

となっております。

以上、主要施策の成果の主なものについて御説明いたしました。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○渡辺こども家庭課長　こども家庭課の令和６年度の決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の141ページを御覧ください。

当課分は一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計につきまして、上から２段目の左から、予算額74億2,463万8,000円に対し、支出済額は71億2,630万2,278円、不用額は２億9,833万5,722円であり、執行率は96％となっております。

主な不用額について、御説明いたします。下から６段目の（目）社会福祉施設費であります。不用額は441万2,795円となっております。

142ページを御覧ください。

主なものとしましては、上から６段目の扶助費の293万6,760円であります。これは、女性保護事業において、女性相談支援センター一時保護所への入所者数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、表の中ほどの（目）児童福祉総務費であります。不用額は1,810万4,130円となっております。

143ページを御覧ください。

主なものとしましては、上から２段目の工事請負費530万7,372円であります。これは、青少年自然の家の施設改修工事における入札執行残であります。

次に、上から５段目、（目）児童措置費で、不用額は２億272万5,001円となっております。

主なものとしましては、下から３段目の扶助費１億6,014万4,187円であります。これは、児童入所施設等措置費において、措置児童数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、下から２段目の（目）母子福祉費であります。不用額は5,771万3,661円となっております。

144ページを御覧ください。

主なものとしましては、表の中ほどの負担金、補助及び交付金の2,837万6,379円で、「ひとり親家庭医療費助成事業」等における市町村実績が見込みを下回ったものです。また、その下の扶助費2,093万1,800円は、児童扶養手当給付費において、受給者数が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、下から７段目の（目）児童福祉施設費で、不用額は1,455万9,675円となっております。主なものとしましては、次の段の報酬409万2,960円で、児童相談所における会計年度任用職員の人件費の執行残が生じたものであります。

145ページを御覧ください。

下から２段目の扶助費276万4,051円は、一時保護所への入所者数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

146ページを御覧ください。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計ですが、一番上の段の予算額２億9,510万5,000円に対し、支出済額は１億5,872万5,309円、不用額は１億3,637万9,691円であり、執行率は53.8％であります。

主な不用額について御説明いたします。

上から４段目の（目）母子父子寡婦福祉費で、不用額は１億3,637万8,760円となっております

が、そのほとんどが表の中ほどにあります貸付金の執行残であります。

147ページを御覧ください。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

「１　子どもを産み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」、「（１）「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進」であります。

主な事業について御説明いたします。

148ページを御覧ください。

中ほどの、新規事業「子どもの居場所等連携体制構築」では、子ども食堂や学習支援団体等に対して、食料などの物資の供給等を行う県フードバンクの設置等を進めたところであります。

次の「児童虐待対策」では、依然として児童虐待対応件数が高止まり傾向にあることから、児童相談所をはじめとする相談体制の確保や、虐待防止に向けた研修の実施等に取り組んだところであります。

149ページを御覧ください。

中ほどの「社会的養護自立支援強化」では、社会的養護経験者等に対し、相互交流の場の提供や生活・就労に関する相談等を実施するとともに、就職等の際に施設長が身元保証人になった場合の補助等を実施しました。

次の「里親が育て、社会が支える！里親委託総合推進」では、里親普及促進センターを設置し、里親制度の普及啓発や里親登録に必要な研修などを実施して、里親委託の促進を図ったところであります。

150ページを御覧ください。

続きまして、ひとり親家庭への支援として、一番上の「ひとり親家庭キャリアアップ自立支援」により、看護師等の資格取得のため、養成機関で修学する間の生活資金の支給等を実施したほか、中ほどの「ひとり親家庭医療費助成」や、一番下の児童扶養手当給付費、また、次の151ページにあります、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」などにより、ひとり親家庭への経済的な負担軽減を図ったところであります。

152ページを御覧ください。

施策の成果及び今後の方向性について御説明いたします。

まず、Ⅰの施策の成果等ですが、①にありますとおり、子育てを楽しいと感じられるみやざきの実現のため、第２期みやざき子ども・子育て応援プラン等に基づき、市町村や関係機関等と連携して、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組みました。

また、②の子ども食堂や学習支援などを行う団体等を支援しましたほか、③の児童虐待対応については、児童相談所職員の専門性向上等に取り組んだところであります。

④の子ども・若者総合相談センターでは、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の相談対応などに取り組んだほか、ヤングケアラーについて、実態調査やコーディネーターの配置等を行いました。

次に、Ⅱの今後の方向性ですが、子供の貧困対策に関しては、引き続き、①にありますように、進学や就職の支援制度の周知や人材育成、生活困窮世帯の子供に対する学習・生活支援等に取り組むとともに、②のように、子供の居場所づくり等に取り組む団体を増やすため、制度の周知広報を行いながら支援を進めます。

また、③の多様化・複雑化する児童虐待や相談に適切に対応するため、引き続き、児童相談

所の体制を強化しますとともに、全ての市町村へのこども家庭センターの設置を促し、県全体の児童虐待防止体制の強化を図ってまいります。

154ページを御覧ください。

「１　子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」、「（２）未来を切り拓く心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」であります。

「青少年自然の家管理運営委託」としまして、青島、むかばき、御池の３つの青少年自然の家において、自然体験学習や集団宿泊生活の場を提供いたしました。

155ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等としまして、令和６年度の利用者数は約９万8,000人で、前年度と比べ順調に回復しており、コロナ禍前の水準と比べると約８割の状況であります。

Ⅱの今後の方向性としまして、施設の老朽化対策等を進め、利便性の向上に努めますとともに、コロナ禍前の水準を目指し、指定管理者をはじめ、関係者と協力して利用促進を図ってまいります。

156ページを御覧ください。

「３　一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくり」、「（１）男女共同参画生活の実現」であります。

「女性保護」の事業といたしまして、配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターでの相談対応や一時保護などに取り組みました。

157ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等といたしまして、相談業務や一時保護のほか、令和６年11月に、民間支援団体６機関を含む33の関係機関と、困難女性支援法に基づく支援調整会議を立ち上げ、各機関の取組状況について情報共有を行ったところであります。

また、Ⅱの今後の方向性ですが、引き続き、この支援調整会議等を活用して、関係機関との連携体制を強化するとともに、民間シェルターを活用した支援体制強化を進めることで、ＤＶ被害者の保護や自立のための支援を行ってまいります。

158ページを御覧ください。

次に、令和６年度母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出決算書について、御説明いたします。

歳入の一番下、歳入合計の欄を御覧ください。

予算現額２億9,510万5,000円、調定額３億8,763万6,606円、収入済額３億18万9,761円、不納欠損額663万562円、収入未済額8,081万6,283円であります。

歳入の収入済額の合計３億18万9,761円から、歳出の支出済額の合計１億5,872万5,309円を差し引いた金額は、このページの一番下の欄外に、歳入歳出差引残額として記載しております１億4,146万4,452円となり、これは翌年度に繰り越され、貸付原資となります。

159ページを御覧ください。

監査委員からの令和６年度歳入歳出決算審査意見書において、（14）の母子父子寡婦福祉資金特別会計に関しまして、意見・留意事項がございました。

160ページを御覧ください。

一番下の意見・留意事項等といたしまして、貸付金の収入未済額については、前年度に比べ減少しているものの、引き続き、償還促進の努力が望まれるとの意見をいただきました。

貸付金の償還対策につきましては、当課と福祉こどもセンター等が、それぞれの課題や償還

促進のための対策や工夫について情報を共有するなど、一体となって取り組んでおります。今後とも、滞納者の個々の状況に応じた納入指導など、償還促進対策に取り組んでまいります。

161ページを御覧ください。

最後に、監査結果報告書指摘事項について御説明いたします。

支出事務になりますが、中央福祉こどもセンターにおきまして、高等職業訓練修了支援給付金について、支給決定手続の適当でないものが見受けられたとの指摘がございました。

具体的には、修了支援給付金の支給決定から支出までの各段階において、必要書類が不足しているにもかかわらず、手続が進められたものであります。申請者には、本来支払われるべき額が支給されておりますので、不利益は生じておりませんが、会計事務上、適当とは言えない処理がなされており、決裁の中でのチェックも十分に機能しておりませんでした。今後は、手続ごとに必要書類の確認をしっかり行い、適正な事務処理に努めてまいります。

○重松主査　執行部の説明が終了しました。

ここで委員の皆さんにお諮りいたします。

質疑は課ごと――つまり国民健康保険課の質疑をまず行い、終了したら次に健康増進課に移るということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、初めに、国民健康保険課についての質疑をお願いいたします。

○黒岩副主査　医療費の関係で、各市町村で子供の医療費無償化とかいろいろありまして、以前は、そういったことを実施した市町村に対しては、国からの交付金の減額措置が講じられて、ある程度のブレーキもあったのかなと思っていますが、私の記憶では、今はそういったものがなくなっていると思います。

そういった子供の医療費無償化の広がりによって、国保の医療費自体は伸びていく傾向にはあると思うんですが、その中で、子供の医療費無償化に伴う国保会計に与える影響といいますか、そこらあたりはどう捉えていらっしゃいますか。

○上田国民健康保険課長　今、委員がおっしゃったとおり、令和６年度から減額調整というのがなくなっております。一般的に、そういった助成が増えますと、受診行動が増えるのではないかということが言われております。

ただ、減額調整がなされていない状態が、まだ始まったばかりでございますので、明確にこのような影響が出ているというところが、まだ把握できていない状況です。申し訳ございません。

○黒岩副主査　もう少し前からかと思ったら、令和６年度から減額がなくなったというところなんですね。

○上田国民健康保険課長　そのとおりでございます。

○濵砂委員　国民健康保険税の算出の方法なんですが、これは、市町村から県のほうに変わったんですよね。私も認識不足なんですけれども、所得割、資産割、均等割と、それぞれの割合に応じて最高額を設定されていると。各市町村、最高額は全部同じなんですか。

○上田国民健康保険課長　今のは、国民健康保険税の最高金額――ここまでが限度だという御質問ということでよろしかったでしょうか。申し訳ございません。確認した上で、後ほど回答いたします。

○濵砂委員　決算57ページで、歳入合計の中で収入未済額がゼロなんですが、これは県のほう

で全体の保険税額を決めて、市町村から全額収入があったことを想定して計上しているんですか。

○上田国民健康保険課長　財政が県単位化された以降は、基本的には市町村にて納付金という形で拠出いただきまして、それを基に県の財政という形で構築いたします。その後、実際にかかる保険給付費は市町村で支払っていただきますが、その分は県が全部見るという形になっております。

その際に、市町村は、県に納めないといけない納付金を、各被保険者から徴収する保険税で賄わないといけないということになりますので、各市町村では、それを十分計算した上で保険税を徴収いたしますが、それぞれで徴収率というのは異なってまいります。

ただ、県の財政に関しますと、基本的には市町村の納付金との関係になりますので、不納欠損という形は出てこないということでございます。

○濵砂委員　各市町村で不納欠損というのが出てくるわけですか。

○上田国民健康保険課長　基本的に不納欠損にすぐするかどうかというのは別でございますけれども、収納率が100％に達していない市町村につきましては、当然、収入未済額というのが出てまいります。その分については、少し足りない部分として収入未済額という形で計上されるということでございます。

○濵砂委員　その意味で県では出てこないと。出てくるべき収入未済額というのは、各市町村で出てきているということですね。

○上田国民健康保険課長　保険税の関係で申し上げれば、委員のおっしゃるとおりでございます。

○濵砂委員　もう一点、この保険税で医療費が足りなかった場合、これは、市町村が持ち出して補塡するということになるんですか。

○上田国民健康保険課長　収入未済額が出た場合の補塡としましては、基本的に、市町村ではそういったときのための基金を積み立てており、もしくは前年度からの繰越金でありますとか、そういったものを活用して、今のところは、赤字が出ないような形で運用していただいているところでございます。

○重松主査　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　次は、健康増進課についての質疑をお願いいたします。

○黒岩副主査　決算103ページのところの全体的な話として、執行率がほかの課と比べると少し悪いのかなという気がしております。その原因としては、負担金、補助及び交付金、もしくは扶助費、こういったものをやはり年度末まで予算を確保しておかないと対応し切れないということで、結果的に執行率があまりよくないという理解でよろしいんでしょうか。

○徳山健康増進課長　今、副主査がおっしゃられましたとおり、特に扶助費の中には不妊治療費の支援事業ですとか、特に年度末に集中して申請が上がってくる傾向がありますので、必要な方にきちんと支援をお届けできるように、ぎりぎりのところで待っている関係がありまして、若干そのところが執行率を下げていると考えられます。

○黒岩副主査　今の不妊治療の助成なんですけれども、多額のお金がかかる割には、少し助成率が低いのかなという気はしております。この不妊治療の助成について、想定したよりも申請が少なかった原因は、どういったものがあるか

というのは把握していらっしゃいますか。

○徳山健康増進課長　想定よりもむしろ多く上がってきているという状況にありまして、令和５年度は11月から受け付けた関係で827件だったものが、令和６年度は2,582件となっております。

妊孕性といいまして、どうしても若い方が妊娠しやすいという状況にあるんですけれども、今、晩婚化、晩産化に伴いまして、出産年齢が高まっており、不妊治療を受けて赤ちゃんを出産するということが増えていますので、金額も人数も増えているところです。そのため、ぎりぎりのところまで予算を確保しておかないといけないということで、なかなかすぐに２月補正で減額することが難しい状況にございます。

○黒岩副主査　ということは、執行残は出ているけれども、不妊治療に関しては、支給額が伸びているということですね。分かりました。

○重松主査　ほかございますか。

○黒岩副主査　決算108ページの「ハンセン病啓発・ふるさと交流促進」について、療養所訪問が１回となっておりますけれども、熊本県、鹿児島県、いろいろあるかと思うんですが、これは毎年１か所なのか、それとも固定なのかを教えていただきたいと思います。

○徳山健康増進課長　「ふれあいハンセン病療養所訪問事業」の１回のところなんですが、毎年夏に、鹿児島県鹿屋市にあります星塚敬愛園に、県民の皆さんから参加者を募集して訪問しているところです。なので、この夏は鹿児島県の星塚敬愛園に固定という形で行っております。

そのほか、冬になりますと、市町村の職員や私たち県職員も菊池恵楓園ですとか、星塚敬愛園に行って、入所者の方たちとの交流を深める機会を設けているところです。

○黒岩副主査　星塚敬愛園に毎年行っていらっしゃるということは、やはりそこが、宮崎県出身の方が一番多いということでよろしいんでしょうか。

○徳山健康増進課長　おっしゃるとおりでして、今年の８月末現在なんですけれども、全国の療養所に入所されている宮崎県の方が20名いらっしゃいます。そのうち14名がこの鹿屋市の星塚敬愛園、残りの６名が菊池恵楓園という形になります。

県民の方にも比較的訪ねやすいところでということで、このような機会を設けております。

○重松主査　そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは次に、こども政策課についての質疑をお願いいたします。

○図師委員　決算131ページについて、負担金、補助及び交付金の不用額が大きいんですが、説明では、認定こども園や放課後児童クラブの利用が市町村の見込みを下回ったという御説明だったと思います。これは実際に何人分が下回っているのか、また、その原因――やはり少子化の影響なのか、利用しにくい状況がほかにあったのか、そのあたりを教えてください。

○増田こども政策課長　子どものための教育・保育給付費ということで、多額の不用額を出しているところではあるんですけれども、こちらにつきましては、給付費ということで、毎年、特に保育士の人件費等について、人事院勧告に準拠する形で改定がされております。その関係で申し上げますと、昨年度は人件費で10.7％増ということで、市町村においては、その人事院勧告等も踏まえて、所要額の算定をしたところです。

その算定の内訳としましては、特に子供の人数に基づいて算出しているわけではございませ

んので、そういう意味では、対前年度からの伸びというところも踏まえて算定をしたところですが、結果として、おっしゃるとおり、子供の数ですとか、そういったことも複合的に合わさって不用額が発生したと分析しております。

○図師委員　ということは、人件費増額分を見込んでいたが、結果、認定こども園や放課後児童クラブのスタッフ数が思いのほか伸びなかったというか、逆に減ってしまったというような理解でいいんでしょうか。

○増田こども政策課長　実際に従事されるスタッフの数が見込みよりも減ったというよりも、どちらかというと、そういった子供に係る人件費とかいうことではなくて、子供の数に付随して増える部分、人件費を除いて、そういったところの算定をしたところ、それが結果的に不用額につながったと考えております。

○図師委員　分かりません。意味がちょっと伝わらないんですが、子供の見込みの数が、この補助金、交付金の算定基礎ではない。しかし、そこに係る認定保育園とか、放課後児童クラブに係る経費が見込みを下回ったと。人件費増額分は、この予算の中に含まれていたんでしょうけれども、一体何が余ったんですか。

○増田こども政策課長　先ほどのお話は、認定こども園等の運営費に係る教育・保育給付費について申し上げたところで、あと「放課後児童クラブ」も不用額が大きいんですけれども、これにつきましては、市町村のほうで所要額を把握した時点で予定していた施設整備等をしなかったとか、あとは、先ほど図師委員のほうからもお話がありましたけれども、スタッフが確保できないことによって所要額が減ったとか、そういった要素もございます。

○図師委員　設備費とかも含められていたということですね。分かりました。

○黒岩副主査　決算140ページの認定こども園数の目標について、令和８年度の目標値が287に対して、令和６年度までの数値でいくと、ちょっと近づきにくいのかなという感じがしております。この目標に対して伸びていない理由というのは、どういったところがあるんでしょうか。

○増田こども政策課長　こちらの認定こども園数につきましては、子供全体の数が減っている中で利用する子供がどれだけ増えるのか、一方で、どれだけの定員といいますか、受け入れる施設を用意できるのかというところが、基本的には、市町村にてシミュレーションをするところでございます。

そういった各市町村が積み上げた数字を基に、最終的にこども園の認定をするのは県になるものですから、市町村が定めた範囲内で、県が認定認可をするということにはなります。

この数字の伸びについて、これまでの状況、特にここ最近の状況でいいますと、例えば、幼稚園から認定こども園に移行すると、市町村の費用負担も増えるものですから、特に一番大きい宮崎市辺りではこれまで、認定こども園への認可をどちらかというとセーブする方向で動いてきたところではございます。

ただ、重要な子供の居場所という意味では、認定こども園に移行するのがベストな選択肢ではございますので、今後、新しく宮崎市辺りでも相当数の10を上回る施設で移行したいという意向を聞いているところでございます。

そういった意味では、この目標を達成することは不可能ではないと考えているところでございます。

○黒岩副主査　これまでに施設数が微増していますが、これは新設でなくて、今話に出ました

幼稚園や保育所が、認定こども園に切り替わった数も含めての微増という理解でよろしいんでしょうか。

○増田こども政策課長　おっしゃるとおり、この認定こども園数につきましては、新たに設置されるもののほか、今までの保育所や幼稚園から移行するものも含まれております。

○図師委員　決算136ページや決算140ページに出てくる結婚サポートの事業について、成婚数の累計が163組ということだったんですけれども、つまり単年度でいうと15組――しかと言っていいのか、もと言うべきなのか、成婚していないと。

15組を成婚させるために、サポートの強化事業で4,000万円、また、その応援メディア戦略で7,000万円、それプラス恐らく結婚サポートセンターの運営費がまたさらに数千万円かかっているんだろうと思われるんですが、費用対効果を考えたときにあまりにも――この15組の成婚者の方々、それはおめでたい話なんですが……。

ちなみに、県内の１年間の成婚数というのは何組なんですか。

○増田こども政策課長　直近のデータでいいますと、令和６年が3,443組となっております。

○図師委員　結婚サポートセンターを通じた成婚者は15組だけれども、ほかのいろんなサービスとか、普通の出会いの中から3,400組以上が成婚されていると。その数字を見ると、県がここまでてこ入れして、億以上かけた中での15組というのを、どう評価すべきか非常に悩ましいところですけれども、ほかに何かこの事業等で得られた成果があれば教えてください。

○増田こども政策課長　まず、先ほどの直近の婚姻数のデータなんですけれども、国のほうが毎年人口動態統計ということで公表しているんですが、先日、確定値が公表されまして、3,443組と申し上げましたけれども、確定値としては3,444組になります。

これまでの成婚数が累計で163組、年間でいいますと15組で、全体が3,444組と、ピーク時は4,500～4,600組あったわけなんですが、そこの費用対効果という御指摘かと思います。

少子化対策を進める上で、特にこのプロジェクトでは１年目に環境整備だったりとか機運醸成で、今年度は、子育てに関する負担の軽減というところに取り組んでいるところではあるんですけれども、婚姻数の回復というところがやはり一番重要だと考えております。

そういった意味では、いろんな手を使って、例えば婚活イベントだったりとか、結婚サポートセンターだったりとか、あと今年度からは婚活アプリを活用する方への費用支援ということもやっております。

昨年度、県のほうで大型の婚活イベントを３回ほどやったんですけれども、そちらで成立したカップルは24組でございました。婚活イベントとしては20％程度のマッチング率ということで、通常でいうといい成果というところにはなっているんですけれども、御指摘のとおり、その費用対効果というところは非常に重要な視点でございます。

これらの取組が婚姻数に結びついて、将来、子供を産んでいただいて、将来の人口減少をいかに食い止めるかというところへの貢献、効果としては大きいものがあると思いますので、しっかり経費節減に努めながらも、いろんな手を使って地道に、こういった婚姻数の回復に今後も取り組んでいきたいと考えております。

○重松主査　こども政策課について、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　続きまして、こども家庭課について質疑はございますか。

○渡辺委員　福祉資金の貸付の件について、母子父子寡婦福祉資金貸付ということで、昭和39年の法律に基づいて始まった制度だと思うんですけれども、それ以降の意味合いとしては、ひとり親という言葉を使って一連の福祉事業を行われていると。ひとり親という名前のほうが分かりやすいと思うんですけれども、この母子父子寡婦というのは、いかにも今どきではない、分かりにくい言葉だと思います。これはひとり親福祉資金貸付というようにしたほうがはるかに分かりやすいと思うんですけれども、名前を変えるという発想はないんでしょうか。

○渡辺こども家庭課長　御指摘のとおり、母子父子寡婦福祉資金ということで、非常に言いにくいとは思っておりますけれども、現状、法律の名称がこのような名称にもなっておりますので、法律に基づいて実施している事業については、この名称を使っているのかと考えております。

それ以外の、県独自のひとり親家庭の医療費助成事業であったりとか、そういったものについては、ひとり親という、分かりやすい名称を使っているところでございます。

○渡辺委員　ですから、ひとり親に対しては、いろんな補助金があって、利用する側から見たら、ほかの補助金でひとり親という名前も使われているわけですから、法律と同じ貸付制度にしなければいけないということではないでしょう。名前を変えられるということではないんですか。

○渡辺こども家庭課長　今までそういうことを検討したことがなかったものですから、今後どういう在り方がいいのかということも含めて、検討はしてみたいと思います。

○渡辺委員　ぜひ利用者目線での検討をよろしくお願いします。

○黒岩副主査　今朝の宮崎日日新聞の窓の欄に、ひとり親で看護学校に通われるお母さんの投稿があって、非常に生活が厳しいんだと、もっと支援をしてほしいというのがありました。そういった視点で見たときに、決算150ページの一番上の「ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業」は、看護学校に通われるひとり親の方は支援の対象だろうと思うんですが、見ますと、訓練校とかそういったところの支援が上がっています。

当然、訓練校はハローワークを通じて行っていらっしゃるわけですから把握ができるんですが、ひとり親の方は、なかなかそういう情報を得る機会が少ない方も多くて、そういったところにしっかりと情報が届いているのかどうかというところがあるんですけれども、そういったところの周知というのは、どういうふうにされていらっしゃるんでしょうか。

○渡辺こども家庭課長　ひとり親家庭の各種事業の説明については、母子会であったりとか、社会福祉協議会であったりとか、ひとり親家庭の福祉連合会というものがありますので、そういったところを通じて、会員の方であったりとか、関係の方にはお知らせ等をさせていただいているところでございます。

○黒岩副主査　そのひとり親の方の連合会について、そこの加入率といいますか、そういった活動が最近ちょっと活発ではないのではないかという声も聞いております。

ですから、そういった従来の周知の仕方だけでなくて、いろんなチャンネルで――例えば民

生委員を通じて周知するとか、そういう支援が行き届くような取組をやっていただきたいなと思います。要望でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○渡辺こども家庭課長　おっしゃるとおり、ひとり親福祉連合会の加入率もかなり低くなってきているという状況もございます。

来年度は県のほうでも、中国・四国・九州地区のひとり親の大会がございますので、そういった機会も含めて、周知等を図っていきたいと思っております。

○重松主査　そのほかございますか。

○上田国民健康保険課長　先ほど濵砂委員のほうから御質問のございました保険税の賦課限度額についてでございます。こちらは、基本的にはどの市町村も国が示している基準に合わせて定めておりますが、延岡市だけは少し安めにしているという状況でございます。

○重松主査　よろしいでしょうか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、以上をもって、第２班の審査を終了いたします。

執行部入れ替えのため、10分間ほど休憩いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午前11時24分再開

○重松主査　それでは、分科会を再開いたします。

これより、医療政策課、衛生管理課、薬務感染症対策課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

○早川医療政策課長　医療政策課の決算状況について、御説明いたします。

令和６年度決算特別委員会資料、右下の決算と書かれたページで説明を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

37ページを御覧ください。

一番上の行、医療政策課の計の欄にありますとおり、予算額46億2,343万1,000円に対して、支出済額35億9,879万2,107円、翌年度への繰越額９億3,537万7,000円、不用額8,926万1,893円で、執行率は77.８％、繰越しを含めますと98.1％となっております。

主な不用額について説明いたします。

まず、上から４番目の行、（目）医療総務費でありますが、不用額165万6,570円となっております。主なものとしましては、節の上から３番目の行、共済費162万5,716円であります。

次に、その下の行、（目）医務費でありますが、不用額8,102万4,966円となっております。主なものとしましては、節の上から８番目の行、委託料570万7,894円、次の38ページの１行目、負担金、補助金及び交付金6,877万7,036円でありますが、これは、「介護職員等処遇改善事業」やへき地診療所運営費補助金等につきまして、実績や補助申請数が当初の見込みを下回り執行残が生じたものであります。

次に、下から５行目の（目）大学費でありますが、不用額は658万357円となっております。こちらは、「授業料減免事業」について、減免申請件数が見込みを下回ったことによるもの、及び「大学施設整備事業」について、入札等により実績が見込みを下回ったことによるものであります。

決算事項別明細説明資料については、以上でございます。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

39ページを御覧ください。

「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」、「（３）医療提供体制の構築・充実」であります。

主な事業及び実績でございますが、まず、「看護師等確保対策」であります。これは、看護師等養成所15校に対して運営費補助を行うとともに、38名に対して修学資金の貸与を行いました。

「宮崎県ナースセンター事業」では、求人・求職のマッチングにより、294名の再就職と中高生を対象にした、ふれあい看護体験を実施したところです。

40ページを御覧ください。

まず、全国の都道府県が負担する「自治医科大学運営費負担金」、次の「へき地診療支援」は、へき地診療所の運営等に対する市町村への補助であります。

次に、一番下、「第二次救急医療体制整備」と、41ページの「第三次救急医療体制整備」は、救急医療を担う医療機関に対して、運営費の補助等を行ったものであります。

また、その下の「ドクターヘリ運航支援」は、宮崎大学医学部附属病院に対するヘリの運航に係る経費等への支援であります。

一番下の「医師修学資金貸与」ですが、令和６年度は、新たに42人に貸与したところであります。

42ページを御覧ください。

「中山間地域の持続可能な医療体制構築推進」でありますが、これは、宮崎大学等が行うＩＣＴを活用した中山間地域の診療支援システム導入や、無医地区・無歯科医地区巡回診療等に要する経費の支援を行ったものであります。

次の「県西部圏域の高度急性期医療機能強化」でありますが、これは、都城北諸県・西諸圏域の中核的役割を担う都城市郡医師会病院が実施する心臓・脳血管・透析センター等の整備の支援を行ったものであります。

また、その下の「中山間地域における医療デジタル化推進」は、中山間地域において、オンライン診療などの医療のデジタル化を推進するための検討会の開催や、五ヶ瀬町国民健康保険病院等でオンライン診療の実証を行ったものであります。

43ページを御覧ください。

「地域医療介護総合確保基金」でありますが、医療提供体制の構築に向け、基金を活用し、各種事業を行っており、主な事業として、病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備の支援や、医療勤務環境改善支援センター運営、子ども救急医療電話相談などに取り組んだものであります。

44ページを御覧ください。

一番上、「宮崎県地域医療支援機構運営」は、県と宮崎大学、県医師会、市町村で設立した地域医療支援機構に医師を配置し、キャリア形成プログラムの運用等を行うとともに、専門医・指導医取得といったキャリア形成に必要な経費の支援や、臨床研修医確保のための各種情報発信を行ったところであり、次の「産科医等確保支援」は、処遇改善を通じた産科医等確保に向け、医師及び助産師に対し分娩手当を支給する分娩施設へ支給額の一部補助を行ったものであります。

45ページを御覧ください。

上から２番目の改善事業「医師の働き方改革推進」は、医師の労働時間短縮に向けた体制整

備に取り組む医療機関に対する支援等を行ったものであり、次の改善事業「看護師の特定行為研修支援」は、看護師の特定行為研修制度の周知を図るとともに、指定研修機関に指定された２施設への運営費等の支援や、特定行為研修に職員を派遣する際の費用の一部補助を行ったものであります。

46ページを御覧ください。

「公立大学法人宮崎県立看護大学」は、県立看護大学に対して運営費交付金を交付するとともに、大学の施設設備や保健、医療、福祉の分野に関する「地域貢献等研究推進事業」や教育体制整備などに取り組んだものであります。

次に、47ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等として、１つ目は、看護師の養成・確保に関するものですが、ナースセンターにおいて、復職支援等を行うとともに、看護学生や就職を希望する看護職を対象とした県内病院の就職フェアを開催し、看護師確保の促進に取り組んだところです。

２つ目は、医師の養成・確保に関するものですが、キャリア形成プログラム適用者に対する配置調整による医師の地域偏在是正に取り組むとともに、医師の働き方改革推進のため、相談対応や体制整備補助等により、医療機関の取組を支援したところです。

３つ目は、本県の医療提供体制に関するものですが、ドクターヘリの運航支援や子ども救急医療電話相談など、救急医療体制の確保や、へき地診療所の支援、医療デジタル化の推進に取り組んだところです。

48ページの今後の方向性としましては、１つ目として、看護師の養成・確保につきましては、中高生への魅力発信等を行い、看護学生への確保を図っていくこと、看護師のスキルアップ支援や勤務環境の改善の推進を通じて、看護師の地元定着、離職防止、復職支援などに継続して取り組んでまいります。

２つ目の医師の養成・確保につきましては、指導医の育成や専門研修プログラムの説明会等により、研修医・専門医の確保に取り組むとともに、医師の離職防止や勤務環境の改善を図り、県内定着医師の確保と地域偏在の是正に向けて、関係機関と連携して取り組む必要があると考えております。

３つ目として、県民が質の高い医療を安心して受けられる体制を確保するため、今後も救急医療やへき地医療などの体制維持・充実に努めてまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

最後に、監査結果報告書指摘事項について御説明いたします。

49ページを御覧ください。

支出事務になりますが、医療政策課におきまして、へき地医療施設・設備整備費補助金について、交付決定手続が適当でなかったとの指摘がございました。この補助金は、へき地診療所の施設・設備の整備を支援するため、市町村に対して、全額国庫を活用し補助金を交付するものでありますが、具体的には、要綱上、補助が可能となる下限の額を下回る申請に対し、交付決定を行っていたというものでございます。国に確認いたしましたところ、適当でないとのことであり、交付決定の取消しなどを行うことになります。

改善策としまして、同様の補助要件のある国庫補助事業を一覧化し、交付決定手続の際に確認する注意点を明確化することで、再発防止を図ってまいります。

今後、適時適正な事務処理に努めてまいります。

また、決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○下村衛生管理課長　衛生管理課の令和６年度決算状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の右下、93ページを御覧ください。

一番上の衛生管理課、計の欄でございますが、予算額16億3,023万円に対しまして、支出済額は15億5,467万9,809円、翌年度繰越額は4,057万9,000円、不用額は3,497万1,191円となっており、執行率は95.4％、翌年度繰越額を含めますと97.9％となっております。

それでは、主な不用額について御説明いたします。

上から４行目の（目）予防費の不用額は544万9,272円であります。主なものとしては、節の上から６番目の需用費328万9,564円でありますが、これは、動物愛護センター運営費及び動物保護管理所維持管理費において、収容動物の餌代や医薬材料費、施設修繕費などが見込みを下回ったことによるものです。

また、その一つ下の役務費122万8,755円でありますが、これは、動物愛護センター運営費において、負傷動物治療費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、資料の94ページを御覧ください。

（目）環境衛生総務費の不用額は727万2,189円であります。これは、衛生管理課、食肉衛生検査所及び動物愛護センター職員に係る人件費であり、給料や共済費など、職員費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、（目）食品衛生指導費の不用額は1,646万6,683円であります。主なものとしては、節の一番上の報酬349万1,849円でありますが、これは、食肉衛生検査所の非常勤獣医師などへの報酬であり、所要額が見込みを下回ったことによるものであります。

また、その５つ下の需用費679万4,299円でありますが、これは、「食肉衛生検査所維持管理事業」において、各食肉衛生検査所の光熱水費や修繕費などが見込みを下回ったことによるものであります。

次に、資料の95ページを御覧ください。

（目）環境衛生指導費の不用額は578万3,047円であります。主なものとしては、下から２番目の負担金、補助金及び交付金458万1,188円でありますが、これは、生活基盤施設耐震化等交付金における生活基盤施設耐震化等補助金において、水道事業者からの請求が仕入れに係る消費税分を減額した請求となったことなどによるものであります。

決算事項別明細説明資料の説明につきましては、以上であります。

次に、令和６年度の主要施策の成果について御説明いたします。

資料の96ページを御覧ください。

２行目、「（１）の安心で快適な生活環境の確保」についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績でありますが、資料の97ページを御覧ください。

「食品衛生監視」の主な実績内容等ですが、施設の監視指導及び収去検査といたしまして、食品関係営業施設２万992件に対し、監視指導4,849件、収去検査1,354件を実施しました。また、「食品衛生推進事業」として、宮崎県食品衛生協会へ業務委託し、食品衛生指導員249人による巡回指導などを実施したところです。

さらに、「ＨＡＣＣＰ定着サポート事業」と

して、事業者を対象とした講習会及び実地指導を行いました。

その一つ下、「食肉衛生検査所」でありますが、県内８か所のと畜場、食鳥処理場におきまして、牛５万3,152頭、豚97万293頭、ニワトリ１億4,340万830羽を検査したところです。

次に、資料の98ページを御覧ください。

「生活環境対策」でありますが、生活基盤施設耐震化等交付金において、市町が行う水道施設の耐震化に対し補助を行い、併せて事業に対する指導・監督を実施したところであります。

その一つ下、「生活衛生指導助成」でありますが、宮崎県生活衛生営業指導センターが行う営業相談や、経営指導員による巡回指導等の活動に対し補助を行い、業界の自主衛生管理体制の強化と活性化を図ったところであります。

次に、資料の99ページを御覧ください。

「生活衛生監視試験」でありますが、レジオネラ症発生防止対策の講習会開催や、クリーニング師試験の実施、生活衛生営業施設に対する監視指導を1,256件行うなど、公衆衛生の確保・向上を図ったところであります。

資料の100ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等でありますが、①として、食品営業施設の監視指導及び自主管理の促進等により、食中毒の防止やＨＡＣＣＰ定着支援に取り組んだところであります。

②として、と畜検査及び食鳥検査による疾病の排除や、食肉衛生検査所による外部検証を通じて、衛生指導を実施しました。

③として、水道事業者である市町村に対し、国の交付金を活用した水道施設の耐震化を図り、災害に強い水道施設の整備を促進いたしました。また、生活衛生関係営業施設に対する監視指導等により、消費者・利用者への安全で衛生的なサービスの確保に努めたところであります。

次に、Ⅱの今後の方向性でありますが、①として、食品事業者に義務化されたＨＡＣＣＰについて、さらなる普及定着を推進し、食中毒を防止するため、事業者だけでなく、消費者に対しても、今後啓発をしていくところとしております。

②として、全国に先駆けて、県内と畜場及び大規模食鳥処理場が導入したＨＡＣＣＰについて、さらなる衛生管理向上のため、食肉衛生検査所による外部検証を通じ、施設への衛生指導を継続していきます。

③として、水道事業者が抱える施設の老朽化や耐震化等の諸課題について、国の交付金を活用した水道施設の耐震化の指導を継続していきます。また、生活衛生関係では、衛生水準の確保を目的とし、保健所や生活衛生営業指導センターと連携しながら、衛生指導等を継続していきます。

次に、資料の101ページを御覧ください。

「（２）快適で人に優しい生活・空間づくり」についてであります。

「動物管理」の主な実績内容等でありますが、動物愛護センターや保健所での引き取り頭数が犬17頭、猫415頭、譲渡数が犬125頭、猫280頭となっております。また、「いのちの教育」を、小学校等65団体を対象に実施いたしました。

次に、資料の102ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、①として、狂犬病予防対策について、テレビ・ラジオを活用した啓発や獣医師会・市町村との連携など、犬の予防接種の実施向上に努めた結果、接種率は前年度と同水準を確保したところであります。

②として、動物愛護及び適正飼養の普及啓発について、譲渡前の講習会やしつけ方教室の開

催等を通じ、飼い主に対し、最後まで飼うという終生飼養の啓発を行うことにより、犬や猫の引き取り頭数は減少傾向にあるところです。

次に、Ⅱ、今後の方向性でありますが、①として、接種率向上のため、今後も引き続き、市町村等と連携を図り、普及啓発活動に取り組んでまいります。

また、②として、より一層の動物愛護思想の普及啓発に取り組み、犬、猫の殺処分削減につなげてまいります。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○蛯原薬務感染症対策課長　薬務感染症対策課の決算状況について、御説明いたします。

令和６年度決算特別委員会資料の決算118ページを御覧ください。

一番上の行、薬務感染症対策課計であります。予算額６億5,796万6,000円に対しまして、支出済額３億9,462万4,854円、翌年度への繰越額2,368万2,880円、不用額２億3,965万8,266円で、執行率は60％、翌年度繰越しを含めますと63.6％となっております。

主な不用額について御説明いたします。

表の中ほどの（目）予防費でありますが、不用額は２億3,361万552円となっております。これは、主に令和５年度から令和６年度に繰り越しました「新型コロナウイルス緊急対策」の執行残によるもので、新型コロナ患者への医療費助成に係る公費負担の実績が当初の見込みを下回り執行残が生じたものであります。

次に、決算119ページを御覧ください。

上から６行目の（目）医務費でありますが、不用額は79万1,040円となっております。不用額の主なものは、旅費や需用費等の執行残であります。

次に、その６行下の（目）薬務費でありますが、不用額は454万831円となっております。主なものとしましては、需用費や委託料、旅費等の執行残であります。

決算事項別明細説明資料については、以上でございます。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

決算121ページを御覧ください。

初めに、「くらしづくり」の「１　生き生きと暮らせる健康・福祉の社会づくり」の「（１）健康づくりの推進」でございます。

下の表を御覧ください。

事業名「愛の予防接種助成」です。

この事業は、個人負担を要する任意の予防接種について、接種費用を補助する市町村に対し補助金を交付することにより、子供たちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるための環境づくりに努めたものであります。

決算122ページを御覧ください。

１段目の「子どもを取り巻く感染症緊急対策」であります。

コロナ禍を経て顕在化した子供の予防接種率の低下や、梅毒等の性感染症急増等に対応するため、予防接種の勧奨や検査体制の拡充、感染症の知識の普及啓発に集中的に取り組むことにより、予防接種率の向上や感染症の拡大防止に努めたものであります。

次に、その下の「感染症危機管理対策」であります。

主な実績内容等としましては、一類感染症等発生時の健康危機への対策として、県内の医療

機関、薬局、訪問看護事業所等を対象とした研修会の開催など、感染症発生時の被害を最小化するための対応体制強化を図ったものであります。

決算123ページを御覧ください。

「新型コロナウイルス緊急対策」につきましては、令和５年度からの繰越事業であります。

主な実績・内容等のうち、医療費に係る自己負担分の公費負担でございますが、この事業は、新型コロナ患者の入院費用や外来、コロナ治療薬の医療費に係る本人負担額への公費支援を行うことで、医療費の助成を行ったものであります。

次に、「薬物乱用防止推進」でありますが、薬物乱用を未然に防止するための啓発活動や、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室の開催等を行ったものであります。

決算124ページを御覧ください。

「毒物劇物危機管理体制確保対策推進」は、毒物劇物による危害発生の未然防止や、事故発生時の危機管理体制整備のため、中毒治療薬の配備や、毒物劇物の適正な取扱いを確保する毒物劇物取扱者の試験を行ったものであります。

決算125ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

まず、①ですが、宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、必要量の抗インフルエンザ薬を確保し、適切に保管管理を行うとともに、有事には速やかに使用できる体制を確保しているところであります。今後とも引き続き、計画的な備蓄に努めてまいります。

②でありますが、官民一体となった若年層への薬物乱用防止の啓発活動を行ったところであります。

次に、Ⅱの今後の方向性であります。

まず①でありますが、次の感染症危機への備えとして、県、医師会、保健所設置市である宮崎市等で構成します連携協議会を通して、平時からの連携強化を図るとともに、令和６年度末に改定を行った新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、各種対策の強化に取り組んでまいります。

②でありますが、新型コロナを含め、各種感染症の発生状況を分析・調査し、県民へ分かりやすく情報提供するとともに、必要な注意喚起、基本的な感染防止への周知徹底に努めてまいります。

③でありますが、昨今の乱用の実情を踏まえ、より一層薬物乱用防止の啓発を実施してまいります。

続きまして、決算126ページを御覧ください。

「（３）医療提供体制の構築・充実」であります。主な事業及び実績でございますが、下の表を御覧ください。

「薬事監視指導強化」につきましては、薬局等への監視指導に取り組んだものであります。

決算127ページを御覧ください。

一番上の「献血協力者確保等推進」は、献血ウェブ会員サービスアプリ「ラブラッド」への登録推進や、成分献血協力事業者の確保により、安定的な献血協力者の確保に取り組んだものであります。

次に、決算128ページを御覧ください。

Ⅰの施策の成果等であります。

まず、①でありますが、薬事監視を行い、医薬品等の適正な取扱いや管理の徹底を図ることにより、重大な違反事項や健康被害の報告はありませんでした。

次に、②でありますが、血液の安定確保のため、組織献血の推進や県民大会を開催し、献血

意識の高揚に努めたところであります。

次に、Ⅱの今後の方向性であります。

まず、①でありますが、薬事監視により、医薬品等の適正な取扱いや管理の徹底を継続して指導し、医薬品等による危害防止に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、②でありますが、献血協力者や団体の育成を図るとともに、献血離れが著しい若年層に対する効果的な啓発活動を展開していく必要があると考えております。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書及び監査報告書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

○重松主査　執行部の説明が終了いたしました。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。間もなく正午となります。質疑については、本日の午後１時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　御異議ございませんので、分科会は午後１時からの再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

―――――――――――――――――――――――――

午後０時55分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、医療政策課について質疑をお願いいたします。

○図師委員　資料37ページで、不用額ではないんですが、報償費が９億円ぐらい繰越しになっている理由は何でしょうか。

○早川医療政策課長　中ほど、（目）医務費のところに９億30万円ということで明許繰越がありますが、ここが一番大きなものになります。

委員がおっしゃられましたとおり、その中の報償費が中心になりますけれども、これは「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」が国のほうで組まれまして、これを全額明許繰越して、令和７年度に執行しております。そのため、この医務費のところに繰越額が入っております。

○図師委員　決定が遅かったということで、主に今年度の利用ということですね。わかりました。

○黒岩副主査　決算40ページの「自治医科大学運営費負担金」のところなんですが、この自治医科大学については、都道府県で入学者の枠があったと思うんですけれども、その数と、算定する根拠がありましたら教えていただきたいと思います。

○早川医療政策課長　自治医科大学につきましては、都道府県が出資して設置している大学でございますが、所在地である栃木県を除いて、各県２人というのが基本の入学者数でございます。しかし、２人だけが定員ということではなく、それぞれの医師の状況によりまして、１人プラスで入学することができるよう配分される年がありまして、本県としては、その３名の年が多いような形にはなってはいるんですけれども、基本は２人ということで入学の枠が決められております。

○黒岩副主査　自治医科大学の卒業生が、宮崎県の医師確保にやはりつながっていくものだと考えておりますので、３名の年もあるということでございますが、宮崎県の医師の偏在状況とか、そういったものを訴えながら、可能な限りこの３名の年が続くよう努力をお願いしたいと思います。

○早川医療政策課長　各県とも医師が不足しているということで要望も多い中ではありますので、２名になる年もありますけれども、３名の確保について努めていきたいと思います。

○重松主査　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　次は、衛生管理課について質疑はございますか。

○黒岩副主査　決算101ページのところの犬の捕獲とかペット関係について、独り暮らしの高齢者がいらっしゃって、そういう方が施設に入っていくとかそういうことで、犬の捕獲の数が増えているのではないかと推測するんですが、実際の傾向としてはどうなんでしょうか。

○下村衛生管理課長　犬の捕獲、保護の頭数につきましては、年々減少しているところになります。実際の数字で申しますと、例えば平成24年度の捕獲頭数が1,365頭、平成30年度が870頭、令和５年度が614頭、令和６年度が527頭ということになっております。

○重松主査　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　なければ１問よろしいですか。

決算102ページの動物愛護の関係なんですが、私は長年、港のＴＮＲ――地域猫のボランティアをしている団体の相談をよく受けています。要するに、ＴＮＲ活動をして、地域猫をしっかり守っていき、救済をしているんですけれども、なかなか動物の遺棄が絶えない。来るたびに新しい猫が遺棄されているんです。その現状の話をしたことも何回もありますけれども、いまだにそれが収まっておらず、ＴＮＲ活動を一生懸命やっても、とても追いつかない状況だということです。

この遺棄というのは犯罪で、遺棄すると１年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金ということとなっていますが、今まで検挙されたこともないような状況であるので、まずは県として、全県下、この遺棄に対する周知――犯罪であるということとか、それから、できれば警察と一緒になって、そういう現場を見ていただきたい。そうしないと、とてもじゃないけれども、動物の遺棄がもう収まらないという状況にありますが、どのように掌握されているでしょうか。

○下村衛生管理課長　今、おっしゃられたとおり、私も遺棄については非常に問題だと思っているところです。

先日も動物愛護センターに、段ボールに入れられた猫が遺棄されていたということで、また、それ以外にもいろんなところ、例えば、愛護活動をされている施設の前に放置されていたであるとか、先ほど主査がおっしゃられましたＴＮＲ活動をやっているところに次から次へと新しい猫が捨てられていく――見たことのない猫がどんどん増えてくるということで、明らかに遺棄されたという場合については、これまでも警察に相談の上、一緒に対応しているところです。

ただ、環境省が示している遺棄の定義というのが、そこに捨てられた場合に、生きていくことができないところ――例えばもう極端な話、砂漠の真ん中に猫を捨てるということになった場合は、その後、猫は生きていけないので遺棄だと。しかしながら、人が生活するところ――動物愛護センターの目の前とかになると、なかなか遺棄と判断できないという見解もあるようです。ただ、捨てること自体は非常に問題だと思っていますので、いろんな機会を捉えて、遺棄の防止には努めているところです。

ＴＮＲ活動についても、宮崎大学の先生が、宮崎県でいうと年間6,000頭以上の不妊・去勢手

術をやっていかないと、将来的に猫は減っていかないと、そういうデータが出ているようですので、県としましても、年間6,000頭以上のＴＮＲ活動をやるように、いろいろと努力している最中になります。

○重松主査　ですので、周知をもっとやっていただきたいと思います。

○下村衛生管理課長　承知いたしました。

○重松主査　つけ加えますと、本当に少人数でこのボランティア活動をやっているんです。餌代も、給仕、給水も、もう全部自費で、毎日のように行ってやっているんですけれども、生活ももう本当に大変な中でも、やはり見捨てられない。それを超える遺棄があると財政も持たなくて、また、ボランティアをする人もいなくなるだろうと。そうなるとますます放置状態になっていきますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望です。よろしくお願いいたします。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　衛生管理課の質疑を終了しまして、薬務感染症対策課について質疑をお願いいたします。

○図師委員　献血の件で、決算128ページにも出てきているんですが、本県は、献血と輸血のバランスを考えたときに、恐らく輸血のほうが多い、つまり血液の自給自足ができていないと理解しています。

実際に県内にどれくらいの献血者がいて、どれくらい輸血等で使われているか、成分も含めてですが、どれくらい足りていないのかというのが分かれば教えてください。

○安藤薬務対策室長　献血の目標人数を決めるんですけれども、県内の医療機関で使用した過去３年分の使用実績を勘案して、その年の献血の必要人数――目標数を作ります。

それが昨年の目標数が４万1,854人で、達成率が92.5％でした。ちなみに、令和５年度が97％で、100％に達していない分は足りていないとは思うんですけれども、その分は九州各県からもらっているという形になります。

○図師委員　実は私もライオンズクラブに入っていまして、当クラブのメイン活動がその献血の推進活動ということで、今月も献血車を３台呼んで、高鍋町のほうで大体200人規模の献血を募るという活動をします。

その中で今やっているのが――決算128ページの今後の方針の中にも出てきていますが、やはり若年層の献血者を増やしたいと。若い頃に献血体験があると、その後のリピーターになる確率も高くなるという統計があるみたいで、なので、高鍋高校の学生と一緒になって――例えば、献血の宣伝広報車があるんですけれども、それに高校生を乗せて、マイクを持ってもらって、高校生の声で献血を呼びかけるとか、献血用のポスターを高鍋高校書道部の学生たちに書いてもらって、それを町内至るところに貼って回るとか、そういう活動もしています。

我々が高校生のときは、献血車が高校まで来て、18歳以上になった子たちは献血ができていたという取組もありました。その活動をもう一度復活させたらどうかというのを一般質問でもしたんですけれども、これは教育委員会の話ですが、献血した後に貧血者が出る割合が一定程度あって、高校生の親御さんから貧血になったらどうするんだとか、責任はどうなんだというような話があって以来、教育委員会がちょっと腰が引けてしまって、高校での献血活動がなくなったというのも聞きました。

この若年層の献血を増やしていくためにも、もう一度教育委員会との連携というのも必要かと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○安藤薬務対策室長　若年層対策というのは、私たちもとても大事だと思っていまして、高校生に献血の重要性を知ってもらうということで、献血セミナーの開催をやったり、献血についての知事メッセージを、県内全高校の２年生に配付したりして啓発を行っているところです。

教育委員会ともこの献血セミナーをまずは開催していただきたいということで、県立高校等に呼びかけをお願いしているところでございます。

○黒岩副主査　今の献血の関連なんですけれども、決算127ページに成分献血協力事業所数というのがありますが、この協力事業所というのはどういう事業所なんでしょうか。

○安藤薬務対策室長　成分献血が足りないときなどに呼びかけを行って、企業として献血に協力して、献血セミナー等に参加してくださる企業になります。

○黒岩副主査　これは、宮崎県庁とか、そういう官公庁も協力事業所として指定ができるのかということと、もし、対象になっているということであれば、宮崎県庁はその事業所になっているんでしょうか。

○安藤薬務対策室長　この協力事業所の登録とかはなく、「足りないときに連絡をくれればうちは派遣しますよ」と言ってくださるようなところで、赤十字血液センターが近いところから順番にお願いをしているところになります。

○黒岩副主査　派遣ということが出てきましたけれども、宮崎県庁は、この協力事業所にはなり得ないんですか。

○安藤薬務対策室長　宮崎県としては協力事業所ということの登録はないです。

○黒岩副主査　実際にあるのかないのかではなくて、なり得ないんですか。

○安藤薬務対策室長　なろうと思えばなることができます。

○重松主査　暫時休憩いたします。

午後１時12分休憩

午後１時13分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

○黒岩副主査　献血意識を高めていく上で、やはりまずは県庁なり市町村が率先して協力を示すという意味でも、この協力事業所に登録すべきではないかと考えておりますので、それについての御検討をよろしくお願いしたいと思います。

○重松主査　そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、以上をもって、第３班の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため10分程度休憩いたします。

午後１時14分休憩

午後１時20分再開

○重松主査　それでは、分科会を再開いたします。

説明及び質疑は全て終了しましたので、総括質疑に移ります。

福祉保健部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

○井上長寿介護課長　昨日、黒岩副主査より、「心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」を、長寿介護課が行う理由について質疑がございましたが、答弁の修正をさせていただきます。

「心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会」について、県の事業と答弁いたしましたが、当事業は県社会福祉協議会が主催する事業で、県から補助を行って実施しているものであります。また、別の質疑で応募された作品を掲載した歌集については、毎年、県内外の応募くださった介護施設や医療介護関係の学校をはじめ、県内の図書館、県内外の新聞社や文芸社などにも送付し、広く周知に努めております。

○重松主査　それでは、そのほかございますか。

○黒岩副主査　気になったというか、聞き漏らしたところが２か所ありまして、まずその１つなんですが、決算72ページにあります長寿介護課の「外国人介護人材マッチング支援」について、ベトナムに行かれたというところで、これは県の方も行かれたと思うんですが、なかなか外国まで行かれるというケースは少ないと思っています。

これが単に現地に行って紹介で終わっているのか、それともそこで何かノウハウを得たりとか、人脈を築いたりとか、そういった目的まで持っていらっしゃるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○井上長寿介護課長　去年はベトナムで、今年はインドネシアのジャカルタのほうに、お盆明けに行っております。今年、私も同行させていただいて、県内の５つの介護事業者と一緒に行って、まずは現地に行き、送り出し機関を訪問いたしました。そこでまずは経営者の方々と意見交換といいますか、情報交換を行いました。インドネシアのそういう人材の状況とか、日本に対するニーズとか、そういった意見交換を通す中で、様々な学びが得られたと思います。

その後、実際の教室などに行って、メインは日本などを目指しているクラスが多かったんですけれども、その方々に対して、まず宮崎の５分ぐらいのテレビ――ユーチューブでも見れるんですが、観光地や食事、または、実際に日本の介護施設で働かれているインドネシアの方々が日本語で、下にはインドネシア語の字幕をつけた本県のＰＲ、それと、事業者がそれぞれ、我が事業所の特徴とか、事業所のある場所とか、そういったのをやった中で、いろいろ間接的にお聞きしたんですが、学生の中でも、宮崎のことを今までほとんど知られていなかったところが、ひとつ覚えていただいたのかなと。ですから、今後、マッチングする機会とかでも、有利に働くのではないかと考えております。

○黒岩副主査　県議会でも、外国人材確保に関する特別委員会を設置しているところではあるんですが、今回、得られたノウハウであったり、現地の状況であったり、こういったものについては、福祉保健部の中だけにとどまらず、第一次産業であったりとか、商工観光労働部あたりもいろいろな外国人材確保の取組をされていますから、庁内で情報の共有を図っていただいた上で、さらにこの事業を通じて、いろいろなノウハウであるとか、そういったものを構築していただきたいと思います。よろしくお願いします。

２点目について、衛生管理課の水道の耐震化のところなんですが、県内の水道の耐震化については、７市町の事業に対する補助とありましたけれども、現在、災害対策においては、この耐震化は非常に重要だと思います。この水道の耐震化率は、今どうなっているんでしょうか。

○下村衛生管理課長　現在、宮崎県の主要な水道管の管路の耐震化率は30.3％にとどまっているところです。

宮崎県で管路の総延長が1,649キロメートルご

ざいます。既に耐震化が終わっているところが499キロメートルということで、残り1,150キロメートルがまだ耐震化が終わっていないということになります。平成29年度末から令和４年度末の５年間で耐震化が進んだのが84キロメートル、年平均で17キロメートルということになっておりますので、このペースでいきますと、全て耐震化が終わるまでに68年かかる計算となっております。

○黒岩副主査　なかなか耐震化が進まないという話は、市町村の職員からも聞いているんですが、この進まない一番の原因は何でしょうか。

○下村衛生管理課長　現在でいうと、国土交通省からの補助金があるんですけれども、どうしても補助率が３分の１ということで、残りの３分の２が自治体負担ということになります。

工事自体が非常に高額なものですから、あと技術者の問題であるとか、そこら辺でなかなか思ったように進まないという話を聞いているところです。

○黒岩副主査　いろいろな災害や能登半島地震を見ても、水道の供給というのは非常に重要な事項だと思います。やはり30％の耐震化率ではなかなかだと思いますので、県としてできる支援――もしかするとするとそこに補助金が入るかもしれませんけれども、そういった市町村とのコミュニケーションを十分取っていただいた上で、早急にこの率が上がるような取組をよろしくお願いしたいと思います。

○下村衛生管理課長　市町村に何が困っているのか、県ができることは何があるのか等を丁寧に伺いながら進めていきたいと思います。

○重松主査　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　ないようですので、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後１時29分休憩

午後１時32分再開

○重松主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、採決の日時についてですが、10月１日の午後１時とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　以上で、本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後１時32分散会

令和７年10月１日（水曜日）

―――――――――――――――――――――――――――――

午後０時59分再開

―――――――――――――――――――――――――――――

出席委員（６人）

主　　査	重　松　幸次郎
副　主　査	黒　岩　保　雄
委　　員	濵　砂　　守
委　　員	日　髙　陽　一
委　　員	山　下　　寿
委　　員	図　師　博　規

欠席委員（１人）

委　　員	渡　辺　正　剛

委員外議員（なし）

―――――――――――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議事課主任主事	増　村　竜　史
議事課課長補佐	古　谷　信　人

―――――――――――――――――――――――――――――

○重松主査　分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決前に各議案につきまして賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後０時59分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後０時59分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、一括して採決いたします。

議案第25号及び第29号につきましては、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　異議なしと認めます。よって、議案第25号及び第29号につきましては原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後１時０分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時０分再開

○重松主査　分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松主査　何もないようですので、以上で分科会を閉会いたします。

委員の皆さん、お疲れさまでした。

午後１時０分閉会

署　名

厚　生　分　科　会　主　査　　重　松　幸次郎

令和７年９月定例会

商工建設分科会会議録

令和７年９月29日～10月１日

場　所　第５委員会室

令和７年９月29日（月曜日）

午後１時０分開会

会議に付託された議案等

○議案第25号　令和６年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

出席委員（６人）

主	査	内田理佐
副主	査	山口俊樹
委	員	日高博之
委	員	福田新一
委	員	岩切達哉
委	員	脇谷のりこ

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	渡邉世津子
調整審査課長	米村文明

商工観光労働部

商工観光労働部長	児玉浩明
商工観光労働部次長	松浦好子
企業立地推進局長兼企業立地課長	今村俊久
観光経済交流局長	鬼塚保行
商工政策課長	河村直哉
経営金融支援室長	長谷川誠
企業振興課長	徳地清孝
先端技術産業推進室長	加藤和樹
雇用労働政策課長	湯浅聡
観光推進課長	矢越智郁
スポーツランド推進課長	渡邊陽生
国際・経済交流課長	牧浩一
工業技術センター所長	鍋島宏三
食品開発センター所長	黒木俊幸
県立産業技術専門校長	守部丈博

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課主任主事	岩倉有希

○内田主査　ただいまから、決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、御覧のとおりでありますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、そのように決定いたします。

次に審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査における執行部の説明についてであります。分科会審査説明要領を御覧ください。

決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、商工観光労働部と県土整備部は２班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時１分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後１時２分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

令和６年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○渡邉労働委員会事務局長　労働委員会事務局の令和６年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の２ページを御覧ください。

表の上から２段目、（款）労働費の欄のとおり、予算額9,013万1,000円に対しまして、支出済額8,774万8,637円となり、不用額238万2,363円、執行率97.4％となっております。

次に、執行率が90％未満の目はありませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

その主なものは、節の一番上の報酬83万9,900円であります。これは、斡旋等の件数が見込み件数を下回ったため、労働委員会委員15名の日額報酬が執行残となったことなどによるものであります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

決算に関する説明は以上でございますが、令和６年度の業務実績の概要につきまして、調整審査課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○米村調整審査課長　それでは、令和６年度の業務実績につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料３ページを御覧ください。

まず、（１）不当労働行為審査事件についてでございます。これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

最終的に、不当労働行為に該当すると判断した場合は、その是正を命じる救済命令を、不当労働行為に該当しないと判断した場合は、棄却命令を発することになりますが、審査手続の中で、労使間での話合いによる解決の機運が生じた場合には、双方に和解を勧め、合意に達すれば和解協定書を締結し、事件は解決することになります。

令和６年度は、令和５年度からの繰越しが１件、新規申立が１件ございました。前年度繰越分は申立人による取下げにより終結しております。

新規申立は、今年の２月に申立のあったものですが、審査の手続上、当事者双方の主張や証拠を調査・整理して争点を明らかにしていくなど、審査に時間を要しますため、次年度に繰り越しております。

続きまして、資料の４ページを御覧ください。

（２）労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①集団的事件についてであります。これは、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことで、紛争の解決に努めるものでありますが、令和６年度は、取扱事件はございませんでした。

次に、②個別的事件についてであります。これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働

関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものであります。

アの取扱件数ですが、令和６年度は、新規の申請が５件ございました。終結状況としましては、解決が３件、被申請者があっせんに応じなかったことによる打切りが２件となっております。

事件の内容につきましては、イの内容別件数のとおりでありますが、最も多いのは解雇・雇止め及び退職の各３件となっております。

続きまして、資料の５ページを御覧ください。

（３）労働相談についてでございます。労働相談は、職場での様々なトラブルで悩んでいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明しましたあっせん制度を紹介するものであります。

まず、①相談者別件数ですが、令和６年度は、292件の相談があり、そのうち269件は労働者個人からの相談となっております。

次に、②内容別件数ですが、これは、欄外にありますように、１件の相談に複数の内容を含む場合がありますので相談者別件数とは合計が一致しませんが、パワハラ・嫌がらせに関する相談が106件と最も多く、次いで、退職、年休、労働契約に関する相談が多く寄せられております。

○内田主査　執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○福田委員　資料５ページに、退職の件数が41件とあるんですけれども、退職については具体的にどういう内容で揉めるんですか。

○米村調整審査課長　退職も様々だと思いますけれども、例えば、辞めたいのに辞めさせてもらえないというような相談もあるかもしれませんし、退職するんだけれども、年休分のお金がもらいたいとかです。また、解雇に近いような形でパワハラがあって、やはり辞めたいとかいうようなこともあります。

複数に絡む場合もありますし、単独で辞めたいんだけれどもどうしたらいいかというような相談もあるかと思います。

○山口副主査　予算のところで、不用額が生じた理由が、相談件数が予定より少なかったということでした。実際、見込みは何件だったんですか。

○米村調整審査課長　補正予算を組むときに、今までの件数は置いておいて、今後、不当労働行為事件が１件出るのではないかとか、あっせん事件が数件出るのではないかとかいうようなことを加味して見込みを立てていたところです。

前回見込みを立てているときには、不当労働行為が１件、集団的なあっせん等について１件、個別のあっせんについて１件あるのではないかということで予定していたところです。

○内田主査　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後１時11分休憩

午後１時13分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

令和６年度決算について、部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長　商工観光労働部の令和６年度決算につきまして御説明いたします。

まず、総合計画の施策体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明いたします。

決算特別委員会資料の右下のほうに決算３と書いてありますが、３ページを御覧ください。

この施策体系表につきましては、県総合計画の分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを記載したものであります。当部では、「人づくり」、「産業づくり」の分野において、事業を実施してきたところでございます。

まず、「人づくり」の分野についてでありますが、一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくりを進めるため、「宮崎県人会活性化・ネットワーク化」など、グローバル化への対応に取り組んだところであります。

次に、「産業づくり」の分野ですが、経済・交流を支える基盤の整備を進めるため、「半導体関連人材育成」や「働きやすい職場「ひなたの極」強化」など、みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保に取り組んだところであります。

４ページを御覧ください。

地域に根ざした企業・産業の振興を図るため、「小規模事業者パワーアップ支援」や、５ページ目になりますけれども、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」、「半導体関連企業誘致加速化」など、経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展に取り組んだところでございます。

６ページを御覧ください。

こちらにありますように、「みやざき地域課題解決型起業支援」や「みやざき新ビジネス創出支援」、「製造業脱炭素推進モデル育成」など、競争力強化のためのチャレンジ支援にも取り組んだところでございます。

次に、活発な観光・交流による活力の維持・創出を図るため、「宿泊業の生産性・サービス向上支援」や、７ページになりますが、「スポーツキャンプ総合窓口等設置」、「市町村スポーツ施設等整備強化」など、観光の振興に取り組んだところでございます。

主な施策の概要については、以上であります。

次に、資料８ページを御覧ください。

令和６年度歳出の決算状況につきまして御説明します。

一般会計は、下から５段目の計の欄になりますが、予算額512億498万2,841円、支出済額443億1,747万2,943円、明許繰越額13億517万2,000円、不用額55億8,233万7,898円、執行率86.5％で、翌年度繰越額を含めた執行率は89.1％となっております。

次に、特別会計は、下から２段目の計の欄になりますが、予算額5億392万1,000円、支出済額3億3,332万8,968円、明許繰越額5,026万8,000円、不用額１億2,032万4,032円、執行率66.1％で、翌年度繰越額を含めた執行率は76.1％となっております。

一般会計と特別会計をあわせました部の合計は、一番下の欄になりますが、予算額517億890万3,841円、支出済額446億5,080万1,911円、明許繰越額13億5,544万円、不用額57億266万1,930円、執行率86.4％、翌年度繰越額を含めた執行率は89.0％となっております。

次に、資料９ページを御覧ください。

監査における指摘事項については記載のとおりでございます。

また、監査委員から提出されました令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、３件の意見・留意事項等がございました。これらについては、後ほど、関係課長から説明いたします。

○内田主査　部長の概要説明が終了いたしました。これより、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○河村商工政策課長　商工政策課の令和６年度決算につきまして、御説明いたします。

当課は、一般会計と特別会計がございまして、まず、一般会計について説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

表の上から２段目、一般会計のところでございますが、予算額は425億7,243万6,000円、支出済額は367億17万1,162円、翌年度への繰越額は8億3,273万円、不用額は50億3,953万4,838円、執行率は86.2％、翌年度繰越額を含む執行率は88.2％でございます。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

上から３段目の（目）商業総務費であります。不用額が117万3,838円となっております。

不用額の主なものにつきましては、上から７つ目の共済費の部分でございまして、不用額82万1,850円となっております。こちらにつきましては、令和７年１月30日付けで職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことによりまして、執行残が生じたものでございます。

資料12ページを御覧ください。

（目）商業振興費でございます。不用額が50億3,510万9,540円となっております。

主なものといたしましては、下から４つ目の負担金、補助及び交付金が不用額3,290万9,422円、その下の貸付金が不用額50億円となっております。

このうち、負担金、補助及び交付金につきましては、「中小企業融資制度利子補給」において、利子補給件数が見込みを下回ったこと、また、令和５年度からの繰越事業であります「小規模事業者パワーアップ支援」におきまして、事業期間中の申請の取り下げなどにより執行残となったものでございます。

また、貸付金の50億円の部分ですが、こちらについては、大規模な自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するため、緊急対策枠として中小企業融資制度の原資預託金を50億円確保していたものでございまして、こちらについては対応が不要であったことから全額が執行残となったものであります。

14ページを御覧ください。

一番上の（目）工鉱業振興費でございますが、不用額が163万6,918円となっております。

これは主に、説明欄に事業名を記載しておりますが「みやざき地域課題解決型起業支援」におきまして、補助対象事業者の補助金額の確定に伴い執行残となったものでございます。

15ページを御覧ください。

特別会計について御説明いたします。

一番上段の小規模企業者等設備導入資金でございますが、予算額は２億7,680万円、支出済額は１億6,657万9,388円、不用額は１億1,022万612円、執行率は60.2％、翌年度繰越額を含む執行率についても同様に60.2％となっております。

こちらについては上から４段目の（目）小規模企業者等設備導入事業助成費において、不用額が１億1,022万612円となっております。こち

らにつきましては、次年度以降の貸付原資などとして令和７年度に繰り越すものでございます。

次に特別会計の歳入決算について、御説明いたします。

16ページ目を御覧ください。

令和６年度小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算書でございます。

ページ中ほどの歳入合計の欄を御覧ください。

まず、調定額については４億564万6,400円、その右の収入済額については２億8,400万920円、１つ飛んで収入未済額につきましては１億2,164万5,480円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては以上でございます。

次に、17ページ目を御覧ください。

主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

「産業づくり」の「２　地域に根ざした企業・産業の振興」の「（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」でございます。

この表にあります施策推進のための主な事業及び実績について、主要なものを説明いたします。

18ページを御覧ください。

こちらに３つの事業を記載しておりますが、各事業については、中小企業等への支援を促進するため、県中小企業団体中央会や商工会等に対する人件費及び事業費等への補助をはじめ、事業者に対して、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援したものであります。令和６年度におきましても、巡回指導など多くの経営指導等を実施したところでございます。例えば、表の中段にありますとおり、「小規模事業経営支援事業費補助金」の実績内容のところにございますが、商工会等における経営改善普及事業といたしまして、巡回指導２万7,389件、窓口指導４万3,817件となっておりまして、幅広く事業者への支援が実施できたものと考えております。

19ページを御覧ください。

上段、「商工会事務局体制強化」につきましては、市町村と連携いたしまして商工会の事務局長が不在となっている商工会に対して事務局コーディネーターを設置し、経営指導員等が経営改善普及事業に専念できる体制を整備するものでございまして、11市町村の16商工会に対して支援を行ったところでございます。

下段の「中小企業ＢＣＰ策定等緊急支援」につきましては、防災・減災設備の導入に係る経費を補助したほか、ＢＣＰ策定のハードルを下げるため、「宮崎県版ＢＣＰひな形」、「宮崎県版ＢＣＰひな形ライト」等を作成・公表するとともに、経営指導員向け研修会も実施したところでございます。

20ページを御覧ください。

上段の「地域をつなぐ！みやざき商店街人材育成」でございますが、商店街などの課題解決をリードする人材育成を目的とするものでございまして、開催した講座には32名の方に御参加いただいたところでございます。

下の、「小規模事業者パワーアップ支援」につきましては、新事業展開、販路開拓や生産性向上等に取り組む小規模事業者に対しまして、機械設備等の導入などに係る経費を補助するものでございまして294者の事業者に対して支援を行いました。

少し補足ですが、25ページを御覧いただければと思います。

こちら、施策の成果と書いておりますが、①の成果指標が今説明を差し上げた「小規模事業

者パワーアップ支援」にかかるものでございます。成果指標といたしまして、①の括弧部分にありますが、対前年同月比売上高５％増の事業者数、あるいは事業所内の最低賃金を５％引き上げるという目標を掲げておりまして、それぞれこのパワーアップ支援事業を受けた事業所の５割以上において、この目標を達成したという実績になっているところです。

21ページを御覧ください。

一番上の、「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行」につきましては、こちら令和５年度２月補正で措置したものを、令和６年度に繰り越して実施したものでございます。物価高騰などの対策としての消費喚起施策として、地域の実情に応じたプレミアム付商品券や地域通貨ポイントの付与など、消費喚起策に取り組む市町村を支援したところでございます。

なお、令和７年度への繰越額として５億9,040万円を記載しております。こちらについては、令和６年度２月補正予算において措置したものを令和７年度に全額繰り越したもので、現在、同様の事業を実施しているものです。

その他、２つを下段に記載しておりますが、これらの事業につきましては、中小企業金融対策といたしまして、厳しい経営環境にある企業ですとか、新事業に積極的に取り組む企業に対しまして、事業資金を安定的かつ円滑に供給するための原資の預託や信用保証料の補助等を行ったものです。

主な実績といたしましては、中ほどの「中小企業融資制度貸付金」の欄にありますとおり、新規融資実績が2,065件、377億3,180万円となっているところでございます。

22ページを御覧ください。

一番下の「中小企業再生支援強化」でございますが、県内中小企業者の経営改善等を図るため、経営改善計画及び再生計画の策定に要する経費の一部を補助したものです。令和６年度の実績は記載のとおり、経営改善計画が27件、再生計画は９件となっております。

23ページを御覧ください。

一番上の、「中小企業支援ネットワーク経営支援強化」は、中小企業者の経営改善や事業再生を促進するため、支援を行う側である商工団体等のスキルアップや多職種の外部専門家の連携を図るもので、経営支援スキルアップ研修を11回実施したほか、多職種専門家連携では14件の支援を実施したところです。

また、一番下の、「プロフェッショナル人材戦略拠点」につきましては、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援するものでございまして、令和６年度の成約件数は62件となっております。

27ページを御覧ください。

こちらは「（２）競争力強化のためのチャレンジ支援」でございますが、表にあります「みやざき地域課題解決型起業支援」については、本県の様々な社会的課題の解決に取り組む起業者に対しまして、開業費用の補助や伴走型支援を行うもので、８件を支援したところでございます。

主要施策の成果については、以上でございます。

29ページを御覧ください。

29ページにつきましては、令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

（１）小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでありますが、こちらについては、小規模企業者等の設備投資を促進するため、設備資金貸付事業の経理を行うために設置されたも

のでございます。

30ページを御覧ください。

本会計につきまして、一番下の意見・留意事項等の欄にございますとおり、「貸付金の収入未済額については、引き続き償還促進の努力が望まれる」との意見をいただいたところでございます。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、収入未済額につきましては１億2,164万5,480円となっております。

引き続き、償還促進に努めますとともに、県財務規則の要件を満たした債権につきましては、不納欠損処理等についても検討してまいります。

最後に、31ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項について御説明いたします。

支出事務の指摘事項についてでありまして、中小企業再生支援強化事業補助金について、交付決定事務の遅れているものがあったとの指摘でございます。

改善に向けてございますが、指摘内容につきまして職員への情報共有を行いまして、意識の徹底を図るとともに、事務処理の進捗状況を所属内で共有し、確認を徹底することで適正な事務処理に努めてまいります。

○徳地企業振興課長　資料32ページを御覧ください。

表の上から２段目の企業振興課計の欄ですが、令和６年度の予算額は24億1,109万6,000円、支出済額は19億9,726万2,795円で、翌年度への繰越額は３億6,057万9,000円、不用額は5,325万4,205円であり、執行率は82.8％、翌年度繰越額を含んだ執行率は97.8％となります。

次に、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものにつきまして御説明いたします。

下から４段目の（目）工鉱業総務費、不用額464万1,011円であります。

主な内容としましては、一番下の段の共済費について、基礎年金拠出金の負担率が令和６年４月１日に遡って引き下げられたことに伴い、見込みを下回ったものでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

一番上の段の（目）工鉱業振興費、不用額4,002万1,413円であります。

その主な内容は、下から４段目の負担金、補助及び交付金のうち、主なものとして、右側の説明欄中ほどに記載しております「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」などでございます。

これは、県内製造業者の省力化や自動化、生産性向上等の設備改修に対する支援であり、令和５年度からの繰越予算により実施したものでございますが、補助額が確定したことにより、執行残が生じたものであります。

次に、34ページを御覧ください。

１段目の（目）工業試験場費、不用額850万8,579円であります。これは、工業技術センターの維持管理経費等でありますが、その主な内容として、表の中ほどの需用費につきまして、光熱水費や修繕等に要する経費が見込みを下回ったことにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

35ページを御覧ください。

「産業づくり」の１、「（１）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」でございます。

表中の上の「みやざきＩＣＴ産業を担う人材

育成」、下の「ＩＣＴ産業人材マッチング支援」では、ＩＣＴ人材の確保に向けて研修を実施し、ＩＣＴ技術者の育成を図るとともに、首都圏在住で、本県に関心を持つＩＣＴ技術者とのネットワークを構築し、県内企業とのマッチングを図ったところでございます。

36ページを御覧ください。

表中の上の新規事業「半導体関連人材育成」では、半導体関連産業における人材育成・確保のため、子どもとその保護者向けの理解促進イベントの開催や中学校・高校での出前授業の実施、産学官連携による大学講義の取組強化等に取り組んだところでございます。

次に39ページを御覧ください。

「産業づくり」の２、「（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」であります。

主な事業につきまして御説明いたします。

40ページを御覧ください。

表中の上の「先端技術を活用した食のビジネスモデル創出拡大」では、食に関するＡＩ技術等に強みを持つ企業と県内企業のマッチングを図ったほか、最先端のテクノロジーを駆使し、食に関する問題解決や食の可能性を大きく広げていく技術であるフードテック導入の機運醸成を図るセミナーを実施したところでございます。

表中の下の「食品の安全認証取得等販売力強化」では、食品製造業者の新たな販路獲得に欠かせない食品安全の国際規格の認証取得や食品の安全確保のための施設改修など、12件の取組を支援したところであります。

41ページを御覧ください。

表中の上の「下請企業振興」では、県内中小企業の取引の拡大を図るため、受発注企業の登録や、取引のあっせん、商談会の開催に加え、都市圏での商談会への出展支援を行ったところでございます。

その下の「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」では、電力や燃油など物価高騰の影響を受けるものづくり企業35社における、省力化や自動化などの取組を支援したところでございます。

なお、補正予算の関係により、一部財源を今年度に繰り越しております。

42ページを御覧ください。

表真ん中の「東九州メディカルバレー構想拠点強化」では、医療関連機器産業への新規参入や取引拡大を図るためコーディネーター等を配置し、延べ61社に対して、製品開発への支援を行ったほか、延べ15社に対して、医療関連機器に係る展示会への出展支援を行ったところであります。

43ページを御覧ください。

表中の上が工業技術センター、下が食品開発センターの研究開発事業でございます。

工業技術センターでは、資源環境部、材料開発部、機械電子部の課題11テーマ、食品開発センターでは、食品開発部、応用微生物部の課題７テーマについて研究開発を行うとともに、企業からの依頼に基づき、Ｘ線や赤外線を照射して分析や測定を行う試験、各分野にわたる様々な技術指導や相談に対応したところでございます。

46ページを御覧ください。

「産業づくり」の２、「（２）競争力強化のためのチャレンジ支援」であります。

表中の新規事業「みやざき新ビジネス創出支援」では、デザインの力をブランド構築やイノベーションの創出に活用するデザイン経営の考え方を商品開発や販路確保につなげるため、９つの県内事業者とデザイナー等のマッチング

を図り、伴走支援を実施したほか、県産農林水産物等を活用して開発された商品の審査会、ＭＩＹＡＺＡＫＩ　ＦＯＯＤ　ＡＷＡＲＤを開催したところであります。

47ページを御覧ください。

表中の上の「地域産業技術開発促進・新事業創出推進」では、県内企業が有する技術を生かした新たな事業展開や新製品の研究、開発を目指し、支援を実施しました。

主な実績としまして、地域産業技術マーケティング支援では、自社技術の有意性検証や用途探索といった技術マーケティングに関するセミナーや企業のニーズに寄り添った支援を行ったほか、新事業創出支援では、新たなビジネスモデルの実現に挑戦するなど、持続的な成長が期待される次世代リーディング企業８社に対し、コーディネーターによる伴走支援を実施しました。共同研究開発支援では、県内企業が大学や公設試験研究機関と行う産学官共同研究開発などに関して、事業可能性調査・研究開発併せて18件の支援をしたところでございます。

表の真ん中の新規事業「製造業脱炭素推進モデル育成」では、製造事業者の脱炭素の取組を促進するため、モデル企業３社を選定し、エネルギー診断を実施した上で、温室効果ガス排出量削減計画の策定を支援したところでございます。

48ページを御覧ください。

表中、「みやざきスタートアップ創出・成長促進」では、創業の機運醸成を図るため、資金調達や企業体験等のセミナーやワークショップを９回開催したほか、スタートアップ企業の技術検証のマッチングやスタートアップ支援資金の調達について支援したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○湯浅雇用労働政策課長　雇用労働政策課の令和６年度決算につきまして、御説明いたします。

決算51ページを御覧ください。

表の１段目の雇用労働政策課計の欄ですが、当課の令和６年度一般会計の決算額は、予算額13億9,348万3,000円、支出済額13億3,654万9,720円、翌年度への繰越額は433万4,000円、不用額5,259万9,280円、執行率は95.9％、翌年度繰越額を含む執行率は96.2％であります。

次に、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満のものはございません。

まず、上から４段目の（目）労政総務費です。右から３列目の不用額は365万854円となっております。

主な理由ですが、若者等を中心に本県での就職活動に要する交通費等を補助する新規事業「ＵＩＪターン人材獲得」において、交通費等への補助金が見込を下回ったため、一番下の段になりますが、負担金、補助及び交付金の執行残が生じたことなどによるものです。

53ページを御覧ください。

上から２段目の（目）職業訓練総務費です。不用額は405万8,088円となっております。

主なものは、上から６段目の共済費でありますが、これは、令和７年１月30日付けで、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

54ページを御覧ください。

表の１段目の（目）職業訓練校費です。不用

額は4,393万2,239円となっております。

主な理由ですが、離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、上から５段目の報償費及び報償費の４段下の委託料に、それぞれ執行残が生じたことなどによるものです。

当課の決算につきましては以上です。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

決算55ページを御覧ください。

「産業づくり」の「１　経済・交流を支える基盤の整備」の「（１）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」についてです。

主な事業について、順に御説明いたします。

56ページを御覧ください。

新規事業「働きやすい職場「ひなたの極」強化」です。この事業は、育児休業取得後の職場復帰を支援する奨励金給付や情報発信強化により、「ひなたの極」認証制度の更なる普及促進に集中的に取り組むもので、令和６年度は14社を「ひなたの極」として認証しました。

その下の、新規事業「賃上げにつながる職場環境整備支援」です。この事業は、県内企業における持続的な賃上げの後押し等につながるセミナーと専門家による個別相談会を令和７年度に全額繰り越して行うものです。実施予定の５回のうち、９月に宮崎会場で２回、都城と延岡会場で各１回の計４回を既に実施しており、残りの１回を今後、宮崎会場で実施予定です。

57ページを御覧ください。

「女性と高齢者の就業支援」です。この事業では、みやざき女性就業支援センター及びみやざきシニア就業支援センターを運営し、就労相談等による利用者数はそれぞれ1,178人、1,194人となっております。また、就職決定者は136人、113人となっております。

その下の、改善事業「若年無業者等就職サポート」です。この事業では、ヤングＪＯＢサポートみやざきの運営を行い、40歳未満の若年者を対象に、キャリアカウンセリングや就職に関する情報提供等を行い、281人の就職が決定しております。また、みやざき若者サポートステーションにおいては、心理カウンセリングや短期の職場体験を実施しており、132人の就職決定に繋げております。

58ページを御覧ください。

「中・高校生の県内就職促進」です。この事業では、中・高校生に対して、対象学年に応じた企業説明会等を開催するとともに、県内就職支援員による各私立学校との連携や、就職総合情報サイトによる県内企業の情報提供等を実施しております。このうち、高校３年生向け応募前ジュニアワークフェアでは、高卒者向けの求人票が公開される７月１日以降に、県内４か所で企業説明会を開催し、合計で231企業、1,043人の生徒が参加いたしました。

59ページを御覧ください。

２つ目の事業「就職説明会等開催」です。この事業では、求職者と県内企業の出会いの場として、県内外の大学生や一般求職者に対し、オンラインや対面による就職説明会を開催しております。このうち、オンラインにより今年2月に実施した就職説明会には143人、102企業が参加しております。

60ページを御覧ください。

「宮崎で暮らす働く、県内就職促進」です。この事業では、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターにおいて、ふるさと宮崎人材バンクを活用した無料職業紹介事業を運営しており、人

材バンクにおいては、令和６年度末時点の登録求職者563人、就職決定者185人となっております。

61ページを御覧ください。

新規事業「ＵＩＪターン人材獲得」です。この事業では、ＵＩＪターン就職希望者に対し、県内企業への就職活動に要した交通費等の補助を行う、ＵＩＪターン就活応援補助金事業を実施し、312件の補助を行いました。併せて、当該補助金の周知のための広報等も実施いたしました。

62ページを御覧ください。

２つ目の事業「技能向上対策」です。ここでは、将来を担う若者などの「ものづくり」への関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座等を行い、10月にイオンモール宮崎で開催した技能まつりでは2,514人がものづくり体験に参加し、その魅力に触れていただきました。

63ページを御覧ください。

「県立産業技術専門校」です。この事業では、西都市の本校において、高校卒業者以上の方を対象に電気設備科など４科で１、２年生合わせて116人に対し、２年間の普通課程による職業訓練を行ったところです。また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に建築科など３科、７人に対し、１年間の短期課程による職業訓練を行いました。そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者等を対象として、合計681人の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところです。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○今村企業立地推進局長　企業立地課の決算につきまして御説明します。

資料の66ページを御覧ください。

当課の令和６年度一般会計の決算額は、予算額10億837万8,000円、支出済額8億9,301万9,627円、翌年度への明許繰越額2,128万9,000円、不用額9,406万9,373円、執行率は88.6％、翌年度繰越額を含む執行率は90.7％であります。

次に、不用額が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものにつきまして御説明します。

ページ中ほどの（目）工鉱業振興費でありますが、不用額9,369万4,531円となっております。

その主な理由については、まず、委託料の不用額158万2,559円ですが、これは主に、高原町にあります宮崎フリーウェイ工業団地の分筆・測量に要する費用が不用となったものであります。

次に、負担金、補助及び交付金の不用額8,932万円ですが、「企業立地促進補助金」の執行残が主なものであります。

なお、「企業立地促進補助金」は、立地企業の新規雇用や設備投資等の実績に応じて支払うものでありまして、毎年年度中に補助金の申請資格のある立地企業に対し、年度内の申請の有無と見込額を確認しているところでありますが、実績払いでありますので、雇用とか投資が計画どおりにいかない等の理由により、実際の補助申請額が見込額を下回ったため、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて、御説明します。

資料の68ページを御覧ください。

「産業づくり」の２、「（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表１段

目の「地域工業団地整備促進」であります。

近年、県内において企業等に御紹介が可能な工業団地が不足している状況にあります。そのため、市町村等が実施する工業団地整備への支援を行い、県内各地域における工業団地の整備促進を図ったところであります。具体的な事業内容としましては、市町村等が行う工業団地整備に関する事前調査や排水施設、取付道路等の基盤施設の整備、さらには、工業団地の分譲を促進するための広報活動費に対して補助を行うものでありますが、令和６年度は、都城市と延岡市土地開発公社に、調査事業等の補助金を交付したところであります。

資料の69ページを御覧ください。

こちらは「半導体関連企業誘致加速化」であります。

皆様も御承知のとおり、現在、国内外において半導体関連企業の投資が活発化しておりますが、九州におきましては、新生シリコンアイランド九州の実現に向けまして、産学官が連携した動きが高まっております。そのため、本県もその一翼を担うべく、半導体関連企業等を誘致するための広い用地の確保や誘致活動を加速化させ、もっと若者の県内就職や、ＵＩＪターンを促進し、県内産業の振興を図るための経費でございます。

事業内容としましては、市町村等が行う半導体関連企業等の誘致を目的とした工業団地整備に係る適地調査等の基盤調査事業に対して補助を行うものであり、令和６年度は宮崎市に補助金を交付するとともに、日向市と日南市に交付決定をしました1,760万円については、事業期間の関係等で令和７年度に繰り越したところであります。

また、誘致活動としましては半導体関連企業へのトップセールスや、国際的な半導体関連展示会であるセミコン台湾2025への出展に向けた準備等を行ったところであります。

次の「誘致対象企業開拓」でありますが、これは民間のインターネットサービス、それから民間企業のネットワークを活用し、本県に立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するための経費でありまして、令和６年度は、この事業を通じまして企業との面談とか県内視察などが計18件実現したところであります。

次に、「企業立地促進補助金」でありますが、令和６年度は、補助金の申請のありました31企業に対し、新規雇用者数や設備投資の額などの実績に応じ、補助金を交付したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上です。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査　説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○日高委員　資料68ページの「地域工業団地整備促進」の中で、調査とかいろんなことをされるということですが、取付道路や排水設備については県がやるんですか。

○今村企業立地推進局長　こちらにつきましては、基本的に市町村への補助となります。市町村の工業団地でありますので、整備は市町村になります。

○日高委員　補助するわけでしょう。どのくらい補助するんですか。

○今村企業立地推進局長　補助率が決まっておりまして、「地域工業団地整備促進」の800万円については、補助率が３分の１となっております。次の「半導体関連企業誘致加速化」も工業団地の補助があるんですが、こちらは半導体関

連企業に特化した団地ということで、補助率をかさ上げして２分の１となっております。

○日高委員　取付道路と排水関係、いわゆる水を取らないといけないんです。800万円が上限か分からないけれども……。

あと、いろいろな要件がある中で、水が取れないとか、４メートルしか道路幅がないところもあります。そのあたりまで県がやるのか。やはり造成はしないわけですよね。造成までいけないけれども、道路と排水施設に補助金を交付することを初めて知ったので、そこについて詳しく教えてください。

○今村企業立地推進局長　こちらも実は、そういう施設整備の補助込みの額になっておりまして、県全体で年間800万円しかないものですから、市町村からはこれが足りないという声は聞いているところであり、予算化に向けて何とか頑張りたいと企業立地課としては考えております。

○日高委員　当初予算で県がプールする予算が800万円です。使おうと思えば造成にも使えるということですよね。

800万円の県単事業を予算に上げる必要があるんですか。例えば、10億円とか。例えば、本当に県が市町村と連携して、半導体産業を呼び込もうとか本気でやる気があれば、この800万円の予算というのはかなり中途半端な置き方だと思うんです。そのあたりの考え方なんですよね、次長。

○松浦商工観光労働部次長　私も令和４年度に企業立地課長をしておりまして、その当時も予算が800万円でした。そのときの市町村の取組状況としては、造成までいかずに設計段階でという事例もありまして、当時は800万円の予算を消化しきれないような状況でございました。そのときの状況で市町村の工業団地に取り組む状況も違いますので、予算の増減というのがかなりございまして、なかなか市町村のニーズに即時に予算額として対応できていないという状況は、委員の御指摘のとおりかと思います。

そのため、資料69ページの「半導体関連企業誘致加速化」の事業を取りまして、半導体関係という縛りはかけているんですけれども、団地整備の予算を別に※5,000万円用意するような形で、取組の工夫はしているところでございます。

○日高委員　ということは、800万円があって、半導体関連でまた※5,000万円。今の説明だと、半導体関連の5,000万円は何でも使っていい、プールしている予算ということですね。800万円は結局何でも使えるというやつですが、5,000万円はそうじゃないような気がしています。

○今村企業立地推進局長　800万円のほうにつきましては、調査も、それから基盤施設の整備にも補助をするんですけれども、この4,000万円のほうは基本的に調査のみの補助であります。次長が5,000万円と申しましたけれども、工業団地に使えるのはこのうちの約4,000万円でございます。

それから、そもそも造成の支援・補助は検討しておりません。

○日高委員　造成の支援は当然していないと思うんですけれども、先ほど次長が令和４年に課長をされていたときに、800万円が消化しきれなかったと言われました。するわけないです。800万円で造成とか。工業団地を造成しようと思ったら、億かかりますよ。800万円はどうかなと思います。800万円がいいのか、それともどかんとやるのか。800万円があるから何でも使っていいというのは少し違う気がします。これが仮に８億円あったら、億単位でどんどん執行します

※このページの右段に訂正発言あり

よ。以前、30億円くらい県が貸し付けをしていました。あれももうないでしょう。決算から外れてしまいますが、800万円で何ができるんですか。

市町村によっては宮崎市みたいな大きい都市もあれば、串間市のような小さい市もあったり、町もあるわけで、そこにかけるお金ってなかなか違うんです。予算がある程度潤沢な市はいけるけれども、ないところはなかなか簡単にいきません。５～６ヘクタールだったら山でも10億円かかるんですよ。それで、分譲して売れるかどうかも分からない状況で、ただ調査費だけ出すって、今日は決算ですからしようがないですけれども、800万円、何でも使っていいからどんどん使ってくださいっていうのは筋的にどうかなと思います。次長、そのあたりはどう思いますか。

○松浦商工観光労働部次長　委員御指摘のとおり、現在の市町村の工業団地造成の状況で800万円という額は非常に少ない額かと思います。その時々の工業団地造成のタイミングですとか、市町村もまず調査から入って設計、造成という段階で必要な予算額があると思いますので、必要額に応じた補助金を準備するというのが理想的だと思います。そのタイミングに応じた形で対応できるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○日高委員　だから、調査費のみの800万円にしたほうがいいんじゃないでしょうか。造成費で800万円ってやはり少し筋が違うと思うんです。

続けて、資料61ページの「ＵＩＪターン人材獲得」の交通費補助件数312件についてです。

若干件数を下回ったということですけれども、周知等はもともとされていたのでしょうか。こういうのはオーバーして、補正予算を組まないといけないくらいだと思っています。商工観光労働部がやっていることが少し中途半端なような気がしています。

○湯浅雇用労働政策課長　こちら、当初予算で補助交付金として1,300万円を組んでいて、実際の補助件数は312件、補助金の交付決定額は681万円という状況ですが、県政番組や新聞広告等のいろいろな媒体を使ってＰＲしたところでございます。これをきっかけに県内企業の魅力を知ってもらって、ＵＩＪターンにつなげていきたいという入り口の部分の補助金でもあります。今年度も実施しておりますし、ＰＲに努めて、もっと使ってもらえるように頑張りたいと思っています。

○日高委員　例えば、チケットを割引で買う人もいれば普通に買う人もいます。このあたりの基準は何かあるのでしょうか。そういう理由で申請が来ないとか、何かあるんじゃないですか。

○湯浅雇用労働政策課長　この補助金につきましては、実際の交通費や宿泊費の領収書を出していただいて、それに対する２分の１とか３分の２の補助を出しておりますので、実費の補助を出しているというような状況でございます。

○日高委員　そのあたりは問題ないというところですね。どのような問題があると思いますか。これは、本当は補正予算を組まないといけないくらい使わないといけないはずなんです。

○湯浅雇用労働政策課長　担当課としては補正予算を組むくらい、可能な限りたくさんの媒体でＰＲしてやらないといけないんですけれども、この場合、特に考えていますのは、宮崎県にいる保護者が補助金を知って、県外にいる子供にこれを使って帰ってきてみたらというのがあるかと思いますので、まずはそういった部分。県外では、県外事務所の個人的なネットワークと

かＳＮＳ等もありますので、そういうものを使いながら、実際に県外にいる学生や一般求職者に届くように、さらに工夫を重ねて周知していきたいと思っております。

○日高委員　よろしくお願いします。

もう１つ、大学生・短大生のインターンシップ受入れについてお伺いします。受入企業が46社、参加人数123人、決算額1,382万3,000円。これはいろいろやっているなと思うんですけれども、インターンシップの中身の問題です。インターンシップはどの程度の期間やられているんですか。

○湯浅雇用労働政策課長　まず対象は、大学生、短大生、専門学校生とかで、期間はいろいろあるんですけれども、短いものだと１日だったり、長いものだとひと月とかかけてやるものもございます。

○日高委員　結局就職につなげないといけないと考えれば、企業任せというものでもなくて、実際に労働してもらうとか、実質的に合うか合わないかというところ。こういった、行政がもう一歩踏み入れるというところにつなげていかないといけないけれども、１か月もインターンシップを行っているのは聞いたことなくて、本当はあるのかと思いますが。

だから、仕事にどうつなげるかなんです。賃金をどう稼がせるか。高校生は賃金を稼いだらいけないのでしょうか。いいでしょう。賃金を稼がせるんです。こういう仕事をしたら、こういった対価があるんだということをインターンシップで学ばせるんです。約1,400万円もかけているので、場合によってはそういうことをすればいいのではという気がします。

○湯浅雇用労働政策課長　委員おっしゃるように、このインターンシップは、まさにそういう職業体験もあります。大学生は離職率が高いということもありますけれども、こういったインターンシップでいろいろ経験することで、自分に合う企業に巡り合うというところでも大事だと思います。

現在、大学等においては、学生に対して積極的にインターンシップへ取り組むような指導もされているんですけれども、正直、県内企業において、インターンシップをしっかり受け入れていくとか、インターンシップをきっかけに就職につなげていくという意識が、まだまだ県の取組も足りなくて、周知できていない部分もあるかと思います。令和６年度に参加してもらった46企業が挙がっていますけれども、こういった企業をどんどん広げていくような、県内企業に対する理解を深めるような取組とか、セミナーも実際やっておりますが、そういうところにもっと企業が来てもらえるように働きかけていきたいと思います。

○日高委員　企業がどう考えるかだと思うんです。人材不足と言って、外国人雇用とか言っているけれども、実質、高校生の県内就職率とか、大学生の県内就職率は、コロナ禍が終わってから、どんどん東京に吸い取られている現状じゃないですか。多分、県内就職率は来年も下がります。

だから、大学、短大、もう高校でもいい。この事業には高校がないですよ。そのぐらいから、世の中はこういうものだと、労働の対価として、こういうことでお金を稼げるんだというのをやるべきと思います。

○湯浅雇用労働政策課長　高校生や中学生に対する取組は、資料58ページのほうで書かせていただいています。一番上の高校３年生向け、あるいはその下の高校１・２年生向けのオンライ

ンの説明会についてですが、３月の高校受験の日は１・２年生は自宅で待機ということになりますので、その日に合わせてオンラインで、家からでも企業を学んでいただく取組をしています。あるいはその下の中学生向けに対しては、県内事業者との意見交換会、あるいは保護者に対する取組等もやっていますので、こういった部分で、まず中学生や高校生、そして先ほど説明しました大学生インターンシップ等につなげていきたいと思っております。

○日高委員　高校生、中学生向けの主な実績を見ています。参加企業が何社とか参加生徒が何名とか、事業的にはこれはできているんです。でも、何のためにこれをするかというと、若い人たちに県内に定着してもらうことが狙いですよね。だから、この事業をするに当たって、成果が出てこなければならないんです。

福祉保健部は、子育て支援をやって合計特殊出生率1.8以上とかいって、できもしないことをやっているわけです。そんなことではなくて、できるところに目標を持っていって、明確に県内定着をやっていくということは、今後もこの成果がどう現れるかだって決算でないと見えないんですけれども。中身はやっているんですが、目標に達しないと駄目なんです。経過が良くても、結果が出ないといけないという話です。

だから、こういった雇用や県内定着、企業振興などが表裏一体の関係になるわけだから、そのあたりをしっかりと。次長、そこを総括して言ってください。

○松浦商工観光労働部次長　県内の高校生の卒業後の県内定着に向けての成果目標の御質問ということでよろしかったでしょうか。

○日高委員　総括って。考え方を言えばいいんです。

○松浦商工観光労働部次長　それについては、前回の常任委員会で説明したんですけれども、みやざき産業振興戦略のほうで、県内新規高卒者の県内就職割合を、令和８年３月卒で70％という目標を立てております。県内の大学や短大等の新規卒は、令和８年３月卒で55％という目標を掲げておりまして、それに向けて事業を組み立てて、目標達成に向けて取組を進めているところでございます。

○日高委員　県内高校生の県内就職割合を令和８年３月卒で70％。注視しておきます。

○福田委員　関連で資料68ページですが、地域に根ざした企業・産業の振興とか、経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展というタイトルになっています。69ページの一番下の「企業立地促進補助金」の約８億2,000万円について、この補助金交付に値する31企業というのは実績で出ているんですけれども、この補助金に値する条件というのはどういうものがあるんですか。

○今村企業立地推進局長　まず、県の企業立地として認定するためには、立地が決まってから通常は４年以内、大規模案件だと６年以内に、県内在住の新規雇用者を一定数雇用する必要があります。一般だと最低でも５人。県内増設では10人を新規雇用していただくということが条件であります。

まず、その条件を確保した上で、雇用者１人当たりいくら、投資額いくら当たりいくらということで、後ほど実績に応じて補助金を支払うことになっております。

○福田委員　はっきり言って儲かっていかないと企業が潰れてしまいますよね。将来性というのは補助金の対象には入っていないんですか。

○今村企業立地推進局長　県の企業として誘致するためには、事前にそのあたりをしっかり確

認をします。過去３年間において、ちゃんと収益が上がっているとか、いろいろな民間調査会社の記録などを参考にしており、それらは誘致企業とするかどうかのファクターとなっております。

○福田委員　その前の「誘致対象企業開拓」の延長上にこの「企業立地促進補助金」というつながりはあるんですか。それとも、全く別個のものなのでしょうか。

○今村企業立地推進局長　やはり新しい企業を開拓するためにも、そのあたりの実績が上がっているところを、ある程度フィルターで絞り込んで、さらに本県に立地していただきたい産業に絞ってアタックをかけるということになっております。

○福田委員　最後に、工業技術センターも材質などいろいろ開発されていますよね。そういうところから、こういう企業に宮崎をもっと発展させてほしいとかいうような希望をもって誘致するような作戦はないんですか。

○今村企業立地推進局長　本県では７つの重点誘致対象の産業を決めております。今回も挙がっております半導体関連とか、本県に割と強みのあるフードビジネス関連といったような業種は重点的に誘致を進めておるところであり、立地が成就した暁には、企業立地補助金も若干かさ上げをしているところでございます。

○日高委員　県が商工会等46団体に補助している「小規模事業経営支援事業費補助金」についてです。県は、将来的に商工会をどう見てますか。

○河村商工政策課長　将来的にと言いますと。

○日高委員　人口も減ってきているから、統合していこうという動きがあるのか。

○河村商工政策課長　現時点において足元で統合の議論があるかと言われると、それはありません。現状よく商工会あるいは市町村の方々からは、地域にとって必要な組織だということを聞いております。もちろん効率化というところは必要だと思いますけれども、引き続きその役割をどう果たしていけるかというところを主眼に支援していきたいと思っています。

○日高委員　予算的には昨年並みの執行予算で来ていたらそれでいいんですけれども、コーディネーターの派遣とかを市町村に対してもやっているということで、これについても昨年度……。減っているのかな。いろいろとあるんですが、そのあたりは、どちらかというと予算を確保してくれということだから、決算ではないけれども、よろしくお願いします。

○河村商工政策課長　予算を確保しろという御指摘だと思いますので、しっかりと受け止めたいと思います。予算自体は徐々に増えておりますけれども、これは処遇改善ですとか、我々公務員に倣って1人当たりの給与も上げてもらいますので、予算総額としては上がってきているところでございます。

○脇谷委員　商工政策課の15～16ページ、あるいは29～30ページですけれども、小規模企業者等設備導入資金特別会計についてです。収入未済額が１億2,000万円余りあるということですが、この不用額についてと、どのように見たらいいのかというのを、もう１回説明していただけないでしょうか。

○長谷川経営金融支援室長　この特別会計ですけれども、決算資料の29ページの真ん中ぐらいに書いてありますが、県が小規模企業者に対して行う、みやざき小規模企業者等設備導入資金と中小企業者の事業の協業化、工場や店舗などの集団化・強力化のための資金の貸し付けを行

っている高度化事業の２つの事業で成り立っております。

高度化事業に関しましては、資金の一部を国の独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金を一部いただいて、県の費用も含めて民間企業へ貸し付けを行っているという事業でございます。こちらに関しては、償還がありますと、その都度、県の一般会計や中小企業基盤整備機構にお返しするということになります。

もう一方の、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付については、公益財団法人宮崎県産業振興機構が実施しております小規模企業者等の設備資金の貸与事業を行うものでございます。こちらに関しましては、予算額１億2,500万円ということで毎年度実施しておりますけれども、企業が設備を導入する際の資金の一部として貸し付けを行っております。こちらに関しましては、特別会計の中で１億2,500万円、毎年度の貸し付けの枠を運用しておりますので、当然１億2,500万円を使い切らないときは、そのまま特別会計の中にプールしておくという形になっております。７年間で１億2,500万円の枠内、毎年度回しているような形でございますので、こういう特別会計の仕組みで運用しているところでございます。

○脇谷委員　ということは、「貸付金の収入未済額については、引き続き償還促進の努力が望まれる」と資料30ページにありますけれども、償還をしても、中小企業基盤整備機構に返すのであって、償還されなくても、県としては、あまり懐が痛まないという感じでいいですか。

○長谷川経営金融支援室長　一部県費もございますので、最終的に破産ということになりますと、最終的には、県のほうで不能欠損ということもあり得ます。

○脇谷委員　そうであれば、償還を促進してもらいたいという気持ちもよく分かりますし、企業としても、手元の資金がないから、設備投資はしたいけれども返せないんだというところで、なかなか償還の促進ができないというところもあると思います。その落とし所というか、どういうところに、県としてはスタンスを持っていらっしゃるんでしょうか。

○長谷川経営金融支援室長　高度化事業に関しましては、経営状況が少し芳しくないというようなところにつきましては、中小企業基盤整備機構のほうがアドバイザーを活用して、現地でのアドバイスなどもやっておりますので、そのあたりも活用しながら、少しでも償還が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○山口副主査　同じところですけれども、貸付金の回収の主体について、先ほどは宮崎県産業振興機構の実務を委託しているところだという話も出ましたけれども、どこにあるんですか。

○長谷川経営金融支援室長　高度化事業に関しましては、私ども県のほうで実際、貸付先との交渉というか、そのあたりの調整をしているところでございます。

一方で、宮崎県産業振興機構が行っております、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付については、この産業振興機構が主体的に償還の指導等を行っているところでございます。

○山口副主査　確認ですが、産業振興機構が行っているほうについて、仮に貸し倒れとなった場合――産業振興機構が100万円貸して、100万円取り返せませんでしたというときは、この100万円は産業振興機構側が持ってくれるんですか。

○長谷川経営金融支援室長　そちらに関しましては、県が最終的には負担することになってお

ります。

○山口副主査　この指摘については、昨年もおそらく行われていて、少し未済額が増えてしまっているところもあると承知しています。また、今後不納欠損もという話もちらっと出てきていますが、もう少し具体的にどのくらいの可能性があるのかとか、不納欠損になり得そうなところの額の予測とか、そういったものがあれば説明をいただけないでしょうか。

○長谷川経営金融支援室長　令和６年度に2,000万円ほど収入未済額が増えておりますけれども、こちらは昨年度に破産の手続を開始した貸付先が１件増えているということで、2,000万円の増加ということになっております。

それ以前にございました約１億円の収入未済でございますけれども、既に不能欠損処理をしたものもございます。残りの１億円程度に関しましては、貸付先の連帯保証人や相続人が所在不明であるというようなこともございまして、まだ財務規則上の要件を満たしておりませんことから、この１億円が残っているような状況でございます。

○山口副主査　ということは、１億2,000万円の収入未済額のうち、約１億円と約2,000万円の主に２件の事案でこの収入未済額が成立しているということですか。

○長谷川経営金融支援室長　増加しているのは2,000万円の１件でございますけれども、それ以前からございます約１億円の収入未済額に関しましては４件でございます。

○山口副主査　昨年度も償還促進努力という形で言われていますけれども、昨年度の指摘を受けて、具体的にどういう努力がなされているのでしょうか。また、今回も指摘をされていますけれども、今年度も含めてどういう努力をされているのか教えてください。

○長谷川経営金融支援室長　昨年度発生しました約2,000万円の案件に関しましては、今年度に入りまして、弁護士に事務委任を行っております。先方と交渉を続けてきておりまして、７月に回収を終えております。

残りの１億円でございますけれども、こちらに関しましても、現在、弁護士に相談している案件がございまして、その状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○山口副主査　弁護士に相談している案件もございまして、ということは、４件のうち弁護士に相談していない案件もあるということですか。

○長谷川経営金融支援室長　そのとおりでございまして、１件に関しては、弁護士のほうに相談を差し上げているところでございます。ただ、残り３件に関しましては、住民票の調査等をやっておりますけれども、住民票が既に閉鎖されているというようなこともございまして、なかなか調査が進んでいない状況でございます。

○山口副主査　住民票が閉鎖されているような３件はいくらになりますか。

○長谷川経営金融支援室長　こちらのほうは合わせまして900～1,000万円程度になります。

○山口副主査　その900万円については、今年度、不納欠損の手続をしている、もしくはする予定はありますか。

○長谷川経営金融支援室長　こちらに関しましては、不納欠損の要件を満たしておりませんので、まだ結論が出ていない状況でございます。

○山口副主査　連絡が取れなくなる場合であるとか、住民票が閉鎖されて追えなくなるというのは、どの段階で気づくものなんですか。産業振興機構はずっと連絡を取ろうとしていたりするわけですよね。夜逃げしちゃったみたいなも

のなのか分からないですけれども、あまり想定していない気がするんです。貸付けをしたところと連絡が取れなくなってしまうと、県民のお金なので、不能欠損にできるだけしたくないという思いがあります。できる範囲で結構なので、どういう流れでそういう状態になっているのか、もう少し詳しく教えてもらってもいいですか。

○長谷川経営金融支援室長　産業振興機構が行っておりました事業に関しても、既に県のほうで債権回収の手続き、調査等をやっております。古いものですと、昭和30年に貸し付けているようなものもございまして、古いものが残っておる関係上、住民票や戸籍等本等の収集をこれまでやってきておりますけれども、行方がつかめていないという状況でございます。

○山口副主査　３件のうち、全部がかなり過去のもので、常識的に考えると亡くなってしまっているであろうという方々への貸し付けが、その３件ともそういう状態ですという理解でよろしいですか。

○長谷川経営金融支援室長　連帯保証人の所在が分からないというところもございます。一方で、貸し付けをした企業が、登記簿をまだ閉鎖していない、清算手続が終わっていないようなところもございます。そちらに関しましては、清算人の選任という手続が生じてまいりますので、そのあたりで、手続をどうするのかというところを総合的に考える必要があると考えております。

○山口副主査　昭和30年となってくると、もう70年ぐらいたっていると思うんですけれども、ずっと県庁の中では課題として積み残って、毎年やってきているものなんですか。過去の歴史は分からないんですけれども、事務処理は一生懸命しているのかもしれませんが、何十年もずっと結論を出されずに残っているというのは少し驚いています。直近になって発見されたというものなのか、それともずっと解決しないまま70年ぐらい来ていますというものなのか、そのあたりを教えてもらえますか。

○長谷川経営金融支援室長　後者のほうです。ずっとこのような状況が続いているということでございます。

○山口副主査　分かりました。

○日高委員　聞き逃したかもしれませんが、宮崎カーフェリーの償還はまだ決算には入っていないのですか。

○長谷川経営金融支援室長　宮崎カーフェリーの償還に関しましては、今年度から開始ということでございます。

○日高委員　まだ入っていない。

○長谷川経営金融支援室長　昨年度の決算ということで入っておりません。

○山口副主査　雇用労働政策課の「ひなたの極」認証制度ですけれども、登録した会社の数を載せていただいていますが、これに登録したり認証されることによって、実際雇用が増えたりとか採用に対してポジティブな影響があったというところの確認は何かしらされているのか教えていただけますか。

○湯浅雇用労働政策課長　分かりやすいところで言うと、県のほうで開催している就職説明会に参加するにあたって、「ひなたの極」認証企業については、優先して合同就職説明会に参加してもらっています。県でいくと「ひなたの極」がありますが、「えるぼし」といった国がやっている制度もあります。就職説明会に参加もしやすいし、働きやすい企業ですよというのをＰＲするのに使ってもらっているという状況がございます。

○山口副主査　「ひなたの極」認証によって、いろいろと優先的に参加ができますということですが、結局、彼らの採用にはプラスになっているのか、マイナスになっているのかということをお聞きしたかったところです。プラスになっているのかというところを追えているのか。採用募集していて、これまでは予定人数まで到達できなかったけれども、「ひなたの極」に登録をして、いろいろなセミナーに参加させてもらうと採用予定人数全部取れるようになりましたとか、応募人数が1.5倍になりましたとか、認証をすることによって、彼らの採用活動に具体的にプラスになっているのかというところを追えているのかどうかということを知りたいと思っています。制度としてのメリットについては重々分かりましたけれども、結果が出ているのかというところです。

○湯浅雇用労働政策課長　「ひなたの極」認証企業に対しては、毎年認証後アンケートを実施しておりまして、そのアンケート結果の中には、実際に認証されたことによって、採用にプラスになったというような回答もございます。

○山口副主査　プラスになったというのは、あくまで主観です。具体的に数字的なもので抑えているものはありますか。

○湯浅雇用労働政策課長　企業が人を採用する場合に、実際にこの人は認証を見たからここを選んだのかといった部分はなかなか捕捉が難しいところではございます。人を採用するにあたってはいろいろな条件が重なります。「ひなたの極」も１つでありますし、給料がよかったとかもあります。この認証をきっかけに実際に来たかを判断するのは難しいところです。

先ほど申しましたアンケートですけれども、実際に「ひなたの極」認証をとっている企業に対して、十分に人が採用できているのかをアンケートし、令和５年度については認証企業のうち56.5％が欲しかった人数がとれているというような回答があるところです。

○山口副主査　その56.5％が認証を受けていない企業に比べて高いのか低いのかが分からないと、「ひなたの極」認証がポジティブな制度になっているのかというところに到達できないと思います。登録している企業と登録していない企業との差が分からないと、ひなたの極に入ったほうがいいですよとか、ひなたの極がすごく効果を上げていますよというところを宣伝できないのではないかと思いますが、このあたりをこれから考えていただけないでしょうか。

○湯浅雇用労働政策課長　副主査がおっしゃるように、「ひなたの極み」認証があったことで分かりやすくというのも大事な観点だと思います。

一方、採用のためだけというわけではなく、そこの会社で働いている社員が、うちの会社は「ひなたの極」に認証されているということでモチベーション高く仕事ができたり、あるいはそれ以外の波及効果――あそこが取っているんだったらうちも取ってみよう、うちも働きやすい職場にしようというような相乗効果を期待しています。副主査がおっしゃるような、採用の観点も大事かと思いますけれども、「ひなたの極み」認証企業がもっと増えるように、いろいろな取組を併せたいと思っています。

○福田委員　先日、男女６名ずつのインターン生と工場見学に行ったんです。「女性と高齢者の就業支援」とありますが、その訪問先が、結婚された女性にお子さんがいたりして、１日のうちに２～３時間は取れるんだけれども、決まった時間に必ず出勤できるわけではないので、

その構内での内職というのがあります。だから女性の方が空いた時間に２～３時間来て、そこで内職する作業というのがあるんです。そういうものについて支援するような施策はないんですか。

○湯浅雇用労働政策課長　女性の働きやすい環境というのでいきますと、先ほどおっしゃった「女性と高齢者の就業支援」の中で、みやざき女性就業支援センターということで、県の中におよそ55歳未満の女性の方を対象にしたセンターを作っております。そこの相談員の方に、例えば限られた２時間で働きたいとか、あるいは毎日は出られないけれどもこの曜日は出られるとか、そういうことを相談してもらうと、企業開拓員の方と連携して企業を回って、こういう形で働きたい女性がいますがどうですか、みたいなことをやる取組を行っております。

○福田委員　そこで仕事を覚えて、正規に働けるようになったら正社員として働くという、そういうスタイルですから、平均年齢もうんと若いんです。20代の若者がたくさんそういう内職の仕事で働いています。以前も聞いたんですけれども、県でも、女性が働きやすい場所を支援するような施策があると、もっといろいろな企業も手を挙げてくるんじゃないかと思います。

○松浦商工観光労働部次長　女性の働く場ということで、いろんなライフステージで、子供が小さいときには少ししか働けなくて内職がしたいという方もいらっしゃると思います。内職支援センターという形で内職を御紹介するような制度もありますので、それぞれ女性の方がどれくらいの時間で、どのような働き方をしたいのかということで、いろいろな選択をできるようなメニューとして準備はしてあります。

○福田委員　ちなみに、都城工業団地に進出しました株式会社九州コガネイが新しいシステムをやっています。答弁はいりません。

○湯浅雇用労働政策課長　そういうところもしっかり勉強してやってまいります。

それから、先ほどの副主査の御質問で、「ひなたの極」認証企業の新規の採用充足率が56.5％では分かりにくいという話がありました。同じようなアンケートを一般企業にしたときに40.5％という数字がありますので、それと比較しますと「ひなたの極み」認証企業のほうが16％高い充足率という結果がございます。

○内田主査　ほか、ないですか。進行を代わってもらってもいいですか。

○内田主査　資料71ページになりますが、施策の成果や今後の方向性ということで、企業立地のところで質問をさせていただきたいと思います。

まず、企業立地課が窓口になっていらっしゃると思うので、いろいろな企業からの立地の相談が電話やメールで来ていると思います。いただいた相談を、どのように市町村から情報を取りながら振り分けているというか、こういう相談が来ていますよと市町村に投げていらっしゃるのかとか、庁内で横断的にいろいろ協議した上で市町村のほうに振っているのかという流れというのがあるんですか。

○今村企業立地推進局長　いろいろなところから当課に立地の相談があります。民間企業や民間企業が委託しているコンサル、意外と多いのが銀行関係や不動産関係ですけれども、そういう情報があったらこちらが行って、具体的に交通アクセスや土地の広さ等についてのどのような条件が必要なのかを全部、県のほうで聞いて、どの市町村がマッチするかというのは、当課のほうである程度振り分けをしています。当然、

関係課にも聞くことがありますけれども、当課で振り分けて、こういう情報があるんだけれども何かいい返しがありますかということで、複数の市町村へ投げています。市町村からのいい回答がありましたら、市町村と一緒にその企業を訪問して、もっと詳しい情報を聞いたりして立地につなげていくという流れが多いです。

○内田主査　銀行とかコンサルから来ていたときには出向いて行ってからということだと思うし、メールでしたらメールのやり取りで、県外とか海外だったときに電話でやり取りをしながらということだろうと思ったところです。

複数の市町村に話をするということですが、市町村によって準備ができているところや意欲的なところ、様々だと思うんですが、一番新しい情報を常に企業立地課が把握しているんですか。どの市町村がどれぐらいの土地が用意できているとか、全部把握できているんですか。それによって振っているのでしょうか。

○今村企業立地推進局長　随時、各市町村にはどのような用地があるか、どのような物件情報があるかは、県のほうで集約して、最新の状態にして、県の物件データベースとして持っています。お話があったらその中で、相応しい市町村に声をかけるということが多いです。

○内田主査　情報を取っているのは、企業立地課ということでよろしいですか。

○今村企業立地推進局長　当課から市町村には調査を依頼していますし、県庁にも規制を担当する課があります。都市計画課や農政関連といった補助を出しているところから情報が上がったりすることもあります。物件の情報も含めて、全て企業立地推進局で一括してデータベース化しているところであります。

○内田主査　常に用意ができているところとか、情報をいただいているということで、庁内横断的な連携もできているということで理解しました。

相談件数が年どれくらい来ているのか、以前伺ったときは把握していないということでしたが、実際に把握されていないのですか。メールとか銀行とかコンサルから年間何件来ているのかを踏まえて、市町村に振っていただいて、成功率がどれくらいだというところまで、しっかり分析していただかないと、補助金をこれから強化していくというときに、可能性と実態が合っていないということになります。分析がしっかりできていなかったら次に進めないのではないでしょうか。

国内外からの企業誘致をということで知事に頑張っていただいていますが、頑張っていらっしゃるところも増えてきていると思うんですけれども、市町村はどれくらい土地を用意すればいいのかとか、目安が分からなかったり、何か不透明だと思います。そういう分析とかがしっかりできないと、次のステージに向かってやっているのかが見えないと思っています。

まずは、年間どれくらい相談が来ているかということが分かれば教えていただきたい。その成功率まで分かれば教えていただきたいです。

○今村企業立地推進局長　非常に耳の痛い話でございまして、相談件数は数字として持っているものはございません。主査のほうから話がありましたことも踏まえて、今後しっかり分析して、今後の企業誘致活動につなげていきたいと思います。

○内田主査　数字が用意できていなくても、電話などをいただいたりしたら必ず報告されているんですよね。それぞれ条件も様々だと思うんですけれども、相談されていたら数はどこかに

残っていると思うんです。聞き流していないですよね。話を受けたもの全部が宮崎県で可能性がないか、立地ができるのではないかということで、前向きに進んでいるんじゃないですか。

○今村企業立地推進局長　電話とかメールとか、県庁の企業立地のホームページを見て御相談があったものについては全てお返しをしております。

○内田主査　そうであれば、数は分かるんじゃないかと思います。今、用意できていなくても控えていますよね。検討されたりしているということは、ほかの課とも横断的な取組をしているということは、断っていることもあるかも分からないですけれども、全て前向きに捉えて、カウントしていないとおかしいと私は思います。

○今村企業立地推進局長　やはり数字は持っていないんですけれども、相談を受けて実際に訪問した数は持っております。令和６年度について246件、大体毎年200～300件程度は、御相談をいただいた結果、より詳しい情報を取りに実際に訪問しているところでございます。

○内田主査　相談いただいたことで足を運ばれた件数はメールも含めてですよね。判断基準は何なのでしょうか。成功させようと思って足を運ばれていると思いますが、この相談は動かなくていいというのと、これは動こうと思う判断基準です。

もしかしたら県が断っているというか聞き流している相談が、市町村によっては欲しい案件かも分からないじゃないですか。私は、受けた相談は全て市町村にしっかりと渡すべきだと思います。用意できていないと思っているかもしれないけれども、もしかしたら市町村は用意できている可能性もありますよね。

○今村企業立地推進局長　御相談のあった件については、全ての市町村にではないですけれども、フィードバックはしているところです。

○山口副主査　暫時休憩します。

午後３時５分休憩

午後３時９分再開

○山口副主査　分科会を再開いたします。

○今村企業立地推進局長　これまでの相談の全数はカウントしておりませんが、県庁、３つの県外事務所でより確度の高いものを約400件訪問して、より詳しい情報を聞き取っています。そのうち、現在約35件が、非常に確度が高いということで、これについては市町村にも情報を共有して、いい物件・案件がないかということで、フィードバックをお願いしているところです。

○内田主査　それぞれの市町村も努力いただいている中で、一般質問の中でも言ったんですけれども、南海トラフ地震対策ということで、地元企業も事業拡大とは別に移転の問題を抱えているところもあり、県としては、国内外からの企業誘致をということで旗を振っていただいていて、市町村もやる気を出しているところだと思うんです。

それで、ただ単に土地が用意されているからとかではなくて、空きビルとかもあります。小規模でも企業を誘致したいと思っている市町村もあると思うので、県が取得した情報を市町村に投げていただけるような体制をしっかりとつくっていていただきたいと感じました。

都市計画課や担い手農地対策課とか、関係する部署もあるんですけれども、その２課は規制する側なので、その２課からの情報は、そこまで前向きな情報ではないのではないかと思います。県庁全体で、企業誘致に向けて、これだけ旗を振って頑張っているんだということで市町

村を支えていただきたい。

資料71ページの下のほうに、補助金とかの補助率を見直す支援制度の充実を図っていきますというようなことも今後の方向性として書いてありますけれども、しっかりと分析していただいて、これだけの土地が足りないんだ、これだけの企業から相談を受けているんだという目安がないと、どれだけの土地を用意していいのか分かりません。

補助金の話もありました。いろいろな事業の質問もありましたけれども、本当に予算として足りないのかどうかも見えてこないので、どれだけの話が来ていて、どれだけの企業誘致を宮崎県が考えていて、その目標が市町村と合っているのかどうかということも含め、来年に向けてしっかり実行し、成果を上げていただきたい。

知事は九州知事会の会長もされているのだから、熊本県からの流れだったり、半導体だったり、九州は１つということを堂々と言えるような宮崎県であってほしいなと私は思います。担当の皆さんも、１件でもキャッチするというような意気込みでやっていただきたいと思って質問をさせていただきました。

決算審査ですけれども、来年に向けても課題としてしっかり前向きに受け止めていただきたいなと思っていますので、この質問を受けて御答弁をお願いします。

○今村企業立地推進局長　主査のお言葉を受けまして、県庁内各課、それから何よりも、市町村との連携が企業誘致については大事でございますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○日高委員　立地相談件数を把握していないことは、私は分かります。センターを持っていて、センターでプロパーがやっていれば、件数は絶対分かるわけです。ＵＩＪターンセンターとか、いろいろな相談窓口があればできる。

企業立地課に、相談件数全部を把握できる受付がいますか。やはりできないでしょう。センターを設置して件数を把握するというところまで踏み込むのであればいいですけれども、また「立地相談件数は何件か把握していますか」、「いや、していません」となりますよ。企業立地課の今の体制で件数の全数把握ができるのであればいいですよ。

○今村企業立地推進局長　今の体制で全ての件数をしっかりっていうのは、なかなか正直、厳しいかなと思いますけれども、その相談を受けて訪問した数とか、メールで返した数、このあたりはしっかり数字を残していきたいと思います。

○日高委員　結局、相談件数の把握はできないということでしょう。

○今村企業立地推進局長　なかなか厳しいと思いますけれども、数字として残せるものはしっかり残していきたいと考えております。

○日高委員　初めからそう言えばよかったような気がします。

○内田主査　ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって商工観光労働部第１班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時21分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

これより、観光推進課、スポーツランド推進課、国際・経済交流課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求め

ます。

○矢越観光推進課長　観光推進課の令和６年度決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の決算72ページを御覧ください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明いたします。

表の上から２番目、観光推進課一般会計の欄を御覧ください。

予算額20億6,893万6,552円に対しまして、支出済額17億4,650万6,460円、翌年度への明許繰越額4,281万2,000円、不用額２億7,961万8,092円、執行率84.4％、翌年度繰越額を含む執行率は86.5％であります。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、御説明いたします。

上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は、同じく２億7,961万8,092円、執行率84.4％となっております。

主なものといたしましては、73ページを御覧ください。

下から３段目の負担金、補助及び交付金の２億7,563万1,029円でありますが、これは主に、昨年８月の南海トラフ地震臨時情報発表により生じた国内外観光客の不安を払拭し、本県への観光需要を早急に回復するための緊急的な誘客対策や、海外からの直行便を活用した旅行商品造成に係る支援の執行残でございます。

次に、特別会計について御説明いたします。

74ページを御覧ください。

表の上から２番目の、えびの高原スポーツレクリエーション施設（特別会計）の合計額になりますが、予算額9,166万6,000円に対しまして、支出済額4,102万669円、翌年度への明許繰越額5,026万8,000円、不用額37万7,331円であります。

上から３段目の（目）観光費の執行率が44.8％でありますが、これは、えびの高原アイススケート場の製氷車収納庫兼倉庫につきまして、関係機関との調整に日時を要したことから、令和７年度に繰り越したためであり、繰越額を含めた執行率は99.6％となっております。

続きまして、資料の75ページを御覧ください。

一番上の県営国民宿舎（特別会計）の合計額になりますが、予算額１億3,545万5,000円に対しまして、支出済額１億2,572万8,911円、不用額972万6,089円、執行率92.8％であります。

上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は972万6,089円となっております。

主なものといたしましては、表の下から４段目の工事請負費の437万1,891円でありますが、これは、えびの高原荘の従業員寮屋根改修工事や放送設備改修工事の執行残になります。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料の76ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

ページ中ほど、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額4,149万6,588円に対しまして、収入済額は4,149万6,588円となり、収入未済額はございません。

続きまして、77ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

ページ中ほどにあります、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額１億3,535万5,527円に対しまして、収入済額１億3,535万5,527円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上で

ございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の78ページを御覧ください。

「産業づくり」の「３　活発な観光・交流による活力の維持・創出」の「（１）観光の振興」についてであります。

まず、「ＭＩＣＥ強化」につきましては、県観光協会におきまして、本県で開催された企業の会議や学会などの主催者に対して50件の開催支援補助を行い、延べ２万661人の宿泊につなげるとともに、企業や大学関係者等のキーパーソンの招請等を実施し、今後のＭＩＣＥの本県開催に向けた誘致活動を実施したものであります。

次に、79ページを御覧ください。

３段目の「宿泊業の生産性・サービス向上支援」では、観光客のさらなる受入れ等を見据え、人手不足等で厳しい経営環境にある県内宿泊事業者の生産性やサービス向上の取組を支援するため、自動チェックイン機といったＤＸ機器の導入など、計46件の支援を行いました。

その次の「観光人材確保緊急対策」では、観光産業の国内外からの観光客の受入れ体制を強化するため、人材確保のための広告等の情報発信に対する支援を行い、当該事業によりまして52名の採用につなげたところであります。

次に、80ページを御覧ください。

上段の「みやざき観光情報発信強化」では、国内向け県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」において、新たな観光スポットや特集記事を追加するなど内容充実に取り組み、アクセス数は、対前年比1.7倍の573万回と大幅に増加したところであります。また、海外向けの観光サイト「ＶＩＳＩＴ　ＭＩＹＡＺＡＫＩ」については、国内向け県公式観光サイトと連動した多言語ページに改修を行ったものです。

次に、その下の「県民総参加！ひなたプロモーション」は、本県のシンボルキャラクターであるみやざき犬を活用した魅力発信事業では、みやざき犬を県内外のイベントなど532回派遣したところであります。また、昨年開催されました、ひなたフェス2024におきましては、26市町村とのコラボ企画を実施し、県内周遊へつなげました。そのほか、本県ゆかりの著名人の方などに県の魅力発信に御協力等をいただくため、みやざき大使への就任をお願いしております。令和６年度には、日向坂46のメンバーや髙石あかりさんなど４組に委嘱させていただきました。

次に、81ページを御覧ください。

２段目の新規事業「メタバースで「日本のひなた」ＰＲ」は、インターネット上に構築された３次元の仮想空間であるメタバース上に「バーチャルみやざき」を構築し、県内の旅行先として県庁本館及び体験ができる観光地として、鵜戸神宮や高千穂峡の、合わせて３か所を再現したところであります。

次に、82ページを御覧ください。

１段目の改善事業「宮崎の強みを生かした誘客」は、国内交通事業者等と連携した観光プロモーションや、食や神話を生かした誘客事業として、それぞれデジタルスタンプラリーを実施し、合わせて8,247人の参加があったところであります。

３段目の新規事業「観光みやざき緊急誘客」は、昨年８月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたこと等によりまして生じた国内外観光客の不安を払拭し、本県への観光需要を早急に回復するため、緊急的な情報発信及び誘客対策として、国内向けには、団体客の旅行商品を造成販売した事業者への支援を行い、延べ

１万1,668人の宿泊につなげるとともに、海外向けには、現地旅行会社と連携したプロモーション等を行ったところです。

次に、83ページを御覧ください。

上段の「大阪・関西万博を見据えた観光誘客促進」は、大阪・関西万博を契機とした本県への誘客を図るため、交通各社との連携プロモーションや、関西圏でのイベント出展等を行ったものであります。

次に、84ページを御覧ください。

上段の改善事業「外国人個人観光客誘客」では、海外向けＳＮＳを活用した情報発信に取り組み、18万人を超えるフォロワーを獲得するとともに、ＯＴＡと呼ばれるオンライン旅行代理店等と連携し、韓国、台湾、香港、ＡＳＥＡＮ、中国市場向けにデジタルプロモーションを実施したものであります。

下段の「みやざきインバウンド誘客回復・強化」は、海外現地の旅行博出展により本県の観光ＰＲを行うとともに、九州各県で東アジアとの直行便が多く運航されている状況を踏まえ、旅行会社に対し、県外空港経由で本県を周遊する旅行商品の造成支援等を行い、インバウンドの誘客促進を図ったものであります。また、海外クルーズ船の誘致拡大を図るため、海外クルーズ船を取り扱う旅行会社招請等の取組も実施いたしました。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

最後に、令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明させていただきます。

87ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。

88ページの一番下、意見・留意事項等の欄にありますとおり、「指定管理者と十分連携を図りながら、引き続き利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原スポーツレクリエーション施設は、屋外型アイススケート場としましては日本最南端に位置し、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設であります。県としましても、えびの市や関係機関との連携を強化し、効果的な情報発信を行うなど利用者の確保や、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

続きまして、89ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計についてでございます。

90ページの一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「指定管理者と十分連携を図りながら、引き続き利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原荘及び高千穂荘では、それぞれの指定管理者が魅力的な宿泊プランの造成に取り組むなど、集客の強化に取り組んでいるところであります。県としましても、地元市町や関係機関との連携を強化するとともに、効果的な情報発信や、旅行会社に対して施設を活用したツアー造成の働きかけなどを行い、利用者のさらなる確保や、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○渡邊スポーツランド推進課長　スポーツランド推進課の令和６年度決算について御説明いたします。

委員会資料91ページを御覧ください。

表の１段目、スポーツランド推進課の計です

が、予算額７億9,310万6,289円に対しまして、支出済額７億5,581万2,345円、翌年度への明許繰越額1,046万円、不用額2,683万3,944円、執行率95.3％、翌年度繰越額を含む執行率は96.6％であります。

目の執行残が100万円以上のものについて、御説明いたします。

一般会計、上から３段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は2,683万3,944円となっております。

主なものとしまして、まず、表の中ほど、委託料の不用額909万6,512円であります。

これは、プロ野球キャンプの管理運営事業について、日程の変更に伴い作業人数や日数が減少したことや、県内スポーツ施設の視察受入委託業務について、受入チーム数の実績数が見込みを下回ったことなどにより執行残が生じたものでございます。

次に、一番下の、負担金、補助及び交付金の不用額1,628万7,912円であります。

これは、市町村等が実施する資機材及び合宿所整備補助事業について、事業実績に伴う執行残や、合宿、大規模大会等の受入れ支援事業等の実績に伴う執行残が生じたこと等によるものであります。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料92ページを御覧ください。

「産業づくり」の「３　活発な観光・交流による活力の維持・創出」の「（１）観光の振興」についてであります。

まず、「スポーツランドみやざき誘客推進」につきましては、春季キャンプを行うプロ野球球団の受入支援や、みやざきフェニックス・リーグ、青島太平洋マラソン等に対するスポーツイベント開催支援のほか、本県合宿を行うプロスポーツチーム等に対し、歓迎セレモニーとして県産品を贈呈するなどの実績61件や、アマチュアスポーツ団体につきましても915団体に対し、合宿やイベント開催に対する支援を行ったところです。

次に、93ページを御覧ください。

上段の改善事業「スポーツランドみやざき全県展開」は、国内外代表合宿の受入支援として、ラグビー日本代表や侍ジャパン、ＷＢＣニカラグア共和国代表などの国内外のスポーツチーム計８チームに対し、受入支援を行いました。また、大規模スポーツイベント・大会等の支援として、ソフトバンク公式戦やＭＩＹＡＺＡＫＩ　ＳＵＲＦＩＮＧ　ＧＡＭＥＳ等の開催についても支援を行いました。

下の段の新規事業「スポーツキャンプ総合窓口等設置」は、スポーツ合宿に係るワンストップ相談窓口として、ひなたスポーツ観光ステーションを県観光協会内に令和６年９月に設置したものであります。実績としましては、相談受付は66件で、うち24件が合宿誘致につながったところです。

次に、94ページを御覧ください。

新規事業「市町村スポーツ施設等整備強化」は、スポーツランドみやざきの全県化を進めるため、市町村が実施するスポーツキャンプ・合宿や、大会開催のための施設整備や合宿所整備について、令和６年度は８市町村へ支援を行いました。

主要施策の成果に関する説明は以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○牧国際・経済交流課長　国際・経済交流課の令和６年度の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の右下、96ページをお開きください。

表の１段目にありますとおり、国際・経済交流課の令和６年度の予算額は９億5,754万7,000円、支出済額は８億8,815万834円で、翌年度への繰越額は3,296万8,000円、不用額は3,642万8,166円であり、執行率は92.8％、翌年度繰越額を含んだ執行率は96.2％となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90％未満のものについて、御説明いたします。

まず、上から４段目の（目）計画調査費であります。不用額が1,572万9,367円となっております。これは主に、「世界とのつながり強化推進」における、国外からの招聘者に要する旅費の執行残や、「外国人材受入環境整備」における、公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託料（事務費）等の執行残であります。

次に、97ページを御覧ください。

上から３段目の（目）商業振興費であります。不用額が26万6,180円、執行率は83.6％となっております。これは主に、伝統工芸品の認定協議等に要する旅費の執行残であります。

次に、98ページを御覧ください。

上から１段目の（目）貿易振興費でありますが、不用額が909万2,441円となっております。これは主に、「「世界の活力とりこみ」強化推進」の委託料や、職員旅費の執行残であります。

次に、99ページを御覧ください。

上から１段目の（目）物産振興費であります。不用額が948万1,413円となっております。これは主に、「ふるさと宮崎応援寄附金拡大」において、返礼品発送業務等の委託料の執行残であります。

次に、100ページを御覧ください。

上から２段目の（目）観光費でありますが、不用額が185万8,765円となっております。

主なものは、上から３つ目の（節）共済費でありますが、これは、令和７年１月30日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことによる執行残であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

101ページの、「人づくり」の１、「（１）グローバル化への対応」についてでありますが、次の102ページの表の１番目、「多文化共生地域づくり推進」であります。これは、地域住民と外国人住民とが共に地域社会の一員として理解し、協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、宮崎県国際交流協会に業務を委託しているもので、多文化共生アドバイザーの派遣により、県民向け異文化理解講座を実施したほか、外国人住民支援事業として、外国人向け防災セミナーを開催したところであります。

次に、103ページを御覧ください。

表の２番目、「外国人材受入環境整備」であります。これは、外国人住民が増加する中、行政・生活全般に関する情報提供や相談対応を一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターを運営するとともに、地域や外国人住民等のニーズを踏まえた日本語教育の充実を図り、外国人住民も住みやすい社会づくりの推進に努めたところであります。

次に、104ページを御覧ください。

表の１番目、新規事業「宮崎県人会活性化・

ネットワーク化」であります。これは、令和５年度の宮崎県人会世界大会開催を契機に新たに築かれたつながりを活用し、国内外の県人会を招聘し、県人会の活性化や次世代への承継に向けた次世代育成会議の開催をはじめ、ネットワークの強化を図るために、宮崎県人会ホームページの開設及び情報発信など、県や県人会同士の交流による関係構築を図ったところであります。

次に、新規事業「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」であります。これは、昨年度、ブラジル宮崎県人会創立75周年を記念し、本県関係者を含め約350名が式典に参加し、本県とブラジル宮崎県人会との親善を深めるとともに、ブラジル県費留学生事業や農業青年国際交流受入れなど、宮崎県人会世界大会を契機とした、本県とブラジルのつながりの強化推進に努めたところであります。

次に、106ページを御覧ください。

「産業づくり」の２、「（１）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」についてであります。

まず、表の１番目、「みやざき海外拠点運営強化」であります。これは、上海及び香港に海外交流駐在員を配置して、貿易・投資等に関する情報収集や、県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところであります。

次に、107ページを御覧ください。

表の１番目、「みやざきＳＨＯＣＨＵ輸出促進」であります。これは、本県の主要輸出品目である焼酎について、海外市場開拓を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーション等に取り組んだところであります。

次に、108ページを御覧ください。

表の３番目、「ふるさと宮崎応援寄附金拡大」であります。これは、ふるさと納税制度を通じて、県産品をはじめ、本県ならではの多彩な魅力を発信することにより、地場産業の振興や域内経済の循環、地域の認知度向上につなげるものであります。

次に、110ページを御覧ください。

表の２番目、「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化」であります。これは、大阪・関西万博に向け、高まる関西圏の経済活力を取り込むため、県産品の期間限定ショップ、いわゆるポップアップショップの展開や、大規模商談会出展支援など、県産品を「見る」「知る」「買える」機会の創出を通じ、県産品の認知度向上、販路拡大を図ったものであります。

次に、111ページを御覧ください。

「「チームみやざき」による経済交流」であります。これは、県が物産貿易団体と連携し、輸出に取り組む県内事業者を「チームみやざき」体制で支援することで、県産品の輸出のさらなる拡大を図り、グローバルプランが目指す世界からの活力取り込みにつなげるものであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査　以上で、説明が終了いたしました。

委員の皆様にお諮りいたします。

質疑においては、明日の10時から再開ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、執行部の皆様にも、たびたび御足労願いますが、明日の10時から再開ということでよろしくお願いいたします。

以上をもって本日の分科会を終了します。

午後３時51分散会

令和７年９月30日（火曜日）

午前９時58分再開

出席委員（６人）

主査	内田理佐
副主査	山口俊樹
委員	日高博之
委員	福田新一
委員	岩切達哉
委員	脇谷のりこ

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	児玉浩明
商工観光労働部次長	松浦好子
企業立地推進局長兼企業立地課長	今村俊久
観光経済交流局長	鬼塚保行
商工政策課長	河村直哉
経営金融支援室長	長谷川誠
企業振興課長	徳地清孝
先端技術産業推進室長	加藤和樹
雇用労働政策課長	湯浅聡
観光推進課長	矢越智郁
スポーツランド推進課長	渡邊陽生
国際・経済交流課長	牧浩一
工業技術センター所長	鍋島宏三
食品開発センター所長	黒木俊幸
県立産業技術専門校長	守部丈博

県土整備部

県土整備部長	桑畑正仁
県土整備部次長（総括）	海野由憲
県土整備部次長(道路･河川･港湾担当)	中原学
県土整備部次長(都市計画･建築担当)	迫節夫
高速道対策局長	山浦弘志
管理課長	小薗真二
用地対策課長	前村敦子
技術企画課長	植村幸治
工事検査課長	佐藤祐之
盛土対策課長	前田秀高
道路建設課長	椎葉倫男
道路保全課長	大部薗一彦
河川課長	中武透
ダム対策監	山下修
砂防課長	三橋剛
港湾課長	那須紘之
空港・ポートセールス対策監	髙澤俊満
都市計画課長	村岡昭彦
美しい宮崎づくり推進室長	丸岡浩二
建築住宅課長	松田真二
高速道対策局次長	杉本達哉

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課主査	増田匠
政策調査課主任主事	岩倉有希

○内田主査　分科会を再開いたします。

昨日の続きからになりますが、説明が終わったというところで、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。

○日高委員　資料82ページの「観光みやざき緊急誘客」についてです。

フェイクニュースじゃないですけれども、台

湾関係でいろんなことがあったと。観光客の足が遠のく可能性が出てきたものだから誘致事業をやったということで、緊急と言っているんですね。宮崎県の場合は、常に緊急じゃないかと思っています。商工観光労働部の観光の予算を見てみると、外国人誘客も中途半端で本当にやる気があるのかと感じます。緊急という１つの事業の実績内容ということで書いていますが、観光については、こういうことを常に緊急的にやるべきじゃないかと思うんですけれども、それについてお伺いします。

○矢越観光推進課長　御指摘のとおり、状況に応じて観光需要を喚起するための対策というのはいろいろと打っていかなければいけないと考えております。

資料82ページの「観光みやざき緊急誘客」について御説明させていただいた中では、昨年度、南海トラフ地震臨時情報が日本で初めて発表されました。キャンセル等も大変出ましたので、国内外の観光客の不安を払拭し、観光需要を早急に回復するためということで、緊急的に措置させていただいたものになります。具体的には、アシアナ航空のホームページを活用したプロモーションでは、特集ページをつくっていただいたり、予約特典としてクーポンを付与したりしました。ロッテ観光につきましては、テレビショッピング等々の旅行商品の造成支援等、台湾につきましては、増便を見据えてファムツアー等々の実施をさせていただいたところであります。

繰り返しになりますけれども、コロナ禍前の状態にまだ回復していない本県においては、例えば自然災害――今年度におきましては予言の関係等で大きく落ち込んだりしましたけれども、そういった事象に対しまして、適切に需要喚起のための対策なり、プロモーションなりを打っていきたいと考えております。

○日高委員　それは分かっているんです。常に緊急であるくらいのレベルでやっていかないといけないんじゃないかという、そういう質問をしています。

○矢越観光推進課長　通常の取組以上に、常に緊急的なプラスアルファの部分をということだと思うんですけれども、我々としましては、既存の事業なりをその都度ブラッシュアップしていくことで、委員の御指摘の部分に応えていくのかなと考えております。

○日高委員　これ以上言ってももうあれなので、もう言いません。

あと、資料84ページの外国人誘客関連の事業については、何をしているのでしょうか。この程度で本当に他県との差別化ができるような誘客対策が整っているのでしょうか。これは決算ですから、今は新しい事業も多分やってきているとは思うんですけれども、本当にこの程度でいいのかという気がしているんです。

○矢越観光推進課長　資料84ページの上段と下段もインバウンド関係の取組になります。基本的には直行便対策を柱としまして、直行便の搭乗率をしっかり総合交通課と連携して埋めていく、それが県内の宿泊に一定程度つながっていくと考えております。

それから情報発信の部分につきましては、観光客の動向として、個人観光客が割合として増えてきているということもあります。オンライントラベルエージェント――ＯＴＡ関連との連携、それから宮崎県内でのアクセス関係、これは２次交通対策の部分にもなります。あと特に欧・米・豪の方々につきましては体験型の観光を重視されるところもありますので、アドベン

チャーツーリズム等の商品造成に取り組みながら、外国人観光客のインバウンド関係の誘客促進を図っているところであります。

ＳＮＳのほうも５言語９媒体で情報発信しております。18万人程度のフォロワー数になっておりますが、昨年度は15万人程度でしたので、この部分でも大きく情報発信できているんじゃないかと考えております。

○日高委員　令和５年度から繰越しがあるけれども、何を繰り越しているのでしょうか。

○内田主査　「みやざきインバウンド誘客回復・強化」の令和５年度からの繰越額４億8,369万4,000円です。

○矢越観光推進課長　決算84ページの繰越しの部分は、観光推進課の合計繰越額になるかと思います。

○日高委員　観光推進課は「みやざきインバウンド誘客回復・強化」で全部繰り越しているということですか。

○矢越観光推進課長　決算84ページの右下の一番下の繰越額については、観光推進課の事業の全ての繰越額の合計額ということになります。

○日高委員　だから、観光推進課の繰越しは全部「みやざきインバウンド誘客回復・強化」のところになっていると、この表だとそう見えますよね。

○内田主査　見えますね。

○矢越観光推進課長　繰り返しになりますが、決算84ページの下の段に合計というところがありますけれども、これは報告させていただいております観光推進課の全ての事業の合計額ということになります。「みやざきインバウンド誘客回復・強化」で繰り越している額ではございません。

○日高委員　そういうつくりになっているのか。

○矢越観光推進課長　観光推進課の繰越額は決算79ページの一番下の「観光人材確保緊急対策」2,105万1,000円と、82ページの「県内旅行宿泊応援クーポン付与」４億6,264万3,000円の２つでありまして、その合計額が84ページに記載されていることになります。

○福田委員　資料80ページの下段、「県民総参加！ひなたプロモーション」の主な実績内容等に、日向坂46の誘致及び市町村やひなたフェス2024とのコラボ企画の実施とあります。26市町村をうまく巻き込んだ企画だと思うんですけれども、そのコラボ企画というのを説明していただけますか。

○矢越観光推進課長　ひなたフェス2024の際に、せっかく宮崎県にお越しいただくので、なるべく県内を周遊していただこうということで、県内26市町村それぞれに日向坂46のメンバー貼り付けました。貼り付けたというか、この市は誰というような形で、応援の方を貼り付けまして、その方々のポスターやのぼり旗を各市町村に配置して、そのファン――おひさまの方々に周遊していただきました。

第２弾としまして、フェスが終わった後に、今度はポスターに直筆のサインをしていただきまして、市町村に配置された日向坂46のアイドルが直接、宮崎県の推しの部分といったところをアプリ等から生の声で聞けるような、その市町村に行っていただいて、アプリを介してスマートフォンをかざしていただければ、そういう音声も聞こえるということで、そういう工夫をしながら、県内の周遊を図っております。

○福田委員　日向坂46についてはあまり知らないんですけれども、予想よりもかなりの経済効果が出たと記憶しています。これだけすごかったというのを数値的に出せるものがありますか。

○矢越観光推進課長　主催者が宮崎大学と組んで試算した経済効果のほうは、約29億円と発表されております。

○福田委員　会場がひなたサンマリンスタジアム宮崎でしたよね。知事も、「ああいうところで、ああいうコンサートができるんだというのを自分でも実感した」ということを、いろいろなところで発言されるんですけれども、次に展開していこうという企画はないんですか。

○矢越観光推進課長　ひなたサンマリンスタジアム宮崎で初めて音楽イベントをやったということになりますけれども、非常に経済効果が高いということもありまして、知事のほうからも再度、県有施設を利活用したイベントということで指示が下りてきております。我々も、２度目のひなたフェス開催に向けて、動いているところであります。

○岩切委員　資料82ページです。

先ほどの日高委員の質問に関連するんですが、予算額に対して決算額の乖離が一番大きいのは、「観光みやざき緊急誘客」だと思っています。１億数千万円ほどの執行残ということになるんですが、この緊急誘客ということで企てられた企画に対して、費用面では十分に使えなかった事情があるようですね。この事業については、費用は抑えた上で十分な効果を得たという理解でいいのでしょうか。それとも、いろいろな障害があって、十分に費用を使えずに終わったと理解すればいいのかを教えてください。

○矢越観光推進課長　委員御指摘のとおり、１億4,000万円ほど執行残が出ております。これにつきまして主なところを申し上げますと、団体旅行者対策としまして、団体客やグループ旅行を中心とした誘客を図るために、旅行会社の旅行商品造成に対しまして、送客実績に応じて１人当たり3,000円の補助を実施するということで予算を組んでおります。５万人分となる１億5,000万円の予算を準備したんですけれども、実績のほうが１万2,000人泊程度であり、予算額のほうが3,500万円程度ということになったことが主な要因になっております。

キャンペーン期間中が令和６年11月～令和７年１月だったんですけれども、ここの延べ宿泊者数を見てみますと、前年同月期と比べまして17％ほどの増となっておりますので、そういう意味では一定の効果があったと考えているところであります。

○岩切委員　５万人分に対して１万2,000人分だったけれども、前年よりは大きかったのでという理解ですね。

もう既に今年度も半年ほど経過しつつあるんですけれども、その余波みたいなものが令和７年度につながってきているというような理解でよろしいでしょうか。

○矢越観光推進課長　今年度の延べ宿泊者数の状況を見てみますと、昨年度よりは回復してきております。この事業が直接の要因と言えるかどうかは分かりませんけれども、我々の取組の一定の成果がそういう結果として現れていると考えております。

○岩切委員　県単でせっかくつけていただいた大きなお金なので、その効果が今年度、来年度とつながっていけばいいなと思っております。あとはまた別の機会に。

○日高委員　５万人泊を３か月間で目指した緊急事業ですよね。１万2,000人泊ということは、これは少しおかしくないですか。３万8,000人泊分が余っているわけだから、５万人泊を目指した以上はもっと努力しないといけない。

緊急の事業なので繰越しじゃないですよね。

５万人分で１万2,000人というのはどうかなと思います。５万人で３万人とか３万5,000人だったら話は別だけれども、緊急で５万人泊をやらなきゃいけないのに、その２割強です。それで成果があったというのは少し違うと思います。

○矢越観光推進課長　御指摘のとおりかと思います。せっかくつけていただいた予算を有効に活用できなかったというところは、我々も反省すべき点だと思っております。

私が先ほど申し上げたのは、前年同月期と比べて17％ほど伸びているということですので、このキャンペーンの成果が一定程度あったのではないかというように申し上げたところです。

○日高委員　まずは、何が足りなかったかというのをやはり反省するところだと思います。

あと、17％宿泊客が伸びたというのは、その関係もあると思うんですけれども、他県はどんどん伸びてきているわけですから、普通伸びてきますよね。だから、商工観光労働部自体の目指すところがどこなのかが分からないんです。コロナ禍からどこまで回復して、どのぐらいの位置に持っていくのかというのが分かりません。宮崎県の状況を考えると簡単ではないというのは分かるけれども、もう少し特筆的にやらないといけないのではないでしょうか。

私から言えば、財政課も財政課です。財政課が予算をつけて、これだけ不用額として上がるわけだから、やはり財政課も考えてやらないといけない。ピシャッとしたところを考えなよ。そこについてはしっかり言っておきなさい。だから、財政課と商工観光労働部はしっかり連携しないと駄目ですよ。やれることはどんどん提案してやらないといけないわけなので、これがなぜ緊急事業で……。これについては、もう結果論なのでしようがないですけれどもね。やるのであれば計画性を持ってやってください。予算をつけたら、しっかりと満額使う。足りなくて逆に補正予算を組まないといけないくらい観光関係は重要だから、お願いします。

○矢越観光推進課長　我々も多額の執行残が残ったことに対しましては、歯がゆい思いはしております。御指摘を踏まえて、つけていただいた予算を有効活用できるように、今後も一生懸命頑張っていきたいと思います。

○岩切委員　資料80ページの「みやざき観光情報発信強化」で、みやざき観光ナビが対前年比172％のアクセス数ということで、相当に大きく伸びております。私も時々、みやざき観光ナビをチェックするんですが、非常に見やすくなって、項目ごとに内容がどんどん出てくるような工夫がされています。従前の観光サイトから変えていく過程の中で、どのような目標でつくられたのでしょうか。要は、宮崎県を知っていただくということなのか、それとも宮崎県に来ていただくという方向なのか、どの層をターゲットにしていらっしゃるのか、そのあたりのコンセプトを報告いただけますか。

○矢越観光推進課長　みやざき観光ナビにつきましては、令和６年２月14日にリニューアルさせていただきました。我々としては、公式の観光ナビのほうにアクセスを増やしたいということもありまして、従前のサイトとの違いとしまして、誘客キャンペーン等の広告などで、サイトのほうに積極的に誘導するような取組が１つ。また、サイトの更新頻度を高くしますとインターネット上の検索結果の上位になりますので、露出を高めるためにも更新頻度を高くしており、みやざき観光ナビですと、ほぼ毎日何かしら情報を更新しているような状況になっております。あとは、特集記事やイベント情報を継続的に発

信することで、閲覧者の満足度やサイトへの再訪意欲といったものを高めたいと考えております。

○岩切委員　物すごくよくなったということで見させていただいておりますが、ホームページというのはこちら側から積極的に入っていけないと見られません。勝手に入ってくるというのは、大体ＳＮＳ系ですね。みやざき観光ナビが確かフェイスブックか何かを持っていらっしゃったと思うんですけれども、そこから思わず、みやざき観光ナビのホームページのほうに行きたくなるような、フェイスブックやＸの活用をさらに強化していただければありがたいと思うんですけれども、そういうシステムは既にお願いはできていらっしゃるのでしょうか。

○矢越観光推進課長　みやざき観光ナビにそういうリンクを貼るなり、誘導するなりといったことはもちろんですけれども、先ほど言いましたように、誘客キャンペーン等をするときには、ホームページのほうに誘導できるような取組をさせていただいているところであります。

○脇谷委員　資料81ページですけれども、「教育旅行誘致・定着促進」につきましてお伺いいたします。

昨年の決算審査では、施策の成果及び今後の方向性について、特段に取り上げて書いてあったと思っております。昨年の決算審査には、貸切バスの借上料及び商品企画開発費支援ということが書かれており、それを着実に実行されているということですばらしいんですけれども、実績の18校は目標に達しているのでしょうか。どれくらいの目標を立てていて、この実績についてどう捉えていらっしゃるか、教えてください。

○矢越観光推進課長　我々としましては、もちろん、より多くの学校に来ていただきたいと考えております。令和５年度と令和６年度を比較しますと、令和５年度は44校で令和６年度は18校ですので、実績としては下回ってしまったということになります。

ここでは令和５～７年度の３か年間の成果指標として、教育旅行の延べ宿泊者数３万人にしております。補助金とは関係ありませんけれども、教育旅行全体の宿泊者の受入れとしましては、令和５年度が7,684人、令和６年度が7,291人ですので、年間１万人程度の宿泊者で計算しますと、まだ成果指標に対しては実績が足りていないというような状況になっております。

○脇谷委員　ある県内の大きな企業の方が、教育旅行を県内にすべきだとおっしゃっていました。それからコロナ禍によって県内教育旅行が増えたということを捉えて、その方が言ったように、実際に県内教育旅行が増えたんだけれども、それがコロナ禍によってこういうふうに多くなったのかと言われました。コロナ禍においては県内教育旅行が増えたけれども、今後どのように持っていかれるのかというところをお伺いします。

○矢越観光推進課長　コロナ禍において、県外のほうに教育旅行に行けないという実態もあって、その期間中、県内の教育旅行というのは実績としては多く出たところです。我々としましては、せっかく県内で教育旅行をしていただくというところだったので、コロナ禍後もなるべく県内でと考えており、セールス等を行っていましたが、やはりコロナ禍が明けていきますと、県外のほうに、元に戻っていくというような状況もございます。

ただ、先ほど延べ宿泊者数の数字を申し上げましたが、令和５年度と令和６年度は7,000人程

度で、よく言えば踏ん張っているほうだというような感じはしております。

外国の方々が県内に教育旅行で来ていただいている実績も増えてきております。我々としましては、特に台湾ですけれども、訪日の教育旅行の分野についても、今後は力を入れていきたいと考えております。

○脇谷委員　よろしくお願いします。

○山口副主査　資料81ページにメタバースの新しい取組があったと思うんですけれども、構築したところに、実際どれくらい来たとかは分かるものですか。

○矢越観光推進課長　昨年度構築いたしましたバーチャルみやざきには、延べ5,529人の方が来ていただいております。

○山口副主査　メタバースに詳しくないので、どう評価すべきものなのかが分からないんですけれども、目標値を達成されているとか、メタバース界隈ではかなり来ているほうだとか、そのあたりは分かりますか。

○矢越観光推進課長　メタバース空間をつくっている他県の自治体もあるんですけれども、そこと比べますと、宮崎県が一番数字的には多かったと記憶しております。

○山口副主査　県としての目標値みたいなのあったんですか。

○矢越観光推進課長　認知度ランキングというものがありまして、その順位を上げようということを成果指標と上げております。令和４年度の認知度ランキングが38位でしたが、令和６年度も同じく38位ということになっております。

○山口副主査　えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、県営国民宿舎特別会計についてなんですけれども、繰越しがいろいろとあったという話もあるかと思いますが、令和６年度に指定管理者が変わったんですよね。令和５年の末に募集されていたと思います。しかし、予算上は当初予算で組んでいたと思います。なぜこういう形で繰越しが起きたのかというのをもう少し詳しく教えてください。

○矢越観光推進課長　副主査おっしゃるとおり、本工事につきましては当初予算で組んでおりまして、６か月の工期を予定しておりました。アイススケート場の製氷車と倉庫を整備する予定だったんですけれども、指定管理者が昨年度変更になりました。手続関係が２月定例会へずれ込んだということもあり、年度当初、指定管理者のほうが受入体制の構築等に時間と労力を取られておりました。指定管理者との調整に時間を要したことで、昨年度中に入札工事に入りますと、工期がアイススケート場の準備期間と重なり運営に支障が生じるということになり、繰越しになったものでございます。

○山口副主査　指定管理者の選定は１回やり直しているのかな。指定管理者の選定手続が年度末にずれ込んだという話ですが、それもともと11月定例会でやる予定だったのが、２月定例会にずれたということだったんですね。

工事の発注主体は指定管理者ではなく県なんですよね。

○矢越観光推進課長　通常11月定例会で選定しているものが、２月定例会にずれ込んでおります。

直接的に指定管理者の選定という部分ということではないんですけれども、発注自体は確かに県が行います。指定管理者との連携という部分では、実際にアイススケート場を運営する際には準備期間が必要になってまいります。その準備期間と６か月の工期を考えたら、昨年度中のアイススケート場のオープンに差し支えると

いうことで繰り越したということになります。

○山口副主査　そこが分からなくて、そもそも県が発注者として行う工事で、施設自体も県が工事をしたり……。施設の所有主体は国なのか、県ですかね。持っている施設について指定管理者の多少の意見を聞くことについては理解するところではあるんですけれども、当初予算で取っているものが大幅にずれ込むほど、設計変更までする必要性があったりするくらい、意見を聞かないとできないものだったんですか。

予算を組む段階では、県側としてはこういうものを造るというのは当然決めていて、それに基づいて予算を取っているわけだから、指定管理者との協議で大幅に変わるということはあまり想定していないと思います。どうして指定管理者の準備が整っていないという理由で繰り越さなければいけないぐらいずれ込んだのか、もう一回教えてもらえますか。

○矢越観光推進課長　工期を６か月程度考えてということを申しましたけれども、年度当初に発注ができなかったというのが大きな部分になるかと思います。年度当初の発注という部分で、指定管理者との調整がうまくできなかったということです。

○山口副主査　具体的にどういう調整が必要だったんですか。

○河村商工政策課長　おっしゃるとおり、県が施工する立場にありますので、指定管理者との調整というのは、※令和５年度当時の指定管理者との調整で、令和５年度当初想定していた工期の遅れも当然生じましたので、冬のスケート場の運営自体に影響があるということが判明したため、繰り越して次のシーズンにやりましょうという話になったと記憶しています。スケート場自体に関わる施設の更新なので、製氷がうまくできないような状況にもなりかねず、繰り越したと理解しております。

○矢越観光推進課長　指定管理者との調整の中で、指定管理初年度ということもあり、スケート場の準備期間を通常よりも長めに取りたいという意見もありました。その準備期間を考えると６か月の工期と重なってしまって、発注自体を翌年度に繰り越したということになります。

○山口副主査　議事録を追うと、令和６年２月定例会の常任委員会で、アイススケート場の運営に関わる経費ですという説明をしているようです。製氷車やスケート機材ほかの保管場所として倉庫設置増設をするという話をされています。その段階では、恐らく指定管理者が内定していて、いろいろな協議が始まっているのではないかと思いますが、準備に時間をかけたいという話については、その段階では出ていなかったから当初予算として計上したという理解でいいですか。

○矢越観光推進課長　その段階では、準備期間を前倒ししたいとかいう話は出ておりません。

○山口副主査　その話はいつ出てきたんですか。４月１日から指定管理期間が始まっていますけれども、もともとは当初予算が通った後、いつから発注しようとしていたのか、これらについて教えていただけますか。

○矢越観光推進課長　４月に入札の準備をしまして、５月に発注予定だったということでございます。

○山口副主査　指定管理者側からは、いつ準備時間を長く取りたいという要請が来たんですか。

○矢越観光推進課長　３～４月にかけて指定管理者と引継ぎをする中で、アイススケート場に対する準備を早めたいという話があったようで

※44 ページに訂正発言あり

ございます。

○山口副主査　アイススケート場の準備と倉庫の工事発注はどうリンクしているんですか。よりよく管理するために倉庫とか製氷車を準備するものだと思うのですが、それを後ろ倒しにしてまでやりたい準備とは何なのか分からないのですが、教えてください。

○矢越観光推進課長　工事期間中は、そもそも製氷車自体が通れなくなるというような支障があったようでございます。

○山口副主査　もともと４月に発注して５月ぐらいから工事を始めてということで、６か月だったら大体11月ぐらいに工事が完了するスケジュールで組んでいます。通常だと、11月ないし12月ぐらいから製氷車を使って準備していくものを前倒ししたいということは、10月ぐらいから準備を始めたいということだった。工事期間と照らし合わせると、６か月間製氷車が通れないような工事予定になっていたということですか。

○矢越観光推進課長　副主査のおっしゃるとおりになります。通常のアイススケート場のオープン期間は12～２月になります。これまでの開催期間を見ますと、早いときで12月１日ぐらいからオープンしている時期もございます。ですので、通常でいけば11月ぐらいから準備となりますけれども、新しい指定管理者のほうは初めてということもあって、10月ぐらいから準備も始めたいという意向があったということのようでございます。

○山口副主査　もともと６か月の工事で、５月に工事し始めたとしたら、何月に完了する予定だったのか。10月末完了でよかったですか。当初の予定は10月末完了ですか。

○矢越観光推進課長　当初の計画は11月末完成のようでございます。

○山口副主査　それだと、新しい指定管理者だろうとそうでなかろうと、準備できないですよね。通常12月オープンで11月から準備しているのにおかしいでしょう。

○矢越観光推進課長　失礼いたしました。11月中の完成を予定していたということでございます。

○山口副主査　そもそも、前任の指定管理者でもアイスケート場の準備に間に合う工事計画になっていますか。

○矢越観光推進課長　前指定管理者でいきますと、２週間程度あれば準備ができるということでありますので、11月中の完成であれば間に合うということになります。早いときで12月１日からのオープンもありましたけれども、気候によって12月中旬や下旬になったりというのはあります。

○山口副主査　指定管理者募集の段階で、この工事の予定は、指定管理者候補の方々に伝わっているものですか。

○矢越観光推進課長　この工事については伝わっておりません。

○山口副主査　伝わっていない。分かりました。

○福田委員　指定管理者がやるのはいいんですけれども、どこがリードしているのか、どこが指示するのかと思っていました。

資料88ページの意見・留意事項等は、監査の方が書かれた内容だと思うんですけれども、「指定管理者と十分連携を図りながら」とあります。指定管理者と十分連携を図るというのが具体的に分からなかったんですけれども、副主査とのやりとりでそういうことかと思いました。90ページでも、全く同じ文章が意見・留意事項等に書いてあります。そのまま移行しただけの

文章で、１字違わず置いてあるんです。

私たち議員というのは、県民の立場に立って県政のチェックを図るんですけれども、先ほどの答弁を聞いていると、「指定管理者が、指定管理者が」と全て持って行かれるのは、考えを変えないといけないと思いますよ。私たちが指定管理者に指示するんだというぐらいの強い気持ちで持っていかないと変わらないと思います。それが、「指定管理者と十分連携を図りながら」という監査の意見ではないかと思いますけれども、参考にしてください。

○児玉商工観光労働部長　福田委員がおっしゃる御意見というのは、ごもっともなことだと考えております。指定管理者制度というもので、県民の皆様に広く利用していただく公の施設の管理や使用許可といったものまで含めて、指定管理者の方にお願いするものなんですけれども、指定管理者の選定に当たりましては、当然、こういう条件で公募しますといったものも議会に御報告しながら、最終候補者はこのように決定いたしましたので、この方を指定管理者にお願いいたしますということも議会のほうに御説明しています。

県民の皆さまが利用される施設だからこそ、きちんとそういったプロセスを踏みながら指定管理者を決定し、しっかり利用していただけるようにするということが大事でございます。そこで、県が指定管理者と十分連携しながら、かつ、まさに委員がおっしゃいましたけれども、管理そのものは指定管理者にお願いするんですけれども、施設のあり方や十分な活用を図っていきましょうというものは、県がしっかり考えてやらないといけないことだと思っています。

福田委員が御意見いただいたことにつきましては、我々もしっかり肝に銘じて、今後もしっかり連携等を図っていきながら、県民の皆様が利用するところで不自由がないように、万全を期してまいりたいと考えております。

○山口副主査　しつこくて申し訳ないんですけれども、えびの高原のレクリエーション施設の件については、一定程度理解させていただきました。

県営国民宿舎特別会計のほうですけれども、監査委員の指摘を見る限りだと、具体的に何が連携できなかったのかが読み取れませんでした。繰越しが大きくあるわけでもなく、不用額が出てくるのは当たり前というか、執行残なのであるのだろうと思うんですけれども、具体的に何を指摘されたと担当課は理解されていらっしゃるんですか。

○矢越観光推進課長　利用者のさらなる確保などはもちろんですけれども、定例的なミーティングなどといった本課と※前指定管理者との連携部分がもう少しあったほうがいいのではないかというようなところが、連携についての指摘と受けとめております。

○山口副主査　国民宿舎に対しても、指定管理者が令和６年度から変わっているのではないでしょうか。アイススケート場と同じ、小林まちづくり株式会社に変わっていますよね。前指定管理者との連携部分というのは、令和６年度の指摘に当たらない気がするんですけれども、そこはいかがでしょうか。前指定管理者とあまり協議できていないということを、既に管理者が変わっているにもかかわらず、そこを監査で指摘をされたと担当課は認識をされている。

○矢越観光推進課長　大変失礼しました。訂正させていただきます。

指定管理者が指定管理初年度ということもあ

※このページ右段に訂正発言あり

って、なかなか厳しい国民宿舎の状況が続いていますので、本課も指定管理者と一緒になって、利用者増のための取組等を行ってくださいというようなところだと考えております。

○内田主査　今の答弁は、前指定管理者ではなくて本課との連携ということ。

○山口副主査　現指定管理者ですね。

○内田主査　現指定管理者と本課との連携。

○山口副主査　分かりました。

○河村商工政策課長　私の発言で、山口副主査に、前指定管理者との兼ね合いでと答弁させていただきましたけれども、ほかの事業と勘違いをしておりまして、訂正させていただきます。答弁については、観光推進課長のとおりでございます。

○内田主査　ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　では以上をもって、商工観光労働部第２班の審査を終了いたします。

執行部入替えのため休憩させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午前10時59分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

昨日からの各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、執行部の皆様から御発言等ございませんか。

○今村企業立地推進局長　昨日、内田主査より御質問がありました、企業からの相談件数につきまして、しっかり整理してお答えできなかったと思いますので、改めてお答えしたいと思います。

電話やメールなどによる企業等からの立地に係る相談や問合せにつきましては、全て丁寧に対応しておりますが、特に本県への誘致実現性のある企業に対しては、改めて企業訪問を行っておりまして、その令和６年度の実績は延べで457件でございました。このうち先方の企業から情報提供の了解を得た上で、市町村に情報提供を行ったり、市町村と同行訪問を行った企業数は15件でございます。

今後につきましては、企業から相談を受けた企業の数、業種、相談内容等に係る情報をしっかり分析して、見える化した上で、市町村にも情報を共有し、市町村の今後の企業誘致活動の参考にしていただくとともに、企業から情報提供の了解をいただいた案件につきましては、市町村とも密に連携、情報を共有しながら、誘致活動を行ってまいりたいと思います。

○内田主査　私の質問だったということで答弁いただきましたが、企業立地推進局において、課から局に変わったのだから、庁内もしっかり統括して、企業の窓口となるというスタンスだったと思いますし、市町村の最新の受入状況や体制といった情報もしっかりキャッチしてほしい。企業からも３年、５年、10年スパンとかの話が来ていると思いますので、企業立地推進局の担当の方も２～３年で交代というようなことではなく、本当は担当の方がずっといらっしゃるのが、企業側としても安心感があるということも感じているところです。知事の目玉政策だと思いますので、庁内での横断的な取組として、しっかり成果を出していただけるように努めていただきたいと思っております。

九州の中でも、宮崎県は本当にポテンシャルが高い地域なので、そのチャンスを逃さずやっていただきたいです。現在は九州最下位であるように感じますが、是非とも成果をしっかり出していただいて、相談いただいたところの成功

率をしっかり高めていただけるように、花形の部署だという意識で取り組んでいただきたいと思います。是非とも、県土の均衡ある発展のために、努力していただきたいと思って質問させていただきました。

それでは、商工観光労働部の決算全般について質疑はありませんか。

○山口副主査　聞き忘れていました。資料104ページの「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」についてです。

2,300万円くらい使っていらっしゃいますけれども、どのようなものに使ったのか、内訳を教えてもらえますか。

○牧国際・経済交流課長　「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」の中身といたしまして、記念式典への参加ということで、知事を筆頭に県関係者、議会、関係企業、一般参加者も含めて総勢350名で行ったんですけれども、その参加費用をここで組んでおります。そちらがこの事業のメインの費目となっております。

○山口副主査　もう少し細かく、金額まで含めて教えてください。参加費用という丸め方ではなくて、航空券代だとか、式典参加に当たって別に出したのかどうかとか、そのあたりが少し気になっています。

○牧国際・経済交流課長　予算額といたしましては……。少々お待ちください。

○内田主査　暫時休憩します。

午前11時７分休憩

午前11時８分再開

○内田主査　再開いたします。

○牧国際・経済交流課長　大変失礼いたしました。見間違えておりました。

事業費のうち、知事をはじめ職員分の旅費ということで1,560万円ほど見ております。1,559万円が当初予算額でございました。それ以外といたしましては、事務費として、訪問先への様々な記念品などの物品購入費用等を174万円ほどとしております。今回の訪問団にアルゼンチンやパラグアイなど、ブラジルに限らず周辺の県人会にも表敬訪問を含んでおりましたので、それぞれの訪問先に対する贈答品等も含んでおります。それ以外の事務費といたしまして、送料や国際電話利用料、現地ガイドの借上料となります。

それから委託料を360万円計上しておりますが、これは現地アテンドの委託をお願いしており、380万円ほどを一式として計上しております。

それから、ブラジル宮崎県人会では、この75周年記念式典を開催するに当たっての財源がないということもありますので、周年事業を開催するためのブラジル宮崎県人会の事業費として400万円を計上しております。

○山口副主査　参加費で1,500万円、記念品で170万円、現地アテンドで360万円、ブラジル宮崎県人会で400万円と足していくと、決算額を超えていきませんか。

○牧国際・経済交流課長　読み上げたのは予算額でありますけれども……。

○山口副主査　予算額ではなくて決算額。

○牧国際・経済交流課長　当初予算の合計では2,600万円で組んでおりまして、その後、決算時点の予算額は2,300万円ということです。多少の補正減と執行残を残して2,200万円の執行ということです。決算額のほうですね。

○山口副主査　決算額で話していただくと。

○牧国際・経済交流課長　少々お待ちください。

○内田主査　暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時18分再開

○内田主査　再開いたします。

一旦、ほかの項目に移りたいと思います。

○山口副主査　商工観光労働部だけでなく全体にも言えることですが、主要施策の成果に関する報告書について、丁寧にまとめていただいていると思います。各事業の目標値は定めてらっしゃると思いますが、それがこの報告書の中では見切れないところがあります。目標に対して事業の実績がどうだったのかが見られるようになってくると、事業に対する評価という点で審査がしやすいと思っています。これは全体に関わってくる話だと思うんですが、ぜひそういう見せ方というところも検討いただきたいと思っています。これはあくまで要望なので、答弁は要りません。

最後のほうで、施策の成果等及び今後の方向性のところに、いろいろと目標値を出していただいていますが、事業ごとの成果目標というものもあると思います。せっかく定めているのであれば、そういったものも見えるような形でつくっていただけるとありがたいと思います。

○日高委員　以前の決算特別委員会では、成果説明書とか聴取書はあったはずですよ。こんな分厚いものが議員に配られたはずです。先ほどの山口副主査の質疑は、それがあれば分かる話だったんです。（「データではある」と呼ぶ者あり）それにも内訳は載っていない。細かい内訳が最近まであったんです。各事業による成果説明書はないでしょう。（「議案書にあった」と呼ぶ者あり）議案書。これに載っていないの。

○内田主査　暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時23分再開

○内田主査　再開いたします。

今の質疑についての答弁は要らないということで、こちらからも財政課のほうなりに申入れをしておきたいと思います。

○岩切委員　商工観光労働部の業務は本当に多種多様で広範なものだと理解をしております。それで、県内の人や企業や営みの中で出てくる発想というか、企画を情報収集している状況だと思うんです。先ほど企業立地推進局の質疑答弁がありましたけれども、どこかでそれが詰まったりすると悲惨なことになってしまう印象を受けました。

皆さんの手元にもパソコンがございますが、様々な情報がどこかに一斉に集まるような部としての情報管理みたいなものは構築されていないのかと感じたところです。どこかの企業がこう言ったというのは、ある課では参考にならない話でも、ほかの課では参考になるというのが、もしかしたらあるんじゃないかと思うんですが、そういったものは商工観光労働部では構築されていらっしゃらないのでしょうか。

○児玉商工観光労働部長　県だからこそ様々な情報を入手できますし、利害関係等関係なく、その情報を市町村と共有できるというのは、県だからこそ、公益的な団体だからこそできると考えております。

例えば、企業立地の関係ですと、市町村の企業立地の担当者と年に複数回の会議等を開いて、そこで情報共有しており、そこでは本音ベースでいろいろなことを話しています。市町村単位になると、なかなか難しいところもあるんですが、そこは県だからこそできるところです。ただ、今までそこが十分できていたかというと、昨日と今日の質疑の中で、ある程度の統計的な

処理をしたものを情報共有することなどは不十分だったのかなと反省しております。そこは今後、しっかり改善していきたいと思っています。

それと、観光関係につきましても、宮崎県観光協会の総会等で市町村の観光協会と意見交換をしておりまして、そこで情報共有を図っているところです。また、産業関係といいますと、各産業団体や各事業者との意見交換等もございます。

当然、相手方に御了解をいただいた情報の範囲内ということにはなりますが、広範囲な情報を収集できる県の立場だからこそ、市町村としっかり情報共有を図って、それが県全体の発展につながるような取組をしっかりしていくべきだと思います。そこは今後もしっかりやっていきたいと思いますし、職員一同、それぞれ意識して取り組んでいただくように指導してまいりたいと考えております。

○岩切委員　部長がおっしゃったように、部内で集められた情報は共有されることが適当だと思うんですが、それをもう少し砕いて、例えば、商工政策課が得た情報を企業立地課に、発展してきている機器を使って共有できるか否か。集まって議論すると、どうしてもそれぞれがフィルターをかけてしまい、貴重な情報をセレクトするじゃないですか。それよりも、全ての情報――こんなことやあんなことがあったというものを互いに共有されていくことのほうが、今から先の情報共有という面では大事になってくるのではないかと思います。捨てられた情報こそが非常に貴重な情報だったということがあるのではないかと思いました。

これから先、商工観光労働部の仕事はどんどん広がっていくように感じていまして、そのあたりがうまくシステム化されるといいと感じました。情報共有いただいて、漏れなきように、そこからまた県から市町村に出て行くときのやりようもあると思いますので、是非よろしくお願いします。

○日高委員　私は、昨日と今日の審査をまとめたものを用意しました。

企業誘致では、予算に対して雇用が十分に図られたのかをしっかりと数値で検証していただきたいというのが一つあります。

それと、若者や女性の県外流出が続いているわけであって、効果的な人材定着の施策が十分に取られているのか、決算からどういった課題が見えてきたのかもしっかり考えてもらいたい。

そして、一番は、コロナ禍以降は観光客数が若干回復傾向にありますが、観光消費単価の伸びが弱い。決算をしっかりと分析して、令和８年の施策にどう反映できるかが大変重要ではないかと思います。

この３つを私は考えたので、まとめて部長に答えていただければと思います。

○児玉商工観光労働部長　企業誘致については、立地を促進するということの目的は、当然、県内雇用をたくさんつくっていくことであります。補助金自体は実績払いということで、雇用されたものに応じた補助金を支払っているところですけれども、雇用実績についてはしっかり把握して検証していきたいと思います。また、良質な雇用を生み出せるような立地企業の誘致にしっかり取り組んでいくべきと考えております。

女性や若者の県内定着については、人口減少対策ということでしっかり取り組んでいくべき事項だと思います。私どもも若者の県内定着に向けては、大学生の県内定着ということで、以前は大学３・４年生を対象にしてやっていましたが、今年度から大学１・２年生も対象にした、

いろいろな企業の情報を伝える場をつくりました。また、高校生などを対象にした、宮崎県内の企業を知る機会をつくる取組もやっているんですが、教育委員会も同じような取組を意識していただいているところです。

一番大事なのは、魅力的な職場をつくっていくことです。どのような働く環境を女性や若者が求めているのか。福田委員から昨日御指摘もいただきましたけれども、やはり働く時間です。短い時間でそれぞれの個人の事情に合わせた働き方を望まれているというところも、当然ニーズとしてあるわけでございます。そういったところは、我々もいろいろな事業者や労働関係団体と話しをした際に、多様な働き方が求められているということを伺っておりますので、そこはしっかり取り組んでいきたい。県内定着にそこが役立っているのかという視点は、本当に大事だと思っております。

最後に、観光関係ですけれども、昨年度の実績について言うと、宿泊客数の伸びが期待できるようなところまで至っていなくて、コロナ禍前にまだ戻っていないというようなところです。コロナ禍前に回復するというのは、あくまでも本県の目指すところの通過点であって、やはり我々はそれ以上を求めていくべきだと思っています。そのために、ＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭであったり、国際水準の大会が誘致できるようなテニスコートの整備を進めているところでございます。本県にとっての新たな武器と申しますか、誘客を図る上でそのような整備を進めているからには、そこをしっかり生かして誘客していくのが我々の仕事だと思っています。

そうしていく中で、宿泊客が増えないと１人当たりの観光消費額は伸びませんので、宿泊客の増加に向けた取組というのは大事だと思っています。今年の１～６月の期間で見ますと、昨年よりは回復傾向にはあると考えているんですが、途中で予言の関係がございまして、５～６月は少し厳しい状況もありました。これまで体験型観光や県内を周遊してもらう取組などをしてきており、一定の成果が出てきているんですけれども、そこで満足することなく、どういったものをやれば観光消費額をもっと上昇させられるのかということは、委員御指摘のとおり、しっかり取り組むべき事項だと考えております。

○日高委員　本当に通過点ですよね。通過点といういい言葉をいただきました。来年度の予算にどれだけ部長の意向が反映できるのか、これにかかっておると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○内田主査　それでは、先ほどの質問の御答弁はいただけますか。

○牧国際・経済交流課長　「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」についてですが、当日の式典への参加者はおよそ350名でございました。このうち、宮崎県から訪問団として行ったのが30名ほどです。このうち、県職員６人分の旅費の予算を計上しており、その決算額が1,310万3,186円になります。

需用費といたしましては、記念品等を買っております。宮崎県から参加者へのお土産もありますし、県人会活動に長年御活躍いただいた方への功労表彰といった記念品等も含めた購入で74万2,849円を決算額として計上しております。

役務費のほうですけれども、こちらも各種事務費でございます。現地借り上げのバスや国際電話で37万9,230円。それから、現地アテンドを一式で委託しておりますが、こちらのほうが414万6,000円となっております。

最後に、ブラジル宮崎県人会への補助金400万円は400万円のままとなっております。

○山口副主査　旅費の中で知事の名前は特段出ていませんでした。最初の説明では「知事を筆頭に」とおっしゃっていましたけれども、知事は含まれていないのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長　当初は知事で予定していたんですが、副知事が代理で参加しております。

○山口副主査　ブラジル宮崎県人会への400万円の補助がございますが、具体的にこの式典そのものにどれぐらいの金額がかかっていて、どうして400万円なのか、どのように使われたと認識されていらっしゃいますか。

○牧国際・経済交流課長　総額のほうは控えていないのですが、積算の考え方といたしましては、ブラジル宮崎県人会の自主財源がほぼないということで、必要経費を積み上げまして、会場の借上料といった現地での事務費ということで補助をしております。

○山口副主査　この400万円を支出するに当たって、例えば、市の祭りに対しても規則があったり、どういったものに使ったのかは、領収書も含めて出してもらうということは往々にしてあり得ることだと思います。今回はどういう規則にのっとって400万円を支出して、その上で400万円が何に使われたのかをどのように確認しているのか、教えてください。

○牧国際・経済交流課長　当然、補助金ですので、県の財務規則等に基づきまして補助金交付要綱も制定いたしまして、現地県人会からは、必要経費の積算を実績として報告いただいて、会計規則どおりには支払いしております。積算の内訳としましては会場借上料、ボディガードの料金、現地でのアテンド、現地の領事館といいますか大使館との調整といった現地での活動費用として必要なものを積算していただいて、その実績を報告していただいて、支払ったということになっています。

○山口副主査　ブラジル宮崎県人会から来た書類もあるし、確認できるということですね。

インターネットで検索すると、飲食とかも割と派手で、サンバの方が出て来たり、うちの議員が太鼓を叩かれていたりします。個人的には、どこからその太鼓を持っていったのかと、輸送費は大丈夫かと思ったりもしているんですけれども、飲食費といったものには使われていないのでしょうか。

補助金交付要綱では、補助金はどのようなものに使えるんですか。会場費とかに使えることは大体理解しているんですけれども、こういう式典だと、飲食費ですとかイベント出演者のギャラといったものにも使用可能なものですか。

○牧国際・経済交流課長　副主査御指摘のとおり、※飲食についてはこの補助の対象とはしておりません。

それから、ギャランティーが発生するようなステージものについて、ギャランティーそのものは含んでおりませんが、出演調整等に要する事務費は含めております。ギャランティーそのものは補助対象とはしていないということでございました。

○山口副主査　自主財源がない中で出したとおっしゃいましが、飲食とかも一切なく、400万円以外のものについては何かしら手出しであったり、皆さんからの交付金やカンパみたいなもので成立しているということなんですか。この400万円補助した式典は全体でいくらかかったのかが分からないと判断しづらいんですけれども、

※84 ページに訂正発言あり

教えてもらえますか。

○牧国際・経済交流課長　全体事業費は補助実績の中では記載されておらず、必要対象経費だけの精算となっているようでございます。ただ、全体事業費の部分でいきますと、現地の企業や個人からの協賛金という形で、周年事業のほうに協賛金等を集めて開催経費に回したというようなこともございますので、県からの補助金400万円で収めたということではないということでございます。

○内田主査　大会全体の運営費は出てないんですか。

○牧国際・経済交流課長　ブラジル宮崎県人会については、補助金に関する経費だけの実績で精算を済ませているところでございます。

○山口副主査　いろいろなイベントに補助されたりしていると思いますけれども、大まかな全体事業費は把握しないものですか。このくらいの祭りだから半分ぐらいだとか、いろいろやったりすることも往々にしてあると思います。例えば、ブラジル宮崎県人会を信用している前提としても、補助金をお渡しする団体かどうかというところを判断するに当たっても、そういう実績報告みたいなものが見られるということは結構大事なことなのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどう判断すればいいんでしょうか。見られないのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長　副主査が御疑念のとおりの部分もあるんですが、この75周年記念式典はあくまでも主催がブラジル宮崎県人会ということですので、ブラジル宮崎県人会から補助として必要な額の相談を受けて、必要な分の範囲内だけで精算を済ませたという事情がございます。

○山口副主査　事情は重々分かるんですが、それは規則上、全く問題ないやり方なのかというところが審査対象になろうかと思っています。全体事業費や実施主体に対しての調査というか、交付する際の一定の基準みたいなものとして、まず全体事業費を把握する必要はないというのが全く問題ないのかということと、補助金を交付する主体として、ブラジル宮崎県人会が適切かどうかという判断は、その規則にのっとってしっかりやれているのかどうか、結果についても担保できているのかどうかという、これらの点を教えていただけますか。

○牧国際・経済交流課長　まず補助費の支払いとしては、対象経費の部分だけの精算ということで、証拠書類等もしっかり収集しております。精算においては必要経費についての必要書類を添付していただき、こちらでも審査しますので、問題はなかったとは思っております。

それから補助対象者の適格性につきまして、初めて補助対象とした事業者ではなく、長年の関係性を持った中でのということになります。国内では、反社会的勢力に関する誓約書を取ったりすることはあります。今回は海外の団体ということもありますが、宮崎県と長年主体的な取組をしている信頼のおける団体ということで補助対象者として認定することに問題はないと判断したということでございます。

○山口副主査　まず、全体事業費を把握しなくていいというのは、規則上そうなっているのでしょうか。手続をしっかりしたというのは重々分かっているんですけれども、そもそも規則上、全体事業費は把握しなくてもいいとなっているのかどうかを確認させてください。

○鬼塚観光経済交流局長　この事業についての補助金交付要綱を設定しておりまして、その中で対象経費を全て挙げていただいて、それが適

正かどうかというところを審査して補助金を交付している流れになっております。その補助金交付要綱自体が法規制上正しいかどうかというのは別観点になるかもしれませんけれども、県としては補助金要綱を制定しているので、適正な執行ということで考えております。

○山口副主査　設定している補助金交付要綱においては適切に判断されているが、その補助金交付要綱自体が通常と照らし合わせて適正かどうかの判断をしていない可能性もあると聞こえます。そうなってくると、どの事業でも適当に補助金交付要綱をつくれてしまうので、おかしな話になってしまいますよね。

○鬼塚観光経済交流局長　この要綱については、財政当局も含めて審査しておりまして、県として適正だと考えております。

○山口副主査　分かりました。

○内田主査　そのほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、昨日、今日とお疲れさまでした。

続きは、午後１時再開でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、午後１時から再開いたします。

午前11時53分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後０時56分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

県土整備部の審査は２班体制で、71分間の説明時間となっております。昨日、今日と熱心な審議をさせていただいているところですが、本日、審査が終わるように努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和６年度決算について、部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長　説明に入ります前に、お詫びを申し上げます。

さきに提出しておりました令和６年度主要施策の成果に関する報告書に誤りがございました。大変申し訳ありませんでした。別紙でお配りしております訂正表で内容を着席して御説明いたします。

訂正の箇所は、令和６年度主要施策の成果に関する報告書の506ページになります。

訂正前の表、「木造住宅耐震化緊急啓発」の一番右の欄、下線を引いております決算額の令和５年度からの繰越額が2,390万1,000円とありますが、正しくは訂正後の表に記載のとおり2,171万1,000円でございます。これに伴いまして、表の一番下の合計欄にも修正が生じております。

なお、タブレットのデータとお手元にお配りしております委員会資料につきましては、訂正した数字を記載しております。

それでは、令和６年度の決算につきまして御説明いたします。

まず、総合計画の体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明いたします。

決算特別委員会資料の３ページを御覧ください。

この施策体系表は、「宮崎県総合計画2024」における分野別施策について県土整備部が所管いたしますものを記載したものであります。

まず、「くらしづくり」の分野についてであります。

施策の１つ目、「自然・環境にやさしい社会づくり」では、県民との協働による河川・海岸

の環境美化・保全活動を推進し、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

２つ目の、「安心で快適に暮らせる社会づくり」では、美しい宮崎づくりの推進や都市公園の整備、県営住宅の建て替えや改修を行うなど、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、持続可能な地域交通網の構築に努めたところであります。

３つ目の、「安全な暮らしが確保される社会づくり」では、３～５ページにかけまして、河川の改修・急傾斜地の崩壊対策など、台風や地震・津波等による災害を防止・軽減するための対策を実施しますとともに、建設産業における担い手の確保・育成やＤＸの推進、住宅の耐震化に関する啓発や支援を行うなど、災害に強い県土づくりに取り組んだところであります。また、通過路の歩道整備や区画線・ガードレールの設置を行うなど、交通事故のない社会づくりに努めたところであります。

次に、５ページ中ほどの「産業づくり」の分野におきまして、「経済・交流を支える基盤の整備」では、国や鹿児島県とともに整備を進めてまいりました都城志布志道路が、今年３月に計画から30年を経て念願の全線開通を迎え、都城市を中心とした南九州県域の広域的な道路ネットワークが形成されたほか、細島港など重要港湾の整備等を進め、「広域交通・物流ネットワークの整備・充実」に取り組んだところであります。

次に、令和６年度決算について御説明いたします。

６ページを御覧ください。

表の一番下の段になります。一般会計と特別会計を合わせました予算額は1,610億5,504万5,277円、支出済額は1,002億5,373万7,553円であります。翌年度繰越額につきましては、明許繰越が565億6,158万4,965円、事故繰越が25億7,855万349円、不用額が16億6,117万2,410円となっております。

執行率につきましては62.2％で、翌年度繰越額を含めますと99％となります。

次に、９ページを御覧ください。

監査における指摘事項等につきましては、３件の指摘事項と４件の注意事項がございました。また、別冊の令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、１件の審査意見がございました。決算に関する詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○内田主査　部長の概要説明が終了いたしました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、盛土対策課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

令和６年度決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小薗管理課長　管理課の決算について御説明いたします。決算特別委員会資料の11～12ページが当課の事項別の説明資料です。

まず、11ページを御覧ください。

表の一番上の段、管理課の計でございますが、令和６年度の決算額は、予算額19億4,548万2,000円に対しまして、支出済額19億546万7,123円、不用額4,001万4,877円であります。なお、執行率は97.9％です。

次に、各会計の目における執行率が90％未満のものはございませんので、不用額100万円以上について御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても、各会計の目における執行率が90％未満のものと、不用額が100万円以上のものについて御説明させていただきます。

資料11ページの上から４段目、（目）土木総務費ですが、不用額が3,758万6,082円となっております。主なものは、下にあります給料、職員手当、共済費の人件費でございます。これは、職員費で支出を予定しておりました人件費を、公共事業に係る事務経費である公共事務費での支出に振り替えたことによる不用でございます。

次に、12ページを御覧ください。

上から５段目の（目）建設業指導監督費です。不用額が242万8,795円となっております。主なものは、建設業の許可や建設産業振興に関する委託料の執行残でございます。

決算については、以上でございます。

続きまして、主要施策の成果につきまして御説明いたします。

主要施策の成果につきましては、それぞれ一番下の中央と右にページが記載されてございます。右下に記載の決算とついたページで御説明させていただきます。この後の各課の説明も同様でございます。

それでは、右下決算13ページの「（１）災害に強い県土づくり」に係る事業でございます。表の事業名「建設業指導」では、建設業法に基づく建設業許可や、公共事業を受注しようといたします場合に必要な経営事項審査、あるいは法令遵守等に関する指導・監督等を行ったところでございます。許可件数等の実績につきましては記載のとおりです。

14ページを御覧ください。

表の一番上、「みやざき建設産業経営基盤強化支援」では、建設事業協同組合等が会員に対して行います融資の原資となる資金を貸し付けますとともに、県内３か所で建設業者に対する法令遵守等の研修会を開催したところでございます。

次の「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援」では、従業員の技術力向上に向けた資格取得等に取り組む建設業者等に対する支援を行いましたほか、建設産業担い手コーディネーターを配置し、高校生を対象といたしました現場見学会や就業体験の実施、また建設ＩＣＴに係る研修会を開催いたしました。さらには、建設産業に特化したポータルサイトにより、建設産業の魅力を幅広い世代に向けてＰＲしたところでございます。

15ページを御覧ください。

表の一番上、「建設技術者事務効率化アドバイザー緊急派遣」では、建設技術者の事務作業をサポートする人材の育成を図りますため、さきの常任委員会でも御説明させていただきました建設ディレクター研修を実施したところでございます。

次の、新規事業「建設産業外国人材定着支援」では、外国人が抱える就労への不安等を解消するため、先ほど御説明しました建設産業向けのポータルサイトに特設ページを作成いたしまして、外国人材受入企業の情報等を発信いたしましたほか、建設産業で働く外国人向けの相談窓口を設置したところでございます。

なお、この相談窓口につきましては、これまで各部局でそれぞれ設置しておりましたが、今年度より総合政策部に窓口を一本化し、利用者の利便性向上、あるいは支援の充実を図ってお

るところでございます。

次に、16ページを御覧ください。

以上、御説明いたしました取組を通じまして、Ⅱの今後の方向性になりますが、引き続き関係団体等との一層の連携強化を図りながら、建設産業の魅力向上とＰＲに努めまして、将来の担い手の確保・育成につなげてまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○前村用地対策課長　用地対策課の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料17ページを御覧ください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計についてでありますが、上から２つ目の段、一般会計の合計欄を御覧ください。

令和６年度の決算額は、予算額５億6,677万8,781円に対しまして、支出済額３億2,820万9,337円、翌年度繰越額２億875万1,038円、不用額2,981万8,406円となります。執行率は57.9％、翌年度への繰越額を含めますと94.7％となっております。不用額100万円以上のものにつきましては、上から５番目の（目）土木総務費2,981万8,406円でありますが、その主な理由は、公共用地取得事業特別会計における事業費の確定に伴い、一般会計からの繰出しが不用となったことによるものであります。

次に、18ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計についてであります。

一番上の段、特別会計計の欄でありますが、令和６年度の決算額は、予算額８億4,238万723円に対しまして、支出済額６億414万6,415円、翌年度繰越額２億875万1,038円、不用額2,948万3,270円となります。執行率は71.7％、翌年度への繰越額を含めますと96.5％となっております。

不用額100万円以上のものにつきましては、上から４段目の（目）土木総務費2,948万3,270円でありますが、その主な理由は、国道218号五ケ瀬高千穂道路工事及び蘇陽五ケ瀬道路工事の事業費の確定に伴い、不用となったことによるものであります。

17ページの一番上の段、用地対策課計の欄を御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせました当課の決算は、予算額14億915万9,504円に対しまして、支出済額９億3,235万5,752円、翌年度繰越額４億1,750万2,076円、不用額5,930万1,676円となります。執行率は66.2％、翌年度への繰越額を含みますと95.8％となります。

次に、20ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計における歳入につきまして、上の表の一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。令和６年度は、予算現額８億4,238万723円、収入済額６億441万7,803円で収入未済はございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

公共事業用地取得の推進でありますが、これは公共事業の円滑な推進のため、特別会計において公共用地の先行取得を行うものであります。

令和６年度は、国道218号の五ケ瀬高千穂道路工事、蘇陽五ケ瀬道路工事などの先行取得を行ったところであります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○植村技術企画課長　技術企画課の決算について御説明いたします。

資料の23ページを御覧ください。

一番上の段、技術企画課計の欄のとおり、当課の令和６年度決算額は、予算額５億1,518万5,285円、支出済額４億4,509万2,760円、明許繰越額6,329万2,419円、不用額680万106円であります。

執行率は86.4％ですが、翌年度への繰越額を含めますと98.7％となっております。

次に、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。表の上から４段目の（目）土木総務費を御覧ください。

不用額が680万106円となっておりますが、これは、主に盛土対策課の分任の「盛土防災総合推進」において、執行額が生じたものであります。盛土対策課の事業費に係る決算額につきましては、後ほど盛土対策課長より御説明いたします。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。表の「インフラＤＸ推進」でありますが、これはデジタル技術を活用し、建設産業における生産性向上や担い手の育成・確保を図るため、民間技術者や産業開発青年隊を対象に、ＩＣＴ活用工事に関する研修等を実施したものであります。

また、令和６年度に検討した土木の分野で情報連携を実現する台帳等管理システムの構築業務に取り組んでおり、令和７年度に事業費1,570万円を繰り越しております。

今後は台帳等管理システムの構築や研修内容のさらなる充実等を通じて、建設業の生産性向上や業務の効率化・迅速化を図ってまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○前田盛土対策課長　盛土対策課の決算について御説明いたします。

資料の26ページを御覧ください。

盛土対策課の事業につきましては、環境森林部、農政水産部、県土整備部の３部から予算の分任を受けて事業を行っております。そのため、今から御説明します決算額は、３部の分任額を合算した金額となっており、そのうち、県土整備部分につきましては、技術企画課経常予算の内数になります。

それでは、一番上の段、盛土対策課計の欄を御覧ください。

当課の令和６年度決算額は、予算額１億9,130万1,772円、支出済額9,385万1,786円、明許繰越額8,644万9,986円、不用額1,100万円であります。執行率は49.1％ですが、翌年度への繰越額を含めますと94.2％となっております。不用額1,100万円につきましては、表の上から４段目の（目）農地調整費、表の下から４段目の（目）治山費、ページが変わりまして次の27ページ、表の上から３段目の（目）土木総務費の合計で、全て「盛土防災総合推進」の執行残になります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の28ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。表の「盛土防災総合推進」でありますが、これは盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施したものであります。昨年度の補正予算でお願いした事業で、繰越しのため完了しておりませんが、危険な盛土等の対策として、県全域の既存盛土等の危険性を把握するための調査等を実施しております。

今後は、盛土等による災害を未然に防ぐために、関係機関との情報共有を行う体制を整備す

ることで、盛土規制法の適切な運用に取り組んでまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○椎葉道路建設課長　道路建設課の決算について御説明いたします。

資料の30ページを御覧ください。

表の一番上の段、道路建設課の計でありますが、令和６年度の決算額は、予算額が413億7,151万4,790円、支出済額が243億7,975万1,654円、明許繰越額が160億4,717万6,000円、事故繰越額が９億3,620万7,081円、不用額が838万55円で、執行率が58.9％、翌年度への繰越額を含めますと99.9％となっております。

続きまして、下から４段目にあります（目）道路新設改良費を御覧ください。

不用額が809万9,148円となっておりますが、これは主に国庫補助事業が確定したことに伴う不用額であります。また、不用額の右側、執行率が56.7％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

32ページを御覧ください。

「直轄道路事業負担金」であります。この事業は、国が整備をしております国道10号ほか１路線５工区の整備費の一部を県が負担したものであります。この事業におきまして、道路改築のほか、交通安全対策等が実施されたところであります。

33ページを御覧ください。

次に、「公共道路新設改良」であります。この事業は、主に国の補助金や交付金を活用して、国道や県道の改良を行う事業であります。主な事業内容等の欄を御覧ください。道路改築の状況でございますが、一般国道では国道327号ほか７路線20工区の整備を行い、610メートルの供用を開始し、また、地方道では宮崎西環状線ほか45路線64工区の整備を行い4,040メートルの供用を開始したところであります。

35ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。

①にありますように、国の直轄事業におきましては、国道10号などのバイパス整備や防災対策事業等が進められたところでありまして、令和７年２月には都城志布志道路の都城インターチェンジから乙房インターチェンジまでの区間が開通したところであります。

また、②にありますように、県境の道路整備により物流の活性化を図るため、国道447号真幸バイパスの整備を推進したところであります。

また、③にありますように、中山間地域等の産業、生活を支援するため、西臼杵地域の竹田五ケ瀬線などの整備を進めてきたところであり、令和６年12月には五ケ瀬町の竹田五ケ瀬線土生工区の供用を開始したところであります。

Ⅱ、今後の方向性の欄を御覧ください。

本県の道路改良率は67.6％にとどまっており、さらなる整備を図る必要があると考えております。今後も必要な予算の確保に努め、整備を推進し、道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○大部薗道路保全課長　道路保全課の決算について御説明いたします。

資料の36ページを御覧ください。

ページの一番上の段、道路保全課計に記載しておりますとおり、令和６年度決算額は、予算額が276億3,107万6,292円に対しまして、支出済

額が175億1,453万4,700円、明許繰越額が100億490万8,470円、事故繰越額が１億209万2,900円、不用額が954万222円であります。執行率は63.4％、翌年度への繰越額を含めますと99.9％となっております。

次に、上から４段目の（目）道路橋梁総務費でございます。不用額が953万9,959円となっておりますが、これは主に道路台帳修正業務に要する経費等の執行残によるものであります。

37ページを御覧ください。

上から４段目の（目）道路維持費でございます。執行率が62.2％となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、38ページを御覧ください。

中ほどの（目）橋梁維持費でございます。執行率が58.4％となっておりますが、これも翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の39ページを御覧ください。

「（１）快適で人にやさしい生活・空間づくり」についてであります。

表の「沿道修景美化推進対策」でありますが、これは空港、港湾、駅などの主要な交通の玄関口と、県内の主要な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線等において、花の植栽や除草などを行ったところであります。

40ページを御覧ください。

「「みやざきの道」愛護ボランティア支援」でありますが、これは地域住民等が行う道路美化や草刈り活動に対しまして、活動用具や活動奨励金の支給を行ったところであります。

次に、41ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、①にありますように沿道修景美化推進路線への重点的な植栽等の実施により、沿道の修景美化を図ったところでありまして、引き続き効率的な沿道修景美化に取り組んでまいります。

②の地域住民等が行う道路愛護活動につきましては、延べ参加人数が５万4,300人余となり、また「「みやざきの道」愛護ボランティア支援」による協定締結団体数は、目標に対して順調に増加しているところであります。

次に、42ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」についてでありますが、引き続き43ページを御覧ください。

「公共道路維持」でありますが、この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業であり、橋梁補修をはじめ、のり面の防災対策や舗装補修などを行ったところであります。

45ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、主に国庫補助事業等で実施している緊急輸送道路の防災対策や、橋梁の老朽化対策については、目標達成に向けて順調に進展しているところであります。また、日常的な道路管理につきましては、道路パトロール等により不具合を把握し、速やかに補修するなど、適正な維持管理を図ったところであります。今後も引き続き必要な予算の確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や適正な維持管理を進めてまいります。

続きまして、46ページを御覧ください。

「（２）交通事故のない社会づくり」についてであります。

「公共道路維持」でありますが、この事業は国の補助金や交付金で実施する事業であり、歩道など交通安全施設の整備を行ったところであります。

47ページを御覧ください。

「人にやさしい沿道環境整備」でありますが、

区画線や防護柵の整備など、安全対策を行ったところであります。

続きまして、48ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プログラムを中心に整備を進めており、歩道整備などの安全・安心な歩行空間の確保を行ったところであります。今後も引き続き、道路管理者、警察、教育委員会などと連携し、交通安全対策の充実を図ってまいります。

最後に、監査結果報告書指摘事項につきまして御説明いたします。

49ページを御覧ください。

（３）契約事務の指摘事項であります。

串間土木事務所におきまして、片側交互通行に伴うソーラー信号機等賃貸借契約等について、契約手続が大幅に遅れているなどが見受けられたとの指摘がございます。今後は、遅滞なく事務処理を行うよう、所属職員への周知を徹底するとともに複数職員で確認するなど、所属のチェック体制を強化するように指導し、再発防止に努めてまいります。

また、決算意見審査書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

○山浦高速道対策局長　高速道対策局の決算について御説明いたします。

資料111ページを御覧ください。

一番上の段、高速道対策局計の欄ですが、当局の令和６年度の決算額は、予算額40億8,480万7,000円、支出済額40億8,344万4,061円、不用額136万2,939円、執行率は99.9％となっております。目の執行率が90％未満のものはございませんので、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から４段目、（目）道路橋梁総務費でありますが、不用額が136万2,939円となっております。これは、主に下から３段目の備品購入費にて、公用車を購入した際に執行残が生じたものなどであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の112ページを御覧ください。

「（１）広域交通・物流ネットワークの整備・充実」についてであります。中段の表の施策推進のための主な事業及び実績を御覧ください。

まず、１段目の「高速道路網整備促進」については、各種大会の開催などや、国及び関係機関への要望活動に関する経費ですが、令和６年度の実績は、各種大会などが20回、要望活動が16回となっております。また、九州中央自動車道に関する用地国債を活用した用地先行取得分の繰出金を公共用地取得事業特別会計へ支出したものであります。

次に、113ページを御覧ください。

「高速自動車国道等直轄事業負担金」については、新直轄方式で整備する区間、清武南から日南北郷及び直轄方式で整備する日南・志布志道路などの６区間、計７区間の整備に係る県の負担金であります。

続いて、施策の成果等について御説明いたします。

114ページを御覧ください。

②にありますとおり、東九州自動車道では、令和６年４月に唯一の未事業化区間であった南郷～奈留間の新規事業化など、九州中央自動車道においては、平底～蔵田間が計画段階評価の調査区間に選定されるなど、事業が進捗しております。今後とも沿線の自治体や民間団体等とのさらなる連携を図り、高速道路ネットワーク

の１日も早い全線開通及び暫定２車線区間の４車線化に向けて、引き続き建設促進大会の開催や、国への要望活動などに取り組んでまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査　以上で、説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○日高委員　総括次長に質問しますけれども、この繰越しは適正と判断していいのかを御答弁お願いします。

○海野県土整備部次長（総括）　公共事業の繰越しについては、比較的高い金額で移行していると思っております。繰越しについては、適正に執行していくということもありますけれども、毎年災害等で年度後半に補正がつきます。災害の多い本県は、どうしてもそういう状況になってしまっているという現状がございますが、繰越し分も含めて、執行体制をしっかり整えて、公共事業を早く適正に進めていく必要があると思っております。

○日高委員　当然、県土整備部というのは、補助金や交付金の決定によるもの、用地買収に係るもの、災害などのいろいろな要素があって、どうしても繰越しという形にならざるを得ないものもあります。そういった中でも、公共事業を１日も早く執行する努力というのは、今回の決算の中で何かされたのですか。そのあたりをお伺いします。

○小薗管理課長　御質問に対して的確な御回答になるのか、若干、不安な中での御回答になりますが、委員もおっしゃっていただきましたとおり、事業を繰り越すもの、かつて補正予算があまりつかなかったころ――当初予算でしっかり組まれていたころは、年度当初から計画を持って事業が実施できていたと思います。ただ、近年、大規模な災害でありますとか、国土強靭化という特殊な事象に対しまして、年末、あるいは年度末にかけて補正が組まれます。そういたしますと、その事業を国から内示が来て、設計などをして、必要な工期を入れますと、どうしてもその年度で終わらない部分が出てまいります。繰越しが多い年度というのは、得てしてそういう補正が遅かったとき、あるいは大規模な災害があったときでございます。

私どもとしましても、発注の工夫などをしながら、できるだけ早期の事業執行を念頭に置きながら個々の事業を進めておるところでございます。ただ、どうしても工期の都合上、やむを得ず繰り越す場合もあるということを御理解いただければ大変有り難く存じます。

○日高委員　それは理解しているんです。理解した上で、今回努力したところがあるのかを聞いているわけであります。なぜこんなことを聞くかというと、年度末に工事を一斉に発注されても工事の平準化がどうしても損なわれるからです。３月は忙しくて、４～６月は暇が出て、７～８月の暑い時期は忙しくて、例えば入札しても厳しいとかね。そんなことではいけないので、以前から工事の平準化については、予算を繰り越して、４～６月もしっかりとやっていくということでした。そういったことは継承されているのかというのが、今回の決算で再確認したかったところです。

○小薗管理課長　おっしゃるとおりです。やはり事業者あっての公共事業ということになりますので、事業者に過度な負担がかからないような取組が必要と考えてございます。そういった中で、繰り越すことで完成時期が少しずれるということで、デメリットに見える分もあります

が、発注に早く取りかかれるという点がございますので、４～５月、もしくは６月での発注がより可能になるという意味では、１つメリットがございます。

また、委員がおっしゃっていただきましたのはゼロ県債のことかと思います。債務負担行為によりまして、今年度のうちに何らかの事務を進めながら、来年度に工事をしていただく取組も現在させていただいております。昨年度も実施させていただいておりますので、今後の議会でもお願いすることがあるかも分かりません。そのあたりも含めまして、平準化の取組も進めていきたいと考えてございます。

○日高委員　ゼロ県債。ゼロ県債は年々増えてきているのでしょうか。

○小薗管理課長　業者が受けきる数字も一定程度見ながら発注させていただいております。平準化という観点ですので、あまり大きな増減はさせていないのではないかと考えますが、申し訳ございません。手元に数字がございませんでした。

○日高委員　私は10年ぐらい前から、ゼロ県債はどんどんやっていって、とにかく暇な時期をなくして発注していこうという話をしていました。これは技術企画課の所管ですか。

○植村技術企画課長　委員がおっしゃる平準化につきましては、年平均して大体1.0をキープするのがベストですけれども、４～６月は工事件数、稼働件数が少なくなるので、そういったところで目標値を定めて、なるべく４～６月に稼働している工事が高まるようにということでの取組となります。令和５年度の県のみの平均でいきますと、0.75ぐらいの稼働率があったり、先ほどおっしゃいましたゼロ県債につきましては、年間30億円ぐらいを申請しております。さらに平準化を図るために、６月定例会で繰越しを申請しております。

年々繰越額が増えておりまして、なるべく工期を多く取りたいということで、令和６年度に150億円程度だった繰越し申請が、令和７年度には165億円となっており、平準化を図るために早期の繰越し申請やゼロ県債を活用し、平準化が少しずつではありますが、図られているような状況ではあります。

○日高委員　多分以前もゼロ県債は30億円だったんです。平均で言っているのではないかと思います。これを増やそうとしているのではなく、30億円なら30億円くらいを設定して、それが何年も続いている状況ではないかと思うんですけれども、本当だったらゼロ県債は必要なところだと思います。それを補正予算で上げているということでしょう、15億円くらい。

○植村技術企画課長　ゼロ県債につきましては、令和４年度が約47億円、令和５年度が約27億円、令和６年度が約32億円ということで、年度の予算に応じて若干上下はしているという状況ではあります。それで30億円前後ということです。

○日高委員　この件については分かりました。

○福田委員　資料49ページですけれども、道路保全課の指摘事項の内容を詳しく教えてください。

○大部薗道路保全課長　この件につきましては、災害等により県道の一車線が通れなくなるということで、道路利用者の安全を確保するために信号を設置する業務になっております。

これはリース会社から信号機等を借りて設置している業務なのですけれども、今回、契約手続が遅れた主な理由としましては、串間土木事務所の職員が４名から２名に減ったということが一つあります。

もう一つは、職員からリース会社に資料の提出を数回ほど依頼しましたが、リース会社も忙しかったせいか、なかなか提出いただけなくて、職員も減ったということも重なり、業務に手が回らなかったというのが実情でございます。

○福田委員　要するに、期限に合わせるのに人手が足りなかったということですか。

○大部薗道路保全課長　リース会社を悪く言うつもりはないのですけれども、リース会社の方が規定どおり資料を出していただいていたら、職員の方もスムーズに処理ができたのではないかと推察しております。

○福田委員　県のほうからの指示というのは、串間土木事務所職員とリース会社との関係のところで止まっているのですか。

○大部薗道路保全課長　先ほど申し上げましたとおり、串間土木事務所の職員から数回ほど書類の提出の依頼はしておりましたが、なかなか出していただけない状況でした。職員もお願いしていたので、出してくれるだろうというところで少しブランクが空いた関係で、業務が後手に回ってしまったのかと思われます。

○福田委員　何か奥歯に物の挟まったような言い方ではないのですけれども、内容が気に食わなかったから出さなかったということですか。

○大部薗道路保全課長　そういうわけではなく、あくまでも私の個人的な推測ですけれども、リース会社も忙しかったのではないかと推察しております。

○福田委員　分かりました。

○日高委員　道路保全課に伺います。

のり面とかの補修をやっていますね。これは決算に関する内容か分かりませんが、年々のり面工事が減っているというううわさがかなり流れています。割合としてはどのくらいずつ、年々減っているのでしょうか。

○大部薗道路保全課長　県土整備部におきましては、道路保全課も含めてほかの事業課も、のり面工事をしているところでございます。ちなみに、道路保全課につきましては、10億円程度で推移している状況でございます。昨年度は新規工区等の立ち上げがありまして、調査設計のほうに予算を取られた関係で若干減っております。

令和７年度予算のほうは昨年度より多くなっておりますので、今年度は引き続き計画的に執行してまいりたいと考えております。

○日高委員　令和６年度は調査設計に要したということでした。のり面は砂防課になるので砂防課に聞きますけれども、しっかりと調査設計を急いでやるようなことが必要かと思っております。

それと、道路愛護活動の話がありました。協定団体が年々増えているということで、いいことだと思うのですけれども、実動部隊はどれぐらいなのですか。団体を増やすことよりも、実動部隊がどれだけいるかだと思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○大部薗道路保全課長　草刈り活動ですけれども113団体ございまして、そのうち73団体で実績があります。約７割弱の実績でございます。

○日高委員　草刈りと言いましたけれども、これは河川パートナーシップ事業とは違うのでしょうか。一緒ですか。

○大部薗道路保全課長　河川パートナーシップ事業とは違いまして、あくまでも県が管理する道路ののり面等の草刈りが対象となります。

○日高委員　そうであれば、道路保全課が出している草刈り事業はほぼ公共発注であり、ボランティアではないですね。

○大部薗道路保全課長　道路保全課としましては、普段、造園業者に依頼している分とは別に、ボランティア事業として、「「みやざきの道」愛護ボランティア支援」という形で支援させていただいているところでございます。

○日高委員　河川パートナーシップ事業とこの事業の単価は違うのですか。

○大部薗道路保全課長　河川パートナーシップ事業は承知しておりません。道路の場合でいいますと、100～500メートル未満の１回当たりが5,000円。上限としましては、６キロメートル以上で２回刈ったときに11万6,000円という形で支給しております。

○日高委員　メートルは分かるけれども、幅があるから面積ではないのでしょうか。

○大部薗道路保全課長　幅につきましての明確な基準はなく、延長で支払うような形となります。一般的に、造園業者には幅１～２メートルの草刈りをしていただいておりますので、同様のレベルではないかと思われます。

○日高委員　単価は比べようがなさそうですね。そんなものなのですね。よく分かりました。

でも、県土整備部ですから、ある程度単価は合わせていると思うのですけれども、河川課長は次の班だから聞けばいいわけですから、道路保全課については終わります。

○脇谷委員　資料28ページについて、盛土対策課にお伺いします。

公共３部が予算を取ってやられていらっしゃるとは思うのですけれども、「盛土防災総合推進」の中身とすみ分けについて、詳しく教えてください。

○前田盛土対策課長　「盛土防災総合推進」につきましては、資料27ページの表の中に、既存の盛土等の基礎調査という形で入れております。

簡単に説明させていただきますと、過去に造成された盛土に対して、実際に危ないかどうか、速やかに応急対策をする必要があるかどうかといったものを調査しております。

それと、昨年度までやっていきますと、規制区域の指定もありましたので、そちらのほうの調査などで費用を出しているような状況になります。

○脇谷委員　ほかの２部とのすみ分けというのはもちろんあると思うのですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○前田盛土対策課長　基本的には３部で全て連携してやっております。それぞれが負担していただいてやっていくという、分任という形を取っておりまして、全部一緒に事業を進めていくことになります。県内ほぼ全域を規制区域にかけていますので、全体でやっていくというような形で考えております。あと、宮崎県盛土等情報管理システムというのも作っております。

基本的に公共３部の負担でいきますと、おおむね３分の１ずつで費用負担をお願いしているところです。

○脇谷委員　公共３部で３分の１ずつ応分負担をする場合、どこかが少ないとか多いとか、そういうものはあるのですか。

○前田盛土対策課長　資料26ページでいきますと、不用額につきまして、（目）農地調整費が100万円とか、（目）治山費と（目）土木総務費で500万円ずつとなっております。緊急時に応急対策工事を実施しなければならないというような場所に関しては、そういった対策費用を計上していた状況になります。

ただし、山地部と比べて農地のほうが少ないという想定をしていたという中で、その分で費用の負担割合が少し変わっている部分はございます。実績はなかったので不用残というような

形にしております。

○脇谷委員　分かりました。

○日高委員　盛土については、公共３部で盛土状況確認書を取ると思います。公共３部の中では、一番比重が重いのはどこですか。

○前田盛土対策課長　住宅関連の建てる部分で一番問合せが多くなっている状況になります。盛土規制がかなり厳しくなっていて、１メートルから許可が必要となっておりますので、住宅が一番多いという形になっております。そのため、県土整備部が一番多いというような状況になっています。

○日高委員　農地改良の部分では問合せはありますか。

○前田盛土対策課長　農地のほうでどれだけ盛土ができるかどうか、それが規制に対象になるのかということで問合せは出てきております。農地転用する場合に、土砂を盛って、さらにかさ上げをしたりとかいうのも出てきたりしますので、そういった問合せも出てきております。

○日高委員　表土の高さが30センチというのは、農地の場合は別に出てくるのではないですか。盛土対策課もかなり忙しいだろうとは思いますが、そういうものも……。

○前田盛土対策課長　農地の場合は30センチからチェックが入ってくるようになっています。ただ、農業委員会にもいろいろな協力をお願いしておりまして、最初の振り分けとかも各市町村の農業委員会でしていただいて、その中からの情報を全て盛土対策課にいただけるように制度的に設計したところです。

○山口副主査　資料15ページの「建設産業外国人材定着支援」についてお伺いします。実績として、情報発信としてポータルサイト内に特設ページを作成とあります。ポータルサイトはビルミヤのことだと思いますけれども、具体的にどのあたりを追加したのか。ワークインジャパンのところかと思っているのですけれども、ここどこを追加して、どれぐらいお金がかかったのか教えてもらっていいですか。

○小薗管理課長　ホームページを御覧いただいている中での御説明ですので、ほかの委員の皆様も御覧いただいているのか恐縮ですけれども、副主査のおっしゃるとおりでございます。そちらのホームページの原案を作成いただいています。

あと、経費につきましては、相談窓口と合わせた形でやっているものですから、合計金額579万2,000円の中で対応いただいておるところでございます。

○山口副主査　一括委託をしていて、相談窓口の設置と情報発信のホームページの作成というものをまとめて発注していると、内訳は分からないという理解でよろしいでしょうか。

○小薗管理課長　おっしゃるとおりでございます。

委託事業としてやっておりまして、細かくて恐縮ですけれども、ホームページの原案をワードで作っていただいたものを、私どものほうでホームページ掲載をさせていただいております。そこと相談窓口の中でいろいろな話を聞く中で、そういった情報も含めまして、ホームページに載せる原案を作っていただいているような事業になってございます。

○山口副主査　ちなみに、この情報発信については、誰に何を知ってほしくて行っているのでしょうか。

日本語で書いてあります。ホームページには翻訳機能もついているので、翻訳しようと思えばできるだろうとは思いますが、外国の方に読

んでほしいのがメインであれば、最初から外国語でもいいのではないかという気がするのですけれども、このページは誰に何を知ってほしくて作成したのかを教えてもらえますか。

○小薗管理課長　副主査のおっしゃるとおりです。確かに、第一義的には、県内で働く外国の方にも見ていただきたいですし、県内での外国人の採用を希望される企業にも見ていただきたいと考えてございます。

ただ、海外に目を向けますと、使われる言語につきましてはもう少し検討すべき点があるのと考えているところでございます。多少進行形のところがありますので、そのあたりの改善も含めまして、今後検討させていただきたいと考えてございます。

○山口副主査　続いて、技術企画課の「インフラＤＸ推進」についてお伺いしたいと思います。

確認ですけれども、令和７年度への繰越額が1,500万円くらいあります。令和７年度の予算額が2,100万円あるという形で記載していただいていますが、これは足し算をするのですか。令和７年のこの事業における予算というのは、2,100万円足す1,500万円なのか、それとも2,100万円の中に1,500万円が入っているのですか。教えていただければと思います。

○植村技術企画課長　令和６年度の繰越額が1,570万円、令和７年度の予算が2,100万円ということです。合わせて執行しても別々に執行してもよろしいですし、その業務内容によって、予算の執行の仕方についてはその都度検討しています。

○山口副主査　ということは、今年度においては3,600万円ぐらいは枠としてはあるだろうという理解をしようかと思いますが、いいですか。

○植村技術企画課長　トータル予算ではそのような形になりますけれども、この1,500万円につきましては、情報連携基盤構築のための検討業務に昨年度末に予算を充てておりまして、こちらの業務で執行しております。

○山口副主査　関係機関との調整に日時を要したためという繰越理由になっているのですけれども、具体的にはどんな調整があったのですか。当初予算で恐らくこの額が入っていたと思います。

○植村技術企画課長　システムを作成する際に、道路台帳や河川台帳、砂防関係の施設台帳といったシステムの中に取り込むようないろいろな台帳等ございます。関係各課との調整が必要でございましたので、そういったところとの調整に日時を要したことを繰越理由として書かせていただいています。

○山口副主査　この事業は、令和５年度の1,400万円くらいから始まっていると認識していて、令和６年度に繰り越したのが1,000万円、さらに令和６年度予算も1,600万円ぐらいついて、そのうち1,500万円を繰り越しているという形で、予算の大半を繰り越しながら事業されているように感じられます。

当初に予算を上げている段階でやろうとしていることが決まっているのだから、繰り越すことを前提で仕事をしているわけではないと思うのですけれども、そんなに想定外の調整が庁内での調整で生じたのですか。

○植村技術企画課長　令和５年度は、まず、今回のシステムについて、どのような情報を取り込んで、どのような機能を備えるべきかという、情報基盤の基本設計を実施しております。

さらに、その翌年度の令和６年度は、その基本設計に基づいてシステムの構築をしているところです。県土整備部で管理しております道路、

河川、砂防施設といったところの施設台帳のデジタル化がなされておりませんので、そういったところのデジタル化の作業と併せて各課と協議をしていく中で、庁内ではありますけれども、少し時間を要したということでございます。

○山口副主査　確認ですけれども、この事業が令和５年度に上がってきたときに、事業期間は令和７年度までで上がってきているようです。繰越しをされていらっしゃいますけれども、今年度にこの事業自体は完了する予定と理解していてよろしいでしょうか。

○植村技術企画課長　今年の８月からシステムの一部運用を開始しております。例えば、現場に行った際に、タブレットで道路台帳を確認しながら、地元住民の苦情や要望を受け付けて、その場で記録したりしています。そういったところで、既に一部のシステム構築が昨年度の繰越事業で完了しております。

今年度につきましては、内容のグレードアップですとか、各事務所からの意見を伺って、どういった機能を備えたほうがさらにいいかいったところの検討を加えることとしておりまして、基本的には今年度である程度の形までは完了する予定でございます。

○山口副主査　「基本的には」というのがよく分からなかったけれども、終わるのでしょうというところで考えていていいですか。

○植村技術企画課長　ある程度までは終わりますが、その後のシステム運用や一部改修といったところが課題として残る可能性があるということでございます。

○山口副主査　分かりました。

続いて、道路保全課にお伺いしたいのですけれども、「公共道路維持」についてもかなりの額の繰越しが行われています。一定程度仕方のないところもあるかもしれないですが、この決算額を見ると、前年度の分を次年度でしっかりやることに業務を取られていて、翌年度に繰り越すことが当たり前の形になってしまっているのではないかとも、表面上で読み取ってしまうところがあります。

基本的に予算を要求するに当たっては、現年度でしっかり完了できるもの、もしくは完了する予定のものを要求しているということを大前提として、理解しておいてよろしいでしょうか。

○大部薗道路保全課長　副主査のおっしゃられるとおり、基本的には当初予算案につきましては、年度内に執行させるということで考えております。

先ほど管理課長からも話がありましたけれども、近年、補正予算をたくさんいただいている関係もありますし、令和４年災や令和６年災で結構大きな災害がありましたので、その影響も多少あるかとは考えておりますけれども、適正な執行には努めていきたいと考えております。

○山口副主査　今、補正予算という話もありましたけれども、令和６年度予算額32億9,386万3,000円とありますが、このうちどれだけが当初予算でどれだけが補正予算なのか教えてもらってもいいですか。資料46ページの「公共道路維持」になります。

○大部薗道路保全課長　先ほど御指摘いただいたことについて、資料43ページにも同じ「公共道路維持」というのがありましたので、そちらのほうと勘違いしておりましたので、訂正させていただきます。

交通安全事業につきましては、用地買収などを伴う関係がありまして、どうしてもスムーズにいかないケースもございます。その関係で繰越しが増えているものでございます。

○山口副主査　資料43ページの「公共道路維持」について、どうなるか教えていただけますか。令和６年度予算が73億円ぐらいありますが、どれだけが当初予算で、どれだけが補正予算なのか。

○大部薗道路保全課長　※当初予算が50億円で、残りの23億円が補正予算というような形になっております。

○山口副主査　当初予算は50億円で23億円が補正予算。実際に使っている決算額が16億円くらいということでいいですか。

○大部薗道路保全課長　副主査のおっしゃるとおりでございます。

○山口副主査　今の話でいけば、補正が多かったので使い切れませんという話が説明としてありましたけれども、補正額は23億円ですよね。でも当初予算が50億円あるじゃないですか。16億円しか使えていない。いろいろな事情がそれぞれあるにせよ、そこが気になっていますが、どうしてなのですか。

○大部薗道路保全課長　訂正ですけれども、令和６年度につきましては、８月に台風第10号の影響で大きな災害等もありました。そういった災害対応が出先事務所で多く発生した関係で、本来より執行率が下がったということでございます。

○山口副主査　通常だともっと執行率は高いけれども、他業務が増えてしまったために、当初予算のほうに業務上回らなかったということが、この決算の状況なのだという理解でよろしいですか。

○大部薗道路保全課長　台風も含めてですけれども、この業務の中には、当然、先ほど交通安全事業でも言いましたが、用地買収とか地権者との調整とかもありますので、そういったものも含めまして執行率が下がったということでございます。

○山口副主査　令和６年度が特別ということなのですか。今から見ますけれども、ほかの年度だと執行率はもっと高いのですか。

○大部薗道路保全課長　令和６年度予算への繰越しは42億円ということで、令和６年度よりは少なくなっております。

○山口副主査　それでも40億円弱繰り越しているわけだから、恐らく同じように例年50億円とか60億円単位の当初予算はついていらっしゃるのではないかと思うのです。そのうち40億円を繰り越していますと、令和６年度については、災害とかがあったので60億円近くになりました。

増えてしまった部分については理解しなくもないところであるのですけれども、課題感として私が感じているのは、当初予算から考えて40億円とか30億円とか、そういう単位内での繰越しが常態化しているという可能性があるのではないだろうかと、そこは何とかいく努力をしないといけないのではないだろうかと思っています。

常態化しているということに対して、仕事の進め方としてやむを得ないことがあるということであれば、教えていただければ、そこは理解したいと思いますが、改善できる可能性があるということであれば、改善していくべきであろうと思っているので、指摘していきたいと思っています。何か理由があるか、部長に教えてもらえますか。

○桑畑県土整備部長　道路保全課長が申し上げましたけれども、資料43ページの令和６年度予算をおさらいいたしますと、現年の予算が73億円、このうち※当初予算が50億円、補正予算が23

※84 ページに訂正発言あり

億円という構成になっておりまして、当初予算50億円のうち34億円を繰り越している状況でございます。

当初予算分についても、企業と契約させていただいて、発注といいますか、工事にはかかっているのですけれども、工事自体が終わっていないケースになります。全く執行していないわけではなく、工事は発注していますが３月までに工事が完了しなかったというものが大部分を占めているかと思います。

先ほども道路保全課長が話しをしましたけれども、公共工事の品質確保の観点から、公共工事の工期を大分長く設定することになっておりまして、ある程度の規模になってしまうと、すぐ年度末を標準工期で超えてしまうというような状況がございます。そういう傾向も重なって、当初予算の繰越額が増えているという状況にございます。

補正予算については先ほど申し上げましたとおりですけれども、国土強靱化の予算が大体年度末に流れてまいります。年度内に契約できるもの、契約できないものがございますけれども、ほとんど全ての額を繰り越しているというような状況になっております。

繰越額が大きくなっているというのは現実的にございますけれども、契約ベースでは、当初予算についてはしっかり年度内に発注しているという状況でございます。あと、工期の終期をどこに設定するかというところで、予算上の取りまとめとしては、副主査が御指摘になったとおりの状況になっているところでございます。

○山口副主査　私も少し勉強不足なところがあるので教えていただきたいのですが、契約ベースの執行率的なものはどこかに書いているのでしたか。

○小薗管理課長　この資料の中には、そこまでのデータは掲載していないと思います。

○山口副主査　やっているのであれば、契約ベースのものも補足で書いていただければ、それはそれで分かるような気はしています。

私も勉強不足で読み切れていなかったので反省しているところでありますが、使い切っていなく見えてしまうので、工事自体は全部執行しようとしているということであれば、そういう形で載せてもらえるような形を取っていただけると分かりやすいと思います。検討していただければ十分です。

○小薗管理課長　補足させていただきます。

記載の仕方につきましては検討させていただきたいと思いますが、大きな整理といたしまして、本件の場合、先ほど部長が申し上げましたとおり、未契約繰越しというのは基本していない状況ですので、何らかの発注行為がしてあるものが繰越しという形になっていると思います。そういった意味では、純粋に使われなかったお金は不用額に出てきております。

令和６年度一般会計の不用額が全部で15億円ほどございまして、うち公共事業が14億円、その中でさらに災害復旧が12億円となっておりますが、そのほとんどが繰越分の災害復旧ですので、繰越分の災害復旧について、令和６年度の額が固まったため不用にしているというような状況でございます。そのため、事業の発注という観点では、一定程度適正にやってきているものと考えてございます。

○日高委員　高速道対策局長に伺います。

用地国債を活用した先行取得の用地の特別会計への繰出金についてですが、用地を県があらかじめ取得するのでしょう。このあたりは毎年出るのですか。

○山浦高速道対策局長　用地国債というのは、県が国に代わって先行取得をして、後から国が買い戻すという制度となります。これは国道218号――九州中央自動車道のほうでやっているところですが、買収のほうは順調に進んでおります。

○日高委員　局長の仕事ぶりで進んでいるということを、よく西臼杵の人から聞いております。これは褒めていますからね。

高速道路についていつも言われるのが、防災の高速道路ネットワークなんです。例えば、高速道路でつながると経済がどうなるのか。ミッシングリンクが解消されて日南市までつながりましたが、どういう波及効果があるのかとか、物流会社などの車がどれだけ増えたかとか、そのあたりの調査は当然されているものと思っています。

そういった中で、今回これだけが高速道路に力を入れて、どれぐらい有利に動いたというか、高速道路の効果が上がってきたのかということを、今回の決算でどう検証されているのか伺いたいと思います。

○山浦高速道対策局長　今回の決算と直接というところではございませんけれども、基本的に高速道路がつながって供用率が伸びると、キャンプや合宿などによる県内の経済波及効果というのはございます。直近でいきますと、日南市から北九州市まで令和５年３月に開通をしました。県内の供用率が現在80％なのですが、そのときの経済波及効果というのが118億円。

平成25年ぐらいでいきますと、供用率61％で経済効果が96億円ということで、高速道路がつながると、キャンプなどで来られて、着実に経済効果的には上がっていくというような感じに今のところなっています。

平成26年、平成27年でいきますと、東九州自動車道では、宮崎～延岡が平成26年３月開通、供用率が約69％で約90億円の効果。宮崎～大分が平成27年３月に開通しておりますけれども、供用率が71％で130億円という形で、高速道路がつながっていくと、誘客などといった形で県内には着実に波及効果が出てくるのだろうということで、ミッシングリンクを早く解消しないといけないと考えております。

○日高委員　そういう考えを持たれていれば安心です。違うことを考えていないかと思ったものですから。

だから、高速道路において用地を取得することは非常に重要だと思います。ここができれば、国土交通省からすれば、宮崎県はこれだけ用地を早めに先行取得してくれたのだと、県の意気込みが分かるんです。普通の道路もそうですけれども、用地買収・用地取得は大変重要になります。そこが順調だということなので、これを継続してやっていただきたいと思います。

用地取得だと、年間どれくらい県が立替えをするのですか。

○山浦高速道対策局長　特別会計については、今年度５億円を用意しております。

○日高委員　大体５億円ですか。大体毎年そんな感じですか。それとも、今年は少し多めに取得しておこうとか、そういった戦略はあるのでしょうか。

○山浦高速道対策局長　年度ごとに少し凸凹が生じます。補償が大きい物件があると金額的には伸びますが、用地補償ですから、補償の調査に時間がかかるため、単年度で均一に予算がかかるというものではございません。そういう意味では、今年度の用地費としては少し多いという状況でございます。

○日高委員　これは少し決算から外れるけれども、国土交通省と毎年やっていかないといけないので、そのための地固めは非常に重要なところです。トンネルや橋梁も多いので、そのあたりをしっかりやってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○内田主査　ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって県土整備部第１班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後２時28分休憩

―――――――――――――――――――――――――

午後２時31分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

○中武河川課長　河川課の決算について御説明いたします。

資料の50ページを御覧ください。

一番上の段、河川課計でありますが、当課の令和６年度決算額は、予算額492億8,730万9,809円、支出済額281億2,338万1,196円、明許繰越額187億2,829万1,000円、事故繰越額12億2,939万223円、不用額12億624万7,390円、執行率57.1％で、翌年度への繰越額を含めますと97.6％となります。

まず、４段目の（目）河川総務費でございます。不用額が4,048万5,989円、執行率は56.0％となっております。不用額については、主に河川施設の維持・管理費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、51ページを御覧ください。

４段目の（目）河川改良費でありますが、不用額が3,205万7,076円、執行率は62.2％となっております。不用額については主に公共災害関連河川等事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、52ページを御覧ください。

６段目の（目）海岸保全費でありますが、不用額が1,114万3,000円、執行率は59.2％となっております。不用額については主に海岸保全事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下から４段目の（目）水防費であります。執行率が55.6％となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、53ページを御覧ください。

下から２段目の（目）土木災害復旧費でありますが、不用額が11億2,256万1,325円、執行率は51.3％となっております。不用額については主に災害復旧事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の55ページを御覧ください。

「（１）良好な自然環境・生活環境の保全」についてであります。

主な事業について説明いたします。

56ページを御覧ください。

「河川パートナーシップ」であります。これは、自治会等が実施する河川の草刈り等に対して報奨金を支給するものであり、良好な河川環境や景観の保全等を図ることを目的としております。

57ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等であります。

②にありますとおり、「河川パートナーシップ」への参加団体数につきましては、平年並みの759団体となっており、官民の協働による河川の管理や環境の保全が図られております。

次に、中段のⅡ、今後の方向性であります。②にありますとおり、今後も河川や周辺環境を安定的に良好な状態に保ち、治水安全度や官民の信頼・協力関係の維持及びさらなる向上を図っていくため、引き続きパートナーシップ事業の推進に取り組んでまいります。

58ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。

下の表を御覧ください。

主な事業について御説明します。

まず、「公共河川」であります。これは、浸水被害を受けた箇所の河川改修事業等を行うものであり、耳川ほか28河川におきまして、河道掘削や堤防整備などを行ったところです。

次に、59ページを御覧ください。

中段の「県単河川改良」であります。これは、八重川ほか95河川におきまして、河道掘削や護岸の整備などを行ったものであります。

次に、60ページを御覧ください。

上段の「公共土木災害復旧」であります。これは、令和６年に被災した国道265号など、90か所の道路や河川及び砂防施設等の災害復旧を行ったところです。

次に、下段の「ダム施設整備」でありますが、松尾ダムほか12ダムの放流設備等の改良を行ったところです。

62ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等であります。

まず、①でありますが、令和６年度は、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策予算の活用により、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

また、②でありますが、令和６年に被災した施設等に対する災害復旧事業では、令和６年度予算で施工する箇所の80.9％に着手し、14.2％の復旧が完了しております。

次に、下段のⅡ、今後の方向性であります。

まず、①でありますが、令和６年度末の河川整備率は50.6％といまだ低い水準にあることから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②でありますが、本県は、洪水・地震・津波など自然災害のリスクが高いことから、県道の強靱化を着実に推進していく必要があります。

今後とも引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフト両面から減災・防災対策を推進してまいります。

次に、監査結果報告書の指摘事項について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

収入事務の指摘事項についてであります。

都城土木事務所の砂利採取料において、調定が遅れているなど調定事務の適当でないものが見受けられたとの指摘でございます。

これにつきましては、会計制度等の確認の徹底や、進行管理表を複数の職員で確認することで、執行の進捗管理を的確に行うなど、組織内の体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

最後に、決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○三橋砂防課長　砂防課の決算について御説明

いたします。

資料の64ページを御覧ください。

一番上の段、砂防課計でありますが、令和６年度決算額は、予算額148億9,592万1,401円、支出済額87億5,230万533円、明許繰越額57億9,895万円、事故繰越額２億2,786万145円、不用額１億1,681万723円、執行率58.8％で、翌年度への繰越額を含めますと、執行率は99.2％となります。

下から３段目の（目）砂防費でありますが、不用額が１億1,681万723円で、執行率が58.6％となっております。不用額については、主に公共砂防事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

66ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。

主な事業について御説明します。

まず、「通常砂防」であります。宮崎市の伊倉谷川１・２ほか75渓流において、堰堤工等を実施いたしました。

67ページを御覧ください。

下段の「地すべり対策」であります。椎葉村の大藪２地区ほか６地区において、地すべり解析や地すべり観測等を実施いたしました。

68ページを御覧ください。

上段の「急傾斜地崩壊対策」であります。都城市の城山西側地区ほか52地区において、擁壁工や、のり面工を実施しました。

次に、下段の「総合流域防災」であります。これは、流域一体となった総合的な防災対策を行うものであり、基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定関連の調査を県内一円で実施いたしました。

70ページを御覧ください。

上段の「県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策」であります。これは、市町村が実施する工事等に対する県からの補助金であります。日向市の岩崎１地区ほか４地区において、擁壁工やのり面工を実施したものです。

71ページを御覧ください。

上段のⅠ、施策の成果等についてであります。

まず、①土砂災害警戒区域の整備につきましては、令和６年度は砂防事業で４渓流、急傾斜地崩壊対策事業で４か所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図ったところであります。

次に、②令和６年度の啓発活動につきましては、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図ったところであります。

Ⅱ、今後の方向性でありますが、①に記載のありますとおり、土砂災害警戒区域の令和６年度末の整備率は30.5％であることから、今後とも安全で安心な県土づくりを目指し、施設の整備を進めるとともに、②に記載のありますとおり、警戒避難体制の整備や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフトの両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○那須港湾課長　港湾課の決算について御説明をいたします。

資料の72ページを御覧ください。

港湾課は、一般会計と特別会計がございますが、一般会計から御説明をいたします。

72ページの表、上から２段目、一般会計の計の欄でございます。

令和６年度決算額は、予算額80億3,029万7,196円、支出済額64億9,218万8,333円、明許繰越額13億6,647万円、事故繰越額8,300万円、不用額8,863万8,863円、執行率80.8％、翌年度繰越額を含めますと98.9％となります。

73ページを御覧ください。

まず、上から２段目の（目）海岸保全費でありますが、執行率が66.1％となっております。これは翌年度の繰越しによるものであります。

次に、下から３段目の（目）港湾管理費でありますが、不用額が2,142万1,434円となっております。これは、「油津港利用促進支援事業」の額の確定による残や、港湾施設維持管理費の執行残などであります。執行率が89.1％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、75ページを御覧ください。

一番上の段、（目）港湾建設費でありますが、不用額が3,045万1,701円となっております。これは、主に公共港湾建設事業費の確定に伴うものであります。執行率が80.1％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

76ページを御覧ください。

上から５段目の（目）港湾災害復旧費でありますが、不用額が3,570万7,567円、執行率が65％となっております。これは、港湾災害復旧事業において事業費が確定したことに伴うものであります。

77ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

一番上の段、特別会計の計の欄であります。令和６年度決算額は、予算額20億9,463万円、支出済額14億3,850万2,800円、明許繰越額５億7,860万円、不用額7,752万7,200円、執行率68.7％、翌年度繰越額を含めますと96.3％となります。

まず、上から４段目の（目）港湾管理費でありますが、不用額が935万1,965円となっております。これは、主に港湾運営に係る需用費及び委託料の執行残であります。執行率が84.8％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下から３段目の（目）港湾建設費でありますが、不用額が6,530万円となっております。これは、細島港整備に伴う執行残であります。執行率が56.2％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

78ページを御覧ください。

下から２段目の（目）予備費であります。不測の事態への対処のため計上しておりますが、全額の200万円が不用額となっております。

ここで、72ページにお戻りいただきまして、一番上の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計と特別会計を合わせました令和６年度決算額は、予算額101億2,492万7,196円、支出済額79億3,069万1,133円、明許繰越額19億4,507万円、事故繰越額8,300万円、不用額１億6,616万6,063円、執行率78.3％、翌年度繰越額を含めますと98.4％となります。

次に、79ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。表の一番下の段の歳入合計ですが、予算現額20億9,463万円に対しまして、２列横の収入済額が15億8,988万4,873円となっております。

80ページを御覧ください。

主要施策の成果の主なものについて説明いたします。

「（１）広域交通・物流ネットワークの整備・充実」についてであります。

主な事業及び実績でありますが、「港湾改修」では、油津港におきまして、船舶の大型化に対応する水深12メートルの第10岸壁の整備を進めています。宮崎港においては、マリーナ航路等の砂の堆積対策として、防砂堤工事を進めたところであります。

81ページを御覧ください。

一番上の「統合補助」でありますが、宮崎港ほか２港におきまして、桟橋補修や緑地連絡橋の整備等を行ったものです。

82ページを御覧ください。

一番上の「ポートセールス推進」であります。ポートセールスについては、企業訪問や県内外でのセミナー開催等により、新規・増加貨物の掘り起こしや、港湾関連企業のマッチング機会づくりなどを行い、利用促進に努めました。

次に、84ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等につきましては、港湾の利便性・安全性の向上に向け、②に示します細島港の原木輸出に対応する16号岸壁や、宮崎港の緑地連絡橋が完成、供用開始しました。油津港では、船舶の大型化に対応する第10岸壁工事の進捗が図られました。

次に、下段の今後の方向性についてであります。重要港湾への重点投資により、利便性・安全性の向上を図り、老朽化対策についても計画的に推進することとし、細島港では、国が進める19号岸壁整備に関連する泊地工事等を、宮崎港では、マリーナ航路等の砂の堆積対策として防砂堤工事を、油津港では、第10岸壁工事を推進してまいります。

また、③のポートセールスにつきましても、関係自治体や関係団体と連携して推進してまいります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

85ページを御覧ください。

令和６年度宮崎県歳入歳出決算意見書より抜粋しておりますが、（13）港湾整備事業特別会計についてであります。

86ページを御覧ください。

一番下の意見・留意事項等のとおり、借入金の推移など財政状況に留意しながら、引き続き計画的な施設整備と効率的な運営が望まれるとの意見がありました。

港湾整備事業特別会計につきましては、港湾の円滑な運営に向け、港湾機能の充実強化を図ってきたところでありますが、今後とも使用料収入の確保と経費の節減を図り、健全な運営に努めてまいります。

○村岡都市計画課長　都市計画課の決算について御説明いたします。

資料の87ページを御覧ください。

表の一番上の段、都市計画課計の欄でございますが、当課の令和６年度決算額は、予算額72億9,128万2,000円に対しまして、支出済額39億4,356万９円、明許繰越額33億4,048万3,000円、不用額723万8,991円となっておりまして、執行率は54.1％となります。

また、翌年度への繰越額を含めますと99.9％となっております。

88ページを御覧ください。

一番上の段の（目）街路事業費であります。不用額が650万1,693円となっておりますが、これは公共街路事業費の確定に伴う執行残であり

ます。

また、執行率47.9％につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

89ページを御覧ください。

一番上の段、（目）公園費であります。執行率56％となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

90ページを御覧ください。

まず、「（１）快適で人にやさしい生活・空間づくり」についてであります。

91ページを御覧ください。

表の下段、「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」」でありますが、これは、景観形成に取り組む団体に対して、市町村と連携し、活動に利用する経費の一部を支援したものなどであります。

次に、92ページを御覧ください。

「県単都市公園整備」でありますが、これは、ひなた宮崎県総合運動公園ほか５公園で、施設の改修工事等を行ったものであります。

93ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。

②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、団体への補助のほか、セミナーの開催等による魅力ある地域づくりを推進しました。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、各施設の老朽化対策を実施することで、利用者の利便性や快適性が確保されました。

Ⅱ、今後の方向性につきましては、②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、連携・協働による植栽活動のモデルづくり等を通じ、愛着と誇りを持てる美しい宮崎の創造と継承を図ってまいります。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、施設の高質化及びトイレの改修等を行うことで、利用者のさらなる利便性・快適性の確保をしていきます。

続きまして、94ページを御覧ください。

「（２）持続可能な地域交通網の構築」についてであります。

ページ中ほどの「公共街路」でありますが、これは、延岡市の安賀多通線ほか10路線で街路の整備を行ったものであります。

96ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、環状道路や駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路における交通安全の確保などを進めたところであります。

Ⅱ、今後の方向性につきましては、未整備区間において、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心で快適な都市空間の整備に取り組んでまいります。

次に、97ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。

ページ半ほどの「公共都市公園」につきましては、ひなた宮崎県総合運動公園におけるサンマリンスタジアム観客席改修工事等を行ったところであります。

98ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等でありますが、スポーツランドみやざきの主要施設である武道館やサンマリンスタジアムの老朽化対策を実施したことにより、施設利用者の安全性の向上を図ることとしております。

Ⅱ、今後の方向性につきましては、各種スポーツ施設の老朽化対策や改修を進めることで、

災害対応力の向上に取り組んでまいります。

最後に、監査結果報告書指摘事項について御説明いたします。

99ページを御覧ください。

（２）支出事務の指摘事項についてであります。特別史跡公園西都原古墳群の維持管理業務について、概算払いで支出した委託料の額の確定等の精算手続が行われていなかったとの指摘でございます。

改善につきましては、事務処理手続を再確認するとともに、チェックリストを活用し、複数の職員で確認するなど、チェック体制の強化をすることで再発防止に努めてまいります。

また、決算意見審査書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○松田建築住宅課長　建築住宅課の決算について御説明いたします。

資料100ページを御覧ください。

表の一番上の段、建築住宅課の計でございますが、令和６年度決算額は、予算額が24億9,838万円、支出済額が22億4,315万8,632円、翌年度への繰越額が２億1,591万2,000円、不用額が3,930万9,368円、執行率89.8％で、翌年度への繰越額を含めますと98.4％となっています。

次に、同じページの表の中ほど、（目）建築指導費ですが、不用額が567万1,839円となっています。これは、主に委託料や旅費、需用費等の執行残によるものであります。

次に、101ページを御覧ください。

（目）都市計画総務費でありますが、執行率が81.5％となっています。これは、旅費、需用費等の執行残によるものであります。

次に、中ほどより下になります。（目）住宅管理費ですが、不用額が3,274万4,280円となっており、執行率が89.4％となっています。これは、主に委託料や補償・補塡及び賠償金等の執行残によるものであります。

次に、102ページを御覧ください。

表の中ほどより下、（目）住宅建設費ですが、執行率が88.5％となっています。これは、主に翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

104ページを御覧ください。

「（１）快適で人にやさしい生活・空間づくり」であります。

主なものとしましては、次の105ページを御覧ください。

「公共県営住宅建設」であります。主な実績内容等の欄を御覧ください。右側の住宅整備事業では、令和６年度に宮崎市の出来島団地において、建て替え完了に伴う既存建物の解体工事、外構工事を行いました。その下の環境整備事業では、宮崎市の神宮駅東団地等の外壁改修工事３棟、宮崎市の大塚Ｃ団地等のエレベーター改修工事３棟、日向市の三ツ枝Ｂ団地給水設備改善工事４棟、門川町の下水流団地等のエレベーター設置工事２棟を実施しました。

次に、106ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。②の県営住宅についてですが、建て替えのほか、住戸内の段差の解消や手すり設置による高齢者向けの住戸の整備、エレベーターの設置など、入居者の利便性の向上を図ったところです。

Ⅱ、今後の方向性であります。②の県営住宅についてですが、昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な整備に取り組んでまいります。

次に、107ページを御覧ください。

「（１）災害に強い県土づくり」であります。

「被災建築物・宅地応急危険度判定体制拡充」ですが、下の主な実績内容等の欄を御覧ください。被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を３回、判定士の模擬訓練を１回実施しました。

次に、108ページを御覧ください。

「木造住宅等耐震化支援」ですが、耐震化が必要な木造住宅等の所有者に対しまして、国・県・市町村が耐震化の費用の一部を支援する事業です。下の主な実績内容等の欄を御覧ください。令和６年度では、アドバイザー派遣99件、耐震診断526戸、耐震改修107戸、ブロック塀等除去100件について支援を行いました。

次に、109ページを御覧ください。

「木造住宅耐震化緊急啓発」ですが、これは、木造住宅の倒壊リスクの軽減を図るため、木造住宅の耐震化について広く県民に啓発する事業です。下の主な実績内容等の欄を御覧ください。令和６年度に、テレビＣＭ制作、放送を計219本、ラジオＣＭ制作、放送を計114本、住宅の耐震化に関する相談対応359件、路線バス車内広告52台、県内温泉施設、店舗へのポスター掲示52施設など、県民に対して啓発や相談対応を行いました。

次に、110ページを御覧ください。

Ⅰ、施策の成果等であります。②の木造住宅の耐震化の実績については、啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断件数は前年度比2.8倍、耐震改修工事件数は前年度比1.6倍といずれも増加しております。

Ⅱ、今後の方向性でありますが、②につきまして、木造住宅の耐震改修に対する所有者の負担軽減を図るため、耐震化に取り組む業者の確保や、改修費用のローコスト化を図るための取組をさらに加速し、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいります。

主要施策の成果については、以上であります。

最後に審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査　説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○日高委員　資料56ページの「河川パートナーシップ」の予算について、繰越額はないのですか。

○中武河川課長　ございません。

○日高委員　こういうのは、事業予算を決めずに必要なところを予算化して、ないものは基金で対応するようなやり方は考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○中武河川課長　現時点ではそこまで考えていませんが、団体数が今後伸びていくといったような状況が増えていくようであれば考えていく必要もあると思っております。現状は大体多めに足りているという状況でございます。

○日高委員　何回も繰り返すのですけれども、予算は足りていません。「河川パートナーシップ」については、予算が足りているのではなくて、いろいろな団体が赤字覚悟でやっている状況です。その前の年だったか、予算を1,000万円足したのですけれども……。今後、ロボットが導入されるとは思いますが、この事業はもう少ししっかりやっていかないといけません。

先ほど、道路保全課の道路沿いの草刈り予算についてお伺いしましたが、「河川パートナーシップ」の積算方法と違うのかお伺いしたいと思います。

○中武河川課長　単価の出し方はそれぞれ成り立ちが違うので異なりますが、先ほど道路保全課長が申し上げたのは道路なので、道路に影響がないところで幅１メートル程度の延長の単価で組まれています。

一方で河川の場合には、堤防や河川内の高水敷といった、面的に広い範囲の草を刈るものですから、平米単価で構成されております。単価につきましても、「河川パートナーシップ」の場合は最低500平方メートル以上ということで価格を細かく設定してやっており、単価の構成は違っているという状況です。

○日高委員　どちらが有利なのですか。

○中武河川課長　見比べますと、「河川パートナーシップ」のほうが若干単価が高いという感じでございます。

○日高委員　河川の草刈りよりも道路の草刈りのほうが単価が低いんですね。逆かと思っていたから。

○中武河川課長　高いようです。

○日高委員　この質問はやめるけれども、県管理河川の整備率が50.6％でいまだに低いと書いてありますが、河川が整備されているかはどう見極めればいいですか。

○中武河川課長　確かに委員のおっしゃるとおり、河川の整備率はすごく分かりづらいです。道路ですと、２車線の道路が出来上がると改良済みとか、すごく分かりやすいのですけれども、河川の場合は広いところ、狭いところ、もともと自然に流れております。

そういう中で、いわゆる治水の断面が足りていない――計画の雨が流れ切らないところを、県内で1,000キロメートルほど延長をピックアップしておりまして、そこの改修がどれぐらい進んでいったかということでパーセンテージを出しているところです。

○日高委員　今の説明では多分分からないです。もっと分かりやすく説明してください。

○中武河川課長　未改修のところを改修しているのですけれども、必要な改修区間の中で50.6％しか整備が終わっていません。大体平均的に0.2％ぐらいずつ年間整備が進んでいるという状況でございます。

○日高委員　普段は水が流れていない川ということですよね。

○中武河川課長　流れてはいますけれども、断面が狭い川が未改修ということです。

○日高委員　雨が降ったら断面も広くなったりするものですよね。だから、河川の整備率というのは必要なのでしょうか。

令和６年災のうち、令和６年度予算で施行する箇所については80.9％に着手し、14.2％しか復旧が完了していない。令和６年災全体としては38.6％着手している。どこの河川がよくて、どこが悪いかが分からないなと思いました。ただ、災害があると河川は大変です。河川による水害というのは相当あるわけです。だから道路とかよりも河川なのです。

だから、0.2％ずつ進んでいるというのは非常に遅いのではないかと思います。0.2％ずつしか進んでいないということは、次年度は50.8％、その次は51％、その次は51.2％でしょう。やっていくわけですけれども、こういうことでいいのかなと思います。それしか予算は組めないわけですよね。

○中武河川課長　委員がおっしゃるとおり、河川改修率というのが一つの指標なのですけれども、分かりやすいところでいきますと、洪水浸水した家屋がどれくらい減少したかとか、いろいろな数字の効果の出し方というのはございます。浸水被害等ですと、類似の台風が来ないと効果がなかなか現れない部分もございます。

１年の指標として表すにはなかなか難しい指標なものですから、この河川の整備率を上げさせていただいているという状況でございます。

○福田委員　監査結果報告書の中で、砂利採取料について調定が遅れているなど、調定事務の適当でないものが見受けられたということで、都城土木事務所の収入事務が指摘されていますけれども、詳しく教えてください。

○中武河川課長　河川内の砂利を採取する場合に、砂利採取料といいまして、料金を県のほうが収入として受けるという事務がございます。

今回のケースでいきますと、下半期分ということで、令和６年10月１日～令和７年３月31日の半年間の砂利採取における収入の調定をする事務手続がありました。本来であれば、許可日である10月１日にこの事務を行いまして、相手方に10月15日納付期限の納付書を発行しまして、納めていただく手続をすべきだったのですけれども、その事務を失念しておりまして、10月15日の納付期限より後に、遡って事務を行ったというところが適切でなかったということでございます。

○福田委員　この話とは直接関係ないかもしれませんが、台風が来て、あるところに砂がたまり、民間の方がきれいに整地しようということで、ブルドーザーできれいに持っていけるように砂を山積みにされました。それを持っていく業者も現れたのですが、規定がいろいろあってということで、都城土木事務所からストップがかかったのです。地域の人は台風で来た砂利を運んでくれるからいいと思っているのです。協力して砂利を運ぼうという人もいるのですけれども、都城土木事務所がストップをかけたのです。

これは何が原因ですか。想像するに、土砂を持っていくところで、今度は盛土の問題があるというのを少し感じたんですけれども、そういったことは関係ないですか。

○中武河川課長　今のお話と直接関係はないのですけれども、恐らく河川内の土砂に関しまして、以前はいろいろな方が持っていってもよかった時代がありました。

ところが、土砂の供給が減っていく中でどんどん砂利を取ることで、河川がどんどん河床低下していたということで、こういう規制をして、許可制度になりました。法律ができる以前の方は今でも許可をしているのですけれども、現在は新たな許可は行っていないというのが実情でございます。

砂利を勝手に持っていかないようにという意味で、法的に手続のストップをかけたというのもひとつあるのではないかと思います。

○福田委員　ありがとうございました。参考までに。

○脇谷委員　先ほどの日高委員の質問で、年0.2％の進捗と言われましたけれども、資料58ページの「公共河川」に関して、国２分の１、県２分の１が入った、耳川ほか36河川とあります。２級河川の一ツ瀬川なども入っているということで、これが0.2％進捗という感じなのですか。

○中武河川課長　一ツ瀬川の改修もこの中に入っております。先ほど0.2％と申し上げましたけれども、延長でいきますと大体年間２キロほど整備が進んでいる状況でございます。一ツ瀬川もその中の一つに入っているという状況です。

○脇谷委員　資料59ページの「県単河川改良」の小松川や八重川、天神川もそうですけれども、小さい川に関しては、どのくらい進んでいるのですか。

○中武河川課長　分かりにくくて申し訳ないのですけれども、河川を改良するときに、一定の水を流せる能力を確保するということで、川幅

を広げるなどのいろいろな整備をします。

河川が計画どおりに出来上がった部分を0.2%と申し上げましたけれども、「県単河川改良」で計画どおりの断面を確保するような改修的・改良的なものであれば率に入りますし、部分的な護岸の補修といったものだけですと、この率には含まれないということになってまいります。計画の河川断面がどのくらいできてきたかということでございます。

○脇谷委員　つまり0.2%という進捗状況ではなく、いろいろな状況も踏まえてやっていっているという感じなのでしょうけれども、「県単河川改良」と国も入れての「公共河川」について、どのように進めているのだろうと思っているところです。

○中武河川課長　「県単河川改良」の場合には、基本的に交付金等の採択にならない事業をやっているという面がございます。比較的規模の小さい、「公共河川」で手が回らないきめ細かなところを重点的にやっているという状況でございます。

○脇谷委員　「公共河川」については、一ツ瀬川や耳川も入っているということなのですけれども、予算確保につきまして、近年の動向はどのような感じなのでしょうか。

○中武河川課長　河川の場合は、特に国土強靱化の予算が確保しやすい状況が続いておりまして、大体の規模感で申し上げますと、令和６年度当初予算25億7,000万円に対しまして、補正予算が39億円ということで約40億円となっています。どちらかというと、当初予算よりも補正予算のほうを多くいただけている状況でございます。

○脇谷委員　補正予算を積み増ししても、なかなか0.2%しか進まないという感じですか。

○中武河川課長　現在、河川課のほうでいただいている国土強靱化関連予算を加味しても0.2%でございます。実際、維持管理のメンテナンス部分ですとか、それ以外のものも含まれておりますので、幅広に予算は確保しているという状況でございます。

○脇谷委員　「県単河川改良」についてです。小松川ほか77河川をやっていくということで、同じぐらいの河川の幅なのでしょうけれども、どの河川を先にやるかというのはありますか。

○中武河川課長　まずは、河川の流れ、治水能力がないところを考えていきますけれども、地域バランスも多少考えながらやっております。

補足説明をさせていただきますと、「県単河川改良」につきましては、国土強靱化に伴い予算を多く配分いただいている状況がございます。この中にしゅんせつのお金も入っておりまして、台風通過後に非常に緊急性のあるところから優先的にしゅんせつをやらせていただいたりしております。そういった意味で優先的なところからやらせていただいているという状況がございます。

○日高委員　国の予算でも県単でも、しゅんせつをしていますよね。県は、流域治水というのを進めないといけないというのでやっていると思います。

流域治水なんかを言ったら、計画的にどの部分を河道掘削、河川改修するという根拠みたいなのをやりながら、なおかつそこに予算を当てはめていくということをやらないといけないと思うのですけれども、計画性をもってやっているのでしょうか。

流域治水と言っているのであれば、ただ災害が来るから、少し崩れたからそこをやるのでは話にならない。そのあたりの計画とかは何かあ

るのですか。

○中武河川課長　現在の河川整備が進まない中で、国土強靱化のしゅんせつにつきましては非常にありがたい予算でございます。しゅんせつにつきましては即効性がございますので、氾濫しそうだとか、あるいは河川の水位が高いですと内水被害にもつながりますので、浸水家屋が出そうなところに瞬間的に予算が入れられます。

一方で、河川改修は計画的にやっておりますので、例えば、耳川ですと橋梁の架け替えも行っておりますし、美郷町のほうでは宅地かさ上げもやっております。こういった改修系の計画的な事業も入れつつ、短期的にはしゅんせつも効果的にやっているという、そういう状況でございます。

○日高委員　だから、流域治水というのは一体何だろうかという話になってくるわけです。河川が氾濫したではいけないわけで、するかもしれないからやらないといけないというところにピンポイントに予算をあてがうのが流域治水だと思います。予算執行に当たって、そこがしっかり守られてきているのか。大雨が降るじゃないですか。どこに降るかによっても全然違うわけですよ。

非常に難しいけれども、今回の決算を分析して、県単の部分については新たなことを考えているのでしょうか。ただ単に公共工事を増やさないといけないからやる、ただ単に掘っているだけなのかというのを考えるのか、どっちなのかなと思う。

○中武河川課長　この県単予算は、どちらかというと各地元の方々からいただいている要望になかなか応え切れていない予算規模でございます。脆弱な護岸を修理・補修してほしいという心配事ですとか、そういった部分になかなか応えられていないので、この県単予算をもっと戦略的に使っていく必要があります。

そういう中で、この県単予算をいかに有効に活用していくかということを河川課としては考えております。例えば、この県単予算事業の一部が、今度の国土強靱化の５か年計画における新しいメニューでできれば、県単予算をさらに有効なところに回せます。県単予算をどこに使うか、いかに有効に使うかというのは考えながら業務を進めているところでございます。

○日高委員　せっかくこの委員会でそういう話をするわけですから、次の事業につなげていかないといけないわけです。河川のことが結構詳しくなったじゃないですか。

○中武河川課長　委員の御指摘を受けまして、今後もそういった戦略的に事業を推進していきたいと思っております。

○日高委員　お願いします。

○福田委員　港湾課にお聞きしたいのですけれども、資料84ページの施策の成果及び今後の方向性についてです。港湾整備については、３重要港湾へ重点的に投資し、利便性及び安全性が向上したと施策の成果にあります。

そして、今後の方向性として、港湾整備については、３重要港湾へ重点的に投資を行い、利便性及び安全性の向上を図っていくとあり、細島港、宮崎港、油津港という３つの港が記載されています。

油津港では、船舶の大型化に対応する第10岸壁（水深12メートル）事業の進捗が図られたとありまして、今後の方向性として、同じく油津港では船舶の大型化に対応する第10岸壁（水深12メートル）の工事を推進していくとありますが、どのくらいの進捗が図られていて、あとどれだけあるという内容なのかを教えてください。

○那須港湾課長　油津港では、第10岸壁を延伸する工事をしております。その隣にある岸壁が船舶の大型化により延ばす必要があり、それを延ばしたことによって工事の必要が生じ、75メートルある10号岸壁を延ばしている最中でございます。

昨年度の実績としましては、工事に着手したことから推進が図られたということにしておりまして、今後は工事をどんどん進めていきたいということでございます。

○福田委員　どれくらいかかるのですか。

○那須港湾課長　水深がかなり深いこともありまして、岸壁整備で60億円の計画をしております。

○福田委員　どれぐらいの期間がかかるのですかという質問です。

○那須港湾課長　現在の計画としまして、令和15年までの完成を考えております。

○福田委員　先日、観光推進課から大型クルーズ船の説明を受けました。油津港は大型クルーズ船が寄港する場所でしょうか。

○那須港湾課長　大型クルーズ船になりますと利用いたします。

○福田委員　九州管内における油津港の寄港数が非常に減っていまして、コロナ禍以前に少しは戻ってきていますが、たしか年間にまだ11か12ぐらいの寄港数です。それが来年の目標として寄港数を50と上げているのです。

私は、倍以上になる根拠は何があるのかと質問しましたが、あくまでもセールスを一生懸命やるということで、港を大きく広くするという理由は出てきませんでした。設定された目標と関係あるのかと思ったけれども、令和15年だったらかなり先ですね。

○那須港湾課長　そうですね、あと８年ほど先になります。

○福田委員　貨物船と交互に同じ港を利用しているから週に何回しか着けないというのも、寄港数が減っている理由なので、そこをクリアして大型クルーズ船が着けるようになるともっと寄港数が増えると思ったところですが、今回の工事と観光推進課から出された回数は関係ないというのが分かりました。

○山口副主査　港湾課に資料86ページについてお伺いします。収入未済額が一定程度あると思いますが、収入のめどが立っているのかということと、毎年、過年度収入があるように見受けられるのですけれども、何か理由があるのか教えてください。

○那須港湾課長　まず、記載しております200万円程度の収入未済額ですけれども、令和６年度に発生した未済額が28万円少しあり、過年度分の未済額として172万円あります。令和６年度に発生した28万6,000円については今年度払っていただけることになりました。電話をしたり訪問したりという結果でございます。

過年度未済額の172万円ですけれども、昨年度18件あった過年度未済分のうち、８件は納入していただいたという状況で、残るのが172万円ということでございます。地道に粘り強く活動していけば解消に向かっていけるのではないかと思っております。

○山口副主査　何者でどれくらい残っているのかということと、法律上きちんと回収し切れるのか。時効みたいなものはないのかというところを確認させてください。

○那須港湾課長　一番古いものですと平成29年度の未済分がございます。件数でいきますと、９人、10件になります。

また、施設の使用料についての時効は５年と

いうことになります。

○山口副主査　５年。

○那須港湾課長　５年です。ただし、相手に対して督促とかをしておけば延びることになります。

○山口副主査　他の部署とかだと、弁護士のような法律の専門家等にもお願いしながら、債権回収に動いているところもあるようですけれども、今後、特に過年度に対する収入未済への対応について、何か考えていること、実際に動いていることがあれば教えてください。

○那須港湾課長　現在やっておりますのが、電話をする、訪問する、督促状を出すということと、県税事務所と連携いたしまして、実際に差押えもしております。

副主査がおっしゃいますように、弁護士などの専門家への相談も考えていく必要があるかと思っております。

○内田主査　資料90ページについて、都市計画課へ質問させていただきます。

「（１）快適で人にやさしい生活・空間づくり」ということで、施策の目標に、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、「県土の発展につなげ」という言葉があるのですが、ここで書いてある発展というのはどのような発展なのか、ビジョンも踏まえて、将来像を描かれているのかというのをお聞かせいただいていいですか。

○村岡都市計画課長　本県全体の都市計画の方向性を示しております宮崎県の「都市計画に関する基本方針」というものがございます。こちらにおきまして、人口が減っていく中でも活力を維持できるようなまちを今後つくり上げていきますというような方向性で、検討を行っているところであります。

基本方針の中でうたっておりますけれども、基本的な考え方といたしましては、国のほうが示しているコンパクト・プラス・ネットワークという考え方の下で方向性を打ち出しているところであります。

○内田主査　「スマートでコンパクトなまち宮崎県」というような将来像なのかなと、人口減少の中ですので、インフラの維持管理とかにも経費があまりかからないようコンパクトシティをということなのかなと、今の御答弁で感じ取ったところではあります。

昨日今日と、商工観光労働部の企業立地課にいろいろと質疑させていただき、半導体企業の企業立地を進めていきたいというような意思の中で、企業ニーズに沿うような用地が不足しているというのが課題であり、積極的な誘致活動を行っていきたいというような答弁がありました。企業立地課として、どれぐらいの相談件数があって、いただいている相談の中で市町村の用地がどれだけ足りていないのかとか、そういう分析をされているのかという質問をさせていただきました。昨日お答えいただけなかったのですが、今日お答えいただいて、見える化を進めていきたいというような意思を力強くおっしゃられて、相談件数も電話やメールだけでも457件ありましたという話がありました。実際の成功率はお答えにはならなかったのですけれども、400件以上の企業を訪問したり頑張っているという中で、15件ぐらい誘致に結びついているというような答弁だったと思います。

そのような答弁のやり取りの中で、市町村に土地の確保などを頑張っていただく中で、補助金についての質問とかもあったのですけれども、要は土地が足りないというのが大きな課題だということはすごく感じました。しかし、都市計画課のお答えでは、持続可能な――現在を維持

していけるようなというお答えで、発展的な答えじゃないということをかなり感じております。

資料93ページについて、今後の方向性の①が読まれなかったので、議事録に残していただきたかったと思ったのですが、市町との連携、適正な土地利用への誘導、都市施設の適切な見直し・整備を促進していくというような方向性が書かれているのですけれども、この「促進」というのも維持していきますということなのですか。

もっと宮崎を発展させるために、商工観光労働部で答えていただいているような、いろいろな企業の誘致も前向きに進めていくと。

用地をどんどん取得して道路を造っていくことによって、企業とまちを活性化させるというのもあるかもしれないのですけれども、企業がこれだけ来ているのだから道路を前倒ししてでも建設してもらわないと困るというようなところに、宮崎県は攻めの姿勢として持っていてほしいと思っていて、それが県土の均衡ある発展だと思っていますが、そこを含まないのですか。

○村岡都市計画課長　企業誘致をするにしても、誘致できるような土地が足りないとか、前からいろいろおっしゃられている内容だと思います。例えば、地域産業の発展だとか、そういう側面で見ると、間違いなく企業誘致は大事だと考えております。

一方で、まちとして必ず考えておかなければいけないのは、例えば、津波が来るかもしれないので高台のほうに移りたいと言われて、企業が移られたときの跡地の問題です。

立地企業の跡地をどうするのかも考えておかないといけません。恐らく移転前の場所というのは、そういった災害のリスクはあるかもしれないのですが、利便性が高かったり、何らかのなりわいや歴史的背景で出来上がったものもあるかと思います。その跡地に入りたいという企業も出てくるのではないかという気がするのですが、その部分を今後のまちのビジョンとしてしっかり考えておかないと、不必要にといいますか、場当たり的に拡大することだけは抑えておかなければいけません。

お答えになっているかどうか分からないのですけれども、拡大させるといいますか、まちのビジョンとしてそういうものをつくっていくのであれば、それは当然進めていくべきだと考えております。

○内田主査　今のお答えもひとつあるかなと思いますが、例えば、農地転用する際には、代替え地をしっかり用意してください、農地をしっかりつくってくださいという条件があると思うので、そこを農地にすればいいのではないですか。

いろいろな条件があるので、それに合わなかったりするかもしれませんが、空いた用地の使いようとしては、いろいろな方法があると思っています。

○村岡都市計画課長　おっしゃられるような考え方もあると思います。地元という言い方ばかりをして申し訳ないのですけれども、ビジョンとして、今までの跡地はだんだん工場とかが立地できないように、災害があってもダメージが少ないような活用の仕方をする。

安全なところにまち全体が少しずつ移転していきます。そういった長期ビジョンの下で動かれるということであれば、これは当然一体となって進めていくべきだと考えております。

○内田主査　県土の発展というのは、いろいろなやり方もあると思うし、条件もあると思いますが、宮崎県を維持していくということだけで

はなくて、発展させていくということも含めて、企業立地課や担い手農地対策課などとも連携を取りながら、チェックもしっかりしながら進めていくという意気込みも含んでいると取っていいですか。今後の方向性も含めて、部長に答弁していただきたいです。

○桑畑県土整備部長　本議会でも御質問いただきまして答弁いたしましたけれども、県土の発展という意味でいきますと、先ほどお話しがあったようなコンパクト・プラス・ネットワークというような、縮小・維持していくという立場だけではなくて、やはり産業を含めまして発展していくべきだと思っております。

当然、先ほどお話ししましたように、跡地の問題をはじめ、いろいろな問題がありますけれども、そこは地元の市町としっかり話をさせていただいて、発展する土地の利用も当然やっていくべきだと思っております。

企業の考えもありますし、市町のまちづくりの考え方もありますけれども、そこはしっかりマッチングさせて、県もしっかり中に立って発展していく、維持すべきところは維持していくという観点に立って、まちづくりを進めていきたいと思います。

○内田主査　ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって県土整備部第２班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時53分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、県土整備部の決算全般について質疑はありませんか。

○大部薗道路保全課長　先ほど説明した予算額について、73億円の内訳に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

正しくは、当初予算が約37億円で、補正予算が約36億円であり、当初予算のうち令和７年度に繰り越した額は約21億円でした。

○内田主査　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時56分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

○牧国際・経済交流課長　内訳について先ほど誤った発言をしてしまいましたので、お詫びして訂正させていただきたいと思います。

資料の104ページを御覧ください。

「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」についてでございます。

資料104ページの説明のところで、食糧費と謝金等が含まれていなかったと発言いたしましたが、実際には含まれておりました。正しくは、式典における食事代や式典等でのアトラクションとして謝金も今回の補助金に含まれております。

補助対象経費の内訳といたしまして、食事代194万2,000円のほか、物品や会場装飾代等……。会場費として344万6,000円です。そのほか会場警備費等が35万9,000円入っております。その他の経費としても44万5,000円ほどございまして、その他経費を含めまして、総額で補助対象経費

としましては425万1,000円でございました。

このうち本県からの補助金といたしまして400万円を定額補助したところでございます。

この本補助金交付要綱に基づきまして、対象経費となるものに関して、式典に係る開催経費及び謝金につきましては、この補助金の対象といたしまして適切に会計処理を行ったところでございます。

○内田主査　説明に対して質疑はございますか。

○山口副主査　教えてほしいんですが、食事代が194万円で、会場代が344万円と聞こえたんだけれども、そうなると、圧倒的にもう補助対象経費が飛んじゃうんです。正確に教えてもらっていいですか。

○牧国際・経済交流課長　式典全体の会場費合計が先ほど言いました340万6,000円となっております。この主な内訳といたしまして、食事代が194万2,000円。物品や会場装飾代等に……。装飾代は計算しておりませんので、食事代が194万2,000円。それから……。

○山口副主査　ゆっくりでいいので正確にお願いします。

○内田主査　暫時休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後４時３分再開

○内田主査　再開いたします。

○牧国際・経済交流課長　改めて御説明いたします。

こちらの式典の開催経費のうち、式典本体の開催経費総額が344万6,000円。このうち主なものといたしまして食事代194万2,000円が含まれております。344万6,000円の残りの経費は、広報費やプログラムの印刷費といった開催費に関する事務的経費となっております。

補助対象経費425万1,000円のうち、会場代以外に警備費36万円ほど、その他の経費44万6,000円ほどがかかっており、この大きな３つを合わせて425万1,000円という計算になっております。

○日高委員　まず総額の420万円から説明すれば分かるんだけれども、食事代が何万円だとか言われても違うところに行ってしまうので、やはり説明の仕方だと思いますよ。議事録には残ったと思うのでいいです。

○山口副主査　その他の45万円というのは何ですか。警備費を除いたもう一つの柱です。その他に丸められると困ります。

○牧国際・経済交流課長　その他の経費といたしまして、一番多いものとしましてコピー代が計上されております。それから、慰霊碑の保存協力費であるとか、会場外で行われた記念事業等もその他経費に含まれているようでございます。

○山口副主査　一番多いコピー代で幾らですか。

○牧国際・経済交流課長　単位を間違えておりました。一番多いのが広告費でございます。これが日本円に換算して17万円程度でございます。

○山口副主査　食事代の194万円は何人分になるんですか。

○牧国際・経済交流課長　こちらは350名で計上しております。

○山口副主査　もともとは、全体の事業費は分かりませんという答弁をいただいていたかと思いますけれども、425万円が全体の経費ということでいいですか。それとも、全体経費は分からないけれども、補助対象経費が425万円で、それをいろいろ精査して400万円を出してあげたという理解をすればいいでしょうか。

○牧国際・経済交流課長　副主査の後ろの質問のとおりでございまして、現地県人会が個別で

動かれた経費等もあるかと思いますが、今回の申請分については、直接補助申請用にくくられた事業費だけが計上されているということでございます。

○山口副主査　400万円の補助の半分以上が飲食もしくはそれに伴うものとして消費されていますが、これは予算の使い方として適切なのかという議論が恐らく出てきてもおかしくないのではないかと個人としては思っています。

このように、飲食というものに対して、これだけの額を使うということは、担当課として問題ないという認識なのでしょうか。

○鬼塚観光経済交流局長　我々としては、今回、記念式典という目的の事業に対して補助しているというところがございまして、記念式典につきましては、やはり飲食が付随してくるものとは理解しています。

金額の多寡についてですが、これが正しいかどうかというのは一般的には判断できませんけれども、補助金要綱の中でも補助対象として認めているので、我々とすれば、適正な補助要綱に基づいて執行していると理解しております。

○山口副主査　この事業を組み立てるときの400万円というものも、補助経費の大半を飲食に使うということを想定していたのかということと、今回の式典においては全ての参加者の手出しもしくは参加費はなかったのかを確認させてください。

○牧国際・経済交流課長　記念式典を行うという目的で起こされた事業でございますので、当然、飲食を伴うことは当初から予定してありました。予算においては、現地からの見積りを基に積算をしたということでございます。

それから、参加者からは参加費を徴収しておりません。

○山口副主査　当初の積算の段階で、飲食費が大半を占めるという概算を既にしていたということでいいんですか。確認ですけれども、飲食代は分からないので会場使用料として見ていたわけではなく、飲食も完全にこれだけの額だという前提の下で予算計上していたということでいいのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長　細かな積算内訳はございません。現地からは、式典全体費ということで見積りが出てきたということになっております。食事代だけで幾らという細かい積算はございませんでした。

○山口副主査　他の式典事業においても、これだけ飲食費が大半を占めるものがあり得るんでしょうか。

県としては、通常の式典開催事業において、これだけ飲食費が大半を占めるような補助金要綱、事業を恒常的に行っているものですか。それともこれが特殊なのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長　国際会議等のレセプション等を行う場合には、レセプション費用として飲食費を想定した事業費を組むことはあろうかと思っております。

○山口副主査　その際に、飲食費については、上限を設けましょうとか、そういうことにはなかなかならないものですか。

あまり県民の方にきれいに説明がつきづらい費用だと感じるところもあるもので、一応、確認させてください。

○鬼塚観光経済交流局長　副主査がおっしゃられたいのは、やはり会議の内容によると思います。ただ、我々は全体を承知していないところでございます。

この事業に関して具体的に説明しますと、この式典は、県が事業者に委託して実施していた

事業になります。令和６年度から、現地の県人会が主催してやるということになりました。

それまで400万円の事業として実施していたものですから、今回もその予算は変更せずに400万円の補助をするという事業を組み立てて、実施しているところでございます。金額については、そういったことでございます。

○児玉商工観光労働部長　いろいろな御指摘、ごもっともだと思います。

今回の「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」につきましては、75周年の節目の事業ということで開催したものだと承知しております。

海外で実施するものですから、その開催の検討に当たりましては、これまでブラジル現地でこのようなレセプション等を含めた記念式典を実施してきた中で、予算の組立てをしてきたものと承知しております。

宮崎県にゆかりのある皆様方にお集まりいただいて式典を実施するという中で、こういう食事の場をメインとしており、レセプションの中で、いろいろな踊りや現地で親しまれている芸能文化の発表などもあったものと承知しております。

いずれにしましても、先ほど御意見等いただきましたけれども、当然、海外でこのようなイベントを実施するに当たっても、どのようなものなのかっていうのはしっかり見積りを取るべきものだと思います。先ほどの局長の答弁で、これまで400万円規模のもので実施していたものについて、継続して実施する方向で検討していく中で、見積書も取ったのでありますけれども、その見積書の内容が十分詳しいものであったのかというところについて、副主査の御指摘については十分踏まえて、今後また同様の式典等を実施するに当たっては、内容の確認はすべきものと思います。

これまで答弁させていただいてきた中で、内容についてしっかり説明できなかったことにつきまして陳謝申し上げます。

○山口副主査　先ほど、局長が委託したという言葉を使われていましたけれども、これは結構危ない言葉じゃないかと思っています。

委託したということは、こちら側が内容を決めていますから。食事代とかも含めて、こういう形でやってくださいっていうのは委託ですよ。これだけの金額で食事代も込み込みでやってくださいという形で内容を定めて県が委託したんですか。

○鬼塚観光経済交流局長　説明足らずで申し訳ありません。委託内容としては、式典だけではなくて慰霊碑とかを回っていくんですけれども、その行程代も含めた委託ということになります。

○山口副主査　食事も込みで、こういう形のパーティーをやってくださいという形で、主体的にお願いをしたのは県だということでいいんですね。委託内容を決めたのは。

○内田主査　暫時休憩します。

午後４時20分休憩

午後４時21分再開

○内田主査　再開します。

○鬼塚観光経済交流局長　大変失礼いたしました。私が申し上げたのは、５年前の事業のことでございまして、現在はこの補助制度にのっとって事業を実施しているものでございます。

○山口副主査　分かりました。

○岩切委員　全体的に県の補助金を出す制度に乗っかってやったということで、今日これだけごたごたしたのは、現地での費用を把握できるものが手元になかったことをもって、その全体

費用を確認していませんとお答えになったことが原因だと思います。

結果、把握されていたという結論になっていらっしゃるわけですよね。そのあたりは準備できていなければ準備できていないで、しっかり調査した上で答弁いただければ結構なことなのに、慌てて答弁されたことで、我々の頭の中を混乱させているところがありますよね。内容的にごまかしだとか不正があるわけではないのに、何となく変な雰囲気になってしまったのは、その辺に原因があるかと思います。

海外で行われる事業だから不透明なところがあるのではないかというようなところが提起されたら、そこは資料もそろえてしっかり準備できておりますという姿勢でおられたほうがよろしいんじゃないかと思うんです。

ぜひそういった対応で決算審査にもお臨みいただきたいし、これからの事業展開も行っていただきたい。希望を申し上げておきたいと思います。

○鬼塚観光経済交流局長　大変申し訳なく思っております。適切な説明ができなくて、こういった場も設けていただくことになりました。次回以降、改めて気をつけた上で、準備をして説明したいと思います。

○内田主査　岩切委員にもまとめていただいてありがとうございます。

前回の補正予算審査のときも申入れさせていただきましたが、再度申し入れさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時27分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

まず採決についてですが、10月１日の午後１時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは以上で、本日の分科会を終了いたします。

午後４時28分散会

令和７年10月１日（水曜日）

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時０分再開

―――――――――――――――――――――――――――――

出席委員（６人）

主　　査		内　田　理　佐
副　主　査		山　口　俊　樹
委　　員		日　高　博　之
委　　員		福　田　新　一
委　　員		岩　切　達　哉
委　　員		脇　谷　のりこ

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

―――――――――――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議事課主査	春　田　拓　志
政策調査課主任主事	岩　倉　有　希

―――――――――――――――――――――――――――――

○内田主査　分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決前に、昨日の議論の中でありました「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」の件ですけれども、部長をはじめ国際・経済交流課長が説明にあがった件で皆様に御説明したいと思います。

そのために暫時休憩させていただきます。

午後１時１分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時36分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

これより採決に入りますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、議案第25号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の項目及び内容について御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後１時36分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時37分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　それでは、そのようにいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田主査　以上で分科会を閉会いたします

午後１時37分閉会

署　名

商 工 建 設 分 科 会 主 査　　内　田　理　佐

令和７年９月定例会

環境農林水産分科会会議録

令和７年９月29日～10月１日

場　所　第４委員会室

令和７年９月29日（月曜日）

午後１時０分開会

会議に付託された議案等

○議案第25号　令和６年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

出席委員（６人）

主査		川添　博
副主査		下沖篤史
委員		山下博三
委員		二見康之
委員		井本英雄
委員		前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長倉佐知子
環境森林部次長（総括）	塩田康一
環境森林部次長（技術担当）	右田憲史郎
環境森林課長	川越　勉
再造林推進室長	鳥原賢治
環境管理課長	黒木　誠
循環社会推進課長	長友和也
自然環境課長	太田原潤一
森林経営課長	宮川美品
山村･木材振興課長	笹山寿樹
みやざきスギ活用推進室長	川本芳光
林業技術センター所長	松永雅春
木材利用技術センター所長	川畑昭一

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
議事課主任主事	前鶴彩友

○川添主査　ただいまから、決算特別委員会環境農林水産分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、日程案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について、御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願いいたします。

次に、審査の進め方であります。農政水産部のみ２班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時１分休憩

午後１時２分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

令和６年度決算について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長　それでは、令和６年度決算について御説明をいたします。

資料３ページを御覧ください。

まず、令和６年度の主要施策についてであります。これは総合計画に基づく施策の体系表のうち、環境森林部が所管する施策を抜粋したものになります。

３ページの「くらしづくり」では、環境分野を中心としまして、４ページの「産業づくり」では、森林・林業・木材産業分野を中心として、各種施策を推進したところであります。

主要施策の成果の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

５ページを御覧ください。

次に、令和６年度歳出決算の状況について御説明します。一般会計の計の欄を御覧ください。左のほうから順に、予算額398億4,585万224円に対しまして、支出済額237億4,775万7,843円、翌年度への繰越額は、上段の明許繰越が113億6,488万6,409円、下段の事故繰越が26億9,256万1,059円、不用額は20億4,064万4,913円となっております。

次に、特別会計の計の欄を御覧ください。予算額11億9,994万9,000円に対しまして、支出済額２億5,261万5,626円、不用額は９億4,733万3,374円となっております。

一般会計と特別会計を合わせました合計額は、一番上の環境森林部の欄のとおり、予算額410億4,579万9,224円に対しまして、支出済額240億37万3,469円、翌年度への繰越額は一般会計と同額で、不用額は29億8,797万8,287円となり、この結果、執行率は58.５％、翌年度への繰越額を含めた執行率は92.7％となっております。

次に、６ページを御覧ください。

令和６年度監査結果報告書指摘事項等につきまして、注意事項が２件となっております。また、お手元に配付されております別冊の令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、意見留意事項等が１件ございました。監査委員から御意見等のありました内容につきましては、適正な執行が図られるよう指導を徹底してまいります。

私からの説明は以上でありますが、各説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

○川添主査　部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、令和６年度決算につきまして、各課の説明を求めます。

○川越環境森林課長　資料７ページをお開きください。

決算事項別明細説明資料により、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

なお、この後の各課におきましても同様の説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

では、表の１段目、環境森林課計の欄を御覧ください。予算額32億9,720万2,000円に対し、支出済額は30億6,675万7,054円、繰越明許費が１億8,700万円、不用額は4,344万4,946円で、執行率は93％となっておりますが、翌年度への繰越額を含めますと98.7％となっております。

主な不用額を御説明いたします。表の下から６段目、（目）環境衛生総務費の不用額243万9,296円につきましては、共済費等の人件費の執行残でございます。表の下から２段目、（目）

環境保全費の不用額は2,750万５円で、執行率は74.4％、翌年度繰越額を含めますと96.7％になります。

主な不用額につきましては、８ページを御覧ください。表の下から６段目の負担金、補助及び交付金2,577万6,000円です。これは、主に「ひなたゼロカーボン加速化」や「県内事業者省エネ対策推進」等の事業において、資金計画の見直しや施工業者の資材調達が困難になったことで、事業のキャンセルが生じたことによる執行残になります。

次に、表の下から２段目、（目）林業総務費の不用額282万7,759円につきましては、職員手当等の人件費の執行残が主なものです。

この表の下から４段目、（目）林業振興指導費の不用額は1,007万7,886円です。主な不用額は10ページを御覧ください。表の上から５段目の委託料294万3,300円であります。これは主に、みやざき新巨樹100選に設置してあります木製看板につきまして、大きな毀損等もなく看板立替えの要望がなかったことによるものであります。

次に、３つ下の負担金、補助及び交付金229万662円であります。これは主に、林業用ドローン操縦者技能証明取得支援において、補助実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

「くらしづくり」「１　自然・環境にやさしい社会づくり」の「（１）脱炭素・循環型社会への転換」についてです。

12ページを御覧ください。

表の一番目、改善事業「脱炭素経営支援」では、県内事業者の温室効果ガス排出量を可視化するとともに、脱炭素経営の実現に向けた取組を支援することにより、事業活動における排出量の削減を図ったところであります。

次の改善事業「県有施設脱炭素関連設備導入」では、都城総合庁舎や県立日南病院等に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの活用を図るとともに、県有施設における脱炭素化を推進するために、延岡総合庁舎や総合農業試験場等にＬＥＤ照明の導入を行ったところであります。

次の改善事業「ひなたゼロカーボン加速化」では、個人や県内事業者を対象に、住宅や事業所等への太陽光発電設備や省エネ設備の導入等を支援することにより、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた温室効果ガスの排出削減を図ったところであります。

15ページを御覧ください。

「（２）良好な自然環境・生活環境の保全」についてです。表の「「水と緑の森林づくり」県民総参加強化」では、ボランティア団体の活動支援や企業の森づくりの推進などにより、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ったところであります。

17ページを御覧ください。

「（３）環境と調和した社会の基盤づくり」についてです。表の「環境保全普及啓発」では、環境保全アドバイザー派遣による環境講座や出前研修、県下一斉の環境美化活動でありますクリーンアップ宮崎の実施などにより、環境保全意識の醸成を図ったところであります。

20ページを御覧ください。

「産業づくり」「１　持続可能な魅力ある農林水産業の展開」の「（１）持続可能な森林・林業・木材産業の確立」についてです。

21ページを御覧ください。

表の２番目、新規事業「再造林率日本一に向

けた県民意識向上」では、昨年制定した宮崎県再造林推進条例の施行日と同日の７月２日に再造林推進決起大会を開催しまして、関係者の気運醸成を図ったほか、テレビＣＭの制作やＳＮＳ広告の実施、チラシ等の制作・配付など、様々な媒体を用いた普及啓発を行い、再造林に関する県民の意識醸成を図ったところであります。

22ページを御覧ください。

表の１番目、新規事業「森林経営集約化モデル」では、経営意欲のある林業事業体が森林を手放したい所有者から購入する場合、不動産登記を依頼する際の報酬を支援し、森林の集約化を図ったところであります。

23ページを御覧ください。

表の２番目、新規事業「再造林推進ネットワーク支援」では、県内８地域に設立した再造林推進ネットワークにおける、森林所有者からの相談対応や伐採箇所等の情報共有、伐採者と造林者の連携に向けた調整などの活動に要する経費を支援し、再造林の推進を図ったところであります。

主要施策の成果に関する報告については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○黒木環境管理課長　資料26ページを御覧ください。

当課の決算の状況は、表の１段目、環境管理課計の欄にありますように、予算額４億7,110万4,245円に対しまして、支出済額は４億3,024万7,651円、繰越明許費が1,350万円、不用額は2,735万6,594円となり、執行率は91.3％、翌年度への繰越額を含めた執行率は94.2％となっております。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。表の上から４段目（目）環境保全費であります。（節）の欄、下から３段目の委託料438万5,101円であります。これは、主に「硫黄山河川白濁対策推進」におきまして、硫黄山水質改善施設の中和水路等に堆積しました泥状物の処分委託費用について、執行残が生じたものであります。

次に、27ページを御覧ください。

表の上から２段目の負担金、補助及び交付金603万1,000円であります。これは、「浄化槽整備支援」に係る市町村への補助で、設置基数が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものであります。

次に、その下の扶助費916万5,054円であります。これは、公害健康被害者への医療費などで、給付実績が見込みを下回ったことによるものであります。

決算に関する説明は以上であります。

次に、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

28ページを御覧ください。

「くらしづくり」「１　自然・環境にやさしい社会づくり」の「（２）良好な自然環境・生活環境の保全」であります。

まず、表の「大気汚染常時監視」では、県内の測定局で常時監視した結果、一部で環境基準を未達成でありましたが、大気はおおむね良好な状況でありました。

29ページを御覧ください。

２番目の「水質環境基準等監視」では、河川などの水質を常時監視した結果、一部で環境基準を未達成でありましたが、水質はおおむね良好でありました。

30ページを御覧ください。

１番目の「硫黄山河川白濁対策推進」では、硫黄山水質改善施設の維持管理として、酸性の河川水に対して石灰石投入による中和処理や施設に流入した火山噴出物等の浚渫・処分を行いました。また、施設の改修工事や火山噴出物の浚渫に係る経費について、繰越しを行いました。

次に、２番目の「公害保健対策」では、土呂久地区住民の健康観察検診などを実施するとともに、認定患者への医療費や障害補償費などを給付いたしました。

次に、一番下の改善事業「水環境ふれあい活動」では、主に小中学生を対象として水辺環境調査を実施したほか、硫黄山水質改善施設で環境教育を実施するための施設整備を行いました。

31ページを御覧ください。

２番目の新規事業「浄化槽適正管理システム整備」では、登載情報に不備が多かった県浄化槽台帳について、浄化槽維持管理業者の報告情報を活用して情報修正を行ったほか、今後、維持管理業者が県に対して維持管理実施状況等を簡便に報告できる、浄化槽維持管理情報報告システムを整備いたしました。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○長友循環社会推進課長　資料33ページを御覧ください。

当課の決算の状況は、表の１段目、循環社会推進課計にありますように、予算額５億8,942万8,000円に対しまして、支出済額は５億7,638万2,612円、不用額は1,304万5,388円となり、執行率は97.8％となっております。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。表の上から４段目、（目）環境保全費であります。表の下から３段目の委託料189万7,057円ですが、これは「ダイオキシン類等濃度測定監視」におきまして、不測の事態が発生した場合に検査を行うための予算を確保しておりましたが、それが不要となったこと等による執行残であります。

次に、表の一番下の負担金、補助及び交付金508万5,698円ですが、これは「産業廃棄物リサイクル転換支援」の施設整備補助金におきまして、交付決定後に事業者が設備工事費の削減などに取り組んだことによって、補助対象事業費が減額となったこと等による執行残であります。

決算に関する説明は以上であります。

次に、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

35ページを御覧ください。

「くらしづくり」「１　自然・環境にやさしい社会づくり」の「（１）脱炭素・循環型社会への転換」であります。まず、表の「海岸漂着物等地域対策推進」では、海岸漂着物の発生を抑制するため、広く県民に漂着物の現状や発生抑制の取組を周知するとともに、漂着物の処理に取り組む市町村の支援を行いました。

36ページを御覧ください。一番目の「災害廃棄物対応力・連携強化」では、災害発生時に廃棄物を迅速に処理することができるよう、災害廃棄物処理対策ネットワーク会議を開催するとともに、講習会や図上演習等を行いました。

一番下の「廃棄物不適正処理防止対策強化」では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、保健所等に廃棄物監視員を18名配置しており、廃棄物処理施設等に対する立入検査、不法投棄パトロールなどの監視活動を行いました。

37ページを御覧ください。

１番目の「山間地域不法投棄監視パトロール

強化」では、地域住民の目が行き届きにくい山間地域において、不法投棄に対して早期に対処するため、森林路網に詳しい森林組合に委託して監視パトロールを行いました。

一番下の「産業廃棄物トラックスケール設置支援」では、産業廃棄物の重量計測体制を維持・促進し、産業廃棄物税制度の信頼性を確保するため、産業廃棄物処理業者のトラックスケール設置等の支援を行いました。

38ページを御覧ください。

２番目の改善事業「産業廃棄物リサイクル転換支援」では、循環型社会の形成推進のため、産業廃棄物処理業者等が整備する再資源化施設の整備費用を補助したほか、廃棄物のリサイクルを促進するため、みやざきリサイクル製品を新たに２件認定し、認定製品は130件となりました。

39ページを御覧ください。

表の改善事業「「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ」では、食品ロス削減を推進するため、ＳＮＳでの広告や食べきり協力店の参加による食べきりスタンプラリーを開催するなど、普及啓発に取組ました。

主要施策の成果に関しては以上です。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○太田原自然環境課長　決算特別委員会資料の41ページを御覧ください。

当課の決算状況でありますが、表の１段目、自然環境課計の欄にありますように、予算額102億1,409万7,887円に対しまして、支出済額は57億4,394万9,642円、繰越明許費が33億4,299万9,000円、事故繰越額が５億8,420万557円、不用額は５億4,294万8,688円で、執行率は56.2％となっておりますが、翌年度への繰越額等を含めますと94.7％であります。

それでは、不用額の主なものについて御説明します。表の上から４段目、（目）環境保全費の不用額224万6,596円、執行率は80.0％であります。主な不用額は、３つ下、旅費の84万8,280円であります。これは主に温泉行政に係る主管課長会議が行われなかったことに伴う執行残であります。

42ページを御覧ください。

上から６段目、（目）林業振興指導費の不用額793万6,372円、執行率は70.9％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は86.4％であります。主な不用額は３つ下、委託料の786万3,657円であります。これは主に荒廃渓流等流木流出防止対策事業費の確定に伴う執行残であります。

下から４段目、（目）森林病害虫防除費の不用額81万1,709円、執行率は86.4％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.3％であります。主な不用額は、１番下の需用費の50万5,653円であります。これは事業費の確定に伴う執行残であります。

43ページを御覧ください。

上から４段目、（目）治山費の不用額３億9,365万2,003円、執行率は56.0％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は95.7％であります。

44ページを御覧ください。

主な不用額としましては、表の上から１段目、工事請負費の３億388万9,336円でありまして、令和４年度から事故繰越した「緊急治山」において、現場条件変更等による執行残や、令和５年度から繰越した「緊急治山」において、災害に伴う廃工及び入札残による不用額であります。

上から中ほどの（目）狩猟費の不用額642万3,587円であります。

45ページを御覧ください。

主な不用額としましては、上から１段目、負担金、補助及び交付金の344万7,400円であります。これは主に、「有害鳥獣（シカ・イノシシ）捕獲促進」等の事業費の確定に伴う執行残であります。

上から５段目、（目）公園費の不用額5,359万8,473円、執行率は36.1％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は86.6％であります。

主な不用額は、下から３段目の工事請負費の5,214万887円であります。これは、入札不調等により十分な工期を確保することができず、予定していた事業を廃止したことに伴う執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から３段目、（目）林業災害復旧費の不用額7,795万2,588円、執行率は57.5％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は73.1％であります。これは、令和４年度事業の繰越施工中において、地形の変状等が認められた工事内容の変更を行ったことに伴う執行残であります。

続きまして、主要施策の成果について主なものを説明します。

47ページを御覧ください。

「くらしづくり」「１　自然・環境にやさしい社会づくり」の「（２）良好な自然環境・生活環境の保全」についてであります。表の「生物多様性地域活動等推進」では、重要生息地等の保護・保全を行う市町村に対する支援や自然保護総合研修大会の開催などを行ったところであります。

48ページを御覧ください。

表の１番目「森林病害虫等防除」では、主に海岸沿いの松林を対象とした松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤の空中散布に加え、民家等の被害木の伐倒駆除や無人ヘリによる薬剤散布など、きめ細やかな防除に努めたところであります。

２番目の改善事業「有害鳥獣捕獲強化総合対策」では、市町村の有害鳥獣捕獲班への活動支援やシカ等の有害捕獲への助成などを行ったところであります。

３番目の「有害鳥獣被害対策パトロール支援」では、市町村が配置している有害鳥獣捕獲対策指導員によるパトロール活動等を支援したところであります。

49ページを御覧ください。

１番目の改善事業「シカ捕獲等特別対策」では、生息密度が高い地域や被害が甚大な地域において、シカ・イノシシの特別捕獲を、２番目「鳥獣保護区等周辺地域野生鳥獣管理対策」では、鳥獣保護区や住宅集合地周辺への電気柵の設置等を支援したところであります。

３番目の改善事業「みやざきの自然公園誘客強化」では、国立公園の利用促進を図るため、令和２年度に整備しました霧島錦江湾国立公園ＱＲガイドの解説ポイントを追加するなどの内容充実を行ったほか、登山道整備体験等の利用促進イベント等を開催したところです。

50ページを御覧ください。

１番目の改善事業「九州自然歩道利用環境整備」では、九州自然歩道の全線踏査による管理台帳の作成や利用促進イベントの開催、歩道の草刈りや清掃等の維持管理を実施したほか、美化活動等を行う地域団体に対する支援等を行いました。

２番目の「自然公園等整備」では、国の交付金を活用しまして、九州自然歩道尾鈴コースの

整備をはじめ、えびの市の白鳥温泉の作湯槽や、椎葉村矢立野営場の浄化槽の整備等を行いました。

今後とも、市町村や関係機関等と十分な連携を図り、森林病害虫等防御対策や有害鳥獣捕獲対策、自然公園等の利用促進に取り組んでまいります。

53ページを御覧ください。

「２　安全な暮らしが確保される社会づくり」「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。表の「荒廃渓流流木等対策」では、高千穂町御塩井地区ほか、２か所において渓流内にたまった流木の除去を行いました。

54ページを御覧ください。

表の「山地治山」では、豪雨等で崩壊した山腹や荒れた渓流等に治山ダムなどを整備し、山地災害の未然防止を図るとともに、55ページの１番目の「緊急治山」では、災害により発生した荒廃地を緊急に復旧しました。なお、施工箇所は主な実績内容等に記載したとおりであります。

表の２番目の「保安林整備」では、機能の低下した保安林において、植栽や間伐等を実施し、水源涵養や潮害防備等の保安林の機能回復や強化を図ったところであります。

57ページを御覧ください。

２番目の「治山施設災害復旧」では、豪雨等により被災した治山施設の復旧整備を行ったところです。今後とも、治山施設の適切な整備や保安林の適正な管理等を通じまして、産地災害の早期復旧や未然防止に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果に関する報告については、以上です。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○宮川森林経営課長　資料60ページを御覧ください。

当課の決算状況でありますが、表の１段目、森林経営課計の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして予算額194億1,042万9,992円に対しまして、支出済額は102億4,920万4,796円、繰越明許費が58億9,473万3,409円、事故繰越額が18億4,200万5,202円、不用額は14億2,448万6,585円で、執行率は52.8％、翌年度への繰越額を含めた執行率は92.7％となっております。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。まず、一般会計であります。

表の上から５段目、（目）林業振興指導費の不用額315万972円、執行率は80.1％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.2％であります。主な不用額は一番下、工事請負費の96万5,988円であります。これは主に、ひなもり台県民ふれあいの森の施設改修工事に伴う執行残でございます。

次に、61ページを御覧ください。上から３段目、（目）造林費の不用額9,066万5,870円、執行率は65.8％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は98.8％であります。

主な不用額は、一番下、負担金、補助及び交付金の5,415万7,993円であります。これは主に、再造林等の補助事業の事業費の確定に伴う執行残であります。

次に、62ページを御覧ください。上から３段目、（目）林道費の不用額2,060万1,325円、執行率は41.8％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.6％であります。

主な不用額は、一番下、工事請負費の2,043万6,545円であります。これは、県営事業の林道開

設工事二路線の精算に伴う執行残であります。

次に、63ページを御覧ください。

上から６段目、（目）林業災害復旧費の不用額12億4,850万4,351円、執行率は42.6％となっており、翌年度への繰越額を含めた執行率は80.5％であります。

主な不用額は、一番下、負担金、補助及び交付金の10億1,260万1,000円であります。これは、災害復旧事業補助金の国の交付決定に伴う執行残であります。

64ページを御覧ください。

続きまして、山林基本財産特別会計であります。上から４段目、（目）基本財産造成費の不用額1,554万740円、執行率は68.1％であります。主な不用額は、中ほど委託料の1,078万5,328円であります。これは、主に利用間伐事業において、搬出材積が見込みを下回ったことに伴う執行残であります。

66ページを御覧ください。

次に、拡大造林事業特別会計であります。上から４段目、（目）拡大造林事業費の不用額4,601万8,127円、執行率は59.9％であります。

主な不用額は、下から２段目、負担金、補助及び交付金の4,189万8,943円であります。これは、主に２月に行った立木公売において、入札不調があったことに伴う分収交付金の執行残であります。

決算の状況につきましては、以上であります。

続きまして、主要施策の成果につきまして主なものを御説明いたします。

68ページを御覧ください。

「くらしづくり」「１　自然・環境にやさしい社会づくり」の「（２）良好な自然環境・生活環境の保全」についてであります。

表のひなもり台県民ふれあいの森等管理では、県民ふれあいの森において森林・林業に関する体験研修を開催するとともに、各種施設の維持管理を行ったところであります。

71ページを御覧ください。次に、「２　安全な暮らしが確保される社会づくり」「（１）災害に強い県土づくり」についてであります。表の水を貯え、災害に強い森林づくりでは、県の森林環境税を活用して、公益上重要な森林を対象に、広葉樹造林や速やかな再造林を支援し、水源の涵養など公益的機能の高い森林づくりに取り組んだところであります。

73ページを御覧ください。

次に、「産業づくり」「１　持続可能な魅力ある農林水産業の展開」の「（１）持続可能な森林・林業・木材産業の確立」についてであります。

表の森林資源情報整備推進では、流域ごとに森林整備の目標を定める地域森林計画の策定等により、計画的な森林整備の推進に取り組んだところであります。

次に、74ページを御覧ください。表の２番目、「森林クラウドシステム強化」では、森林クラウドシステムの機能を拡張するため、法務局の字図情報や航空レーザ計測により得られた森林地形図の搭載などを行ったところであります。

次に、75ページを御覧ください。

１番目の「森林整備」では、造林や下刈り、除間伐などへの支援により、森林資源の循環利用の推進に取り組んだところであります。

76ページを御覧ください。

１番目の新規事業「再造林率向上強化対策」では、市町村と連携して植栽から下刈りまでの補助金のかさ上げを行い、森林所有者の負担軽減、造林作業員の所得向上を図り、再造林率の向上に取り組んだところであります。

次に、77ページを御覧ください。

１番目の地方創生道整備推進交付金では、市町村道等との連携した林道の開設、改良、舗装により、山村地域の交通ネットワークづくりを推進したところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○笹山山村・木材振興課長　資料80ページを御覧ください。

当課の決算状況でありますが、表の１段目、山村・木材振興課計の欄にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして、予算額70億6,353万7,100円に対しまして、支出済額39億3,383万1,714円、繰越明許費19億2,665万4,000円、事故繰越額２億6,635万5,300円、不用額が９億3,669万6,086円であります。当年度の執行率は55.7％となっておりますが、繰越額を含めた執行率は86.7％であります。

それでは、不用額の主なものについて御説明いたします。一般会計であります。表の上から５段目の（目）林業振興指導費の不用額は4,860万5,393円、執行率は62.9％、翌年度繰越を含めた執行率は99.2％であります。

次の、81ページを御覧ください。

主な不用額としましては、表の上から３段目の（節）負担金、補助及び交付金の2,287万4,184円であります。これは主に、「みやざき木の建築モデル普及」や「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保」などにおいて、補助実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、中ほどの（目）林業試験場費の不用額232万1,386円でありますが、これは主に林業技術センターにおける需用費などの事務費の執行算であります。

次に、83ページを御覧ください。林業改善資金特別会計であります。表の上から４段目の（目）林業振興指導費の不用額は８億8,576万9,307円、執行率は3.6％となっております。これは主に貸付金の執行残でありまして、この貸付金には当年度の融資枠２億5,000万円のほか翌年度以降に貸付けけるための準備金も含まれており、過年度に貸し付けた償還金と併せて、翌年度の貸付財源となっております。

続きまして、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

次の84ページを御覧ください。

「産業づくり」「１　持続可能な魅力ある農林水産業の展開」の「（１）持続可能な森林・林業・木材産業の確立」であります。

85ページを御覧ください。

１番目の「合板・製材・集成材国際競争力強化総合対策」では、原木供給の低コスト化や木材産業の競争力強化等を図るため、都城市など６か所の木材加工流通施設等の整備や宮崎市において、高性能林業機械等の導入支援を行ったところであります。

次の86ページを御覧ください。

１番目の「流木抑制等バイオマス活用促進」では、伐採後に搬出されない短尺材や枝条等を伐採跡地から収集運搬し、木質バイオマスとして活用する６つの地域協議会の取組に対する支援を行ったところであります。

３番目の改善事業「木材産業等経営・作業安全強化」では、木材産業、素材生産業の経営等の改善指導を行う中小企業診断士や作業の安全点検・助言を行う安全コンサルタントの専門家を派遣したほか、安全研修会を開催したところであります。

次の87ページをお開きください。

１番目の「ゼロカーボン社会に貢献する「みやざき材の家」普及促進」では、森林資源の循環利用や炭素貯蔵に貢献する県産材利用を促進するため、建築士などに向けたセミナー開催や住宅フェアにおけるみやざき材の家づくりＰＲブース出展のほか、県産材を活用した木造住宅販売ＰＲの取組支援を行ったところであります。

２番目の「みやざきＷＯＯＤ・ＬＯＶＥ推進」では、県民参加による木づかい運動を推進するみやざき木づかい県民会議開催のほか、木育活動の取組や木製遊具等の整備に対する支援を行ったところであります。

３番目の「みやざき材を魅せる「空間・人」づくり」では、非住宅分野への木造化・木質化を推進するため、木造設計を行う建築士のスキルアップセミナーの開催や中大規模木造施設等の設計支援を行ったところであります。

次の88ページを御覧ください。

１番目の改善事業「みやざき材県外プロモーション」では、県外での県産材の販路拡大を図るため、セミナー開催や展示会出展のほかＰＲ効果の高い県外施設における県産材利用に要する経費等を支援したところであります。

２番目の改善事業「みやざき材海外フロンティア」では、県産材の製品輸出を促進するため、台湾における木造軸組構法セミナーの開催のほか、韓国や台湾での展示会出展などに取り組んだところであります。

３番目の「木材利用技術センター運営」では、スギを中心とした県産材の効率的な利用を促進するため、13課題の試験研究に取り組むとともに153件に上る県内企業等からの木造化など、技術相談に対する指導・助言を行ったほか、県産材の強度性能を県内の製材工場等に明らかにするなど、３件の技術移転に取り組んだところであります。

次の89ページを御覧ください。

１番目の「林業担い手総合対策基金」では、林業就業者の確保・育成に向け、就業相談会の開催や緑の雇用事業研修終了者などを継続雇用する38事業体への支援のほか、ひなたのチカラ林業経営者に対する作業の省力化・軽労化につながる資機材の導入支援や、林業就業者の待遇改善に取り組む事業体への指導・助言を行う専門家派遣、また林業労働災害の防止を図るため、リスクアセスメント研修や安全衛生指導員の巡回指導を実施したところであります。

次の90ページを御覧ください。

１番目の「「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修」では、林業大学校において、長期課程20人、短期課程366人など、実践的な人材育成を総合的に行ったところであります。

２番目の改善事業「しいたけ等輸出拡大・ＰＲ支援」では、台湾などでのテストマーケティングや展示会出展のほか、県内外におけるプロモーションなど、県産椎茸の市場開拓や消費拡大に取り組んだところであります。

次の91ページを御覧ください。

１番目の「特用林産業新規就業者ワーキング支援」では、新規就業希望者に対する就業準備給付金の支給や、研修終了後、就業者への支援金給付により新規就業者の定着を図ったところであります。

３番目の「林業技術センター管理運営費」では、優良スギ品種の明確化と生産管理技術に関する研修など、７課題の試験研究に取り組んだほか、林家等から139件の椎茸栽培技術やＧＩＳ等の活用方法などの相談に対する技術指導・助言を行ったところであります。

主要施策の成果に関する報告については以上

であります。

続きまして、監査委員の決算審査意見書について御説明いたします。別冊の令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書のスライドの55枚目、中央下48ページを御覧ください。（12）の林業改善資金特別会計につきまして、一番下の意見・留意事項等にありますとおり、歳出予算現額９億1,883万5,000円と支出済額3,306万6,000円に乖離があることから、資金の有効活用が望まれるとの御意見をいただきました。歳出予算現額と支出済額に乖離が生じた原因でありますが、当初計画していました令和６年度の融資枠、これは歳出予算現額９億1,883万5,000円のうちの２億5,000万になりますが、通常、貸付対象の多くを占める高性能林業機械の導入が、国庫補助金や県補助金の活用により進んだことに加え、社会情勢的に低金利が続いていたことなどから、無利子である当資金のメリットが小さくなり、連帯保証人や担保等の貸付け手続の複雑さなどもあり、結果的に資金需要が低下し、貸付実績が少なかったものと推測しております。

当資金は、林業経営の改善や林業従事者の確保等を図る上で、非常に有効な資金でありますので、これまで貸付条件の一部緩和や貸付の申請受付を追加するなど、運用改善に取り組んできたところでございますが、より活用しやすい融資制度となるよう、更なる改善に向けた検討を進めてまいりますとともに、ホームページやチラシ等による周知方法についても、より目に留まりやすくなるような工夫を加えるなど、資金の有効活用に向けた取組を進めてまいります。

○川添主査　執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○井本委員　脱炭素化を進めていくことについて、私は疑問に思います。メディアなどは炭酸ガスが悪いとなっているが、ある本では、炭酸ガスは気候変動に６分の１ぐらいの影響しか与えないと記載されていました。皆さん方はそういう認識を持っているのでしょうか。

○川越環境森林課長　脱炭素につきましては、まず大きな枠組みとしましてパリ協定が国際条約として結ばれております。世界で190数か国が参加しておりまして、日本もこれを批准するという形でそれに参加しておりまして、その流れに……。

○井本委員　皆さん方が大きな流れの中でやっているだろうというのは分かるけれども、それが正しいというわけではありません。私は、そのことについて分かっているのかを聞いています。

○川越環境森林課長　トランプ大統領がパリ協定から抜けるとか、その裏側としていろんな学者の意見や考え方があるというのは一応知ってはいますけれども、国としてこれに取り組んでいることから、県としても同様に取組を進めるのが妥当と考えております。

○山下委員　知事が再造林日本一を目指す計画を令和６年に公表されましたが、達成度はいかがでしょうか。人材不足とか課題があれば状況を教えてください。

○宮川森林経営課長　現在、再造林率につきましては令和５年度までが判明しており、78％です。令和６年度につきましては、分子の再造林面積が出ており、実績としまして2,079ヘクタールでございます。前年が2,242ヘクタールで、163ヘクタール減少しています。その減少した理由は、一部地域で造林の作業員が減ったこと。あと伐採後に伐採業者が一貫作業を進めているんですけれども、その一貫作業をやっている業者の伐採面積自体が少し減っている状況から、

再造林面積は前年度より少なくなったと考えているところです。

なお、この補助事業で22%のかさ上げ補助事業を行っております。要綱等の制定とかあったことから、事業の開始が令和６年度の秋からですが、前年度と比較した場合、面積は増加している状況です。

最終的な再造林率につきましては、分母の面積が12月中頃に公表予定ですから、現在のところ令和６年度の再造林率はまだ出てない状況です。

○山下委員　私が心配するのは、人材不足です。皆さん方が再造林を進めるために、いろんな事業を展開してくれているけれども、それらが異常気象や社会情勢の変化とかみ合うことが目標達成に向けて重要になってくると思います。現在、第八次長期計画に盛り込むような課題等がありましたら教えてください。

○笹山山村・木材振興課長　課題の一つとして、造林を担う作業員の増加が進んでいない現状があります。それに対して補助金のかさ上げ等について、今まで平均賃金が低かったところに充当して少しでも賃金ベースの引き上げをすることで、現在取り組んでいるところです。

森林組合におきましては、直営班で基本給アップ、特に月給制というような形で取り組んだ組合が、８組合のうち６組合ございまして、直営班を持っている全ての森林組合がそういう形で取り組んでおります。また、請負班にあっても請負単価のアップということで、６組合が取り組んでございまして、今後もこのような形でベースアップして、特に造林班の確保に取り組んでまいります。

○山下委員　私が一番期待しているのはＪ-クレジット制度です。取引が順調に進むことは、再造林の魅力が出てくることにつながると思うんですけれども、Ｊ-クレジット制度の定着状況と、その動向についてお聞かせください。

○鳥原再造林推進室長　Ｊ-クレジットの状況ですけれども、Ｊ-クレジット制度創設以前から県も県有林等について取り組んでおります。現在は昨年からＪ-クレジットの登録申請や経費等について県の補助を実施しております。その中で、プロジェクトの登録を昨年されたのが３社であり支援しております。認証の支援、モニタリングの調査を行う必要があり、昨年度１社取り組んでおります。

○山下委員　Ｊ-クレジット制度が進捗しているのかどうかを聞きたいです。全く進んでいないのであれば、どういう問題があるのか教えてください。

○鳥原再造林推進室長　小売りも含めまして延岡市、諸塚村など、11社が登録しております。取引の売買も行われておりますけれども、それほど大きな量はなく、少しずつ販売されています。県有林につきましても、毎年度数トン、多い年で10～20トン程度公売しております。

先ほど申しました３社が新たに登録を受けているところでございます。全員がばっと手を挙げるものではありませんけれども、先日、新聞にも出たとおり、宮崎銀行が再造林タイプで取り組むということで、徐々に広がっては来ていると考えております。

○山下委員　例えば、企業団体などにおいて、「森づくりや山づくりをすることで何かしら貢献したい」という思いがあれば、スムーズに取引できると考えています。宮崎県は森林県ですから、Ｊ-クレジット制度を定着させるために魅力を伝えていく必要があります。定着しないのであれば、Ｊ-クレジット制度は、国の制度であ

ることから国と協議するなどして有効な働きかけをしていく必要があると思います。どういう形で進めていくのか見解を聞かせてください。

○鳥原再造林推進室長　昨年度からＪ-クレジット制度における登録側と排出側の方に対して普及啓発を行っております。今年度も県内で３回説明会を開催する予定にしております。そういう普及啓発から取り組んでおりまして、意欲のある方から相談とか受けますと、委託になるんですけれども指導とか登録までしております。

○山下委員　現在の取引価格はどれくらいですか。

○鳥原再造林推進室長　正確な数字は分からないんですけれども、１万円程度ではないかと認識しております。

○山下委員　登録側と排出側に利点がないと、Ｊ-クレジット制度は進まないと思います。例えば、二酸化炭素を出す企業に対して積極的に規制をかけていくとか、責任を求めるとか、もう少し進まないと取引が出てこないのかなと思いますがいかがでしょうか。

○川越環境森林課長　例えば、ヨーロッパあたりで排出量取引がよく行われているんですけれども、来年、規制強化されまして、年間10万トン以上の二酸化炭素を排出している企業につきましては規制がかかります。その排出量を削減する、もしくはその排出権取引ということで、森林面積と協定を結ぶなり、二酸化炭素の排出権を購入するという形が来年度から始まりますので、そのあたりの動向を見極めていく必要があるのかなと考えております。

○山下委員　今、木を植えれば、10年後かなりの取引金額になってくると思います。二酸化炭素の吸収量は、木を植えて15年以上経過すると吸収量が一番大きくなると思いますので、私はその魅力を森林業者に伝えているんです。あなた方も森林業界の方に将来的な構想を早く情報伝達していただくようお願いしておきます。

○川越環境森林課長　来年度から始まる制度につきましては、比較的大きな企業を対象としておりまして、具体的に言いますと年間排出量が二酸化炭素10万トンということになっております。本社所在の企業で言いますと宮崎県には１社しかございません。今後、二酸化炭素削減を進めていくということになりますと、より規制も厳しくなっていくのではないかなと考えているところであります。

○山下委員　１社は旭化成ですか。

○川越環境森林課長　日向市にあります日向製錬所という製鉄会社になります。

○山下委員　旭化成関係は該当しないのでしょうか。

○川越環境森林課長　本社所在地で言いますと旭化成は東京都になります。事業所で言いますと対象になるようです。

○前屋敷委員　関連するんですけれども、主要施策の資料12ページで、脱炭素化取組支援事業者20社に支援をしています。どういう取組をしている事業者なのか、具体的に教えてください。

○川越環境森林課長　取組を支援した企業としましては、業者がいろんな業界にまたがっております。製造業はもちろんですけれども、福祉法人、清掃業、情報通信業、運送業といった会社を支援しています。

○前屋敷委員　予算はそんなに多くはないので、１社当たりにすると大きな額にはならないのかなと思いました。取組の内容によって、支援額は査定されるのでしょうか。

○川越環境森林課長　環境専門のコンサルタント会社１社に委託しておりまして、その会社が

出向いて伴走支援をしております。経営状況、経営の中身によってアドバイスを具体的にしておりまして、その委託を受けた１社がそれぞれの会社20社――それぞれにどれくらいの費用がかかったのかというところまでは把握できていない状況にあります。

○前屋敷委員　「ひなたゼロカーボン加速化」の取組ですけれども、蓄電池204件とあります。これは具体的にどのように理解したらいいのでしょうか。

○川越環境森林課長　「ひなたゼロカーボン加速化」は、支援するものが４つございまして、高効率給湯器、断熱改修、太陽光発電設備、蓄電池の４つになります。この蓄電池につきましては、単体ではなくて太陽光発電とセットを条件として支援しております。

○前屋敷委員　セットにすることで、どのような効果があるのでしょうか。

○川越環境森林課長　太陽光発電は電気を貯めることができないので、例えば、昼間、太陽光発電で発電したけれども、家には昼間、人がいない家庭もあったりします。そういった家庭ですと、昼間、蓄電池に電気を貯めておきまして、その貯めた電気を夜使うことによって、本来であれば電力会社から、夜電気を買うんですけれども、その電気を外から買う必要がなく、昼間貯めた電気を使うことができるということで節電になるということです。

○前屋敷委員　この蓄電池を設置することについて、補助するということですか。

○川越環境森林課長　太陽光発電の設備をセットした場合に、補助するということです。

○前屋敷委員　その補助の対象は、企業だけでなく個人や家庭も含まれていますか。

○川越環境森林課長　蓄電池、太陽光発電いずれも、住宅だけではなくて事業所にも補助をしております。

○前屋敷委員　個人と事業所の令和６年度の割合はどれくらいでしょうか。太陽光を屋根に乗せている家庭というのはかなり多いけれども、この蓄電池は金額が高くて十分に活用できないという現状があります。個人と事業所で件数がどのくらいか教えてください。

○川越環境森林課長　蓄電池で申し上げますと、個人が191件、事業所が13件となっております。

○下沖副主査　資料24ページの③について、成果指標が５つあり、令和６年度の実績が記載されていますが、令和８年度のグリーン成長プロジェクト達成に向けてはいかがでしょうか。

○鳥原再造林推進室長　令和６年度の実績を挙げておりますけれども、多少達成できない項目もあろうかと思います。ただ、できるだけ目標に近づけるように頑張っていきたいと思っております。集約化の件数あたりも、これから取り組む部分が大きいので、どれだけ伸びるかとかいうのが不透明で、目標が高いので令和６年度で２件、令和７年度で数件が上がってくると思います。一番上に記載しております再造林率の成果指標につきましては90％に向けて、全体で取り組んでいきたいと思っております。

○下沖副主査　このプロジェクト期間中だけではなくて、その後も成果指標に記載している取組を続けていくのでしょうか。

　長期計画の中でゾーニングとかしていくことで、再造林の在り方を考えていくということでしたけれども、令和８年度以降も再造林率を90％に増やすことを求めていくのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長　長期計画における後期ですけれども、令和12年度までは再造林率90％ということで、現在検討されていると思います。

それ以降については、また改めてと考えております。

○下沖副主査　木を植えると30～40年で材になると思います。30年後、40年後の需要は、どのように予測されていますか。

○川本みやざきスギ活用推進室長　一般的な需要ですけれども、少子高齢化というところで、一般住宅と木造住宅の数字は民間のシンクタンクの情報も踏まえても、減っていくだろうと思います。

県でも率先して取り組んでございますが、非住宅建築物、公共建築物も含め、また民間の建築物も含め、そちらのほうを伸ばしていけるように、宮崎県としても民間としっかり連携して、宮崎県内の協議会や民間も含めてしっかり木を使っていく体制を整えてまいりたいと考えております。

○下沖副主査　将来的な需要を含めて考えていく必要があると思います。再造林を植えない方がいいと考える方や、自然に戻した方がいいと考える方がいたときに、この目標が一人歩きしていると思います。高収益な林地の再生を目指していく中では、この再造林率の目標が足を引っ張っていくのかなと心配したところです。

○井本委員　関連して、宮崎県は丸太が日本一だけれども、付加価値が非常に低いです。付加価値の高いものを創出していかないと次がないと思います。林業に携わる人たちを育成するのは当然大事だけれども、儲かる林業であることが大切になってくると思います。その辺のことをどのように考えているのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長　木材製品の高付加価値化になります。さまざまな企業と連携いたしまして、技術開発を進めています。特に、杉は密度が低くて、少し柔らかい面がありますので、例えば、それを高密度化、圧縮する。そうすることで、今まで使えなかったウッドデッキや外構とかに使うことが出来ます。また、より付加価値の高い木製品、今までは広葉樹で硬い木が使われていたようなものであっても、杉が使える技術開発をしております。

また、それらは民間事業者、協議会をつくってやっておりますので連携しながら普及をして取り組んでいます。

乗り越えなければいけないところはあるのですが、宮崎県全体として取り組んでまいりたいと考えております。

○井本委員　下沖副主査は、「そのような長期計画を見通しながら木を植えているのか」と質問していますが、そのことについて、いかがでしょうか。

○鳥原再造林推進室長　森林資源を考えたときには、前計画のシミュレーション等を用いて長期的に分析してやっていきます。今回は、環境林と経済林といいますか、再造林をやるべきところと、環境林として今後残していくところなどの割り振りをしますので、経済林の部分については、経済として成り立つような形での森林造成が必要と思っています。

市場経済によって森林は切られたり、切られなかったりと時代により変わりますので、そのあたりについては、現状で販売される想定で、先ほどの目標、需要が下がるところも勘案しながら、計画されていくものと思います。

○井本委員　要するに、ないのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長　先ほど再造林推進室長の説明にもありましたとおり、一定の素材生産、再造林をしていきます。また、素材生産について、令和12年までの目標となっておりますので、ある程度素材生産を維持してい

くという目標を検討しております。その素材生産に対して、しっかり付加価値をつけて、製材して、販売していくというところも合わせて今回の長期計画では考えております。

杉の圧密化の話をしました。製材をしっかり乾燥させて出荷するというところもございますので、乾燥したものを、量を維持しながら、宮崎県で生産される素材生産量に合わせつつ、しっかり増やしていく。高付加価値の木材、乾燥材について、しっかり対応していくことにおいても、今回の長期計画で検討しております。

○山下委員　林業大学校において、ドローンの資格取得するための費用はどれくらいかかるのか教えてください。

○鳥原再造林推進室長　昨年度の実績でいきますと、32万円ぐらいの経費がかかっているところです。ドローンの学校に受講に行っておりまして、その経費として32万円ぐらいの経費がかかったという事例になります。

○山下委員　農業大学校の生徒は、約15万円で取得できるみたいです。林業大学校では約32万円の経費がかかっているけれども、これは受験者の負担になるのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長　事業体とか、個人が負担するケースもあるかもしれませんけれども、補助対象としてはそういう事業体を対象にしております。

○山下委員　林業大学校にはドローンを入れてないのでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長　長期課程において、ドローンの操作技術の研修、知識を習得する研修を入れています。

○山下委員　免許取得状況はいかがでしょうか。

○松永林業技術センター所長　林業大学校では、民間の資格でありますドローン検定３級を全員が取得できるように取り組んでいるところであります。

○山下委員　合格率はどれくらいでしょうか。

○松永林業技術センター所長　試験はこれからとなります。15名全員が合格出来るように勉強しているところです。

○山下委員　令和７年度から実施するということでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長　拡充としまして今年度からドローンを入れさせていただいたところです。

○山下委員　農業大学校は約15万円でドローン資格を取得できる仕組みがあるみたいですから、林業大学校の生徒たちは、そういう割安で補助を受けて資格取得出来るような検討はしていないのでしょうか。先ほど約32万円の補助と説明がありましたけれども、どのような費用負担になるのでしょうか。

○鳥原再造林推進室長　こちらの補助でやる分については、二等無人航空操縦者という資格になります。事前に資格を取っていれば、経費は免除されるみたいです。

私が説明しました約32万円というのは、二等無人航空操縦者という資格をいきなり取る場合の事例だと思います。

○山下委員　人材不足が問題視されている中で、ドローンの活用は重要なのに、実質経費などすぐに説明できないのは、いかがかと思います。

○鳥原再造林推進室長　大変失礼いたしました。

こちらの事業体の事業者に対する補助事業につきましては、令和５年度から取り組んでおります。この二等無人航空操縦者は、目視ではなくて、操縦できる資格となります。その資格を取っていただいて、画面で見ながら操縦できるよう、人材の育成をしております。

○山下委員　農業だって、人材不足の中で、一法人経営体が50ヘクタール、100ヘクタールを耕していかないと、農地の荒廃が増えています。そのためにドローンを普及させていこうという取組です。あなた方も、目的をしっかりと持ってやってください。

農業関係において、ドローンを普及させようというときに資格を取っていく。この業界のこのメーカーだったらいいけれども、変わったということになると、もう一回免許を取り直さないといけないという複雑な問題もあるみたいです。必ずそういった問題も出てくるはずですから、林業大学校で取り組むべき課題と思います。整理をして早急に取り組んでください。

それと、令和６年度の入札の不調不落の状況を教えてください。

○太田原自然環境課長　令和６年度の不調不落の状況ですけども、発注件数が112件、そのうちの発生件数が43件になります。

○山下委員　何％になりますか。

○太田原自然環境課長　38.4％です。

○山下委員　件数がかなり多いけれども、原因は何ですか。

○太田原自然環境課長　技術者不足が一番大きな原因です。

○山下委員　技術者不足はずっと続くだろうと思います。環境森林部の場合は、災害復旧がほとんどだろうと思うけれども、労務単価は問題になっていないですか。

○太田原自然環境課長　労務単価は毎年見直されておりまして、年々上がっています。自然環境課に関連する部分が治山事業ですけれども、治山事業の急峻な地形、資材をケーブルクレーンで遠くまで運ばないといけない工事に関しましては、普通作業員よりも高い労務単価となる山林砂防工を適用しております。

○山下委員　環境森林部が出す工事は奥山にあることから、リスクが非常に高く危険も伴うため、受けたくないと思いますので、価格転嫁が十分できてくるとリスクを伴ってでもやってくれるだろうなと思います。４割近くが毎年不調不落で残ってくることは大きな課題ですので、あなた方が、どうしたらいいのかということを考えているのであれば教えてください。

○太田原自然環境課長　山中の仕事は敬遠されがちになっております。積算としましては、山間僻地に関する補正をすることや、昨年から通勤補正として人件費の割増しをしております。県土整備部、農政水産部などの平場の仕事よりも、設計額が少し高くなる方法でやっているところです。

○山下委員　平均落札率はどれくらいでしょうか。

○太田原自然環境課長　平均落札率につきましては、95.6％です。

○山下委員　95.6％というのは、条件のいいところだと思うけれども、１社の場合の入札率はどうでしょうか。

○太田原自然環境課長　１社の場合は、ほぼ100％で落とされるところもございます。

○二見委員　最近のシイタケの動向はどうなっているのでしょうか。シイタケの消費量が落ち込んでいるという話を聞く中で、今回もいろいろ輸出拡大ＰＲ事業、生産体制の強化事業、担い手の話とか様々あると思います。まず全体的にどういう状況になっていて、事業を展開しているのか教えていただきたいと思います。

○笹山山村・木材振興課長　干しシイタケの生産量の推移ですけれども、直近で、令和５年度が310トン、全国が1,816トンですので、ある程

度のシェアは占めているところであり、全国第２位です。

ただ、生産量につきましては、５年前からやはり年々下がってきています。今度は希少価値が高まって、単価自体は以前よりも若干高くなっているような状況です。

それと併せまして、生産者、生産戸数につきましては、年々取り組む生産戸数が少なくなっていまして、令和５年で1,020戸の生産戸数になっています。

県としましては、山村地域で働くという一つの魅力として、農業の兼業として副収入を得るためのものということと、これまで培ってきた生産文化を継承するため各種事業に取り組んでおります。そのためには、干しシイタケのＰＲ、認知度を上げるということで、販促活動等も支援しています。

○二見委員　供給先というのは、どういう割合になっているのでしょうか。例えば、宮崎県内、東京都、海外とか、どれくらいの割合で出荷されているのでしょうか。

○笹山山村・木材振興課長　後で御回答させていただければと思います。

○二見委員　ここに主に成果事業として出ている生産体制強化、ワーキングの就業者支援、生産資材導入支援は、生産供給型の事業だと思います。一方で、この輸出拡大ＰＲ支援事業というのは、販促、消費量を増やすことや、シェアを獲得するための事業だと思います。生産量が約310トンかもしれないけれども、これからの宮崎県内の特用林産物における将来展望をどのように考えているんだろうという疑問に思ったところでした。

家庭で干しシイタケを使う量が減ってきたという生活文化の変化はあるけれども、外食産業、加工食品、レトルトとか新しい分野での需要を見込めないのか調査研究をしていれば、需要供給先の話は、自然と認識される話と思います。

今回、プロモーションが県外で３回、県内で１回、干しシイタケの料理の認定が２点と記載されています。これからのシイタケの将来をどのように考えているのかというのを見越した上で、事業を構築し、今後の新たな生産体制の強化並びに販売促進というものをやっていくということにつながるんだと思うんですけれども、基礎ベースになるような考え方がないのであれば、生産側からの要望に応えているだけでは駄目だろうと思います。

生産現場を守っていくことも大事な仕事だとは思うけれども、これから先の食文化の変化なりを見越した上で、現場の生産者と売る人と、しっかり協議しながら、新しい将来の展望をしっかり見据えて、プロモーション支援事業もやってほしいと思います。

このあたりの展望があるのであれば、教えてください。

○笹山山村・木材振興課長　生産量をある程度維持したいというところがメインであり、そのためには人を増やさないといけないとか、省力化も図らないといけないというところで取り組んでおりまして、まず認知、消費というところで取り組んでいるところです。

展望としましては、まず干しシイタケを使って実際に食べてみる。干しシイタケ自体を知らないというところもございますので、都市部における販売促進、海外に向けては干しシイタケのパウダーとか、付加価値をつけて売っていくことが、地域の生産を守るということで考えておりまして、そういう意味で今後取り組んでいきたいと考えています。

○二見委員　干しシイタケは、空気を運んでいるようなものです。シイタケを乾燥したのを袋詰めにしたら数グラムだけれども、空気が入っているので、かさは大きいです。容積量としては非常に軽いので、輸送するにあたって燃料はかからないかもしれないけれども効率が悪いと思います。例えば、圧縮してパウダーだったら、シイタケの量としては運ぶことができます。これから物流コストについても計算した上でやっていく必要があると思います。いかに効率よく、安く製品化することができるか、消費の段階まで持っていけるかというようなことも考えないといけないし、そのためにどこに持っていくのかも考えていく必要があると思います。海外に持っていく場合は、空輸か船便なのかです。乾燥物であり、消費期限とか関係ないのであれば、一括大量に船便でもいいでしょうし、高価品として持っていくのであれば空輸でもいいと思います。物流の中で空いているコンテナに詰め込むかとか、いろんなことを考えて、どうやって消費や需要を獲得するかとか一体的に考えいく必要があると思います。県外でのプロモーション３回としているけれども、海外は入っていないのかなと思ったりしました。売れる見込みがあれば生産者の人たちは一生懸命頑張ると思います。もっと売上を上げて、稼げるようにやっていきたいというのが実業家だと思います。いろんな方と情報交換しなければならないと思うので、生産者の方、バイヤーの方と今後の商品の在り方について、しっかり研究していただきたいと思います。

○笹山山村・木材振興課長　県としましては、物流のことまで考えてやっていきたいなと考えております。

海外につきましては、パウダーの商品を料理に入れることを、海外展開するための委託事業を行っております。その中でテスト販売みたいな形を取り組んだところでございます。

○二見委員　シイタケには、だしがあります。シイタケだけのグアニル酸という成分だけでなく、昆布のグルタミン酸やかつおだしのイノシン酸と合わせると、さらにうまみ成分が増えるらしいです。これらを考慮すると、シイタケだけで売るのではなく、加工商品として、例えば、だし成分を売り込むのも考えられます。山と海につながる商品は、宮崎県にはどちらもあるので、消費者に求められるものをしっかり考えながら、いかに世の中に提供できるか知恵を絞っていく必要があると感じたところでした。

○笹山山村・木材振興課長　相手国のニーズがありまして、昨年度取り組んだのが台湾、香港、シンガポールになります。現地の飲食店や商社関係とテストマーケティングをやりまして、今御指摘があったように、物自体を出すのか、それともうまみとしてやるのか、先方のニーズを調査しながら、商品を実際に納めたケースができたところですので、今後も引き続き考えていきたいと思います。

○井本委員　個人の浄化槽と公共下水道を比較すると、維持管理費が異なると聞いたところであるけれども、どれくらい違うのでしょうか。

○黒木環境管理課長　個人の設置はデータが古くて、平成21年時点を平均したものですけれども、年間４万9,847円となっておりまして、下水道使用料は、宮崎市の場合、平成31年の段階ですけれども、４万8,620円となっています。

○下沖副主査　資料36ページの一番下、「廃棄物不適正処理防止対策強化」について、不法投棄等への対応とあるんですけれども、対応内容と罰が適用された案件はあるのか教えてくださ

い。

○長友循環社会推進課長　不法投棄の対応の件について、廃棄物監視員18名を保健所に置いて、不法投棄等の対応に当たるとともに、警察にも協力いただいており、警察官が出向して対応等をやっているところでございます。

不法投棄の立入検査、この１万1,150件に対する行政指導が合計で令和６年度162件ありまして、これに対する行政処分につきましては、令和６年度は５件となっております。※刑事罰関係は警察の所管であるんですけれども、昨年度の部分につきましては対象となったものはございませんでした。

○下沖副主査　資料37ページ、産業廃棄物実態調査1,144事業所は、外国籍の経営者を含めているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長　こちらの調査が、廃棄物処理計画の目標値の進捗状況を達成しているかどうかを調査するために、コンサル会社に委託をしまして、コンサル会社が県内の排出事業者等に調査をして、回答があったのが1,144事業所です。それぞれの排出量や処分量とかを基に、現在の廃棄物の状況を推計するものでありまして、それぞれの事業者の国籍とかまで調査しておりません。

○下沖副主査　続きまして、住宅の県産材使用や支援をしているかと思います。その中で、県で伐採した原木を使って海外で加工して再度輸入した場合、県産材の対象になるのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長　基本的に、県内で加工したものを県産材として扱うようにはしております。原木としては、宮崎県産材にはなりますけれども、例えば、補助事業とかにおいて県産材を使ってくださいというときには、基本的には県産材は県内で加工したという扱いをさせていただいております。

○下沖副主査　公共施設など大量に使う場合においても、国産材の定義は国内加工と考えているのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長　例えば、ＣＬＴ――直交集成板とか工事の加工が必要なものは、例外的に流通を追いまして、証明できれば県産材として認めるケースもございます。

○下沖副主査　集成材とか大規模になってくると、海外に出さないとコスト面が高くて、国産材を持ち出して海外でカットして、集成して日本へ持ってくるというのも聞いたことがありました。それを補助金の対象とするのかどうか、国、県として、国産材、県産材の定義がどうなっているのかなと思ったところでした。

○川本みやざきスギ活用推進室長　海外に原木ないし半製品を持ち出して、それを加工して、さらに再輸入するところで、それを補助事業の措置したもので一緒に使っている事例は、今のところ確認されていません。海外でないと加工できないもので、それが県産材の活用の拡大に本当に効果があるというものであれば、それは可能性としてはあるかとは思うんですけれども、なかなかないケースでございますので、そういった場合はしっかり検討させていただくということになるかと思います。

○下沖副主査　他県でそういった事例がありました。国の補助事業を使って国産の木材を海外で加工して持ち込んで、使用していたからそれが補助金の適用外とのことでした。

まず、国産材と県産材も含めてですけれども、定義が曖昧な部分もあるので、材を全部見分けられるものなのか、今後検討してほしいなと思います。

※22ページに訂正発言あり

○長友循環社会推進課長　先ほど、下沖副主査への答弁で、行政処分５件あったうちの刑事罰はなかったということでした。これをもとに刑事罰はなかったんですけれども、このうちの１つ
が過去の刑事罰、罰金を受けた者に対して許可取消しという行政処分があったという事例がございましたので、訂正させていただきます。

○井本委員　ダイオキシンは、どれくらいまで容認されているのでしょうか。

○長友循環社会推進課長　資料36ページの「ダイオキシン類等濃度測定監視」と思いますけれども、これは主に廃棄物の焼却炉が不完全燃焼とかになった場合に、ダイオキシンが出るということで、過去にダイオキシンが問題になった後に廃棄物焼却炉の改善が進みました。最近は例が少ないんですけれども、手入れが行き届いていないとか、機械が古いとかいったものになると、不完全燃焼となりダイオキシンが出るということで、ダイオキシン特措法に基づきまして、業者への自主点検を求めていることと、県の方でも点検をしております。

○井本委員　ダイオキシンの問題は、循環社会推進課で取り扱わないのですか。

○長友循環社会推進課長　ダイオキシン特措法という法律がありまして、特定施設がいろいろ決めてあります。その中で廃棄物焼却炉とかそういった対象のものについては循環社会推進課で対応しているところでございます。

○井本委員　ダイオキシンそのものについては、循環社会推進課では担当しないのですか。

○黒木環境管理課長　環境管理課のほうでダイオキシンの測定を行っておりまして、環境基準が定められている大気・水質等について測定を毎年実施しております。

常時監視と発生源の施設の実施検査と、あと発生源の立入検査等を当課のほうで行っているところでございます。

○井本委員　畑を燃やすことについて、昔と比べると基準が緩和されている感じがするんですけれどもいかがでしょうか。

○長友循環社会推進課長　不法焼却については、昔と基準は変わらず違法ということになっているんですけれども、農作業の関係とか、伝統的なお祭りとかの焼却等が除かれているところであります。それは例外でありまして、不法焼却等については違法ということで罰則等の対象となっているところです。

○井本委員　例外の基準や根拠は何でしょうか。

○長友循環社会推進課長　焼却については、廃棄物処理法違反でありまして、どういったものであれば違反にあたらないかという考え方が政省令に示されておりまして、先ほど申し上げたものが該当するということです。

○井本委員　基準、根拠は何かと聞いています。

○長友循環社会推進課長　例えば、伝統の火祭りとか、過去の先例や慣例に伴って制限するものがいけないものは対象としておりません。

○井本委員　根拠ははっきりしていないのでしょうか。

○長友循環社会推進課長　根拠といたしましては、今申し上げたような伝統的なものの部分と、プラスチックとか焼却等については問題があるということで厳しく……。

○井本委員　伝統的なものであれば、害があろうとなかろうと関係ないということでしょうか。

○長友循環社会推進課長　伝統的なもの、農作業とかについては、個別具体的に判断していくことになるかと思っております。

○井本委員　学校にあったチリ焼き場は全部な

くなり、今は市町村のチリ焼き場に持って行って、ごみを燃やしています。施設整備にかかる経費も莫大です。しっかり基準を持ってやっていかないと心配です。

○長友循環社会推進課長　補足でございますけれども、廃棄物焼却炉の基準といたしましては、以前、ダイオキシンが問題になっていたというのは、火力の温度が足りなくて、不完全燃焼によりダイオキシンが発生するという状況でありました。800度以上で燃焼するとダイオキシンが出ないということが言われておりますので、そういった施設に順次変わってきているというところでございます。

○前屋敷委員　資料54ページ、防災減災対策に関連して、地滑り防止事業などがあって、事業そのものもが大変であることから繰越額も大きいです。防災は急傾斜地もあると思うんですけれども、この急傾斜対策というのはどのようにされているのでしょうか。この予防治山事業、地滑り防止事業というのは、この急傾斜地と関連して事業が行われているものなのか教えてください。

○太田原自然環境課長　防災減災対策、国土強靭化に係る対策としましては、山地災害危険地区がありまして、その危険地区を優先してやることになっております。

その急傾斜は、県土整備部のカテゴリーになるんですけれども、山地災害危険地区は、地震で崖が壊れるなど想定されるようなところを治山事業で実施すると整理をしております。

地滑りに関しては、地滑り区域を設定するんですけれども、その設定した区域で実施している工事とかが地滑り対策、地滑り防止工事になります。

○前屋敷委員　地滑り防止事業は、実際にそういう兆候が見られたからやるのでしょうか。もしくは、兆候が見られるであろうということで事業に着手するのでしょうか。

○太田原自然環境課長　これは実際に起こっている状況になります。地滑り層がどこにあるのか、どういったエリアや面積で地滑りの可能性があるのかを調査した上で、地滑り防止区域というのを指定します。その指定をした上で地滑り工事を実施するという流れになっています。

○前屋敷委員　基準は分かりました。急傾斜地に指定されているところはかなりあると思います。現在、環境森林部が所管する急傾斜地に指定している箇所は、どの程度あるのでしょうか。

○太田原自然環境課長　急傾斜地指定は、県土整備部で指定している区域になっております。

○前屋敷委員　環境森林部では把握はされていないのでしょうか。

○太田原自然環境課長　自然環境課で掌握しているのは、先ほど申し上げました山地災害危険地区といった危険地区がございまして、県内5,453か所を指定しております。

○井本委員　土砂法で指定したところでしょう。

○太田原自然環境課長　土砂法とは異なります。かぶりがあるかもしれませんけれども、山腹崩壊危険地区と土砂流出危険地区といった２種類の危険地区を設定しています。

○井本委員　急傾斜地には家屋が何軒とかあると思うけれども、２種類の危険地区にかぶらないことがあります。治山事業の対象とならない場合は、どのようにすれば良いのでしょうか。

○太田原自然環境課長　急傾斜地区で指定されたところは、県土整備部において急傾斜地事業として実施されているかと思います。それ以外の治山事業であれば、保安林とかに指定されていれば、治山の許可で実施することになります。

○井本委員　保安林とかに指定されていなかったらどうなるのでしょうか。

○太田原自然環境課長　先ほどの保安林指定の関係は、後から保安林にすれば大丈夫です。それと、先ほどの急傾斜の関連ですけれども、治山事業は山に戻す事業になりますので、例えば、人家裏をコンクリートでガチガチに固めるような工事はできないんですけれども、山に返すような緑化ができるということであれば、県土整備部と協議して、これは治山でやりましょうというような工事は可能かと思います。

○前屋敷委員　コンクリートで土留めをしている工事箇所があるんですけれども、県土整備部が実施している工事になるのでしょうか。

○太田原自然環境課長　治山事業において、人家裏の擁壁を造るなどはします。保安林であれば、山に本当はしたいけれども、岩の状態でしたなら、緑化が望めませんので、そういったところはモルタルをします。おおむね急傾斜地に入っているというところであれば、県土整備部が工事をしていると御理解いただいていいのかなと思います。

○前屋敷委員　生活に直接関わる事故になったりするので、対策を徹底するようによろしくお願いします。

○笹山山村・木材振興課長　二見委員のほうから、干しシイタケの流通に関する割合について、ご質問がありました。干しシイタケの流通については、約６割が経済連とかの市場、民間を通じて出荷されます。その後に卸業者からスーパー、スーパーから外食など複雑に流通されています。消費者に対しては、道の駅とかで直売もありまして、県外出荷の量がどのくらいというのが分からない状況です。県内で流通しているものについては、約２割と推定しております。国外には、約２トン出荷している状況になります。

○井本委員　山頂にある木を切り出すときに工事用道路を整備してやると思うけれども、許可を得て、計画的にやっているのでしょうか。

○宮川森林経営課長　伐採のときの搬出路の話だと思います。

搬出路については、伐採届の中に、その道を作るというような記載が出てきますので、そこで確認をしていくことになります。

○井本委員　許可制ではなくて届出制ですか。

○宮川森林経営課長　許可制ではなく届出制になります。

○井本委員　分かりました。

自然公園について、韓国のトレッキングがはやっているけれども、参考にしないのでしょうか。

○太田原自然環境課長　ロングトレイルが今はやっています。宮崎県には、九州自然歩道があるんですけれども、総延長は全体で3,000キロメートル程度あり、そのうち宮崎県は、370キロメートル程度になります。また、九州自然歩道、国・県道、市町村道、林道とかも兼ねたルートとしております。

山の中のみを通るルートが107キロメートル程度ございます。それから、昨年、外注ではありますが、九州自然歩道の宮崎区間をすべて踏査しまして、台帳を作成しているところです。台帳を作成して、今度は九州自然歩道を利活用していくための仕組みを作っていきたいなと考えているところです。

○井本委員　韓国のトレッキングを参考にされるのでしょうか。

○太田原自然環境課長　韓国の例は、存じ上げませんけれども、九州自然歩道を使って、地域

の活性化につながるようにできればと考えております。

○前屋敷委員　資料38ページ、みやざきリサイクル認定製品が130件あるんですけれども、これは県が認定した製品なのでしょうか。また、130件の中身は、主となる種類はどのようなものになるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長　これは、県が認定をしたものでありまして、主に建設現場、解体現場から出てくる瓦礫類を路盤材、骨材にしたものとかがあります。２つ目は、ボイラーの灰を、建設廃材のコンクリート再生につなげたり、あとは動植物性残渣、食物の製造業から出る残渣などを、飼料、肥料、土壌改良材とかにします。あとは廃油を燃料にすることやプラスチックをサーマルサイクルといって燃料材にしたものとかが中心であります。県では私たちの生活に関連するリサイクル製品も、できれば認定していきたいと思っているところですけれども、まだ今のところない状況でございます。

○前屋敷委員　プラスチックも燃料に再生するという説明でしたけれども、日常生活の中で、プラスチックのごみが大量に出ます。分別したプラスチックがどのように再生されるのか興味、関心があるのだけれども、再生されるのか先が見えません。市町村との関係もあると思うんですけれども、県の方針や方向性があれば教えてください。

○長友循環社会推進課長　一般廃棄物とされるプラスチックにつきましては、主に幾つか分類されておりまして、ペットボトルのようなマテリアルリサイクルといって物質から物質ということで、比較的素材が同じですので、回収してまたペットボトルの材料や主に燃料になります。

それから、プラスチックの中で、製品の容器に入っている容器リサイクルについて、主にプラとマークが書いてあるものですけれども、それは市町村が分別回収して、指定法人等にお渡しして、そこから先は主に燃料材になったりなどします。

今後は、容器リサイクル以外の製品のプラスチックですけれども、例えば、コンビニなんかでスプーンをもらうと、袋の部分は容器プラで、中のスプーンが製品プラスチックになっています。これが今ほとんど燃やせるごみとして、市町村では全て分別回収しております。これについて、国がプラスチック新法を定めて、これらを分別リサイクルできないかということを訴えていますので、県としても市町村と連携して、その部分をできるだけ増やすことで、リサイクルを推進していきたいと考えております。

○井本委員　専門ではないかもしれないけれども、マイクロプラスチックは、人体への影響はあるのでしょうか。

○長友循環社会推進課長　おっしゃるとおり専門ではないんですけれども、いろんな文献を見たところ、マイクロプラスチックが魚等を通じて人体に入ってくると、何かしらの影響があるということは聞いております。

河川内陸部のプラスチックが沖に流れて、上流部、内陸部等のプラスチックなどが、その一因になっているという情報もありますので、そういう流出も控えるように周知していきたいと考えております。

○井本委員　専門家ではないのに聞いて申し訳ないんだけれど、例えば、ＰＦＡＳは人体に影響があるのかについて症例が出ていません。このマイクロプラスチックが本当に人体に悪くて何か症例が出ているのであれば、排除していく必要がある話だけれども、問題がないのであれ

ば、それほど一生懸命排除することではないと思ったところでした。

○長友循環社会推進課長　国の施策程度の知識しかないものですから、学術的なマイクロプラスチックの人体の影響は承知しておりません。

先ほど井本委員のおっしゃった不法焼却の例外について、国の示している例がありまして、河川管理者や道路管理者などが道路管理のために集めた草の焼却とか、どんど焼き等の不要となったお守り等の焼却とか、農業者が農地管理、農害虫駆除のために燃やす稲わら等の焼却とか、バーベキューのキャンプファイヤーとか、影響が軽微なもの、伝統的なもの、公的なものを組み合わせて判断しているということでございます。

○川添主査　それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後３時52分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

明日は、午前10時から再開し、農政水産部を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　以上で本日の分科会を終了いたします。

午後３時52分散会

令和７年９月30日（火曜日）

午前９時59分再開

出席委員（６人）

主査	川添　博
副主査	下沖篤史
委員	山下博三
委員	二見康之
委員	井本英雄
委員	前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	児玉憲明
農政水産部次長（総括）	原田大志
県参事兼農政水産部次長（技術担当）	柳田　敬
畜産局長	林田宏昭
農村振興局長	戸髙久吉
水産局長	西府稔也
農政企画課長	梶原正太郎
団体指導検査課長	田村真一
農業流通ブランド課長	押川裕文
農業普及技術課長	吉野史男
農産園芸課長	白石浩司
畜産振興課長	鴨田和広
家畜防疫対策課長	坂元和樹
農村計画課長	井上周二
農村整備課長	山内敏雄
担い手農地対策課長	堀ノ内　修
水産政策課長	西田貴亮
漁業管理課長	安田広志
漁港漁場整備室長	宇治橋正行
工事検査監	永野浩一
総合農業試験場長	下田　透
畜産試験場長	水野和幸
県立農業大学校長	戸髙知也
水産試験場長	大村英二

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
議事課主任主事	前鶴彩友

○川添主査　分科会を再開いたします。

令和６年度決算について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○児玉農政水産部長　説明に入ります前に、お礼を申し上げます。先週、全日本ホルスタイン共進会の宮崎県予選会が開催され、代表牛７頭が決定いたしました。お忙しい中、川添委員長、下沖副委員長をはじめ、委員の皆様にも御出席いただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

それでは、令和６年度の決算につきまして、説明させていただきます。

まず、令和６年度の主要施策の内容についてであります。

資料３ページ目を御覧ください。

総合計画に基づく施策の体系表でございますが、このうち農政水産部で所管する施策を抜粋したものであります。

左の産業づくりそれから４ページ目にくらしづくりと大別しておりますけれども、この体系表に沿って事業の実施に取り組みながら、それぞれの目標に向かって各種施策を積極的に推進してきたところであります。

次に、６ページを御覧ください。

令和６年度の決算状況について、御説明をいたします。

下から４行目、一般会計の部の計の欄を御覧ください。左から３列目、最終予算額が571億1,585万9,743円、その右の列、支出済額は394億4,735万4,578円、翌年度への繰越額は右の列の上段、明許繰越が143億3,706万5,864円、その下、事故繰越が10億3,079万8,037円、不用額がその右、23億64万1,264円であります。また下から２行目の特別会計の計につきましては、最終予算額が１億9,688万4,000円、支出済額は816万3,405円、不用額は１億8,872万595円であります。

一番下の行の、特別会計を含めました農政水産部の合計では、最終予算額が573億1,274万3,743円、支出済額は394億5,551万7,983円、翌年度への繰越額は、明許繰越が143億3,706万5,864円、事故繰越が10億3,079万8,037円、不用額は24億8,936万1,859円で、執行率は68.8％、繰越額を含めますと95.7％となっております。

次に、７ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項等について、記載のとおり指摘事項が４件、注意事項が４件、合計８件となっております。また令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

監査員から御指摘等のあった内容につきましては、適正な事務処理が図られるよう指導を徹底してまいります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたします。

○川添主査　部長の概要説明が終了いたしました。

これより農政企画課、団体指導検査課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を行います。

令和６年度決算について、各課の説明を求めます。

○梶原農政企画課長　資料８ページをお願いいたします。

まず、決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。

農政企画課は一般会計のみで、表の一番上にありますとおり、最終予算額が17億1,847万9,000円、支出済額が17億455万4,432円、不用額が1,392万4,568円で、執行率は99.2％でございます。

続きまして、各会計の目における不用額が100万円以上のもの、または執行率が90％未満のものについて、御説明いたします。なお、この後の各課における説明につきましても、同様とさせていただきます。

同じページの、（目）農業総務費につきましては、右側から３列目の欄、不用額が1,130万6,453円であります。不用額の主なものは、上から８段目の共済費のうち、職員の人件費において、令和７年１月30日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和６年４月１日に遡及して引き下げられたことによりまして執行残が生じました。

また、次の９ページでございますけれども、上から５段目にございます負担金、補助及び交付金のうち「Ｇ７から始まる官民連携農業プロジェクト」におきまして、事業実施主体の組織改編に伴いまして、事業期間が短縮され、事業費が減額となったことなどによるものでございます。なお、この共済費の負担金率につきましては、各課の人件費においても遡及して引き下げがなされております。

２班を含めましたこの後の各課からの説明において、執行残の主なものが共済費である場合

には、その内容については農政企画課と同様となりますので、各課からの共済費における詳細な説明は割愛とさせていただきます。

次の、（目）農業振興費につきましては、不用額が261万8,115円でございます。不用額の主なものは、一番下の段にございます旅費でございます。これは主に「みやざきの持続可能な農山村づくり支援」におきまして、業務の効率化に伴い、県外出張がオンライン会議へ変更となったことなどによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

「みやざきの持続可能な農山村づくり支援」につきましては、中山間地域における農用地等の地域資源の保全・利用や、生活支援を集落住民が一体となって進める農村型集落運営組織、農村ＲＭＯの形成支援や、生産基盤を支える農作業受託組織が規模拡大を行う取組への支援、さらには地域の収益力向上や関係人口の創出を図るため、農泊への支援を図ったところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

２段目の「中山間地域等直接支払交付金」につきましては、中山間地域においてのり面や農道の共同維持管理など、農業生産活動等を維持する活動を行う349の集落協定に対し支援を行い、継続的な農業生産活動や多面的機能の維持、耕作放棄地の発生防止を図ったところでございます。

一つ下の新規事業「中山間地域農業・農村デジタルサポート」についてです。人口減少が進む中山間地域では、日本型直接支払制度に係る事務負担が大きくなっていることから、本事業におきまして県が地域の事務負担を軽減するためのシステムを構築し、今後の県内での本格導入に向けたデモ実証を行ったところでございます。

16ページをお願いいたします。

新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ」につきましては、農業分野におけるカーボンクレジット認証制度の活用を促進し、クレジット創出による農家所得の向上や温室効果ガスの削減を図るため、施設園芸でのヒートポンプ導入によるＪ－クレジット算定などのモデル実証等に取り組んだところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項について、御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。

指摘項目が、（１）契約事務についてであります。西諸県農林振興局におきまして、西諸県農業改良普及センター庁舎清掃業務委託について、契約書の契約金額が誤っていたとの指摘がございました。こちらにつきましては、速やかに正しい金額で契約書の再作成を行っております。今後はチェック体制を見直し、強化を図ることで、再発防止に努めてまいります。

○田村団体指導検査課長　資料の19ページを御覧ください。

まず、決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。団体指導検査課は一般会計のみで、表の１番上にありますように、最終予算額は４億3,343万1,000円、支出済額は４億2,563万9,101円、不用額は779万1,899円で、執行率は、98.2％となっております。

続きまして、同じページの中ほどにあります（目）農業振興費につきましては、右側から３列目の欄、不用額が712万3,392円でござい

ます。主なものは、１番下の段の負担金、補助及び交付金で、農業者が融資機関から借り受ける農業制度資金において、繰上償還が行われたことにより、利子補給金に不用額が生じたものなどでございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

「利子補給金・助成金」につきましては、市町村や融資機関と連携し、各種農業制度資金への利子補給を行い、農業者の経営の維持・改善や規模拡大などのための資金繰りを支援いたしました。令和６年度に新たに県が利子補給を承認した件数と融資額は、記載のとおりであります。このうち、農業者が規模拡大や設備投資等を行うための資金である「農業近代化資金」では586件、96億7,911万円の利子補給の承認を行いました。

また一番下の「経済変動・伝染病等対策資金」では、重油・家畜飼料・肥育価格の高騰など三つの事象を指定し、16件、１億1,680万円について承認を行ったところです。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○押川農業流通ブランド課長　資料の24ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料について、御説明させていただきます。

農業流通ブランド課は一般会計のみで、表の一番上にありますように、最終予算額は10億1,275万4,000円、支出済額は５億1,984万7,150円、翌年度への明許繰越額は４億8,747万4,000円、不用額は543万2,850円で、執行率は51.3％、繰越額を含めた執行率は99.5％となっております。

（目）農業総務費につきましては、不用額が533万6,622円でございます。主なものは、下から３段目の旅費におきまして、職員の県外出張や海外販路開拓支援の出張旅費等に執行残が生じたこと、また、次の25ページの上から３段目の負担金、補助及び交付金のうち、「みやざき輸出産地ステップアップ支援」におきまして、補助金の額の確定に伴い執行残が生じたことなどによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な取組を御説明いたします。

26ページを御覧ください。

「みやざき食の安全・県産県消推進」では、県内における食品表示の適正化を図るための食品表示制度研修会や、小売店の巡回調査を実施するとともに、みやざきの食と農を考える県民会議の活動を通して、食育及び地産地消の推進に取り組んでまいりました。

次に、27ページを御覧ください。

「みやざき農畜水産物の架け橋構築」では、県産農畜水産物の認知度及び購入意欲の向上を図るため、県産農畜水産物が一堂に会する物産イベントや県内外の延べ282店舗の飲食店と連携して、ヘベすや完熟きんかん、日向夏の旬を発信するイベントの開催を支援いたしました。また、東京都など大消費地の飲食店において、県産農畜水産物を使ったメニューフェアなど、延べ61件開催いたしました。

次に、28ページを御覧ください。

一番下の改善事業「みやざき輸出産地ステップアップ支援」では、輸出先のニーズ等に対応できる産地づくりを進めるため、生産者や商社などの連携を促すフォーラムの開催や、新たな販路開拓などに取り組む団体に対する支援を行

いました。

次に、30ページを御覧ください。

改善事業「地域資源高付加価値化ビジネス総合支援」では、みやざきフードビジネス相談ステーションにおいて、６次産業化に取り組む12事業者に対して経営改善等の支援を行うとともに、業務用向けの商品開発を目指し、日向夏やへべすなどを活用した４件のモデル実証を行いました。

次の「みやざきローカルフードプロジェクト（ＬＦＰ）強化」では、農林漁業者を中心に加工業や観光業など、多様な286事業者がみやざきＬＦＰプラットフォームに登録するとともに、昨年度は異業種連携による新商品や新サービス開発等に取り組む五つのプロジェクトを支援しました。また、これまでＬＦＰで開発された新商品などの販売促進に向け、県外14か所でのフェアやテスト販売を実施しました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○吉野農業普及技術課長　資料32ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。

当課は一般会計のみで、表１段目にありますとおり、予算額は、41億2,567万8,000円に対し、支出済額が39億4,620万7,785円、翌年度への明許繰越額は1,711万8,542円、不用額は１億6,235万1,673円で、執行率は95.6％、繰越額を含めた執行率は96.1％となっております。まず、上から４行目の（目）農業総務費でありますが、不用額は2,324万2,112円でございます。主なものは、（節）共済費であります。

33ページを御覧ください。

次に、（目）農業改良普及費でありますが、不用額は1,464万5,972円でございます。主なものは、表下段にあります旅費及び需用費で、県内８つの普及センターにて執行しております「農業改良普及センター運営」において、職員の旅費や庁舎管理に必要な電気料等の執行実績が見込額を下回ったものや、34ページの上から３行目の工事請負費で、普及センターの施設修繕にかかる入札残等によるものであります。

次に、（目）農業振興費でありますが、不用額は161万7,242円でございます。主なものは、負担金、補助及び交付金で、環境保全型農業直接支払交付金において、堆肥施用の取組で計画量に満たなかったため、不用額が生じたものであります。

35ページを御覧ください。

次に、（目）農作物対策費でありますが、不用額が3,167万4,509円、執行率は85.5％で、翌年度繰越額を含めますと89.4％となっております。不用額が生じたものは、負担金、補助及び交付金で、物価高騰対策として国のセーフティネット構築事業に加入する際に、農業者が負担します積立金の一部を助成する「農業セーフティネット対策緊急強化」や、令和５年度から繰越して実施しております「活動火山周辺地域防災営農対策」において、実績が見込みを下回ったものであります。

36ページを御覧ください。

次に、（目）植物防疫費でありますが、不用額が7,290万4,899円であります。主なものは、需用費及び委託料で、病害虫発生予察事業費において、侵入警戒有害動植物発生時の緊急防除を行う予算を計上しておりましたが、ミカンコミバエ等の病害虫の発生がなかったため、不用額が生じたものであります。

37ページを御覧ください。

最後に、（目）総合農業試験場費でありますが、不用額は1,819万6,263円でございます。主なものは、表中段にあります共済費及び需用費で、会計年度任用職員の共済費において実績等が見込みを下回ったことや、総合農業試験場の各支場等を含む５つの施設での庁舎管理に必要な電気料や、試験研究等に必要となる燃料費等の執行実績が見込額を下回ったものであります。

歳出決算の状況につきましては、以上であります。

つづきまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

39ページを御覧ください。

「鳥獣に打ち勝つ魅力あふれる農山村づくり」では、野生鳥獣による農林作物被害を軽減するために、被害対策に関する知識や技術の普及を担う鳥獣被害対策マイスターの育成や、国の交付金を活用し、有害鳥獣捕獲活動や侵入防止柵等の整備に対して支援を行ったところです。

40ページを御覧ください。

新規事業「ＩＣＴを活用した総合的鳥獣被害対策実現」では、ＩＣＴ機器を活用した効率的な対策を実施するため、わなの捕獲通知システムや電気柵のモニタリングシステムの実証を支援したところです。

43ページを御覧ください。

上段の新規事業「Ｇ７宮崎発ピーマン自動収穫技術活用」では、労働力不足への対応や省力化への取組として、全国トップレベルの生産を誇るピーマンにおいて、自動収穫ロボットの現場実装に向けて、栽培体系の実証や導入時の課題等を整理したところであります。

その下段の「データ分析で磨く農業経営力強化」では、県とＪＡグループが協同で運営する宮崎県農業経営体支援センターにおいて、175件の農業経営コンサル活動や農業者研修を実施することにより、新規就農者をはじめ、担い手の経営改善や課題解決に向けた支援を行ったところです。

44ページを御覧ください。

中段の「農業セーフティネット対策緊急強化」では、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営の実現に向けて、施設園芸農家2,914戸及び茶農家76戸に対し、国のセーフティネット構築事業に加入する際に農業者が負担する積立金の一部を助成することで、農家の負担軽減を図ったところであります。

45ページを御覧ください。

「みやざき有機農業拡大加速化」では、有機農業への転換期間中に必要な経費や有機ＪＡＳ認証取得に要する経費の一部補助、また、マッチング商談会や首都圏でのレストランフェアの開催など、有機農業の産地づくりや販路拡大に向けた支援に取り組んだところです。

主要施策の成果については、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○白石農産園芸課長　資料47ページをお願いします。

農産園芸課は一般会計のみで、表の一番上に記載していますとおり、最終予算額は18億6,660万6,000円、支出済額12億3,390万9,278円、翌年度への明許繰越額４億9,783万7,000円、不用額１億3,485万9,722円で、執行率は66.1％、繰越額を含めた執行率は92.8％でございます。

３行下の（目）農業総務費につきましては、不用額は240万2,680円であり、主なものは、共済費でございます。

その下の（目）農作物対策費につきましては、

不用額が１億3,239万7,062円で、執行率は62.3％、翌年度の繰越額を含めますと92.1％です。不用額の主なものは、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策」において、農業用ハウスや農業機械等の整備・導入にかかる事業取下げや入札残によるもので、48ページの下から２段目にあります負担金、補助及び交付金に該当するものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、50ページをお願いいたします。

「宮崎の農業「強い産地づくり」対策」でございます。産地の収益力向上や、生産基盤の強化等を図るため、繰越分では集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設の整備のほか、現年分では、低コスト耐候性ハウス１件、ハウス資材等７件、農業機械24件の整備・導入を支援しました。

51ページをお願いします。

３段目の新規事業「高性能スマート機械導入モデル経営体支援」です。地域農業を支える土地利用型経営体や農作業受託組織の作業の効率化やオペレーター人材の確保を進めるため、自動操舵トラクターや自動運転アシスト付コンバイン、レーザーレベラーなど、計９台の導入を支援しました。

53ページを御覧ください。

１段目の新規事業「スマート＆グリーンで目指す耕種農業産出額ＵＰ」です。主要品目の収量向上と、スマート化・グリーン化に対応した産地づくりにより耕種農業の産出額の増加を図るため、施設園芸では、炭酸ガス発生装置や環境測定装置等の導入73台、露地野菜では、排水対策など、土壌環境改善の取組３件を支援しますとともに、スマートやグリーンを切り口とした技術の産地実装に向け、きゅうりの養液栽培技術の実証、夏秋野菜の暑熱対策、有機茶産地づくりなど５件の取組を支援しました。

一つ下の新規事業、「みやざきデータ駆動型農業実践・展開支援」です。園芸ハウス内の環境データを積極的に活用し、高収量を実現するため、県内の６地区において、県や農業者団体、生産者で構成する地域ワーキンググループを設置し、温度やCO_2などのデータを読み解くための学習会を開催するとともに、指導者側の支援ツールとなるデータベースの操作マニュアルを作成しました。

以上が、主要施策の成果です。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○鴨田畜産振興課長　資料56ページを御覧ください。

畜産振興課は一般会計のみで、一番上の段にありますように、最終予算額は92億4,961万円、支出済額は59億8,462万5,414円、翌年度への明許繰越額は23億7,207万6,000円、事故繰越額は１億2,919万3,000円、不用額は７億6,371万5,586円で、執行率は64.7％、繰越額を含めた執行率は91.7％であります。

同じページの（目）畜産総務費につきましては、不用額が863万7,146円であり、主なものは、共済費であります。

次の（目）畜産振興費は、不用額が７億4,176万8,423円、執行率が57.9％、翌年度繰越額を含めると90.4％であります。これは主に57ページの下から３段目にあります負担金、補助及び交付金の「畜産競争力強化整備」――畜産クラスター事業の実施により、年度末に単年度事業から２か年事業へと、事業計画が変更になった事案があったこと等による執行残であります。

次に、58ページをお願いいたします。

（目）畜産試験場費につきましては、不用額

が1,331万17円であります。これは主に、一番上、報酬の畜産試験場における会計年度任用職員に係る人件費の執行残、５つ下の需用費の、畜産試験場における施設修繕等に係る入札残であります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を説明いたします。

60ページをお願いいたします。

「畜産競争力強化整備」では、畜舎の生産性向上や規模拡大に向け、畜舎や堆肥舎等の整備を支援し、生産基盤の強化を図りました。

続きまして、62ページをお願いいたします。

「県産牛肉販売促進総合対策」では、国内外における県産牛肉の販路拡大及びブランド力強化を図るために、小学生への食育活動や宮崎牛指定店での消費拡大キャンペーンの実施、スポーツイベント等を活用した宮崎牛ＰＲなどを支援しました。

64ページをお願いいたします。

新規事業「粗飼料自給率100％「宮崎アクション」実践」では、Ｇ７宮崎農業大臣会合で採択された宮崎アクション等を踏まえ、設けた目標である粗飼料自給率100％に向けた取組を推進するために、粗飼料等の生産・利用拡大のための機械施設整備の支援や堆肥マッチングサイトの整備、放牧推進に向けた資材導入や研修会開催などを支援しました。

次の、「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援」では、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、畜産バイオマスの利用拡大を図るため、牛ふんの燃焼処理に関する調査や県内の家畜排せつ物の高度処理利用・流通促進に向けた堆肥成分分析を行うとともに、畜産環境アドバイザーの育成を実施しました。

以上が、主要施策の成果であります。

次に、67ページをお願いいたします。

最後に、監査結果報告書指摘事項等について、御説明いたします。（１）契約事務について、２件の指摘事項がございます。まずはみやざき地頭鶏の認知度向上にかかる業務委託について、変更契約の締結が行われていなかったとの指摘です。こちらにつきましては、事業主体に対し、今年度事業の契約内容に変更が生じていないか確認を行うとともに、今後、契約内容について変更が生じる場合には、事前相談の上、変更契約の締結の手続きを行うように指導いたしました。また、年度途中においても随時、事業の実施状況を確認し、必要な指示を行ってまいります。

次に、「ミツバチ安定生産支援」業務委託について、委託業務が仕様書どおりに実施されていなかったとの指摘です。こちらにつきましては、委託内容を実施されていたものの、委託事業の実績報告において、仕様書に記載した内容の成果物が確認できなかったものです。事業実施主体に対し、年度途中においても随時、事業の実施状況について確認及び必要な指示を行うこととし、実績報告においては、仕様書に沿った適正な成果物の提出を指導いたしました。

○坂元家畜防疫対策課長　資料68ページを御覧ください。

家畜防疫対策課は一般会計のみで、一番上の段にありますように、最終予算額は10億2,614万9,000円で、支出済額は６億3,923万3,014円、不用額は３億8,691万5,986円、執行率は62.3％でございます。不用額の主なものといたしましては、「家畜防疫体制整備」について、養豚農場での豚熱ワクチン接種に関し、接種頭数が計画を下回ったための執行残によるものなどであります。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

70ページを御覧ください。

「家畜防疫体制整備」につきましては、本県では、令和５年９月から養豚農場で飼育される、全ての豚に対する豚熱ワクチン接種を開始しております。この豚熱ワクチンは、養豚農場での豚熱の発生を防止するため、新たに生まれてくる子豚への接種や、長い期間飼育する親豚への補強的な接種を継続的に行っております。

４月以降、都城市や高原町において、野生イノシシでの豚熱感染が確認されていることから、養豚農場での発生を防止するため、このワクチン接種に加え、ウイルスの侵入防止対策の再徹底について、重点的に指導しております。

次に、下段の「地域との連携による家畜重要疾病対策強化」につきましては、現在、国内で流行している豚熱や、韓国で感染が拡大しているアフリカ豚熱への備えとして、県内に生息する野生イノシシの血液などを用いたＰＣＲ検査を実施しております。この検査につきましては、特に豚熱への感染状況を適切に把握するため、今後も検査体制の強化を図ってまいります。また、近年、全国的に発生頭数が増加している牛伝染性リンパ腫に対しまして、家畜保健衛生所で抗体検査を実施するとともに、地域ぐるみの清浄化対策を支援しております。

71ページを御覧ください。

上段の改善事業「「４本柱」で支えるひなた家畜防疫体制」につきましては、水際防疫、地域防疫、農場防疫の取組をより強化するため、農場における防疫資機材の整備や、水際団体による消毒資材の購入への支援を行っております。また、地域防疫の核となる市町村自衛防疫推進協議会が取り組む消毒巡回や防疫研修会といった、自主的な活動に対する支援を行っております。

次に、下段の新規事業「ひなたを支える獣医師確保」につきましては、インターンシップの受入れや獣医系大学への出張講座、ＰＲ動画の配信等により宮崎県職員獣医師の魅力を発信するなど、積極的なリクルート活動を行っております。また、職員が働きやすい職場環境づくりのため、ＩＣＴの導入や会計年度職員の活用による家畜保健衛生所獣医師の負担軽減に取り組んでおります。

72ページを御覧ください。

新規事業「ひなたの獣医師確保修学資金給付」につきましては、修学資金給付制度を充実させ、獣医学生への給付期間を拡充することで、将来、県職員獣医師として従事する獣医学生の確保に取り組んでおります。また、新たに高校生を対象とする地域枠を新設し、より早い時期からの県職員獣医師の育成・確保にも取り組んでおります。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様からの質疑はございませんか。

○山下委員　資料16ページの新規事業「農業カーボンクレジット認証スタートアップ」について、具体的に説明してください。

○梶原農政企画課長　「農業カーボンクレジット認証スタートアップ」につきましては、Ｊ-クレジットとして、温室効果ガスの削減分をクレジットとして認証いたしまして、それを売却することで農家の収益になる仕組みとなります。

農業分野でも幾つか方法論として、温室効果ガスの削減方法が定められているんですけれど

も、県内ではまだこの事業を作ったときに認証の実例がないという状況でございましたので、この事業でモデル的に認証から売却に至るまでのシミュレーションをするというようなことを行っております。

当初、この事業については、令和６年度は施設園芸におけるヒートポンプの導入の実証を行っておりまして、重油において加温するよりも、ヒートポンプを導入して加温するほうが二酸化炭素の削減効果が高いというようなことでございました。この事業におきましては、キュウリ、トマト、ピーマンのそれぞれの施設園芸農家においてヒートポンプを導入して、二酸化炭素の削減効果がどれくらいあったのか検証しているところでございます。

○山下委員　昨日も環境森林部の審査でＪ-クレジット制度について、なかなか実用化されていないということでした。Ｊ-クレジット制度の具体的な取引の話が出ていたけれども、制度のハードルが高く、あまり実用化されていないというのが現状でした。

今、農政企画課長が説明してくれましたように、Ａ重油――主として燃料に用いられる重質の石油製品の一つが１リットル86円を超えたらヒートポンプや木質ペレットを入れることによって燃油高騰対策ができるということで取り組んできたと思います。Ｊ-クレジット制度が出てきて、農家にヒートポンプを普及することで、具体的にどのような恩恵が出てくるのでしょうか。

例えば、20アールのハウスに、ヒートポンプを４台入れたとして、そのことで重油の燃焼が削減します。その場合にＪ-クレジット制度として、どれぐらい農家に対して費用対効果が出てくるのか教えてください。

○梶原農政企画課長　令和６年度に実証しました調査におきましては、クレジット認証でどれだけの収益が見込めるかといったところで着目したピーマンの生産農家２戸での実証におきまして、一部推定は含みますけれども、10アール当たり年間約２万円の収益が見込まれるということでした。このクレジットの認証対象期間が８年間でありますので、10アール当たり16万円の収益が見込まれるところでございます。

キュウリにつきましては、これは一部前提条件が異なりますけれども、10アール当たり年間約４万円の収益が見込まれるということで、８年間で約32万円の収益が見込まれるということになります。このＪ-クレジット認証は、これからヒートポンプを入れる農家が対象となりますので、推進をかけていく対象としてはこれからヒートポンプに切替えていく農家がターゲットになるかなと考えております。

○山下委員　ヒートポンプを入れることによって収量が上がったということでしょうか。

○梶原農政企画課長　これにつきましては、あくまでもＪ-クレジットの売却益になります。収量の増減は、今回の事業では見ておりません。

○山下委員　また農家の意見なりを聞いてみたいと思います。

資料30ページ、加工・直売施設は、具体的にＪＡや道の駅が持っていると思いますけれども、どういう団体に支援しているのか実証例を教えてください。

○押川農業流通ブランド課長　これまで道の駅にやっておりますし、また、ＪＡの直売所も宮崎の食と農の県民会議の会員になっていただいておりますので、そこと一緒にやっております。

○山下委員　私は中山間地域活性化の中でも、道の駅に限らず、中山間地域で女性グループが

様々な取組を行うことや、行政が補助金を出して、てこ入れしてやっているところは違うと感じました。

中山間地域対策は大きな課題ですから、中山間地域が元気になって、住んでよかったと感じれる政策に持っていくのがポイントだと思います。この事業は、どこに焦点を置いているのか方向性を具体的に教えてください。

○押川農業流通ブランド課長　地域ぐるみということで、農家と地域商社とかが一緒になって商品開発をして、利益を得て、そこにまた就業者や従業員とかも来てというような、人を呼び込むところを目指してやらせていただいています。

この地域ぐるみの中には市町村も入っていただきまして、例えば、高千穂町とかですと、まちづくり公社とかがございます。そういうところと一緒になって商品開発をすることや、その地域だけでなくて近隣の方々が取り組んでいる事例とかも一緒に御紹介しながら、地域を盛り上げるというような取組をさせていただいているところです。

○山下委員　きめ細かな取組が大事と思いますので、よろしくお願いします。

それと、６次産業化事業者に対する経営改善支援について、10年ぐらい前から本県はフードビジネスに先駆けて、６次産業化に取り組んでまいりました。私はこれがどれくらい定着してきているのかなと思います。途中で辞めた農家もかなりあると聞いていますし、当初、産業支援機構が支援をしたけれども、支援体制が継続しなかったことは大きな課題だったと思います。

今日まで６次産業化して残っている人たちの実数を教えてください。

○押川農業流通ブランド課長　計画を使って６次産業化に取り組んでいる方々が、現在、109が継続して実施していただいているところでございます。

○山下委員　ピーク時はどれぐらいの数があるのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長　先ほど、109と申しましたのは、国の総合化事業計画を元にやって、今残っているというところでございます。しかし６次産業化に取り組むということでいきますと、県内で363の法人の方々が実施していただいています。

○山下委員　ピーク時に363事業所があって、今、109事業所が残っているということは、３分の１以下になっているという認識でいいですか。

○押川農業流通ブランド課長　取組自体は、右肩上がりで進んでいるところでございます。今言いました363事業所については、継続して法人の中では進んでいるところでありますけれども、ほかに加工直売所とかを入れますと、900ぐらいの事業者が関連して取り組んでいることになっています。

○山下委員　先ほどから答弁した数字に差があるけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長　申し訳ございません。農業法人だけに限りますと、約300事業所になるんですけれども、農業法人だけでなく、加工所、直売所とか６次産業化の商品を作り上げるところを入れますと、※918になります。

○山下委員　過去、６次産業化として県は推進した中で、途中で挫折した事業者が多くあります。行政の育成指導が継続しなかったということが、大きな課題だったと思うんです。

自主的に営業センスのある人、労務管理ができる人は生き残ってきたかなと思いますけれど

※47ページに訂正発言あり

も、農家だけでは壁にぶち当たってきたというのが現状です。

６次産業化している事業所が残っているということでしたので、ぜひ総力を挙げて、支援体制を継続してください。

○二見委員　資料28ページから様々な輸出関連事業が掲載されています。全体的な実施回数とかはあるんでけれども、令和６年度の取組の中で、新たにどういうところが増えたのか、どういった農産品をどこに輸出したのか、輸出額がどれぐらい増えたとか、目標があるのか教えてください。

○押川農業流通ブランド課長　令和６年度の輸出実績は、農畜水産物で約121億円になります。昨年度に比べて増加傾向で、経年で伸びている状況でありまして、長期計画を含めて、目標は設定しているところでございます。

実際に目標値を言いますと、令和７年は80億円を想定しておりますけれども、今後、後期計画で数字を見直して、改めて目標を設定させて取り組んでいくと考えております。

○二見委員　県産の農産品は様々あるわけですけれども、個別に各目標値を設定されているのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長　主要品目については、目標は計上させていただいております。ただ、取り組む事業者がどこになるかというのは、明確ではないところもございますので、ある程度の数字を目安にして、作り手側に指導をしているというところでございます。

○二見委員　生産基盤からトレーサビリティーとか、様々な事業をして、総合的に取り組んでいるのはよく分かるけれども、最終的な目標をどのように数値化してやっているのかなと感じました。一方で、農家たちの経営の在り方とかも考えていかないといけないし、細分化すると非常に難しいことでもあるかもしれないんですけれども、宮崎県の戦略がどのようになっているのか分かりづらいなと思いました。

県内の農家、企業法人等の規模とか対象になるようなところとか、様々あるにしても本県の戦略をどう位置づけているのかです。例えば、対象国を広げていって、シェアを獲得していくとかです。計画、戦略なりをブラッシュアップしていくことなど、どのように考えているのでしょうか。

○押川農業流通ブランド課長　国ごとでは、アメリカ、香港、台湾とかやらせていただいています。そちらにつきましては、ある程度の実績等も出てきておりますので、継続して相手方が欲しいということであれば、出していきたいと思っています。

新しいものでいきますと、ヨーロッパでお茶、柚子とかの需要が増えているという情報をお聞きしておりますので、例えば、抹茶用の加工用施設を整備させていただくなど、輸出に向けて取り組んでいます。また、ヨーロッパだからこその手続が必要な場合は、支援していく考えでおります。

具体的にどこの国にどれぐらいとかというところについては、現時点では設定していないところです。

○二見委員　二国間の契約に関して、条件とかも違うので、国同士で条約を結んでやっていると認識しているけれども、あるお茶農家からドイツに、大口のものが送れるようになったと話を聞きました。そのときの絶対条件が有機栽培であるということでした。

ヨーロッパの食に対する考え方は、ほかのアメリカ、東南アジアと考え方が違うと思いまし

た。その地域に合った作り方、農薬とかあるので、いかに農家たちと情報共有しながら、どこを攻めていこうとするのか、自分たちのやり方の強みは何なのか、それに合った市場をどう開拓していくのかというのは、戦略を立てる必要があると思いました。手続も含めて最終的な流れがあると思いますので、しっかりサポートできるように、農政水産部はしっかりフォローしていただきたいなと思っています。

○前屋敷委員　資料29ページで、碾茶加工場の整備に、令和６年度は１件、約6,700万円の支援をしているんですけれども、県内のお茶の産地は、西臼杵郡、都城市とかあります。令和６年度は１件だけの支援となり、令和７年度に４億8,000万円ほどの繰越しになっているということですけれども、支援の考え方としてどのように支援をしていくのか教えてください。

○押川農業流通ブランド課長　お茶の輸出に関しましては、国内だけでなく海外で人気があるからということで、生産者も輸出したいという方が多くいます。抹茶の加工施設がないと、外に出せないというところもございますけれども、施設整備は個人ではできませんので、先ほど委員がおっしゃったように、今回の令和６年度は高鍋町の大塚園において、児湯郡管内のお茶を集めて、そこで個人だけでなくて、生産者グループを作って、輸出に向けて頑張りましょうというところで事業採択になっています。

令和７年度に繰り越したのは、宮崎市で株式会社みやざき一茶園というのがございます。そちらについて、そこも宮崎市だけでなくて、西臼杵郡とかその辺りの生産者と一体となって生産量を伸ばして、輸出ができる商社ともしっかり組んだ体制を作っておりますので、そういうところができているところについては、重点的に、事業採択という形でさせていただいているところでございます。

○前屋敷委員　地域を底上げするという意味で、予算化した分はしっかり機能が果たせるような形で対応してほしいなと思います。

○井本委員　資料46ページ、マーケットインの視点に基づく産地等と連携した研究とあるけれども、マーケットインの視点は具体的に何でしょうか。

○吉野農業普及技術課長　試験場におきましては、研究成果が現場でしっかりと使われていくことが、重要と思っております。試験場のほうでは企業または大学と連携しまして、技術、知見を一緒に研究の中で発揮していただきます。産地で現地実証を取り組んでいるんですけれども、その取り組む課題として、マーケットニーズ、消費者または実需者が求めている内容を踏まえて研究課題化をして取り組んでいるというところでございます。

○井本委員　消費者の需要に合わせたものは何かということで、その企業が持っている技術をそれに合わせていこうというような考えということでいいのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長　おっしゃるとおりです。具体的に申し上げますと、例えば、現在の機能性食品に対して、消費者が購入される際に参考にする場合があり、それは疲労回復、体の調子を整えるとかがあります。研究の一つの事例で申し上げますと、そういった本県の農産物にどういった機能性成分が含まれているかといったところを分析していこうと研究・試験をやっているということでございます。

○井本委員　分かりました。

お茶の件に話を戻すと、宮崎県の場合、例えば静岡県のお茶にはない成分があるのでしょう

か。宮崎県は独自のお茶を消費者のニーズに合わせられるようなものがあるのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長　お茶の成分自体に入っている入っていないということはないかとは思いますけれども、例えば、本県の温暖な気候であるとか、条件によって成分量が多く含まれているということはあります。例えば、ピーマンとか、ビタミンＣが多かったとかありましたので、そういう面では成分がどのくらい含まれているかといったところも含めて、研究しているという状況でございます。

○二見委員　資料43ページ、ピーマン自動収穫ロボット導入及び自動収穫に最適な栽培体系の実証が４か所となっているけれども、この自動収穫ロボットは長年やってきているのではないかなと思います。今、実際どのくらいまで実用的な状況になっているのか教えてください。今年度も2,400万円くらい予算を組んでいるわけですけれども、今年の目標についてどのように考えているのか、教えてください。

○吉野農業普及技術課長　本事業期間は、令和６～７年度でありまして、令和６年度の４か所というのが、宮崎市、西都市、新富町の農家で、あと農業試験場になります。試験実証の結果としましては、10アール当たり換算ではありますけれども、ハウスで実がなったピーマンのうち、ロボットで収穫できる割合としましては3.6％という状況でございます。

まだ実際にはロボットで収穫できる割合が非常に低いです。そういった理由としましては、どうしてもロボットが実を発見する能力、発見したものを今度は取る能力、そういったロボットの性能部分の改良を試験場で主にやっておりましたけれども、ピーマンの栽培の仕立て方、栽培の樹形の変更をすることで、ロボットの苦手なところをカバーできないか、実を発見しやすいような仕立て方はないかを引き続き本年度もやっていくところでございます。

○二見委員　先日、ピーマン農家と話をしていたら、このロボットに非常に期待しているとのことでした。現在、このロボットは、１台当たりどれくらい金額がかかるのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長　まだ現在開発中ということで、機械自体の価格はまだ決まっていないと聞いております。

○二見委員　価格が決まっていなくても、大体の目安はないのでしょうか。

農作物の収穫は時期的なもので、タイムリーにやる必要があると思います。その方が言っていたのは、「このロボットがあれば、どうしても用事があって外出する必要がある場合に、このロボットを置いているだけで収穫ができるのは、すごくありがたい」とのことでした。機械の性能向上も必要だけれども、価格帯によっては導入しやすさがあるので、その点も重要になってくると思います。

今、収穫するために人を集めるにあたって、人件費として１時間1,500円と設定しても、人が集まらない状況と聞きました。そういうときにこのロボットが使えることは、非常に実用価値があるのかなと感じたところでした。

人手不足、人件費の高騰もある中で、このロボットの登場なので、非常に期待が高いです。現場の声もあったものですから、しっかり取り組んで実証を続けていただきたいと思います。

○前屋敷委員　資料22ページ、「利子補給金・助成金」について、農業近代化資金は規模拡大ということで、586件が利用されています。その次の農業経営負担軽減支援資金は５件ということで、かなり差があります。それぞれ中身、制

度が違うけれども、農業経営負担軽減支援資金のほうが、今の状況には合っており、利用件数もあるのかなと思いました。

それぞれ融資額の上限や利子の補給があると思うけれども、返済するのに時間がどの程度とかあるのか具体的に教えてください。

○田村団体指導検査課長　農業近代化資金につきましては、基本的には前向きに規模を拡大することなどになります。具体的には機械を買ったりとか、子牛を買ったりとか、規模を拡大、経営を発展させていくという面が大きなものでございます。今は施設整備、機械取得、あと家畜購入資金、そのほかにも規模拡大に伴う運転資金ということで前向きなものとして取り組んでいっているものにつきまして、貸し付けを行っております。

一方で、農業経営負担軽減支援資金というのは、実際、ほかの貸し付けを受けている方々が新たに借換えを行って負債を減らすことにより、利子を安く借り直すというものでございますので、件数が少ない状況になっております。先ほど申し上げた農業近代化資金につきましては、令和６年の８月から運転資金を新たに追加しまして、この586件のうち74件につきまして運転資金の面でも貸し付けることにしたということです。令和５年度は運転資金がございませんでしたので、そういったものを増やしながら農業支援をしている状況でございます。

○前屋敷委員　借入れするときの上限額とかあるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　金額につきまして、農業近代化資金は個人の方が1,800万円でございます。特例がありまして、それが認められると２億円まで借りられます。負担軽減支援につきましては、基本的には借換えをしようとする元の負債の残額となっております。

○前屋敷委員　残額分がそのまま借換えに使えるということで、分かりました。

○井本委員　農業経営負担軽減支援資金の５件は多いんですか。

○田村団体指導検査課長　過去５年間を見ると、令和元年が５件、令和２年度が６件、令和３年度が３件、令和４年度が６件、令和５年度が５件、令和６年度が５件ですので、５件程度で推移しているという状況でございます。

○井本委員　どのような要件ですか。

○田村団体指導検査課長　資金負担営農負債の借換えで、借入れ限度額が営農負債の残高ということです。借入れ対象者としては農業者で、農業経営改善に取り組む意欲と能力を有する者であり、60歳未満の方につきましては、主に農業に従事している者、そして農業所得が総所得の過半を占めている者、現に約定書関係の一部の返済が可能である者といった要件となります。

○井本委員　これは申請したけれども、認められなかったことはあるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　現在、手元に資料がございませんので、後ほど御説明いたします。

○井本委員　災害資金は、どのようなものになるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　災害資金につきましては、事象を指定するのですけれども、令和６年度は硫黄山の河川白濁により農作物に被害を受けた方、台風10号で農作物の被害を受けた方、令和６年10月21日から大雨により被害を受けた方などがありました。

○井本委員　件数としては多いのでしょうか。また、申し込んだけれども、認められなかったことはあるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　災害資金につきまし

ては、農作物の被害を受けて、実際営農に支障が出ている方ですので、市町村の罹災証明書を頂ければ、基本的には支援を行うということです。

○井本委員　６件しか申請がなかったということですか。

○田村団体指導検査課長　災害資金を発動しておりますけれども、実際、農業者の方は収入保険や農業共済とかに入って補償されているということで、申請が上がっていないケースもございます。

○山下委員　資料43ページ、農業経営コンサル活動175件になっていますけれども、具体的にどういう相談なのか教えてください。

○吉野農業普及技術課長　経営体支援センターは、中央のコンサル――県域で活動していただくコンサル、あと普及センター、ＪＡごとに地域のコンサルがございまして、中央と地域の合わせた数になります。大多数が、※169件が地域のほうで行っているコンサル事業で、具体的には経営健康診断書という青色申告会に加入されている方のデータから、その方々の経営の状況を健康診断書というものを作成しまして、農家の方に配り結果を報告するところでございます。

より高度、重点的な経営指導としましては、中央のコンサルが行っています６件、こちらのほうで法人２件を含みまして、経営コンサルを行っております。具体的には、経営改善、技術向上、資金の対応とかのコンサルを行っているところでございます。

○山下委員　具体的な相談内容は、どういう案件が多いですか。例えば、畜産、農産と区分けした場合に畜産の方が課題は多いのでしょうか。皆さん方が経営コンサルを行い、その相談内容における分析の結果が出ていると思うんですけれども、そのあたりを教えてください。

○吉野農業普及技術課長　「データ分析で磨く農業経営力強化事業」におきましては、経営体支援センターの関連でのコンサルになっております。どちらかと言いますと耕種部門のほうが主に受けている状況でございます。畜産に対するコンサルにつきましては、畜産協会で重点的に行われているコンサルのほうになりますので、本事業におきましては、耕種部門のほうが件数としては多く含まれているという状況です。

○山下委員　畜産部門の分析とかは、どういう状況でしょうか。

○鴨田畜産振興課長　公益社団法人宮崎県畜産協会が畜産コンサルを主にやっておりまして、そこの活動の一部として支援をしています。その中で、個別の農家の指導、酪農、肉用牛、養豚等では延べ約142件とかになります。あと宮崎県の特に肉用牛の一つの特徴として、例えば、受精から分娩、それと子牛市場、システム化されておりますので、その中で、帳票として定期的に年２回とか、繁殖成績をデータでフィードバックするという事業を畜産協会が独自にやられております。

また、どういう相談が多いかという話ですけれども、御案内のとおり、ここ二、三年飼料価格高騰等の問題がありましたので、やはり資金繰りをどうしようかという相談があります。生産性向上、事故率、分娩間隔や死廃事故、そのような部分をしっかり協会から見られるように、ＪＡや普及センター等と情報共有しながら指導していくよう取り組んでいるところです。

○山下委員　農業普及技術課へ確認ですけれども、この支援事業の中で、175件の相談内容があ

※47 ページに訂正発言あり

ったわけですから、どういう内容だったのか分析をして、しっかりと把握して適切な支援体制をやっていかないといけないだろう思います。

どういう内容を分析して、指導されたのか教えてください。

○吉野農業普及技術課長　委員が御指摘のとおり、分析の部分につきましては、また決算書を見て、去年の収入・支出、またそこに占める経費の中で、どういったものが経費を圧迫しているのかとかはできるんですけれども、もう少し踏み込んだ経営指導、経営改善指導をやっていけるように、経営指導能力を高めていかないといけないと考えております。高めるためにはどういった知識が必要であるかといったところ、また研修をどういうものを受けた方がいいのかが重要になってくると考えております。

最近、法人への経営指導という部分が、より重要化していくと思っておりますので、税務、労務管理とかの知識が学べる研修の受講を普及員に勧めておりまして、本年度も６名受講していただくことにしております。農家の経営指導ができる人材の育成といったところを以前からもやっているんですけれども、さらに強化していくということを重点化していきたいと思っております。

○山下委員　先ほど、農業経営負担軽減支援資金５件は借換えだと思うんですけれども、これは、県庁の近くにある信用保証協会が関係しているのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　この５件につきましては、宮崎県農業信用基金協会というのがありまして、その協会はＪＡビルの中に入っており、そこがやっております。

○山下委員　この５件の借換えは、保証協会投資ではなくて、ＪＡ単独になるのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　こちらにつきましては、全てＪＡの案件となっております。

○山下委員　あなた方は情報の分析ができていないと思います。大型農業法人は、信用保証協会になります。そこの借換保証がないと、新たな融資というのはできないです。そのあたりは全く把握していないのでしょうか。

○田村団体指導検査課長　そちらまで詳しく把握していない状況にございます。

○山下委員　私は、何回か相談されたことがありますので、案件があると思います。数年したら、こういう経営課題がでてくると思うので、あなた方がそこに心を寄せて対応していく必要があります。資金繰りや販売戦略で困ったりして、借金があるわけですから、あなた方も推進役となってアフターフォローをしていく必要があると思うんです。信用保証協会との連携が重要だけれども、県のＯＢが理事長なりで行っていないのですか。

○田村団体指導検査課長　信用保証協会は県のＯＢが行っていると思います。委員がおっしゃるとおりでございますので、我々は農業信用基金のほうで、今は農業信用基金協会とやり取りさせていただきますけれども、そういった情報は取りに行くべきだと思っています。今後、積極的に信用保証協会に出向くなどしてお話を伺って、我々の情報としてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○山下委員　次に、畜産クラスター関係で、先ほどいろいろ御説明をいただきましたけれども、この畜産競争力強化整備、令和５年度からの繰越額が21億円になっています。令和５年度額が３億3,600万円の事業だったと思うんです。令和５年度からの繰越しが、ここまで増えてきているということは、どのように分析されていま

すか。

○鴨田畜産振興課長　まず、県は当初予算でクラスター事業の予算を組みますけれども、国は大体年末ぐらいに補正事業として出てまいります。ですので、年末に出て３か月間に完了ということはまずございませんので、２月の県議会において繰越しをお願いして、翌年度にずれている状況となります。

今、委員がおっしゃったように、例えば、平成28年頃、肉用牛でいきますと子牛価格が非常に高かった時期は、増頭意欲が高かったので、トータルしますと全ての畜舎を合わせまして、県内で約100件を超えるクラスターの申請がございましたけれども、昨今、例えば、令和６年度は４件程度、令和５年度は20件とかなり減ってきております。肉用牛、酪農の辺りが飼料価格高騰等の影響を受けて、なかなか今の価格では収支計画が回らない、また、補助残融資を受けることができないというようなことで、計画として畜舎が減ってきております。

一方で、例えば、ブロイラーは価格が比較的安定しているということもありまして、ここ最近はブロイラーや大型養豚法人の案件があるというのが今の実情かと考えております。

○山下委員　肥育牛、和牛の生産について、担い手の方たちが、規模拡大してくれて、生産規模はずっと維持してきたと思うんですけれども、農業を囲む環境はかなり厳しくなってきました。それがデータとして出てきているのかなという捉え方をしたところです。かなりの勢いで和牛の頭数とかが少なくなってきています。また、今、畜舎を作ろうと思っても、１億円でできていたものが、70％くらい費用が上がってきているので、また規模拡大をやりたいんだけれどもやれないと思うんです。この国のクラスター事業は、例えば、養豚だって１母豚当たり、肥育舎まで入れると、以前は二、三百万円でできたのが、四、五百万円です。1,000頭１母豚であれば50億円です。投資がしづらいということです。宮崎県の畜産をやっていくために、決め手というのは何があるのでしょうか。

○鴨田畜産振興課長　生産基盤自体が減っていくというのは、全ての畜舎において共通しております。肉用牛の例を申し上げますと、今回、本会議におきましても質問いただきましたが、ここ２か年で繁殖牝牛頭数が約5,000頭減少しておりまして、今、県内の繁殖雌牛頭数が恐らく８万頭前後。一方で子牛の出荷頭数、時期的なずれはありますけれども、大体６万5,000頭前後で推移してきたものが若干下ってきています。

一方で、県内の繁殖農家の平均分娩間隔、生産性を示す指標の一つになりますけれども、私どもは１年１産という大きな目標を掲げておりまして、現実的には400日を超えるというのが県平均になります。併せまして、農業共済組合等が指導していただいておりますけれども、競りに出てくるまでに死廃する子牛の頭数も、年間四、五千頭いると聞いております。その分娩間隔を短縮して生産性を上げるということと死廃事故を減らすということで、全体的な基盤が減って、なお市場に出荷していく子牛を確保するという取組をＪＡも一本化されました。

あと、畜産協会等で、今、和牛コンソーシアムというのをしっかり作って、生産者に指導していこうということを改めて協議検討しているところでございます。

○山下委員　多頭化することで、事故率は高まってきますので、しっかりと経営の基盤ですから改善をしていってほしいと思います。

「産地生産基盤パワーアップ」の現状はどう

でしょうか。

○白石農産園芸課長　「産地生産基盤パワーアップ」とか、強い農業づくり交付金などの予算の決算額を記載させていただいております。農産園芸課では、主に農業用機械とハウスの導入支援を行っております。主に本県は施設園芸の県でありますので、施設園芸用のハウスについては、10年前ぐらいと比較すると、新規の建設面積が大きく減少をしています。これは、鋼材価格が上がって、ハウスの本体価格がかなり高くなっておりますので、今、投資のタイミングではないという農家経営の判断があるかと思います。毎年、12ヘクタールぐらい、新規で事業を活用して御支援申し上げておりましたけれども、ここ３年は１ヘクタールぐらいまで減少しております。それに従って、事業の活用実績も少し減っている状況でございます。

○山下委員　監査結果報告書指摘事項等について、蜜蜂のことが掲載されていますけれども、事務的なミスだったと思います。現在、温暖化の影響により蜜蜂が減少しているという話をよく聞くんですけれども、現状はどうでしょうか。

○鴨田畜産振興課長　県内の養蜂の現況を説明させていただきます。県に蜜蜂の飼育届を出すことになっておりまして、その件数は令和７年度218件ということで、ここ数年は若干微増傾向になっています。併せて、今、御指摘のありました蜂につきましては、養蜂家の高齢化、後継者不足等の影響に加えまして、今言われました猛暑の影響、寄生ダニの被害も増えていると聞いています。

これにつきましては、やはり蜜蜂は、露地園芸に貢献してくれているわけですので、これは畜産に限る話ではないということで、農林水産省のほうも、その養蜂の対策をしっかりやっていこうということであります。県にも養蜂組合というのがありますので、その生産者の方々等と、議論しているところでございます。

○山下委員　例えば、ハウス系のイチゴ、マンゴーとか、蜂がいないとどうしようもありません。シーズン中は、蜂を借りてきてハウスの中に入れます。そのあたりの供給は十分なされているのか教えてください。

○鴨田畜産振興課長　養蜂用の蜜蜂は自然で飼って、蜜蜂を採取するわけですけれども、施設園芸用の蜂は専用で蜂箱ごと販売されていて、それを購入して、毎年購入される方もおられますし、毎年ではなく、買い続けて複数年、蜂箱を使われるという方もいらっしゃいます。今のところ、マルハナバチとかが主だと認識していますけれども、供給が足りないとかいうようなことは聞いてございません。

○下沖副主査　資料12ページ、新規事業「中山間地域農業・農村デジタルサポート」の事務システムの構築とデモ実証の内容はどのようなものなのか教えてください。

○梶原農政企画課長　こちらにつきましては、日本型直接支払制度、中でも中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度における集落の方が行う事務作業になります。具体的には、活動日誌の作成でしたり、支出帳簿の作成をサポートするシステムでございます。これまでは紙で日誌や帳簿を作成していたところを、スマートフォンを使って写真撮影、活動内容の記入を一元的に行うことができるシステムでございます。

また、役場の担当者との相談も、スマートフォンのチャット機能で行えることができます。中山間地域等直接支払の推進に当たって、事務が大変であることから、特に会計事務の成り手

がいないので支障となっていました。スマートフォンで簡単に事務作業ができれば、地域の方が取り組む意欲が出るかなというところで、この事業でサポートしているというところでございます。

○下沖副主査　スマートフォンにアプリが入っているのでしょうか。

○梶原農政企画課長　スマートフォンで、ブラウザ上で操作する仕組みとなっております。

○下沖副主査　資料25ページの負担金、補助及び交付金のところについて、繰越しの説明をお願いします。

○押川農業流通ブランド課長　お茶の加工施設整備に関する国の事業を採択しておりまして、その分を翌年度に繰り越したということになります。

○下沖副主査　資料48ページ、先ほど説明の中で、農機具の取り下げがあったと思うんですけれども、取り下げた理由を教えてください。

○白石農産園芸課長　取り下げた理由につきましては、マンゴーの低コスト耐候性ハウス２棟、予算額は5,200万円ほどで国に要望しました。この事業は、ポイント制でございまして、ポイントが高い順から採択されるんですけれども、本県の２件が採択されませんでした。１件については、農業者の方が諦めて取り下げをされました。もう１件は再度ポイントの精査とか、新たな取組とか工夫をしまして、令和７年度採択に向けて取組を進めており、採択の見通しでございます。

○下沖副主査　獣医師確保について、ホームページを見ていますと、初任給調整手当、全国最高額７万円、総額1,027万円と掲載されているんですけれども、説明をお願いします。

○坂元家畜防疫対策課長　１～５年目が月額７万円で、その後は漸減することで、最終的に1,027万円になるということになります。

○下沖副主査　10年間でしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長　トータルで最長20年間給付することになります。

○下沖副主査　20年間で1,027万円ということでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長　５年目までが７万円、その後は毎年4,000円ずつ減額しまして、それを最長20年間給付しますと1,027万円になります。

○下沖副主査　受験の現状は、どのような感じでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長　今年度の就学資金の状況ですけれども、大学生を対象とした一般枠につきましては、現在４名募集がありまして、先行試験ということで、面接を行ったところでございます。また、高校生を対象とした地域枠につきましては、今週、県の推薦をするかどうかの試験を実施する予定です。昨年が10名だったんですけれども、こちらは今年度よりも増えて、12名募集があったところでございます。

○下沖副主査　ありがとうございました。ぜひ獣医師の確保をしていただきたいと思います。

○田村団体指導検査課長　先ほど井本委員より、融資を認められなかった案件があるのかという御質問がございました。流れとしましては、農業者がまず融資機関に申し込みを行い、融資機関が審査をして、市町村や農林振興局がメンバーとなっている推進会議で利子補給をするか決定をします。

融資機関が推進会議に挙げてきた５件につきましては、全て利子補給を決定しているということでございますけれども、農業者が融資機関に申し込んだ段階で、バツとしたどうかは、こちらでは分からないということでございます。

○吉野農業普及技術課長　先ほど山下委員より、経営コンサルの質問を頂いた際に、「169件」健康診断書の配付を行っていると申し上げましたが、「145件」に訂正をさせていただきます。その際の相談内容としましては、労働力確保、資金管理、経営承継、収量確保、後継者問題を受けて対応している状況でございます。

○押川農業流通ブランド課長　申し訳ございません。一つ訂正をお願いいたしたいと思います。山下委員から御質問がありました、６次産業化に取り組む事業者数ですけれども、「918」取り組んでいますと申しました。これは「918」ある法人全体の数でございまして、その中で実際に６次産業化に取り組んでいる法人は、「427」になります。

○前屋敷委員　獣医師に関して、現在、獣医師数は何人在籍しているんですか。

○坂元家畜防疫対策課長　今年度、農政水産部に64名、福祉保健部に81名、合計145名在籍しております。

○川添主査　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもって、農政企画課、団体指導検査課、農業流通ブランド課、農業普及技術課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後０時56分再開

○川添主査　委員会を再開します。

これより第２班、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の審査を行います。

令和６年度決算について各課の説明を求めます。

○井上農村計画課長　令和６年度決算特別委員会資料の右下74ページを御覧ください。

決算事項別明細説明資料について、御説明いたします。

農村計画課は、一般会計のみで、表の一番上にありますように、最終予算額は22億4,340万9,000円、支出済額は22億3,670万6,533円、不用額は670万2,467円、執行率は99.7％であります。

同じページの（目）農業総務費でございますが、不用額が191万9,758円であります。

不用額の主なものは、職員の給料や共済費等の人件費のほか、下から４段目の委託料には、「公共工事品質確保強化」において、工事点検件数の減に伴い、旅費等の執行残が生じたものであります。

次に、75ページを御覧ください。

下から２段目の（目）農地総務費でございますが、不用額が153万9,966円であります。

次の76ページになりますが、不用額の主なものは、上から２段目の職員の共済費であります。

次に、（目）土地改良費でございますが、不用額が308万2,275円であります。

不用額の主なものは、旅費や需用費等に執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、その主なものを御説明いたします。

77ページを御覧ください。

土地改良事業負担金につきましては、国営土地改良事業に係る県及び関係市町の負担金であり、一ツ瀬川地区ほか６地区で執行いたしました。

78ページを御覧ください。

上段の「畑かん活用農業経営体チャレンジ支援」につきましては、畑かん営農技術に係る研

修会等を開催して、その技術の普及促進を図るとともに、令和６年度から新たな畑かんマイスターを委嘱し、展示圃場の設置やラジオ、ホームページによる畑かん効果のＰＲに取り組みました。

下段の新規事業「畑かん営農ポテンシャル向上」につきましては、農業試験場畑作園芸支場におきまして、散水器具設置の省力化の実証を行うとともに、畑かんエリアの農業者に対して、自走式散水機等の体験機会を提供するなど、省力化機材の導入促進に取り組みました。

79ページを御覧ください。

新規事業「基盤整備プランニング」につきましては、基盤整備事業の機運醸成及び実施につなげ、農地の区画拡大を通じた集積・集約化による地域計画の実現を目指すため、14地区で基盤整備後のイメージ図を作成し、各地区に提供することで、農地の区画拡大に向けた具体的な検討を支援したほか、市町村担当者や農業者向けに基盤整備の効果や対象事業のフローチャートなどを整理したマニュアルを作成し、事業化に向けた的確な推進を図りました。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○山内農村整備課長　資料81ページを御覧ください。

農村整備課は一般会計のみで、一番上段にありますとおり、最終予算額は232億5,590万8,000円、支出済額は146億1,496万7,507円、翌年度への明許繰越額は77億2,544万7,828円、事故繰越額は８億2,658万5,037円、不用額は8,890万7,628円で、執行率は62.8%、繰越額を含めた執行率は99.6%でございます。

同じページの（目）農業振興費につきましては、執行率は64.2%、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

82ページを御覧ください。

（目）農地総務費につきましては、不用額が1,453万7,668円であります。

これは、主に県単独費で支出を予定していた人件費の一部に、補助公共事務費を活用したことによるものであります。

83ページを御覧ください。

（目）土地改良費につきましては、不用額が373万1,870円、執行率は59.4%で、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

主な不用額は、次の84ページにあります補償・補填及び賠償金で、これは、「県営畑地帯総合整備」において、電柱移転補償に係る地元負担軽減額が予定を上回り、補償費が減額となったことによるものであります。

85ページを御覧ください。

（目）農地防災事業費につきましては、執行率は63.7％で、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

86ページを御覧ください。

（目）海岸保全費につきましては、執行率は23.2%で、翌年度繰越額を含めますと100%であります。

87ページを御覧ください。

（目）耕地災害復旧費につきましては、不用額が7,046万円、執行率は69%で、翌年度繰越額を含めますと97.4%であります。

主な不用額は、災害復旧に係る国の予算措置が、次年度以降となったことによるものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な取組を御説明いたします。

88ページを御覧ください。

「地籍調査」につきましては、繰越予算の宮崎市ほか11市町村と南那珂森林組合並びに現年予算の宮崎市ほか６市町村を合わせて16市町村等で実施し、89ページのとおり31平方キロメートル
の調査をいたしました。

その結果、令和６年度末の進捗率は74.2％となります。

90ページを御覧ください。

「多面的機能支払交付金」につきましては、農地周辺の草刈りなどの基礎的な活動を行う農地維持支払において、420組織、制度の取組面積では２万7,501ヘクタールに対して支援し、農業農村を有する多面的機能の維持・発揮が図られました。

91ページを御覧ください。

下の「農業水利施設電気料金高騰対策支援」につきましては、土地改良区等の６団体に対して、老朽化した揚水施設更新等を支援しました。

92ページを御覧ください。

下の改善事業「魅力あるふるさと環境づくり」につきましては、五ヶ瀬町の戸の口地区ほか21地区において、営農飲雑用水施設の整備や、パイプラインの補修などの支援を行いました。

93ページを御覧ください。

上の改善事業「農地集約化基盤整備」につきましては、宮崎市の瓜生野・上北方地区ほか14地区において、畦畔除去などの支援を行いました。

下の「県営畑地帯総合整備」につきましては、えびの市の白鳥１期地区ほか39地区において、国営関連事業として畑地かんがい施設などの整備を行いました。

94ページを御覧ください。

上の「県営経営体育成基盤整備」につきましては、串間市の塩屋原地区ほか24地区において、水田の区画整理などを行いました。

１ページ飛びまして、96ページを御覧ください。

上の「中山間地域総合整備」につきましては、えびの市のえびの南部地区ほか７地区において、農業用排水路や農道などの整備を行いました。

97ページを御覧ください。

上の「県営ため池等整備」につきましては、高千穂町の水ヶ崎地区ほか22地区において、ため池の堤体の改修や用水路の整備を行いました。

１ページ飛びまし、99ページを御覧ください。

下の「団体営耕地災害復旧」につきましては、宮崎市ほか23市町村で農地や農業用施設に係る災害復旧の支援を行いました。

今後も、事業効果の早期発現のため、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○堀ノ内担い手農地対策課長　資料102ページを御覧ください。

担い手農地対策課は、一般会計のみで、表の一番上にありますとおり、最終予算額は32億3,226万6,743円、支出済額は25億9,918万6,612円、翌年度への明許繰越額は３億9,179万5,494円、不用額は２億4,128万4,637円で、執行率は80.4％、繰越額を含めた執行率は92.5％でございます。

同じページの（目）農業総務費につきましては、不用額が523万8,668円でございます。

主なものは、下から５段目にあります共済費であります。

同じページの（目）農業改良普及費につきま

しては、不用額が5,631万7,074円、執行率は57.1％、翌年度繰越額を含めた執行率は94.2％でございます。

103ページを御覧ください。

主なものは、下から４段目にあります負担金、補助及び交付金で、「みやざき新規就農者育成総合対策」において、国の交付決定に伴う減額等が生じたことによるものでございます。

同じページの（目）農業振興費につきましては、不用額が１億7,586万7,167円で、執行率は87.2％、翌年度繰越額を含めた執行率は87.5％でございます。

104ページを御覧ください。

主なものは、一番下の段にあります負担金、補助及び交付金で、「農業経営体育成支援」において、国の交付決定に伴う減額等が生じたことによるものでございます。

次に、105ページを御覧ください。

下から５行目の（目）農地調整費につきましては、不用額が317万7,901円、執行率は80.2％、翌年度繰越額を含めた執行率は98％でございます。

106ページを御覧ください。

主なものは、下から５段目にあります委託料で、「自作農財産管理処分」において、自作農財産の管理・処分に必要な現地調査、測量等に要する経費の執行残が生じたことによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

109ページを御覧ください。

１段目の「みやざき新規就農者育成総合対策」では、研修期間中に研修生に資金を交付する就農準備資金を62名に、経営を開始した新規就農者に資金を交付する経営開始資金を222名に交付しております。

また、新規就農者の機械・施設等の初期投資費用を支援する、「経営発展支援」を35名に交付しております。

なお、国の令和６年度補正予算において、新たに、親元就農者等の円滑な経営継承・発展を支援する事業が創設されたため、２月議会において、「みやざき農業経営継承支援」を計上し、令和７年度に繰り越して事業を実施しているところでございます。

110ページを御覧ください。

２段目の改善事業「持続可能な農業実現人材確保」では、県内２か所でマッチングアプリを活用した多様な人材の確保等の検証を行うとともに、受入れ環境の改善を図るため、17か所で休憩所やトイレ等の環境整備を支援しております。

111ページを御覧ください。

１段目の改善事業「農業外国人材確保・定着体制構築強化」では、技能実習生の受入れや特定技能人材を支援する監理団体等について、２団体を県内に誘致するとともに、外国人材の住居確保のため、宮崎市の市営住宅１団地（５戸）の改修を支援しました。

また、海外の日本語教育機関等において、宮崎県の農業の文化、方言等を入国前に教育する宮崎授業を３回実施しました。

２段目の「農地中間管理機構等支援」では、農地中間管理機構が1,633ヘクタールの農地を借り受け、再契約を含め2,071ヘクタールを貸し付けるなど、農地の集積を着実に進めたところです。

以上が、主要施策の成果についてでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま

しては、特に報告すべき事項はありません。

○西田水産政策課長　資料113ページを御覧ください。

初めに、決算事項別明細説明資料について説明いたします。

一般会計について、表の上から２番目にありますように、最終予算額は30億1,005万3,000円、支出済額は14億2,337万6,653円、翌年度への明許繰越額は13億7,956万8,000円、不用額は２億710万8,347円で、執行率は47.3％、繰越額を含めた執行率は93.1％でございます。

次に、同じページの（目）水産業総務費の不用額が449万2,903円でございますが、主なものは共済費でございます。

114ページを御覧ください。

（目）水産業振興費の不用額は１億8,624万7,124円、執行率は44.4％、翌年度繰越額を含めますと78.7％でございます。

115ページを御覧ください。

主なものは、中ほどの負担金、補助及び交付金でございますが、これは主に、「特定疾病対策」において、特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病が発生した場合に備えて、コイの処分費用等を計上しているもので、その発生がなかったことにより不用となったものでございます。

次に、（目）水産業協同組合指導費の不用額は167万1,686円でございます。

主なものは、一番下の段の負担金、補助及び交付金でございますが、これは、漁業共済普及促進において、養殖業者に大きな損害を与える赤潮が発生した場合に、損害を補塡するための養殖共済の赤潮特約の掛金を助成しているもので、「漁業共済普及促進」の補助額が確定したことに伴うものでございます。

116ページを御覧ください。

（目）水産試験場費の不用額が1,469万6,634円、執行率は30％、翌年度繰越額を含めますと99％でございます。

主なものは、下から４段目、委託料でございますが、令和５年度から繰り越した「水産試験研究施設整備」における、設計業務委託の入札残でございます。

118ページを御覧ください。

特別会計について、表の一番上にありますように、最終予算額は１億9,688万4,000円、支出済額は816万3,405円、不用額は１億8,872万595円で、執行率は4.1％でございます。

沿岸漁業改善資金は、国と県で資金を造成し、漁業者に貸し付けておりまして、毎年5,000万円の貸付けができるよう資金を運営しております。

令和６年度は貸付額が800万円と比較的少なかったために、不用額が多くなっておりますが、繰越しを行い、翌年度の貸付金の財源となっております。

次に、特別会計の歳入決算について説明いたします。

119ページを御覧ください。

これは、歳入歳出決算書より抜粋したものでございます。

歳入の表の一番下、歳入合計でありますが、調定額１億9,635万8,405円に対しまして、収入額は同額であり、収入未済額はございません。

続きまして、主要施策の成果について、主な取組を御説明いたします。

123ページを御覧ください。

一番上の改善事業「養殖ブリ人工種苗量産化」につきましては、天然資源に依存しているブリ養殖の種苗について、養殖業者の経営安定化と、本県養殖業の成長産業化を図るため、養殖用種

苗の生産供給を行う宮崎県水産振興協会に対し、ブリ人工種苗の量産化に係る経費を支援したところでございます。

124ページを御覧ください。

中ほどの新規事業「「海業」ビジネス創出」につきましては、本県の海や漁村の魅力など、地域資源を生かした新たなビジネス海業の創出などを推進し、漁村地域の活性化を図るため、宮崎県漁港漁場協会を通じて、県漁連などと連携した県産水産物のＰＲ活動を行うとともに、漁村地域が主体となって行うプロモーションやイベント、食育・地産地消の活動を支援したところでございます。

125ページを御覧ください。

一番下の新規事業「ＩｏＴを活用した陸上海藻養殖導入支援」につきましては、省エネ・省コスト、かつ、高齢者や女性等の就労の場となる新たな漁業を創出し、漁業経営の向上及び漁村地域の活性化を図るため、海ぶどうの陸上養殖に着手する県漁連に対し、陸上海藻養殖施設の導入等に係る経費を支援したところでございます。

126ページを御覧ください。

一番上の「水産業試験」につきましては、水産資源分野では、日向灘の未利用漁場探索など４課題、増養殖・漁場保全分野では、新興・再興感染症の対策に関する研究など５課題、経営流通分野では、カツオ・マグロ漁業の収益向上に関する研究など４課題、内水面増養殖分野では、効率的キャビア生産技術開発など４課題、合計17課題に取り組んだところでございます。

その下の改善事業「水産試験場施設整備」につきましては、水産試験研究体制強化基本計画に基づき、水産試験場の再編整備に係る設計及び工事を行うもので、令和６年度予算額については、一部を除いて繰越し手続を行い、令和７年度に実施しているところでございます。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

○安田漁業管理課長　資料129ページを御覧ください。

漁業管理課は、一般会計のみで、表の一番上にありますように、最終予算額は59億4,151万6,000円、支出済額は41億1,910万1,099円、翌年度への明許繰越額は14億6,574万9,000円、事故繰越額は7,502万円、不用額は２億8,164万5,901円で、執行率は69.3％、繰越額を含めた執行率は95.3％でございます。

同じページの（目）水産業総務費につきましては、不用額が248万9,847円であります。

主なものは共済費であります。

130ページを御覧ください。

（目）水産業振興費につきましては、不用額が117万2,550円、執行率は70.2％、翌年度繰越額を含めますと99.9％であります。

不用額の主なものは、下から５段目の役務費でございますが、これは水産施設維持管理に係る費用が執行見込額を下回ったことなどによるものでございます。

131ページを御覧ください。

３段目の（目）漁業調整費につきましては、不用額が151万446円であります。

不用額の主なものは、４段目の報酬でございますが、これは海区漁業調整委員会や内水面漁場管理委員会の人件費が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

132ページを御覧ください。

（目）漁業取締費の不用額が325万6,336円であります。

不用額の主なものは、３段目の需用費でございますが、これは、漁業取締船の法定検査における執行残などであります。

下から４段目、（目）漁港管理費につきましては、不用額が105万9,816円、執行率は82.4％、翌年度繰越額を含めますと99.6％であります。

133ページを御覧ください。

不用額の主なものは、４段目の委託料でございますが、これは漁港におけるプレジャーボート管理委託費用が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、下から４段目、（目）漁港建設費ですが、不用額が１億318万4,000円、執行率は72.2％、翌年度繰越額を含めますと94.9％であります。

134ページを御覧ください。

不用額の主なものは、下から４段目の工事請負費でございますが、これは「水産基盤（漁港）整備」において、事業費が確定したことに伴う執行残であります。

135ページを御覧ください。

３段目、（目）海岸保全費につきましては、不用額が1,897万8,000円、執行率は58.9％、翌年度繰越額を含めますと96.2％であります。

不用額の主なものは、下から３段目の委託料でございますが、これは令和６年台風第10号により、海岸保全区域等に漂着した流木等の処理費用が見込みを下回ったことによるものであります。

136ページを御覧ください。

３段目、（目）漁港災害復旧費につきましては、不用額が１億3,688万3,906円、執行率は22.5％、翌年度繰越額を含めますと62.9％であります。

これは、漁港施設の被災に対する復旧予算として計上しておりましたが、災害復旧費が見込みを下回ったことによるものであります。

下から３段目、（目）水産災害復旧費につきましては、不用額が1,311万1,000円、執行率は０％であります。

これは、水産施設の災害に対する復旧予算として計上しておりましたが、水産施設において災害が生じなかったため、不用額となっております。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な取組を御説明いたします。

137ページを御覧ください。

「資源管理イオベーション」では、本県の沿岸資源の持続的利用を推進するため、沿岸漁業で利用されるアマダイなど10種類について資源評価を行いました。

また、持続可能な資源の造成を目的としまして、ヒラメ稚魚の放流を行っております。

あわせて、漁業者が行う藻場や干潟等の漁場保全活動の支援にも取り組んだところであります。

138ページを御覧ください。

３段目の新規事業「漁港・漁場グリーン化」では、ブルーカーボン創出などを目的に、北浦漁港及び島野浦漁港の２漁港におきまして、藻場礁ブロックによる藻場造成を実施したところであります。

139ページを御覧ください。

「水産基盤（漁場）整備」では、本県沖合漁場の生産力を維持するため、耐用年数を迎えた表層型浮魚礁につきまして、更新を進めているところでございます。

140ページを御覧ください。

「水産基盤（漁場）整備」につきましては、「水産流通基盤整備」において、水産物の安定

供給や流通機能の強化を図るため、北浦漁港の防波堤及び岸壁工事を実施したところであります。

また、「水産物供給基盤機能保全」において、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化などを図るため、川南漁港ほか５漁港で老朽化対策工事等を実施したところであります。

さらに、「漁港施設機能強化」におきまして、大堂津漁港ほか２漁港の地震・津波対策工事を実施したところであります。

漁港施設の整備につきましては、引き続き、地震・津波対策として、防波堤や岸壁等の施設の強化に取り組んでまいります。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項について、御説明いたします。

143ページをお開きください。

指摘項目は契約事項であり、中部港湾事務所において、漂着物撤去業務委託について、契約保証金を納入させていなかったものがあったとの指摘がございました。

これは、事務処理に当たっての確認不足によるものでありますので、今後は、組織で適切な事業執行の管理を行い、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○川添主査　執行部の説明が終了いたしました。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○山下委員　まず、畑かん関係について、畑かん水や散水後の土壌成分分析と記載されているけれども、散水後に土壌の状況はどう変わるのでしょうか。

○山内農村整備課長　資料78ページ、「畑かん営農ポテンシャル向上」に、２地区というところで、都城盆地、西諸と記載していますけれども、この地域は代表的な霧島裂罅水が出たときに成分として、シリカ、ケイ素を多く含みます。ケイ素は植物の生育に対して、葉っぱを強くしたり、病気に強くなったりとか成分がございます。それが豊富に都城盆地地区と西諸地区の水には含まれているのではないかということで、水質分析したところシリカとかが特に多くて、植物にとっては非常に有意義ということでした。

畑作支場のほうで、実際、土壌に水をかけ続けて、どういった土壌成分が残って、植物や作物の影響がどうなのか実証をしておりまして、データを集めているところです。

○山下委員　畜産施設が上流域にはないので、水質がいいというのは分かるんですけれども、地下水ではなくて、ダムの水になることから水質がいいのでしょうか。

○井上農村計画課長　ダムの水も河川から流れてきており、河川は地表や、大雨のときとか、地下浸透した水が出てくるというところです。地下浸透した水はミネラルを多く含むということで伺っております。

○山下委員　霧島山系の水ですから、その効果は分かりました。畑かん水したことを実証できれば、ＰＲになると思いました。例えば、畑かん水を利用した野菜について、栄養価があることが評価できるなど示すことはいかがでしょうか。

○井上農村計画課長　雨が降ることや、露地作物に対して水をまき続けたりすることはあまりないのかもしれませんけれども、施設園芸とかで、畑かん水だけをまくとかに関しては、どういった効果が出るのか、データを多く蓄積する必要があります。対象が作物になることから、栽培者でも変わりますので、いろんなデータを数年かけて集めながら評価はしていきたいなと

思っています。もしこれがうまくいけば、ＰＲの一つの材料になると思っています。

○山下委員　令和６年度から実証を開始しているのでしょうか。

○井上農村計画課長　令和６年度から３年間の事業でございます。

○山下委員　資料88ページ、「地籍調査」について、不用額が多いので説明してください。

○山内農村整備課長　「地籍調査」につきましては、成果にも表示してございますけれども、令和６年度につきましては、31平方キロメートルの調査ができたところです。こちらにつきまして年１％ほどの進捗状況になっているという状況ですけれども、着実な推進を図りながら、地域の土地情報をしっかりと有効活用できるような体制に持っていこうということで、調査を進めているところでございます。

○山下委員　これは農地、山林も含まれているのでしょうか。

○山内農村整備課長　農地、宅地、林地など、全てを含めての調査となっております。

○山下委員　宮崎市ほか11市町村と記載されているけれども、26市町村で11市町村はまだ済んでいないという意味合いでしょうか。

○山内農村整備課長　現在、実施しているところは、全体で16市町村になります。11市町村につきましては、調査が終わっているところです。

○山下委員　調査市町村、宮崎市ほか６市町村はどこになるのでしょうか。

○山内農村整備課長　令和６年度に実施した地区につきましては、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市の９市と高鍋町、綾町、国富町、椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町と併せて南那珂森林組合で、独自に串間市内、日南市内の林地について調査していますので、17関係団体でやっているというところでございます。

○山下委員　全部終わるのに、あと何年かかりますか。

○山内農村整備課長　現在、74％ほどの進捗ということで、今までの実績で見ますと、年１％ほどの進捗というところでございますので、約30年と見込まれております。

○山下委員　資料90ページ、「多面的機能支払交付金」は、水田だけが対象になるのでしょうか。

○山内農村整備課長　水田に限らず、畑の部分も含めて支援するということになっています。県内の取組としましては、水田のウエイトが大きくありますけれども、ただ畑も推進を図っています。母体となる組織が改良区等や水利組合といった、水田を管理する組織が多くございますので、管理する施設もそういった施設に関わるところが多いというところで、水田に取り組むエリア、率が高いという状況にございます。

○山下委員　畑の比率はどれぐらいあるのかと地域を教えてください。

○山内農村整備課長　申し訳ありません。後ほど説明させてください。

○井本委員　何年か前に、魚種の捕獲に関する制度が創設されたけれども、その辺はどうですか。

○安田漁業管理課長　委員がおっしゃられているのは、ＴＡＣ制度――漁獲可能量で漁獲物を管理していく制度のお話と思います。

浮魚類――イワシ、アジ、サバ、クロマグロでＴＡＣ管理が行われまして、国から県知事管理枠という形で、漁獲可能量が割り当てられて管理しながらやっております。

割り当てに達しない魚種もいるんですけれど

も、例えば、クロマグロは、もともとの枠が小さいこともありまして、本県の知事管理枠につきましては、あっという間に消化してしまう状況にございます。

そのほか、今年度でいきますと、マイワシが例年より少し捕れておりまして、現在、管理枠を増枠していただいて、その枠をまた75％ほど消化しておりますので、ある程度を消化してしまうと思っております。

○井本委員　問題は何もないですか。

○安田漁業管理課長　先ほど申し上げましたクロマグロにつきましては、どうしても枠が小さいので、早い者勝ちというところが出てきます。

本県のマグロはえ縄漁船は、通年、いろんなところで操業するので、それぞれの方が、様々な主張をしております。そのあたりは漁業者間で、いろいろと調整を行っています。

○山下委員　漁協関係について、数年前から、ウニの餌が足らないということで、藻場の状況が非常に悪くなりました。そこで有機肥料を活用するのを聞いたことがあるけれども、その効果は出ているのでしょうか。

○安田漁業管理課長　「海藻等養殖施肥マニュアル作成」において、海藻、海面で行う海藻養殖、カキ養殖に関して、施肥の効果を実証することで、マニュアル化する取組をやっております。

それで、本県の海域は、窒素が少し足りない時期が多いことを、この事業の中で捉えておりますので、足りない部分を農業用の肥料ですとか、使えるもので少し補っていこうという形で、マニュアルを作成しました。昨年度末にこのマニュアルができておりますので、天然の海域、藻場礁を入れているところもありますので、マニュアルを活用して、効果が出ないか試していきたいと考えております。

○山下委員　数年前に、県内調査に行ったときに、ウニの中身がほとんどなく採算に合わない状況でした。そこで窒素分を含んだものを海につるして、藻場の増殖を図るという説明を受けました。それから効果があったのかどうかを教えてください。

○安田漁業管理課長　現在進めている取組が、藻場の再生になることから、ウニを駆除して、海藻を食べられないようする取組を主体にしております。

藻場が再生して、海藻を食べられても減らない状態ができましたら、ウニの餌にもなりますので、身入りもよくなると思っています。

○山下委員　当時の説明では、ウニの生産をしっかりとやっていくために、藻場をまず造成する。ウニの駆除は、そのときには話も出ていないような記憶です。

○安田漁業管理課長　ウニの密度管理をすると、海藻が生えてくることになりますので、まずは藻場の再生からになります。

カキの養殖に関しましては、カキ自体が植物プランクトンとかを食べるものになりますので、海域に施肥をしたりすることや、植物プランクトンを増やしてカキを太らせるというような考え方もできるかと思っていますけれども、今、ウニの採捕自体が減ってきているところですので、まずは藻場の再生になろうかと考えております。

○山下委員　藻場は再生されているのでしょうか。

○安田漁業管理課長　藻場に関しては、例えば、日向市平岩地区で藻場の保全活動をしておりますけれども、こちらでは一時期、漁港内に僅かしか残っていない藻場が、活動によってかなり

漁港から外や周りに増えてきている実績は出てきております。

それ以外のところで、着実な藻場の復活は、現在のところはなかなかないんですけれども、日向市平岩地区に関しては、成功事例として注目を集めているところです。

○二見委員　ウニは、温暖化によって大繁殖したのではないのでしょうか。全国的なことかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安田漁業管理課長　実際、増え過ぎているというところもあろうかと思います。特にウニは、いろんなものを食べるので、一度なくなってしまった藻場の再生に関して、そのままウニを放置しておきますと、芽も全て食べてしまいます。そのため藻場が再生しないので、先ほど申し上げた取組をやっているところです。

○二見委員　ほかの地域では、増え過ぎたウニを陸上養殖して、例えば、ウニにキャベツを食べさせたり、水産庁とか研究していて、効果が出ているという話もあります。そのあたりのデータ、飼育の仕方とかを県内の漁業関係者に共有しているのでしょうか。

○安田漁業管理課長　過去、ウニを陸上養殖する取組は、県内でも行われたことはあるんですけれども、なかなかうまくいかないというところがございます。

○二見委員　産業で始めようというところからスタートする前に、まず、試験研究の段階もあります。また、学校教育の中で地域の課題を解決しようという取組が県教育委員会の中で始まっているわけです。様々な地域課題を、地域の人たちと話をしながら、こういう課題があるなら、自分たちだったらどのように解決できるかとか取組をしてみようかとかあります。

熊本県立芦北高校の林業科は、アカモクという海藻の養殖について、林業の技術を使うことができるということを取り組んできました。子供たちは３年間で学校は卒業するけれども、学校の中での研究課題として、何十年も継続しています。

これにより、そこの海域のアカモクの藻場がかなり広がって、魚の隠れ家になったり、生態系が戻るので、漁業関係者の人たちにも喜ばれるというサイクルができているわけです。

一つの学校教育の取組として、山と海の部分を、それぞれ自分たちができることを持ち寄ってやった効果だと思いました。

先ほど、海藻、藻場を造成するマニュアルの中で、例えば、この日向灘海域の中で、どの海藻がこの海域では適しているのかとか、全部調査されて、取り組んでいるのでしょうか。藻場ができることによって、どういった魚種が集まってくるとか、そういう総合的な計画を持ちながら、藻場造成に取り組んでいるのでしょうか。

○安田漁業管理課長　県内の藻場の状況も把握した上で、活動は行われているところです。例えば、日向市平岩地区に関しましては、クロメという多年草の大型の海藻が生えますけれども、日本生息域の南限が宮崎県にあるというところもございますので、厳しいところもあります。

そのほかホンダワラ類という種類の藻場もございますので、こういったものが生えるところに関しては、そういったものを対象に藻場造成を行う取組をやっております。

○二見委員　資料142ページに、藻場造成について、去年の実績が約1,400平方メートルと記載されており、日向市平岩地区が入っているのかなと思います。１年間、約1,400平方メートルの藻場造成だと厳しいのかなと思いますけれども、毎年これぐらいの面積でやっていく計画でしょ

うか。

○安田漁業管理課長　こちらの実績につきましては、藻場ブロックを漁港内に設置した事例でございまして、北浦漁港と島野浦漁港で実施しております。

北浦漁港につきましては、周辺にまだクロメの藻場等もございますので、これから藻場礁に生えてくると考えております。

島野浦漁港は、今のところ小型海藻もつかない状況はございますけれども、例えば、ホンダワラ類とかの母藻なりを、藻場礁のそばに置いて、そこから種を出させたりして造成していく取組を今後もしていく考えでおります。

○二見委員　毎年どれくらいの面積をやっていこうとしているのか、どういった種をやっていこうとしているのか。それによって、どのような魚のすみかとして想定しているのでしょうか。

クロメは、日本生息域の南限と言われていたけれども、地球温暖化によって、海水温が上がっているので、適地ではなくなってくると思うんです。そのような将来を見通した中での、藻類の選別とかしっかりやっているのでしょうか。

延岡市、日向市の事例や取組が多いけれども、県南の状況は、どうなっているのでしょうか。

○安田漁業管理課長　藻場に関しましては、藻場ビジョン等も県で作成しておりまして、県南でもホンダワラ類とかの藻場に関しまして取組をやっているところです。

藻場礁の面積で算出しておりまして、この事業では、北浦と島野浦の漁港に設置したところですけれども、今年度は県央と県南に、一漁港ずつで同規模の藻場礁の造成を考えているところです。

○二見委員　その後は、どのように想定されていますでしょうか。例えば、どういう漁業に関するプラス面が出てくるのかとか、ウニが捕れるようになるのかとか、逆にこういった魚種の魚が戻ってくるようになるかとか、そのあたりの説明をしてください。

○安田漁業管理課長　例えば、日向市平岩地区ですと、年間20ヘクタールぐらいずつ、クロメの藻場ですけれども、広がりがあるというところで、こういったところではウニの身入りはよくなってきていますし、イセエビ等のすみかにもなります。藻場は、魚の産卵場とか、小さい魚の成長の場にもなりますので、後々の漁業生産にプラスになると考えております。

○二見委員　数年前、都農町の道の駅で、ウニ丼を頼んだら、日向市のウニを使用されていました。産地が移動していると思いました。海水温の変化とか、環境によって変わっていくんだけれども、漁業としてやっていく人たちは、生計を成り立たせていくわけなので、長期的な計画を立てていく必要があると思います。県と漁業者と、しっかり同じ方向でやっていかないと、長期的な視点を持ちながらやっているかどうかというところを、我々に教えてほしいです。ほかの県央、県南でも、これからやっていくのであれば、どういった産業を今育成しようとしているのかとか、成果報告の先を示してほしいなと思います。

○山内農村整備課長　先ほど、山下委員より、「多面的機能支払交付金」における畑地面積について質問いただいた件ですけれども、まず県内につきましては、主要施策にありましたように、２万7,501ヘクタールの取組面積がございます。これは県内の農振農用地面積に対して、47％ほどのシェアとなっておりまして、その中で畑につきましては7,741ヘクタールほどの取組ということで、28％ほどの取組となります。

主要な取組地域につきましては、宮崎市のほうで1,576ヘクタールと、市内の取組面積シェアとしましては31％ほどになります。また、小林市のほうで1,424ヘクタールという取組がございます。また、都城市におきましては608ヘクタールの取組状況になってございます。

○下沖副主査　資料90ページ、「多面的機能支払交付金」ですけれども、午前中の審議で、中山間地域に関して事務の簡素化を含めた取組をしていました。「多面的機能支払交付金」においても、事務が煩雑であることで高齢の方には難しい状況が出てきているんですけれども、そういう事務の簡略化、システムをつくるとか考えはないのでしょうか。

○山内農村整備課長　「多面的機能支払交付金」につきましても、午前中の審査で説明のございました、システムの中で、同様に取り組むということで考えているところでございます。

また、広域化ということで、組織の事務的な負担軽減の中で、体制が整っている組織が、対応できない組織に対して広域的に連携をしながら、事務の支援を行っていくといった体制も取組の中で進めているところでございます。

○下沖副主査　今後、広域化が必要になってくるんですけれども、どのぐらい進んでいるのでしょうか。

○山内農村整備課長　県内で広域化組織については、30組織取組がございます。面積的な割合としては47％ほどと、半分近くを広域化の組織が占めている状況でございます。

○下沖副主査　これからもさらに推進していただきたいと思います。

資料96ページ、「小水力発電等農村地域導入支援」の委託業務の内容を教えてください。

○山内農村整備課長　こちらにつきましては可能性調査ということで、手の挙がっているところについて、実際に小水力発電が効果として上がるかを検証するために調査をしたものです。具体的に固定の地区ではなく、過年度から調査していたところの再調査という形になってございます。

○下沖副主査　県職員が調査しているのでしょうか。どこか小水力発電専門に委託しているのでしょうか。

○山内農村整備課長　県職員はやっていませんので、土地改良事業団体連合会に委託しまして、過去のデータと照らし合わせながら、その効果について検証しているところでございます。

また、県内で取り組んでおります企業局とも連携しながら、データの集積、解析等を進めているところでございます。

○下沖副主査　そのデータや調査内容というのは、民間の発電事業者に提供できるのでしょうか。

○山内農村整備課長　実際、そのデータの提供ではないんですけれども、県内や民間の調査をしたいというところも、相談を受けていますので、そういったところに対しましては、既存のデータでお示しできるところはお示ししながら、アドバイスなど含めて対応しています。

○下沖副主査　私の地元で、鹿児島県の民間発電事業者が、そういう土地改良区の水を使わせてほしいという話がありました。その方たちは自分たちで調べていたので、そういう調査内容とかがあれば、ぜひ提供していただきたいなと思いました。

○山内農村整備課長　委員から今お話のありました鹿児島県の業者は、本県にも相談が来ておりまして、アドバイスも含め、支援できるものにつきまして、県単事業等もありますので、そ

ういったところが可能かどうかというところも含めて、今対応しているところでございます。

○下沖副主査　資料108ページ、「地域と産み出す次世代型農業参入連携構築」について、実際、どのぐらい参入があったのか教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長　県外等での企業参入フェア等、５回参加いたしまして、その際、ここに記載のとおりの12企業等の相談対応を行ったんですけれども、本県におきましては、※令和３年度以降、新たな企業による農業参入までは至っておりません。

今、相談を受けている件数につきましては、６社ほどございます。具体的な市町村、地域、遊休化施設等の提案をしまして、参入の実現に向けた支援を継続しているところです。

○下沖副主査　業種、業態的なものが分かれば教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長　工業系、食品系、流通業者、電力、青果市場とか、様々な企業が相談をしてきているところでございます。

○下沖副主査　資料107ページ、「「みやざきで就農！」サポート」について、新規就農者数が321名ですけれども、畜産か園芸なのか割合はいかがでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長　まず、施設野菜が最も多くて104名です。それから、露地野菜が68名、肉用牛が49名、あと果樹が20名です。畜産に関しましては、養豚が14名、養鶏が12名等でございます。

○下沖副主査　資料114ページ、備品購入費、支出がされてなくて、そのまま繰越しになっているんですけれど、当初のときには何か備品を購入する予定があったのかどうか教えてください。

○西田水産政策課長　昨年の秋口に発生しました赤潮に対応するために、赤潮モニタリング体制を強化するということで２月補正を提出させていただきました。その予算の中で、例えば、ＨＡＩセンサー――高感度の赤潮を検知するセンサーや、ドローンを使って、海面の色を調査するといった備品を手当てしたというものでございます。

○下沖副主査　執行できなかった理由を教えてください。

○西田水産政策課長　繰り越して執行させていただいたというものでございます。

○下沖副主査　繰越し理由は何でしょうか。

○西田水産政策課長　秋口に発生して、年明けの補正でしたので、備品購入とかの段取りが年度中に間に合わすことが難しいということで、繰越しをさせていただきました。また、多くが国の補正予算になります。

○下沖副主査　資料139ページ、「漁業取締監督」は県職員が行うのでしょうか。

○安田漁業管理課長　県職員が取締りを行っています。

○下沖副主査　先ほどの藻場について、ボランティアでウニの駆除をしているダイバーの人たちがいて、宮崎県にも来ていました。ウニは漁業権があると思うんですけれども、駆除の場合は問題ないのでしょうか。

○安田漁業管理課長　漁業者であれば、特に問題ありません。それ以外の方々が行われる場合ですと、特別採捕許可を取って採捕するという例はあるかと思います。

○下沖副主査　採捕ではなく駆除です。

○安田漁業管理課長　漁業者以外の方は、駆除についても採捕と捉えられるので、特別採捕許可など必要になります。

○下沖副主査　これは漁業者と一緒にボランテ

※65ページに訂正発言あり

ィアで活動するということに関しては問題ないのでしょうか。

○安田漁業管理課長　漁業者以外の方が加わられるときは、特別採捕許可を取ると思います。

○下沖副主査　駆除ボランティアとかしている人たちは、もしかしたら問題があるのかもしれないということでしょうか。

○安田漁業管理課長　本県の沿岸でそういった形で加わられている方は、漁業者と一緒に特別採捕許可のほうを取られて取り組まれていると思いますので、問題ないかと思います。

○二見委員　先ほどの藻場のガイドラインを見たところ、10年前のものが出てきました。その中身を見ていたら、日向市平岩地区のクロメ回復のことでした。先ほどの答弁は、去年の話ではないのでしょうか。

○安田漁業管理課長　日向市平岩地区の取組については、かなり古くから、現在もずっと継続して行われています。特に近年は外部の方が、この取組に参加されたり、さらに盛り上がっているところです。

○二見委員　10年経過して、現在ではどれくらい変化、成長したのでしょうか。１ヘクタールぐらいでも増えているとか、ウニの捕れる量はこれぐらい増えているとかです。

10年たった今は、どのようなレベルまで成長していけるのかとか、今回の決算の中で見ていかなければならないと思います。

○安田漁業管理課長　藻場造成につきましては、ウニの生育だけでなく、そのほか魚の生育場とかに注目してやっているというところです。

日向市平岩地区に関しては、この１年で8.6ヘクタール増えたというのはございますけれども、毎年モニタリングをしておりまして、増加している面積は把握しているところでございます。

○二見委員　例えば、10年前と今は８ヘクタール増えたということですか。

○安田漁業管理課長　10年前が0.4ヘクタールぐらいまで減っていたのが、今8.6ヘクタールまで増えたというところです。

○二見委員　面積の部分だけお答えいただいたけれども、ウニがどれくらい捕れるようになったとか、漁業者はどれくらい収入が増えたとか、そのあたりはいかがでしょうか。

○安田漁業管理課長　申し訳ありません。ウニの漁獲量のほうは把握しておりません。

○二見委員　一つの産業として、将来の見通しは大事なところになります。見通しがどうなのかというようなところは、携わっている人たち、これから携わる人たちにとっては大事なポイントだと思います。漁業関係の将来的な見通しと展望は、どのように考えているのでしょうか。

○西府水産局長　今、実際藻場の回復の活動をやって、最終的にどれだけウニが増えていくのかを狙っているんです。沿岸漁業でウニとかアワビとかを捕って生計を成り立たせられた方が結構いらっしゃったけれども、今はいらっしゃらなくなった。

高齢化もあるんですけれども、一番大きいのは、漁場となる海藻の藻場がウニ、アワビとかを育てたわけです。そういうウニ、アワビを育てるための海藻がなくなってしまったことに、沿岸漁業の採貝する人たちの仕事の場がなくなったということが大きいので、まずは海藻を元に戻そうという活動から始めているということです。

今、海藻を増やすのは非常に難しくて、地球温暖化の中で、最初、西日本がまず藻場が減ったと言われていたんです。温暖化の影響で、これが東日本まで全国的に藻場が減ってきていま

した。最初はウニの駆除をとにかくやれば何とか増えるだろうということで、日向市平岩地区のようにウニ駆除で成功して、藻場が増えました。

それでも増えてこないところがあります。一斉にウニ駆除をやっていますが、なかなか増えないところがあり、その理由は魚です。魚が海藻を食べているので、いたちごっこですけれども、魚を駆除する方法を今探しているということで、全国的な課題となっています。

ウニ、魚を駆除できて、海藻が増えれば、そして爆発的に海藻を増やせて、そこでウニをもう一回再生産して、そこでウニを捕った人たちの生計をまた立てられるようにやっています。

順番的には、ウニを増やすのではなくて、ウニは外敵なのでできるだけ減らして、藻場を増やすことを優先にする。

ウニがもったいないということで、例えば、大分県とかは、そのウニを陸上に上げて、陸上で身入りをよくするような仕組みをやっているんですけれども、大きな資本でやっています。県内でも漁業者がやっている事例はあるんですけれども、採算に合わなくて、できていないというところです。

宮崎県としては、まずは藻場を増やすために、ウニを潰すということに専念する。あとは海藻を食べる魚を海藻に近づけないようにする。そちらのほうで今研究を進めているということです。

○二見委員　ウニの現状というのは、海藻の天敵としてのウニもあれば、商品になっているウニという部分があります。駆除をしながらも、商品となるウニもあるのであれば、どれくらい駆除して、どれくらいを商品とするのか、その量とか把握しておくべきと思います。

この温暖化の流れで藻場が適さない環境になってきていると言われていますけれども、今まではクロメにしていたのを、別の海藻に変えていく。南のほうで育っていた海藻が、今度は宮崎県で適地になってくると思いました。

海藻の種類を研究していく必要があると思いました。この宮崎県の新しい海岸、海域に合った海藻というのは、何なのかということです。宮崎県だけで調べるだけではなくて、水産庁やほかの都道府県でも研究しているところもあるでしょうから、横の連携を取り、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

○山下委員　豊かな海は豊かな山がつくるというのが自然の摂理です。以前、この問題で議論したときに、川上から流れてくる川の水の有機物が少ないということを言われた気がするんですけれど、因果関係について研究されてないんですか。

○安田漁業管理課長　直接的に河川からという因果関係は分からないんですけれども、海域で季節的に窒素、リンとかが、少し不足している状況は確認しております。

○山下委員　ぜひ調査してください。例えば、大淀川では、川の水を浄化していかないといけないということで、上流域にある都城市は、合併浄化槽の設置、下水道整備をしたりしたので、かなり水質がよくなりました。

自然に戻さないといけないという役割の中で、豊かな森が豊かな海をつくります。県北は、特にいい川が流れているわけですから、そこら辺を調査すべきと思うんですけれども、そういう因果関係というのはないのでしょうか。今まで課題にもなっていないのでしょうか。

○安田漁業管理課長　申し訳ございません。そういった河川からの有機物の流入量とかについ

て、現時点において我々も調査に至っておりません。

○山下委員　河川から流れてくる有機物が少ないという説明を受けたような気がするから、そこのデータも整理しているのかなと思って聞いたところですけれども、いかがでしょうか。

○西府水産局長　山下委員がおっしゃられる河川だけではないですけれども、瀬戸内海の事例で、非常に川がきれいになって有機物である栄養塩が海に流れ込まなくなることで、魚が少なくなりました。もう少し水を汚くして、栄養塩を流してくださいというような地域の動きはあります。県内で実際に川の水がどれぐらい栄養塩を含んでいるのかとか減ったのかとか、そういう事例はありません。

ただ過去に先ほどの肥料の試験、事業を組ませていただきましたけれども、その前に職員で、県北と県南と県央と、栄養塩の年間の量を見たときに、減っている時期があるんです。そういうところを減っている時期に、この栄養塩を添加することによって、藻場とか、あるいはカキとかの成長を促すんじゃないかということで、今回は試験を組ませていただいたということです。

それと、栄養塩が直接藻場の衰退に影響があるとか、そういうことはよく分かりませんけれども、温暖化で海水の温度が上がってしまって、特に冬場に温度が下がらない。魚やウニというのは、水温が低くなると、食べる量が減るというか、食べる行動が鈍くなるんですけれども、冬場に温度が高いので摂餌行動が落ちない。それで冬場にウニとか魚が食べてしまう。ちょうど海藻が成長する時期に、一生懸命食べてしまうので、結局海藻が増える機会がないということで、大きく減少したんだろうと捉えております。

○山下委員　分かりました。

「農業農村整備」について、繰越し、事故繰越が多いですけれども、平均の入札状況、落札率がどれくらいか教えてください。

○井上農村計画課長　入札が153件であり、落札率は95.2％になります。

○山下委員　不調、不落はいかがでしょうか。

○井上農村計画課長　不調、不落につきましては、令和６年度は29件ございました。そして、その29件のうち、令和７年度に繰り越してしまったのが７件ございます。現段階で７件のうち４件は契約まで至りました。

○山下委員　金額はいかがでしょうか。

○井上農村計画課長　今、手元には予定価格の区分でしか分からないんですけれども、３件ございまして、１件目は8,000万円以上、２件目と３件目が2,000万円から3,000万円という価格帯になっております。

○山下委員　執行できなかった案件はないんでしょうか。

○井上農村計画課長　令和６年度に入札をかけて不調になった案件が令和７年度まで繰り越して、また令和７年度に入札をかけたんですけれど、また不調・不落が続いているのが３件というところです。

○山下委員　原因は何でしょうか。

○井上農村計画課長　この３件とも西臼杵支庁管内の工事でございまして、条件の悪い山裾を対象とした山腹水路になります。前回説明したところですけれども、事故繰越の山腹水路とかは、順次、解消しています。

県全体ですけれど、各地域の建設業協会とも意見交換しながら、例えば、工事に従事する技術者は必ず従事してもらう必要があるんですけ

れども、技術者の空き状況だったり、手持ち工事の状況だったりとかを見ながら、適正に業者が応札できるような時期を見定めたりとか、例えば、掛け持ちの工事があり、そこが終わってスムーズに工事が取れるように余裕工期を設けるとか工夫をしながら解消しているところです。

○山下委員　土木系と比較すると単価が厳しいという話を聞きます。単価について説明はないけれども、そういう議論はないのでしょうか。

○井上農村計画課長　山間部につきましては、標準歩掛かりと条件が合わなかったりしますので、設計段階のときから、三者検討会において、施工業者の協会、県、コンサルと３者で現地図面を見ながら、例えば、仮設道路の入れ方とか、今の図面では費用がかかり過ぎとか、もう少し工夫して安くしたりとか、見積単価を採用したりしております。建設業協会と意見交換の中で、そういった単価を見直してくれという要望は聞いておりません。

○前屋敷委員　資料91ページの「農業水利施設電気料金高騰対策支援」について、令和６年度決算額現年がゼロです。繰越額の関係で、この事業は賄えたということでしょうか。また、施設、電気料金高騰への補助ですけれども、６団体がどういう団体か教えてください。

○山内農村整備課長　「農業水利施設電気料金高騰対策支援」について、まず６団体につきましては、令和５年度から令和６年度に繰り越したものということで、この内容につきましては、ポンプ等の改修にかかるものになります。

地域におきましては、都城市の高木原土地改良区等をはじめ、宮崎市ほか、杉安土地改良区と、また高千穂町の堺野用水組合、佐土原町の江原土地改良区、都城市の石山土地改良区、また沖水川筋土地改良区といった６団体がポンプの改修等について繰越しをしたところです。

2,970万円の当年度決算分ゼロ円につきましては、御指摘のとおり、令和７年度に繰り越しをして、当年度電気料金高騰に係る補助と併せて、昨年度と同様のポンプ等の高効率なポンプ、電気消費量の少ないポンプ等への更新に取り組んでいく計画になります。

○前屋敷委員　ポンプの改修で６団体の土地改良区に対して支援をしたということですけれども、土地改良区は県内には６団体しかないんですか。

○山内農村整備課長　県内には116の土地改良区がございます。その中で、今回の支援で、そういう施設、ポンプ場、用水等に係る施設を持っている改良区の中で、更新につきましては、高効率の機械に更新できる施設であったり、電気料金につきましては、電気料の高騰に係る料金の上がった分につきまして支援をしました。電気料金につきましては、昨年度の実績でいいますと18団体、こちらに水利組合等も入ってございますけれども、令和５年度の中で18団体に支援していったというところです。

本年度、2,790万円の中でも、昨年度分の電気料金の高騰分にかかるものですけれども、同様の土地改良区等がまた申込みがあるものと考えております。

○前屋敷委員　この申請方法は、土地改良区から手が挙がったところを査定するのですか。

○山内農村整備課長　こちらにつきましては、令和５年度から土地改良区、水利組合といった９団体の手が挙がりました。上限200万円の定額補助をしております。

○前屋敷委員　ぜひ予算は有効に活用していただくようにお願いしたいと思います。

資料99ページ、「団体営ため池等整備」につ

いて、翌年度への繰越額が大きくて、その理由は関係機関との調整等に日時を要したためと記載されています。具体的にどういうところとの調整ができなくて日時を要していくのか。工事期間の問題であるのか。そのあたりを説明してください。

○山内農村整備課長　ため池等に限らずではあるんですけれども、工事をする上で営農者、水を利用される農家の方がいます。その方々の作付に影響のない範囲で進めようということで、出水しない時期、９月、10月以降から工事を始めるといったところもございますので、どうしても工期の確保といったところでは、年度内の完了が難しいので繰越しをしていくところです。

また、前段の着手前の状況としまして、用地買収等もございますので、そこでの調整が遅れたり、時間がかかることがあります。

○前屋敷委員　出水しない時期に工事をするという点では、限界があります。工事ができる範疇というか、その時期に効率的にやる必要があるということで、工期も十分取れないことは分かりました。

しかし、予算を決めた以上は、しっかり活用ができるような形で、よろしくお願いしたいと思います。

資料126ページ、「水産試験場施設整備」について、今、どういう状況か教えてください。

○西田水産政策課長　令和６年度は、延岡市熊野江町の増養殖支場の基本設計、実施設計を行っているところです。

令和７年度につきましては、水産加工部門の食品開発センターと併設予定の水産加工施設の基本設計、それから増養殖支場に係る高度飼育棟等の設備等の実施設計、それから各種解体工事等に入っていくという予定にしております。

○前屋敷委員　宮崎市青島の白浜に水産試験場があるけれども、全面的にこちらに移るということでしょうか。

○西田水産政策課長　分散して移る予定にしておりまして、増養殖、種苗生産等、放流用種苗とか養殖用の種苗生産にかかる部分は、延岡市熊野江町に現在ある元栽培漁業センターの施設に併設して統合します。それから資源部ですとか経営流通部、本場の部分は、日南市にあります高等水産研修所の敷地内に新たな建物を整備して移転する。

水産加工部門につきましては、宮崎市内に現状あります食品開発センターに水産加工部門のオープンラボを移設して整備する。今の宮崎市青島の本場を３か所に分散して、移転整備するという計画になっております。

○堀ノ内担い手農地対策課長　担い手農地対策課ですが、農業参入の説明をさせていただいた際に、「令和３年以降、新たに設立された企業からの農業参入法人はない」と説明させていただいたんですけれども、令和６年度以降に県が関与して新たに設立された法人はないということで、令和５年度までは設立法人はございましたので、訂正させていただきます。

○川添主査　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それではないようですので、以上をもって、農村計画課、農村整備課、担い手農地対策課、水産政策課、漁業管理課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため、暫時休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後３時０分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

農政水産部の令和６年度決算全般につきまして、質疑はございませんか。

○山下委員　令和６年度に地域計画づくりをしていただきました。国へ４月に報告されたと思うんですけれども、それをつくられて見えてきたものについてです。26市町村から上がってきた地域計画の中で、何が課題なのか分かったことを教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長　791地区から共通して上げられている課題としましては、農地の集積・集約が進んでいないというところが大きいです。それから、課題対策として基盤整備を望んでいるとか、鳥獣被害対策、担い手が地元にいないので地域外から呼び込みたいとかになります。

○山下委員　都城市は32地区と思うんですけれども、非常に厳しい調査結果が上がってきたのが、荒廃農地が、かなり増えてくるということです。畜産地帯でしたから、和牛の生産農家が辞めていく中での飼料基盤への影響が出てくるんです。

荒れない農地を守っていく、農村社会をしっかりサポートしていくためには、農業法人との課題解決が重要です。

基盤整備率は、宮崎県は全国では真ん中以降だったと思うんです。そのこともひっくるめて、農業法人数が増えてくる中で、農業法人と県との関わりです。そういうものの位置づけというのは、どういう状況でしょうか。今回の地域計画の中で、見えてきたものがあるのではないでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長　農業法人が農業経営体数に占める割合は、前回の第八次長期計画策定の際の数字でございますけれども、約３％の状況です。経営耕地の活用率でございますと約14％、農業産出額に占める割合でいきますと約43％ということでございますけれども、それは５年前になります。人口減少後、農業法人が占める割合というのは、格段に増加をしていると考えております。その傾向は、ますます強まるものと考えています。

このため、農業法人のさらなる規模拡大、それから経営安定を図るために、農地の集約化、区画拡大、スマート農業技術の導入等を進めますとともに、農業法人がさらに経営発展していただくための研修とか、財務・労務管理等にかかる専門家派遣とか、経営支援を引き続き充実強化してまいりたいと考えているところでございます。

○山下委員　農家は、食用米を安く作ることが現状でしたけれども、安いお米を作ることに農家がどんどん疲弊していきました。

県として、飼料米とか加工米とかに補助を行うことや、国からの助成金を活用することで、米の生産を継続してきましたけれども、中山間地域を中心に、荒廃農地――基盤整備がされていないところが増えてきました。

地域計画づくりで、現状を把握できましたので、農地の集積と、10アール当たりの生産費の削減を図っていかないと、人の雇用も抱えられないわけです。

法人経営体が増えてきたということは、雇用が発生します。最低労働賃金もどんどん上がっているので、農業法人経営体の経営というのが非常に厳しいんです。本県の生産状況から見ると、農地の集約もされていない課題を早く解決をしていかないといけない。県として、農業法

人が900できている中で、経営指導とか経営把握、どのような対策を講じてやっていけばいいのか考えていく必要があると思います。

農業法人経営体がしっかりと経営継続していってくれないと、もう二度と農地を立て直すことはできないと思うんです。もし、その人たちが、倒産をしたり、経営に行き詰まったら、本当に大変な状況になると思うんです。

そのことを踏まえた地域計画づくりから、具体的にどう進めていきたいのか。そのあたりを含めて何か整理されていたら教えてください。

○柳田農政水産部次長（技術担当）　現在、まさに第八次長期計画の後期計画を策定する中で、いろんな方々に意見を伺っております。先日も農業法人の方々と意見交換する機会がありました。この直近５年間でも、農業を取り巻く情勢が非常に大きく変化しておりまして、農業法人の課題も様々ございました。

畜産、水稲の大規模経営体、露地野菜、そういった方々がおられましたけれども、例えば、雇用が多い方については、社員教育を共同でやっていただくとレベルアップするというような御意見もありましたし、農地の集積・集約をしないと、水田を請け負っているんだけれども、とてもこれ以上の規模拡大はできない。区画拡大、集約とか新たなものを、委員御指摘のとおり、地域計画の議論の中でやっていく必要があります。水利の施設、水路とか、そういった管理も地域全体で考えるような新たな仕組みをつくっていかないと厳しいということで、様々な御意見がございました。

そういった課題に対応するために、我々が議論しているんですけれども、県としてできることと、あと県の枠を超えて、専門家集団でチームで対応していくようなことがあろうかと思います。

例えば、普及センターでは、中小企業診断士までいかないんですけれども、農業経営アドバイザーという資格がございます。県内で十数名、普及員が取っているんですけれども、経営のある程度専門的なプロを育成して、最初の相談に応じるといった普及部門の強化と、それ以上の部分は、税理士、社労士とかを含めたチームで農業法人に対する支援を行っていく。そういった新たな仕組みを今後議論していきたいと考えております。地域の担い手である農業法人の支援体制を強化していきたいと考えております。

○山下委員　私は農業法人を立ち上げて自殺した人を見てきました。理由としては、毎月の給与の支払、光熱費などを生み出せず、資金繰りに困ったためです。農業から出る収益は、本当に微々たるものでありますし、天候にも影響されます。

例えば、豚とかは、昔は３年周期でピークがあって、どん底があって、また価格が上がってくるという状況があったんですけれども、今はそういうことはないです。野菜だってそうなんです。また、過去、野菜は毎年10種類ぐらい植えておけば、何かが当たります。それで農業の経営体は成り立っていたんですけれども、これは家族経営体だから乗り切れたんです。

私は、法人経営体になってくると、農協とも縁が切れますから、相談に乗ってくれる人たちがいないと思うんです。都城市では、その人たちが横の連携が取れているかというと、全く取れていないのが現状です。

私は、自殺をするような人、犠牲を出さないような仕組みとして、経営指導体制、相談の窓口が必要だろうと思うんです。今までは普及センターの皆さん方が指導、相談にも乗ってくれ

たけれども、２～３年で異動になります。

私は、県の農業技術職の人たちが、大体60歳で定年になってくると、もったいない人材だろうと思うんです。そういう人たちが何らかの形で、経営アドバイザーみたいな資格を取っていただいて、その人たちが各地域に常駐して、農業法人の皆さん方の支えになってほしい。経営をしっかりと見て、相談できる体制づくりをしていただきたい。

これを組織化していただくと、法人経営体の皆さん方も、すぐ相談ができます。基盤整備も必要ですけれども、私はソフト面の確立を皆さん方に考えてほしいなと思います。そういう体制づくりを検討されていたら教えてください。

○柳田農政水産部次長（技術担当）　私が普及員の頃、先輩からよく言われたのは、技術指導の前にコミュニケーションを取って、人間関係をつくっていくことが、とても重要であると言われました。委員がおっしゃるとおり、４年置きに人事異動で変わっていきますが、そこを仕組みでカバーできるという部分もございますけれども、現在、農業法人は、県でいくと普及センター、外郭団体、側面的な支援でいくと農業振興公社、農業会議で支援しておりますので、委員がおっしゃられたような新たな仕組みについて、外郭の団体を含めて議論をしていきたいと考えております。

○山下委員　部長、肝腎なところです。長期計画の見直しで、来年度から新たな後期計画の５年間がスタートします。今からは家族経営体は家族経営体でしっかりと１年でも長く農業経営が続けられるような仕組みが必要だと思うんです。

今は、法人経営体が100ヘクタール、多いところは200ヘクタールぐらい耕作する時代です。そういう人たちが安定的に、経営規模拡大に入れるようにしていく。人材が足りないのであれば、スマート農業化ができる仕組みを専門的な知識のある人たちの相談窓口を設置するなどしないと、前に進まないと思うんです。

そのあたりの組織化というのはどうしても大事だろうと思います。部長は、農政水産部に来てから、まだ半年ぐらいですけれども、どのような方向性を感じているのか教えてください。

○児玉農政水産部長　委員御指摘のとおりでございまして、本日の審議でもございましたけれども、長期計画は、５年前とは大きく取り巻く環境が変わっておりまして、例えば、融資の問題、畜産の生産基盤が縮小、物価高騰も伴っているかと思います。

先ほど御指摘のありました地域計画ということで、今後の担い手について、まだまだ白地といいますか、10年先に誰が担い手になるかも決まっていないところを、どうやって解決していくかというところです。

農地の集約、大区画化、スマート農業ということで、人口減少の中でも生産性を上げていく仕組みは、非常に重要と思っております。

特に後期計画においては、大きく３つの視点で組み立てようとしておりまして、担い手の確保育成、生産性をいかに向上させるか、そして持続性のある農業をどう進めるかといったことですけれども、その中においては特に農業法人ということで、人口減少化においては、これからますますその役割は非常に重要になってくるかなと思っております。

審議の中でも、農業普及技術課の中で農業経営コンサル活動の説明をさせていただきました。この事業なり、あとは普及センターの部分では十分ではない部分がございまして、先ほどＯＢ

というような話もございましたけれども、そういったＯＢを含めて、全員体制で何かいい知恵がないかなということで、仕組みについては、今のままでは壁にぶち当たるかなと思っておりますので、後期計画のスタートの時期でもありますので、農業法人についての育成等について、しっかり支援できるような体制を考えていきたいと思っております。

○山下委員　第７次長期計画から本県はすばらしい農業生産基盤をつくっていただいたと思います。ブランドづくり、フードビジネス、しっかりと海外戦略を含めて、１次産業はしっかりとやってきました。時代の流れの中で、農業を囲む環境が、どんどん厳しくなっています。

今年失敗したら、来年は立ち直ることはもうできません。農業法人の中でも償還の繰延べをするなど聞いたことがあり、もう待ったなしです。

早急にＯＢの皆さん方を組織化して、例えば、希望者はまとめて、農業振興公社に籍を置いて支援体制を広げる。令和の米騒動によって、気づかされる状況に来たのかなと思います。

宮崎県の基幹産業は農業でありますから、農業の地盤をあなた方が中心になって構想をしっかりと描いて、農業法人の育成強化、対策を講じていただくとありがいのですけれども、いかがでしょうか。

○児玉農政水産部長　山下委員のほうからもありましたとおり、このタイミングが農業構造転換ということで、国全体でも米政策をはじめ、新たな体制で農業をどうやっていくかという見直しの時期です。本県においては、後期計画のスタート時期ということでございますので、そういう人口減少下で、いかに生産性を上げていくかということで、農業法人の位置づけというのをしっかり考えて、どういった仕組み、どういった知恵が出せるかというのは、部内でまた検討して臨んでいきたいと思っております。

○井本委員　私は、久しぶりに環境農林水産常任委員会に来たんだけれども、農業関係は10課、水産関係は２課であり、何でこんな差があるのかなと不思議に思いました。政策は大ざっぱに考えると、自由主義的政策か社会主義的政策のどちらかです。

農業関係の課が多いというのは、社会主義的政策に適しているからだと私は思います。つまり弱い産業を助けていく必要があるということです。これに対して、水産関係は２課というのは、自由主義的政策にマッチしているのかなと思います。

農業は、みんなで助けていく必要がある産業になります。日本の小さな面積で農業を担うことと、アメリカの広大な面積で農業を担うことを比較すると、かなわないと私は思いました。アメリカは、１人で100ヘクタール、200ヘクタールを経営しています。本来、農業は日本には適さないんだけれども、安全保障という課題があります。

ヨーロッパについても、食料を補助することで、一生懸命守っています。日本も同様ではないでしょうか。社会主義的政策として、ぜひとも皆さんがしっかり助け合って、守っていく必要がある産業だと私は思いますけれども、部長、いかがでしょうか。

○児玉農政水産部長　御指摘ありがとうございます。おっしゃられるとおり第１次産業ということで、農業を守るという言い方がいいのか分かりませんけれども、やはり支えていかないと、自由競争社会といいますか、どうしても補助事業なんかも多いところです。単純に競争するば

かりでは、産業としてもたないところもあると思います。

一方で、国のほうでも食料安全保障ということで、食料を守るということは、国民にとっても非常に重要な位置づけがあるということで取り組んでおります。国、県、市町村、関係団体、国民一丸となってという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○前屋敷委員　昨年からの米不足によって、農業がいかに大事かということを、国民全体が理解したと思います。

農業は自然相手の作業ですから、温暖化が進み、気候変動の中で、どのように食料を守っていくかです。食料そのものを守るということは、人間が生きていく上で欠かすことができないわけですから、本当に頑張っていく必要がある部局だと思います。

この高齢化により、いろんな条件もある中で、農業が続けられない、耕作放棄地も増える。そういった中では土地の集約も必要ですし、法人化も必要だと思います。

しかし、法人化して規模拡大していけば、一定の機械化が進むという点では、費用負担も増えてくる状況になります。

私が考えるには、そういう大規模農業をしていく中では、作る品目というのは、限られてくると思うんです。

しかし、農業で作る様々な種類の作物を豊かに作って、いろんな種類の野菜も含めて食べられる状況をつくるためには、日本に一番適した家族農業をどう法人化、集約化と併せて支えていくかというところも、計画に位置づけていく必要があるかなと思います。

家族農業を持続化させていくためには、新規就農者、子供たちが引き継いでいくとか、もっと強めていく必要があると思います。特に国土が狭く、中山間地も抱える日本では、家族農業なしには農業は支えられないと思います。

そういった意味では、国の責任も大きくて、家族農業、しっかり農業をつないでいくためには、所得補償、価格保証も国の責任でやっていくのが必要かなと思います。

県の計画にしても、そういう集団的な農業法人の在り方も検討する。個人農業も、しっかり家族農業を支えていく。そういう両面で宮崎県の農業や日本の農業をつくっていく。

そして、今日本は食糧自給率が38％であり、先進国の中では本当に最低クラスの状況で、果たして国としての成り立ちができるんだろうかと心配するような状況です。食はしっかり守っていくという立場で農業に携わる皆さん方の御努力をぜひお願いしたいと思います。

○山下委員　お願いですけれども、皆さん方は、現職時代に経営指導士の資格を取ってくれるとありがたいです。今、農業法人経営体の中でも、税理士に頼んだりしていると思うんですけれども、そこは申告するだけです。

皆さん方もある程度の経営感覚というのを養っておかないと、指導できないと思うんです。

できれば現職時代に講座なり、経営分析ができるような勉強を、農政水産部で計画して取り組んでいただきたいので要望します。

○川添主査　令和６年度決算にかかる質疑をお願いします。

○前屋敷委員　令和６年度農家戸数について、米農家、施設野菜の農家、果樹、畜産、酪農といった一覧表を前年度と比較するような形であるといただきたいです。

できれば直近の数も分かるといいんですけれ

ども、難しいのでしたら令和６年度で結構ですのでお願いしたいと思います。

○川添主査　前屋敷委員より資料要求がありましたが、全員に配付でいいですか。

〔「要りません」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　前屋敷委員だけへの資料配付でよろしいでしょうか。

○前屋敷委員　お願いします。

○川添主査　資料は、いつ頃準備ができますでしょうか。

○梶原農政企画課長　農業センサスの数字がございますので、その数字をお示しすることができるかと思います。ただ、直近の数字につきましては、数字の取りまとめを行っているところでございますので、その速報値が11月には示される予定でございます。直近の数字については、その数字をお示しすることになるかと考えております。

○前屋敷委員　直近は11月に見せていただければ結構ですので、よろしくお願いします。

○下沖副主査　宮崎県は、増産、増頭を含めた事業展開を特にしてきているのかなと思うんですけれども、今後、人口が減っていくので、出荷する単価を上げていくとか、農家の働き方を含めた事業展開を考えていく必要があると思います。

これまでの事業が悪いわけではないんですけれども、牛に関しても戸数が減ったことによって、子牛の値段が上がったりしているので、将来を見据えた農業の在り方を考えていく必要があるのかなと思います。

国の補助金とかでも増産、増益、増頭というのが全部前提になっていたりするので、働き方や自分たちのつくっているものの価値を上げていくなど、今後、施策の中で取り入れていただきたいし、将来を見据えた農政を検討できないものなのか教えてください。

○梶原農政企画課長　今、後期計画の策定を進めているところでありまして、そういう大きなビジョンについても、この計画の中で議論していくことになろうかと思います。

魅力あるみやざき農業の実現ということを掲げておりますけれども、下沖副主査がおっしゃるような視点も含めて、どうすれば農業が魅力ある産業として選ばれる職業として、若い世代に伝わっていくかというところも議論を深めていきたいと思います。

○下沖副主査　これから量から質になっていくなど、概念が少しずつ変わっていくのかなと思いますので、また長期計画の中で反映していただきたいと思います。

○川添主査　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時38分再開

○川添主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、採決の日時につきましては、10月１日午後１時からといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後３時39分散会

令和７年10月１日（水曜日）

―――――――――――――――――――――――――――

午後０時58分再開

―――――――――――――――――――――――――――

出席委員（６人）

主　　査	川　添　　博
副　主　査	下　沖　篤　史
委　　員	山　下　博　三
委　　員	二　見　康　之
委　　員	井　本　英　雄
委　　員	前屋敷　恵　美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

―――――――――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議事課主事	黒　木　燿一朗
議事課主任主事	前　鶴　彩　友

―――――――――――――――――――――――――――

○川添主査　分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後０時58分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後０時59分再開

○川添主査　分科会を再開いたします。

それでは、議案第25号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御意義ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第25号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○川添主査　挙手多数。

よって、議案第25号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の項目内容について、御意見等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後０時59分休憩

―――――――――――――――――――――――――――

午後１時１分再開

○川添主査　それでは、分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添主査　なければ以上で分科会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後１時１分閉会

署　名

環境農林水産分科会主査　　川　添　　博

令和７年９月定例会

文教警察企業分科会会議録

令和７年９月29日～10日１日

場　所　第３委員会室

令和７年９月29日（月曜日）

午後１時１分開会

会議に付託された議案等

・議案第25号　令和６年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

・議案第26号　令和６年度宮崎県電気事業会計決算の認定について

・議案第27号　令和６年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

・議案第28号　令和６年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について

○報告事項

・令和６年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書

・令和６年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書

出席委員（７人）

主査		荒神　稔
副主査		永山敏郎
委員		坂口博美
委員		中野一則
委員		安田厚生
委員		本田利弘
委員		工藤隆久

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平居秀一
警務部長	奈良文代
警務部参事官兼首席監察官	奥野　仁
生活安全部長	三木健次
刑事部長	迎　修二
交通部長	黒瀬信太郎
警備部長	河野博之
生活安全部サイバー戦略局長	梅原　守
警務部参事官兼会計課長	寺田健一
警務部参事官兼警務課長	中武泰博
生活安全部参事官兼生活安全少年課長	小野哲也
交通部参事官兼交通企画課長兼交通規制課長	佐藤勝重
総務課長	後藤泰三
総合管理課長	安井照和
生活環境課長	水増勝二
運転免許課長	岩田浩幸

企業局

企業局長	松浦直康
副局長（総括）	大野正幸
副局長（技術）	松山英雄
技監	小野一彦
総務課長	奥野真一
経営企画室長	栢木良一
工務管理課長	山元孝訓
施設保全課長	結城善行
発電設備課長	安藤　忠
総合制御課長	西本修一

事務局職員出席者

議事課主幹	黒木一寛
総務課主事	髙妻勇斗

―――――――――――――――――――――――――――――

○荒神主査　ただいまから決算特別委員会文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりでありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど開催されました主査会の協議内容について、御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90％未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後１時３分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時５分再開

○荒神主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について警察本部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○平居警察本部長　本日は、令和６年度の警察本部に係る決算の概要とこれまで推進してまいりました主要施策について御説明いたします。

令和６年度一般会計の決算につきましては、常に適正な予算執行に努めてまいりました。また、令和６年度は、宮崎県総合計画2023に掲げられた将来像である「安全な暮らしが確保される社会づくり」の実現を目指し、各種事業に取り組んだところであります。

決算の概要と主要施策の成果につきましては、警務部長から具体的に説明をさせますので御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○奈良警務部長　それでは、警察本部の令和６年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の令和６年度決算特別委員会資料の４ページを御覧ください。

初めに、令和６年度決算事項別明細総括表により、決算の概要について御説明いたします。

警察本部の一般会計につきましては、予算額293億5,465万3,206円、支出済額287億202万5,954円、翌年度繰越額１億7,334万8,000円、不用額４億7,927万9,252円、執行率97.8％、翌年度繰越額を含めた執行率98.4％となります。

それでは、資料に沿って、目の不用額が100万円以上のものと執行率が90％に満たないものについて御説明させていただきます。

資料の５ページを御覧ください。

（項）警察管理費、（目）公安委員会費につきましては、予算額1,338万8,000円、支出済額1,212万6,507円、不用額126万1,493円、執行率90.6％となります。

公安委員会費は、宮崎県公安委員会の運営及び警察署長の諮問機関である警察署協議会の運営に要する経費であり、主な不用額としましては、報酬と旅費の執行残です。

これは、開催予定であった公安委員の出席する全国会議等の中止や、年に複数回実施する各

警察署協議会の委員に対する報酬や旅費に不用額が生じたものとなります。

次に、資料６ページ、（目）警察本部費についてです。

予算額227億1,039万206円、支出済額223億5,187万2,889円、不用額３億5,851万7,317円、執行率98.4％となります。

（目）警察本部費は、職員の給料、職員手当及び共済費等の経費であり、主な不用額は、職員手当等と共済費の執行残です。

職員手当等は、職員に対する各種手当に要する経費となります。警察は事件・事故や災害など突発的な事案への対応が必要となることから、万が一事件等が発生した場合に必要となる特殊勤務手当や夜間勤務手当等の予算を確保しておりましたが、結果として不用額が生じたものです。

また、共済費につきましては、医療費及び年金等に係る事業主負担金等の経費となりますが、令和５年度に続き、令和６年度も基礎年金拠出金の負担率が４月１日に遡及して引き下げられたことにより、不用額が生じたものです。

次に、資料７ページの（目）装備費についてです。

予算額７億2,296万7,000円、支出済額６億9,633万5,337円、不用額2,663万1,663円、執行率96.3％となります。

装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費で、主な不用額は、需用費の執行残です。これは、ヘリコプターの点検整備に要する消耗品費や修繕料、警察車両用燃料費などに不用額が生じたものです。

次に、資料８ページ、（目）警察施設費についてです。

予算額14億5,612万9,000円、支出済額12億7,019万4,162円、翌年度繰越額１億7,334万8,000円、不用額1,258万6,838円、執行率87.2％、繰越額を含めた執行率は99.1％となります。

（目）警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費で、主な不用額は、工事請負費の執行残です。

工事請負費は、警察施設の維持管理等に要する費用で、突発的な補修工事に備えて予算を確保していましたが、結果として不用額が生じたものです。

また、令和７年度へ繰り越しました公有財産購入費につきましては、「宮崎西警察署（仮称）整備事業」の用地購入に伴う費用です。

繰越理由は、関係機関との調整に日時を要したため、令和６年度内の購入が不可能となり、令和７年度に繰り越したものです。

なお、用地購入につきましては、協議が調い次第、契約を締結する方向で調整中であります。

次に、資料９ページ、（目）運転免許費についてです。

予算額11億8,341万9,000円、支出済額11億7,576万6,708円、不用額765万2,292円、執行率99.4％となります。

（目）運転免許費は、自動車運転免許試験や各種講習等に要する経費であり、主な不用額としては、需用費の執行残です。

需用費は、各運転免許センターの電気料等の光熱水費や、運転免許事務に要する消耗品費に執行残が生じたものです。

最後に、10ページの（項）警察活動費、（目）警察活動費についてです。

予算額32億6,836万円、支出済額31億9,573万351円、不用額7,262万9,649円、執行率97.8％となります。

（目）警察活動費は、警察活動全般に要する

経費や、信号機及び道路標識などの交通安全施設の維持・整備に要する経費です。

主な不用額としては、報償費、役務費、委託料の執行残です。

報償費は、事件、事故などにおける警察協力者に対する謝礼や、各種警察活動における講師謝金等に不用額が生じたものです。

また、役務費につきましては、通信指令システムや交通安全施設の通信回線使用料に不用額が生じたものです。

さらに、委託料につきましては、警察活動に必要な業務委託を行うための予算でありますが、既存システムの改修費用や鑑定機器の保守点検委託等に執行残が生じたものです。

以上で、令和６年度決算事項別明細についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和６年度における主要施策の成果について御説明いたします。

資料は、３ページにお戻りください。

警察本部では、宮崎県総合計画2023にあります、分野別施策「くらしづくり」において、その将来像を「安全な暮らしが確保される社会づくり」と位置づけ、その施策の柱を「犯罪のない安全で安心なまちづくり」と「交通事故のない社会づくり」とし、それぞれの基本的方向性に基づき、各種事業に取り組んだところです。

まず、「くらしづくり」「１　安全な暮らしが確保される社会づくり」「（１）犯罪のない安全で安心なまちづくり」の取組について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

当該施策の目標は、県民一人一人が防犯意識を高めるとともに、地域住民、事業者、行政等が地域の安全に必要な情報を共有し、連携協働することにより犯罪の未然防止が図られ、安全で安心して暮らすことができる社会を目指すものです。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料11～13ページに記載しておりますので、御確認ください。

その中で、「特殊詐欺被害防止コールセンター」について説明いたします。

資料は、12ページになります。

「特殊詐欺被害防止コールセンター」では、県民生活の大きな脅威となっている特殊詐欺について、被害防止と県民の自主防犯力の強化を図るため、特殊詐欺の新たな手口の発生や、被害の状況について、民間事業者のオペレーターによる注意喚起を実施したほか、電話の相手に対して、着信前に会話が自動録音されるとのアナウンスが流れる自動通話録音機の無償貸出しなど、積極的な情報発信や行政サービスを推進しました。

なお、令和６年中の架電完了件数は、６万3,460件となります。

続きまして、各施策の成果等について御説明いたします。

資料は、14ページになります。

犯罪情勢の分析及び治安アンケート調査の結果等に基づき、県民が不安を感じている、「住宅対象の侵入窃盗対策」、「乗り物対象の窃盗対策」、「特殊詐欺対策」、「サイバー犯罪対策」、「子供・女性の安全・安心確保対策」を重点とした犯罪防止対策を推進するとともに、被害者とならないための地域安全情報の発信や防犯教室の開催、また地域住民等による自主防犯活動の活性化等の諸対策を積極的に推進しました。

また、様々なインターネット上のサービスを

悪用した犯罪に対して、サイバー空間における防犯活動に優れた知見を有する特定サイバー防犯ボランティアと連携し、児童やその保護者等を対象としたサイバーセキュリティカレッジの開催や、関係機関・団体と連携したキャンペーンやセミナーを開催しました。

さらに、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うなど、県民のサイバーセキュリティ意識の向上に向けた広報啓発活動も推進しました。

特殊詐欺の防止対策につきましては、テレビやラジオ等の各種メディアやアプリを活用したタイムリーな情報発信により、特殊詐欺の被害の発生や手口、対処要領等を県民に幅広く周知し、注意喚起を行いました。

さらに、金融機関と連携した高額振込者などへの声かけによる被害防止活動や、コンビニエンスストア各店舗に担当警察官を指定するコンビニサポートポリスの運用など、効果的な抑止対策を推進しました。

また、犯罪被害者への支援対策としては、きめ細かな被害者支援を推進するために、公益社団法人みやざき被害者支援センターに対して、広報啓発活動やカウンセリング事業等を委託し、電話または面接での相談受理や、付添い等の直接支援を実施しました。

さらに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担軽減のために、診断書料や初診料などの医療費を公費で負担するとともに、各種支援制度を教示するなど、積極的な被害者支援にも努めました。

次に、今後の方向性について御説明いたします。

資料の15ページになります。

令和６年の刑法犯の認知件数は、前年比で62件増加しており、令和７年は特殊詐欺やインターネットを利用したさらなる犯罪の増加が懸念されるところです。引き続き徹底した捜査を行い、犯罪の検挙に努めるとともに被害の未然防止対策にも力を入れてまいります。

また、あらゆるメディアを活用し、関係団体等と連携するなどして、低年齢層や高齢者等に対しても分かりやすいタイムリーな防犯情報の発信を推進することにより、被害の未然防止に努めてまいります。

さらに、県内における特殊詐欺等の認知件数が前年比で増加し、その中でもＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺被害が急増していることから、金融機関やコンビニエンスストア事業者と連携し、官民一体となった各種施策を強力に推進してまいります。

資料15ページ下段に、刑法犯認知件数の推移を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料16ページを御覧ください。

施策の２つ目の柱である「（２）交通事故のない社会づくり」について御説明いたします。

当該施策の目標は、県民一人一人の交通安全意識の高揚が図られるとともに、安全で円滑・快適な交通環境が整備されること等により、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものです。

「交通事故のない社会づくり」として取り組んだ主な事業、予算額等につきましては、資料16～17ページに記載してありますので、御確認ください。

それでは、施策の成果等について御説明いたします。

資料は、18ページ上段になります。

交通安全指導員につきましては、一般財団法人宮崎県交通安全協会に業務を委託し、県下53

人の指導員による通学路や交通量の多い道路における子供や高齢者への保護誘導活動、高齢者宅訪問指導や、歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教育などの各種交通安全意識の啓発活動に取り組んだところです。

また、高齢者の交通事故を防止するため、民間委託の交通安全教育隊によるドライビングシミュレーター等を搭載した交通安全教育車を活用した交通安全教育を実施しました。

さらには、危険予測教育機器を活用した警察官による出前型の交通安全講習会を県内各地で開催するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育も推進しました。

なお、令和６年中の高齢運転者が加害者となる事故は875件で、前年比で214件減少しましたが、全事故に占める高齢運転者が加害者となる事故の割合は32.4％であり、今後もより効果的な交通事故の抑止対策に努めてまいります。

また、令和６年度は、安心・安全な交通環境を整備するために、２基の信号機を新設し、交通事故の抑止と交通の円滑化を図るとともに、信号灯器のＬＥＤ化により視認性の確保、さらに信号柱の鋼管柱化や信号機電源付加装置など災害に強い交通安全施設の整備を推進しました。

次に、今後の方向性についてです。

令和６年中の高齢歩行者の死者数は11人で、前年比で３人増加しており、高齢者の交通事故抑止対策は、本県の重要課題となっています。

今後も、高齢者対象の交通安全講習会などの各種活動を継続して実施するとともに、安全で快適な交通環境を実現するために、計画的な交通安全施設の整備を行ってまいります。

資料19ページには、交通事故の発生状況の資料を載せていますが、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和６年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わらせていただきます。

最後に、監査における指摘事項等についてですが、令和６年度における監査の指摘事項はありませんでした。

○荒神主査　執行部の説明が終了しました。ただいまの説明について、質疑はございませんか。

○永山副主査　資料17ページの交通安全施設整備の関係です。信号機の整備が、新設２基、ＬＥＤ化という形で進められている状況なんですけれども、逆に信号機を撤去した状況、データがあれば教えていただきたいと思います。点滅信号を撤去するというところが結構増えてきているという話も聞いたので、その辺が分かれば教えてください。

○黒瀬交通部長　信号機の撤去の状況でございますけれども、令和６年度は22か所を撤去しております。

○永山副主査　撤去に当たっては、その信号がなくても、取りあえず交通安全に支障がないというような判断で整理をしていくという認識でよろしいでしょうか。

○黒瀬交通部長　撤去の主なものは、先ほど御指摘ございましたとおり、１灯点滅式信号機、を撤去しているんですが、この撤去の理由は、１灯点滅式信号機が設置された交差点における交通事故の発生割合が、一時停止標識が設置された交差点や３灯式信号機が設置された交差点よりも、非常に高いということでございまして、現在、１灯点滅式信号機の撤去を進めているところでございます。

○永山副主査　１灯点滅式信号機だと事故が起こる確率が高いというふうな認識ということで――撤去した後については、また一時停止の標識をつけたりだとか、あとは３灯式信号機に

したりだとかということは、その現場現場で判断していくという状況でしょうか。

○黒瀬交通部長　１灯点滅式信号機を撤去した後につきましては、今、御質問があったとおり、一時停止の標識を設置するというのが、主なその後の措置ということとなっております。

○工藤委員　資料15ページ――知能犯も確かに増えているんですが、うち風俗犯が、令和５年度から令和６年度にかけて66件から128件に増えているところで、何が増えているのか分かれば教えていただきたいと思います。

○三木生活安全部長　風俗犯につきましては、性的犯罪、特に不同意わいせつ、不同意性交等です。これの要因としましては、令和５年に刑法の一部改正がございまして、非常に間口が広くなったというようなところで、相談から始まって、捜査を開始して、それに対する検挙につながることが多くなっております。

○安田委員　資料13ページの移動交番車活動推進のところでありますけれども、この活動は多分二、三年前から始まったというような記憶があるんですけれども、令和６年度の実績ということで182回、どのような場所、主な地域で、またどういうような相談事があったのかというのが少し知りたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○三木生活安全部長　移動交番は、交番駐在所の再編成整備により、警察施設から離れた地域住民の方に対して、交番機能を有する移動交番車を派遣して、行政サービスに当たっている次第でございます。

その場所としましては、大体公民館とかそういう場所をお借りしまして活用しておりますが、そこで困り事とか、あと周辺地域の住民の方に対するチラシ配布というようなことを積極的にして、先ほど挙がりましたような特殊詐欺などの被害の防止に努めているところであります。

○安田委員　この移動交番は、一時期交番を閉鎖するというか、そういうところで用いられたような感じがするんですが、やはり中山間地域において、この警察の交番がなくなるということは、大変心配なことでありますけれども、移動交番が回ってくることについて、すごく安心感を持てるんじゃないかなと思っています。

この広報活動として、どのように――何時何分にここら辺に来ますよというのが広報されているのか、もしよかったら教えてください。

○三木生活安全部長　移動交番が開設する際には、事前に要請した警察署が、主体的に住民に広報活動を事前に行うこととなっております。

○安田委員　資料12ページにあります、未来を担う少年育成のためのスクールサポーターというのがございますけれども、こちらは、９人配置ということでありますが、主に学校とかになるんじゃないかと思うんですけれども、どのようなところに配置されているのか、教えてください。

○三木生活安全部長　スクールサポーターについては、平成17年から始まりまして、平成27年に現在の９人体制になっております。

スクールサポーターの配置につきましては、宮崎北地域、宮崎南地域、日南地域、都城地域、日向地域、延岡地域に配置しまして、それ以外の、例えば周辺の地区については、そこのブロックから網羅することになっていて、スクールサポーターが行くことになっております。

○安田委員　スクールサポーターの配置ですよね。いわゆる警察ごとに設置されているという認識でよかったのかなと思っています。それと、学校との情報交換等が5,201回となっております

けれども、どのような内容の情報交換というか、相談事があったのか、教えてください。

○三木生活安全部長　情報交換、これはいろいろな方面に対してスクールサポーターは行っておりますが、特に学校との情報交換につきましては、学校の風紀とか、問題のある少年、こういったところを先生から相談があった場合、対応するということにも責務を果たしております。

○坂口委員　交通部長に質問ですけれども、令和２年から令和６年にかけて、交通事故の発生件数が半減ぐらいしてきているんですけれども、これの背景には何か特例なこと、取組とかがあるのですか。

○黒瀬交通部長　今回、令和６年は、昭和57年以降、42年ぶりに3,000件を下回る結果となりました。その理由といたしましては――推測するに、宮崎県交通安全対策会議をはじめとした関係機関・団体や、県民一人一人の交通事故防止への取組が実を結んだものであると考えております。

具体的に交通事故が減少した要因としましては、社会的情勢、経済情勢、車両の安全性の向上など、様々な要因が影響しているとは考えられておりますが、交通事故データを分析いたしますと、令和２年に1,946件発生いたしました追突事故が、令和６年は1,071件と半数近くまで減少しているというデータ結果が出ております。

この追突事故の原因といたしましては、脇見、ぼんやり運転が大半を占める中、警察では令和４年以降、交通事故の多発地点を中心とした警察官による街頭指導を強化しており、ドライバーの皆様の運転中の緊張感が醸成されつつあるのではないかと考えております。

今後の方針といたしましても、交通事故多発地点の街頭指導をはじめ、横断歩道における歩行者保護対策、制限運転の普及・促進による高齢運転者対策など、交通事故分析に基づいた真に抑止効果のある対策を実施して、安全で安心な交通環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員　交通企画課だったかな。事故分析官というポストはまだ今もあるんですか。昔、県土木行政、道路行政のほうから、交流かなんかで行っておられましたよね。

○黒瀬交通部長　御指摘のとおり、分析官につきましては、現在も在籍しております。

○坂口委員　最近少し白線が消えているとかそういうのが結構あるなか、今、予算の関係でなかなかなんだと――それとか信号機が必要とか私たちも説明しているんですが、それが一つあるので、分析官の分析がどうなっているのかなと。

事故発生件数が半減した背景は総合的な取組があると思うんですけれども、一つには、車の安全機能が高まったというのがあるのかなと。また物理的に避けられるような道路の環境というか、道路条件とかが、事故につながるような分析があれば、それはやっぱり財政面でも工面もされながら、極力それを優先していくのが必要かなと。それと国スポ障スポとかが近づいてくると、なおさらかなと思うんですけれども、これはすばらしいことで、今の取組を続けていただくのが必要だと思います。

○永山副主査　資料15ページです。先ほど工藤委員のほうから風俗犯の話が出ていたんですけれども、この中に賭博のほうも入っていると思うんですが、おとといの土曜日にギャンブル依存症の家族会が立ち上がったという形で参加してきたんですけれども、最近はオンラインカジノの利用がすごく増えていて――オンラインカ

ジノ自体が犯罪ということなんですけれども、その検挙も全国的には増えてきている状況なんですが、本県におけるオンラインカジノに関する検挙の状況とか、数字があれば教えてください。

○三木生活安全部長　本県における検挙につきましては、１件ございます。令和７年３月における１件が本県の検挙であります。

○永山副主査　やっぱり若い子たちが結構スマホを使ってオンラインカジノに手を出して、最終的にはその流れで借金だとか闇バイトとか、様々な犯罪に巻き込まれるという話の事例も説明がありましたので、また、引き続き全国の警察が取り組まれていると思うんですけれども、その辺の対策等もよろしくお願いいたします。

○本田委員　資料14ページのⅠの③特殊詐欺のところなんですが、成果指標のところで、電話帳から年間６万件余の架電と。ここは要するに電話帳から抽出した６万件余に架電をされているという認識でいいのか。それと押収リストに100％の架電完了とあるんですが、ここを少し御説明いただけないかなと思うんですけれども。

○三木生活安全部長　まず、押収リストのほうから御説明させていただきます。

押収リストは、全国警察がいろいろな特殊詐欺の捜査をいたしまして、捜索差押え、いろいろ押収した名簿――犯人たちが使っていたどこに電話をかけるかという名簿で、これをピックアップして――名簿屋というところから購入している名簿等でありますので、こういう名簿に記載されている人物についてはまたほかのグループから電話がかかってくるおそれが高いです。

これに関して警察庁が関係する都道府県警に対して情報を提供しているというところから、そのリストに記載されている人に対してコールセンターから注意喚起、もしくは警察署からも警察官が面接を行うということもやっております。

そして、ＮＴＴの電話帳ということでございますが、これに関してはコールセンターから、その電話帳――当初は名前から高齢者と思われるような名前を優先して電話をしていると。あと、まだ未架電のところにどんどん電話をかけていくというような作業をコールセンターでやっているところであります。

○本田委員　特殊詐欺の内容自体もオレオレ詐欺からどんどん変化しているということを一般質問でも確認させていただいたんですけれども、やはりこういう取組によってオレオレ詐欺が減ってきているんだなというのは何となく認識できました。資料14ページにコンビニサポートポリスの運用とあるんですが、このコンビニサポートポリスについても少し教えていただけないですか。

○三木生活安全部長　コンビニサポートポリスにつきましては、現在コンビニエンスストアが県内に四百数十件ございます。これに対して、受け持ちの交番駐在所から１名、コンビニエンスストアに対する担当者を決めます。

そして、このコンビニエンスストアについては、特殊詐欺以外に万引きとかの初期型犯罪についても非常に発生している状況から、コンビニに対する防犯的な指導、それと相談・困り事、これをその担当警察官が受けると。

その中で、特に特殊詐欺につきましては、その振り込み、お金を得る方法が電子マネー――これはコンビニの出入口付近に販売されているわけですが、これが非常に収入源になっておりまして、これに対して高齢者に関して、一定の

金額を購入しようとする人に声かけをしてもらうようにお願いしています。

そして、チェックシートを渡しておりまして、それに従ってこれは警察に依頼されてこういうことを聞いているんですよということ、それと併せまして警察に対する110番通報をしてもらって、警察官が実際に行きまして、購入しようとする人に対して注意喚起をすると、もしくはその理由を聞くとかいうことを実施しているところであります。

このようにコンビニサポートポリスというのは、水際対策として警察としても頼りにしているところであります。併せまして、コンビニのそういう犯罪抑止の質問等には積極的に対応するという制度であります。

○本田委員　各コンビニエンスストアに担当者がいらっしゃって、その方々が、要するに電子マネーを買うときだとか、そういったところの確認とかをしている方という認識でよろしかったでしょうかね。

○三木生活安全部長　それもあります。先ほども説明したとおり、特殊詐欺、これの未然防止を図ることで、警察がお世話になっているところであります。

○荒神主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　ないようでございますので、それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後１時46分休憩

午後１時57分再開

○荒神主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算等について、企業局から説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松浦企業局長　私からは、令和６年度の企業局決算の概略を説明させていただきまして、その後、総務課長から詳細説明をさせていただきたいと思っております。

決算特別委員会資料の２ページを御覧ください。目次でございます。

まず、Ⅰ、令和７年９月県議会定例会提出議案関係でありますけれども、３件ございます。議案第26号「令和６年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、それから議案第27号「令和６年度宮崎県工業用水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について」、議案第28号「令和６年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」の３件であります。これらは、地方公営企業法第32条第２項の規定により、利益の処分について県議会の議決を求めますとともに、同法第30条第４項の規定により、決算について認定をお願いするものであります。

次のⅡ、令和７年９月県議会定例会提出報告書（追加分）の２件でありますけれども、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定により、継続費の精算報告を行うものであります。

Ⅲは、監査の指摘事項についてであります。

次の３ページを御覧ください。

令和６年度の公営企業会計の決算の概要でありますけれども、令和６年度は、工業用水道事業は純利益を計上し、電気事業、それから地域振興事業は純損失を計上しております。

まず、１の電気事業であります。

（１）の事業の実績であります。供給電力量は、「綾第二発電所大規模改良事業」に伴う発電停止等によりまして、前年度対比86.3％とな

ったところであります。

（２）の決算額であります。収益のほうでありますけれども、電力料収入や受取配当金の増となりまして、収益は増となったものの、「綾第二発電所大規模改良事業」に伴う固定資産除却費の増等によりまして、事業費が増加をしたことから、前年度に比べて増収減益となったところであります。

表の太枠の欄、純損失のところでありますけれども、13億6,957万8,000円の赤字を計上しております。３年連続の赤字でございます。

電気事業につきましては、綾第二発電所の工事が終わりまして、発電が再開すれば、また黒字に転換をするということでありますので、それまでの間の状況であると考えております。

次の４ページを御覧ください。２の工業用水道事業であります。

（１）の事業の実績でありますが、常時使用水量は、一部の受水企業の使用量が増加したことに伴いまして、前年度対比103.4％となったところであります。

（２）の決算額でありますけれども、常時使用水量の増によりまして、給水収益は増となりましたけれども、営業外収益が減となったことで、収益そのものは減少しております。前年度に比べて減収減益となったところでありまして、太枠のところを御覧いただきますと、1,221万円の黒字を計上しています。２年連続の黒字ということになっております。

次の５ページをお開きください。３の地域振興事業であります。

（１）の事業の実績でありますが、利用者数は、記録的な猛暑、それから台風10号に伴うコース冠水等がありまして、２万2,292人にとどまりまして、前年度対比89.7％となったところであります。

（２）の決算額でありますが、利用者数の減に伴いまして、指定管理者からの納付金収入も減っております。また、ゴルフ場施設の改修工事等もありまして、費用等も増加をしているということでありまして、前年度に比べて減収減益となったところであります。表の太枠を見ていただきますと、2,575万2,000円の赤字を計上したところでございます。

地域振興事業につきましては、指定管理者と連携して、利用者の増等に今、取り組んでいるところであります。その推移を見ながら、事業の今後の在り方については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、総務課長のほうから説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○奥野総務課長　引き続き、決算の内容について御説明いたします。

資料の６ページを御覧ください。

初めに、議案第26号「令和６年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」であります。

まず１、事業の概況でありますが、（１）供給電力量につきまして、令和６年度は、表の下から２行目、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標４億944万キロワットアワー余に対し、実績３億8,167万キロワットアワー余で、目標に対する達成率は93.2％となっております。

７ページを御覧ください。

（２）電力料金収入は、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標40億8,644万円余に対し、実績44億7,472万円余で、目標に対する達成率は109.5％となっております。

次に８ページを御覧ください。

２、決算報告書であります。この報告書は、

予算額と決算額を比較するものでありまして、消費税込みの金額を記載しております。

まず、（１）の収益的収入及び支出でありますが、①の収入を御覧ください。

表の太枠の事業収益（合計）は、予算額48億5,037万円余に対し、決算額55億1,777万円余で、６億6,739万円余の増となっております。これは、主に電力料の増による営業利益の増や、消費税の還付による営業外収益の増によるものであります。

次に、９ページを御覧ください。

②支出であります。

表の太枠の事業費（合計）は、予算額80億9,327万円余に対し、決算額65億9,969万円余であります。

繰越額は６億8,990万円余で、この繰越しの内容は、６月の常任委員会で報告いたしました「綾第二発電所大規模改良事業」の繰越し等によるものであります。

また、不用額は８億368万円余で、これは主に営業費用や営業外費用の執行残であります。

次に、10ページを御覧ください。

（２）の資本的収入及び支出でありますが、これは事業収益を得るために必要な資産等の取得に係る収支を表すものであります。

①の収入を御覧ください。

表の太枠の資本的収入（合計）は、予算額7,014万円余に対し、決算額8,953万円余で、1,939万円余の増となっております。

次に11ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出（合計）は、予算額97億9,049万円余に対し、決算額32億6,214万円余であります。

繰越額は57億6,399万円余で、この繰越しの内容は、収益的支出と同様に６月の常任委員会で報告しました「綾第二発電所大規模改良事業」の繰越し等でございます。

また、不用額は７億6,434万円余で、これは主に建設改良費のうち、多目的ダムに係る設備増強費の執行残であります。

欄外の米印の２つ目を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額31億7,261万円余につきましては、①～④に記載のとおり、建設改良積立金等で補塡したところであります。

次に12ページを御覧ください。

３の損益計算書であります。

こちらは、消費税抜きの金額を記載しております。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は、49億3,040万円余となっており、その主なものは、営業収益の電力料であります。

次に、13ページを御覧ください。

②の費用の部であります。

太枠の費用合計は、62億9,997万円余となっており、主なものは営業費用の水力発電費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から３行目の当年度純損失は、13億6,957万円余となっております。

また、この損失にその下の行のその他未処分利益剰余金変動額11億1,794万円余、これは建設改良積立金などの取崩額でありますが、これを加えました当年度未処理欠損金は２億5,163万円余となります。

14ページを御覧ください。

４の貸借対照表であります。こちらも消費税抜きの額となっております。

表の左側を御覧いただきまして、太字で記載しておりますとおり固定資産と、次の15ページにございます流動資産とで構成されます、一番下の資産合計は、475億9,451万円余となっております。

14ページにお戻りいただきまして、表の右側を御覧ください。

太字で記載しております固定負債と流動負債、繰延収益で構成されます、負債合計は、次の15ページの上から２行目に記載のとおり81億2,338万円余となっており、また、その下の資本金と剰余金、評価・換算差額等で構成される資本合計は、394億7,112万円余となっております。

この結果、一番右下の負債資本合計は、475億9,451万円余となっております。

次に16ページを御覧ください。

５の欠損金処理であります。

表の上から２行目に記載しております未処理欠損金２億5,163万円余につきましては、欠損時の補塡財源である利益積立金から補塡することとしたところであります。

参考といたしまして、下の表に利益積立金の処理後の残高を記載しております。

続きまして、17ページを御覧ください。

議案第27号「令和６年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

まず、１事業の概況でありますが、常時使用水量は、細島工業団地の工場等の一部の受水企業の使用水量需要が増加したことによりまして、（１）の給水状況は、下から２行目、太枠の年度計の欄にありますとおり、表の左から３列目、常時使用水量の目標2,096万立方メートル余に対し、その横の実績は2,097万立方メートル余で、達成率は右から３列目、100.1％となっております。

次に、18ページを御覧ください。

（２）給水料金収入です。

太枠の年度計の欄にありますとおり、目標３億724万円余に対し、実績３億745万円余で、達成率は100.1％となっております。

次に、19ページを御覧ください。

２の決算報告書ですが、まず、（１）の収益的収入及び支出であります。

①の収入につきまして、太枠の事業収益（合計）は、予算額３億8,355万円余に対し、決算額３億7,658万円余で、697万円余の減となっております。これは、主に見込んでいた消費税の還付がなかったことによる営業外収益の減によるものであります。

20ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の事業費（合計）は、予算額４億5,622万円余に対し、決算額３億5,270万円余であります。繰越額は999万円余で、この繰越しの内容は、６月の常任委員会で報告いたしました、工業用水道施設浄水場浸水対策工事の繰越しによるものであります。

また、不用額は9,352万円余で、これは営業費用の修繕費や委託費の執行残などであります。

次に、21ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出であります。

①の収入ですが、太枠の資本的収入（合計）は、予算額1,000円に対し、決算額1,069円となっております。これは、庁舎外壁清掃設備更新工事に係る知事部局からの負担金でございます。

次に、22ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出（合計）は、予算額３億4,510万円余に対し、決算額１億8,831万円余で

あります。

繰越額は１億4,228万円余で、この繰越しの内容は、収益的支出と同様に、６月常任委員会で報告しました工業用水道施設浄水場浸水対策工事の繰越しであります。

また、不用額は1,449万円余で、これは主に建設改良費の設備増強費の執行残であります。

欄外の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億8,831万円余につきましては、①～③に記載のとおり、建設改良積立金等で補塡したところであります。

次に、23ページを御覧ください。

３、損益計算書であります。

①の収益の部ですが、表の太枠の収益合計は３億4,577万円余となっており、主なものは、営業収益の給水収益であります。

次に、24ページを御覧ください。

②の費用の部ですが、太枠の費用合計は、３億3,356万円余となっており、主なものは営業費用の運転費であります。

収益合計から費用合計を差し引いた下から３行目の当年度純利益は、1,221万円余となっております。この利益にその下の行のその他未処分利益剰余金変動額の１億8,071万円余、これは建設改良積立金等の取崩額でありますが、これを加えました当年度未処分利益剰余金は、１億9,292万円余となります。

次に、25ページを御覧ください。

４の貸借対照表ですが、表の左側を御覧いただきまして、太字で記載しております固定資産と、26ページに記載しております流動資産、こちらを合わせました一番下の資産合計は40億9,474万円余となっております。

また、25ページにお戻りいただきまして、表の右側、太字で記載しております固定負債、流動負債、繰延収益で構成されます負債合計は、26ページの上から５行目、23億1,460万円余となっております。

また、その下の資本金と剰余金で構成されます資本合計は、17億8,013万円余となっております。

この結果、表の一番下の負債資本合計は、40億9,474万円余となっております。

次に、27ページを御覧ください。

５、剰余金処分（案）であります。

表の上から２行目にあります未処分利益剰余金１億9,292万円余のうち、その一つ下の行の処分案でお示ししております、当年度純利益の額となる1,221万円余につきましては、借入金償還積立金へ積み立てたいと考えております。

参考といたしまして、下の表に処分案による処分後の借入金償還積立金の令和７年度末の残高見込みを記載しております。

次に、28ページを御覧ください。

議案第28号「令和６年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」であります。

まず、１の事業の概況でありますが、（１）のゴルフコース利用状況につきまして、年間利用者数は記録的な猛暑と台風10号に伴うコース冠水被害等の影響もございまして、表の下から２行目、太枠の年度計の欄にありますとおり、目標３万1,500人に対し、実績合計で２万2,292人で、目標に対する達成率は70.8％となっております。

29ページを御覧ください。

この結果、（２）の施設利用料収入は、太枠の施設利用料収入の欄にありますとおり、目標1,984万円余に対し、実績164万円余で、達成率は8.3％となっております。

次に、30ページを御覧ください。

２の決算報告書であります。

まず、（１）収益的収入及び支出でありますが、①の収入につきまして、太枠の事業収益（合計）は、予算額806万円余に対し、決算額516万円余で、290万円余の減となっております。

これは、主に指定管理者からの納付金が、予算額より減となったことによるものであります。

31ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の事業費（合計）は、予算額3,442万円余に対し、決算額3,041万円余であります。

また、不用額は401万円余で、これは主に営業費用の修繕費の執行残であります。

32ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出であります。

①の収入ですが、資本的収入はございません。

次に、33ページを御覧ください。

②の支出であります。

太枠の資本的支出（合計）は、予算額1,897万円余に対し、決算額1,551万円余であります。

不用額は、346万円余で、これは主に建設改良費の設備増強費の執行残であります。

欄外の米印を御覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,551万円余につきましては、①～③に記載のとおり、建設改良積立金等で補填したところであります。

34ページを御覧ください。

３の損益計算書であります。

①の収益の部を御覧ください。

太枠の収益合計は、331万円余となっており、主なものは、営業収益の施設利用料や営業外収益の受取利息であります。

35ページを御覧ください。

②の費用の部でありますが、太枠の費用合計は2,906万円余で、主なものは営業費用の施設管理費であります。

収益合計から費用合計を差し引きました下から４行目の当年度純損失は、2,575万円余となっております。

この損失に１つ下の行の前年度からの繰越欠損金3,109万円余、さらにもう一つ下のその他未処分利益剰余金変動額554万円余、これは建設改良積立金の取崩額でありますが、これらを加えました当年度未処理欠損金は、5,130万円余となります。

次に、36ページを御覧ください。

４の貸借対照表であります。

表の左側を御覧いただきまして、太字で示しております固定資産と流動資産で構成されます資産合計は、37ページに記載のとおり、左下の７億6,115万円余となっております。

また、36ページにお戻りいただきまして、表の右側、固定資産と流動負債、繰延収益で構成されます下から３行目の負債合計は、６億9,506万円余となっております。

その下の資本金と、37ページの一番上の行の剰余金で構成されます資本合計は、6,608万円余となっております。

この結果、表の一番右下の負債合計は、７億6,115万円余となっております。

38ページを御覧ください。

５の欠損金処理であります。

表の上から２行目にあります未処理欠損金5,130万円余につきましては、欠損時の補填財源であります利益積立金がありませんので、全額が次年度に繰り越されることとなります。

39ページを御覧ください。

参考といたしまして、令和６年度における企

業局から知事部局等への経費支出額を記載しております。

令和６年度は、知事部局や市町村に対しまして、多目的ダム管理費など、表の一番下に太枠で囲んでおりますとおり、合計17億円余を支出しております。

続きまして、提出報告書につきまして、御説明いたします。

40ページを御覧ください。

このページから次の41ページまでは、令和７年９月県議会定例会提出報告書（追加分）から、企業局の所管部分を抜粋したものをお付けしております。

まず、別紙２、令和６年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書であります。

報告の対象となる事業は、総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事の１件でございます。

この事業は、総合監視制御システムの安定的な稼働を図るため、無停電電源装置の更新及び修繕を行うものです。

表の上段及び中段にございます事業費の営業費用及び附帯事業費は、既存の設備の除却や修繕に伴う費用であります。

上段の営業費用は、全体計画の年割額の計137万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は133万円余となりました。

中段にあります附帯事業費用は、全体計画の年割額の５万1,000円に対しまして、実績の支払義務発生額は４万8,000円余となりました。

次に、表の下段、資本的支出の建設改良費でありますが、これは新しい設備の設置に伴う費用であります。

全体計画の年割額の計468万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は457万円余となりました。

41ページを御覧ください。

別紙３、令和６年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書であります。

報告の対象となる事業は、先ほどの電気事業会計と同じく、総合監視制御システム無停電電源装置更新ほか工事であります。

表の一段上、事業費の営業費用は、全体計画の年割額の計９万5,000円に対しまして、実績の支払義務発生額は９万1,000円余となりました。

表の下段、資本的支出の建設改良費は、全体計画の年割額の計101万円余に対しまして、実績の支払義務発生額は98万円余となりました。

最後になりますが、42ページを御覧ください。

Ⅲ、令和６年度監査結果報告書指摘事項等総括表につきまして、令和６年度の監査において、１件の指摘事項がありましたので、御説明いたします。

指摘内容は、支出事務におきまして、一ツ瀬川スポーツレクリエーション施設ゴルフコースを利用した県企業局ＰＲ事業に係る業務委託において、額の確定を誤り、過払いとなっていたものであります。

事後の措置としまして、速やかに額の再確定を行い、過払い分の返納処理を行いました。今後はチェック体制を強化するとともに、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○荒神主査　執行部の説明が終了しました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○永山副主査　ゴルフ場の関係で少しお伺いしますけれども、施設利用料収入――今の指定管理者からの入ってくる収入が少なかったという話で――29ページですかね、164万円余の実績と

いうことなんですけれども、この施設利用料収入の算定の方法というのはどんな感じなのか、少しお聞かせいただけますか。

○奥野総務課長　実際の現場では、ゴルフ利用された方が、ゴルフ利用料金を指定管理者に納付しております。ですから、そこでは納付された料金を全てゴルフ場の収入としておりますけれども、県への納付につきましては、基準収入金額というのを決めておりまして、それが税込みで6,621万円となります。想定として、県としては納付金1,826万円という額を納付していただくということをベースとして考えております。

ただ、実際にその額を上回ったときには、上回った額の２分の１を県に追加で納めていただき、また下回る場合には、額を減額するということで設定しております。

その結果、実際の収入額が下回り、想定していた6,621万円に対して5,100万円程度の収入でしたので、下回った額について減額を行いました。その結果、収入としては、税込みで180万5,000円程度となりますが、そこから税を引いておりますので、最終的に160万円が県の収入として入ってきたということになります。

○永山副主査　利用者が今回少なかったということで、それではじいたところ達成率が8.3％というような状況で――令和６年度から指定管理者が変わり令和10年度までの指定管理期間となるんですけれども、そこに対する指導だとか、あまりにも達成がなかなか困難となってくると、辞退、変更というのが今後考えられると思うんですが、そういった指導とかその辺の状況についてお聞かせください。

○栢木経営企画室長　ゴルフ場につきましては、御説明しておりますとおり、台風でありますとか、猛暑でありますとか、そういった状況で利用者が減っているというような状況で、指定管理者と一緒になってクラブハウスを整備したり、あと私どものほうが主体となって指導というか、指定管理者と一緒になって、いろいろなキャンペーン的なものをやっているような状況です。それと企業局のインスタグラムを使って情報発信をするということで、誘客、利用者の増の対策を行っているところであります。

しかしながら、利用者につきましては、天候等の理由のほかに、ゴルフをする人口そのものが減少してきているというような状況もありますし、これまでの状況を見ますと、高齢者の方が何度も来ていただいているような状況がありましたが、回数が減るというような状況で、努力と利用者数の増加というところが、うまくつながらないような状況になっていると考えております。引き続き指定管理者と一緒になって利用者数を増やす努力はしてまいりますけれども、令和10年度まで継続して、その次どうするかという検討も必要かと思いますが、このような状況が続いて――今年度2,500万円の赤字ですけれども、赤字が続くような状況であれば、今指定管理の期間についてもどうするかということを検討する必要があると考えているところでございます。

○永山副主査　引き続きよろしくお願いいたします。

○安田委員　先ほどの企業局のゴルフ場についてなんですけれども、３年連続で赤字になりましたという報告がありましたが、その前は黒字だったんでしょうか。

○奥野総務課長　令和３年度につきましては、黒字を出しておりますが、これまでの赤字ということですか。

○安田委員　３年連続の赤字になって、４年前

は黒字ということですか。

○奥野総務課長　黒字の時期はございました。

○安田委員　そのときは、何で黒字になったんでしょうか。

○奥野総務課長　利用者数がおりましたので、黒字に影響しておりましたけれども、最近になってから、利用者の数が減っているということがありまして――最近は３万人を切ってきておりますので、赤字が続いている状況でございます。

○松浦企業局長　利用者数の減というのは、少し前からそういう現象が起こっております。なので、令和３年度は黒字になっていますが、その前は、何年間かもう赤字が連続しております。

令和３年度がコロナの時期だったんですね。一時期、ゴルフが結構使われるという状態があったものですから、そのとき、黒字になっているということで、ここ最近の傾向として利用者数は減ってきているという状況はあります。

それで、このままだと、もう来年度以降どうなんだろうというところもありますので、今年度、指定管理者とも何回か協議をした上で、利用者の増を企業局としても一緒にやっていこうという提案をして、８月からキャンペーンなりそういったものを始めております。

結果としてではありますけれども、８月については、前年度より利用者数は増えている状況があります。ただ、これが一時的なものかどうかというところもありますし、企業局としての採算ラインが保てる水準まで持っていけるかというところもありますので、そういった数字のところはしっかりと追いかけていきながら、ゴルフ需要を喚起できるかどうかというようなところの取組は、引き続きやっていきたいと思っております。

○荒神主査　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　質疑がないようでございますので、それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後２時41分休憩

――――――――――――――――――――――――――――――

午後２時48分再開

○荒神主査　それでは、分科会を再開いたします。

明日９月30日火曜日の分科会は午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うことといたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後２時48分散会

令和７年９月30日（火曜日）

午前10時２分再開

出席委員（７人）

主　　査	荒　神　　稔
副 主 査	永　山　敏　郎
委　　員	坂　口　博　美
委　　員	中　野　一　則
委　　員	安　田　厚　生
委　　員	本　田　利　弘
委　　員	工　藤　隆　久

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教　育　長	吉　村　達　也
副 教 育 長	柏　田　　学
教育次長（教育政策担当）	吉　玉　　拓
教育次長（教育振興担当）	田　中　幸　一
教育政策課長	須　波　勇一郎
参事兼財務福利課長	畑　中　道　一
育英資金室長	安　部　博　己
高校教育課長	長　友　美　紀
義務教育課長	柚木山　尚　未
特別支援教育課長	山之口　義　弘
教職員課長	菊　池　武　司
生涯学習課長	中　村　敏　彦
スポーツ振興課長	田　中　裕　久
文化財課長	田　中　礼　子
人権同和教育・生徒指導課長	川　越　政　紀
県立図書館長	田　代　暢　明
県立美術館副館長	梅　田　一　明
宮崎県総合博物館長	井　上　大　輔

事務局職員出席者

議事課主幹	黒　木　一　寛
総務課主事	髙　妻　勇　斗

○荒神主査　分科会を再開いたします。

それでは、令和６年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の皆様の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉村教育長　それでは、令和６度決算につきまして、決算特別委員会資料で説明をいたします。

資料のページにつきましては、右下に決算１、２という形で記載しております。

それでは、決算３と記載されたページを御覧ください。３ページになります。

宮崎県総合計画2023に基づく施策の体系表になります。

教育委員会では、県総合計画の分野別施策のうち、「人づくり」に係る部門別計画としまして宮崎県教育振興基本計画を策定しております。

本計画では、「未来を切り拓く　心豊かでたくましい　宮崎の人づくり」をスローガンといたしまして、７つの基本目標を設定し、令和６年度はそれぞれ右側に掲げております主な事業に取り組んだところであります。

４ページをお願いいたします。

教育委員会の令和６年度歳出決算の状況になります。

まず、一般会計でありますが、表の下から５段目の一般会計の計の欄を御覧ください。

予算額は1,139億2,003万2,000円、支出済額が

1,103億8,997万7,432円、不用額が22億4,474万5,020円、執行率が96.9％となっております。

次に、特別会計になります。

表の下から２段目に県立学校実習事業特別会計及び育英資金特別会計の２つの特別会計の計を計上しております。

予算額は53億4,428万1,000円、支出済額が５億6,497万6,845円、不用額が47億7,930万4,155円、執行率が10.6％となっております。

次のページをお願いします。

監査結果報告書における指摘事項及び注意事項を記載しております。

また、５ページには記載はしておりませんが、令和６年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして１件の審査意見がありましたので、これらにつきましては各事業の詳細と併せまして、後ほど関係課長から説明をいたします。

○須波教育政策課長　教育政策課分につきまして御説明いたします。

資料の６ページを御覧ください。

一番上の教育政策課、計の欄でありますが、令和６年度一般会計予算額は47億5,418万9,000円、支出済額は47億1,605万2,690円、不用額は3,813万6,310円、執行率は99.2％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満の目はございません。

７ページを御覧ください。

まず、上から１段目の（目）事務局費の不用額が2,570万6,758円となっております。こちらは、主に事務局職員の職員費及び職員旅費等の執行残であります。

次に、８ページを御覧ください。

上から１段目の（目）教育研修センター費の不用額が132万4,959円となっております。こちらは、主に教育研修センターの運営費の執行残であります。

次に、９ページを御覧ください。

上から１段目の（目）社会教育総務費の不用額866万7,027円及び、その下の（目）保健体育総務費の不用額207万4,283円でありますが、これらは事務局職員の職員費の執行残であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

10ページを御覧ください。

「人づくり」「１　子どもを生み育てやすく、未来を担う人材を育む社会づくり」の「（１）未来を切り拓く　心豊かでたくましい人材を育む教育の推進」についてであります。

表の中ほどの「テレビ教育広報」でありますが、こちらはＭＲＴとＵＭＫの２局において教育委員会の取組を発信する番組を制作・放送し、県民への周知を行ったもので、令和６年度は、ＭＲＴ、ＵＭＫとも、それぞれ52回の放送を行いました。

11ページを御覧ください。

次に、「公立学校情報機器整備支援」でありますが、これは、義務教育段階の学習者用端末が更新時期を迎えていることから、市町村と連携し計画的に端末更新を進めるものであります。

具体的には、県と26全市町村で構成する共同調達のための協議会を設立し、令和６年度は２つの市町で551台の更新を完了しました。

なお、令和７年度はおよそ６万台と、更新のピークを迎える見込みとなっており、令和10年度までに計画的に更新が進むよう支援をしてまいります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

○畑中財務福利課長　資料の13ページを御覧く

ださい。

財務福利課には一般会計と２つの特別会計がございます。

まず、一般会計について、表の上から２段目を御覧ください。

予算額が49億8,070万4,000円、支出済額が46億4,502万6,763円、翌年度繰越額が１億9,340万3,000円、不用額が１億4,227万4,237円、執行率が93.3％、翌年度への繰越額を含めた執行率が97.1％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

同じ表の上から５段目、（目）事務局費の不用額が6,034万3,571円となっております。これは、主に学校施設の工事等に係る執行残であります。

次に、14ページを御覧ください。

表の一番上、（目）教職員人事費の不用額が327万5,943円となっております。これは、主に職員の健康管理事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、15ページを御覧ください。

表の上から２段目、（目）高等学校管理費の不用額が3,160万1,163円となっております。これは、高等学校及び中等教育学校等における一般運営費の執行残であります。

次に、16ページを御覧ください。

表の上から２段目、（目）特別支援学校費の不用額が996万3,529円となっております。これは、特別支援学校における一般運営費の執行残であります。

次に、特別支援学校費の下、（目）保健体育総務費の不用額が113万7,829円となっております。これは、特別支援学校等調理業務に係る経費の執行残であります。

次に、17ページを御覧ください。

表の中ほど、（目）文教施設災害復旧費の不用額が3,487万6,489円、執行率が36.4％となっております。これは、災害被害を受けた教育施設等の災害復旧を要する事案が想定より少なかったことによるものであります。

次に、18ページを御覧ください。

特別会計のうち県立学校実習事業特別会計について、表の上から２段目になりますが、予算額が２億4,367万1,000円、支出済額が１億9,702万4,389円、不用額が4,664万6,611円、執行率が80.9％となっております。

不用額の主なものは、施設・設備の修繕料等の執行残であります。

次に、19ページを御覧ください。

育英資金特別会計であります。

表の一番上、予算額が51億61万円、支出済額が３億6,795万2,456円、不用額が47億3,265万7,544円、執行率が7.2％となっております。

不用額の主なものは、表の下から２番目、貸付金に含まれます貸付準備金の執行残で、育英資金事業を廃止するときに必要となる国交付金の返還に備えて持ち越しているものであります。この貸付準備金の不用額約46億円を除きますと、執行率は74.5％となります。

次に、主要施策の成果についてであります。

20ページを御覧ください。

ページ中ほど、施策推進のための主な事業及び実績のうち、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

表の事業名欄の１段目、「維持管理」であります。

これは、県立学校52校の老朽化対策工事や空調設備の整備等を実施したものであります。

次に、21ページを御覧ください。

ページ中ほど、表の事業名欄の２段目、「学校職員健康づくり推進」であります。

これは、教職員が能力を十分発揮できる環境の整備を行うため、メンタルヘルス研修を567人に実施したほか、各種健康指導や健康相談事業を行ったものであります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてであります。

ページが飛びますけれども、24ページを御覧ください。

（11）育英資金特別会計についてであります。

25ページをお願いいたします。

ページの下のほうにあります意見・留意事項等におきまして、償還については様々な対策が講じられており、収入未済額は前年度に比べ減少しているものの、引き続き償還促進の努力が望まれるという意見をいただいております。

令和６年度においては、引き続き滞納未然防止に重点的に取り組むとともに、長期滞納者等に対する法的措置の実施や回収困難な案件の弁護士委託などの対策を講じてまいりました。

こうした取組により、令和６年度の収入未済額は前年度に比べ約5,954万円減少したところであります。今後とも、新たな滞納の未然防止と収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後に、監査における指摘事項についてであります。

26ページを御覧ください。

指摘内容が２点ございますが、まず、トイレ建具改修工事等について、一括発注が可能なものを修繕箇所ごとに少額に分割して一者と随意契約しているものが散見されたものであります。

指摘以降は、所属内で財務規則等の契約に関する法規を再確認し、修繕内容によっては一括発注を行い、複数業者の見積り合わせを確実に実施するなど、適正な事務処理に努めております。

次に、学校給食等調理業務委託について、変更契約に伴う契約額の積算が適当でなかったものであります。

指摘以降は、正しい内容で、再度、変更契約を締結し、所属全員で適正な事務処理の徹底とチェック機能の強化を図っております。

○長友高校教育課長　お手元の決算特別委員会資料の27ページを御覧ください。

一番上の課の合計欄ですが、高校教育課の予算額は34億4,894万6,000円、支出済額は33億6,403万1,357円、翌年度繰越額は4,366万8,000円、不用額は4,124万6,643円、執行率は97.5％、翌年度への繰越額を含めた執行率は98.8％です。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

まず、表の４行目の（目）事務局費の不用額が837万878円となっております。これは、主に授業料に充当するための就学支援金の実績額が見込みを下回ったことによる負担金、補助及び交付金の執行残と、非課税世帯の授業料以外の教育費に充当するための奨学給付金の実績額が見込みを下回ったことによる扶助費の執行残になります。

次に、28ページを御覧ください。

表の１行目の（目）教育指導費の不用額が1,687万3,294円となっております。これは、主に初期研修事業における初任者の研修受講旅費や初期研修受講時の後補充となる会計年度任用講師の方の旅費、外国語指導助手に係る旅費の執行残、また教育用パソコンやタブレットのリースに係る使用料及び賃借料の執行残となり

ます。

29ページを御覧ください。

表の２行目、（目）高等学校総務費の不用額が107万1,609円となっております。これは、主に高校入試問題作成事務に係る旅費や印刷費等の需用費の執行残となります。

次に、表の中ほどの（目）教育振興費の不用額が1,440万5,973円で、翌年度繰越額を含んだ執行率は88.3％となっております。これは、主に産業教育備品の購入に係る備品購入費の入札残となります。

決算事項の説明は以上になります。

次に、主要施策の成果についてです。

33ページをお開きください。

表の１段目、改善事業「世界とつながる高校生海外留学支援」では、アメリカ、シンガポール、ベトナム、台湾、オーストラリアへ合計90人を派遣し、現地で大学での講義や、また現地における実践的な体験活動を行いました。

また、「高校生留学促進補助」では、個人で海外研修を希望する高校生37人に留学費用の一部を補助いたしました。

さらに、県内にいながら留学に近い体験のできる宿泊研修といたしまして、中学生、高校生合わせて53人が参加した、ひなたグローバルキャンプや、中学生、高校生と保護者合わせて187人が参加した留学支援フェアを開催いたしまして、海外留学への機運醸成を図りました。

次に、35ページをお開きください。

表の１段目、「宮崎で活躍！高校生県内就職促進」では、高校生の県内就職率をさらに向上させるため、県立高校においてインターンシップや企業見学を通じた地元企業を知るための体験的な活動を行いました。

また、就職支援エリアコーディネーターによる企業訪問や学校、企業、行政等の意見交換の場となっているエリアネットワーク会議の開催など、学校と地域や産業界とのネットワークの一層の強化を図りました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に御報告すべき事項はございません。

○柚木山義務教育課長　資料の38ページを御覧ください。

表の一番上の義務教育課の合計欄でありますが、予算額は１億1,937万5,000円、支出済額は１億1,078万6,302円、不用額は858万8,698円、執行率は92.8％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

まず、上から４段目の（目）事務局費の不用額が12万8,280円、執行率が77.8％となっております。これは、「被災児童生徒就学援助事業」の市町村に対する補助金の執行残であります。

次に、上から６段目の（目）教育指導費の不用額846万418円であります。

不用額の主なものは、「初期研修事業」において初任者の研修受講時に後補充する会計年度任用講師の配置が見込みを下回ったことによる人件費等の執行残、及び「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」の市町村に対する補助金の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料40ページを御覧ください。

表の１つ目の「未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進」であります。

小学４年生及び中学１年生を対象に実施しました、みやざき小中学校学習状況調査では、令和６年度は、小学校でも一人一台のタブレット

を使用したＣＢＴ方式としたことによりまして、結果をすぐに授業改善につなげることができるようにしました。

また、宮崎大学と連携して調査結果の分析に取り組み、分析結果を生かした授業づくりのポイント等について、研究指定校18校をはじめ、授業づくり研修会等で全ての学校の管理職や学力向上担当と共有し、各学校に還元しました。

このことにより、成果指標としております国語、算数（数学）における「授業の内容はよく分かる」と答えた児童・生徒の割合は、小・中学校ともに上昇しました。

次の改善事業「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援」であります。

連絡協議会や研修等を通して、本県の日本語指導・支援体制づくりの今後の見通しを持つとともに、日本語教育指導教員を配置する拠点校における具体的な日本語指導の方法を共有することができました。

また、市町村における支援体制づくりについても支援を行いました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

○山之口特別支援教育課長　資料の44ページを御覧ください。

１番上の欄でございますが、特別支援教育課の一般会計予算額は８億2,649万8,000円で、支出済額が７億5,104万9,340円、不用額は7,544万8,660円、執行率は90.9％であります。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

表の４行目、（目）事務局費の不用額は4,005万755円であります。執行率は86.9％であります。これは、主に「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」の需用費及び工事請負費の執行残であります。

45ページを御覧ください。

１番上の（目）教育指導費の不用額1,207万3,309円であります。これは、主に「特別支援学校医療的ケア実施」における看護師の報酬及び共済費等の執行残であります。

46ページを御覧ください。

上から２行目、（目）特別支援学校費の不用額2,311万4,882円であります。これは、主に「特別支援教育就学奨励費事業」における扶助費の執行残であります。

次に、表の下から２行目、（目）保健体育総務費の執行率が77.0％であります。これは、要保護及び準要保護児童・生徒への医療費等の扶助費の実績額が見込みを下回ったためであります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

48ページを御覧ください。

表の２段目、「学びを支える「通級による指導」充実」であります。

この事業におきましては、地域の核となる特別支援教育コーディネーター養成研修の実施や研修動画の作成によりまして、教員の専門性向上を図ることができました。

また、スクールワイドＰＢＳについて、それまでの学校を支援する仕組みから自治体を支援する仕組みへと発展させることができました。

続きまして、49ページを御覧ください。

表の２段目、新規事業「インクルーシブな学校運営モデル」であります。

この事業におきましては、小林市の東方小・中学校、小林高校及び小林こすもす支援学校をモデル校として、障がいのある児童・生徒と障

がいのない児童・生徒が合同授業を実施して、学習支援やティーム・ティーチングの在り方など、県内のモデルとなるための授業実践、学校運営について充実を図ることができました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して報告すべき事項はございません。

○菊池教職員課長　お手元資料の52ページになります。

一番上、（款）教育費の欄でありますが、予算額は947億2,734万7,000円、支出済額が929億7,329万2,080円、不用額が17億5,405万4,920円、執行率は98.1％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満の目はございません。

まず、上から３行目の（目）教職員人事費の不用額が10億5,523万7,826円であります。これは、主に報酬や職員手当等の執行残でございます。

次より、職員費に係る不用額であります。

下から５行目、（項）小学校費の（目）教職員費の不用額が２億4,305万2,526円、次の53ページを御覧ください。上から２行目、（項）中学校費の（目）教職員費の不用額が２億1,565万1,028円、中ほどの（目）高等学校総務費の不用額が１億5,972万9,585円、下から５行目になりますが、（目）特別支援学校費の不用額が8,038万3,955円となっております。これらの主なものは、いずれも給料及び職員手当等の執行残でございます。

次に、54ページを御覧ください。

主要施策の成果についてでございます。

「スクール・サポート・スタッフ配置」につきましては、令和６年度市町村立教育学校に、小学校134校、中学校52校、義務教育学校２校の計188校に配置いたしました。これは、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保を図ることを狙いとしております。

55ページを御覧ください。

「「みやざきで先生になろう！」推進」につきましては、教職を目指す中学生、高校生に対しまして、教師の魅力を伝える、ひなた教師ドリームカフェの開催や教員募集及び教員の魅力を伝える説明会、ＳＮＳ等での発信など、教職への興味、関心を高める施策を実施いたしました。この成果と今後の方向性につきましては、56ページに記載しております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

○中村生涯学習課長　資料57ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、生涯学習課の予算額は９億5,155万1,000円、支出済額は８億8,696万5,677円、翌年度繰越額は3,988万7,000円、不用額は2,469万8,323円、翌年度への繰越額を含めた執行率は97.4％でございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率90％未満の目はございません。

同じページの上から３段目、（目）社会教育総務費の不用額145万640円であります。主なものは、各事業の講師等に係る旅費や市町村への補助金の執行残であります。

次に、58ページを御覧ください。

（目）図書館費の不用額904万9,171円であります。主なものは、県立図書館における電気設備更新工事に係る執行残であります。

次に、59ページを御覧ください。

（目）美術館費の不用額1,419万8,512円であ

ります。主なものは、県立美術館における光熱費等の経費節減に伴う需用費の執行残や空調設備更新工事に係る執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

表の１段目、改善事業「地域と学校の連携・協働「絆」体制構築」では、地域全体で子供の学びを支援する体制整備の充実を図るために、「学校における学びの連携・協働事業」では、市町村が委嘱する地域学校協働活動推進員の報償費等に対しまして、そして「地域における学習支援・体験活動事業」では、放課後子供教室等の経費等を対象に市町村へ補助を行いました。

また、地域と学校の連携・協働についての理解を促進するために、オンラインを活用した研修会等も実施しました。

63ページを御覧ください。

表の３段目、新規事業「電子図書館サービス拡充」では、ひなた電子図書館として電子書籍を導入し、新たな読書環境を整備しました。県内の希望する小・中・高等学校にＩＤを配付し、県立図書館から離れた学校でも授業等で活用できる環境を整えました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして特に報告すべき事項はございません。

○田中スポーツ振興課長　資料の70ページを御覧ください。

表の上から２行目の（款）教育費の欄でございますが、スポーツ振興課の予算額は31億5,995万2,000円で、支出済額が20億8,338万6,946円、翌年度への繰越額が明許繰越８億6,805万9,000円、事故繰越8,351万円、不用額が１億2,499万6,054円、翌年度への繰越額を含めた執行率は96％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率90％未満のものについて御説明いたします。

まず、表の上から４行目になりますが、（目）保健体育総務費の不用額が9,916万5,195円、執行率が88.2％となっております。これは、主に日本スポーツ振興センター共済給付金等に係る負担金、補助金及び交付金において、実績額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、71ページを御覧ください。

表の１行目、（目）体育振興費の不用額が2,573万5,670円となっております。これは、主に「練習環境整備」に係る工事請負費の執行残であります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

74ページをお願いします。

表の１段目、改善事業「部活動地域移行環境整備」につきましては、小林市をモデル地区として指定し、地域移行に関する方針、計画の策定やモデル校での地域クラブ活動の試行など、地域移行に関する取組の実証を行いました。

また、県におきましては、全市町村を訪問し地域の実態把握等を行うとともに、シンポジウム等を開催し、部活動改革に関する理解や目的の周知を図りました。

続きまして、79ページをお願いします。

表の１段目、改善事業「スポーツで健康・体力・生きがいづくり」につきましては、県民のスポーツ実施率の向上を目的として、各地域のスポーツ推進委員に対し講義や実技指導など研修会を実施し、延べ174名が参加しております。

また、ウォーキングスマートフォンアプリ「ＳＡＬＫＯ」の普及や企業等との連携に取り組み、県民の方々がスポーツに親しめる機会づ

くりに努めました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

○田中文化財課長　お手元の資料82ページを御覧ください。

一番上の文化財課、計の欄でございますが、文化財課の予算額は６億8,914万4,000円、支出済額が６億1,686万3,914円、繰越額が5,678万2,548円、不用額が1,549万7,538円、執行率は89.5％で、翌年度繰越額を含んだ執行率は97.8％でございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90％未満の目はございません。

まず、表の４行目、（目）文化財保護費の不用額が632万2,175円でございます。これは、主に埋蔵文化財センター分館空調改修工事の執行残でございます。

次に、83ページを御覧ください。

表の１行目、（目）総合博物館費の不用額が917万5,363円でございます。これは、主に総合博物館屋根防水工事の執行残でございます。

続きまして、84ページを御覧ください。

主要施策の成果につきまして御説明いたします。

改善事業「みやざきの民俗芸能保存継承」では、保存団体への聞き取りなどによる現地調査や映像等による記録保存を伴う演目調査を行うとともに、調査で得た記録や映像などにより県内の民俗芸能に関する情報発信を行いました。

また、指定の有無を問わず、民俗芸能で使用する用具等の修理を行った場合や後継者育成、記録作成などに対して保存団体等への支援を行うなど、県内各地で継承されてきた民俗芸能の魅力発信と次世代への保存継承の推進に取り組みました。

続きまして、86ページを御覧ください。

ページの中ほど、表の２段目、改善事業「西都原古墳群史跡整備」では、西都原古墳群と西都原考古博物館が一体となったフィールドミュージアムを目指し、基本計画に則った古墳群の確認調査や西都原265号墳の復元工事を行いました。

引き続き、貴重な文化財の未来への継承に向けた保存活用とさらなる魅力向上を図るため、現在、西都原古墳群保存活用計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はございません。

○川越人権同和教育・生徒指導課長　資料91ページを御覧ください。

一番上の（款）教育費の欄でございますが、予算額は、２億6,232万6,000円で、支出済額は２億4,252万2,363円、不用額が1,980万3,637円、執行率は92.5％となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90％未満のものについて御説明いたします。

92ページを御覧ください。

表の1段目の（目）教育指導費の不用額が1,693万1,566円となっております。

主なものは、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの派遣において、実績額が見込額を下回ったことによる報酬及び旅費の執行残、並びにスクールソーシャルワーカー配置補助金において、市町村の実績額が見込額を下回ったことによる執行残であります。

次に、表の中ほどにあります（目）保健体育総務費の執行率が71％となっております。

主なものは、弁護士着手金が必要となる事例

が発生しなかったことによる委託料の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

94ページを御覧ください。

表の２段目、「みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進」では、子供たちに対するＳＯＳの出し方に関する授業等や、全教職員を対象に子供のＳＯＳを受け止め、適切な支援につなぐための研修を実施するとともに、人権課題に対する実践的研究を推進するなど、学校における命を大切にする教育と人権教育の充実を図りました。

続きまして、95ページを御覧ください。

表の１段目、新規事業「不登校等対策強化」では、不登校等対策の拠点となる県教育支援センターコネクトを設置し、不登校児童生徒への直接支援を行ったり、関係団体等との連携を図るための協議会等を開催するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員し、全公立学校に配置・派遣することにより、児童生徒や保護者への支援体制の充実を図りました。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○荒神主査　執行部の説明が終了しました。ただいまの説明について質疑はございませんか。

○本田委員　資料70ページから、スポーツ振興課のところでなんですけれども、事故繰越の記載があるんですが、台風や災害等によって、多分できなかったということだと思うんですけれども、この内容について教えていただきたいと思います。

○田中スポーツ振興課長　ただいまの御質問について説明いたします。

これは、現在、県総合運動公園の陸上競技場の照明施設の設置工事を行っているんですけれども、まず、令和５年度に国の補助金を活用して、この工事を行う予定にしておりましたが、思ったような額がいただけませんで、令和５年度から令和６年度に明許繰越として、繰り越させていただきました。今度はその工事の業者を決定するために、令和６年度にプロポーザル方式によって、企画提案競技ということで、公募を行ったんですけれども、２回実施しましたが、どちらも不調に終わりました。その理由としましては、現在、大型の県のいろいろな施設の工事が進んでおりまして、照明を設置する業者がおらず、令和６年度は予定の工事が実施できなかったということで、事故繰越とさせていただいております。

○本田委員　そうすると別に災害とかそういうことではないということですよね。分かりました。

○坂口委員　まだ大型工事が幾つか続いているのですけれども、見通しがあるのかというのと、こういうときは入札契約の方法が幾つかありますよね。その中で一番有利な方法だから、プロポーザル方式は時間がかかる、参加するかしないか分からないというときに、きちっとした方法としては、１つには指名競争入札というのがありますよね。そういう方法の選択は取れなかったのか。事故繰越をして、年度内に完成できなかったら、法的な整理などなかなか大変です。実際業者の工期不足とかが分かっていながら契約をしたとか、いろんなことが焦りの中から出て……。だから、ここらは、入札のいろんな方法――随意契約というのも認められているんです。県民にとって一番有利な契約方式はどれかというところを選ぶべきだから、そこらを検討

する余地があったのかな――それでもプロポーザルだったというのならしようがないですけれども。事故繰越を行い、２年目には完成できるのか。そこらはどうですか。

○田中スポーツ振興課長　今、委員おっしゃるとおり、本当に年度内の完成を目指すべきだったと考えております。

令和８年度に国スポのリハーサル大会、令和９年度に国スポ、障スポ大会が予定されており、それに向けた練習環境整備ということで、令和７年、令和８年を見越して、そこでしっかり取り組んでいただく業者にお願いしたほうがいいだろうということで、令和７年度まで繰り越させていただきました。現在のところは、実際は、この受付期間を前回の２回よりも少し長く設定させていただいて、業者とも今言っていただいたようなことも打ち合わせしながら、工事に取り組んでいるところでございます。

○坂口委員　少し心配になったもんだから。さっきのトイレ改修工事の電気関係、あれも似たような工事が同じ時期に出せるという時に、分離して出しちゃったということで。最終的には契約変更で経費がかなり高くなりますよね。部分ごとに出すと、そこでそれぞれの高い経費を上乗せする。そこも設計変更で経費の減額ですよね。そこらもやられたのかと。県土整備部みたいにプロじゃないから、そこらは難しいんでしょうけれども、契約するときの競争性を高めるとか、品質の確保ですね。これが最優先しなきゃいけないとか、そこらを少しやっていくべきというのを感じました。年に何本かしかやらないから無理ではないと思うんです。そこらを勉強していただいて、ぜひ完璧な方法でというか、入札は特に気をつけていただく必要があるかなと思ったものですから。今後は留意をお願いします。

○安田委員　資料54ページ、教職員課でありますけれども、「スクール・サポート・スタッフの配置」についてです。小学校134校ということで、全体の小学校の何割ぐらいの配置になっているのか教えてください。

○菊池教職員課長　令和６年度で申しますと、小中学校の53.7％の配置になっております。

○安田委員　53.7％ということで、高いほうではないんじゃないかなと思ったところであります。

また、先ほど言いました188校全体で子供と向き合う時間の確保が必要だということでありましたので、ぜひ小学校は100％近く持っていっていただくのが一番じゃないかなと思っています。子どもと向き合う時間というのは一番必要なことじゃないかなと思っているので、よろしくお願いいたします。これも数年前からやっている事業ですよね。ぜひお願いいたします。

それと、この下の55ページの「「みやざきで先生になろう！」推進」について、これも何年も前から実施している事業ではないかなと思っているんですが、年々情報発信とか先生になろうよというＰＲはしているんですけれども、年々受験者数が少なくなってきているような感じが見られます。また、新たな取組――大学３年生からのチャレンジ受験ですか、ああいうのが出てくると、まだ可能性はあるのかなと思うんですけれども、学校の先生になろうとする意欲を向上してもらわないと、ただ受験を受けてもらえるだけではどうかと思って。やはり学校の先生の魅力を向上させていくのが一番ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菊池教職員課長　委員御指摘のとおりだと思

っています。働き方改革も含めて、一体としてここには取り組むべきだと思っています。そういう意味では先ほど受験者数の低下がございましたが、例えば令和２年度は1,392人が、今年度は917名まで落ちました。しかし新卒者は295名であったのが、360名まで伸びてきております。そういう意味では一定の評価はしているところですが、委員御指摘のとおり、学校現場の魅力づくり、ここを含めた対応が必要だと考えております。

○永山副主査　資料33ページ、高校教育課の「世界とつながる高校生海外留学支援」について、要項とかを少し見させてもらったところだったんですけれども、選出については、選考試験、書類選考だとか、面接選考だとかがあるという形にはなっていたんですが、結果として選ばれた生徒について、例えば特定の学校には偏りが見られるとか、そういったところについて状況が分かれば教えていただきたいと思っています。

○長友高校教育課長　既に要項を見てくださったということで、いろいろな未来を思い描く子供たちの希望をかなえるようなプログラムになっておりますので、実際のところ、特定の学校に偏ることなく、たくさんの学校からの申し込みをいただいておりまして、実際に行っている子供たちも様々な学校になっております。例えば、グローバルリーダー育成海外研修――アメリカ、シンガポールなんですけれども、申し込みは16校110人ですが、実際に行った学校としましては、74名なんですけれども、普通科だけではなく専門高校からも参加しているということで、多岐にわたる学校からの参加になっております。

○永山副主査　県内いろんな地域の学校に行っている子供たちがそういう形で機会を得られるのはいいかなと思っております。令和８年度まで事業をされるということで、また引き続きたくさん応募があるようによろしくお願いいたします。

○坂口委員　教育政策課で説明いただいた端末機が更新期に入っていて、かなり数も多かったようなんですけれども、長友高校教育課長にお尋ねします。

先日、定時制通信制生徒生活体験発表大会で宮崎工業高校の生徒が最優秀賞でしたけれども、この発表の中に旋盤の音とか油の匂いとか、「物作り」が大好きだというのがあったんです。そこで使う、実習用のいろんな機械、中にはかなり高価なものもあるんですが、私が聞きながらイメージしたのは昔の旋盤とか、ボール板なんかで穴を開けたり、手作業でやるやつかなと思ったときに――すごい技術を身につけるものなんですけど、卒業後に待っている企業というのは最先端の機器を使っているんですよね。そのときにそのギャップで、学校ではものすごく優秀だったけれども、来たら使い物にならないというようなことになる心配がないのかなという……。

課長の答弁では限界を超すかもですが、教育長がプロですけれども、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律と照らし合わせたとき、もう通用しないよと、ただまだ償却残があるよと。でも、やっぱり生徒のために買い替えないと駄目だし、出口も見つからないというようなとき、この判断の仕方というのはどんなふうになっておられるんですかね。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が少し変わった部分もあると聞くんですけれども。

○吉村教育長　産業系の高校におきまして、特

に工業高校、また農業高校においては、実習のために様々な高価な機器を導入して使っております。

まず、機器の導入に当たりましては、義務教育と違いまして、県立高校の場合は、国庫補助がなかなかつきません。たまに国のほうで経済対策で交付金があって、そういう交付金で何でも使えるような場合は、優先的に学校の機器整備等々に回して、新しい機器の導入等もやっているところです。

ただ、御指摘のように補助金を活用した場合、適正化法の適用を受けることになりますので、償却期間等々が過ぎれば、本来更新すべきで、なおかつ、今最先端の企業で通用するような機械を、高校の実習で使用できればいいんですけど、なかなかそこに追いついていないというのが現状でございます。機器の更新につきましては、多額な費用がかかるものですから、なかなか一般財源だけでは対応ができません。ある程度、計画的に各学校のニーズに応じて対応しているところです。

一方で、今回一般質問で山下議員から、スマート農業等々にも対応するために、最先端の機器の導入を目指すべきではないかという御指摘もいただいたところです。今回、政府の判断で来年度から高校の実質無償化が始まります。そうなりますと、言葉は悪いんですけど、生徒の奪い合い――高校の一層の魅力向上を図る必要があります。それにあたって、機器の更新、あと併せて施設整備につきましても、県立学校の場合は国庫補助制度がございませんので、まず、知事会を通して、産業系高校の機器整備の補助金の支援、私個人としても、年度早々に文部科学省に出向きまして、担当課に、校舎の設備に関してまでは言わないけど、せめて機器等の整備支援だけでもお願いできないかという要請を行ったところです。なかなか国の財政もありますので、すぐに財政支援が受けられるかどうかは別ですけど、可能な限り、国に要望するとともに、財政当局等にも相談して、機器整備が定期的に行えるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員　決算の域を少し出るかも分からないですけど、まず１つには、県の単独費で整備する高価な施設については、財政課の理解というのがどうあるかなんですよね。まだ更新時期じゃない、あるいはまだ使えるというときに――しかしそれをやらないと、学校の魅力と出口で企業の魅力、そこで入り口も出口もなかなか人が通れないなという。

それから、無償化と言われたんですけど、今の高校は学ぶ生徒側、保護者側、あるいはその他の、国とか行政側からしても義務教育扱いですよね。そうなったときに、この補助公共事業として扱える標準的な施設について、あるいは機材については、そういうように改正が必要かなと思う。

そして時代がこれだけ進んでいって、早ければ適化法、これについても柔軟な――計算して出てきた数字の補助金は返しなさいというようなことでは、そちらで行き詰まると思うんです。購入したものに対してのペナルティー金を払うというのは、なおさら財源の確保と支出は難しいと思う。だから、今言われたように、ここのところでかなり窮屈な、今の時代に合わないような制度になっているんじゃないかということで――決算の委員会に結びつけますと、端末機の更新も更新時期に入ったからではなくて、もうこの時代にこんなものは通用しないよというときが来たらパッと変えられるように、法律に

少し柔軟性を持たせなきゃいけないんじゃないかなと。そこで今のこの制度の中で、義務教育課も高校教育課も窮屈さをそれぞれ感じておられないかどうか。どうですか。

○吉村教育長　補助金適正化法については、学校施設整備に限らず、全ての国庫補助事業に通じるものですので、またそのあたりについてはしっかり勉強して、柔軟な対応を――私であれば文部科学省に要請をしたいと思っております。併せまして、先を見て学校運営もやっていかないと、なかなか厳しくなると考えております。子供の数が減りますので、生徒数は今後年々減っていくことになります。生徒数が減ることについては、県立に限らず、私立の高校にとっても経営に響くことになります。

そういう中で、各地域にある県立学校を継続的に持続可能な形で今後運営していくためには、生徒数に応じた形で先生、学校の施設整備等々も考えていかないと、今のスケールのまま維持していくというのは厳しくなると思っております。児童生徒数に合わせた教育の規模、先生の配置、質の高い教育をしっかり施せるようにやっていきたいと思っております。

あわせて、学校の施設、機械等の設備については、今各企業が求めるような人材育成に資するような施設整備ができるように、しっかり国にも要望してまいりますし、教育委員会においても、お金の使い道として、今まであれもこれもだったところは、しっかり見直して、本当に必要なものにある程度集中して予算を使っていけるように、今後検討していきたいと考えております。

○荒神主査　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

――――――――――――――――――――――――――――――

午前11時20分再開

○荒神主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず採決の日時ですが、10月１日午後１時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　何もないようですので、以上で本日の分科会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時20分散会

令和７年10月１日（水曜日）

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時０分再開

―――――――――――――――――――――――――――――

出席委員（７人）

主　　査	荒　神　　稔
副　主　査	永　山　敏　郎
委　　員	坂　口　博　美
委　　員	中　野　一　則
委　　員	安　田　厚　生
委　　員	本　田　利　弘
委　　員	工　藤　隆　久

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

―――――――――――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

議事課主幹	黒　木　一　寛
総務課主事	髙　妻　勇　斗

―――――――――――――――――――――――――――――

○荒神主査　それでは、分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に各議案につきまして賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後１時０分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時０分再開

○荒神主査　分科会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

（「一括」と呼ぶ者あり）

○荒神主査　それでは一括して採決をいたします。

議案第25号、第26号及び第28号につきましては、原案のとおり認定すること、議案第27号につきましては、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　御異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号及び議案第28号につきましては原案のとおり認定、議案第27号につきましては、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の項目及び内容について、御意見等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後１時１分休憩

―――――――――――――――――――――――――――――

午後１時４分再開

○荒神主査　委員会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○荒神主査　特になければ、以上で分科会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後１時５分閉会

署　名

文教警察企業分科会主査　　荒　神　　稔